県　章

三重県公報

平成18年５月12日(金)

号　外

目　　次

監査委員公表

○　監査結果の公表……(監　査　委　員) 1

○　同件……(　　同　　)697

監査委員公表

監査委員公表第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項の規定に基づき、平成17年４月14日から同年11月22日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成18年３月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成18年５月12日

三重県監査委員　鈴　木　周　作

三重県監査委員　西　塚　宗　郎

三重県監査委員　吉　川　　実

三重県監査委員　秋　月　　功

監査の結果に基づいて講じた措置

部局等名　総合企画局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

総合企画局長は、局長率先実行取組のマネジメント方針として「個人情報の的確な管理を行い、プライバシー・ポリシー(個人情報取扱方針)や危機管理マニュアルを予め整備してリスクに的確に備えること」を示しています。これを受けて各室長以下職員全体で共通の認識を持ち日常業務の適正な執行に努めています。具体的には以下の取組を行いました。

・1万人アンケートや県民意識基礎調査の契約では、委託業者に対して収集した個人情報の秘密の保持、複写及び禁止等の条件を明記した「個人情報取り扱い特記事項」を定めて、その遵守を義務づけています。

・個人情報が含まれる文書は、鍵のかかるロッカーで保管しています。

・関係室ごとに定めた危機管理マニュアルのテーブル訓練や実施訓練を行い、課題の洗いだしと検証を行い、不備の箇所は修正を加えました。

・職員の危機管理能力については、防災危機管理局危機管理総務室の主催する室長危機管理研修、一般職員危機管理研修や生活部個人情報保護室の主催する個人情報の保護に関する説明会等に出席させて危機管理研修に努めています。

・パソコンの盗難防止対策として、個人配布のパソコンにチェーン付き錠を設置しました。

2　取組の成果

危機管理マニュアルのテーブル訓練や実施訓練を行うことで、日常業務の執行においても情報セキュリティに対する意識の醸成が行われるとともに職員の個人情報保護に対する意識が高まり、実践対応力が向上しました。

平成１８年度以降（取組予定等）

三重県個人情報保護条例の施行により、なお一層の職員の個人情報の適正な取り扱いに対する責任が求められるので、全庁的な研修や部独自の研修・訓練を通して職員の個人情報管理の適正化と危機管理意識の向上に努めます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの96件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

局内の総括室長等で構成する経営会議等において、随時注意喚起を図りました。また、職員に対しては、所属長を通じて周知徹底を図りました。

2　取組の成果

職員への注意喚起、普及啓発を行った結果、職員の交通安全意識の向上が図られました。

平成１８年度以降（取組予定等）

平成１８年度においても、更なる事故の未然防止に努めるため、職員に対して昨年以上の注意喚起を図ります。

また、今後、万一事故が発生した場合においては責任の明確化を図る為、損害賠償金額によっては厳な対応を行います。

部局等名　総合企画局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予測されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

科学技術振興センターが管理する施設の耐震化を促進するため、次の施設の耐震診断や耐震補強計画の策定に取り組みました。

・耐震診断　　工業研究部中央棟他3棟、金属研究室本館棟、窯業研究室本館棟
・耐震補強計画の策定　　農業研究部本館棟

2　取組の成果

耐震診断を行った施設のうち、工業研究部共同研究A棟、窯業研究室本館棟について、補強工事が必要なことが判明したため、工業研究部共同研究A棟は平成20年度に、窯業研究室本館棟は平成19年度に耐震工事を行う計画を策定しました。

なお、農業研究部本館棟については、補強計画策定の過程で耐震基準を満たしていることが判明したため耐震化が不要との結論が出ています。

平成18年度以降（取組予定等）

工業研究部共同研究A棟、窯業研究室本館棟については、平成19年度及び20年度末までに補強工事を終えるため耐震化補強計画の策定、実施設計を順次行う予定です。

また、耐震診断を行っていない施設についても計画的に耐震診断を行い、耐震化が必要な施設については、補強工事を行う予定です。

部局等名　総合企画局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・科学技術振興センターが管理する施設のうち、全庁的に実施された、県有施設におけるアスベスト使用調査により、工業研究部研究棟3棟、林業研究部本館機械室及び付属棟機械室の合計5棟について吹き付けアスベストが使用されていることが判明するとともに、金属研究室本館機械室にアスベストを含有するロックウールが使用されていることが判明したため、吹き付けアスベストが使用されている箇所について入室管理の措置を取りました。

・これら吹付けアスベストについては、県庁全体の処理方針に従い、12月補正予算で撤去工事費等の予算措置を行いました。

2　取組の成果

・入室管理の措置により、来客者等への健康被害を極力減少させています。

・撤去工事については、工事方法等の検討に時間を要したため、繰越手続きを行い、18年7月末までに工事を終了させることとしています。

平成18年度以降（取組予定等）

工業研究部等5棟の吹付けアスベストを早期に撤去するとともに、金属研究室のロックウールについても平成18年度中に撤去工事を実施する予定にしています。

部局等名　総合企画局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

業務委託契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二の一の規定により随意契約によることができる場合以外は、総合企画局入札審査会設置要綱により入札審査会を開催し、契約方法や相手方の選定理由などを精査検討し事務の適正化を図っています。

また、随意契約を実施する場合は、理由を明確にすることにより透明性を高めるよう努めています。

2　取組の成果

随意契約の理由が明確化され、公平性、透明性が高まり、適正な執行をすることができました。

平成１８年度以降（取組予定等）

平成１８年度以降についても、契約担当者、事業担当者の情報共有を図り、契約事務のより一層の競争性、公平性、透明性の確保に努めます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

特命随意契約の発注にあたって、業務内容を再精査し、競争性を採り入れることが可能かどうか契約方法を再検討するよう努めました。

やむを得ず特命随意契約を実施する場合においても、特命理由の根拠を明確にしたうえで発注するとともに、適正な予定価格が算定されるよう仕様書の精査等チェック体制を強化しました。

2　取組の成果

随意契約の理由を明確にすることで公平性、透明性が高まるとともに、業務内容を精査することにより職員のコスト意識が向上しました。

平成１８年度以降（取組予定等）

次年度以降も特命随意契約の実施にあたっては、契約の競争性、公正性を踏まえ慎重に対応するとともに、適正価格での契約が損なわることの無いよう、組織的なチェック体制を強化していきます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（総合行政）

(1)　県政に係わる重要施策等を審議するため県政戦略会議を開催するとともに、各部局においては関係部局から構成される連絡会議や推進本部等を設置するなど相互連携に努めているが、これらの取組について総合行政の観点から機能しているかどうかを検討し、各部局等の施策が、県民しあわせプランに基づいて一体性、整合性をもって展開されるよう積極的に支援されたい。

（経営企画分野、政策企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　総合行政の取組は、各部局、県民局等が担当する事業をマネジメントしていくなかで、主体的かつ当然のこととして行われるのが本来の姿であり、部局間同士で主体的に取り組むことを基本に進めてきたところです。

(2)　この考え方のもと、総合企画局では、各部局、県民局等が連携を図りつつ、政策を円滑に展開していけるように、全庁的な政策の総合調整と企画立案を行ってきました。

(3)　トップレビューなどにおいて、戦略計画の進行管理を通じて情報共有や部局間の連携を深めるとともに、部局・県民局の横断的な実務レベルの検討なども踏まえて、翌年度の県政運営方針を策定しました。（トップレビュー：5月・9月、県政戦略会議：15回開催、経営企画会議：21回開催）

(4)　平成18年度の組織改編にあわせ県政戦略会議等の構成員を見直し、関係部局の推進本部会議等の取組が総合行政の観点から機能しているか検討し整理するよう調整を図りました。

2　取組の成果

(1)　県政戦略会議等での議論を通じて、県政の重要課題について情報共有と部局長間のコミュニケーションが深まるとともに、各部局、県民局等が連携をもった各政策が円滑に展開されました。

(2)　平成18年度の県政運営方針などに基づき、各部局において、重点プログラムなどについて必要な見直しが図られました。

(3)　各部局の推進本部等が総合行政の観点から検討・整理され、マネジメント機能の強化を図るために県政戦略会議等の構成員を見直しました。

平成18年度以降（取組予定等）

新しく再編された政策部において、各部等の施策が、県民しあわせプランに基づいて一体性、整合性をもって展開されるよう、引き続き県政戦略会議等での議論を通じて全庁的な政策の総合調整を行っていきます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県民しあわせプラン）

(2)　「県民しあわせプラン・戦略計画」に基づき、県が取り組んだ事業やその成果、課題などを県政報告書として公表しているが、平成16年度においては、施策目標の未達成が63施策中31施策、重点プログラムであまり進まなかったまたは進まなかったとしたものが30プログラム中6プログラムあった。

戦略計画の実現にあたっては、施策や重点プログラムなどで実績に遅れが見られる取組に対して重点的な支援を行うなど計画の総合的な推進を図るとともに、県民や市町村など多様な主体との連携・協力により、県民しあわせプランの実現に向けて、引き続き「新しい時代の公」の実践等に取り組まれたい。（政策企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　計画の推進について

①　トップレビューでの協議など、「県民しあわせプラン・戦略計画」の進行管理を通じて、16年度の実績評価で進捗に遅れが見られた重点プログラム等について、構成事業等の見直しを行った上で目標達成に向けて取り組みました。

②　翌年度当初予算編成の考え方のベースともなる「平成18年度県政運営方針（案）」について、18年度は「戦略計画」の仕上げの年度になることなどに留意して策定しました。

(2)　「新しい時代の公」の実践について

17年4月に「新しい時代の公推進本部」を設置し、全庁的な推進に取り組んでいます。実践提案事業（69事業）を各部局が行い、「新しい時代の公」の視点から必要な県のルールや仕組みを検証しました。また、県政だよりでの事例紹介、パンフレットの作成・配布、パートナーシップフォーラムや県民円卓会議（県内6箇所）の開催、ＣＡＴＶの活用など県民の方々への啓発に努めました。

2　取組の成果

(1)　計画の推進について

①　16年度の実績評価で遅れが見られた重点プログラムについても、17年度における取組を通じて、目標達成状況の改善を見込んでいます。

②　「平成18年度県政運営方針（案）」に基づいて取りまとめられた平成18年度の当初予算において、引き続き重点プログラムの事業費枠が確保されました。また、施策についても、限られた財源の中で、目標達成に向けて効率的に取り組むこととしています。

・重点プログラムについて、３年間で1,022億円余りと、ほぼ計画どおりの事業費（当初予算ベース）を確保。

(2)　「新しい時代の公」の実践について

実践提案事業では、県民との協働事業がかなり浸透してきている一方、「公」を担う多様な主体との情報共有、市町・企業の特徴を活かした取組の必要性などの課題が抽出されました。

職員研修会や実践提案事業を通じ、職員の理解も向上してきています。

また、県民円卓会議では、県民が主体となって地域を担うことについて県民どうしが議論を行うことにより「新しい時代の公」に対する県民の理解度が深まってきています。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　計画の推進について

平成18年度は、「戦略計画」の最終年度であり、平成17年度実績の評価結果やトップレビューでの議論も踏まえながら、各施策・事業、重点プログラムの目標達成に向け、着実に取り組みます。

(2)　「新しい時代の公」の実践について

実践提案事業は、「新しい時代の公」への取組を進めるうえでの課題解決に資するものや、市町・企業の「新しい時代の公」への取組を進めるものなど、新たな観点から取り組むことにより、17年度の検証で得られた事業の進め方などのしくみについて検証を行います。

また、ＣＡＴＶや県政だよりの活用、各部による実践提案事業を通じ、県民の皆さんへ「新しい時代の公」の考え方を広めていきます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（みえ政策評価システム）

(3)　平成17年2月の職員に対する意識調査では、みえ政策評価システムの趣旨を理解しているとした職員が前年度47%※から62%、みえ政策評価システムの評価表で評価結果が業務を遂行するうえで活用できたと考えている職員が前年度24%から32%と改善しているが、依然として低い状況にある。

そのため、評価表による成果の確認と検証等により次年度の事業展開や経営資源の配分などの議論に十分活用できるよう更なる評価内容等の改善に努めるとともに、引き続き職員への制度の周知徹底を図られたい。（政策企画分野）

※　前年度は、みえ政策評価システムが中心的な仕組みとなっていた「政策推進システム」を理解していると答えた職員の割合

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　県民の皆さんにとってわかりやすく、翌年度の事業内容や予算配分などの今後の取組についての議論のもとになる評価表を作成するため、運用マニュアルで示した各評価項目の留意点を踏まえた評価の記載が行われるよう周知徹底しました。その結果、数値目標未達成に対する要因分析や課題を踏まえた取組方向などの記載内容が改善されました。

②　成果の確認と検証を踏まえ、施策と重点プログラムの評価結果を、『平成17年版県政報告書』として公表し、県民の皆さんへの県政に関する情報共有と積極的な県政参画を図るツールとして活用するとともに、これらの過程で得られたご意見等は、平成18年度県政運営方針に反映させるなど、みえ行政経営体系のサイクルに沿って運用しました。また、事務事業については、成果の確認と検証を踏まえ、各事業の必要性・効果等を検証し、既存の事業の見直し、再構築が行なわれました。

③　県民の皆さんにとってわかりやすく、的確な内容の評価表を作成して県政報告書として公表するため、職員向けの運用マニュアルを改訂し、各評価項目の具体的な留意点を変更しました。また、説明会を開催し、評価者にその趣旨を周知しました。

・説明会の開催状況　2月　延べ9回

2　取組の成果

①　評価表の作成者を対象にしたみえ政策評価システムのアンケートによると、評価結果が業務を遂行する上で「活用できた」、「まあまあ活用できた」とする職員は、昨年度の32%から17ポイント上昇し49%となりました。また、「成果の確認と検証」に参加した職員のうち意義があったと答えた職員は、51%でした。

・アンケートの実施状況　平成18年1月実施　回答数370名

②　みえ行政経営体系のアンケートの中で、みえ政策評価システムの趣旨（・内容）を理解していると答えた職員が、昨年度の62%から5ポイント上昇し67%に達しました。

・アンケートの実施状況　平成18年1月実施　回答者3,749名

平成18年度以降（取組予定等）

①　平成18年度の組織改正において、みえ政策評価システムは総務部へ移管されますが、引き続き現在のシステムを基本に「県民しあわせプラン・戦略計画」の施策、事業展開を的確に評価していくとともに、他の仕組みとの連携を強化し、評価結果を「戦略策定」および「戦略展開」のプロセスにより反映させることができるよう努め、県民の皆さんにとってわかりやすく、職員にとって使いやすいシステムに改善していきます。

②　次期戦略計画の政策・事業体系の点検結果などを受けて、数値目標のあり方を見直すとともに、評価方法について検討します。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（木曽岬干拓地）

⑷　木曽岬干拓地の土地利用は、当面の利用目的である野外体験広場や建設発生土ストックヤードに供するため平成13年度から環境影響評価を実施しているが、当該地域を取り巻く環境については、中部国際空港の開港、四日市港及び名古屋港がスーパー中枢港湾に指定されるなど大きく変化している。

「木曽岬干拓地土地利用庁内連絡会議」を設置して土地利用について再度検討することとしているが、高度利用の検討にあたっては、地域住民、関係機関、民間の有識者等との十分な議論を行うとともに、県民に対して積極的に情報提供を行うなど合意形成に努められたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　木曽岬干拓地土地利用庁内連絡会議

平成16年度に再度立ち上げた木曽岬干拓地土地利用庁内連絡会議は、これまでに連絡会議を2回、作業部会を3回開催し、将来の都市的土地利用に向けた検討方策や当面の土地利用計画の変更についての検討を行いました。

②　環境影響評価

木曽岬干拓地の当面の土地利用を図るため、平成13年度から進めてきた環境影響評価については、平成17年12月13日に知事意見が出され、それを受け、評価書を作成し、本年1月31日に公告・縦覧を行いました。また、同日に工事着手届出書を三重県及び愛知県、木曽岬町、桑名市、弥富町に提出し、整備事業に着手しました。

③　アクセス道路の整備

当面の土地利用のみならず将来の土地利用に向け、国道23号から干拓地に至るアクセス道路の整備が急務であると考えており、県土整備部と連携を図り、調査・設計等を進めました。

2　取組の成果

①　木曽岬干拓地土地利用庁内連絡会議において、将来の都市的土地利用の検討方策や当面の土地利用の変更について議論を進めました。一方、木曽岬町においても、「木曽岬干拓地土地利用検討委員会」が設置され、将来の都市的土地利用に向けた町独自の検討が開始されました。

②　当面の土地利用の着手に必要な環境影響評価手続きについては、平成18年1月31日に評価書の公告・縦覧を行うとともに、工事着手届出書を関係機関に提出し、干拓地へ盛土を搬入する準備工事等に取り掛かりました。これにより18年度早々にはわんぱく原っぱへの盛土や建設発生土ストックヤードへの土砂受け入れが開始できる見通しとなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　買い受け当時と周辺の状況も大きく変化していることなどから、新たな土地利用の可能性について、今後とも木曽岬干拓地土地利用庁内連絡会議で総合的、広域的に検討を進めるとともに、有識者や経済界等からの聞き取りを行うほか、地元木曽岬町や桑名市をはじめ、愛知県、弥富町とも連携して検討していきます。

②　わんぱく原っぱへの盛土や建設発生土ストックヤードへの土砂受け入れが円滑に進むよう関係機関等と調整します。

③　干拓地へのアクセス道路については、干拓地から現県道の区間を平成20年代前半に完成・供用することを目途に重点的に整備します。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（発電用施設周辺地域企業立地資金貸付制度）

(5)　発電用施設周辺地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化を図るため、発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金を設置して金融機関との協調のもと、企業に対して資金融資する制度を設けているが、企業への新規貸付が平成9年5月を最後に実施されていない。

そのため、当該制度の周知に積極的に努めるとともに貸付資金ニーズの把握などをし、制度のあり方を検討されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

本制度は、平成１３年度に貸付金利を改正し、利用拡大に向けた制度の見直しを行ってきましたが、利用の掘り起こしにつながりませんでした。このため、利用されない原因を明らかにして、その対応を行うこととし、アンケートや聞き取りにより、①同様の制度を実施している他県（１８県）の制度内容や状況、②金融機関における当制度の認知度などについて調査を行いました。

また、他部局が所管する同様の制度との比較検討を行いました。

2　取組の成果

状況調査などから、本制度は他県の制度と比較して遜色ないものであり、利率（現行 1.6%）及び保証（保証協会加入義務なし）に関して金融機関においては若干の課題はあるものの、現行の利率は中小企業者にとっては、政策的に低く押さえられた、借り入れやすい金利であること、保証協会の保証をつけた場合、協会所定料率（有担保保証年率 1.25%）が貸付利率に上乗せされることで負担が増加し、中小企業者が借り入れにくくなるおそれがあることから、制度について今回は見直しを行わないこととしました。

しかし、窓口となる金融機関において本制度が周知されていないことが明らかになったことから、今後は金融機関、関係機関や団体に対し、本制度の周知に注力することとし、平成１８年度に向け制度融資全般の窓口である農水商工部金融室と具体的な周知の対象や方法等について検討を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

関係機関等への本制度の周知を進めることとし、次の取組を行います。

①　本制度を紹介するチラシを作成し、農水商工部が開催する説明会などを通じて各金融機関に周知するとともに、中小企業関係団体等借り手側の窓口へも直接説明するなど積極的な情報提供を行います。

②　制度の照会窓口である地域機関に対し、担当者に直接説明するなど本制度の内容を周知します。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（電子会議室による県民参加等の推進）

(6)　県民の県政参加を促すためインターネットを活用した電子会議室「三重県民 e-デモクラシー」に加えて、平成16年度から「ネットで県民参画」に取り組んでいる。

「三重県民e-デモクラシー」は、平成14年度の運用開始以来3年が経過し、登録者数等は増加しつつあるが参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの取組の成果を検証し、事業運営のあり方について検討されたい。

また、「ネットで県民参画」については、議論された県民の意見等が県政に適切に反映できるよう仕組みの構築を図られたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　成果の検証について

ｅ－デモ会議室におけるこれまでの取組成果の検証を行ってきたところ、その成果と課題は次のとおりでした。

(1)　成果：アクセス数など定量的な実績は、他府県（対象9府県中、回答のあった6県）との比較では高い水準にあり、一方「目的に沿った成果」としては、住民主体の活動展開や団体の結成、行政への提言などにつながったものが3年間で16件ありました。

(2)　課題：一方で成果につながらない会議室が大半を占めました。その要因として、

①参加者が少なく固定化したり、意見がまとまらない、趣旨不明確な投稿を排除できないなど、議論が成立しにくいこと

②行政批判や質問攻めを招くなどから、行政の積極的な参画が得られにくいこと

③費用対効果の点からも成果に比して費用が割高とみられること

などがあり、全体として満足な事業成果を挙げたとはいいにくいと考えています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　今後の望ましい見直し方向について

今後もＩＴの可能性は拡大し、活用のあり方を考えていくべきですが、ｅ－デモ（電子会議室）自体は、ネット上の特性などから広聴ツールとしては一定の限界があります。一方、民間による電子上の安全なコミュニケーションの場がすでに実現しており、広聴以外の要素（県民どうしの場）は、県の関与の必要性が薄れています。

2　ｅ－デモ会議室の見直し案について

①「ネットで県民参画」は、電子会議室が持っている制約（議論のための情報共有が途中参加者との間では困難であるなど）を極力少なくする一方、ＩＴの特性（時間と場所の制約がなく、低コストで幅広い県民参加を実現できることなど）を生かして発展的に見直し、「ＩＴ広聴事業」を創設します。

②県民どうしの議論の場（ｅ－デモ会議室）は廃止します。

③ｅ－デモジュニアについても、当初意図した青少年の場でなくなっている実態や、運営上、セキュリティ確保に一定の負担もあることなどから同様に廃止します。

3　事業の概要について

ＩＴ広聴事業は、次の２つの事業から成り立っています。

①ｅ－コメント：県が設定する一定のテーマに、県民からご意見、ご提案や取組事例などを募集、幅広く意見をいただき、これを参考にしながら県の事業を進めるものです。

②ｅ－モニター：あらかじめ登録いただいた県民（モニター）に、一定の行政課題について、簡易、迅速に一定の県民意向の傾向を把握するための、電子アンケートのしくみです。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（人材育成）

(7)　平成8年度に策定された人材育成ビジョンについては、地方分権の進展や危機管理の視点など県を取り巻く環境が大きく変貌していることから、これまでの取組の成果の検証を踏まえてビジョンを見直されたい。

また、自律（立）した職員の主体的な参加を前提として、マイセルフ研修やｅ－ラーニングなど経営型の行政運営や新しいスタイルの研修を実施しているが、業務上必要な基礎的な知識の不足からくる事務の誤り等が数多く見受けられることから、各部局の実施している各種の研修、人材育成方針及び行政経営品質向上活動と連携し、ＯＪＴ（職場内訓練）などの現場を重視した人材育成対策の強化を支援されたい。

さらに、職員が研修等により身に付けた知識・能力を有効に活用できるよう、人事配置や職員処遇と関連させるなど総務局との一層の連携に努められたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　総務局と連携して、人材育成のあり方についての検討を重ね、社会情勢や県の行政運営を取り巻く環境の変化、みえ行政経営体系の検討も踏まえながら、三重県人材育成ビジョン（人材育成の基本方針）の改訂作業を進めました。また、この新しい人材育成ビジョンの考え方に基づき、具体的な研修計画も策定しました。

②　上記ビジョンでは、職場での人材育成活動としてのＯＪＴを重視し、職員、所属長、部長等を人材育成の基本的な構成として、三者がそれぞれの役割を認識して一体となって人材育成を進めるとともに、各職場をサポートする研修等の施策を検討することとしています。

③　さらに、新しい人材育成ビジョンでは、研修と人事配置や職員処遇を関連させることが重要であるとの認識のもと、県の人材育成を総合的かつ一体的に企画し推進するため、人材育成所管部署の機能を明確にし、人材育成に係る全庁的な連絡・調整にあたる人材育成推進会議を充実することとしています。

④　そして、上記の取り組みを実効あるものとするため、１８年度から、政策開発研修センターを総務部へ移管し、職員研修センターと名称を変えました。

⑤　なお、県職員として必要な知識、能力の習得のため、ｅ－ラーニングシステムに設定した文書事務、会計事務、法令の基礎、地方自治制度、行政法等の基礎科目の受講を促進するとともに「県職員の基礎的知識再習得研修（会計事務の基礎）」を実施しました。

2　取組の成果

①　三重県人材育成ビジョン及びビジョンを踏まえた職員研修計画を策定しました。

②　出納局と連携して実施した「県職員の基礎的知識再習得研修（会計事務の基礎）」は、募集定員５０名のところ、１０２名の職員が受講しました。

③　コーチング研修やエンパワーメント研修など、ＯＪＴを進めていく上で必要なマネジメント能力を養成する研修の受講対象者を課長補佐級職員として実施した結果、合計１５７名が受講しました。

④　また、新規採用職員トレーナーのフォロー研修は、トレーナー全員を対象として実施し、７７名が受講しました。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度以降は、「多様な人材を育む組織文化の創造」をテーマとする新しい人材育成ビジョン及びこれを踏まえた職員研修推進計画に基づいて、御指摘の方向で人材育成に努めて参ります。

部局等名　総合企画局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（産学官の連携・交流）

(8)　科学技術振興センターの研究機能を生かし、高等教育機関や企業等との共同研究などに取り組んでいるが、全県的な科学技術振興の視点から、更に新しい研究への取組やより質の高い技術開発に結びつく環境を整備するため、産学官の研究者や研究機関を結ぶ人と情報の交流ネットワークの構築を検討するとともに、それぞれの研究者等の橋渡しとなるコーディネイト機能を強化されたい。

また、技術の普及部門や生産者等との連携を一層強化して、研究成果の普及拡大と地域産業等への活用に努められたい。

（科学技術振興分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・17年度から地域産学官研究交流事業を実施し、産学官連携による科学技術の振興を推進するため県内の大学等高等教育機関、企業、公的研究機関の研究者、技術者、科学技術コーディネータなどが主体となった「みえ研究交流サロン」を設立し、幅広い人的ネットワーク構築や相互の信頼関係を醸成すると同時に、技術交流・連携の促進と共同研究アイデア等の創出を行い、大型研究開発プロジェクトの立ち上げや研究開発を通じた地域課題の解決につなげる取り組みを始めました。

・科学技術振興センターが有する研究成果・知見を活かし、中小企業や農林水産業生産者等の事業者のニーズにより技術支援が可能な（共同研究を必要としない）ものに対して、平成１６年度から全研究部で対応できるよう制度を見直し、中小企業等の技術開発を広い分野で支援しています。

2　取組の成果

・本年度は、①県内産学官連携の相互調整を行う「コーディネータ等連携会議」の開催（2回）、②国等の研究プロジェクトに対応し応募につなげるための「研修会兼交流会」の開催（3回）、③産学官連携共同研究につながるグループ化を進める「研究連携グループ」の設置（6グループ）などに取り組み、この連携グループから３つの国等競争資金プロジェクトに応募（審査中）しました。

・平成17年度は、ハタケシメジの栽培・利用法、陶磁器等のデザイン、マダイ飼料、イチゴ育苗技術（普及組織要請も有り）、木材利用、医療関連技術、太陽電池関連技術など31件の技術支援を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・地域産学官研究交流事業を引き続き実施する他、平成18年度から新たに「競争的研究プロジェクト戦略推進事業」を実施し、国等の競争的研究プロジェクトの戦略的かつ計画的・持続的な獲得に向けて、新たに研究連携コーディネータを設置して県内大学や企業へのプロジェクト提案・調整などを行うほか、プロジェクト育成試験としてその予備的な調査・試験を実施し、プロジェクトの獲得に繋がる仕組み作りに取り組む予定にしています。

・技術支援の制度に引き続き取り組む他、平成18年度から新たに「新製品・新分野展開共同研究事業」を実施し、産業界における広い分野のニーズに対応した共同研究や、科学技術振興センターの研究成果を活用して事業化を進めるための共同研究を広く公募し、産業界との連携による研究開発を強化する予定にしています。

部局等名　総合企画局

監査の結果
2　財務等に関する意見 ⑵　支出に関する事務 通勤手当の支出に誤りがあったので、すみやかに措置するとともに、今後、適切な事務処理に努められたい。 通勤手当過少支給　　７７５，１５２円　（政策開発研修センター）
講じた措置
平成１７年度 1　実施した取組内容 平成１７年４月分の給与にて通勤手当過少支給分を追給処理いたしました。その後、その内の１名については、遠隔地手当を支給できないにも関わらず、誤って支給していたことが判明し、平成１７年７月に本人から誤支給分について返還を受けました。 2　取組の成果 計算誤りが生じぬよう、旅費制度の根拠、規則を熟知すべく担当者が研修や自主学習により資質向上を図るとともに、支払いについて決裁者のチェック機能を強化するべく努めました。
平成１８年度以降（取組予定等） 引き続き、担当者の資質向上を図るとともに、チェック機能の向上を図るように努めていきます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

2　財務等に関する意見

(3)　公有財産の管理事務

イ　金品損傷

公用車の損傷事故が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（科学技術振興分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　所属内会議時や庁内メールを通じ、職員に対し交通安全意識や県有財産の管理意識の高揚について注意喚起を行いました。

(2)　研究部単位で交通安全・安全運転研修を開催し、交通事故に関するビデオ視聴、資料による事故防止の認識向上、処分基準・事故発生時の手続き等について説明を行いました。

2　取組の成果

各種手法を通じ、職員の交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りましたが、公用車での事故は、相手方の過失割合が100％のもの1件を含め、3件発生しています。

平成18年度以降（取組予定等）

交通安全意識、県有財産の管理意識の高揚には、継続して地道に取り組むことが肝心であり、引続き対策に取り組んでいきます。

部局等名　総合企画局

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1 業務委託の実施状況（特命随意契約）

(1) e-デモ会議室サイト保守・運用業務委託の見積書における業務内容不明示　（経営企画分野）

(2) 無煙無臭焼却炉焼却灰分析・処分業務委託の検収記録未作成

（科学技術振興センター畜産研究部）

(3) 生物飼料の培養、水槽洗浄及び配合飼料の給餌業務委託の見積書未徴収、随意契約理由不明確

（科学技術振興センター水産研究部）

2 人件費

(1) 扶養手当、住居手当、通勤手当の事後確認漏れ　（政策開発研修センター）

講じた措置

平成17年度

1 実施した取組内容

○ 業務委託の実施状況

(1) 仕様書で業務内容を明確にして、業務内容が明示された適正な見積書が提出されるよう努めました。

(2) 検収記録未作成の業務委託契約については、委託業務の履行、検収の再確認を行い、支出負担行為書に追記し、以後、支出命令の決裁段階でのチェックを厳重に行うように努めました。

(3) 見積書未徴収、随意契約理由が不明確な業務委託契約については、随意契約理由を追記し、以後、契約締結の決裁段階でチェックを厳重に行うよう努めました。

○ 人件費

(1) 人件費に係る諸手当の事後確認のチェック体制を整え、確認できる関係書類を保存しています。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、決裁段階でのチェックを厳重に行うことにより適正な執行を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も会計規則等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報資産を重要性分類により整理し、特Ａに分類される重要な情報資産について、情報資産管理簿を整備しました。

（2）平成16年11月9日付け「個人情報の安全な保管に関する当面の対策について」に基づき、各所属において記録媒体及び保管方法の見直しを行うとともに、職員一人ひとりがパソコン等に保管する個人情報の適正な管理に努めました。また、局内の全パソコンに盗難防止のためセキュリティロックを整備しています。

（3）総合税システム（本庁、各県税事務所、自動車会議所）について、平成17年10月に全ての機器の更新があり、各端末のハードディスクの暗号化とＩＣカードの導入を行いました。また、運用面における各種情報セキュリティ対策を行いました。

①　必要なユーティリティソフトのみがインストールされていることの書面での確認
②　不要な管理用IDの削除
③　デフォルトで作成されている管理用IDのパスワード変更
④　ログオフ後のログイン画面のパスワードのクリア

（4）庁舎管理面では、本庁舎の平日夜間及び休日の入退庁について、時間外登退庁者名簿等への記入、職員証の提示を徹底しました。

（5）情報セキュリティに関する研修へ参加するとともに、所属内研修において個人情報保護に対する危機管理の視点も含めた職員への意識付けを図りました。

2　取組の成果

（1）個人情報の適正な管理が図られるとともに、職員の個人情報保護に対する意識が高まりました。

（2）総合税システムについて、盗難による情報漏洩防止策の強化、不正アクセスの防止及び情報セキュリティの強化が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）三重県電子情報安全対策基準に基づき、重要な情報資産の情報資産管理簿による管理・運用を開始します。

（2）引き続き、個人情報の適正な管理、職員の個人情報保護に対する意識の向上に努めます。

（3）総合税システムに関して、次のような情報セキュリティ対策を強化します。

①情報資産の管理方法についての対策を強化します。
②電子計算機室等の入退室管理を強化します。
③総合税システムの情報セキュリティに関するマニュアルを整備します。
④管理者権限のIDに対する管理を強化します。
⑤常駐外部委託事業者に対する監視の強化を行います。
⑥システム障害について、外部委託事業者からの報告手続きを整備し、その障害の原因や傾向の分析を行います。
⑦総合税システムの管理者が実施すべき情報セキュリティに関する管理マニュアルを整備します。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）会議・所属内ミーティング等で、職員に対して、交通安全意識及び県有財産管理意識の徹底を呼びかけました。

（2）人材政策室による、通知、メールマガジンにより、定期的に「交通安全」や「飲酒運転」について注意喚起を行いました。

（3）総務局より「無事故･無違反チャレンジ１・２・３」に１６チーム（８０人）、三重県交通安全研修センターでの交通安全研修に随時参加しました。

（4）集中管理公用車貸し出し時に、実際の公用車事故写真を掲示し、発生防止の啓発を行いました。

（5）交通事故が発生した場合の報告やその手順についての徹底を行いました。

2　取組の成果

（1）各種手法を通じ、職員の交通安全意識を高めました。

（2）「無事故･無違反チャレンジ１・２・３」では、各チームが交通安全意識の高揚に努め、１２チームが１２３日間の無事故、無違反を達成しました。

平成18年度以降（取組予定等）

交通事故の防止には、継続して地道に取り組んでいくことが肝心であり、平成17年度と同様の取組を進めていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県総合庁舎の耐震化については、本庁舎をはじめ６庁舎の耐震化計画のうち１４年度本庁舎、１５年度桑名庁舎がそれぞれ完成しており、平成１７年度には四日市庁舎が完成しました。

また、熊野庁舎については、平成１７年度に発注し平成１９年度に完成を予定しています。

2　取組の成果

四日市庁舎が平成１８年３月１３日に完成、熊野庁舎は平成１７年１２月２２日に発注し、平成１９年８月２１日完成予定となっています。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度には、残る伊勢、尾鷲の２庁舎について、伊勢庁舎は基本設計を尾鷲庁舎は耐震詳細調査を行い今後の整備方針を検討していく予定です。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

地域総合庁舎等について、吹付けアスベスト及びアスベスト使用の可能性がある吹付けロックウールの実態把握を行い、使用が判明した箇所については飛散防止、入室及び使用の禁止措置を行いました。

また、除去工事については、緊急度により早急に実施していきます。

2　取組の成果

吹付けアスベストが使用されていた四日市庁舎（犬舎）については、除去工事を実施しました。

吹付けロックウールについては、アスベストの含有分析検査を行い、1％以上含有していた桑名庁舎（公用車車庫棟）、熊野庁舎（車庫倉庫試験棟2階倉庫）については飛散防止、入室禁止措置を行うとともに、桑名庁舎の除去工事に着手しました。

また、石綿対策事業起債の活用についても取り組んでいきます。

平成18年度以降（取組予定等）

熊野庁舎除去工事に着手し、早急に工事完了を目指すとともに、管財室所管の建物について適切な維持管理を行っていきます。

また、関係部局と連携しながら、情報等を把握し、法改正による基準が変更された場合などは速やかな対応ができるよう、体制作りに取り組んでいきます。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度比 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

（県税について）

1　実施した取組内容

（1）　高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、県庁税務政策室納税支援グループ内に平成16年度より『特別徴収機動班』を置き、県税事務所と連携のうえ機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施しました。

①　各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
②　国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
③　差押不動産・動産の公売実施
④　県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
⑤　その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
⑥　三重地方税管理回収機構との連携

（2）公売手法を拡大し、滞納処分を強化するため、平成17年10月より、インターネットを利用した公売を実施し、不動産、自動車、動産等を売却換価しました。

（3）自動車税の収入未済額に対する対策については、5月に出張窓口・休日窓口開設等を実施して「納期内納付率の向上」、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して「滞納処分の強化」に取り組みました。また、平成17年度は、特に現年度の高額滞納者に対し、早期に折衝をし、完納時期を早めるとともに未納車両の縮減に取り組みました。

（4）県・市町村等県税併任職員4名を市町村に派遣し、市町村税（個人県民税を含む。）の滞納整理のための業務に取り組みました。

（5）県内全市町村を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」が平成16年4月1日に設立されたことから、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構への支援を行いました。

（6）県・市町村等県税併任職員派遣先市町村において、地方税法第48条を適用し、引き継ぎを受け、滞納処分を行いました。

2　取組の成果

（1）　平成18年1月末現在の「特別徴収機動班」の状況

①　高額・難件事案の指定　11億8千2百万円
　　本税・延滞金等の徴収など処理済額　4億6千2百万円
　　未納額のうちその他不動産・生命保険などの差押済み額　5億3千7百万円
②　国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施回数　6回
③　差押不動産・動産等の公売実施回数　延べ11回
　　うち、インターネット公売2回（延べ8事務所）、その他公売3回

（2）インターネット公売は、従来の公売のイメージを大きく変え、高額での落札による税収確保効果、県内外へのＰＲ効果、滞納の抑止効果、徴収職員のモチベーションの上昇など様々な効果を生み出しました。

・平成17年10月　不動産　　6件中　3件売却　約313,823千円
・平成17年12月　自動車ほか動産　　48件中　32件売却　約　1,353千円
・平成18年 2月　不動産　　5件中　2件売却　約　607千円

（3）自動車税の状況

① 5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施し、自主申告・自主納税の意識の拡大を図りました。
・休日窓口 納付 1,003人、4,403万円（対前年 3人、99万円減）
・出張窓口 納付 6,145人、2億7,635万円（対前年1,010人、5,720万円増）
・納期内納付率 件数ベース 72.2%（対前年 1.8%アップ）

② 5月31日納期限後、6月に督促状、7月に催告状を送付し、9月には来所依頼書を送付したうえで、県内一斉で10月に休日窓口の開設を行いました。
・来所依頼に伴う休日窓口での納付額　　4千2百万円
・休日窓口を含む来所依頼期間中の来所による納付額　1億2千5百万円
・来所依頼期間中の納付額（銀行等での納付を含む）　2億9千3百万円

③ 11月に差押事前通知を送付し、12月･1月を「差押強化月間」に設定して差押処分の強化を図りました。
・差押強化月間中の差押件数　　2,139件（うち自動車税については1,809件）
・平成17年度の差押件数（1月末現在速報値）9,794件（うち自動車税については8,083件）

（4）県税併任職員の取り組みについて

① 平成17年度の県税併任職員の派遣状況（1月末現在）
派遣市町村数　29市町村（平成17年4月1日現在の市町村）
派遣日数　557日(延べ)

② 県税併任職員の業務内容
自力執行としての滞納処分
三重地方税管理回収機構への移管に関する相談業務
地方税法第48条に係る引継ぎ案件の選定

③ 地方税第48条により引継ぎを受け、県税事務所職員とともに滞納整理を行いました。
引継ぎ市町数（1月末現在）　3市
引継ぎ案件数（1月末現在）　5件
処理済件数と金額（1月末現在）　2件　3,275千円

（5）「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について

① 平成18年2月末現在の「三重地方税管理回収機構」の状況
・徴収金額　9億2千9百万円
・差押処分件数　1,521件
・三重県地方税収確保対策連絡会議、三重県及び三重地方税管理回収機構の共催により税務職員の能力向上のための研修会を開催しました。
市町村･県徴収トップセミナー　参加　97名
市町村・県徴収事務研修会　参加　145名

② 県は、機構の設立準備において準備室の運営等の支援を行うなど、県と市町村が協働で機構設立の取り組みを行ってきました。
平成17年度においても、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保を進めるため、次のような支援を行いました。
・地方税の専門知識を有する職員の派遣（3名）
・県補助金の支出（1,700万円）
・機構事務所としての県有施設の提供（県津庁舎）
・滞納処分事務等に関する県税職員の技術的支援

（県税以外について）

1　実施した取組内容

●総務局未収金

（1）過年度未収金（工事前払金返還金利息）について、引き続き債務者の現状を調査するとともに、同債務者をもつ津建設部と連携を図りました。

●支援対策

（1）平成17年7月11日に「平成１７年度市町村・県徴収事務研修会」を開催し、関係部局へ参加を呼びかけました。
（2）税務政策室の職員４名が、環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行いました。
（3）行政実務に精通した弁護士を講師に迎え、債権の回収・管理の基本についての講演を行うとともに、三重県の積極的な取組について情報共有を図るため、県土整備部住宅室及び病院事業庁総合医療センター職員をパネリストに迎え、講師とともにパネルディスカッションを実施し、未収金対策業務に携わる職員の支援に取り組みました。
（4）県営住宅の家賃滞納については、県営住宅家賃滞納対策委員会・幹事会の委員として、県土整備部住宅室の未収金対策業務（法的措置）の支援に取り組みました。
（5）病院事業庁の支払督促（医療費）の支援に取り組みました。
（6）各部局、未収金対策業務担当者からの滞納整理、法的措置等に係る質問・個別相談に応じ、問題解決の支援に取り組みました。
（7）収入未済額の縮減に向け、成果の確認と検証の中で、当初予算等に向けて効果的な対策の検討ができるよう、関係部局と意見交換を行い、改善を促しました。

２　取組の成果
●総務局未収金
（1）現年度未収金（地域機関分）については、平成17年5月6日収納済。
（2）過年度未収金の対応・処理について、法務・文書室の法的助言を受け、今後の未収金処理の方向性を検討しました。
●支援対策
（1）「平成１７年度市町村・県徴収事務研修会」に、健康福祉部、農水商工部、県土整備部、警察本部から１６名の職員が参加しました。
（2）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」の兼務職員として、困難事案の弁護士相談に同席しました。
（3）法務研修（未収金対策～地方公共団体の債権管理～）の開催
（県職員９２名・市町職員５４名　受講）
法務研修の開催により、未収金対策業務に携わる職員のスキルアップにつながりました。
（4）県営住宅家賃滞納、県立病院医療費滞納対策の法的支援により、未収金の回収につながりました。
（5）健康福祉部、環境森林部、農水商工部、県土整備部等からの質問や個別相談に応じ、未収金対策業務担当者のスキルアップと問題解決につながりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（県税について）

（1）税務政策室納税支援グループ「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みます。

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施します。

①　各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
②　国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
③　差押不動産・動産の公売実施（インターネットを活用した公売の実施）
④　県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
⑤　その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
⑥　三重地方税管理回収機構との連携

（2）インターネット公売については、引き続き滞納処分を強化するため、滞納整理の手法として積極的に進めていきます。

（3）自動車税について、5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施して「納期内納付率の向上」を取り組むとともに、自動車税の納期限後、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して税収確保に取り組みます。

（4）県税併任職員を市町村へ派遣し、市町村税（個人県民税を含む。）の滞納整理のための業務に取り組みます。

（5）「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構への支援に取り組みます。

（6）個人県民税の未収金対策として、納税支援グループに担当を設置し、県・市町村等県税併任職員と連携して、地方税法第48条を活用した県による直接徴収を積極的に進めます。

①　各地区地方税収確保対策会議（各県税事務所単位で設置）を通じ、住民税の未済状況の把握に努めます。
②　市町とともに住民税の高額滞納案件等を中心に精査のうえ、三重地方税管理回収機構とも連携し、地方税法第48条による引継ぎを受けて滞納整理をすることが最も効果的で効率的と判断されるものについて、積極的に引継ぎを受け、滞納処分を進めます。

（県税以外について）

●総務局未収金

（1）引き続き関係部署と連携し、未収金の解消に努めます。

●支援対策

（1）「市町・県徴収事務研修会」を開催し、各部局債権回収担当者にも参加を呼びかけます。

（2）平成１８年度においても、税務政策室の職員が環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行います。

（3）各部局からの滞納整理、法的措置等に係る質問・相談等に随時対応し、業務の支援を行います。

（4）県営住宅家賃滞納、県立病院医療費滞納の法的支援を行います。

（5）収入未済額の縮減に向け、今後も、成果の確認と検証等のさまざまな機会を活用し、いっそうの努力を関係部局に求めていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務委託契約にあたっては、原則、一般競争入札又は指名競争入札のいずれかによっていますが、随意契約による場合は、地方自治法施行令167条の2の要件を厳正に審査し業者選定等を行いました。

なお、指名競争入札の参加者又は随意契約の相手方選定にあたっては、総務局指名審査会及び総務局営繕関係指名審査会において、参加者の妥当性等の審査を行いました。

また、出納局実施の研修や会計相談制度を活用し、契約事務についての職員の知識向上を図りました。

2　取組の成果

三重県会計規則等に基づき、公正、適正に契約手続きを行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、公正性、競争性、透明性を高めるため、競争入札の機会を増やすとともに、指名競争入札及び随意契約の相手方選定にあたっては、妥当性の審査を適正に行います。

部局等名　総務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

特定の施設設備保守やシステム機器の運用、研修業務など当該事業者でしか契約の目的を達成することが困難な委託業務については、特命随意契約の方法によっていますが、契約の実施にあたっては、随意契約理由の適否や相手方の妥当性について、総務局指名審査会における審査、業務仕様書の見直しを行う等、公正適正な審査、検証に努めました。

2　取組の成果

三重県会計規則等に基づき、公正、適正に契約手続きを行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、随意契約理由等の精査、検証を行い、公正性、透明性の確保に努めていきます。

また、出納局の出前研修や会計相談制度、事前検査制度を活用し、契約手続きの更なる適正化を図ります。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（みえ行政経営体系による県政運営）

(1)　平成16年度からみえ行政経営体系に基づいて県政運営が行われており、施策推進の主要な仕組みとして、プラン（戦略策定＝県政運営方針）、ドゥー（戦略展開＝率先実行取組）、シー（評価＝みえ政策評価システム）のＰＤＳサイクルが運用されている。それぞれの仕組みが連携して運用され、サイクルの連続したつながりとして、評価が次期の政策決定、予算編成等に的確に反映されるようにされたい。

また、今後、運用のなかで引き続き課題を検証し、県政運営の効率的、効果的な仕組みとなるよう更に改善されたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　評価結果の行政経営資源の配分等への的確な反映を行うため、平成１８年度に向けた組織見直しにおいて、評価業務を総務部に移管し、評価と一体となった経営資源の配分等を通じて、全体最適の観点から、「みえ行政経営体系」による県政運営を統括する部門と位置づけました。

・　県政運営にあたり、より一層の効率化、重点化を図るために、「みえ経営改善プラン」を策定し、具体的な取組をまとめました。

2　取組の成果

県政運営のマネジメントのベースをもとに、職員間で全体最適な県政運営やＰＤＳの主要な仕組み等に対する意識等が高まりつつあり（職員基礎調査結果より）、今後は「みえ経営改善プラン」による更なる経営改善への期待ができます。

平成18年度以降（取組予定等）

・　平成１８年度の組織改正後も、「県民しあわせプラン」の着実な推進や簡素で効率的、効果的な体制整備等を基本として、弾力的に見直します。

・　「みえ経営改善プラン」に基づき、県民の皆様の理解が得られる、メリハリのはっきりした行政経営資源の重点的、効率的な配分をより一層進めます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（行政経営品質向上活動）

(2)　平成16年度の全庁評価（アセスメント）で明らかになった課題を分析し、改善に継続的に取り組むことにより、県全体の経営品質向上を図られたい。さらに、改善状況について、誰にでも分かるよう目に見える成果として示されるようにされたい。

また、平成16年度に職員対象にアンケートを実施した結果、職員の理解度（経営品質向上活動について概ね説明できる、及び説明はできないが趣旨は理解している職員の割合）は67%であったので、経営品質向上活動の一層の周知徹底を図られたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

全庁アセスメントの改善提言で明らかとなった３１の改善項目については、「みえ行政経営体系」の課題として整理し、改善活動に取り組んでいるところです。

総務局としては、職員全体に経営品質の考え方が定着し、日常業務の中で実践されるよう、

①知事から職員への行動基軸の明示（「知事から職員のみなさんへ」）

②年間を通じた各組織での改善活動の把握と活動支援

③「率先実行大賞」発表会をバージョンアップし、率先実行した取組をほめる、認めることによる更なる気づきと改善への展開

④接遇等に関する来庁者アンケートの実施など全庁的な県民サービス向上に向けた取組

⑤ＷＧによる組織マネジメントの指標化の検討

⑥各種研修（特に17年度は、一般職員まで対象を拡大した「経営品質オープンセミナー」を新規取組として２度開催）

⑦所属を単位とした簡易アセスメントの手法の開発と試行

等を実施してきました。

2　取組の成果

全庁アセスメントに関する各課題に対する改善状況については、平成18年4月中に取りまとめを行い、成果が見えるよう示していく予定です。

なお、平成17年12月～1月に実施したみえ行政経営体系「職員基礎調査」では、経営品質の理解度が69.5%と16年度に比べ1.8ポイント上昇し、職員の一定の理解が進みつつあると考えています。

また、より重視すべき実践度についても、本年度初めて来庁者アンケートを実施したところ、「職員の対応」について「良かった」との回答が84.4%、「悪かった」との回答が1.4%という結果となり、不満足の割合はわずか100人に1人であることから、サービス改善に努めてきた成果が確実に表れつつあるものと推測しています。

さらに、率先実行大賞の応募件数は、経営品質向上活動の実践度を測る重要な指標ですが、今年度は過去７年間で最多の 101 件の応募があり、活動が活性化しつつあることを示す結果となっています。

平成18年度以降（取組予定等）

全庁アセスメントに関する改善項目については、「みえ行政経営体系」のもとで引き続き改善を進めるとともに、その成果を検証し、更なる改善につなげます。

経営品質向上活動については、「経営品質の考え方が職場に浸透し、全職員が、常に誰のため、何のために仕事をしているのかを考えながら、自然な感覚で、職員一人ひとりの行動基軸に沿った行動ができる状態となること」をめざし、主に次の取組により、その考え方の日常業務への浸透を図ります。

(1)経営品質マインドの浸透

経営品質に関する研修体系の充実、わかりやすい教材の開発、メールマガジン等による継続的な意識啓発等の取組を通じ、「職員一人ひとりの行動基軸」の浸透を促進し、職場の経営品質マインドをさらに高めます。

(2)経営品質アセスメントの効果的な活用

各部、室等を対象とした経営品質アセスメントを定期的に実施し、組織の「強み」「弱み」を明確化することによって、効果的な改善活動につなげます。

また、アセスメントそのものを「経営品質の浸透を図る重要な機会」ととらえ、アセスメントにかかる負担の軽減、より多くの職員の参画を図るとともに、優れた活動についての情報共有を推進し、多くの「気づき」を誘発する取組へと発展させます。

(3)改善活動の推進

「率先実行取組」を今後（時期未定）一般職員まで拡げるとともに、「率先実行大賞」など、自主的かつ創造的な優れた改善活動を讃える取組を充実させることにより職員の意欲向上につなげ、職員一人ひとりの実践による継続的な改善活動のさらなる推進を図ります。

また、ＩＳＯ９０００シリーズの認証取得（継続）やベンチマーキングなど、経営品質の向上に資する各種取組を支援すること等により、各職場における自発的、主体的な改善活動の一層の活性化を進めます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（チェック機能の充実）

(3)　組織の見直しに取り組んでいるが、契約、支出、収入等事務事業の執行が適正に行われるようチェック機能の強化を図り、内部牽制が機能する体制づくりに努められたい。

また、各部局で実施された改善例は、情報共有や全庁的展開をすることにより全体として改善が図られるよう取り組まれたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１８年度に向けた本庁組織等のあり方検討の中で、本庁部局の編制見直しとともに、現行の組織運営全般について検証・検討を行いました。

（検証・検討項目）

・フラット制の検証
・職制のあり方
・内部管理事務の適正化・効率化

2　取組の成果

グループリーダーを「副室長（本庁）」、「課長（地域機関）」といった正式な職として位置付けることにより、グループ内業務にかかる進捗管理・チェック・助言・指導といった現行のグループリーダーの役割をより明確化するとともに、本人の意識高揚を図ることとしました。

また、地域機関の公共職場においては、課長を補佐して技術面を中心とした専門的知識に基づき、チェック機能や人材育成を担う職員について、「課長代理」（呼称）として位置付けることとしました。

特に適正な事務執行が求められる会計事務については、出納局による集中入札、事前検査制、地域庁舎への出納駐在職員の配置等により、各職場の出納員、会計事務担当者へのサポート体制を充実することとしました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度に行った組織運営見直しの定着を図るとともに、今後も、関係部局（防災危機管理局、出納局等）との連携も取りながら、チェック機能の向上に向けた効果的な取組を進めます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（市町村合併後の地域機関のあり方）

(4)　県民局の全面的な見直しが行なわれているが、それぞれの地域では総合的に調整する必要のある事業や課題があるので、地域機関相互の連絡調整機能を確保し、地域における総合的な行政運営が円滑に実施されるようにされたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・県民局の見直しに関する県民アンケート調査や市町村長意見の集約。

・県民局制度を改めることを内容とする見直し案をとりまとめ、平成17年第3回定例会に提示。

・行政機関設置条例の改正案を同第4回定例会に提案し、可決されました。

2　取組の成果

地域機関を地域において必要とされる県民サービスを迅速･的確に提供する第一線の機関と位置づけ、これまでの県民局制度を全面的に改め、本庁各部につながった事務所体制としました。

地域課題解決のため、関係部との協議・調整の実施、地域支援連絡会議(仮称)の実施などの役割を担う地域支援担当理事を設置しました。

地域の事務所間の横断的な調整・連携を図るため、県民センター所長が事務所長連絡会議（仮称）を開催するなどの対応を行うこととしました。

平成18年度以降（取組予定等）

地域支援担当理事、県民センター所長が果たすべき役割などについて検証を行い、必要があれば、改善を図っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（人材の育成）

(5)　分権型社会の担い手にふさわしい人材育成が求められており、職員一人ひとりが能力を一層高める必要があるが、一方、実際の業務遂行のなかでは、契約、支出、収入等日常の事務処理、内部チェック機能、個人情報管理など基本的な部分に課題が見られる。

現在、平成８年度に策定された三重県人材育成ビジョンを見直し、新たなビジョンの作成に取り組んでいるが、政策形成能力など高度な能力の向上の基盤として、適正で効率的に事務が遂行されるよう、基礎的な法令等の知識の習得、法令遵守・人権尊重等の意識の向上などに努められたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

トータルマネジメントシステムの検討結果を受け、組織・人事・研修が一体となった職員および組織能力の向上を目指し、平成１６年度に関係部署（政策開発研修センター、組織経営室、人材政策室）によるワーキンググループを設け議論を行いました。

その成果を踏まえ、国の公務員制度改革の動向も注視しながら、平成８年度に策定された「人材育成ビジョン」の見直しを行うとともに、職員の育成や能力開発を図る仕組みについて議論を行いました。

2　取組の成果

環境の変化や基礎・基本の重要性を踏まえ、新たな「人材育成ビジョン」を策定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・新たな「人材育成ビジョン」に沿って、職員の育成や能力開発を進めていきます。

・同ビジョンにおける人材育成を支援する仕組みの一つとして、人事システム改革についても、今後とも推進し、職員の育成や能力開発を図っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（人事システム改革）

(6)　職員の意欲、能力、適性を踏まえた能力開発型の人事システムを順次運用しつつあり、成果主義の反映と人材育成を目的とした評価制度が平成12年度から管理職に導入されているが、一般職員への導入が遅れているので、公務員制度改革、給与構造改革の動向も踏まえて導入に取り組まれたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

トータルマネジメントシステムの検討結果を受け、組織・人事・研修が一体となった職員および組織能力の向上を目指し、平成１６年度に関係部署（政策開発研修センター、組織経営室、人材政策室）によるワーキンググループを設け議論を行いました。

その成果を踏まえ、国の公務員制度改革の動向も注視しながら、平成８年度に策定された「人材育成ビジョン」の見直しを行うとともに、職員の育成や能力開発を図る仕組みについて議論を行いました。

2　取組の成果

環境の変化や基礎・基本の重要性を踏まえ、新たな「人材育成ビジョン」を策定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・新たな「人材育成ビジョン」に沿って、職員の育成や能力開発を進めていきます。

・同ビジョンにおける人材育成を支援する仕組みの一つとして、人事システム改革についても、今後とも推進し、職員の育成や能力開発を図っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（定員管理の適正化）

(7)　平成16年4月を目標とする定員適正化計画（平成10～16年度の7年間で一般行政部門の約8%にあたる、400人を減員する）の結果は、411人減員となった。

平成17年3月に国が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、県に対して、平成22年における数値目標を掲げた定員管理の適正化計画を策定するよう求められているが、適正化については、事務事業の見直しを先行し、市町村合併に伴う事務事業の市町への移譲の状況、アウトソーシングの導入など、業務の実態に即して計画的に進められたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１８年度に向けた定数調整にあたっては、厳しい行財政状況を踏まえ、業務削減分については職員定数を削減するとともに、各部局への包括配分を基本に、重要課題等への対応など、部局内で調整が困難なものについて、所要の部局間調整を行うこととしました。

2　取組の成果

市町村との役割分担による県業務の移行、民間との役割分担等による県業務の効率化、組織体制・組織運営の見直し等による業務削減を厳しく精査することにより、職員定数を７４人削減しました。

また、成果の確認と検証などを活用した業務見直しや、その他の業務執行体制等の見直しによって削減した定数を、重要課題等への対応など、予算ともリンクさせながらメリハリを付けて配置しました。

平成18年度以降（取組予定等）

「みえ経営改善プラン」に示した取組目標を基本に、今後も、公平・公正で的確な行政サービスが提供できるよう、県を取り巻く環境変化と非常に厳しい財政状況に対応した簡素で効率的な組織運営体制の構築を進めます。

（参考）「みえ経営改善プラン」取組目標

●知事部局等

平成１６年４月１日の職員数（4,848人）を基準として、平成２２年４月１日までに、職員数を２４３人削減（△５．０%）します。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（女性職員の登用）

(8)　男女共同参画第一次実施計画（平成14～16年度）では、平成17年4月に「室長（補佐級室長含む）以上を50人」を目標値として女性職員の積極的登用を図ることとされていたが、31人にとどまっているので、人材育成についての具体的方策を検討し、積極的登用に努められたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・「女性職員の多様な職務への配置」を平成１７年度人事異動方針の項目に掲げました。

・労使協働委員会の男女協働小委員会の取組で、各庁舎の女性職員との地域別懇談会を開催し、女性職員をとりまく職場環境について意見交換を行いました。

2　取組の成果

・人事異動方針で、管理職への登用については、男女共同参画基本計画実施計画に記載した目標数値を目指して積極的に取り組むことや、女性職員を新たな仕事へ配置するなどキャリア形成を支援するとともに、女性職員のマネジメント能力の向上を図っていくことを明記しました。

・２庁舎で女性職員との地域別懇談会を開催し、その中の１テーマとして、女性職員の登用・配置・キャリアデザインについて、異動や育児・介護事情も含め意見交換を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・引き続き、女性職員の管理職員への登用に向け、人事異動方針に明記するとともに、キャリア形成の段階からの多様な職域への配置などにより、能力開発や人材育成に努めていきます。

・引き続き、女性職員が自己の能力をよりよく発揮できる職場環境の醸成に取り組んでいきます。

・以上のような取組を通し、男女共同参画第二次実施計画（平成17～18年度）においても、平成19年4月に「室長（補佐級室長含む）以上を50人」を目標値として女性職員の積極的登用を図っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（交通事故の防止）

(9)　平成16年度は職員の交通事故が130件と大きく増えているので、交通安全意識の向上、安全運転の徹底、交通マナーの遵守を推進するなど、交通事故を減少させるための全庁的な取組を積極的に推進されたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・県庁ＷＡＮを活用し、定期的に「交通安全」や「飲酒運転」について注意喚起を行いました。
・交通事故で懲戒処分等を受けた職員に対して、「交通安全研修センター」で実地を含む研修を開催しました。また、同センターを活用するなどして、各部局とともに研修を充実させました。
・「無事故・無違反チャレンジ１・２・３」への積極的な参加を各所属に働きかけました。
・各部局に対し、交通事故が発生した場合の報告やその手順についての徹底を行いました。

2　取組の成果

・各職員及び所属に対する、通知、メールマガジンの送付
・「交通安全研修センター」研修実施
・「無事故・無違反チャレンジ１・２・３」参加チーム数　２４２チーム参加
・平成１８年１月末現在交通事故件数　１０９件

平成18年度以降（取組予定等）

交通事故の防止には、継続して地道に取り組んでいくことが肝心であり、平成17年度と同様の取組を進めていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（職員互助会への助成金）

(10) 職員の福利厚生を図るため、地方公務員法や三重県職員等の共済制度に関する条例等により、財団法人三重県職員互助会へ助成金を支出している。

職員への福利厚生事業については、平成 11 年度に助成金に関する制度改正を行うなど見直しに取り組んでいるが、地域や他の地方公共団体等の実情を踏まえて、引き続き県民の理解が得られるよう点検を行われたい。

（組織・職員分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)「三重県職員互助会事業見直し検討委員会」による検討

新地方行革指針による地方行政の推進（17.3.29 総務次官通知）及び「みえ経営改善プラン」の趣旨に基づいて「三重県職員互助会事業見直し検討委員会」を設置し、事業内容の点検・見直しを行いました。

□構成委員：総務局（３名）・組合の関係者（３名）。

□開催回数：平成１７年７月から９月末までに４回開催。

（第１回 H17.7.26　第２回 H17.8.31　第３回 H17.9.16　第４回 H17.9.30）

□提言形式により意見を集約し、１２月に実施された理事会で承認されました。

(2)平成１８年度当初予算の調整過程における見直し

職員の福利厚生を担う、県・共済組合・互助会の役割を明確化し、それぞれが取り組む事業について、有効性及び効率性の観点から点検し、必要な見直しを行いました。

2　取組の成果

(1)「三重県職員互助会事業見直し検討委員会」による検討

「県民への説明責任が果たせるのか」といった観点から、補助事業（助成金、健康管理、体育文化）・掛け金事業（給付金その他）・カフェテリア事業等について、それぞれの事業内容を精査し、財源やメニューの見直しが提言されました。

(2) 平成１８年度当初予算の調整過程における見直し

□補助金額の推移　（単位：千円）

	Ｈ１６補助金額（確定額）	Ｈ１７当初予算	Ｈ１８当初予算
知　事　部　局	１３２，７７８	１４０，９０３	１６，２７２
知事部局以外(※)	４０，８９９	４０，６２５	５，０２７
合　　計	１７３，６７７	１８１，５２８	２１，２９９

（※）病院事業庁・企業庁・四日市港管理組合・その他負担金収入

□事業実施主体・事業経費の補助割合からみて県事業とするもの　（単位：千円）

	Ｈ１８年度予算
職員体育大会	２，６００
健康管理事業	２６，７５７
ライフプラン事業	３，５０６

（注１）事業費には、病院事業庁・企業庁・四日市港管理組合等を含む。

□事業内容を考慮し、今後、検討を要することから県費を投入しないもの

施設利用助成事業

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、実施状況を公表するとともに、より県民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを進め、質の高い行政サービスの提供に向けた取り組みを行っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（健全な財政運営）

(11)　平成16年度から平成18年度を「集中取組期間」として、財政健全化に向けて事務事業等の見直しなどに取り組んでいるが、平成16年度の県財政は、経常収支比率が90.5％と前年度に比べ4.8ポイントの上昇、県債残高が依然として増嵩するなど財政状況がより厳しいものとなっている。

県の関与の必要性や費用対効果の更なる検証、緊急性の乏しい施策等の休廃止、限られた財源の配分方法の改善を図るなど、一層の事業の重点化、効率化に向けた改革に取り組み、健全な財政運営に努められたい。

（財政・施設分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

○　前年度事業の成果の確認と検証作業を行い、成果の達成状況や県の関与の必要性などの視点から評価を行い、事業の廃止や見直しの指摘を行いました。

○　平成18年度当初予算編成にあたって、施策別配分財源の一般分及び公共事業を対前年度８５％に設定する一方で、「県民しあわせプラン・戦略計画」に定めた３０項目の重点プログラム事業の推進を図るとともに、「重要課題対応枠」を設けて、事業の「選択と集中」を図りました。

2　取組の成果

○　平成18年度当初予算で、前年度事業の成果の確認と検証の結果も含め、１８０事業、約５７億円の事務事業の見直しを図りました。

○　重点プログラム事業で、約３５７億円、重要課題対応枠事業、約６５億円を平成18年度当初予算に計上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成16年度～平成18年度の財政健全のための集中取組期間においては、人件費、社会資本整備など事務事業全般の見直しに努めてきたところですが、今後も引き続き厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、

○　目的評価表を活用した前年度事業の成果の確認と検証作業を引き続き行い、更なる事務事業の聖域なき見直しに取り組む。

○　毎年度の予算編成での「選択と集中」による事業の重点化をより一層推進する。

ことなどにより、必要な県民サービスについては適切に対応しつつも、持続可能な財政構造を目指して財政健全化に最大限努力していきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県税の未収金対策）

(12) 平成16年度における県税の収入未済額は、6,251,907,560円であり、軽油引取税にかかる大口の不納欠損処分などにより前年度に比較して2,145,288,150円（△25.5%）減少している。

差押を8,350件（対前年度比145件増）実施するなど、積極的な滞納整理に取り組んでいるが、引き続き、適宜に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関と連携して、更なる未収金の回収に努められたい。

また、県税の未収金のうち個人県民税が全体の51.2%を占めているので、市町村及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を強化するとともに、徴収率の低い市町村については、地方税法第48条による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保を進められたい。

（財政・施設分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、県庁税務政策室納税支援グループ内に平成16年度より『特別徴収機動班』を置き、県税事務所と連携のうえ機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施しました。

①　各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
②　国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
③　差押不動産・動産の公売実施
④　県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
⑤　その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
⑥　三重地方税管理回収機構との連携

（2）公売手法を拡大し、滞納処分を強化するため、平成17年10月より、インターネットを利用した公売を実施し、不動産、自動車、動産等を売却換価しました。

（3）自動車税の収入未済額に対する対策については、5月に出張窓口・休日窓口開設等を実施して「納期内納付率の向上」、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して「滞納処分の強化」に取り組みました。また、平成17年度は、特に現年度の高額滞納者に対し、早期に折衝をし、完納時期を早めるとともに未納車両の縮減に取り組みました。

（4）県・市町村等県税併任職員4名を市町村に派遣し、市町村税（個人県民税を含む。）の滞納整理のための業務に取り組みました。

（5）県内全市町村を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」が平成16年4月1日に設立されたことから、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構への支援を行いました。

（6）県・市町村等県税併任職員派遣先市町村において、地方税法第48条を適用し、引き継ぎを受け、滞納処分を行いました。

2　取組の成果

（1）平成18年1月末現在の「特別徴収機動班」の状況

①　高額・難件事案の指定　11億8千2百万円
　　本税・延滞金等の徴収など処理済額　4億6千2百万円
　　未納額のうちその他不動産・生命保険などの差押済み額　5億3千7百万円
②　国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施回数　6回
③　差押不動産・動産等の公売実施回数　延べ11回
　　うち、インターネット公売2回（延べ8事務所）、その他公売3回

（2）インターネット公売は、従来の公売のイメージを大きく変え、高額での落札による税収確保効果、

県内外へのＰＲ効果、滞納の抑止効果、徴収職員のモチベーションの上昇など様々な効果を生み出しました。

・平成17年10月　不動産　6件中　3件売却　約313,823千円
・平成17年12月　自動車ほか動産　48件中　32件売却　約　1,353千円
・平成18年2月　不動産　5件中　2件売却　約　607千円

（３）自動車税の状況

①　5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施し、自主申告・自主納税の意識の拡大を図りました。

・休日窓口　納付　1,003人、4,403万円（対前年　3人、99万円減）
・出張窓口　納付　6,145人、2億7,635万円（対前年1,010人、5,720万円増）
・納期内納付率　件数ベース　72.2%（対前年　1.8%アップ）

②　5月31日納期限後、6月に督促状、7月に催告状を送付し、9月には来所依頼書を送付したうえで、県内一斉で10月に休日窓口の開設を行いました。

・来所依頼に伴う休日窓口での納付額　4千2百万円
・休日窓口を含む来所依頼期間中の来所による納付額　1億2千5百万円
・来所依頼期間中の納付額（銀行等での納付を含む）　2億9千3百万円

③　11月に差押事前通知を送付し、12月･1月を「差押強化月間」に設定して差押処分の強化を図りました。

・差押強化月間中の差押件数　2,139件（うち自動車税については1,809件）
・平成17年度の差押件数（1月末現在速報値）9,794件（うち自動車税については8,083件）

（４）県税併任職員の取り組みについて

①　平成17年度の県税併任職員の派遣状況（1月末現在）
派遣市町村数　29市町村（平成17年4月1日現在の市町村）
派遣日数　557日(延べ)

②　県税併任職員の業務内容
自力執行としての滞納処分
三重地方税管理回収機構への移管に関する相談業務
地方税法４８条に係る引継ぎ案件の選定

③　地方税第48条により引継ぎを受け、県税事務所職員とともに滞納整理を行いました。
引継ぎ市町数（１月末現在）　3市
引継ぎ案件数（１月末現在）　5件
処理済件数と金額（１月末現在）　2件　3,275千円

（５）「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について

①　平成18年2月末現在の「三重地方税管理回収機構」の状況

・徴収金額　9億2千9百万円
・差押処分件数　1,521件
・三重県地方税収確保対策連絡会議、三重県及び三重地方税管理回収機構の共催により税務職員の能力向上のための研修会を開催しました。
　市町村･県徴収トップセミナー　参加　97名
　市町村・県徴収事務研修会　参加　145名

②　県は、機構の設立準備において準備室の運営等の支援を行うなど、県と市町村が協働で機構設立の取り組みを行ってきました。

平成17年度においても、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保を進めるため、次のような支援を行いました。

・地方税の専門知識を有する職員の派遣（3名）
・県補助金の支出（1,700万円）
・機構事務所としての県有施設の提供（県津庁舎）
・滞納処分事務等に関する県税職員の技術的支援

平成18年度以降（取組予定等）

（1）税務政策室納税支援グループ「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みます。

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施します。

①　各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
②　国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
③　差押不動産・動産の公売実施（インターネットを活用した公売の実施）
④　県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
⑤　その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
⑥　三重地方税管理回収機構との連携

（2）インターネット公売については、引き続き滞納処分を強化するため、滞納整理の手法として積極的に進めていきます。

（3）自動車税について、5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施して「納期内納付率の向上」を取り組むとともに、自動車税の納期限後、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して税収確保に取り組みます。

（4）県税併任職員を市町村へ派遣し、市町村税（個人県民税を含む。）の滞納整理のための業務に取り組みます。

（5）「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構への支援に取り組みます。

（6）個人県民税の未収金対策として、納税支援グループに担当を設置し、県・市町村等県税併任職員と連携して、地方税法第48条を活用した県による直接徴収を積極的に進めます。

①　各地区地方税収確保対策会議（各県税事務所単位で設置）を通じ、住民税の未済状況の把握に努めます。
②　市町とともに住民税の高額滞納案件等を中心に精査のうえ、三重地方税管理回収機構とも連携し、地方税法第48条による引継ぎを受けて滞納整理をすることが最も効果的で効率的と判断されるものについて、積極的に引継ぎを受け、滞納処分を進めます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（債権回収体制の確立・支援）

(13) 各部局が抱える使用料、貸付金など県税を除くその他の収入未済額が、一般会計と特別会計を合わせて5,701,660,110円に達している。債権回収には地方自治法等により強制徴収などの所要の手続が定められているが、督促状が未送付の業務があるなど適切な債権管理が行われていない例が見受けられる。

　このため、全庁的な債権回収にかかる組織横断的な支援体制の整備や徴収ノウハウの情報共有化を図るなど、徴収及び債権管理に関する抜本的な見直しを行い、適正な債権回収が行われるよう取り組まれたい。

（財政・施設分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）平成17年7月11日に「平成１７年度市町村・県徴収事務研修会」を開催し、関係部局へ参加を呼びかけました。

（2）税務政策室の職員４名が、環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行いました。

（3）行政実務に精通した弁護士を講師に迎え、債権の回収・管理の基本についての講演を行うとともに、三重県の積極的な取組について情報共有を図るため、県土整備部住宅室及び病院事業庁総合医療センター職員をパネリストに迎え、講師とともにパネルディスカッションを実施し、未収金対策業務に携わる職員の支援に取り組みました。

（4）県営住宅の家賃滞納については、県営住宅家賃滞納対策委員会・幹事会の委員として、県土整備部住宅室の未収金対策業務（法的措置）の支援に取り組みました。

（5）病院事業庁の支払督促（医療費）の支援に取り組みました。

（6）各部局、未収金対策業務担当者からの滞納整理、法的措置等に係る質問・個別相談に応じ、問題解決の支援に取り組みました。

（7）収入未済額の縮減に向け、成果の確認と検証の中で、当初予算等に向けて効果的な対策の検討ができるよう、関係部局と意見交換を行い、改善を促しました。

2　取組の成果

（1）「平成１７年度市町村・県徴収事務研修会」に、健康福祉部、農水商工部、県土整備部、警察本部から１６名の職員が参加しました。

（2）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」の兼務職員として、困難事案の弁護士相談に同席しました。

（3）法務研修（未収金対策～地方公共団体の債権管理～）の開催

（県職員９２名・市町職員５４名　受講）

法務研修の開催により、未収金対策業務に携わる職員のスキルアップにつながりました。

（4）県営住宅家賃滞納、県立病院医療費滞納対策の法的支援により、未収金の回収につながりました。

（5）健康福祉部、環境森林部、農水商工部、県土整備部等からの質問や個別相談に応じ、未収金対策業務担当者のスキルアップと問題解決につながりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）「市町・県徴収事務研修会」を開催し、各部局債権回収担当者にも参加を呼びかけます。

（2）平成１８年度においても、税務政策室の職員が環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行います。

（3）各部局からの滞納整理、法的措置等に係る質問・相談等に随時対応し、業務の支援を行います。

（4）県営住宅家賃滞納、県立病院医療費滞納の法的支援を行います。

（5）収入未済額の縮減に向け、今後も、成果の確認と検証等のさまざまな機会を活用し、いっそうの努力を関係部局に求めていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県有財産の売却及び活用）

(14) 普通財産の未利用地については、平成16年度末現在で70,623㎡あり、一般競争入札等の方法により処分が行われたことから、前年度に比べて29,922㎡減少している。引き続き、未利用地については、資産の有効活用の観点から関係部局等への情報提供を行うとともに、利用見込みのない土地については、早期の売却に努められたい。

また、行政財産については、平成16年度に資産アセスメント調査を実施しており、ハードやサービスの提供等に何らかの問題があるとして職員公舎9施設、行政財産22施設を見直し対象としている。今後、評価結果を基に「県有財産利活用計画（仮称）」（平成18～20年度）の策定を検討しているが、行政財産についても経営的な面から一層の効率的・効果的な利用・運営が図られるよう積極的な改善に取り組むとともに、改善の見込めないものについては売却などの処分に努められたい。

（財政・施設分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　入札参加者の増加や入札不落物件の減少を図るため、入札時における最低売却価格の公表を実施しました。（平成１６年度から実施）

②　また、利用見込みのない物件について、ホームページに掲載し、積極的に情報提供を行い、売却等処分を進めました。

③　行政財産の有効活用や未利用財産の売却を促進するため、平成１８年度から平成２０年度までの３年間を計画期間とする「県有財産利活用計画」を平成１８年３月に策定しました。

2　取組の成果

平成１７年度は、１４件、８，０２７㎡、３億３千万円の売却を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　利用されていない普通財産については、平成１０年度から順次処分に努めており、平成１６年度までに約６５億円を売却してきたところです。

今後とも、積極的に処分していきたいと考えており、平成１８年度から平成２０年度までの３カ年で１０億円以上の売り払い収入の確保に努めます。

2　早期に売却することが困難な物件については、公的な団体等への貸付を検討するなど、弾力的な財産運用に努めます。

3　「県有財産利活用計画」に基づき、毎年実施状況を検証・評価し、財産運用事務に反映させていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

2 財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
　イ　金品損傷
　公用車の損傷事件が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（財政・施設分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　イ　金品損傷
　車両担当職員を中心に、公用車の損傷等のチェックを強化し、以降は発生していません。
　今後も損傷等の確認を行うなど適正な物品の管理・使用に努め、再発防止を図っていきます。

2　取組の成果
　各種取組を通じ、職員の県有財産管理意識が高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

　車両担当職員を中心に、公用車の損傷等のチェックを行い公用車の適正な管理・使用に努め、再発防止を図っていきます。

部局等名　総務局

監査の結果

２ 財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
　ア　工事の変更契約
　平成16年度の庁舎整備や営繕工事等における工事契約については、161件のうち42件（26.1%）が増額変更、4件（2.5%）が減額変更されている。設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかる手続や内容についてチェック体制の強化に努められたい。
（財政・施設分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
　別途発注可能なものは、別途発注工事とするよう指示するとともに、改修工事等の事前の現場確認に努め、さらに施行依頼部所との着工前の調整を密にしました。

２　取組の成果
　平成１７年度は、平成18年2月28日現在140件のうち17件（12%）が増額変更、3件（2.1%）が減額変更となっており、発注時に確認困難な要因に基づく変更となりました。
　また、変更にあたっては、「三重県建設工事設計変更要領」に基づき変更が必要であるかどうか適正に処理しました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　別途発注可能なものは、別途発注工事とし、事前の現場確認及び施行依頼部所との着工前の調整を密にしていきます。
２　「三重県建設工事設計変更要領」に則り適正な処理を行っていきます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

個人情報の流出等の全庁的な危機事例に際しては、危機管理連絡会議幹事会等を開催し、各部局連携のもと、必要な情報収集、情報共有、対応策の検討等を随時実施しました。

また、関係部局連名で個人情報の安全な保管に関する当面の対策について全庁に通知し、局内職員に対しても周知・徹底を図るとともに、個人情報に関する研修資料を活用して注意喚起を図りました。

2　取組の成果

事例を通して業務の振り返りや意識啓発を行ったことにより、個人情報の保護や管理に対する意識の向上が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

個人情報の保護を徹底するため、引き続き啓発や注意喚起を行うとともに、個人情報の管理に対する危機管理意識の向上に努めます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 2　職員の交通事故防止対策 公務中の交通事故が平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止策を実施するとともに、県有財産の管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。 また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 局内の全職員を対象として交通安全研修を実施するとともに、室長・ＧＬ会議等を通して、各職員に対し、交通事故防止対策の周知徹底を随時実施しました。 また、出張時や災害対策用務等で公用車を利用する機会ごとに、注意喚起を図りました。 2　取組の成果 公用車による事故については、残念ながら２件の物損事故が発生しましたが、意識啓発を継続して実施することにより、交通事故防止に対する意識の向上に努めました。
平成18年度以降（取組予定等） 引き続き啓発や注意喚起を行い、一層の意識高揚を図ります。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　建築物の効果的な耐震化対策について総合的な取組を推進するため、庁内の関係部局による三重県耐震化推進検討会議を設置しました。
・　各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に推進していくため、県有建築物の耐震化計画の策定に向けて取り組みました。

2　取組の成果

・　三重県耐震化推進検討会議で意見交換を行ったことにより、各部局の耐震化に関する意識は高まりつつあります。
・　県有建築物の耐震化計画の策定に取り組み、県が管理する施設の耐震化を進める体制の整備を進めています。

平成18年度以降（取組予定等）

・　県有建築物の耐震化計画の策定を行い、各部局で計画に従い、計画的に耐震診断及び耐震化を推進します。
・　市町に対し、それぞれが管理する公共建築物の耐震化計画の策定を促します。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

アスベスト飛散対策会議等において、迅速かつ的確なアスベスト対策の実施について、関係部局と調整を行いました。

また、防災危機管理局所管の施設等についてアスベスト使用の実態調査を行いました。

2　取組の成果

関係部局と連携し、県有施設については、計画的に除去対策を行うとともに、民間施設についても実態調査、除去対策の指導等が行われました。

なお、調査の結果、アスベストが使用されている施設はないことが判明しました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、アスベスト飛散対策会議等を通じて、関係部局と連携して的確に対応していきます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務委託契約については、原則一般競争入札を行うこととしていますが、設計金額が１００万円以上の場合は、随意契約による場合であっても、防災危機管理局指名審査会に諮り、設計金額や契約相手方等を厳正に審査しています。

また、上記以外の随意契約についても、地方自治法施行令第167条の２の要件を厳正に審査し、随意契約理由の精査や競争性・透明性等の確保について徹底しました。

2　取組の成果

契約手続きのより適切な執行について意識が向上し、契約における競争性、公平性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

18年度も引き続き、競争性、公平性、透明性を確保し、契約手続きの適正な運用に努めます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は、2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務内容の特殊性や高等教育機関との共同研究などにより、特命随意契約が多くなっていますが、業務委託契約については、設計金額が１００万円以上の場合は防災危機管理局指名審査会に諮り、設計金額や契約相手方等を厳正に審査しています。

2　取組の成果

契約手続きのより適切な執行について意識が向上し、契約における競争性、公平性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

18年度も引き続き、競争性、公平性、透明性を確保し、契約手続きの適正な運用に努めます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

17年度の実施件数は1件でしたが、実施要領や選定要領等について防災危機管理局指名審査会に諮り、厳正に審査し、執行しました。

2　取組の成果

契約手続きを適切に執行し、契約における競争性、公平性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、競争性、公平性、透明性を確保し、契約手続きの適正な運用に努めます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（「三重地震対策アクションプログラム」の推進）

(1)　地震防災対策については、平成15年3月に策定した「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、緊急度の高い対策から計画的に取り組んでおり、アクションプログラムに定められた355項目の具体的なアクションのうち、平成16年度末までに337項目に着手し、三重県地震対策会議や三重県防災事業推進委員会等で各事業の進捗管理が行われている。

しかし、県民の防災意識の向上、避難対策の確立、自主防災組織の活性化など引き続いて取り組むべき課題があることから、今後とも「三重地震対策アクションプログラム」に基づく地震対策を市町村や関係機関と連携して、計画的、重点的に推進されたい。

（防災危機管理分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・国の中央防災会議が発表した地震被害想定結果に基づき、新たな知見による三重県の地震被害想定調査結果を公表しました。
・市町村等地震対策協議会を3回開催し、平成17年度事業等について、意見交換、情報共有等を行いました。
・県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオを活用した啓発、県内各地での市町との共催による地震防災講演会・シンポジウムの開催、防災啓発冊子の全戸配布などを行いました。
・地域の防災力を高めるため、防災コーディネーター育成講座を開催し、地域の防災に関するリーダーとなるべき人材の育成を行いました。
・地域防災力向上の重要な役割を果たす市町防災担当者や企業防災担当者の防災力向上を目指すため、昨年度に引き続き防災教育センターによる研修を実施しました。
・3県民局において、地域の防災力を担う多様な主体が連携する新たな組織を立ち上げ、地域の防災力向上のための取組に着手しました。
・観光地の避難対策マニュアルを市町及び商工関係団体に配布し、観光地における避難対策の取組を呼びかけました。
・市町に対し、次のような支援を実施しました。
①住民参加による津波避難計画策定（全沿岸市町）
②自主防災組織の育成及び活性化の促進
③地域特性に応じた市町の提案による地震対策事業の実施

2　取組の成果

・三重地震対策アクションプログラムの進行管理を行い、適切な地震対策を推進することで、各アクション項目の実効性を確保することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

三重地震対策アクションプログラム及び県民しあわせプランの重点プログラムに基づき、昨年度までの事業に加え、新規事業にも着手し、地震対策を強化していきます。

・平成19年度以降の地震対策の取組方針を検討し、第2次地震対策アクションプログラムを策定します。（新規）
・県民の地震防災意識の向上を図るために、テレビ・ラジオによる普及啓発、県内各地での地震防災講演会の開催等を行います。（継続）
・市町等に対し、次のような支援を行います。
①地域防災力の向上によって地震災害による被害の軽減を目指すため、緊急地域総合防災推進事業補助金により、地域の実情に応じた地震対策を支援します。（継続）
②迅速な避難を促すため、緊急避難路整備事業補助金により、国の補助対象外の避難路・避難地の整備を支援します。（継続）
③津波来襲時に高台等の避難場所を確保できない地域の解消を図るため、津波ステーション整備事業補助金により、一時避難施設の整備を支援します。（継続）
④避難所の耐震診断とともに耐震化を促進するため、緊急避難所（公共的施設）耐震化促進整備事業補助金により、耐震化補助のない公共的な避難所の耐震化を支援します。（継続）

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（初動体制の確立）

(2)　非常参集訓練における本庁及び県民局の二次参集者の把握が不十分であり、本庁及び各県庁舎毎に指定されている緊急初動対策要員に対する訓練が平成16年度は実施されていない。

また、災害対策本部や地方部が設置された場合に自分が属する班や所掌業務を把握していない職員の割合が平成17年度で2割程度あることなど初動体制についての課題があるので、これまでの非常参集訓練の結果等を検証し、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が確保されるよう努められたい。

（防災危機管理分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　情報伝達訓練（事前通知せず）

春の定期異動後、新体制における連絡体制の確認及び早期有事即応体制の確立を目的として、４月２７日午後１０時から全職員を対象とした情報伝達訓練を実施しました。

（2）　職員参集訓練（事前通知せず）

即応力の向上を目的とし、突発的災害時における職員の対応人員の確保について検証するため、９月１日午前６時３０分から、２時間３０分以内に各庁舎へ参集可能な職員を対象とした実動の参集訓練を実施しました。

上記訓練に際し、参集した職員を対象として各部局・県民局の各所属単位で、初動対応マニュアルの確認・検討、関係機関等との連携訓練（想定を含む）を実施し、職員が所属する各班毎の所掌業務の理解・把握の向上に努めました。

（3）　緊急初動対策要員

上記要員を対象として、１１月に１２庁舎において

○　研修（東海・東南海・南海地震について、緊急初動対策要員制度について、緊急初動対策要員の任務）

○　災害対策本部設置訓練（総括班設置訓練、通信機器の設置等）

を実施しました。

2　取組の成果

上記の３項目の取組により、各職員の防災意識を向上させ、もって組織の有事即応力の向上に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き下記の訓練等を実施し、職員の防災意識の向上を図るとともに、初動体制の確立に努めます。

○　情報伝達訓練（事前通知せず・春の定期異動後、可能な限り速やかな時期）

○　職員参集訓練（事前通知せず・上記以後年末迄の時期）

○　緊急初動対策要員の研修及び訓練（上記同様の時期）

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（地域防災力の向上）

(3)　県が平成15年度に実施した市町村の防災力診断調査では、市町村により77.3点から13.4点までの格差が見られたので、市町村の防災力のレベル向上を図るために、市町村に支援するとともに、市町村合併が進展する中で、合併後の新市町において地域の実情に即した防災力の向上が図られるように支援されたい。

また、自主防災組織については、組織率及び訓練実施率は徐々に向上しているが、市町村によりこれらの割合が100％のところから10％台のところまで格差があり、また、住民の加入認識度が33％と低いことから、組織率の向上及び活性化に努められたい。

さらに、消防団については、高齢化、サラリーマン化とともに、団員の減少傾向が見られるので、団員の確保及び活性化対策を講じるとともに、企業や事業所における防災組織への働きかけを行い、災害時の地域での支援体制の充実に努められたい。

（防災危機管理分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・防災力診断の結果等を踏まえ、地域特性や市町村合併後の実情に即した支援を行っています。また、希望する市町には、防災力向上アドバイザーによる改善策のアドバイスを実施しています。

・地域の防災力向上のため、消防学校に開設した「三重県防災教育センター」において市町防災担当者等に対する研修を実施しました。また、「みえ防災コーディネーター育成講座」の開講により、地域で活動する防災リーダーを育成しました。

・自主防災組織の活性化を図るため、「自主防災組織活性化検討委員会」を開催し、同委員会において自主防災リーダーハンドブックやビデオを作成しました。また、県内７地区で自主防災リーダー研修会、県庁においては全体研修会を開催しました。

・消防団については、三重県消防協会に設置した「消防団のあり方に関する委員会」により、平成１７年７月に消防団のあり方及び消防団員の確保等についての提言がなされ、これらを基に消防団員に対する研修や教育、消防団員の活動をテレビ、ラジオでＰＲするなど、活性化対策に取り組んでいます。

2　取組の成果

・市町に対する支援を行うことにより、地域において、住民参画による津波避難計画の策定やハザードマップの作成、災害時要援護者を含めた避難所運営の検討等が進んでいます。

・みえ防災コーディネーターについては、６４名を認定し、地域活動を進めています。

・自主防災リーダーハンドブック等を県内自主防災組織に配布しました。また、各地域で開催した自主防災リーダー研修会は合計１，０００名以上、全体研修会には２００名が参加しました。

・三重県消防大会での消防団員雇用事業所２社に対する知事表彰や、ＦＭ三重、三重テレビで放送した消防団活動ＰＲ番組をビデオ化し、市町・関係機関に配布しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・市町村防災力診断については、各市町の防災力向上を検証するため、平成１８年に再度これを実施します。

・防災教育センターについては、消防学校を会場とするほか、県内９会場において地域防災教育センターを開設し、自主防災組織・消防団・企業等の地域防災連携を図ります。

・「消防団のあり方に関する委員会」報告に基づき、今後も消防団員の確保や活性化対策に取り組みます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県民の防災意識の向上）

(4)　地震防災講演会、シンポジウム、テレビ・ラジオ等での普及啓発活動などにより、地震への関心度や避難場所の周知度などの県民の防災意識が高まってきている。

しかし、住宅の耐震診断の実施率が低いことや、紀伊半島南東沖地震の際に避難をした人が僅かであったなどの課題も見られるので、県民一人ひとりの防災に対する意識が向上し、災害が発生した際に適切な行動を取れるように、県民の防災意識の向上に向けて市町村等と協働して取り組まれたい。

（防災危機管理分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオによる定時番組を作成し、毎週テーマを変えて、地震対策をはじめとする様々な防災対策に関する啓発を実施しました。
・制作したテレビ番組については、県内のケーブルテレビ各社に提供し、再度放送しました。
・市町との共催により、県内約30ヵ所において、地震防災に関する学識経験者や先進地の防災リーダー、語り部などによる地震防災講演会・シンポジウムを開催しました。
・全面カラー32頁で、地震に関する知識や様々な地震対策についての解説がされている防災啓発冊子「地震防災ガイドブック」と県内の震度予測、主要地点の津波の到達時間と高さ、主要な活断層の位置などを掲載した「わが家の防災情報シート」を全戸に配布しました。
・県政だよりに、毎月「防災一口コラム」を掲載しました。
・地震体験車を様々な地域での取組の際に活用し、地震の怖さを体験してもらいました。

2　取組の成果

・防災に関する県民意識調査の結果、自宅の家具を固定している人の割合、自宅付近の指定避難場所を知っている人の割合は、少しずつ増加しています。
・防災に関する県民意識調査の結果、防災啓発冊子の配布により、非常持ち出し品をまとめた人35.9%、食料・水の備蓄を始めた人30.1%など、県民の取組が促進されました。

平成18年度以降（取組予定等）

・県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオによる定時番組を作成し、毎週テーマを変えて、地震対策をはじめとする様々な防災対策に関する啓発を実施します。（継続）
・市町との共催により、県内約30ヵ所において、地震防災に関する学識経験者や先進地の防災リーダー、語り部などによる地震防災講演会・シンポジウムを開催します。（継続）
・県政だよりに、毎月「防災一口コラム」を掲載します。（継続）
・地震体験車を様々な地域での取組の際に活用し、地震の怖さを体験してもらいます。（継続）
・「県民防災の日（仮称）」の制定により記念事業や交流の場を設けるほか、県内外の先進的な防災の取組を調査し紹介していきます。（新規）

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（災害発生時における情報の収集伝達）

(5)　災害発生時に防災関係機関における情報伝達をスムーズに行うため、防災行政無線の整備や防災情報システムの運用を行っているが、平成16年度に発生した災害時には防災情報の伝達や被災情報の収集についての課題があり、その改善に向けて検討・着手されているが、今後も訓練等を通じて課題の把握と改善に努められたい。

　また、県民一人ひとりが適切な行動を取ることができるように、市町村・報道関係機関と連携して迅速かつ的確な情報提供体制の整備を行われたい。

（防災危機管理分野）

講じた措置（実施した具体的内容を17年度、18年度以降別に記載）

平成17年度

1　実施した取組内容

・防災情報提供に関しては、回線容量の増強により、災害時の情報伝達収集機能のさらなる強化を図りました。
・防災行政無線に関しては、防災情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線の更新に伴う新しい防災通信ネットワークの整備事業を実施しました。
・災害時の停電やケーブルの断線等を想定した訓練に関しては、図上訓練において、防災情報システムを利用しない訓練を実施しました。
・「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する三重県連絡会」を設置し、市町、放送事業者及び県が連携した災害時の情報伝達の在り方について検討しました。
・エフエム三重や日本放送協会をはじめとする放送事業者の災害図上訓練への参加を図り、県民への知事の呼びかけや被害情報の提供など災害広報の連携について訓練を実施しました。

2　取組の成果

・防災情報提供については、回線容量の増強により災害時の情報伝達収集機能がさらに強化されました。
・防災情報システムが利用できない場合における情報伝達収集を問題なく行うことができました。
・避難に関する情報をはじめとする防災情報の県民への提供について、各機関の情報提供の役割及び情報伝達経路について確認を図りました。
・災害時の情報提供について放送事業者との連携要領を向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・防災情報提供に関しては、さらに使いやすくなるように改良をおこなっていきます。また、県民がより情報を入手しやすくなるように、新しい情報提供手段の追加等をおこなっていきます。
・防災行政無線については、新システム利用の習熟度を上げるよう研修をおこなっていきます。
・防災情報システムが利用できない場合などいろいろな状況を想定した情報伝達収集訓練を継続して実施していきます。
・今後も「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する三重県連絡会」を通じて、県民へのより迅速かつ的確な避難に関する情報の提供のあり方について、検討を進めていきます。
・引き続き、放送事業者の災害図上訓練への参加を促し、報道機関を活用した県民への迅速かつ的確な災害情報の提供について訓練を実施していきます。

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（危機管理対策）

(6)　危機管理については、訓練や研修の実施、モニタリングの実施等に加えて、「三重県危機管理計画」の改正、危機管理速報要領の作成などの新たな取組を実施しているが、免許事務の不適正処理、パソコン盗難による個人情報の流出、本庁舎停電による電子入札の支障などの県民の信頼を損なう事態が発生しているので、職員の危機管理の周知及び実践を徹底し、危機発生の未然防止、危機発生時の対応等について万全の対策を講じられたい。

（防災危機管理分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　全庁的な危機事例への対応

個人情報の流出、鹿児島市での防空壕事故に伴う対応、サイバーテロへの対応、アスベスト被害への対応など、全庁的な危機事例に際し、危機管理連絡会議等を開催し、各部局連携のもと、必要な情報収集、情報共有、対応策の検討等を実施しました。（随時）

②　危機管理実施手順に基づき、各部局において、最重要リスクの選定（４月～５月）、新しい事業に取り組む際に予想されるリスクの検討（８月～１０月）を行いました。

③　危機管理に関する各種訓練・研修会を実施（４月～１１月）

④　危機管理アンケートの実施（２月）

⑤　危機管理状況のモニタリングの実施（１１月～１２月）

⑥　ヒヤリハット事例投稿の運営（４月～３月）

⑦　関係機関との連携強化に向けた取組

三重県防災危機管理関係機関連絡会議の開催（開催回数　２回）

⑧　危機管理連絡会議等の開催

危機管理連絡会議の開催（延べ２回）　幹事会の開催（延べ１６回）

2　取組の成果

危機発生時に関係部局間で情報共有や対応等、連携が図られるようになったとともに、職員の危機意識度についても、８９．９％から９３．４％へ向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　全庁的な危機事例への対応　（随時）

②　危機管理実施手順に基づき、各部局において、リスクの把握・評価、新しい事業に取り組む際に予想されるリスクの検討（４月～２月）

③　危機管理に関する各種訓練・研修会の実施（４月～２月）

④　危機管理アンケートの実施（２月）

⑤　危機管理状況のモニタリングの実施（１１月）

⑥　ヒヤリハット事例投稿の運営（４月～３月）

⑦　三重県防災危機管理関係機関連絡会議の開催（随時）

⑧　危機管理連絡会議等の開催（随時）

部局等名　防災危機管理局

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）
三重県地震被害予測システム開発に関する調査研究委託契約の特命随契理由の記載が不明確
1箇所

2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）
緊急防災情報システム整備業務委託の変更契約について、当初契約段階での検討・協議不充分
1箇所

（防災危機管理分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

特命随契理由については、一部記載内容が判りにくい点がありましたので、明確な記載を行うよう努めました。

また、企画提案コンペの変更契約については、システム利用者等と協議を進める中で、新たな必要性が生じたことにより対応したものですが、契約の透明性・公平性が確保されるよう今後の契約手続きには留意していきます。

2　取組の成果

契約手続きの適正な執行にあたり、競争性、公平性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、競争性、公平性、透明性を確保し、契約手続きの適正な運用に努めます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　ノートパソコンセキュリティロックによるパソコン盗難防止策を講じました。
・　生活部及び県民局生活環境森林部職員を対象に危機管理の視点から個人情報保護を考える研修を実施しました。（平成１７年１０月２７、２８日実施　９５名出席）
・　生活部が管理している4つの公開サーバについて脆弱性診断を実施しました。（平成18年2月～3月）
・　平成17年10月からの改正個人情報保護条例の施行に合わせ、個人情報の管理体制等を定めた個人情報適正管理指針を策定し施行しました。

2　取組の成果

・　生活部内の机上にあるノートパソコンに、すべてセキュリティロックを取り付けました。
・　研修受講者を対象としたアンケート調査の結果、アンケートに回答したすべての職員が、個人情報保護意識の向上につながったとしています。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き職員を対象とした個人情報保護等に関する研修会を実施し、個人情報保護マインドの醸成に努めていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

２　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの96件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

・　職員研修の一環として、三重県交通安全研修センターを活用した交通安全研修の実施（平成17年８月から９月にかけて８回、75名参加）

・　１２３日間の無事故・無違反をチーム単位で競い合う「無事故無違反チャレンジ１２３」事業への職員の自発的な応募による参加（２０組、１００名が参加）

など、交通安全意識を高めるための取組を進めました。

２　取組の成果

・　公用車による交通事故は、２件発生したものの、無事故無違反チャレンジ１２３運動において２０組中１９組が無事故・無違反を達成するなど職員の交通安全意識の向上が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　各種会議において職員への注意の喚起を行うとともに、引き続き

　・　交通安全研修センターを活用した交通安全研修の実施

　・　「無事故無違反チャレンジ１２３」事業への参加

等職員の交通安全意識、県有財産の管理意識の高揚に努めていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・当部所管の勤労者福祉会館において、耐震診断の結果から耐震補強の必要性が認められたため、本年度は耐震化工事に向けて設計を実施しました。また、6階講堂天井裏に吹付けアスベストが確認されたことから、6階部分の耐震補強工事を先行して着手しました。

・私立小・中・高・養護学校の耐震化については、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費がともに国庫補助（私立高等学校等施設高機能化整備費）の対象となるので、補助制度の活用を促し、耐震化を促進しました。

・高等学校に関しては、平成16年度から私立高等学校施設整備費補助金の補助対象に耐震診断費用を加え、耐震診断実施の促進を図るとともに、平成17年度から私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度を創設し、国庫補助の対象とならない耐震のための改築についても一定の補助を行なうことで耐震化を促進しました。

・私立幼稚園の耐震化については、改築、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費用が国庫補助の対象となるので補助制度の有効活用を促し、耐震化についての啓発を行いました。

2　取組の成果

・三重県勤労者福祉会館6階の耐震補強工事を施工しています。

・国庫補助制度の活用により高等学校４校、中学校３校において校舎の耐震補強工事が実施されました。

・私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度の活用等により２校で校舎の改築が実施されました。

・私立幼稚園においては、本年度は工事は実施されませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

・三重県勤労者福祉会館については平成18年度から平成19年度にかけて、耐震化のための制震工事を実施する予定です。

・国庫補助制度の活用により、高等学校延べ6校、中学校延べ4校、幼稚園1園で耐震補強工事が計画されています

・私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度の活用により、延べ5校で校舎等の改築が計画されています。

なお、耐震化計画のない私立学校については、耐震診断の実施及び耐震化工事が図られるよう制度等の啓発に努めていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・当部所管の県有施設のアスベストの使用状況を調査した結果、三重県勤労者福祉会館6F講堂天井裏及び7F機械室においてアスベストの使用が確認されたため、飛散のおそれはないものの、不特定多数の方々の利用が見込まれるところから、除去工事を実施しました。

・また、県内の私立学校等及び職業能力開発施設等におけるアスベストの使用状況を調査しました。

2　取組の成果

・6F講堂天井裏のアスベストは除去しましたが、7F機械室については、諸手続きに不測の日数を要し、工事を繰越しました。

・私立学校につきましては、幼、小、中、高、専修及び各種学校212校を調査した結果、19校においてアスベストの使用が確認されました。その内容は、

措置済み　14校（幼：5、中：1、高：3、専修：5）

飛散のおそれなし　8校（幼：2、高：4、専修：2）　※高校2校、専修1校は重複

となっています。

・職業能力開発施設等につきましては、認定職業訓練施設（3校）、勤労青少年ホーム（4箇所）働く婦人の家（1箇所）を調査しました結果、アスベストの使用がないことが確認されました。

平成18年度以降（取組予定等）

・繰越した工事は4月中に完成予定です。これにより生活部所管の県有施設においてアスベストはすべて除去されます。

・私立学校等につきましては、調査は完了しましたが、吹付けアスベスト等を除去していない場合は、将来、劣化や破損による飛散のおそれがあることから、適宜フォローアップを実施していきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5%）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4%）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5%）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1%）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（中小企業従業員住宅家屋貸下料）

未収件数は2件。うち1件は、裁判上の和解に基づき毎月収納（弁済が遅れた場合には文書による催告）を行いました。

他の1件については、毎月電話にて催告を行ってきました。

（文化会館等使用料）

平成17年6月22日から29日を電話催告、戸別訪問等を集中的に実施する強化期間として、催告等を実施しました。その後も電話・文書により催告を継続しました。

さらに、調査等を実施してきたものの長期間所在不明で消滅時効となった債権については平成18年1月に不納欠損処分を行いました。(9件 317,500 円)

（その他）

電話、訪問、文書等により催告を行ないました。

2　取組の成果

（中小企業従業員住宅家屋貸下料）

裁判上の案件については、平成17年度は 420,000 円を収納しました。

他の1件については、会社の経営状況が昨年より悪化しているため、支払いが滞っています。平成17年度は 150,000 円を収納しました。

（文化会館等使用料）

催告等により、17年5月31日現在35件 1,515,110 円であった未収金は、平成18年3月31日現在15件 930,060 円となりました。

（その他）

継続的に連絡を取るべく努力しているものの、本人に連絡することが難しい状況のため、収納には至りませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

（中小企業従業員住宅家屋貸下料）

和解となったものについては、和解条項に基づき納入が滞らないよう管理していきます。

他の1件については、定期・随時に催促をし、未収金の回収を図っていきます。

（文化会館等使用料）（その他）

文書や電話による催告を定期的に実施し未収金の回収を図っていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

生活部内各室等の契約担当者の研修会を部独自に実施し、会計規則の研修を行なうとともに、委託業務の実施に当たっては可能な限り競争入札等を行なうよう周知しました。(2回実施)

2　取組の成果

会計規則に対する理解を深めるとともに、公開見積り合せや企画提案コンペを可能な限り行なうことにより、競争性、公平性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

生活部内契約担当者の研修会を開催するとともに、競争性、公平性、透明性を高めるため可能な限り競争入札、公開見積り合せ等を行なっていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

生活部内各室等の契約担当者の研修会を部独自に実施し、会計規則の研修を行なうとともに、委託業務の実施に当たっては可能な限り競争入札等を行なうよう周知しました。(2回実施)

2　取組の成果

会計規則に対する理解を深めるとともに、競争入札、公開見積り合せや企画提案コンペを可能な限り行なうことにより、競争性、公平性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

生活部内契約担当者の研修会を開催するとともに、競争性、公平性、透明性を高めるため可能な限り競争入札、公開見積り合せ等を行なっていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

生活部内各室等の契約担当者の研修会を部独自に実施し、会計規則の研修を行なうとともに、指摘のあった選定表への不適切な記載、選定後の仕様の変更、審査会の未設置等ないよう周知しました。(2回実施)

2　取組の成果

会計規則に対する理解を深めるとともに、契約手続きの不備については改善しました。

平成18年度以降（取組予定等）

生活部内契約担当者の研修会を開催するとともに、選定表の記入に当たっては、事前にボールペンを配布する等鉛筆の使用のないようにしていきます。

また、その他の事項につきましても契約の手続きに不備のないよう、周知・改善を図っていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（個人情報の適正管理）

(1)　個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護条例の改正、個人情報適正管理指針の策定、情報適正管理マニュアルの改定を行い、個人情報の適正な管理について周知に努めているところであるが、平成16年度から17年度にかけて、県立高校等において、パソコンの盗難等による個人情報流出が発生しているので、個人の権利利益を守り、県政運営に支障をきたさないよう、引き続き個人情報の適正管理の強化と流出の再発防止に取り組まれたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　職員を対象とした改正個人情報保護条例説明会、学校職員を対象とした研修会、市町村や民間団体等からの要請による出前トーク等を通じて個人情報保護制度を周知し、個人情報の適切な取扱いや危機管理意識の一層の醸成を図りました。

(2)　県及び委託事業者が個人情報の漏えい防止等適正な管理のために必要な措置を講じることについて、努力義務から義務規定化、職員や委託業務従事者等への罰則規定を設けるなどを内容とする改正個人情報保護条例を平成17年10月1日から施行しました。

(3)　個人情報の漏えい防止等適正な管理のために必要な措置を講じることを義務規定としたことに伴い、平成17年9月21日、個人情報の管理体制や保護対策などを定めた「個人情報適正管理指針」を策定するとともに、情報の適正管理や漏えい時等の対応を定めた「情報適正管理マニュアル」を一部改正しました。

(4)　改正個人情報保護条例の施行に伴い、個人情報の基本的な取扱方法をルール化した「個人情報取扱いのルール」と「個人情報適正管理指針」等をわかりやすく解説した「個人情報保護ハンドブック」を作成して各所属に配付し、個人情報の適正な取扱いについて周知しました。

2　取組の成果

(1)　職員を対象とした研修会等を延べ79回開催し、参加者約3,700人に対して個人情報保護制度を周知しました。

(2)　各部局においては、独自に研修会を開催したり、職員向けの取扱い冊子やＣＤ－Ｒを作成したり、個人情報取扱事務の委託方法を見直したりするなど、個人情報の適正管理に対する認識や危機管理意識が高まりつつあります。

平成18年度以降（取組予定等）

1　実施していく取組内容

(1)　職員や学校職員を対象とした各種研修会、市町や民間団体等への出前トーク等を通じて個人情報保護制度を周知し、個人情報の適切な取扱いや危機管理意識の一層の醸成を図ります。

(2)　平成18年4月1日から公安委員会及び警察本部長を個人情報保護条例の実施機関に加え、引き続き個人情報保護条例の適正な運用を図ります。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（情報公開制度の運用）

(2)　情報公開制度の周知やインターネットによる情報公開請求の開始などにより、平成16年度の開示請求者数は延べ6,891人と、前年度の1.63倍となっている。不服申立て件数も85件となり、対前年度比がほぼ2倍に増加している。そのため、情報公開審査会の答申が大幅に遅れているので、情報公開条例に定める努力規定に基づき、早期の答申が可能となるよう対策を検討されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

情報公開審査会においては、平成12年6月から2部会制を実施して審査会の開催回数を増やし、調査審議の迅速化を図っています。

また、各部会においては、できる限りの複数事案の並行審理、同種の異議申立て事案の一括処理などにより、早期答申に努めました。

2　取組の成果

平成17年度においては、38件の答申を行っており、これまでと比べ答申件数が増えました。

	（審査会開催回数）	（答申件数）
平成11年度	11回	18件
平成12年度	21回	12件
平成13年度	21回	22件
平成14年度	22回	24件
平成15年度	24回	28件
平成16年度	23回	26件
平成17年度	24回	38件

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降においても、部会制を実施し、できる限りの複数事案の並行審理、同種の異議申立て事案の一括処理などにより、早期答申に努めます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（安全・安心まちづくりの推進）

(3)　平成16年の三重県における刑法犯発生（認知）件数は前年より減少したものの、38,455件となっている。平成16年10月に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」が施行され、地域住民による防犯活動への支援や学校、通学路、公園、駐車場などの公共空間における防犯診断等が実施されているが、犯罪を抑止し、安全で安心な地域社会の実現に向け、引き続き、警察、市町村等関係機関や地域の防犯活動団体等と連携を図り、地域の主体的な取組が進められよう支援されたい。（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県では、地域住民等と行政が、一体となって犯罪抑止に取り組んでいくことを目的とした「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づき、県民が防犯意識を持つとともに、地域住民の方々が主体となって、それぞれの地域において、防犯活動が活発に展開されるよう、地域気運の醸成、防犯意識の高揚を目的とした啓発活動、さらには、地域の自主的な活動に対する支援などの取組を推進しました。

各種取組の推進にあたっては、知事を本部長とし各部局長・各県民局長等で構成する「三重県安全安心まちづくり推進本部会議」や同推進本部を構成する部局・県民局等の代表者で構成する「同幹事会」の開催により、全庁的な情報共有・連携を図りながら総合行政として取り組むとともに、警察本部及び教育委員会とは、密接に連携を取りながら、さまざまな事業を推進しました。

また、市町村との連携については、本年度から警察本部と各警察署の参画を得ながら、教育委員会とともに連絡会議を開催し、情報提供及び情報交換等を実施し、地域における一層の気運の醸成、防犯意識の高揚を図りました。

具体的な取組としては、

・シンポジウム（3回、約300名参加）や先駆的な自主防犯活動の成果発表会（2回、295の開催）

・公共空間における安全度チェック調査（7箇所）や地域安全マップ活動をモデル的（14箇所）に実施

・モデル的に地域住民による先駆的な防犯活動への経費支援（12団体）

・出前トーク（3回）、啓発ビデオの作成、ホームページの充実等による啓発活動

などの取組を推進するとともに、本年度から2カ年事業として、地域における自主的な防犯活動をサポートできる民間の人材の育成を目的として、「犯罪のないまちづくり仕掛人」養成講座を開催し、地域の気運の醸成を図り、自主防犯組織の拡大の促進を行っています。

2　取組の成果

行政としての各種支援事業、各種啓発活動とともに、県民の防犯意識の高まりにより、自主防犯活動団体の組織が平成16年12月31日現在94団体でしたが、平成17年12月31日現在194団体と増加しました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、警察・教育委員会・市・町等との連携を図りながら、活発な住民による防犯活動が展開されるよう支援していきます。

(1)　自主防犯活動団体が一堂に会した「自主防犯活動団体ネットワークの集い」を開催し、団体間の交流を図ることを目的として、連携の機会づくりを行います。

(2)　地域における安全マップ活動の展開を図るため、教育委員会及び警察本部と連携のうえ、「地域安全マップづくり指導者養成講座」を開催し、地域において活動を行う指導者を養成します。

(3)　地域における防犯活動を展開するための中核的な人材を確保するため「犯罪のないまちづくり仕掛人養成講座」を開講し、地域における活発な防犯活動の展開や防犯意識の高揚を図ります。

(4)　公共空間の安全度チェック調査を踏まえた、防犯に関する技術的な支援を行うための防犯冊子を作成し、学校・自主防犯活動団体等を通じて、地域の防犯に対する支援を行います。

(5)　平成17年度に制作した啓発用防犯ビデオのケーブルテレビ等や各市・町の行政チャンネル等においての放映やホームページの充実により啓発に努めます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（人権施策の推進）

(4) 人権尊重社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談など、様々な事業に取り組んでいるが、依然として差別事象が発生しており、県民意識基礎調査による「人権が尊重されている社会である」と感じている人の割合も46.4％と前年度の47.1％に比べて減少している。国、市町村、関係団体等と連携し、啓発活動や相談体制等の充実に引き続き取り組まれたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

人権啓発については、人権センターを中心に、さまざまな手法により実施しており、法務局、市町村、関係団体とは下記のとおり連携して実施しました。

①法務局・人権擁護委員連合会との連携

・人権相談における連携
・県の関係機関と人権擁護委員連合会との情報連絡会の開催
・地域に密着した普及啓発事業を人権擁護委員連合会に委託
・人権週間に街頭啓発を協力して実施

②市町村との連携

・人権週間に街頭啓発を協力して実施
・広域人権まちづくり事業の協働による実施

③関係団体等との連携

・人権フォーラムの協働による実施（1/21・22）
・ひとにやさしいまちづくり支援事業の実施
・人権相談体制支援充実事業において、人権に係る相談を実施しているＮＰＯ等における相談員の資質向上のための研修を実施
・市民が主体となった人権啓発のあり方についての調査研究をＮＰＯに委託

2　取組の成果

①　法務局・人権擁護委員連合会との連携

・各県民局において街頭啓発を協力して実施しました。(実施回数　２９回)
・人権擁護委員連合会に委託している地域に密着した普及啓発事業において、親しみやすい啓発資材を作成し、県内全域において啓発活動を実施しました。(活動回数　６２回)

②　市町村との連携

・県民局単位に設置している広域人権まちづくり協議会に委員として参加し、事業の企画段階から協働しています。（７県民局）
・各県民局において街頭啓発を協力して実施しました。(①と同時実施　２９回)

③　関係団体等との連携

・ひとにやさしいまちづくり支援事業の実施協議会数　　13協議会
・相談体制充実支援事業で実施した研修の参加者数（延べ人数）　　1,043人

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に実施している事業を引き続き実施します。

また、人権文化のまちづくり創造事業では、地域において住民が主体で進める人権文化のまちづくりの担い手となる人材の育成や環境づくり、地域における人権相談のネットワークの構築及び相談マニュアル作成に取り組むこととしています。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（男女共同参画の推進）

(5) 男女共同参画社会の実現については、三重県男女共同参画基本計画に基づき進められているが、第一次実施計画の目標年次である平成16年度において、40項目の目標値のうち、県の審議会等委員や管理職への女性登用など、20項目が達成されていない。課題を検証し、平成17年度から始まっている第二次実施計画の目標達成に向け、関係部局と連携して、市町村、関係団体に働きかけるなど効果的な事業展開を図り、機会均等の職場づくり、社会づくりを推進されたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

課題の検証については、平成17年7月に男女共同参画推進会議幹事会を開催し、第一次実施計画の目標値の総括及び今後の取組方針を策定する中で行いました。同時に、平成16年に男女共同参画審議会から提言を受けた課題についても、その進捗状況を検証し、平成17年版男女共同参画年次報告にて取組状況を報告しました。

これらの検証をふまえ、総合行政により第二次実施計画の推進を図りました。

また、県の女性管理職登用が進まないことについて、県の課長補佐級の女性職員にアンケートを実施し、登用にあたっての障壁等の分析を行うとともに、県庁の全職員に対しても男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

2　取組の成果

具体的な取組の成果の一部としては、以下のとおりです。

①　11月にフレンテみえで開催しました男女共同参画フォーラムにおいては、第二次実施計画の推進をテーマに、県関係部局が連携して分科会等を主催し、今後の男女共同参画施策をどう進めていくか等を県、市町村、団体、事業者、県民等と意見交換し、関係部局及び関係者との協働及び取組の強化を図ることができました。

②　県施設の指定管理者制度導入にあたっての募集要項及び審査基準において、応募事業者の男女共同参画への取組を求めるとともに、男女共同参画室が実施した一般競争入札の際に試行的に男女共同参画の取組状況の報告を求めました。これらにより、事業者等への男女共同参画への取組の動機付けとして、新たな取組となりました。

③　「男女がいきいきと働いている企業表彰」の過去の受賞企業による取組事例発表を行った際の参加者アンケート結果をみると、参加者（企業関係者）からは、中小企業でもできる取組があるとの認識を得てもらうなど「参考になった（良かった）」といった意見を多く得ました。

また、平成14～16年の直近3カ年の三重県中小企業賃金等実態調査結果（男女格差是正への取り組み状況項目）では、男女格差是正に既に取り組んでいる企業数の割合は、17.4%、26.4%、27.0%と増加しています。併せて、取り組むこととしている企業数の割合も、15.0%、16.0%、19.1%と増加しています。少しずつですが雇用等の場における男女共同参画の取組が進んでいます。

④　課長補佐級の女性職員を対象にしたアンケート結果をもとに、チャレンジセミナーを開催することにより、人的ネットワークの形成やロールモデル（将来を描く際に参考となる人物像）に接する機会の提供を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年度に報告予定である男女共同参画審議会による評価・提言を受け、具体的な取組につなげ、第二次実施計画の着実な推進を図ります。

2　平成17年度中に見直される国の男女共同参画基本計画の改定を受け、新しい施策等についての動向を見極めながら、県の基本計画についても、見直しを含め検討していきます。

3　県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められるよう、今後の施策や、職員の研修計画の内容を検討していきます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（「生誕360年 芭蕉さんがゆく」事業成果の活用）

(6)「生誕360年 芭蕉さんがゆく」事業は、協働による新しい時代の人づくり、地域づくりや伊賀ブランド化を図るため、実行委員会「2004年伊賀びと委員会」を中心に、計画段階から住民が参画し、住民、市町村との協働により、事業を展開した。その結果、地域のネットワークづくりなどが進められ、事業ごとに評価もなされているが、今後、この事業の成果を行政と住民との協働のためのしくみづくり、地域づくりに活かされたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

本事業で培った行政と住民との協働の取組の成果を学ぶために平成17年7月「2004伊賀びと委員会」の委員を講師に、政策開発研究センターの職員研修「政策研究講座」を行いました。

また、伊賀県民局においては、生活創造圏ビジョン推進事業や生活創造圏活性化事業、伊賀らしい風情形成事業等での支援事業及び助成事業等により地元自治体、地域の様々な団体や住民が主体となった活動を支援しました。

2　取組の成果

「芭蕉さんがゆく」事業を通じて培われた成果としてのネットワークやノウハウを活かして、

○芭蕉さん事業でのネットワークによる「紅花ネットワーク」
○住民が中心となった「手づくり行灯（あんどん）」
○生活創造圏事業としての「イガデハク（伊賀で博覧会）」
○市の支援による「乱歩蔵びらきの会」、「からくりのまち名張」

など地域資源を活かしたさまざまな事業が展開されています。

また、協働に向けて課題や解決方策をまとめた「伊賀発協働問題解説集」、「伊賀発協働辞典」を色々な研修会で活用し、高い評価を得ました。

平成18年度以降（取組予定等）

地域づくりの基本は、地域の方々が、自然、歴史、文化などの地域資源を自覚し、自らが気づき、主体となって活かしていくことが重要であり、とりわけ地域住民と身近な市町の支援が期待されますが、「新しい時代の公」の考え方のもと、地域が主体となった地域づくりにおいて、県としても必要となる役割を果たしていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（文化活動の普及）

(7)　「みえ県民文化祭」については、県民の主体的な文化活動を活発化するため、実行委員会を設置し、平成7年度から毎年度開催されている。平成16年度は主催事業すべてに公募方式を採用し、より県民に開かれた文化祭を目指したが、圏域フェスティバルを取り止めたことなどにより、参加事業数、出演・参加者数が、昨年度に比べ減少している。そのため、今後は、文化団体、市町村等と一層の連携を図り、県民文化祭の効果的な運営が行われ、県民の文化活動がさらに活発化するよう取り組まれたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「みえ県民文化祭」の総合フェスティバルについては、16年度に引き続き地域での開催となり、平成17年9月17日～18日の2日間、四日市市にて行われました。その運営体制については、総合フェスティバル実行委員会が主体となり、地元四日市市の文化協会や文化団体に加え、県民文化祭実行委員会の実行委員もそのメンバーとなり、県、市の行政側も参加するなど多様な主体が協働して実施できる体制をとり、地域開催であっても、本来の主旨である県内の文化の粋を集めたフェスティバルとなるような企画運営がなされました。

公募事業については、16年度に比較し応募数が減少したことから採択の事業数も減少し31事業となりましたが、協賛事業については、昨年度の事業数37を上回り47事業となりました。

2　取組の成果

総合フェスティバルについては、16年度の伊賀地域1日間から17年度は四日市市の市民文化祭と同時に開催し期間も2日間としたことから、その相乗効果等により16年度に比較し参加者数が急増し、1万人に近い参加者がありました。一方、公募事業については、16年度に比較し3事業が減少し、その結果、参加者数もやや減少し、約2万6千人でした。協賛事業については、事業数が16年度を上回り、47事業となりましたが、1事業当たりの事業規模が小規模であったことから、参加者数は減少し、約8万人強となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度の県民文化祭総合フェスティバルは、3年ぶりに三重県総合文化センターにて開催の予定です。運営体制については、総合フェスティバル実行委員会のもと、県民文化祭実行委員会の実行委員や県内の中核的な文化の連合団体等がそのメンバーとなり企画運営をしていく予定です。また、公募事業、協賛事業については、多くの県民が文化に接する機会を提供するため、みえ県民文化祭の主旨に合致するものを厳正に審査し採択していきます。

なお、それぞれの事業の実施にあたっては、実行委員会として県民への周知徹底を図るとともに、効果的かつ円滑な運営を行なっていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（三重県史の早期完成と公文書保管環境の整備）

(8)　三重県史の編さんについては、昭和59年度に事業を開始しているが、平成16年度の刊行はなく、現在、全30巻の内資料編・別編18巻の編さんが終了した状況であり、当初の完成予定から大幅に遅れているので、事業の推進方法、内容について検証し、効率的な編さんに努め、早期完成に取り組まれたい。

また、公文書、収集資料等の保管については、適切な環境を整備されたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　現在、編集作業を進めている資料編・別編のうち、「古代（下）」の編さんを完了させるとともに、考古・近世史・美術工芸について、原稿を整理し一部製版業務を実施しました。また、他の資料編・別編の編集方針の確立や原稿依頼を行いました。

(2)　本年度から専任職員を配置するなど体制を整え、既に資料編を刊行している近・現代史の通史編（本編）の編さん作業に着手しました。

(3)　市町村や大学との協働、さらに外部委託などによって、資料調査を一層進めました。

(4)　収集資料の分類目録・目録入力を行い、効率良く資料が検索できるようにしました。さらに、これらが県民等の閲覧利用に供せられるように、保存公文書とともに「歴史資料の保存活用環境づくり事業」を進め、保存文書箱への整理、製本作業、目録のＨＰへの掲載などを進めました。

2　取組の成果

(1)　資料編・別編については、一部製版作業も行い、うち「古代（下）」は来年度に配本できる見込みとなりました。

(2)　近・現代史の通史編については、編さん方針や項目案の作成を行うとともに、原稿執筆者を一部決定しました。

(3)　資料目録などの整備によって、検索の効率がよくなり、今後の編さんにも有効となりました。また、県民等の資料閲覧利用も便利となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　現在編集中の資料編・別編のうち、「古代(下)」を平成18年度に配本するのをはじめ、残された資料編・別編の編さん刊行を進めます。

2　近・現代史の通史編は、原稿の執筆依頼を進めるとともに、点検・編集作業を行い、早期に近代史編さん完了をめざします。

3　公文書や収集資料の保存については、県史編さん室が満杯の状況であるので、これ以外に適正な施設を整備し環境を整えていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（雇用機会の拡大）

(9)　平成17年9月末現在の三重県内の有効求人倍率は、1.46倍と全国平均0.97倍に比べ、高い水準を示しているが、北部地域と南部地域では格差が大きく、特に熊野では、0.56倍と他地域と比較して非常に低い状況にあるので、関係部局と連携し、地域振興や産業政策と関連させた雇用機会の拡大に取り組まれたい。

（勤労・生活分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

農水商工部等の関係部局と企業誘致等に関する情報共有を図りながら、三重労働局等と連携して関連企業への雇用面のサポートを行いました。

①県内の労働市場情報の提供

②企業と人材の出会いとなる就職面接会の開催

③雇用関連情報ホームページ「おしごと三重」による求人情報の提供

有効求人倍率の低い県南部地域にあって三重県南部地域雇用機会増大計画を作成し、地域の市町村、商工会議所、商工会等とともに運営する三重県南部地域雇用促進協議会において、国から委託を受けて以下の事業を実施しました。

「地域提案型雇用創造促進事業」（国10/10）

・人材高度化研修（企業在職者及び求職者を対象とする各種の研修）

①ものづくり講演会（ものづくりの新技術、アイデアなどに関する講演会）

②地域特産品開発・販売チャレンジ事業（地域特産品の開発・販売手法に関する研修会）

③新技術開発研修会（魚の動きを止める針刺し技術に関する研修会）

④産地から食卓まで顔の見えるシステム「トレーサビリティシステム」づくり研修会（製造から販売までの製品管理に関する研修会）

⑤建設業の新分野展開研修会（建設業者の農業分野進出に必要なノウハウなどの研修会）

⑥高度技術者育成研修（高度技術者を企業にアドバイザーとして派遣）

⑦外国人観光客もてなし講座（外国人のもてなしに必要なマナーなどの講座）

⑧外国語教室（英語、中国語の講座）

・高度人材紹介（新分野展開などを予定する企業への高度人材の紹介）

・企業合同就職説明会（企業と求職者の出会いの場の提供）

・雇用関係事業案内

（雇用関係事業全般の案内を行なう「雇用対策事業インフォメーションセンター」の設置）

2　取組の成果

事業の実施状況は、以下のとおりです。

・ふるさと就職セミナーの実施（参加企業数649社　　来場者数1,407人）

・ホームページ「おしごと三重」による求人情報の提供

（求人掲載企業数　440件　　求人者数　1,380名）

・人材高度化研修　　開催回数47回、参加者数683人

・高度人材紹介　　利用企業数21社

・企業合同就職説明会　参加企業数175社　求職者数571人

・雇用関係事業案内　　事業利用勧奨及び問い合わせ応対　6,131件

平成18年度以降（取組予定等）

1　実施していく取組内容

県内の労働市場情報をはじめ、平成17年度に引き続き、農水商工部等の関係部局と企業誘致等に関する情報共有を図りながら、三重労働局と連携して関連企業への雇用面のサポートを行います。また、三重県南部地域雇用促進協議会において「地域提案型雇用創造促進事業」を実施する予定です。県事業としては、求職者を対象として企業見学会を開催し、近畿大学工業高等専門学校を会場として、若年者を対象とした産業人材育成講座「就職しま専科」を開講し、求職者のすみやかな就職を促進します。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（若年者の就労支援）

(10)　若年者の就労支援については、「おしごと広場みえ」を拠点として、職業紹介や職業相談、カウンセリングなど様々な取組が行われ、平成16年度利用件数は14,858件と前年度の6,349件に比べて大幅に増加している。今後は、利用者の増大、相談内容の多様化、複雑化に対応して相談体制を充実するとともに、若年者の視点に立ったサービスがより一層提供できるよう、ＮＰＯなど多様な主体による運営についても検討されたい。

また、高校卒業者の職業安定所を通した平成16年度就職決定率は、97.5%と前年度に比べ0.9ポイント上昇しているが、就職後1年以内の離職率が24.5%と依然高い状況にあるため、関係部局と連携して、職業意識の醸成などにより、早期離職の防止に取り組まれたい。

（勤労・生活分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・平成16年度から運営している「おしごと広場みえ」の機能を充実させるため、併設する三重学生職業相談室の開所時間を19時まで延長するとともに、県内4箇所で出張相談（地域ジョブカフェ）を実施し、職業相談や情報提供等の充実を図りました。

・新規高卒就職者の離職防止を図るため、就職先企業を訪問し就業状況の把握に努めました。

・就職後の職場への適応力や定着率の向上を図るため、学生・生徒の在学中の就業体験（インターンシップ）を行いました。

2　取組の成果

「おしごと広場みえ」の支援体制の充実や出張相談（地域ジョブカフェ）の開始、関係機関と連携した広報等により、相談件数は平成16年度に比較して大幅に増加しました。

①おしごと広場みえの来場者数　24,471名（昨年　13,317名）

②出張相談（地域ジョブカフェ）の利用者数　499名（うちカウンセリング件数229件）

③ふるさと就職セミナー（3回開催）　参加企業649社　来場者1,407名

④若年者早期就職支援セミナーの開催　32回　315名

⑤各種キャリア形成セミナーの開催

模擬面接会254名、ビジネスマナーセミナー164名、OBOGに聞く仕事体験談22名、ﾘﾗｸｾﾞｰｼｮﾝｾﾐﾅｰ64名、じぶん発見セミナー115名

職業意識の醸成、早期の離職防止に取り組みました。

①新規高卒就職者の離職防止のための企業訪問　2,700社

②高校におけるインターンシップの実施者数　35校　4,789名

③大学等におけるインターンシップの実施者数　280名

④大学等におけるインターンシップ事前研修会　193名参加

⑤大学等におけるインターンシップ事後研修会　52名参加

⑥中学・高校・大学等における職業講話実施回数

中学7校　高校3校　大学等8校　延べ3,200名聴講

⑦大学等におけるコーチング　6大学等で27回開催　延べ509名参加

平成18年度以降（取組予定等）

・より多くの若者が利用できるよう、ニーズに応じたセミナーの開催や相談員のスキルアップを図りながら、国や高等学校・大学と連携して効果的な情報提供を行います。

・相談内容の多様化や複雑化を踏まえ、若年者の就労支援を行うNPO等関係機関と連携・協議体制を取りながら、いわゆるニートと呼ばれる若年者を対象に情報提供や短期間の就労体験を実施します。

・若年者の職場適応能力や定着率の向上を図るため、今後とも一人でも多くの学生・生徒がインターンシップを体験できるよう、教育委員会や大学就職担当者との定期的な情報交換を行い、より一層連携して効果的なプログラムの構築・実践に取り組みます。

・引き続き新規高卒就職者の離職防止のための企業訪問を行います。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（障害者雇用の促進）

(11)　民間企業における平成16年6月1日現在の障害者雇用率は1.46％で、法定雇用率1.8％を達成しておらず、法定雇用率を達成している企業の割合も45.9％と半数以下となっているので、障害者雇用を促進するため、企業等への啓発に一層取り組まれたい。

また、平成16年度から、障害者多数雇用企業等からの物品等調達優遇制度を運用しているが、十分な活用が図られるよう、さらに制度の普及に努められたい。

（勤労・生活分野）

講じた措置

平成17年度

三重労働局、県内ハローワーク、(社)三重県障害者雇用促進協会、(社)三重県社会保険労務士会等と連携して、下記のとおり障害者の雇用促進に取り組みました。

（1）職業相談、啓発・広報の実施

①雇用相談員による職業相談
②障害者ワークフェアの実施（障害者雇用優良事業所表彰等）
③街頭啓発
④社会保険労務士等による障害者雇用支援制度等の企業へのＰＲ

（2）企業への働きかけ、職業能力開発の実施

①公正採用選考研修会の開催　②津高等技術学校でのＩＴ訓練（期間１年間）の実施
③短期職場実践訓練事業の実施　④職場適応訓練事業の実施
⑤障害生徒職域開発促進事業の実施　⑥第３回障害者技能競技大会の開催
⑦障害者就職面接会の開催　⑧障害者多数雇用企業からの物品等調達優遇制度の運用
⑨障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施　⑩社会保険労務士による求人情報の収集

2　取組の成果

（1）職業相談、啓発・広報

①職業相談件数（1,729件）
②障害者ワークフェア参加者数　134名、障害者雇用優良事業所知事表彰　1社
③街頭啓発（県内各地街頭キャラバン）（5日間）
④社会保険労務士等による障害者雇用支援制度等の企業へのＰＲ実施　(167件)

（2）企業への働きかけ、職業能力開発

①公正採用選考研修会参加者数（四日市市外　4会場　278事業所）
②津高等技術学校ＯＡ事務科（身体障害者対象）受講者数　9名
③短期職場実践訓練　受講者数11名（うち　5名就職）
④職場適応訓練　受講者数（一般　3名）
⑤障害生徒職域開発促進事業による職場実習　受講生徒数（延べ　100名）
⑦障害者就職面接会参加者数（桑名市外　5会場　企業143社、求職者615名）
⑧障害者多数雇用企業からの物品等調達優遇制度による発注額
230件　20,112千円
登録企業数　9社　：　登録授産施設数　20施設
⑨障害者の態様に応じた多様な委託訓練　受講者数（18人（うち　4名就職））
⑩社会保険労務士による求人情報の収集　1件

平成18年度以降（取組予定等）

（社）三重県雇用開発協会、(社)三重県社会保険労務士会、三重労働局、県内ハローワーク等と連携して、職業相談、啓発・広報の実施や企業への働きかけ、職業能力開発の実施等障害者の雇用促進の取組を継続して実施します。

障害者多数雇用企業等からの物品等調達優遇制度の普及につきましては、制度の利用促進に向けて各部局等へのＰＲ、また、登録企業・登録施設数の増加に向けたＰＲを継続して実施するとともに、ＩＴを活用した障害者の在宅就業への支援を実施します。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（津高等技術学校）

(12)　津高等技術学校では、県内の液晶関連企業の進出に伴い、平成15年度から、液晶関連の知識、品質管理、環境等の分野を強化した液晶関連カリキュラムを実施しているが、訓練生は年々減少している。平成18年度から板金科と溶接科の統合、改編が行われるが、その他の定員に満たない学科についても、入校者が減少している原因を分析し、対策を検討して、訓練生の確保と求められる人材育成に努められたい。（勤労・生活分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）訓練生の減少要因の分析

少子化の進行、若年者のものづくり離れ、いわゆるフリーターやニートの増加にみられる勤労観の変化により、就業する若年者の絶対数自体が減少傾向にあると言われています。

また、県内の雇用失業情勢の改善が進んでいることから、雇用形態を問わなければ比較的就職は容易である状況にあると考えられます。

さらに、就職する若年者は、営業や会計経理、ITビジネスといったいわゆる事務系職種を志望する傾向も見られます。

これに反し、津高等技術学校の普通課程は、県内産業界からの人材育成ニーズが高く、技能・技術を継承・育成しなければならない製造系職種に限定して訓練科を設置しており、このような状況から応募が手控えられたものと思われ、同校への入校者数の減少につながっていると推察されます。

（2）訓練生確保に向けての取組

①　これまで中高等学校の新卒者に限定していた入校案内を、既卒者も視野に入れショッピングセンターでのパンフレット配布、ラジオ版「おしごと広場みえ」に技術学校指導員が出演し同校のＰＲを直接県民に呼びかける等、広報手法の多様化を図りました。

②　平成16年度に引続き、国家検定制度である技能検定3級（3職種）の在校中取得を目指し、「技術学校」の価値創造に取り組みました。

③　県・県技能士会主催の「ものづくりフェア」に出展し、小中学生など低年齢層への技術学校の認知度の向上に努めました。

④　平成18年度入校選抜試験から一定の合格基準を満たした受験生については、出願時の希望科以外でも、定員を満たしていない「科」があれば入校できる新たな仕組みを設けました。

⑤　修了生の就職先訪問を引き続き実施し、事業主の訓練ニーズの把握や修了生との面談などのアフターケアを行い「生徒・企業満足度」の把握と改善に取り組みました。

⑥　産業界のニーズに対応した訓練科として、メタルクラフト科の新設に向けた、金属加工系の訓練科の再編に取り組みました。

2　取組みの成果

（1）平成18年度の入校者数は、改編したメタルクラフト科の応募者は増加したものの、45名にとどまりました。

（2）技能検定3級前期試験の結果、電子機器組立で14名、機械保全で5名、建築大工で2名が合格しました。

（3）在校中の勤労観の醸成や修了後のアフターケアを充実させた結果、平成15･16年度修了生の就職後6ヶ月時点の職場定着率は、2ヶ年続けて90％を超えました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　メタルクラフト科の運営について

実際の訓練状況を踏まえ、訓練カリキュラムを見直すなど円滑な運営に取り組みます。

2　技能検定等について

在校中に「技能検定2級」取得を目指すとともに、三重県技能競技大会へ参加し、上位入賞と同時に技能五輪全国大会参加を目指すこと等により、「高い技能レベルの学校」として評価されることによって、ＰＲ効果が発揮されるよう取り組みます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（労働者福祉対策資金貸付金事業の有効活用）

(13)　貸付金の創設等制度の見直しにより、平成16年度における労働者福祉対策資金の貸付枠に対する貸付実績は、前年度に比べて増加しているが、54.4％と貸付枠を大きく下回っているため、制度の一層の周知を図られたい。

なお、育児・介護生活資金については、平成15年度から貸付実績がないので、制度が活かされるよう、中小企業等における育児休業制度と介護休業制度の普及をあわせて図られたい。

（勤労・生活分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

貸付制度啓発のための案内ちらし・ポスターについては、年度当初に市町村はじめ各関係機関に送付するとともに、協調融資先である東海労働金庫の貸付窓口でのＰＲに努めました。

なお、育児・介護生活資金については、乳幼児の保護者に周知するため、新たに産婦人科、小児科も加えて案内ちらしを各所に配布するなどＰＲの強化に努めました。

さらに、11月初旬に育児・介護生活資金に特化した案内ちらしを作成し、再度、関係機関はじめ産婦人科、小児科等に配布し、ＰＲの強化に努めています。

2　取組の成果

育児・介護生活資金について、3件、貸し付けを行ないました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き周知を図るため県関係機関・関係団体・市町・医療機関等及び協調融資先である東海労働金庫の貸付窓口でのＰＲ等に努めていくことにします。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

(消費生活相談)

(14)　平成16年度の消費生活相談件数は、16,412件と前年度に比べ3,465件増加している。相談員の増員や消費生活情報提供サービスの開始など相談・苦情処理の充実を図っているが、平成16年6月の消費者基本法の改正により、県は、高度の専門性又は、広域の見地への配慮が必要な苦情処理のあっせん等を行うこととなったので、相談員の資質の向上を図るとともに、住民に身近な市町村の相談体制整備を支援されたい。

また、電子メールやインターネットを媒体にした架空請求などに関する相談が増加しているので、効果的な啓発、情報提供を図られたい。

(勤労・生活分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 国民生活センターが主催する研修などに参加し、相談員の専門的な資質の向上を図りました。(参加延人数　31人)

(2) 市町村消費者行政担当課長会議を開催し、相談の現状及びあり方について協議しました。また、身近なところで相談ができるように、専門の相談員を配置した相談窓口の設置について働きかけを行いました。(平成17年7月29日開催)

(3) 市町村消費者行政担当者研修会を開催し、住民に身近な市町村の相談体制整備の支援を行いました。(平成17年11月28日、テーマ：消費生活相談対応のしかた)

(4) 市町村に対し消費問題にかかる情報提供を行い、市町村広報誌への掲載に協力をしました。

(5) 出前講座等を希望する地域や学校に出向き、消費生活に関する情報提供及び啓発を行いました。

(6) 自立した消費者を育成するため、情報誌「素敵なくらし」の配布、県広報への掲載、ホームページの充実、ラジオのCM放送など、消費者に消費者問題に関する情報等を提供しました。

(7) 音声自動応答装置による三重県消費生活情報提供サービスを実施するなど、クーリング・オフのしかたや架空請求などに対する対応についての情報提供を行いました。

(8) 相談事例や対策についてマスコミへの資料提供により、県民への注意喚起を行いました。

(9) 地域で福祉活動を展開している民生委員等への研修会を行い、トラブルの未然防止に努めました。

2　取組の成果

(1) 相談員の消費生活に関する専門的な研修会の参加により、専門的な知識や新しい情報を取り入れることが出来、資質の向上をはかることができました。

(2) 合併後の市において、18年度、19年度に向けた専門相談窓口の設置の検討がなされることになりました。

(3) 民生委員等に対する研修会の開催の結果、地域住民に対して、民生委員等による消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のための情報提供や啓発活動が行われるようになりました。

(4) 市町村担当者研修会の開催により、市町の消費生活相談担当者の知識や技能向上につながりました。

(5) あらゆる手法による啓発を通じ、消費者の消費者トラブルの意識が高まりました。

平成18年度以降(取組予定等)

(1) 消費生活相談員の研修会への参加など、引き続き、相談員の資質の向上に努めます。

(2) 消費者行政担当者研修会の開催や消費生活情報の提供により、市町の相談体制の充実を支援します。

(3) 消費生活センターの設置を検討する市町に対しては、相談員の人材育成を支援する等、消費生活センターの設置・運営を促進します。

(4) 消費生活相談員の資質向上等相談体制を充実する一方、市町との連携を図りつつ、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、あらゆる手法・機会を通じ、迅速できめ細かな啓発に力を注ぎます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策）

（15）平成16年の交通死者数は、前年より13人増加し187人となり、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位、都市別でも松阪市がワースト1位となった。特に高齢者の事故や、飲酒運転による人身事故が増加しているので、今後も警察、市町村、交通関係団体等と連携し総力を上げて、交通ルール遵守の徹底、高齢者等交通弱者対策、交通安全教育啓発活動の一層の充実を図り、事故件数及び死者数の削減に取り組まれたい。

（勤労・生活分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

四季の交通安全運動など年間を通じた啓発活動を、県民、市町村、業界団体、関係機関等と連携して進めるとともに、各種広報媒体を積極的に活用した効果的な広報啓発、高齢者の主体的な交通安全活動への支援や学校現場を中心とした児童・生徒、保護者等の交通安全活動などを推進しました。

具体的には、

○　各種広報媒体などを積極的に活用した効果的な広報啓発

・　交通事故総量削減、飲酒運転の撲滅及び高齢者等の交通弱者に対する交通事故防止を中心にマスメディア活用の広報啓発や電車中吊り広報を実施

○　県民が参加する交通安全活動の推進

・　無事故無違反チャレンジ１２３事業（実施期間　7月1日～10月31日）
　参加　6,143チーム、30,715人、達成率　83.3%

・　交通安全の生涯教育施設である交通安全研修センターの活用と同施設の見直し等の実施
　利用者数(H18.2)　約94,000人、アンケート　来場者随時、その他3回
　あり方検討委員会6回、指定管理者制度の導入準備（公募、候補者選定など）

・　高齢者を対象とした交通安全教育、啓発活動の推進
　高齢者交通安全活動指導員育成研修会（40回）、高齢者交通安全県民大会（7地域）、高齢者の交通事故増加地域での集中的啓発（4市）、シルバー交通安全宣言の放映（120人、240回）、交通安全ポイントコンクール、市民参加型の高齢者交通安全学習などを実施

・　幼児・児童、生徒を対象とした交通安全教育の推進
　交通安全母親指導者講習会（8回）、愛のメッセージ交換（6市2町、約3,800人）

○　教育委員会と連携した高等学校主体での交通安全教育、啓発活動の推進（2校）

など、地域の特性に応じた多様な交通安全活動への支援を行うとともに、県民一人ひとりの交通安全意識の向上、交通事故防止を図りました。

また、県民ニーズ、交通安全教育・啓発活動の効果を把握するため、各行事参加者に対するアンケート調査（50回）などを行いました。

2　取組の成果

平成17年の交通事故死者数は163人で前年に比べて24人減少し、人口10万人あたり死者数の全国ワースト順位も5位とやや改善されました。また、高齢者を含む交通弱者の死者数は87人で前年に比べて30人減少しましたが、依然として、全死者に占める高齢死者の比率は高水準で推移しており、総事故件数も微増するなど厳しい状況が続いています。

平成18年度以降（取組予定等）

県内の交通事故死者数は減少傾向にありますが、依然として、多くの尊い命が交通事故で失われています。各種広報媒体の積極的な活用や四季の交通安全運動など年間を通じた県民、市町村、業界団体、関係機関等との連携による飲酒運転の追放、シートベルト等の着用の徹底及び高齢者等の交通弱者を対象とした交通安全教育・啓発活動を推進するとともに、地域の主体的な活動への支援を促進します。また、県民参加型の啓発事業である無事故・無違反チャレンジ１２３事業や県民アンケート調査等を通じた啓発効果の確認と県民ニーズの把握を行うとともに、第８次三重県交通安全計画（H18～H22）を策定し、その対策を推進します。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

(交通災害共済事業)

(16)　三重県交通災害共済事業については、平成16年度末の加入者数は580,252人、加入率は36.9%で、前年度より61,776人、4%減少している。平成16年度に制度の必要性、実施主体、加入促進対策について検討し、県が継続して行うこととなったが、加入率の低下が続いているので、交通災害共済制度の啓発や市町村と連携した加入促進に努めるとともに、引き続き制度のあり方について検討されたい。

(勤労・生活分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

交通災害共済事業は、三重県交通災害共済条例に基づき昭和44年1月から行っていますが、県民意識の多様化、民間保険制度の充実等から加入者が減少し、平成18年2月末現在で、

加入者数　516,893人、加入者率33.1%

となっています。

平成17年度の取組状況については、前年度における交通災害共済制度検討委員会での検討結果、県議会等の意見を踏まえ、三重県が事業主体となって市町村等と協力し、その設置目的の達成、円滑な運営と加入の促進に向けた取組を推進しました。

具体的には、

○　市町村に対する負担の軽減
- 平成17年4月から、市町村の事務費率改善（16%→20%）及び奨励費枠拡大等により事業負担を軽減

○　加入促進
- 県及び各市町村において、自治会等加入促進団体に対する働き掛けを実施（年間）
- マスメディアを活用した加入促進広報を実施（年間）
  （テレビ：522回、デジタル放送1回、ラジオ：104回、新聞：6紙・各1回）
- ポスター（2,100枚）、チラシ（56万枚）を作成し、市町村等を通じて配布

○　担当者会議の開催
- 交通災害共済事務市町村担当者会議の開催（6月）

○　アンケート調査の実施
- 市町村に対し、事務負担及び加入促進方法等についてのアンケート調査を実施（6月）

などを行いました。

2　取組の成果

県民に対して、ポスター・チラシの作成・配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアの活用などにより交通災害共済事業の周知に努めるとともに、市町村と連携・協力して一層の加入促進に力を入れて取り組みました。しかし、一部市町村では市町村合併等による一時的な事務の煩雑化も認められたことや、個人情報保護への県民の意識変化等の影響もあり、加入者数、加入者率は減少しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度は、県内の市町村合併が一応終了したことから、各市町に対して交通災害共済事業への取組強化を依頼するとともに、同事業の円滑な運営と加入の促進を図るため、

- 県、市町の相互の連携をさらに強化し、自治会連合会等の加入促進団体への働きかけの実施（随時）
- 県、市町におけるポスター・チラシの配布等や、マスメディア活用の加入促進広報の実施
- 市町の交通災害共済事務担当者研修会（6月）、アンケート調査（6月、随時）の実施

などを効果的に推進し、加入者数、加入者率の減少に歯止めを掛けるとともに、交通事故防止に寄与するための諸事業を推進します。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（私立学校における建物の耐震化）

(17)　私立小・中・高・養護学校及び幼稚園の平成16年12月1日現在の耐震診断実施率は、37.9%、耐震建物率は 54.8%であるので、耐震診断及び耐震工事の補助制度を活用し、耐震化を促進されたい。

また、専修学校等についても、耐震診断及び耐震化の促進について検討されたい。

（人づくり・協働・国際分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

私立小・中・高・養護学校の耐震化については、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費とともに国庫補助（私立高等学校等施設高機能化整備費）の対象となりますので、補助制度の有効活用を促し、耐震化を促進しました。

なお、高等学校に関しては、平成16年度から耐震診断費について私立高等学校施設整備費補助金の補助対象に加え診断実施の促進を図るとともに、平成17年度から私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度を創設し、国庫補助の対象とならない耐震化のための改築についても一定の補助を行うことで、耐震化を促進しました。

また、私立幼稚園の耐震化については、改築、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費が国庫補助の対象となりますので、補助制度の有効活用を促し、耐震化についての啓発を行いました。

専修学校等の耐震化については、耐震診断の実施及び耐震化工事の実施が図られるよう啓発しました。

2　取組の成果

国庫補助制度の活用により、高等学校4校、中学校3校において校舎の耐震補強工事が実施されました。

また、私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度の活用等により、高等学校2校で、校舎の改築が実施されました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、補助制度の有効活用を促し、耐震化を促進していきます。

国庫補助制度の活用により、高等学校延べ6校、中学校延べ4校、幼稚園1園において校舎等の耐震補強工事が計画されています。

また、私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度の活用により、高等学校延べ5校で、校舎等の改築が計画されています。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（青少年の健全育成）

(18)　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年と比べ186人減少したが、不良行為少年は27,995人で前年より858人増加している。

また、青少年を取り巻く社会環境は、高度情報化、夜型社会への移行などにより大きく変化し、インターネット上の有害情報への対応や非行等を助長する行為への対策などが必要となっているので、これまで実施してきた非行防止地域ネットワーク推進事業などの成果を検証するとともに、市町村、警察、学校、関係団体等と連携を強化し、青少年の健全育成のための有効な対策を講じられたい。

（人づくり・協働・国際分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　平成17年度青少年対策推進本部事業として「大学生による青少年健全育成活動支援事業」を構築し、三重大学や地域機関と協働し、青少年の健全育成を推進していく取組を実施しました。
・　青少年健全育成・非行防止対策に向けハンドブックを作成し、関係機関やＮＰＯ団体、公共施設や学校関係などに配布するとともに、県内で開催された研修会などで活用しました。
・　平成15年度に構築した青少年居場所づくり事業については、16団体への補助事業を行いました。また、コーディネーター会議を開催し、市町村や地域に事業の普及を図りました。
・　平成16年度に構築した非行防止地域ネットワーク推進事業は、一般公募による11団体と委託契約を行いました。
・　青少年対策推進本部・三重県青少年補導センター連絡協議会・（財）三重こどもわかもの育成財団と共催で合同研修会を開催し、各地域での非行防止対策に向けた啓発活動を行いました。
・　青少年健全育成審議会において、インターネット上の有害情報への対応、非行を助長する行為への対応、有害環境への対策について審議を行い、答申をいただきました。

2　取組の成果

・　平成17年度には、大学生47名（延245回）が参加し、非行防止活動などが展開されました。
・　青少年の健全育成・非行防止ハンドブックは、効果的なものとして活用しています。
・　青少年居場所づくり事業については、中・高校生世代の居場所づくりや自主活動が活発となり、健全育成事業の地域主導の取組みが進みました。
・　非行防止地域ネットワーク推進事業については、関係機関との連携により、非行防止のための取組みを一層進め、地域での日常的な活動が実施されています。
・　啓発活動については、「深夜外出抑止」に重点を置き、各県民局や市町村と連携しながら広報していくことで、県民の意識高揚につなげていきます。また、企業と協働して取り組むことで効果的な啓発活動を展開しています。
・　審議会の答申を受けて、平成18年第1回定例会に三重県青少年健全育成条例改正案を上程し、可決されました。

平成18年度以降（取組予定等）

青少年自らが健全育成活動の担い手となり、企画・運営に携わることにより、青少年の自立性や社会規範を育むための事業を推進するため、「大学生による青少年健全育成活動支援事業」、「青少年規範意識向上活動支援事業」、「子どもの心を受け止める相談電話事業」、「青少年の生き生き創造力活用事業」を進めていきます。

青少年対策推進本部においては、主任連絡員会議を毎月実施し、青少年健全育成・非行防止対策に向けたハンドブックの作成、街頭啓発活動等の実施、平成19年度事業に向けた検討、県内青少年の状況把握、青少年対策について引き続き検討を重ねていきます。また、県関係機関と連携を取り、本部事業である「大学生による青少年健全育成活動支援事業」による青少年相互の交流を通じた規範意識の向上や社会性・自立心の育成に向けた活動や、「青少年の生き生き創造力活用事業」による青少年自らが担い手となり健全育成・非行防止に携わる環境づくりを進めていきます。

非行防止地域ネットワーク推進事業については、各地域での育成指導者の連携を強化しながら、青少年の健全育成、非行防止活動を進めていきます。地域での日常活動を中心としているため、関係機関や県民センターの青少年指導専門員と引き続き連携をしながら進めていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

外国人との共生

(19)　県内の外国人登録者数は平成16年末で43,621人であり、前年より3,783人増加しており、言語、生活習慣等の違いから、生活面などで様々な問題が生じている。平成16年度に生活情報の提供、医療通訳ボランティアの育成、子どもの居場所づくりなどを地域住民、ＮＰＯ、市町村等と連携・協働して行うとともに、外国人労働者実態調査を実施しているが、外国人との共生についての課題を整理し、関係部局、市町村、民間団体等と連携して、取組を推進されたい。

（人づくり・協働・国際分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）在住外国人との共生社会づくりにおける課題の中で、生活情報の提供、医療、教育、防災など緊急性の高い問題を中心に解決に向けた取組を（財）三重県国際交流財団、地域住民、NPO、企業、市町村等との連携・協働により事業を実施しました。

（2）外国人が困っている特定の課題をテーマにして相談会の開催及び生活全般にわたる様々な電話相談を行いました。

（3）県庁内の関係部局及び国等の関係機関を召集し、連絡会議を開催しました。

2　取組の成果

（1）　（1）緊急性の高い課題を（財）三重県国際交流財団、市町村等と協働して取り組みました。その結果、外国人登録者数の多い市（津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、伊賀市、松阪市）において、多文化共生に対する取組を積極的に行うようになりました。

①県内各地で、外国人向けに生活に必要な情報を伝えるため説明会を開催しました。
生活オリエンテーション開催　84回（鈴鹿市他5市　受講者数　約900名）

②在住外国人が抱える生活上の課題に関し、在住外国人支援に関わる主体の裾野を広げ、課題の早期解決を図るため、コミュニティ・ビジネスの手法を活かした取組を促進します。
事業モデル委託　2件
コミュニティ・ビジネス起業支援セミナー開催　（アスト津3回）

③外国人に対して防災意識の普及啓発を行いました。
中国からの研修生に対する防災研修　（1回）
在住外国人向け防災研修（津市他　3回　131名）
外国人研修生受入団体連絡協議会での防災対策ビデオの紹介（1回）
災害時通訳ボランティア養成研修会（消防学校　2回）
災害時通訳ボランティア派遣にかかる打ち合わせ会（アスト津　1回）

④外国人が医療機関を利用する際の課題を解決するため、医療通訳体制等の整備を図りました。
スペイン語医療通訳研修　（5回　75名）
ポルトガル語医療通訳スキルアップ研修　（3回　64名）
外国人向け健康相談・医療セミナー　（津市他5市　84名）
医療通訳派遣制度実施病院　7病院　9回派遣
医療通訳制度検討会　（3回）

⑤外国人の子ども達の就学を支援するため、教育関係者や外国人を支援するNPO関係者と検討会を開催するとともに、不就学の外国人児童の居場所づくりのモデルを作りました。
外国人の子どもの教育問題検討会　（6回開催）
外国人児童の居場所　2か所設置（鈴鹿、四日市）

（2）外国人が困っている特定の課題をテーマにした相談会の開催及び生活全般にわたる様々な電話相談を行いました。
外国人電話相談の実施　　550件
外国人相談窓口担当者研修会の開催　（3回　74名）
テーマ別相談会の実施　（9回　73件）

（3）庁内外の関係機関との連絡会議を実施し、現状や課題についての共有ができました。
連絡会議の開催　（1回　18関係室等）

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成17年度に引き続き、（財）三重県国際交流財団と連携し、市町、NPO、ボランティアと協働し、次の取組を実施します。

（1）在住外国人との共生社会づくりにおける課題の中で、生活情報等の提供、医療、教育、防災など緊急性の高い問題を中心に、解決に向けた取組を地域住民、NPO、企業、市町等との連携・協働により、重点プログラムとして推進します。

①県内各地で、外国人向けに生活に必要な情報を伝えるため説明会を開催します。

②在住外国人が抱える生活上の課題に関し、在住外国人支援に関わる主体の裾野を広げ、課題の早期解決を図るため、コミュニティビジネスの手法を活かした取組を促進します。

③外国人に対して防災意識の普及啓発を行います。

④外国人が医療機関を利用する際の課題を解決するため、医療通訳体制等の整備を図ります。

⑤外国人の子ども達の就学を支援するため、教育関係者や外国人を支援するNPO関係者と検討会を開催するとともに、不就学の外国人児童の居場所づくりのモデルを作ります。

（2）外国人が困っている特定の課題をテーマにして相談会の開催及び生活全般にわたる様々な電話相談を引き続き行います。

（3）庁内外の関係機関との連絡会議を引き続き実施します。

部局等名　生活部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（3）公有財産の管理事務

ア　遊休地の処分

三重大学農場交換用地については、国との土地交換で残地となったものであるが、調査、測量等を要するため譲渡等の処分が進んでいないので、今後、処理方法について検討されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

現況が農道であり、地域住民の利用に供されていることから、道路として地元市町（津市、芸濃町、亀山市）に無償譲渡することが望ましいと考えられるため、管財室と共に本年5月に津市及び芸濃町に対して、譲渡についての申し入れを行いました。

2　取組の成果

無償譲渡をするためには、官民境界の確定及び測量等を実施する必要があり、そのためには多額の経費が要することとなり協議は進展しませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

事業実施の必要性及び効果並びに財政状況等を勘案しつつ、可能な範囲で順次、関係市町に譲渡するため協議していきます。

部局等名　生活部

監査の結果
2 財務等に関する意見 （3）公有財産の管理事務 ウ　金品亡失 ノートパソコンを紛失しているので、物品の管理について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ノートパソコンセキュリティーロックを購入しパソコンの盗難防止に努めました。 2　取組の成果 生活部内の帰宅時に机上にあるノートパソコンは、すべてセキュリティーロックを取り付けました。
平成18年度以降（取組予定等） 研修会等を実施し、物品管理、県有財産の管理意識の高揚に努めていきます。

部局等名　生活部

監査の結果

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）

・男女共同参画センター事業委託の予定価格積算根拠不明確、見積書への仕様書添付なし
・高齢者の交通事故分析業務委託の予定価格積算根拠不明確
・宗教法人台帳管理システム更新業務委託等で個人情報の適正管理に関する条項未記載
・勤労者の「働きがいＵＰ」支援プログラム開発事業業務委託の見積書及び契約書への仕様書添付なし、特命随意契約の理由不明確
・世界人権宣言普及啓発事業委託の再委託に関する条項未記載
・非行防止ネットワーク推進事業費ＨＰ作成業務委託の随意契約条項未記載

2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）

・市民ボランティアニュース作成委託業務の選定表に鉛筆書きあり
・非行防止地域ネットワーク推進事業調査委託の審査会未実施、選定要領なし

3　業務委託の実施状況（その他）

・校内清掃業務委託の予定価格未設定

4　県単工事の実施状況

・総合文化センター駐車場整備工事で調査不足による設計変更

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

生活部内各室等の契約担当者の研修会を部独自に実施し、会計規則の研修を行なうとともに、委託業務の実施に当たっては可能な限り競争入札等を行なうよう、またプロポーザル方式の実施にあたっては、選定表への不適切な記載、選定後の仕様の変更、審査会の未設置等ないよう周知しました。

（2回実施）

2　取組の成果

会計規則に対する理解を深めるとともに、競争入札、公開見積り合せや企画提案コンペを可能な限り行なうことにより、競争性、公平性、透明性を高めるとともに、契約手続きの不備については改善しました。

平成18年度以降（取組予定等）

生活部内契約担当者の研修会を開催するとともに、選定表の記入に当たっては、事前にボールペンを配布する等、鉛筆の使用のないようにしていきます。

また、その他の事項につきましても契約の手続きに不備のないよう、周知・改善を図っていきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】
1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護
　県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。
　また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）公開サーバの脆弱性診断を実施しました。（3サーバ）※情報企画室実施
（2）ノートパソコン用セキュリティキットを、所管しているパソコンに設置しました。（２１８個）
（3）県内等において発生した個人情報の事件・事故について、室長会議等にて周知し、職員の意識の向上を図りました。

2　取組の成果
（1）公開サーバの脆弱性診断において、サーバの脆弱性が判明しました。
（2）健康福祉部内で、個人情報に関する事件・事故は発生しませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）公開サーバ脆弱性診断に基づく対応策を実施していきます。
（2）個人情報の保護については、職員の意識の向上が重要であるため、室長会議等において流出防止等の徹底を図ります。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）機会ある度に、部内幹部職員で構成する室長会議を通じて、交通安全についての注意喚起を図りました。

（2）3か月毎に交通事故の発生状況を取りまとめ、「健康福祉部　交通事故レポート」として職員に周知するとともに、月3件以上の交通事故が発生した場合には、「交通事故緊急情報」として緊急事態の発生を周知し、更なる安全運転意識の高揚及び県有財産管理意識の徹底を図りました。

（3）健康福祉部関係職員（健康福祉部、健康福祉部単独地域機関、県民局保健福祉部）を対象に、安全運転講習会を県内3か所（四日市、松阪、伊勢）において実施し、安全運転意識の向上に努めました。（参加者77人）

（4）交通事故の発生が多い所属においては、各所属独自で事故防止のための対策を実施するよう要請し、交通事故発生の防止に努めました。

（5）各所属からの事故報告が適正に行われるよう、手続きについての指導やヒアリングを十分に行いました。

2　取組の成果

各種手法を通じ、職員の安全運転意識を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

交通安全について室長会議等を通じて注意喚起を図るなど、更なる交通事故の防止に取り組んでいきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）県有施設の耐震化の取組としては、社会福祉会館の耐震工事に伴う実施設計を実施しました。

（2）病院、診療所等の医療施設の耐震化については、災害時に地域の拠点となる県内４８か所の医療施設のうち旧建築基準（昭和５６年以前）により建築された耐震診断未実施の医療機関を個別訪問し、耐震化の重要性や耐震化補助事業の説明を行うなど耐震化の啓発を行うとともに、医療施設が行う耐震診断や耐震化設計に係る費用の一部を補助しました。

（3）社会福祉施設の耐震化については、県内全体の社会福祉施設に対し、耐震化状況調査を実施しました。

2　取組の成果

（1）災害時に地域の拠点となる医療施設のうち、耐震構造を有する施設または耐震診断を行った施設の割合が５２％から７１％に向上しました。

（2）社会福祉施設の耐震化状況調査により、各施設の耐震化の意識向上に繋がりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　社会福祉会館については、耐震補強工事を実施し、その他未耐震の健康福祉部所管の４施設について、関係部局と連携して、計画的に、耐震診断や耐震補強工事を実施していきます。

（2）　災害時に地域の拠点となる医療施設については、引き続き耐震化の促進について啓発を行い、耐震診断や耐震補強を促進します。

（3）　社会福祉施設については、平成１７年度に実施した耐震化状況調査の結果を踏まえて、耐震化の促進について啓発を行っていきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）病院及び社会福祉施設におけるアスベスト使用実態調査を実施しました。（2，５６５施設）

（2）県内9保健福祉部等に健康相談窓口を開設しました。（7月より）

（3）アスベストを使用していた社会福祉会館のアスベスト除去工事を実施しました。

2　取組の成果

（1）アスベスト使用実態調査において、アスベストを使用し、かつ措置をとっていないと回答のあった施設については、現地調査を行い、劣化・飛散状況を確認するとともに、分析調査の実施及び除去等の措置を講ずる旨指導を行いました。

現地調査－５１施設（うち吹付け場所がある施設－３７施設）

・措置を行った施設－1施設

・分析調査の結果、アスベスト含有なし判明－２３施設

（2）健康相談窓口において、県民の相談に応じました。（3月末現在１７４件）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）アスベスト使用施設の措置対応を指導していきます。

（2）引き続き健康相談窓口を開設し、県民の相談に応じていきます。

（3）アスベストを使用していた草の実リハビリテーションセンターのアスベスト除去工事を、年度当初に実施します。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】
5　未収金対策
県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。
そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）未収債権管理事務嘱託員の活用
未収債権管理事務嘱託員３名を雇用し、うち２名は、母子寡婦福祉資金貸付金担当、他の１名はその他未収金担当として、滞納者についての絞り込みを行ったうえで、滞納者の個別訪問や夜間を含む電話督促を行いました。
また、償還率の向上を図るため、未収金徴収強化月間を設け、債務者への催告などを一層強化しました。
（2）未収金の発生防止
未収の多い母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、引き続き連帯借受人である子に対する面接の実施、償還金の口座振替の採用等を行い、未収金の発生防止に努めました。
また、生活保護費返還金について、担当者に対し引き続き適正な制度運用の周知徹底を行い、返還金の未然防止に努めました。
（3）マニュアルの整備・担当会議の開催
「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」の改訂を行い、現行の組織に応じたマニュアルを整備しました。また、債権管理事務担当者会議を開催し、債権管理にかかる情報交換等を行いました。
（4）貸付金の審査
母子寡婦福祉資金について、貸付の必要性や連帯保証人の意思確認等の審査をより一層厳正に行いました。

2　取組の成果
（1）　未収債権管理事務嘱託員は、平成18年2月末現在で延べ1,775人に対し電話催告や自宅等訪問を行った結果、訪問時に1,481千円を現金で収納したほか、366人から納付の約束を取り付けました。
（2）　母子寡婦福祉資金貸付金について、償還金の口座振替の採用率が平成16年度末の59.6%から平成18年1月末は63.2%となり、より確実な収納が見込めるようになりました。
（3）　過年度の未収金について、平成18年2月末で34,783千円を収納しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　未収債権管理事務嘱託員を引き続き雇用し、電話督促・訪問徴収の強化に努めます。
（2）　母子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、民間の回収業務のノウハウを活用し、徴収率の向上を図ります。また、引き続き口座振替の採用を推進します。
（3）　改訂を行った「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」により、部内の統一的な未収金整理事務について担当者に周知し、適正な債権管理に努めます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】
7　業務委託における随意契約の状況
　平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　業務委託契約を行うにあたっては、原則一般競争入札か公開見積合わせで行うこととしており、やむを得ず随意契約（特命随意契約含む）となるものについては、「健康福祉部契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領（平成１５年４月１日施行）」により実施して透明性を図っています。
　また、会計支援策として政策企画室で本庁部内職員対象に発行しているメール版「審査Gからのお知らせ」において、随意契約に関した特集を年度内２回行い、適正な執行を促すとともに、出納審査時における随意契約理由等の妥当性を検証し、適切な事務処理に向けた支援を行いました。

2　取組の成果
上記取組により契約の競争性、透明性、公正性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

　業務委託契約を原則一般競争入札、公開見積合わせにより行うことにより、契約の競争性、公平性の確保に努め、随意契約においても、「健康福祉部契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領」により、一層の透明性を高めるとともに、メール版「審査Gからのお知らせ」において随意契約の適正な執行を促します。
　特命随意契約においても、契約内容を確認して随意契約理由の明確化を図ります。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

特命随意契約に対する契約担当者の理解不足も不適切な執行の一因と考えられることから、会計支援策として政策企画室で本庁部内職員対象に発行しているメール版「審査Gからのお知らせ」において、特命随意契約に関した特集を行い、適正な執行を周知啓発するとともに、出納審査時における特命随意契約理由等の妥当性を検証し、適切な事務処理に向けた支援を行いました。また、新年度の契約準備を行う年度末に再度、周知啓発活動に取り組みました。

2　取組の成果

上記取組により契約担当者の特命随意契約に対する理解の向上を図り、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性が高められました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、メール版「審査Gからのお知らせ」において、特命随意契約について、適正な処理を促すとともに、出納審査時における特命随意契約理由等の妥当性を検証し、適切な事務処理に向けての支援を行い、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性をより一層高めます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

調査委託契約実施要綱により制定された「健康福祉部調査委託企画提案コンペ取扱指針」に基づき実施しています。

また、本庁プロポーザル執行時の事務手続きに関する相談を政策企画室で受けるとともに、出納審査時において、契約事務手続き内容の確認など、適切な事務処理に向けた支援を行いました。

2　取組の成果

上記取組により契約の競争性、公正性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

各室の行うプロポーザル実施時の相談窓口として、政策企画室の相談機能を充実させ、適正な事務手続を実施していきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（保健福祉行政の組織体制）

(1)　法改正及び合併等による保健福祉行政の実施主体の市町村への移行、県民局制度の見直し等を踏まえ、県民局保健福祉部（保健所、福祉事務所）の組織や機能の検討が行われているが、県と市町村、本庁と地域の役割を明確にし、行政サービスを効率的に提供されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）生活保護業務の新市移管に伴う中勢福祉事務所及び伊賀福祉事務所の廃止と県民局制度の廃止を踏まえ、平成１８年度の保健福祉事務所の組織を、簡素で効率的な組織にするよう検討を行いました。

（2）本庁と地域の役割分担の再整理といわゆる二重行政の解消に向けて具体的な検討を行いました。

（3）四日市市の中核市移行に伴い、県保健所機能（食肉衛生検査部門含む）が市に移管される件について、県としての対応を検討するとともに、国、四日市市等の関係機関との協議・調整を行いました。

2　取組の成果

（1）平成１８年度の保健福祉事務所の組織編成において、平成１７年度の県民局保健福祉部の組織に比べ、室の数を６削減しました。

（2）本庁と地域の役割を整理して、身体障害者手帳及び療育手帳、福祉系補助金について本庁（単独地域機関を含む）への一元化を行いました。

（3）総務省及び厚生労働省のヒアリングに備えるため、四日市市保健所に県から移管する業務の整理を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）四日市市の中核市移行に伴う県四日市保健所のあり方検討を行うとともに、保健所、福祉事務所の再編に向けた検討を行います。

（2）本庁と地域の役割分担について、精神障害者手帳の一元化を進めるとともに、平成１７年度の検討で継続扱いとなった事項について整理を進めます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（社会福祉施設等の指導監査）

(2)　社会福祉施設等の指導監査については、介護保険事業への参入事業者が増加していることに加えて、平成15年度から障害者が身近な地域で自分に合ったサービスを選択する支援費制度の導入に伴い、平成16年度末の監査対象事業所は4,138箇所と前年度に比べて大幅に増加している。また、平成16年度指導監査による介護報酬不適切受給事業者は152事業者と前年度に比べて66事業者増えているので、一層効率的、効果的、適正に指導監査を行われたい。

また、監査結果について、一層県民にわかりやすく情報提供されたい。

（経営企画分野、長寿・障害分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）効率的な指導監査を目指して、書面（ヒアリング方式）方式により１３０事業者に対して実施（17年8・9月）しました。

（2）　平成16年度の指導監査結果について、県ホームページにより情報提供を17年10月に実施しました。

（3）訪問介護事業者及び居宅介護支援事業者に対して、集団指導を18年2月に重点的に実施しました。

（4）　認知症対応型共同生活介護事業所に対して、実地指導を18年3月を重点期間とし３２箇所を実施しました。

2　取組の成果

（1）前年度を上回る事業者に対して、指導監査を実施することができました。

（2）指導項目の多い事業者に対して、その内容を理解するよう指導できました。

（3）高齢者グループホームに対して、火災等を含む危機管理の重要性を指導できました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）効率的な指導監査を目指して、書面監査又は集合監査の活用方法を積極的に検討し実施します。

（2）集団指導の実施方法について、事業者が制度を理解し、適正なサービスができるような内容を検討し実施します。

（3）問題法人・施設に対して、監査指導台帳を作成したところであり、継続した指導を的確に対処できる体制で実施します。

（4）介護保険及び支援費制度の改正が、18年4月及び10月に施行されることになるので、適正に指導監査ができるような体制を検討し実施します。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(3) 平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、対象施設及び目標設定の基準を明確にし、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組まれたい。

（健康・安全分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）県民局間の目標設定及び実施率の格差を縮小するため、業種別の監視回数基準及び対象業種等について、県民局担当者と検討しました。

（2）監視対象施設及びその監視回数の基準等について、より効果的な監視が可能となるよう見直すとともに、監視指導についての県民の意見を募集し、平成１８年度三重県食品衛生監視指導計画を策定しました。

2　取組の成果

（1）格差解消のため、業種別の監視回数基準及び対象業種等についての見直しを実施し、目標については、概ね達成しました。（１２月末で９３．５％）

（2）大規模小売店舗の監視目標設定の基準を明確にするため、その店舗の営業許可数（７以上がＡランク）によりランク分けをしました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）平成１８年度三重県食品衛生監視指導計画に基づき、効果的な監視指導を実施します。

（2）業種別の監視基準等については、毎年継続的に見直し、適切な監視指導を実施します。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(4)　生活衛生関係営業施設については、平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために公衆浴場、旅館を中心に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られる。監視・指導の一貫性、統一性、継続性を確保しつつ、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導が行われるよう、指針等を整備されたい。

（健康・安全分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（１）　担当課長会議を２回開催し、生活衛生関係営業施設監視のあり方について検討するとともに、監視率の一律基準（３０％）が現状に適合しないことから見直しました。

（２）　監視指導を計画的、効果的に実施するため、平成１８年度から業種及び地域に応じた監視計画を各県民局が毎年度作成し、進捗管理することにしました。

（３）　レジオネラ感染症防止等のため、公衆浴場及び旅館等の浴場の監視指導の実施及び施設管理者を対象に衛生管理講習会を実施しました。

2　取組の成果

各業種共通の最低監視率（１５％）を設定するとともに、各県民局が地域の実情に応じた重点監視業種（監視率５０％以上）を１業種以上設定し、監視指導を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度から、地域事務所ごとに毎年度監視基本計画を策定し、進捗管理を実施することで計画的、効果的な監視指導が実施できるようにします。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（児童虐待の防止）

(5)　「子どもを虐待から守る条例」に基づき、平成16年10月に子育て支援指針等3指針の策定や虐待の早期発見・早期対応のため「子どもを虐待から守る家」の指定などを行っているが、平成16年度の児童虐待相談件数は526件で、年々増加してきている状況である。

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村が児童相談の一義的な窓口となり、児童相談所はより専門性が必要な場合の対応や市町村支援に重点を置くこととなったため、各児童相談所を一体的に運営する児童相談センターを設置し機能の充実を図っているが、今後、高度で専門的な支援ができるよう相談機能を充実するとともに、一層関係機関との連携を強め、児童虐待防止ネットワークの設置促進や人材の養成など、市町村の児童虐待防止体制の強化に対する支援を充実されたい。

（福祉・子育て分野、児童相談センター）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

条例の趣旨の目的である、県民全体で子どもを虐待から守り、次代を担う子どもたちの心身の発展を図るため、県は条例に基づく３指針（子育て指針、早期発見対応指針、保護支援指針）に基づき、虐待を受けた子どもの安全確保を最優先として、１７年度から新たに改正された児童福祉法による、一義的な児童相談援助を行う市町や関係機関、ＮＰＯ等と連携しながら、迅速かつ適切な児童の保護や虐待の予防、再発防止の取組を行っています。

2　取組の成果

（１）　児童虐待の予防、早期発見、早期対応に大きな役割を果たす市町児童虐待防止ネットワークの設置促進を図っていくことは大変重要であるため、研修会等を通じ取組を進めた結果、平成１８年１月末現在で、１９市町が設置を行っています。（重点プログラム目標設置率７３％に対する１月末現在の設置率７４．２％）

（２）　児童相談所の専門的人材の有効活用等を行うために、各児童相談所を一体的に運用する児童相談センターを平成１７年４月から設置するとともに、適切な児童相談対応ができるよう市町職員に対する初任者研修会の実施やより専門的な児童相談対応ができるように市町職員も含めた児童福祉司資格取得のための指定講習会の実施を行い、市町の児童虐待防止体制の強化に対する支援を行いました。

（３）　条例に規定する１１月の「子ども虐待防止啓発月間」には、県内５地域で児童虐待防止に向けた街頭啓発活動を行うとともに、約７００人規模の啓発推進事業「第２回絆・夢フォーラム」を実施し、県民の児童虐待に対する意識を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度にあっては、重点プログラムに基づき上記取組を児童相談センターを中心に更に推進するとともに、相談支援にあたる人材育成やネットワーク等の基盤整備を全県的に促進するため、法定の全県版の要保護児童対策地域協議会を設置し、市町の虐待防止ネットワーク（個別ケース検討中心）と連携し、県民全体での児童虐待防止や家族支援に取り組みます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

(6)　平成17年3月、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭を身近なところで支援する“ささえあいの地域社会づくり”を目指し、「三重県次世代育成支援行動計画」を策定しているが、計画の推進にあたっては、多様な主体の参画・協働・連携が必要となるので、総合行政の視点から進捗状況を確認するなど効果的に取り組まれたい。

また、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施状況は、全国的に見て低い状況であるので、地域のニーズに応じた整備が進められるよう市町村を支援されたい。

（福祉・子育て分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「三重県次世代育成支援行動計画」では、国が定めている「特定１４事業の目標」とは別に、「“ささえあい”に関する目標」を定め、多様な主体による取組を促進しています。次世代育成のための事業提案を募集し、提案団体による事業を実施するなど、多様な主体の活動により次世代育成支援が進められるよう取り組んでいます。また、次世代育成を支援する企業や経済団体のネットワークづくりを進めるための県内経済団体５団体と庁内関係部局による会議を設置しました。

行動計画の推進については、行動計画の各項目において県が進める取組について庁内関係部局に照会し、行動計画関連事業として整理し、事業を所管する部局による取組状況の把握を行いました。

延長保育や一時保育など特別保育を拡充するため、平成17年度から次世代育成支援特別保育推進事業補助金により特別保育を実施する市町の支援を行いました。また、放課後児童クラブの設置を促進するため、平成17年度から小規模なクラブに対する補助制度の延長や、小規模なクラブ立ち上げに必要な初度備品整備の支援を行いました。

2　取組の成果

ささえあいくらぶモデル事業の状況

次世代育成を支援する事業の提案を募集し、応募件数２３件中、１９件について提案団体への委託により実施しました。実施結果については公表し、次年度以降の取組の広がりにつなげます。

企業等のネットワークづくりの推進

地域の次世代育成支援には企業の取組が欠かせないことから、次世代育成を支援する企業のネットワークづくりを進めるための会議を１７年１０月から実施しています。(平成１７年度中に５回開催)

延長保育、一次特定保育、休日保育の状況

	16年度	17年度見込
延長保育	１０７か所	１２７か所
一時・特定保育	４０か所	５５か所
休日保育	３か所	５か所
放課後児童クラブ	１５３か所	１６９か所

平成18年度以降（取組予定等）

地域の多様な主体のネットワークづくりと企業のネットワークづくりを進め、社会全体で次世代育成を応援し、子ども、子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めます。

次世代育成を支援する企業の活動の紹介、シンボルマーク制定、企業向け研修の実施等により、一層の多様な主体の取組を誘発します。

また、１８年度には、行動計画の達成状況を確認し、２１年度の目標値を見直すこととしています。

平成１８年度から実施している次世代育成支援特別保育推進事業補助金及び小規模放課後児童クラブへの支援策を実施し、市町の特別保育事業の拡充及び放課後児童クラブの設置を推進します。

また、市町保育担当課との意見交換会、担当者会議を通じて特別保育事業の拡充及び放課後児童クラブ設置促進への理解を求めます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（草の実リハビリテーションセンター）

(7)　草の実リハビリテーションセンターでは、具体的な数値目標等の設定による目標達成度の管理を行っているが、外来患者数は、目標に比べて799人、前年度に比べて1,315人減少し、1日平均の入院患者数も前年度に比べて減少している。このため、引き続き運営の効率化に努めるとともに、県立施設としての機能、役割を明確にし、適正な規模、県費負担のあり方等について検討されたい。

（福祉・子育て分野、草の実リハビリテーションセンター）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　センター各部署において、引き続き各業務に関する具体的な数値目標の見直し、設定を行い、目標達成度の管理を行っています。経費節減についても、収入・支出両面からの検討を引き続き行っています。例えば、平成１０年度に、現在の施設を分かり易い名称に変更し、入所定員を110床から60床にするとともに、順次、事務職員、保清員、保育士、看護師、理学療法士、調理員等の減員が行われました。業務についても、洗濯業務やボイラー業務の外部委託を行うとともに、営繕業務についても小児診療センター「あすなろ学園」及び知的障害者福祉センター「はばたき」との兼務を行いました。

また、平成１５年度には「あすなろ学園」の放射線業務を受託しました。

（2）　看護師、保育士等については、県立病院や「あすなろ学園」等との人事交流を行っています。

（3）　重症心身障害児（者）の地域生活を積極的に支援する通園事業や重症心身障害（児）者を含む障害児（者）の短期入所事業を積極的に実施しています。

（4）　平成１７年度から医療面において、手術療法を中心に診断及び治療などを国立病院機構三重病院との連携を強化し、効率的な運営を図っています。また、虐待を受けた肢体不自由児も受け入れています。

（5）　外来患者の減少については、県内各地の療育と連携しながら、就学前の障害児の対応を強化しています。なお、外来診療は、原則的に完全予約制とし、患者様の待ち時間の短縮を図っています。

（6）　三重大学整形外科・小児科など関連病院と連携し、小児整形外科、小児リハビリテーションの専門病院として機能しています。

2　取組の成果

主な数値目標と成果（１２月末）

病床占有率（７０％→　７７％）、外来受診者数（１６，０００人以上→９，４３５人）、重症心身障害児（者）通園事業（1日４．５人確保→４．６人）、短期入所事業（月平均４０人→３２人）、総勤務時間数（１，８１９時間→１，３９８時間）、入所児童（措置３１人、保険１５名計４６人）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　引き続きセンター各部署において、各業務に関する具体的な数値目標の見直し、設定を行い、目標達成度の管理を行っていきます。

（2）　経費節減についても、引き続き検討するとともに、関係機関との連携や人事交流を行い、業務の改善、効率化を図ります。特に、重症心身障害（児）者通園事業や短期入所事業を積極的に実施するとともに、ホームページの活用やパンフレットの作成、頒布等により、センター利用者や関係機関等への周知を図り、目標達成に向けて努力していきます。

なお、当センターが担っている機能は、県下唯一の小児整形外科、小児リハビリ専門病院機能とこれに関連した機能に特化されており、他に担うべき施設がないことから県費を投入して取組むことは妥当と考えますが、いかに少ない人員、低い予算で質の高いサービスを提供できるかが重要であり、可能な限り効率的な業務運営を図る方策を検討していきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（配偶者暴力相談支援センターの相談体制）

(8) 女性相談所は、県のドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）対策の拠点施設である配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っているが、平成16年度に寄せられたドメスティック・バイオレンスに関する相談・通報件数は1,049件で、前年度に比べて63件増加している。また、外国人からの相談や継続して相談する必要がある場合など、困難な相談が増えてきていることから、相談体制の強化などについて検討されたい。

（福祉・子育て分野、女性相談所）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１６年のＤＶ防止法の改正により、地方公共団体の責務として、ＤＶ防止とともに、被害者の自立支援を含めた適切な保護を図る責任があることが明確化され、そのための基本計画の策定が義務づけられました。県としても、基本計画の策定委員会を設置し、ＤＶに関する周知・啓発から相談・保護・自立支援に至るまで、それぞれの体制をより充実させていくとともに、十分な支援が行えるようにしていくための基本計画を平成１７年度に策定しました。

なお、ご指摘の相談体制の強化につきましては、今年度から女性相談所の職員を１名増員し相談体制の強化を図ったところです。

また、困難な相談等に的確に対応するため関係機関向けマニュアルを改定し、関係機関との連携を強化していきます。

2　取組の成果

女性相談所の職員を１名増員し、相談体制の強化を図りました。

また、関係機関向けマニュアルを策定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度に策定されたＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画を着実に実施していくことにより、ＤＶ対策のより一層の強化を図っていきます。

また、本年度も女性相談所職員を１名増員し、夜間相談の実施等、相談体制の充実強化を図る予定です。

平成１７年度に策定した「関係機関マニュアル」を活用し、更なる関係機関との連携及び困難な相談等に対して的確に対応していきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見
（「ヘルシーピープルみえ・２１」）

(9)　県民が健康で、活力ある社会の実現のために策定した「ヘルシーピープルみえ・２１」について、平成16年度は県民健康実態調査を実施しているが、121の指標のうち、達成済み及び改善しているものが70指標となっている。
　平成17年度は課題を整理し、今後の取組方向を定めることとしているが、目標を達成していない指標については、具体的な方策を明確にし、実効性のある対策を講じられたい。
（保健・医療分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　平成16年度に実施した県民健康実態調査の結果をもとに、有識者や各分野の代表者からなる中間評価部会及びヘルシーピープルの領域ごとのワーキングで、前半５年間の取組の成果と課題を検証し、今後の取組の方向性についてとりまとめました。

2　取組の成果
　平成16年度の調査結果をもとに検証したところ、平成11年度調査に比べて有意に悪化しているのは「たばこ」の領域を始めとする５領域６指標でした。また、領域別で特に悪化しているのは「運動」、「糖尿病」の領域であることや、改善のためのターゲットが３０歳代、４０歳代を中心とした働く世代であることがわかりました。
　この結果をもとに検討を行い、今後「ヘルシーピープルみえ・２１」で県として取り組む方向は、ネットワーク形成、地域リーダーの養成、普及啓発の３点であることを明確にしました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　産業保健との連携
　平成１８年度はまず県内４医療機関のうち、北勢と南勢志摩において、連携推進企業協議会を発足させ、協働で健康づくりを進めていくための情報交換、意見交換からはじめ、セミナーや研修会等を共催します。
　①　北勢　　２次産業を中心とする企業との連携
　②　南勢志摩　漁業を中心とする１次産業及び旅館・ホテル等、観光を中心とする三次産業との連携

(2)　「たばこの煙の無い飲食店」の認定
　受動喫煙防止を進めるため、県内の飲食店で、全面禁煙にしている店を認定します。
　①　飲食店への啓発、審査を三重県食品衛生協会と協働で行う。
　②　飲食店からの申請に基づき、審査のうえ、三重県知事名で認定を行い、県のホームページなどで公表し、県民に情報提供していく。

(3)　身近なウォーキングコースの設定
　中小企業等で働く世代が、自らウォーキングによる健康づくりを行う環境をつくります。
　県内の商工団体を中心に、企業、市民団体、行政等、多様な主体がウォーキングに関するノウハウを持ち寄って、ウォーキングマップの作成や効果・方法などを啓発します。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（医師の確保）

(10)　へき地等地域医療を担う医師の確保の困難性が増し、特に小児科医、産婦人科医、麻酔科医等の不足が課題となっている。

平成17年7月に県医療審議会地域医療対策部会から出された「医師の確保に向けた緊急提言（中間報告）」の主旨を生かし、県、市町村、大学、各医療機関等関係団体が連携を緊密にして、医師確保対策の一層の充実を図られたい。

また、平成16年度に創設した医師修学資金等貸与制度の貸与実績が低いので、制度の課題を検証し、改善を図られたい。（保健・医療分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県医療審議会地域医療対策部会を４回開催し、中間報告のフォローアップを行うとともに、医師確保対策として関係機関が取り組むべき対策をとりまとめ、今後とも連携を強化することを確認しました。

また、三重県医師修学資金等貸与制度やドクタープール制度については、県外の大学医学部や病院を訪問し周知するとともに、民間の医師紹介業者等も活用しながら、へき地勤務医師の確保に努めました。

2　取組の成果

医師修学資金については、医学生６名（うち、継続４名）、へき地等で勤務する医師４名に貸与を行いました。また、ドクタープールについては、平成１８年４月から１名を確保し紀南病院への派遣を決定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

医師確保対策の必要性が今後一層高まることが予想されることから、県医療審議会地域医療対策部会を中心に検証を行います。さらに、引き続き関係機関の連携を図り、各地域での医療機関の機能分化の推進や県民への啓発など効果的な施策の展開に取り組んでいきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（看護職員の確保）

(11)　県内の平成16年末看護職員従事者は16,842人で、三重県看護職員需給見通しによる需要数17,785人に対して943人不足となっている。

今年度は、平成18年から5年間の看護職員需給見通しを策定するため実態調査を実施しているが、需給状況、離職要因等を分析し、事業の成果と課題を検証するとともに、養成機関、医療機関、関係団体等と一層連携し、看護職員の確保対策の充実を図られたい。

また、三重県立看護大学においては、研究成果の情報提供、看護職員を対象とした研修や教育の充実を図るとともに、卒業生の県内就職率が45.1％となっているので、その向上に努められたい。

（保健・医療分野、看護大学）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）平成１７年７月に看護職員実態調査を実施し、平成１８年から平成２２年までの「看護職員需給見通し」を１２月に策定しました。

（2）「離職防止対策モデル事業」として、新卒看護職員の早期離職を防ぐため、看護協会と連携して、交流会や看護技術研修会を実施するとともに、離職防止に取り組むモデル病院として４病院を指定し、アドバイザーを派遣するなど支援を行いました。

（3）院内保育所運営補助を継続して行うとともに、補助制度の周知とアンケート調査を病院等約３００か所について行いました。

（4）ナースバンク事業による無料職業相談等で、引続き再就業促進に取り組みました。

（5）看護大学地域交流研究センターでは、地域における課題を解決するため研究等を行いました。その内容をまとめた「年報」を発表会等で市町・県民局・県立病院等に配付しました。

また、県内病院等からの講師依頼に応じて指導・研修等を行いました。

（6）６月に看護大学内において就職説明会を開催し、卒業予定者に対し県内病院の概要を周知しました。

2　取組の成果

（1）平成１８年から５年間の需給見通しでは、平成２２年における看護職員の不足数は１５７名となっています。この見通しの策定にあたっての実態調査を通じて離職原因等の分析を行いました。

（2）離職対策モデル事業で指定した４病院では、現状把握と課題の抽出を行いました。また、交流会・技術研修会では、新卒看護職員同士の共通の悩み等について情報交換を行うことができました。

（3）職業安定所と連携し再就業に向けた看護力再開発研修を行いました。

（4）看護大学地域交流研究センター年報を作成し、情報提供を行いました。

（5）就職説明会には、県内の２７病院、学生１０１名の参加がありました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）新規に「看護職員・離職防止充実事業」として、①設置初年度にも運営費を助成する「病院内保育充実支援事業」、②県内看護系大学生を対象とした「看護大学生修学資金貸付事業」、③スクールカウンセラーを派遣し早期離職やドロップアウト防止を図る「看護学生卒業生支援事業」、④「離職防止対策モデル事業」により、総合的に看護職員の確保対策を実施します。

（2）上記②「看護大学生修学資金貸付事業」の活用により、卒業生の県内就業率の向上を図ります。また、引き続き研究成果の情報提供、看護職員への研修・教育の充実を図っていきます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（公衆衛生学院のあり方検討）

(12)　歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正により、公衆衛生学院歯科衛生学科の修業年限が2年から3年以上となった。5年間の経過期間が設けられているものの、今後の県内の歯科衛生士の需給状況や民間養成所の動向等を踏まえ、歯科技工士の養成も含めた今後の公衆衛生学院のあり方について検討し、方針を明らかにされたい。

（保健・医療分野、公衆衛生学院）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「公衆衛生学院の修業年限等変更に伴う検討会（健康福祉部内設置）」で数回にわたり、現状を把握するとともに、3年制に移行し現状のまま存続した場合と廃止した場合のメリット・デメリット等について検討しました。

2　取組の成果

現状把握のため、各種データ・資料を揃えることにより、公衆衛生学院だけでなく、今後の県内の歯科衛生士等従事者の確保・育成のあり方について検討できました。

平成18年度以降（取組予定等）

公衆衛生学院のあり方等について、引き続き検討し、１８年度以降県としての方向性を決定していく予定です。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（介護サービス基盤の整備促進）

(13)　「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」に基づき介護サービス施設等の整備を進めているが、要介護（支援）認定者の増加とともに特別養護老人ホームの入所申込者が年々増加し、平成16年度には12,079人となっている。

実態調査の実施、特別養護老人ホームの整備、入所基準に基づく入所の適正化等により、早急に入所を必要とする人の入所待機は19年度に解消する見通しをたてているが、高齢者が、安心してそれぞれの状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、地域の状況に応じた施設整備を促進されたい。

また、居宅サービス利用者の割合が増加しているので、援護を必要とする高齢者が在宅で安心して生活できるよう、市町村における居宅サービスの充実、向上を支援されたい。

（長寿・障害分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）特別養護老人ホーム等の広域型施設について、次のとおり整備しました。

特別養護老人ホーム等13施設630床、ショートステイ用居室6施設100床

個室ユニットケア型への改修1施設100床

（2）平成18年度に整備する特別養護老人ホーム等の広域型施設の整備方針を6月17日に公表し、事前審査会及び選定会議を開催して整備施設を決定しました。

特別養護老人ホーム等10施設496床、ショートステイ用居室6施設88床

（3）　在宅生活を支援するために小規模多機能施設の整備及び住宅改修に対して補助を行いました。

小規模多機能施設：4か所に補助、住宅改修：20市町に補助

2　取組の成果

（1）　特別養護老人ホーム等の整備により、早期に入所が必要な方の入所が図られました。また、個室ユニットケア型での整備により、入所者一人ひとりの生活を尊重したケアの推進が図られました。なお、ショートステイ用居室を整備することで、安心して在宅生活ができるようになりました。

（2）　小規模多機能施設の整備により、要援護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようになりました。また、住宅改修により安心して在宅生活ができるようになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）地域密着型サービス等の基盤整備が円滑に行われるよう、市町への情報提供を引き続き行うとともに、広域型施設についても第3期三重県介護保険事業支援計画に基づき整備を促進します。

（2）在宅サービスを支援するために、ショートステイ用居室の整備を引き続き行います。また、ショートステイ用居室の稼働率を向上させ、増大する当該サービスの需要に資するため、パソコン、携帯電話のいずれでも利用可能な、ショートステイ空床情報検索システムを構築します。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見
（「知的障害者福祉センターはばたき」「いなば園」）

(14)　「知的障害者福祉センターはばたき」の入所施設部門については、平成17年3月1日現在の入所者数は12名と、予算定員30名（条例定員40名）を大きく下回っているので、県立施設としての機能、役割を明確にし、適正な規模、県費負担のあり方等について検討するとともに、引き続き運営の効率化に取り組まれたい。

また、知的障害児施設・知的障害者更生施設「いなば園」は、平成18年4月に県立施設から社会福祉法人三重県厚生事業団へ移管される予定であるので、セーフティネット機能の維持など課題を整理し、運営主体の移行を円滑に行われたい。

（経営企画分野、長寿・障害分野、知的障害者福祉センターはばたき）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）はばたき

運営の効率化に取り組みつつ、改革検討委員会及び労使協働委員会において、県立施設の担うべき機能・役割・経費負担等、はばたき入所施設部門のあり方について検討・協議を重ねました。

（2）いなば園

いなば園を厚生事業団に移管するにあたり、施設利用者への安定的・継続的なサービス提供を確保するため、その自立経営基盤の整備及びセーフティネット機能の維持などについて検討・調整を進めてきました。

2　取組の成果

（1）はばたき

平成１８年３月末で入所施設部門を休止することとなりました。

（2）いなば園

土地・建物等の無償譲渡等を行い、平成１８年４月１日からいなば園を三重県厚生事業団に移管し、いなば園でのセーフティネット機能を維持することとしました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）はばたき

県の「地域生活移行推進に関する提言」に基づく障害者施策を確実に行うため、従前はばたき入所施設部門が果たしていた地域移行のノウハウを、知的障害者更生相談所内に創設する「地域移行支援課」により実施することになりました。

また、入所施設については、知的障害者福祉施設として活用を図ることとし、平成１８年度中に検討を進めます。

（2）いなば園

三重県厚生事業団直営の施設として、他の民間の施設同様、適正な運営が果たされるよう指導します。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）

(1)　ゆずりは荘警備業務委託（下半期）の随意契約理由不適切　　経営企画分野

(2)　周産期医療情報ネットワークシステム維持管理業務委託、重症心身障害児（者）通園事業委託、障害児（者）相談支援事業委託、知的障害者相談支援システム保守管理業務委託及び医学判定検査業務委託で個人情報保護条項の未記載

福祉・子育て分野、長寿・障害分野、知的障害者福祉センターはばたき
身体障害者更生相談所

(3)　検診受診者登録追跡業務委託の事業実施要領等の不備　　保健・医療分野

(4)　昇降機遠隔監視保守業務委託の随意契約理由不明確　　知的障害者福祉センターはばたき

(5)　医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託の特命随意契約理由未記載　　身体障害者更生相談所

講じた措置）

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　ゆずりは荘警備業務委託（下半期）の随意契約理由不適切

・契約締結時には、明確に随意契約理由を記載し、チェックを強化しました。（経営企画分野）

（2）　周産期医療ネットワークシステム維持管理業務委託、重症心身障害児（者）通園事業委託、障害児（者）相談支援事業委託、知的障害者相談支援システム保守管理業務委託及び医学判定検査業務委託で個人情報保護条項の未記載

・周産期医療ネットワークシステム維持管理業務委託については、監査にて指摘を受けた後、委託契約書に個人情報保護に関する条項を加え、委託契約に一部を変更する契約を締結しました。　　（福祉・子育て分野）

・重症心身障害児（者）通園事業委託、障害児（者）相談支援事業委託、知的障害者相談支援システム保守管理業務委託及び医学判定検査業務委託で個人情報保護条項を記載した委託契約をそれぞれ締結しました。

（長寿・障害分野、知的障害福祉センターはばたき、身体障害者更生相談所）

（3）　検診受診者登録追跡業務委託の事業実施要領等の不備

・実施要領については、平成16年度の事業開始に合わせ整備はされていますが、委託契約の日付に対し、実施要領作成の日付が後になっているという不備がありました。今後は、必要な準備手続きを、順を追って行うことにより、同じような不備が起こらないようにしていきます。

（保健・医療分野）

（4）　昇降機遠隔監視保守業務委託の随意契約理由不明確

・昇降機遠隔監視保守業務委託については、随意契約の理由を明確にしました。

（知的障害者福祉センターはばたき）

（5）　医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託の特命随意契約理由未記載

・医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託については、特命随意契約の理由を明示しました。　　（身体障害者更生相談所）

2　取組の成果

（1）　ゆずりは荘警備業務委託（下半期）の随意契約理由不適切

・契約締結時には、明確に随意契約理由を記載させ、チェックを強化し、適正な会計処理を確保しました。（経営企画分野）

（2）　周産期医療ネットワークシステム維持管理業務委託、重症心身障害児（者）通園事業委託、障害児（者）相談支援事業委託、知的障害者相談支援システム保守管理業務委託及び医学判定検査業務委託で個人情報保護条項の未記載

・受託業者に対して個人情報の保護及び適正な管理を指導徹底しました。（福祉・子育て分野、長寿・障害分野、知的障害者福祉センターはばたき、身体障害者更生相談所）

（3）　検診受診者登録追跡業務委託の事業実施要領等の不備

・必要な業務順位の徹底を行いました。なお、平成17年度の契約については、既に実施要領が作成されている段階での契約であり、問題は解消されています。（保健・医療分野）

（4）　昇降機遠隔監視保守業務委託の随意契約理由不明確

・他庁舎における昇降機遠隔監視保守業務委託状況を調査し、適正な随意契約を実施しました。（知的障害者相談センターはばたき）

（5）　医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託の特命随意契約理由未記載

・医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託については特命随意契約の理由を明示し、適正な会計処理を確保しました。（身体障害者更生相談所）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　ゆずりは荘警備業務委託（下半期）の随意契約理由不適切

・平成１７年度に引き続き、契約締結時には、明確に随意契約理由を記載させ、チェックを強化します。（経営企画分野）

（2）　周産期医療ネットワークシステム維持管理業務委託、重症心身障害児（者）通園事業委託、障害児（者）相談支援事業委託、知的障害者相談支援システム保守管理業務委託及び医学判定検査業務委託で個人情報保護条項の未記載

・平成１７年度に引き続き、委託契約における個人情報保護に関する事項を明記し、個人情報保護を徹底します。（福祉・子育て分野、長寿・障害分野、知的障害者福祉センターはばたき、身体障害者更生相談所）

（3）　検診受診者登録追跡業務委託の事業実施要領等の不備

・平成１７年度に引き続き、業務順位の徹底を行います。（保健・医療分野）

（4）　昇降機遠隔監視保守業務委託の随意契約理由不明確

・他庁舎における調査結果を参考に、昇降機遠隔監視保守業務委託の随意契約については、適正な会計処理に努めます。（知的障害者相談センターはばたき）

（5）　医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託の特命随意契約理由未記載

・平成１７年度に引き続き、委託契約における特命随意契約の理由を明示します。（身体障害者更生相談所）

部局等名　健康福祉部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）

(1)　みえビジネスクリニック事業業務委託及び次世代育成支援行動計画等分析業務委託の採点表を鉛筆で記載　　健康・安全分野、福祉・子育て分野

(2)　看護大学大学案内企画制作調査委託の取扱指針、実施要領及び選定要領の未整備、指名審査会未設置　　看護大学

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）みえビジネスクリニック事業業務委託及び次世代育成支援行動計画等分析業務委託の採点表を鉛筆で記載

・選定表の記載については、ボールペン等を使用するよう徹底しました。（健康・安全分野）

・選定表への不適切な記載（鉛筆書き）を防止するため、選定者に対する事前の記入説明等を行いました。（福祉・子育て分野）

（2）看護大学大学案内企画制作調査委託の取扱指針、実施要領及び選定要領の未整備、指名審査会未設置

・取組指針、実施要領、選定要領の整備及び指名審査会の設置を行い、より良質な業務委託の実施に取り組みました。（看護大学）

2　取組の成果

（1）みえビジネスクリニック事業業務委託及び次世代育成支援行動計画等分析業務委託の採点表を鉛筆で記載

・選定表の記載を適切なものに改めることができました。（健康・安全分野）

・不適切な記載がなくなりました。（福祉・子育て分野）

（2）看護大学大学案内企画制作調査委託の取扱指針、実施要領及び選定要領の未整備、指名審査会未設置

・取組指針、実施要領、選定要領の整備及び指名審査会の設置により、契約に至る諸手続の透明性、客観性を図ることができました。（看護大学）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）みえビジネスクリニック事業業務委託及び次世代育成支援行動計画等分析業務委託の採点表を鉛筆で記載

・選定表の記載にあたっては、適切な記載となるよう留意します。（健康・安全分野）

・17年度と同様の取り組みを行い再発防止に取り組みます。（福祉・子育て分野）

（2）看護大学大学案内企画制作調査委託の取扱指針、実施要領及び選定要領の未整備、指名審査会未設置

・良質な業務委託の実施、契約に至る透明性、客観性、競争性を維持するため、平成１７年度と同様に取り組んでいきます。（看護大学）

部局等名　健康福祉部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3 県単独補助金の執行状況

(1)　生活衛生事業補助金について、交付決定の遅延及び額の確定未実施、補助制度見直しの検討が必要　健康・安全分野

(2)　福祉医療事業協力交付金について、使途が明確に確認できるよう、交付要領の実績報告書様式等の見直しが必要　福祉・子育て分野

(3)　民間保育所研修費補助金の実績報告遅延　福祉・子育て分野

(4)　新任民生委員活動資料作成事業補助金について、委託事業化の検討が必要　福祉・子育て分野

(5)　紀南健康長寿リーディングエリア形成事業補助金について、補助対象先の契約手続きに対する指導が必要（随意契約理由不適切）　福祉・子育て分野

(6)　衛生普及推進事業補助金の交付申請書の提出遅延、事業効果の検証が必要　保健・医療分野

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）生活衛生事業補助金について

・平成17年度の補助金の交付決定及び額の確定の時期は、適切に処理しました。また、この補助事業については、廃止に向けて見直しを行いました。（健康・安全分野）

（2）福祉医療事業協力交付金について

①福祉医療事業協力交付金の交付目的等の更なる明確化を図るため、平成１７年９月に交付要領の改正を行い、交付目的、交付対象経費、交付対象事業等を詳細に規定しました。

②交付対象者が提出する実績報告書等について、交付対象事業と実施事業の対応が明確となるよう記載の方法を交付対象者に指導しました。（福祉・子育て分野）

（3）民間保育所研修費補助金の実績報告遅延について

・補助事業者と連絡を密にして実績報告の提出期日（事業完了後１ヶ月以内又は翌年度の４月１０日のいずれか）の厳守を依頼し、徹底しました。（福祉・子育て分野）

（4）新任民生委員活動資料作成事業補助金について

・新任民生委員活動資料作成事業は、３年に一度の民生委員一斉改選年度に民生委員活動に要する資料等を作成する事業であり、１７年度は実施しないが、次期改選年度である１９年度からは委託事業とします。（福祉・子育て分野）

（5）紀南健康長寿リーディングエリア形成事業補助金について

・紀南健康長寿推進協議会が行った情報誌の企画印刷製本業務委託契約について、「特別の事情がある」という理由で、1社での随意契約が行われているが、確認したところ、その理由が明確でなかったため、関係規則に沿った適正な措置を講ずるよう同協議会に対し指導を行いました。

※平成17年度「らいぶらりぃ・きなん」【契約金額661,500円（内、消費税31,500円）】（福祉・子育て分野）

（6）衛生普及推進事業補助金について

・事業実施通知を早期に行い（平成17年6月14日）、交付申請書の提出が早期に行われるよう努めました。（平成16年度は平成17年1月27日）

県民を対象とした事業については、県民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、事業効果の検証を行っています。（保健・医療分野）

2　取組の成果

（1）生活衛生事業補助金について

・補助事業見直しの結果、17年度で終了することにしました。　（健康・安全分野）

（2）福祉医療事業協力交付金について

・交付要領の改正や実績報告書等の交付対象事業と実施事業の対応の明確化により、事業の成果の把握と透明性の確保が進み、交付金の活用の充実が図られることになりました。
（福祉・子育て分野）

（3）民間保育所研修費補助金の実績報告遅延について

・補助事業者と連絡をとり、実績報告の遅延とならないよう事務を処理することとしました。　（福祉・子育て分野）

（4）紀南健康長寿リーディングエリア形成事業補助金について

・紀南健康長寿推進協議会から、同協議会会計規則第30条ただし書きを安易に適用することなく、2人以上の者から見積書を徴し、適正に契約の締結を行うと回答がありました。

※紀南健康長寿推進協議会会計規則

第30条　事務局長は随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。但し、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(会計規則)（1）～（4）項　略

（5）その他特別の事情があるとき　（福祉・子育て分野）

（5）衛生普及推進事業補助金について

・交付申請書が早期に提出（平成17年10月19日）されました。（平成16年度は平成17年2月21日）

アンケート結果を分析し、今後の事業計画に役立てています。　（保健・医療分野）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）生活衛生事業補助金について

・生活衛生事業補助金制度は平成17年度をもって廃止されます。　（健康・安全分野）

（2）福祉医療事業協力交付金について

・平成17年度の交付要領の改正の趣旨を踏まえ、適正な事業の推進と成果の向上を、交付対象者に指導します。　（福祉・子育て分野）

（3）民間保育所研修費補助金の実績報告遅延について

・引き続き補助金の実績報告の遅延がないよう補助事業者と連絡を密にしていきます。
（福祉・子育て分野）

（4）新任民生委員活動資料作成事業補助金について

・１９年度の一斉改選に向けて諸準備にかかる１８年度に委託事業化への調整を行います。
（福祉・子育て分野）

（5）紀南健康長寿リーディングエリア形成事業補助金について

・紀南健康長寿推進協議会会計規則に基づき契約事務が適正に行われるよう指導、確認を行います。　（福祉・子育て分野）

（6）衛生普及推進事業補助金について

・公衆衛生及び歯科衛生の普及向上を図り、県民が自身の健康について十分な知識と健康管理意識を持っていただくことを目標とし、今後も引き続き事業を進めていきます。
（保健・医療分野）

部局等名　健康福祉部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

4　未収金対策の状況

(1)　督促状の発行遅延　保健・医療分野、看護大学

(2)　滞納整理台帳の未整理　児童相談センター

講じた措置

平成17年度

（1）電話による督促を実施することにより、収納の予定確認があったものには、督促状の発行が遅れた事例がありました。それらについては、再度規則等での発行期限の確認を行い、適正に発行することを確認しました。（保健・医療分野、看護大学）

（2）滞納整理台帳については、平成１７年度より各県民局の保健福祉部から債権管理事務が移管されたことにより整理が遅れましたが、各保健福祉部から引継ぎを受け、整理を行いました。（児童相談センター）

2　取組の成果

（1）　平成１７年度においては、電話での督促を適切な時期に実施した結果、督促状の発行に至る事例はありませんでした。（保健・医療分野、看護大学）

（2）　滞納整理台帳を整理し、適正な債権管理を行いました。（児童相談センター）

（3）　電話による督促の実施、適正な督促状の発行により、未収金について一定の改善がみられました。（保健・医療分野）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　平成１７年度に引き続き、期限内に納付していない債務者に対し、速やかに納付を促すとともに、大学独自の授業料滞納整理事務取扱要領を作成し、滞納の未然防止に努めます。

（2）　電話での督促を実施するとともに、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」の規程に基づいて、督促状、催告状を発行し、引き続き未収金発生防止に努めます。

（3）　未収金整理を行った場合には、滞納整理台帳へ逐一記録することにより、適正な債権管理に努めます。

部局等名　健康福祉部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

5　人件費

(1)　扶養手当及び住居手当の認定にかかる支給要件書類の添付なし　　経営企画分野、児童相談センター

(2)　扶養手当及び住居手当の認定簿の未整理　　経営企画分野

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）扶養手当及び住居手当の認定にかかる支給要件書類の添付なしについて

・書類と認定簿を突合し、添付されていなかった書類を提出させました。
（経営企画分野）

・支給要件書類の添付がなかった職員に対して、必要書類を提出させました。
（児童相談センター）

（2）扶養手当及び住居手当の認定簿の未整理について

・現在の認定状況と認定簿を再度チェックし、整理し直しました。
（経営企画分野）

2　取組の成果

（1）扶養手当及び住居手当の認定にかかる支給要件書類の添付なしについて

・認定書類と認定簿の整合性がとれました。　（経営企画分野）

・昨年まで各県民局に所属していたため、事務処理において若干の差が見られましたが、センター化されたことに伴い、あらためて全職員の認定関係書類を確認しました。
（児童相談センター）

（2）扶養手当及び住居手当の認定簿の未整理について

・認定書類と認定簿の整合性がとれました。　（経営企画分野）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）扶養手当及び住居手当の認定にかかる支給要件書類の添付なしについて

・このような事例を再度発生させないよう、適正な管理に努めます。（経営企画分野）

・手当の確認事務は毎年継続して取り組んでいくことが肝心であり、平成17年度と同様に取り組んでいきます。
（児童相談センター）

（2）扶養手当及び住居手当の認定簿の未整理について

・このような事例を再度発生させないよう、適正な管理に努めます。（経営企画分野）

部局等名　健康福祉部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

6　事務管理体制

(1)　支出審査確認体制の整備が必要　女性相談所、公衆衛生学院

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　任命されている審査補助員の職務を再確認、徹底を行い、金額等の照合確認及び支出の適否についてチェックできるよう支出審査体制を整えました。（女性相談所）

（2）　支出経理事務担当者以外の者が、金額等の照合確認及び支出の適否についてチェックできるよう支出審査体制を整えました。（公衆衛生学院）

2　取組の成果

適正な支出事務について、従来にも増して確認が行えるようになりました。

（女性相談所、公衆衛生学院）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　引き続き、審査補助員の職務を徹底し、金額等の照合確認及び支出の適否について適正にチェックしていきます。（女性相談所）

（2）　支出に関する確認について、会計規則第4条により公衆衛生学院教務主任を審査補助員に任命し、出納員の確認事務処理を補助します。（公衆衛生学院）

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　部内の室長会議で個人情報データの管理および紙データについて徹底を図りました。
・　職員に対し個人情報管理の徹底を図るために、職員のためのセキュリティー１８カ条の再点検を行いました。
・　個人貸与パソコン及び共有サーバー等の盗難防止対策として、セキュリティキットを部内全職員に配布しました。

2　取組の成果

・　個人貸与パソコンおよび共有サーバー等に盗難防止対策を実施するとともに個人情報の取扱いを徹底しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　平成17年度に引続き、職員の個人情報管理について研修等を行い徹底していきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの96件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

公用車による交通事故が発生しているため、部内室長会議、室ミーティング等で職員に対し、交通安全意識や県有財産の管理意識の高揚について、注意喚起を行いました。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度も部内の職員を対象に交通安全研修を実施しました。

○　環境森林部安全運転講習会

・交通事故防止を考える＜見えない危険を探せ！＞

講師：㈱損害保険ジャパン中部業務部リスクエンジニアリング課　清水氏

内容：　・最近の交通事故状況

・ドライバーズチェック

・三重県職員の事故状況と特性

・事例検討（グループ討議）

実施日：平成17年10月15日（火）、26日（水）参加者 55名

2　取組の成果

各職員の交通安全意識の高揚を図り、安全運転に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　平成18年度以降も、引き続き、あらゆる機会を捉え、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県土整備部（建築開発室）と協議を進め、本年6月1日に改正された建築基準法に基づく点検対象建築物のリストアップを行いました。

三重県民の森（自然学習展示館 160㎡）　三重県上野森林公園（ビジターコテージ 101㎡）、
藤原岳自然科学館（展示室 102㎡）、鳥羽ビジターセンター（博物展示施設 134㎡）、
登茂山園地（博物展示施設 150㎡）が該当

2　取組の成果

点検対象となる建築物を認識することにより、日常の維持管理業務の中で地震被害を軽減する意識の啓発ができました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　今後、建築基準法に定められた対象建築物の定期点検（3年以内毎）の義務化に伴い点検を行います。

また、改築等が必要となった時点で、必要に応じて耐震構造とするよう検討します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　建築物の調査等

県有施設のアスベスト除去を進めたほか、市町村施設、学校、病院、社会福祉施設、民間建築物等の吹付けアスベスト等の使用状況を調査し、対策の実施を働きかけました。

(2)　事業者に対する支援

アスベスト対策に取組む中小事業者に必要となる資金を融通するため、三重県中小企業融資制度の環境保全資金融資の対象に「吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置」を追加し、平成17年11月1日から実施しました。

(3)　建築物解体現場等への立入検査

大気汚染防止法に基づきアスベストの除去作業等の届出があった全施設について、県が現場への立入検査及び周辺環境調査を行いました。

(4)　相談窓口の設置

県民局保健福祉部、建設部等にアスベストに関する健康相談、建物相談の窓口を設置し、県民からの相談に対応しました。

2　取組の成果

県・市町施設、学校、病院、社会福祉施設などにおけるアスベスト使用の実態把握が進み、アスベスト除去・封じ込め・囲い込み等のばく露防止対策が実施されています。

建物解体現場については、3月末で、43現場への立入検査及び周辺環境調査を実施し、これまでに周辺環境調査の結果が判明している26現場では、その全てが、県が判断基準として準用している特定粉じん発生施設の敷地境界基準を満足していることを確認しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度の取り組みを継続するとともに、以下の取り組みを行ないます。

1　法規制強化への対応

平成18年3月に大気汚染防止法施行令が改正され、全ての建築物のアスベスト除去作業等について届出が必要になったことから、新たに規制の対象となる小規模な作業現場へ立入検査と周辺環境調査を必要に応じ実施します。

2　アスベストの一般環境測定調査

アスベストによる健康被害の発生を未然に防止するため、一般環境中のアスベストの調査を行います。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・ 代執行費用の徴収については、行政代執行法により、国税滞納処分の例によることとなっており、滞納者との面談、電話連絡により滞納金の納付を求めるとともに、再度、換価可能な滞納者の財産状況把握を行いました。

・ 林業改善貸付金については、本年度5月と8月、平成18年2月に債務者本人に面会し、事業の経営状況を聞き取るとともに、今後の返済について、分割返済計画を確約しました。

・ 延滞状況を保証人に通知し、債務支払い義務の確認をするとともに、保証人から借入者本人への返済の催促を促しました。

・ 工事前払金については、企業の倒産により生じた請負代金に対し、保証会社からの返済を受けたが、支払までの延滞金について未収になったものであり、債権の回収の見込みが立たないことから欠損処分を行いました。

2　取組の成果

・ 代執行費用の滞納額が莫大であるため、一部の滞納者との協議を行い、長期間かけて支払える限度で徴収することとし、支払計画書（誓約書）を提出させました。また、財務調査により判明した証券当を差し押さえ売却し、1,404,325円の回収を行いました。

・ 貸付金については、本年8月に償還元金の一部（20,000円）の償還があり、残金については分割返済を確約しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・ 代執行費用については、引き続き滞納者の財産状況把握・支払督促に努めます。

・ 林業改善貸付資金については、今後も延滞債権が発生しないよう、貸付先の経営状況等の把握を的確に実施しています。

・ 請負工事等の発注に際し、指名業者の経営状況等の把握に努めます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

6　県単公共工事の契約変更

地域機関の平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時により適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行となるよう指導されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

本年度は津、伊賀、紀南の各生活環境森林部において、16 件の工事を抽出して予備監査を受けたところであります。指摘を受けました「当初設計での計上忘れ、調査不十分」・「変更ではなく別途発注すべき工事」・「設計変更要領の適用誤り」等につきまして、可能な限りでの精度向上及び公平な入札契約の推進並びに、変更要領の適正な運用について、室長会議等で指導しました。

また、追加工事につきましては原則的には別発注としますが、設計変更で対応するものを整理し、担当者会議において周知徹底しました。

なお、「三重県建設工事設計変更要領」の改訂案につきまして、平成17年11月1日から試行を実施しています。（主な改正点は、２５０万以上の追加工事を変更契約で実施する場合に、指名審査会に諮問する等チェック機能の強化）

2　取組の成果

２５０万円以上の追加工事を変更契約で実施する場合に、指名審査会にその適否を諮問することになったので、担当者の意識改革が図られるとともに、組織としてのチェック機能が強化されました。

平成18年度以降（取組予定等）

「三重県建設工事設計変更要領」改正案の試行結果を踏まえ、平成18年度から本運用を実施するとともに、設計時の調査精度の向上及びチェック体制の強化について、室長会議、担当者会議を通じ引き続き指導していきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果
【本庁部局・各種委員会等共通意見】 7　業務委託における随意契約の状況 平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・ 業務委託の実施に当たっては、実施伺いの時点で契約方法を精査するとともに、可能な限り競争入札等を行うよう部内に周知しました。 2　取組の成果 ・ 随意契約を行う場合、「契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領」を遵守するとともに公開見積合わせや企画コンペ等を実施するなど、競争性、公正性、透明性を高めました。 **平成18年度以降（取組予定等）** ・ 平成１７年度に引続き契約事務に競争性、公正性、透明性を確保するため、可能な限り競争入札、公開見積合わせ等を行っていきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・業務委託の実施に当たっては、実施伺いの時点で契約方法を精査するとともに、可能な限り競争入札等を行うよう部内に周知しました。

2　取組の成果

・随意契約を行う場合、「契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領」を遵守するとともに公開見積合わせや企画コンペ等を実施するなど、競争性、公正性、透明性を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

・平成１７年度に引続き契約事務に競争性、公正性、透明性を確保するため、可能な限り競争入札、公開見積合わせ等を行っていきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

【本庁部局・各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・地球温暖化防止手法検討業務委託の選定表の鉛筆記入

選定表を鉛筆で記載していた委員に対して、記載内容を確認し、改変がないことを確認しました。

・森林ゾーニング事業については、今年度において実施しないため、プロポーザルで実施した「平成17年度森林計画策定事業（北伊勢森林計画区）」においては、下記事項について事務改善しました。

（1）　平成１７年度における委託業務等選定表について、ボールペン記入。

（2）　業務要領及び選定要領について審査会を事前に開催のうえ策定。

（3）　選定要領に価格性評価の方法やその重要性（点数明記）を記載して業者選定。

・環境森林部内のプロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約等については、三重県調査委託契約実施要綱第７条に基づき定めた、三重県環境森林部調査委託企画提案コンペ取扱指針により実施しているところですが、入札・契約制度の公正性や競争性を確保するため、契約後の安易な仕様・金額・工期の変更等が生じないよう周知徹底を図りました。

2　取組の成果

・契約事務の公正性、透明性を確保するため職員意識の高揚を図り、契約事務の適正に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

・今後、選定表の記入にあたっては鉛筆の使用をしないよう各委員に徹底する等、適正な事務処理に努めます。

・平成１７年度に引続き、あらゆる機会を捉え会計規則等の周知徹底を図るなど、契約事務の競争性、公正性、透明性の確保に努めます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（環境経営の取組推進）

(1)　平成16年度に「三重県版小規模事業所向けみえ・環境マネジメントシステムスタンダード（M－EMS）」を構築したが、より多くの小規模事業者に活用されるためには、認証取得が企業間のグリーン調達基準に採用されるなど社会的に評価される必要があるので、積極的なＰＲに努められたい。

なお、中小企業に対するISO14001認証取得支援制度により、平成12年度から平成16年度までに336事業所に対してコンサルティング費用等を支援したところであるが、認証取得企業においてマネジメントシステムがどのように活用されたかなど支援の成果について検証されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　Ｍ－ＥＭＳ（ミームス）の制度普及については、商工会議所・商工会において説明会を開催（12回）するとともに、さらに希望者に対しては随時個別の相談会を開催しています。またＭ－ＥＭＳを企業のグリーン調達基準に採用するように、「企業環境ネットワーク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」会員をはじめ、県内大手企業等に働きかけました。

さらに、県庁の率先取組として「みえ・グリーン購入基本方針」において、事業者の選定に関する配慮事項としてＩＳＯ１４００１に加え、Ｍ－ＥＭＳ認証取得の項目を追加しました。

(2)　平成１６年度に実施した「県内のＩＳＯ１４００１を認証取得した全企業の実態調査」結果の分析によると、ＩＳＯ１４００１の認証取得が従業員の環境意識の向上や企業評価の高まりという一定の効果があった反面、着実に経営の中で活用されていないという課題が見られました。そのため、調査結果をもとに成果をあげている事例について県のホームページにより積極的に情報発信を図るとともに、ＩＳＯ１４００１認証取得した企業で構成する「企業環境ネットワーク・みえ」の研修会や環境経営サロン等においてＩＳＯ１４００１、Ｍ－ＥＭＳ等の環境マネジメントシステムの効果的な活用事例等の情報提供を行いました。

2　取組の成果

平成１８年３月末現在、Ｍ－ＥＭＳを自社のグリーン調達基準として優遇している企業は４３社ありますが、今後も県内大手企業等に働きかけていきます。

平成18年度以降（取組予定等）

1　Ｍ－ＥＭＳの制度普及に資するため、メディア等を使用した積極的なＰＲを図るとともに商工会議所、商工会と連携し、構築講座開催等のモデル事業を行う予定です。
また、引き続き、Ｍ－ＥＭＳを企業のグリーン調達基準に採用するように「企業環境ネットワーク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」会員をはじめ、県内大手企業等に働きかけていきます。

2　引き続き「企業環境ネットワーク・みえ」における研究会や環境経営サロン等においてＩＳＯ１４００１、Ｍ－ＥＭＳ等の環境マネジメントシステムの活用方法等に関する情報提供と相互の情報交換を実施していきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（環境保全活動の推進）

(2)　地域全体の環境意識の高揚を図るため、県自らが率先してISO14001を取得し、環境目標を設定してその達成に取り組んでいるが、平成16年度は職員1人あたりの用紙類購入使用量など3項目の目標を達成できていないので、目標の着実な達成に努められたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

三重県庁ＩＳＯ１４００１では平成16年度の実績として「オフィス活動」、「施設・設備」のうち省資源、省エネ等の７項目を目標としましたが、その中で、「職員１人あたりの用紙類購入使用量」、「電力使用量」、「廃棄物総発生量」の３項目が目標未達成でした。

目標未達成の主な理由として、「職員１人あたりの用紙類購入使用量」及び「電力使用量」については、昨年９月末に発生した災害による対応や「廃棄物総発生量」については、耐震化工事等に伴う書類整理による廃棄文書の排出などが想定されます。

環境保全活動を進めるためには職員１人ひとりの意識の向上が必要であるとの認識のもと、従来の職員研修に加え、外部の専門機関により、管理職員研修や法令研修を新たに実施するなど、職員を対象とした環境教育の充実に取り組みました。

2　取組の成果

本年10月に環境方針を見直し、重点目標として、「ごみゼロ」、「地球温暖化防止」、「コピー用紙の削減」を掲げ、全庁的に取り組んでいくこととしました。11月、12月に実施している内部環境監査において「職員一人あたりの用紙類購入使用量」について、毎月の購入量をグラフ化して現状をわかりやすく職員に周知したり、会議における資料配布の原則禁止、コピー機のカウンター管理など、取組の工夫が見られます。これらの推奨事例について、総括環境推進員会議等で水平展開し、効果的な取組を進めていきたいと考えています。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度は、新しい環境方針のもと、みえ行政経営体系のベースである環境マネジメントシステムに基づく活動を基本とし、職員１人あたりの気づきによる環境行動を進め、環境文化が根づく「環境にやさしい県庁」をめざして目標の達成に向け、着実に取り組んでいきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（ごみゼロ社会実現プラン）

(3)　平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、住民、事業者、行政などが、ごみゼロ社会実現に向けた基本目標や継続的に取り組むべき長期的なビジョンを示している。

　プランに定めた目標を達成するためには、ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動が県民、事業者に定着する必要があるので、ごみの発生・排出抑制について、一般廃棄物処理の役割を担う市町村と協働して積極的に推進されたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　平成17年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、県民一人ひとりの意識の醸成を図るため、プランの啓発活動として、普及版の作成やごみゼロホームページでの情報発信を行うとともに、プランの推進・取組に関する連携・強化と情報共有を図るため、市町を対象とした行政連絡会議を開催しました。

(2)　また、プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするため、住民、事業者、市町村など多様な主体の連携・協働によるごみ減量化に向けた取組として、市民参画によるごみ処理基本計画づくり（桑名市）、家庭系ごみ有料化制度の導入検討（伊賀市）、生ごみ堆肥化システムの実証試験（紀宝町）等の市町村の取組を支援するプラン推進モデルの事業を実施しました。

2　取組の成果

　プランの啓発活動や行政連絡会議、プラン推進モデル事業等の実施を通じて、ごみゼロ社会の実現に向けた意識づけを行うとともに、住民、事業者、市町などの多様な主体の連携・協働によるごみ減量化の取組を促進しました。

平成18年度以降（取組予定等）

　リサイクル関連法の改正、ごみ処理事業に係るコスト分析及び市・町ごみ処理システムの効率化の推進などの動向を踏まえ、「ごみゼロプラン推進委員会」と連携し、ＰＤＣＡサイクルに基づくマネジメント体制のもと、プランの啓発・情報発信やモデル事業の実施など、住民・事業所・市・町等と協働でごみ減量化に向けた実践的な取組をさらに推進します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（不法投棄等の是正）

(4)　産業廃棄物の不適正処理事案について、生活環境に影響を与える可能性や廃棄物の量等を勘案して11事案を選定し、平成16年度から5事案に係る安全性確認調査を実施している。このうち、特に四日市市大矢知町・平津町地内の不適正処理事案では、測量調査の結果、許可数量を約160万㎥上回って処分されたことが判明しており、現在水質等の調査を行っているところであるが、残りの事案についても計画的に調査を行うとともに、調査結果に基づき厳正・的確に対処されたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

環境森林部では総合計画の重点プログラムとして、過去に大量に不法投棄等の不適正処理が行われ、その後、長期間放置されたまま改善される見込みのない事案について、地域住民の不安を払拭することを主な目的として「安全性確認調査」を実施しました。

調査手法としては、まず、これまでの経緯を含め、権利関係の確認などの事前調査・調整を行った上で、地域住民、権利関係者及び地元市町村に調査の趣旨、手法等を説明したのち、測量調査、地質調査、水質・廃棄物調査を実施し、その調査結果を解析した上で、専門委員の意見を聴取後、公表する手順で進めました。

平成17年度は、昨年度から継続して調査している四日市市大矢知町地内最終処分場、四日市市内山町地内最終処分場、四日市市内山町地内中間処理場に、本年度着工した、鈴鹿市国分地内保管場所、菰野町永井地内砂利採取跡地、四日市市下海老地内事業所跡の計6事案について、年度末調査結果を公表するべく、作業を進めました。

2　取組の成果

これまでに調査を完了した7事案のうち、鈴鹿国分地内保管場所など4事案については周辺への影響がないことが確認され、調査結果を公表しました。四日市市内山町地内最終処分場など3事案については、立ち所に周辺への影響はないものの、将来、周辺への影響が懸念されることから、措置命令等の行政処分を行うなど、原因者に支障の除去を指導しています。

四日市市大矢知町地内最終処分場事案については、現在の状況では周辺への支障はないものの、一部で有害物質が検出されたため、出来得るだけ早い時期に調査結果をまとめるべく、継続調査に鋭意、取り組んでいます。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度も、残った鈴鹿市稲生地内保管場所、伊賀市比土地内造成地及び松阪市山室町地内保管場所の３事案に着手し、１８年度内の公表に向けて調査事業を取り組む予定です。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（産業廃棄物監視指導）

(5)　平成16年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄等事案は63件、2,884ｔであり、前年度と比較して件数で29件、投棄量で7,399t減少している。しかし、平成16年度新規事案のうち年度内に撤去済となったものは、40件、2,599tで、23事案について引き続き指導が必要な状況である。

不法投棄等については、早期に発見・対処しないと改善させることが困難になる場合が多いことから、関係機関等との連携を密にし、監視指導体制の強化を図られたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

未解決の23事案の内、半数近くは行為者が不明であるなどの要因もあり、現在も複数回の立入等により、調査・指導を継続しています。

17年度は県との産業廃棄物に関する監視協定締結を新たに5市町と締結し、監視指導に必要な資材の提供などを併せて行うことにより、不法投棄等の早期発見・指導を進めています。

また、県民の廃棄物１１０番、ＦＡＸ１１０番の認知度が低いため、18年1月の県政だよりにより啓発を行いました。

2　取組の成果

関係機関等との連携を密にし、監視指導を行っています。

また、県政だよりを通じて廃棄物１１０番、ＦＡＸ１１０番を周知した結果、平成18年1月に22件の通報が寄せられました。

平成18年度以降（取組予定等）

行為者が特定できたものの行政指導に従わず、不適正な事態が継続しているものや、周辺環境への影響が懸念されるものについては、措置命令等法的措置も視野に入れて対応していきます。

廃棄物の不法投棄は、一般廃棄物、産業廃棄物を問わずに行われることや、不法投棄等の早期発見・指導を進めるためには市町村の協力が必要であることから、県との産業廃棄物に関する監視協定締結市町村数を拡大していきます。

また、不法投棄の行われる場所やその背景には、他部局の所管法令や事業に関連することも多いことから、引き続きこれらの部局や警察等とも連携して行為者等への指導を行っていきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（認定リサイクル製品）

(6)　三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品の平成16年度の県の使用・購入実績は、製品数65品目、508,483,212円であり、前年度と比較して製品数25品目、購入実績で429,141,953円(540.9%)増加しており、制度の周知や利用促進に係る取組の成果が認められる。

しかし、認定リサイクル製品であった埋め戻し材フェロシルトに係る安全性問題については、環境基準を超える重金属等の検出、不正製造など認定制度に係る信頼を損なう事態が生じている。学識者で構成する検討委員会での原因究明等とともに実態調査に努めているところであるが、適正に撤去・処分されるよう厳しく指導するとともに、他の認定製品に係る安全性の確認、審査体制の見直しなどにより認定制度の信頼回復に努められたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

1　実施した取組内容

(1)　石原産業（株）に対する法的責任の追及

廃棄物処理法に基づく報告聴取、立入調査、関係者からの事情聴取等を踏まえ、11月5日、石原産業を廃棄物処理法違反（委託基準違反）で告発しました。県としても、警察の捜査に積極的に協力し、事実究明に努めていきます。

(2)　石原産業（株）によるフェロシルトの回収・処分

石原産業㈱に対して、11月25日付けフェロシルト回収計画に示された撤去期限の遵守と、新たな処分先（管理型最終処分場）の確保による早急な撤去等を指導しました。また、回収計画の着実な実施により、石原産業（株）が事業者責任を果たせるよう、県としても公共関与の処分場（三田処分場）への受入を環境保全事業団に要請しました。

(3)　不正行為の再発防止等に向けた制度見直し

フェロシルトにかかる汚染原因の究明と認定審査プロセスの再検証を図るため、8月17日に学識経験者で構成するフェロシルト問題検討委員会を設置し、12月15日に報告書が取りまとめられました。

県では、この報告やリサイクル製品認定委員の意見を踏まえ、不正行為の再発防止等に向けた制度見直しを行うとともに、2月9日から2月22日までパブリックコメントを実施し、リサイクル製品利用推進条例を改正し、3月28日に公布施行しました。

(4)　既認定製品の安全性の再検証

既認定の133製品のうち89製品について、健康に対する影響の観点から、優先順位をつけて再検証（有害重金属成分の溶出検査）を11月から実施しています。うち19製品は1月31日に調査結果を公表（19製品が認定基準に適合）しました。残る70製品についても、学識経験者の意見を聴いたうえで、近く調査結果をとりまとめる予定です。

2　取組の成果

リサイクル製品認定制度について、現時点で必要な見直しを緊急に実施することにより、審査体制等の強化が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

「三重県リサイクル製品推進条例」の改正に伴うリサイクル製品認定制度の見直しを受け、抜き打ちの立入検査などを実施し、リサイクル製品の認定手続きにおける不正行為を防止するとともに、リサイクル製品の品質及び安全性を確保していきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（ＲＤＦ焼却・発電事業の安全性の確保）

(7)　三重ごみ固形燃料発電所については、平成16年9月23日から発電を再開し、平成16年度中はほぼ順調に運転を継続した。また、発電所が安定的な運転を行うことができるよう、新たなＲＤＦ貯蔵施設の建設を企業庁に委託しているところであるが、今後とも企業庁とともに安全性、安定性を確保するため万全の措置を講じられたい。

また、発電所に職員を駐在させ、搬入されるＲＤＦの品質管理に努めているところであるが、すべてのＲＤＦ製造施設が、改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の施設基準に早期に対応するよう、引き続き助言・支援を行われたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取り組み内容

ごみ固形燃料発電所は、貯蔵施設がない状態ではありますが、稼働再開以来、ほぼ順調にＲＤＦの焼却・発電を実施してきました。

市町村のＲＤＦ化施設に対しては、立入調査等により、関係省庁が示したガイドラインに基づく施設の安全対策について指導を実施し、当面の安全対策を確保するとともに、企業庁と連携して、ＲＤＦの製造時や搬入時の性状管理が適切になされるよう指導を行うほか、ＲＤＦ運営協議会や安全管理会議を通じて、ごみ固形燃料発電所の安定かつ円滑な運営について、調整や協議を行いました。

また、恒久的な安全対策について、速やかに必要な機器整備を進めるよう指導を行いました。

2　取組の成果

三重ごみ固形燃料発電所に廃棄物行政に経験のある環境森林部職員を配置するとともに、ごみゼロ推進室安全対策グループにより、ＲＤＦ製造施設に対して、環境省が示した「ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に基づき、ＲＤＦの製造段階で留意すべき事項について、管理の徹底等により安全の確保を図るよう指導し、施設面においては国庫補助制度を利用した設備改修を促進するなど、安全対策が進みました。

また、三重ごみ固形燃料発電所において、年間を通じてＲＤＦを安定的に処理するため、ＲＤＦ貯蔵施設の整備を企業庁に委託して整備を進めました。

平成18年度以降（取組予定等）

ＲＤＦ施設の安全対策について、平成16年9月27日に廃棄物処理法の省令が改正されたほか、県内各消防本部が火災予防条例を改正しており、安全対策について、適切な対応が行われるよう、引き続きＲＤＦ製造施設に対して指導していきます。

また、安全対策のための設備改修について、ＲＤＦ製造施設における恒久的な安全対策が、平成18年11月迄に完了するよう指導していきます。

さらに、三重ごみ固形燃料発電所において、貯蔵施設整備を完了し、年間を通じてＲＤＦを安定的に処理するための体制を整備します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（廃棄物処理センター整備資金貸付金）

(8)　県は、管理型最終処分場（仮称：新小山最終処分場）の用地確保のため、財団法人三重県環境保全事業団に対し、無利息、単年度償還で、毎年用地賃借料の一部を貸付けているが、貸付額は毎年度1,053万円累増し、平成16年度の貸付額は、6,059万円となっている。

法人が所有する処分場の今後の埋立可能容量、県内の処分場の状況等を勘案し、新小山最終処分場の整備計画について、長期的な見通しを立てて法人とともに総合的に検討されたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

新小山最終処分場の計画は、平成17年8月に新たに開設した三田処分場（埋立容量：55万㎥）の残余年数や今後の産業廃棄物の処理量の動向によって、大きく左右されるので、様々な視点から整備計画の緊急性について、検討したところです。

フェロシルトの三田処分場での処理や、フェロシルトの製造中止に伴うアイアンクレイの搬出などを慎重に見極めることを前提に、災害廃棄物や不適正案件廃棄物などの処理も含め、新小山最終処分場の整備計画について、（財）三重県環境保全事業団と協議を重ねました。

2　取組の成果

整備計画の見通しについては、依然明らかとなっていませんが、事業用地の取得に当たって必要となる事業認定の手続き、収用採決の手続きなど、事業開始に必要な事務的手続きについて（財）三重県環境保全事業団と必要な情報を共有しました。

平成18年度以降（取組予定等）

三田処分場の残余年数や今後のアイアンクレイなど産業廃棄物の搬入計画量を十分見極め、災害廃棄物や不適正案件廃棄物など処理が必要かどうかを今後、総合的に判断していくとともに、新小山最終処分場の整備に必要な財源等についても、さらに検討を進めていきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（三重県廃棄物処理センター）

(9)　財団法人三重県環境保全事業団が特別会計で運営している三重県廃棄物処理センターは、平成16年度決算において9億762万円の損失を計上し、一般会計を合わせた法人全体でも7億4,349万円の損失であったことから、2期連続の債務超過となり、債務超過額は11億431万円になっている。

法人においては、経費削減や増収を内容とする経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、法人が健全な事業運営を確保し、溶融処理事業に参画している市町村の廃棄物処理が円滑に行われるよう、県としても、当センターの果たす役割を明確にし、経営改善に向けた指導・支援を行われたい。

（循環型社会構築分野、経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

一般廃棄物処理については、参画市町村の首長を構成員とする廃棄物処理センター運営協議会を平成17年6月に設立し、この協議会の議論を踏まえ、平成17年4月にさかのぼり1トンあたり28,000円に処理料金が改定されました。

産業廃棄物処理については、積極的に中小企業からの搬入を進め、処理量の増加を推進した。経費の節減についても、効率的な灯油の使用など、引き続き経費の削減を進めました。

2　取組の成果

処理量の確保、処理料金の改定の結果、売上高が対前年度で約46%増加する見込みとなっており、経費節減と相まって、単年度赤字については、対前年度で約3億7,000万円を縮小する見込みとなりました。

また、一般会計においても、経営健全化計画の取組等により財務改善を進めています。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年末で約39億円の累積赤字の見込みとなっていますが、引き続き、処理量の確保、安全性を十分確保したうえでの経費の削減を進めていくよう、事業団を指導していきます。

一方、平成18年1月18日に県議会からの「事業団の経営健全化に向けた提言」を真摯に受け止め、「施設設置の経緯を踏まえた応分の財政負担」という提言事項については、限られた期間内にダイオキシン対策など一般廃棄物を適正に処理するために、県が政策誘導して設置したという経緯を踏まえ、一般廃棄物の処理に係る平成16年度までの累積赤字約20億円を念頭に県が責任を持って対応することとし、平成18年度は、事業団に対し5億円を補助するとともに、引き続き資金ショートに対応するため15億円の無利子融資の予算を計上しました。

こうしたなかで、県と事業団で経営健全化を推進することを前提に、平成19年度からは、適正料金（平成16年度決算ベースで35,000円/t）になるよう運営協議会の場で協議を進めているところであり、平成19年度には単年度損益が均衡し、県の補助が終了する平成21年度には累積赤字が解消するよう、事業団とともに取り組んでいきます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（地球温暖化防止対策）

(10)　県では、2000年（平成12年）に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定し、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年比6%削減することを目標として、地球温暖化防止対策に取り組んでいる。

しかし、県内の2002年度における二酸化炭素排出量は14.4%（1990年比）増加するとともに、特に、民生部門は43.1%、運輸部門は40.1%と著しく増加していることから、これまでの取組を検証しつつ、実効性ある具体的な対策を講じられたい。

（地球環境・生活環境分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　平成12年3月に策定した「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ６）」に基づき、大規模事業所に対する削減計画の策定の義務付けや太陽光発電等の新エネルギーの導入促進等の取組を進めてきました。

(2)　京都議定書の発効を受けて国が策定した「京都議定書目標達成計画」の考え方と整合を計り、また、今後、削減に向けてさらに実効性を高め、進行管理が適切に行えるよう、チャレンジ６の見直し作業を進めています。

(3)　増加傾向の大きい民生、運輸部門については、三重県地球温暖化防止活動推進センターや地域協議会と連携し、地球温暖化防止活動推進員等を活用しながら、普及・啓発活動を進めています。

・推進員委嘱人数　58名

・推進員が実施したイベント出展、出前講座などによる普及・啓発者数
　延べ約4,700名(H18.3.15現在)

・省エネラベルキャンペーン参加家電販売店　151店舗

(4)　平成17年11月からは、スーパーマーケット等の事業者の協力のもとに、参加者が店頭でサービスの提供を受けることができる新しいエコポイントシステムを、これまでの県が支援金を支給する方法と並行して実施し、家庭における電気使用量等の削減の取組を進めています。

2　取組の成果

県内の二酸化炭素排出量は、1999年(平成11年)以後、わずかですが減少傾向にあり、2003年度(平成15年度)は、前年の2002年度(平成14年度)と比較して約１％（※）減少しました。

※（今後、算定方法の変更により、数値の変動の可能性があります。）

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネラベルキャンペーンの実施など、県民への普及・啓発や情報提供等を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員を活用して地域での二酸化炭素削減運動を進めます。

(2)　平成17年度から始めた新しいエコポイントシステムの普及を図るなど、電気等の使用量の削減活動等の自主的な二酸化炭素排出削減活動をより一層促進します。

(3)　市町村、住民、各種団体、事業者等が構成員となり、地域において地球温暖化対策に取り組む「地域協議会」の設立を促進します。

(4)　新エネルギーの導入促進等を担当する部局と連携をとりながら、地球温暖化対策の取組を総合的に実施することにより、増加傾向にある民生、運輸部門における実践的な取組を促進します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（自動車排出ガスの削減）

(11)　自動車から排出される二酸化窒素については、幹線道路沿道の濃度測定を県内6ヶ所の自動車排出ガス測定局で行っているが、環境基準は達成したものの、県の環境保全目標は全局で達成していない状況である。

二酸化窒素の総量削減に向け、関係機関と連携し、引き続き自動車等からの排出量削減対策を推進されたい。

（地球環境・生活環境分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　大気環境の状況の把握等

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するために、自動車走行量調査、窒素酸化物、粒子状物質の排出量調査を実施しています。

(2)　自動車排出窒素酸化物等の削減への取り組み

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOｘ・PM法）に基づく「事業者の自動車使用管理計画」について、事業者への計画策定指導、計画実施状況報告の指導、計画実施状況の確認などを行っています。

(3)　低公害車の普及促進

天然ガス自動車やNOｘ・PM低減装置を導入する事業者に対し経費の一部を補助するとともに、三重県中小企業融資制度（環境保全資金）により排出基準適合車に代替する事業者への融資を行っています。

・天然ガス自動車補助　　平成17年度実績　　6社10台15,210千円
・ＮＯｘ・ＰＭ低減装置補助　　〃　　1社2台500千円
・車両代替への融資　　平成17.4～ 12実績　70件 76台 556,534千円

(4)　平成15年度に関係機関と連携して策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（総量削減計画）に基づき、関係機関において、交通流円滑化対策、道路網の体系的整備、普及啓発等の取り組みを実施しています。

2　取組の成果

上記の取り組みのほか、平成15年10月から実施されている自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の車種規制により、古いディーゼル自動車等が順次更新され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量は漸減しています。

・ＮＯｘ　H9 5,199.0t→H16 3,473.2t（実績）　:（中間目標値）H17　2,384t
・ＰＭ　H9　770.6t→H16　385.1t（実績）　:（中間目標値）H17　202t

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、大気環境の状況の把握、自動車使用管理計画の策定指導、低公害車の普及促進等の排出量削減対策を進めていきます。

また、国が行う自動車の排ガス規制や自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による車種規制は、窒素酸化物等の削減を進めるための、主要な対策であることから、規制の効果が十分に得られるよう、その適正かつ確実な実施について、国と共に普及啓発に努めます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(12)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3%と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5%、紀北12.6%などと地域較差がある。

現在、平成9年3月に策定した生活排水処理施設整備計画の見直し作業が行われているが、今後も市町村と連携し、関係部局が総合行政で取り組むことにより、地域の実情に応じた整備を早急に推進されたい。

また、東紀州地域は、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも整備促進を図られたい。

（地球環境・生活環境分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　生活排水対策については，人口の集中している地域において下水道による整備を重点的に進めてきましたが、下水道整備計画のない地域では生活排水の処理の遅れが見られます。

このため、水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域においては、重点プログラムとして浄化槽や農業集落排水処理施設の集中的な整備を図りました。

(2)　三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）については、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めるため、関係各部と連携を図りつつ各市町村から示された基本計画をもとに見直しを実施しました。

(3)　東紀州地域における生活排水処理施設の整備については、下水道や集落排水処理施設といった集合処理施設の整備計画があるものの、他の地域に比べて生活排水処理施設の整備率が低いことから、面的な整備や公共用水域の水質改善が早期に期待できる浄化槽市町村整備推進事業の推進について市町と協議を行いました。また、ＰＦＩ手法による浄化槽の整備事業を実施している自治体の事例について、市町とともにベンチマーキングを行い、導入に伴う効果や課題等について検討を行いました。

2　取組の成果

生活排水処理アクションプログラムの見直し作業により、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進する意識付けを市町に対して行えました。

その結果、県内２町において、平成１８年度にＰＦＩ導入可能性調査を実施する運びとなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

生活排水処理施設の整備については、平成17年度に見直した生活排水処理施設整備計画に基づき、市町や関係各部との連携を図りつつ、目標とする整備率の達成に向けた進行管理を行います。

水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域においては、重点プログラムとして浄化槽や農業集落排水処理施設の集中的な整備を実施します。

今後の浄化槽設置整備事業については、浄化槽が良好な水環境の保全のために確実に寄与できるよう、市町が浄化槽を設置し適正に維持管理の行える市町村設置型の整備を推進します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（河川、海域の水質）

(13)　平成16年度の河川における環境基準の達成率は、80.3%で前年度と比べ改善されたものの全国の達成率（平成15年度：87.4%）より低いものとなっている。また、伊勢湾など海域については、環境基準の達成率が 25.0%と低いことから、これまでに行ってきた事業を検証し、効果的な方法等を検討されたい。

なお、伊勢湾では第五次総量規制を実施しているものの、5水域のうち3水域が環境基準を達成していないことから、総量規制対策の着実な実施に努められたい。

（地球環境・生活環境分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

○　昭和55年から導入された水質総量規制及び生活排水処理対策等によりCOD負荷量を着実に低減し、伊勢湾流域で発生するCOD負荷量（三重県内のみ）は、昭和54年の52t/日から平成13年の40t/日まで低減しました。平成14年からは窒素及び燐負荷量を新たに対象項目として加えた第５次水質総量規制を実施しており、一層の汚濁負荷量削減に努めてまいりました。

○　目標の進捗管理、成果の確認のため、公共用水域の調査（河川77地点、海域24地点を国土交通省等と分担して実施）及び発生負荷量の調査を実施しました。

○　工場・事業場からの排水による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく規制対象事業場に対して立入検査を行い、排出基準の遵守状況や施設の使用状況等を把握するとともに、必要な改善指導を行いました。（規制対象工場・事業場数　1,059、立入検査339件、平成16年度）

○　環境基準が達成されない大きな原因が生活排水に起因していることから、生活排水処理施設の早期の整備が必要です。このため、水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域においては、重点プログラムとして、浄化槽や農業集落排水処理施設の集中的な整備を図りました。

また、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めるため、関係各部と連携を図りつつ、各市町村から示された基本計画をもとに、三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の見直しを行いました。

○　特に伊勢湾の水質改善については、伊勢湾に関係する全ての自治体が共通認識を持ち取り組んでいくことが重要であることから、国及び関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立しました。

2　取組の成果

○　生活排水処理アクションプログラムの見直し作業により、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進する意識づけを市町に対して行えました。

「伊勢湾再生推進会議」が設立されたことにより、国と関係自治体が一体となって負荷低減や水質改善等に取り組む体制が整いました。

平成18年度以降（取組予定等）

○　引き続き、水質総量規制を計画的に実施し、ＣＯＤ、窒素、燐負荷量の削減の取組を進めます。また、第６次水質総量規制の施行に向けた総量規制基準の設定や総量削減計画の策定を行います。

○　公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、工場・事業場からの汚濁負荷量の削減を図ります。

○　生活排水処理施設の整備については，平成17年度に見直した生活排水処理施設整備計画に基づき，市町や関係各部との連携を図りつつ，目標とする整備率の達成に向けた進行管理を行います．

○　総合的見地から伊勢湾における水質の改善を図るために、国や関係自治体等と連携した「伊勢湾再生推進会議」において、具体的な事業を含めた向こう１０年間を目途とした「伊勢湾再生行動計画」を策定します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（アスベスト対策）

(14)　吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

吹付けアスベストについては、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局と連携を強化して取り組まれたい。

（地球環境・生活環境分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　アスベスト飛散対策会議の開催

アスベスト調査の結果や対策の実施状況に関して情報共有や意見交換を行うとともに、進行管理に努めました。

(2)　建築物の調査等

県有施設のアスベスト除去を進めたほか、市町村施設、学校、病院、社会福祉施設、民間建築物等の吹付けアスベスト等の使用状況を調査し、対策の実施を働きかけました。

(3)　建築物解体現場等への立入検査

大気汚染防止法に基づきアスベストの除去作業等の届出があった全施設について、県が立入検査及び周辺環境調査を行いました。

(4)　事業者に対する支援

アスベスト対策に取組む中小事業者に必要となる資金を融通するため、三重県中小企業融資制度の環境保全資金融資の対象に「吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置」を追加し、平成17年11月1日から実施しました。

2　取組の成果

県・市町施設、学校、病院、社会福祉施設などにおけるアスベスト使用の実態把握が進み、アスベスト除去・封じ込め・囲い込み等のばく露防止対策が実施されています。

建物解体現場については、3月末で、43現場への立入検査及び周辺環境調査を実施し、これまでに周辺環境調査の結果が判明している26現場では、その全てが、県が判断基準として準用している特定粉じん発生施設の敷地境界基準を満足していることを確認しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度の取り組みを継続するとともに、以下の取り組みを行います。

(1)　平成18年3月に大気汚染防止法施行令が改正され、全ての建築物のアスベスト除去作業等について届出が必要になったことから、新たに規制の対象となる小規模な作業現場へ立入検査と周辺環境調査を必要に応じ実施します。

(2)　アスベストによる健康被害の発生を未然に防止するため、一般環境中のアスベストの調査を行います。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業）

(15)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。

また、事業の本格実施後3年を経過したが、対象森林のある44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差があるので、課題を検証するとともに、国庫補助事業の導入など今後の事業の進め方について検討されたい。

（森林・林業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　課題を検証

都市部の市町村において事業未着手が多いことから、特に、北勢地域の市町村に対する働きかけを重点化し、地域機関が直接事業説明、ＰＲを行いました。

(2)　国庫補助事業を活用した事業推進

平成17年度には、平成15年度から活用している国庫補助事業である森林環境保全整備事業費64,931千円を活用するほか、新たに創設された森林づくり交付金のうち花粉症特別対策費43,903千円を活用することとしました。

2　取組の成果

(1)　未着手市町村への働きかけ

未着手市町村への働きかけを行ったところ、新たに「いなべ市」が事業に着手することとなりました。

(2)　国庫補助金の活用

新たに創設された森林づくり交付金を活用して、亀山市、津市、大台町で事業を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

環境林整備計画樹立に際して、事業主体が森林所有者の理解を得やすい環境づくりを検討していくとともに、国庫補助制度の創設などの動向を注視し、森林環境創造事業に活用することが可能な財源の確保に努めてまいります。

なお、未着手市町村のうち、名張市が着手に向け、準備を進めているところです。

部局等名　環境森林部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（松阪木材コンビナート）

(16)　松阪木材コンビナートでは、各事業体の稼働率向上に向けて種々の取り組みが行われているが、平成16年度の稼動実績が15年度に比べて下回っている事業体も見受けられ、計画に対しては17%から78%と、全ての事業体で目標を達成していない状況である。

　引き続きその要因を分析するとともに、コンビナートシステムのメリットを生かし、消費者や木材関係者等のニーズに対応できる総合流通加工施設としての機能を強化して、計画の目標達成が図られるよう支援されたい。

（森林・林業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　計画の目標達成へ向け、中小企業診断士、県を交えて検討をしました。
(2)　商工関係補助金を活用した新商品・新技術の開発に取り組みました。
(3)　生産技術向上のための研修、未売地の販売促進について支援しました。
(4)　２事業体が国庫補助金を活用し、木材乾燥施設の整備を進めました。

2　取組の成果

(1)　中小企業診断士の指導により、各事業体が協働で販売するなどの販売促進活動を展開しました。
(2)　２事業体が継続して新商品・新技術の研究を行いました。
(3)　大型製材工場の若手職員の技術レベルの向上が図られています。
(4)　木屑焚きボイラー等の施設整備により生産経費の低減と残材の有効活用が見込まれます。

平成18年度以降（取組予定等）

・　県産材の安定供給体制づくりを構築するため、「松阪木材コンビナート全体構想書」の検証、課題の抽出を行い、総合的な木材経営の診断・アドバイスや各事業体の生産性向上などを推進することによりコンビナートの再生を目指します。

・　松阪木材コンビナートを核として、原木の集荷から製品流通、消費者まで、県産材の生産流通体制を整備し、県産材の利用を推進します。

・　松阪木材コンビナートに設置されている経営改善に向けた各会議にオブザーバーとして参加し、各事業体の連携促進等について助言を行います。

・　未売地への木材関連企業の進出を促進するため、補助事業や融資制度の情報提供等の支援を行います。

・　商工関係補助金を活用し、新技術・新商品の開発に引き続き取り組みます。

部局等名　環境森林部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(3)　公有財産の管理事務

ア　未利用地

環境森林部所管の普通財産が、5,006.42 ㎡あるから、利用計画を策定しその有効活用を図るほか、不用のものにあっては売却等を推進されたい。

（森林・林業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

○　豊かな自然環境の保全、更に緑づくりへの参加を通じて、自然とのふれあいを求める県民の声の高まりから、緑づくりを行うＮＰＯ等の活動の場を斡旋・提供する目的で、平成11年度末に、(財)三重県環境保全事業団から当該土地の無償譲渡を受けましたが、ＮＰＯ等が求めている年間をとおして活用できるフィールドとしては手狭であることと、森林組合等から積極的に民有林の斡旋があることから、当該土地が未利用となっています。

○　当該土地を２分する形で、ほぼ中央部に四日市市の水道施設があるため、この土地の活用について、水道施設と一体的な有効利用が図られることが適当との判断のもとに、四日市市水道下水局と協議を行いました。(※現時点では必要性が薄いとの回答。)

○　当該施設は県道宮妻峡線に面して地理的条件が良いことから、四日市市としての利活用の可能性について、四日市市税務理財部管財課と協議を行い、市役所内他部局での活用について検討中です。

2　取組の成果

未利用地については、四日市市としての利活用について、同市と協議を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

土地の処分を含め関係機関と協議を行います。

部局等名　環境森林部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（3）　公有財産の管理事務

ウ　金品亡失

ＥＴＣカードの紛失事故が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（循環型社会構築分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

○　ＥＴＣカード紛失者に対しては、その顛末を報告させるとともに、所持者（９名）には適正保管を、また、利用者（室内職員全員）に対しては使用時の管理の徹底を周知しました。

なお、利用状況については、「ＥＴＣ利用伺簿」にて管理を行っております。

2　取組の成果

ＥＴＣカードの紛失については、３月から、ハイウェイカードの利用を終了し、ＥＴＣカードに切り替えを行う際に部内職員に「三重県クレジットカード利用要綱」に基づき、部内全体で適正な管理及び使用に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

ＥＴＣカードの利用にあたっては、「ＥＴＣ利用伺簿」にて管理を行い、貸出の際は各室長の承認を得ることを徹底します。

また、ＥＴＣの取扱について、適正な取扱を行うよう職員に企画会議等で徹底します。

部局等名　環境森林部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

業務委託の実施状況：（特命随意契約）　近畿自然歩道維持管理委託の実績報告書添付書類では履行状況の確認困難

（森林・林業分野）

業務委託の実施状況：（プロポーザル方式）　地球温暖化防止手法検討業務委託の選定表の鉛筆記入

（地球環境・生活環境分野）

森林ゾーニング事業設計委託業務の実施要領及び選定要領が審査会の審査未了、選定表の鉛筆記入、選定要領に価格性評価の規定なし、最優秀提案の決定にかかる価格の重要性の記載不明瞭、最優秀提案選定後の企画性評価に関わる業務内容追加、当該仕様変更の決裁なし

（森林・林業分野）

物品購入等　：　印刷契約に係る追加業務について、変更契約額決定方法不適切

（経営企画分野）

地図印刷に際しての業者選定理由不明確

（森林・林業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・近畿自然歩道維持管理委託の実績報告添付書類の履行確認

該当市町村に対して、平成17年6月10日に「記載に当たっての留意事項」、平成17年11月11日に「新しく様式を追加」を通知し、履行状況等が明確にわかるように記載の徹底を図りました。

・業務委託の実施に当たっては、実施伺いの時点で契約方法を精査するとともに、可能な限り競争入札等を行うよう部内に周知しました。

・地球温暖化防止手法検討業務委託の選定表の鉛筆記入

選定表を鉛筆で記載していた委員に対して、記載内容を確認し、改変がないことを確認しました。

・森林ゾーニング事業については、今年度において実施しないため、プロポーザルで実施した「平成17年度森林計画策定事業（北伊勢森林計画区）」においては、下記事項について事務改善しました。

(1)　平成17年度における委託業務等選定表について、ボールペン記入としています。
(2)　業務要領及び選定要領について審査会を事前に開催のうえ策定。
(3)　選定要領に価格性評価の方法やその重要性（点数明記）を記載して業者選定。

・プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約等については、三重県調査委託契約実施要綱第7条に基づき定めた、三重県環境森林部調査委託企画提案コンペ取扱指針により実施しているところですが、入札・契約制度の公正性や競争性を確保するため、契約後の安易な仕様・金額・工期の変更等が生じないよう周知徹底を図りました。

2　取組の成果

・地図印刷に際しての業者選定理由不明確

平成16年度以前は、これまでの指名実績をもとに3業者を選定し見積もりを徴収していましたが、

本年度から三重県物品入札資格者名簿に登録されている地図印刷分野で東海・近畿地区に所在地を置く業者を対象として、見積等の依頼を行うこととしました。

・随意契約を行う場合、「契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領」を遵守するとともに公開見積合わせや企画コンペ等を実施するなど、競争性、公正性、透明性を高めました。
　また、会計事務について職員意識の高揚を図り、契約事務の適正に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

・今後、選定表の記入にあたっては鉛筆の使用をしないよう各委員に徹底する等、適正な事務処理に努めます。
・平成１７年度に引続き契約事務に競争性、公正性、透明性を確保するため、可能な限り競争入札、公開見積合わせ等を行っていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

パソコンの盗難防止のため、４月にすべてのパソコンにロックキット（鍵付きワイヤー）を装備しました。

また、本庁室長会議において、個人情報の取り扱い（特に、個人情報が記載されている文書のミスコピーや原稿の取り忘れ等）について、管理を徹底するよう指示し、部内全職員に「情報適正管理マニュアル」とともにメールで周知しました。同時に、コピー機やプリンターに注意を喚起するメッセージを貼付しました。

１０月には、ＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）主任審査員（公共行政分野）を講師として、部内職員を対象に「個人情報保護対策と漏洩時の対応」の演題で講演及び模擬記者会見の演習を実施しました。

３月には「Ｗｉｎｎｙ」のウィルスによる情報流出について、メールマガジンや啓発チラシで注意喚起を行いました。

2　取組の成果

個人情報が流失する等の事例は発生していません。また、個人情報保護に対する職員の意識も向上しつつあります。

平成18年度以降（取組予定等）

個人情報の保護には、恒常的に注意する必要がありますので、今後も様々な機会を捉えて、個人情報の適正な管理、保護の周知、徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策をさらに強化します。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

２　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

年度当初の本庁室長会議において、交通事故の防止に努めるよう注意を喚起するとともに、「無事故・無違反チャレンジ１２３」への参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚を図りました。

また、６月には交通事故の防止について全職員にメールで通知したほか、定期的に注意を喚起してきました。

２　取組の成果

平成１７年度は、現在（３月３１日現在）まで、公用車の事故は４件（職員側に過失のある事故２件、職員側に過失のない事故２件）で、平成１６年度の２件（自損事故２件）に比べ、残念ながら増加する結果となっています。

一方、県民局農水(政)商工部においては、９件（自損事故４件、職員側に過失のある事故４件、職員側に過失のない事故１件）で、平成１６年度の１４件（自損事故７件、職員側に過失のある事故３件、職員側に過失のない事故４件）に比べ、大幅に減少しています。

平成18年度以降（取組予定等）

交通事故の防止には、継続して地道に取り組んでいくことが肝心です。

引き続き平成１７年度に実施した交通事故防止対策に取り組み、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図ります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①中央卸売市場については、平成１６年度に実施した耐震診断で耐震指標を満たしていないと判定された卸売棟の耐震化を図るための実施設計を行いました。

②紀州家畜保健衛生所について、耐震診断を実施しました。

2　取組の成果

①中央卸売市場の耐震化工事について、実施設計を作り、工事を実施するための準備が整いました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　中央卸売市場の耐震補強工事を平成１８年度に実施します。

2　紀州家畜保健衛生所の耐震検査結果を見た上で、必要な措置を講じます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（団体・金融分野）

県単融資制度の環境保全資金の融資の対象に「吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置」を追加し、中小企業者がアスベストの飛散防止対策を行なう場合に必要となる資金を、民間金融機関から低利で調達できるように制度改正をしました。

（担い手・基盤整備分野）

いままでに農業農村整備事業で使用した吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施するとともに、農林水産省からの通知文「農業農村整備事業における石綿ばく露防止対策等の徹底について」を市町村へ周知しました。

2　取組の成果

（団体・金融分野）

環境保全資金にアスベスト対策を追加し、各民間金融機関及び商工団体に通知することによって、中小企業者が行うアスベスト対策実施への融資による支援を確立しました。

（担い手・基盤整備分野）

吹付けアスベストの使用状況を把握し、施設管理者へ注意を呼びかけ安全措置を講じました。

平成18年度以降（取組予定等）

（団体・金融分野）

引続き、環境保全資金の融資枠を確保し、中小企業が行なうアスベスト対策に係る資金調達の円滑化につとめます。

（担い手・基盤整備分野）

昭和３０年～５０年にかけて三重県が実施してきた農業農村整備事業において多くの石綿を含有した製品が使用されていました。これらの施設について、県民の安全･安心を確保するため、重要課題対応事業予算等で「特定農業用水路等特別対策事業」として、平成１８年度に利用実態調査、点検、診断を実施し、その結果必要となる対策を計画し、石綿を含有しない製品に代替してまいります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（中小企業者等支援資金貸付金元利収入）

平成17年度

1　実施した取組内容（平成18年3月末現在）

⑴ 債権管理業務嘱託員、職員により書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。

訪問回数　　高度化　１６０回、設近　２８１回

⑵ 高度な法的な判断の必要な案件について弁護士に回収業務を委託しました。

委託件数　　２件（高度化資金１件、設備近代化資金１件）

⑶法的措置等の公平な判断を求めて意思決定するために債権管理委員会を開催しました。

開催回数　２回（協議案件１１件）　高度化２件、　設近　２件、貸与　７件

⑷返済に関する相談を受け、事業等の改善指導及び条件変更にかかる手続き指導により、延滞の未然防止対策を行いました。

相談回数　訪問１２４回、来庁２５回

⑸貸付時における債務者等の保証能力審査の実施

貸付対象物件への抵当権設定だけでなく、追加担保が必要と認められる場合には債務者及び連帯保証人に固定資産評価証明書を提出させ担保提供を要求しています。

2　取組の成果

債権回収実績　　85件　　86,798,557円

平成18年度以降（取組予定等）

1　設備近代化資金の債権管理

設備近代化資金の債権管理、未収金回収を債権管理回収専門業者に委託します。

2　高度化資金条件変更の指導

長らく続いた景気の低迷も底を打ち、上昇傾向にあるが、高度化資金の貸付先である中小企業等にはまだまだ厳しい状況にあります。このため単年度、複数年度の条件変更を行い、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

3　高度化資金事後指導

組合・組合員企業等を積極的に訪問し、延滞防止のための事後指導等を行っていきます。また、すでに延滞になっているものの返済意志を示す貸付先には、分納を継続させ、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。

4　債権管理委員会

未収金回収の強化を図り、債権管理委員会の意見を基に、不納欠損措置や法的措置を取っていきます。

5　職員研修

債権管理にかかる職員向け研修を実施し、資質向上を図ります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（談合弁償金）

平成17年度

1　実施した取組内容

全３２社のうち、分割払（最長１０年分割）を選択した１４社（農水商工部関係）から和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行いました。

また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書を発送する送付文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。

2　取組の成果

平成１８年１月分割納付分までの収納状況は次のとおりです。

○　平成17年度以降分割納付対象額　227,239,954円

○　平成17年5月から平成18年3月分割納付分までの納付額　32,925,059円

また、分割納付業者の内２社から、分割納付の繰上償還の申し出があり、承認しております。

○　H17.6.13　120回分割を10回分割に変更（H18.2月末にて完納）

○　H17.11.10　60回分割を一括払いに変更　（H17.11月末にて完納）

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5%）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4%）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5%）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1%）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（農業改良資金償還金返還金収入等）

平成17年度

1　実施した取組内容

書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。

・現年度に発生した延滞先に対し、書面、電話による督促を行うことで長期延滞債権化防止に努めました。

・過年度に発生し長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し、面談等による督促を行い、債権回収に努めました。

・個別に回収計画を作成するとともに、債権回収上必要な債務者及び連帯保証人に対し、財産調査を行いました。

2　取組の成果

平成１８年３月末現在の債権回収実績

過年度に発生した未収金の償還がなされたもの

６８８千円（前年度４，１０２千円）

一旦未収となったが年度内に償還なされたもの

１４，０５９千円（前年度１１，１２２千円）

平成18年度以降（取組予定等）

1　長期にわたり償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行ったうえで債権回収に努めます。

2　新たに発生した延滞に対しては、早期に督促を行い、経営状況の把握を通じ早期回収に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（中央卸売市場使用料等）

平成17年度

1　実施した取組内容

（中央卸売市場使用料）

平成１４年度に制定した「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づき、訪問催告、文書催告、呼び出しなどの催促をはじめ、下記の取組により未収金の早期回収に努めました。

①分納誓約業者の債権管理

滞納理由の聴取により一時に完納が困難な業者については、履行期限の延長を認め分納誓約書を提出させており、毎月の履行状況を確認し収納に努めました。

②督促状の発送

未納業者のうち、誓約どおり納付しない業者、納付意思の欠如している業者に対しては、滞納処分としての督促状を発送することで、未収金の回収に努めました。

③施設使用許可の更新拒否

施設の使用は１年更新であるため、使用料の収納状況を許可更新の判断基準のひとつとし、納付意思の欠如している者については更新させない方針としました。

④経営指導

経営不振の仲卸業者に対しては、経営指導を行いました。

（違約金）

債務者（建設会社）所在地の現地調査の他、建設業許可の状況等を調査して、債務者の営業実態を確認しました。

2　取組の成果

（中央卸売市場使用料）

上記の取組の結果、平成１６年度末未収金１４３件１６，７１７，３４２円については、平成１７年度で１８件２，２２０，２２５円を回収するとともに、破産宣告により６３件６，５３５，１７２円を不納欠損処理し、平成１８年３月末の未収金額は６２件７，９６１，９４５円となっています。また、平成１５年８月２９日付けで提訴した２業者のうち、１業者については和解により分割納付中であり、もう１業者についても、債権差押命令に基づき、債権の回収に努めました。

（違約金）

債務者の社屋には別の会社名の看板がかかっており、建設業の許可も切れ、入札参加者名簿にも登載されていないことから、営業実態は無く、現在のところ債権回収の元となる収入、資産は無いと推測されます。

平成18年度以降（取組予定等）

（中央卸売市場使用料）

平成１７年度に引き続き、「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づく滞納整理を進めるとともに、納付意思の欠如している者に対しては、施設使用停止や取消などの行政処分の実施、施設使用許可更新の拒否を行い、さらに、悪質と判断される者については督促状を発し、法的措置を講ずるなど適切な債権管理・回収を図っていきます。

（違約金）

引き続き債務者の営業実態、資産等を調査するとともに、他部局と連携を図って対応していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入等）

平成17年度

1　実施した取組内容

書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。

・現年度に発生した延滞先に対し、書面、電話による督促を行うことで長期延滞債権化防止に努めました。

・過年度に発生し長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し、面談等による督促を行い、債権回収に努めました。

・個別に回収計画を作成するとともに、債権回収上必要な債務者及び連帯保証人に対し、財産調査を行いました。

2　取組の成果

平成１８年３月末現在の債権回収実績

過年度に発生した未収金の償還がなされたもの

２，２０５千円（前年度５８３千円）

一旦未収となったが年度内に償還なされたもの

２，５５０千円（前年度２，７０６千円）

平成18年度以降（取組予定等）

・長期にわたり償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行ったうえで債権回収に努めます。

・新たに発生した延滞に対しては、早期に督促を行い、経営状況の把握を通じ早期回収に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（県営サンアリーナ使用料）

平成17年度

1　実施した取組内容

○　県外に居住する債権者の住所確認
○　債権者の資産調査
○　裁判所へ郵便貯金の差し押さえの申立て（１月）

2　取組の成果

○　債権者が転居していることが判明し、新住所を捕捉することができました。
○　転居先不動産の登記簿謄本により、所有者が債権者の配偶者であることが判明しました。

平成18年度以降（取組予定等）

債権者は、県外の遠隔地に居住しているため所在の確認を行い、預貯金等の差し押さえの手続きを行います。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（その他：補助金返還（担い手・基盤整備分野））

平成17年度

1　実施した取組内容

三重県養鰻漁業協同組合が、平成１６年９月に組合員の減少により法定解散したことに伴い、国庫補助事業である内水面総合振興対策事業によって整備した飼料保管施設等を処分する必要が生じたため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣から財産処分の承認を受けたことにより、施設の残存価格に対する補助金相当額の返還金の債権が発生し、清算人による清算事務の中で、三重県養鰻漁業協同組合が抱える債権の優先順位に従って、債権を回収していくこととなりました。

現在は、債務の返済に充てることのできるべき資産金額の確定や、清算にかかる費用等も含めた債務について、清算人に対して整理をするよう依頼しています。

2　取組の成果

近日中に財務状況の整理が完了する見込みです。

平成18年度以降（取組予定等）

財務状況の整理が完了次第、債権の優先順位に従って、未収金を回収してまいります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（その他：光熱水費負担金（農業大学校））

平成17年度

1　実施した取組内容

未収の原因は、相手方が納入通知書の送付先住所ではない別宅にいたことにより、相手方が気づかずにいたうえ、納付されたかどうかの確認を行っていなかったことにあります。

本課経理事務担当者からの未収の連絡を受け、直ちに相手方に納付するよう連絡しました。

2　取組の成果

上記のとおり相手方に連絡を取ったところ、即日銀行窓口へ払い込まれました。

平成18年度以降（取組予定等）

行政財産の目的外使用に伴う諸設備経費について、金額が確定した早い段階で通知を行い出納閉鎖までできるだけ期間に余裕を持たせるとともに、納付されたかどうかのチェックをこまめに行うようにします。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

（その他：前払金返還金利息（伊賀県民局農政商工部））

平成17年度

1　実施した取組内容

個人は免責決定を受け、会社としても資産がなく、事業活動も全く行われておらず、回収不能であることから、最終的に工事契約に係る債権の時効による不納欠損処分の手続きを進めることとしました。

2　取組の成果

工事請負契約に基づく債権として３年の消滅時効期間が経過（平成１７年１２月１５日）したことから、平成１８年１月１６日で不納欠損処分を決定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

三重県建設工事指名基準の運用基準の見直し（経営状況が著しく不健全でなく、適正な施工の確保が見込まれることが平成１８年２月１日以降の案件から適用）に基づき、適正な業者選定を行います。

部局等名　農水商工部

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 6　県単公共工事の契約変更 地域機関の平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。 その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。 安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行となるよう指導されたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 設計変更にかかるチェック体制の強化策として、発注機関の指名審査会の活用を追加した「三重県建設工事設計変更要領（案）」が策定され、平成１７年１１月１日から同要領の試行を行っています。 2　取組の成果 「三重県建設工事設計変更要領（案）」の説明会等により、職員の設計変更に対する意識が向上しました。 **平成18年度以降（取組予定等）** 平成１７年１１月１日から試行している「三重県建設工事設計変更要領(案)」について、平成１８年度の本運用に向けて見直しを行うこととされており、この取り組みに従ってまいります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

委託業務の実施にあたっては発注時に随意契約理由を精査し、競争性、公正性、透明性を高めるよう部内へ周知するとともに、経理担当において契約理由等の審査をより一層厳しくしました。
また、随意契約においても指名審査会に諮るよう、改善策の検討を行っています。

2　取組の成果

随意契約をする場合の理由の明確化が図られ、公正性、透明性が向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、委託業務実施をする場合は、随意契約理由等のチェック・審査体制の強化に努め、可能な限り競争入札や公開見積合わせを行うことで、より競争性、公正性、透明性が確保された契約がなされるよう努めていきます。

また、随意契約理由を含め、指名審査会の活用など、事務改善に向けた取り組みを進めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

委託業務の実施にあたっては、原則競争入札という視点から発注時に随意契約理由を精査し、競争性、公正性、透明性を高めるよう部内へ周知するとともに、経理担当においても真に契約相手方が当該業者のみであるのかどうかについての審査を一層厳しくしました。

また、契約手続きや契約書の内容についても適切な契約となるよう、必要に応じ経理担当から助言を行うようにしました。

また、随意契約においても指名審査会に諮るよう、改善策の検討を行っています。

2　取組の成果

特命随意契約をする場合の理由の明確化や適正な契約事務処理が図られ、公正性、透明性が向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度以降も引き続き、特命随意契約を実施する場合は、随意契約理由等のチェック・審査体制の強化に努め、真に当該業者しか選定できないのかどうかの検討を行い、可能な限り競争入札や公開見積合わせを行うことで、より競争性、公正性、透明性が確保された契約がなされるよう努めていきます。

また、随意契約理由を含め、指名審査会の活用など、事務改善に向けた取り組みを進めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

適正な契約手続き・内容となるよう注意を促すとともに、経理担当による審査の強化に努めました。

2　取組の成果

選定表の不適切な記載や個人情報保護条項の記載漏れがあった案件については、改善が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後、プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約が増えることも予想されるため、引き続き契約手続き等が適切に行われるよう注意を促すとともに、審査体制を一層強化し、競争性、公正性、透明性の確保に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（沿海地区漁業協同組合の広域合併）

(1)　沿海地区漁業協同組合の広域合併については、「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」に基づき、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併促進の取組を行っており、平成16年度までに信用事業の譲渡が完了したが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、これまでの取組方法等を検証して、一層効果的な取組を行われたい。

（団体・金融分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

合併の実現が遅れている地区（伊勢湾北、伊勢湾南、紀州北、紀州南）を含め県内８地区に区分して問題点を検討しました。

伊勢湾南地区においては、合併に向けて合併推進協議会、小委員会において協議を重ねました。

尾鷲地区においては合併小委員会を再開しました。

漁協の財務状況が悪いことが合併の大きな阻害要因となっているため、累積欠損金や固定化債権を抱えている漁協に対して経営改善計画を樹立し、それに基づいて着実に経営の立て直しを行うよう指導しました。

2　取組の成果

伊勢湾南地区においては、平成１７年１１月９日に開かれた関係漁協臨時総会で関係６漁協中５漁協が合併を可決したことから、平成１８年４月１日に可決漁協間で新漁協（名称：伊勢湾漁協）が誕生する運びになりました。

尾鷲地区の合併小委員会が定期的に開催され、合併基本要件等が検討されるようになりました。

本年度新たに１漁協が経営改善計画を樹立し、１漁協が経営改善計画の見直しを行いました。昨年までに既に経営改善計画を樹立している７漁協と併せて、県内９漁協で経営改善計画に基づく経営改善が進んでいます。

平成18年度以降（取組予定等）

（１）３漁協構想に向けて合併推進の環境づくりを行い、合併推進協議会の未設置地区については設置を進めていきます。

（２）財務状況の悪い漁協に対しては、経営改善計画を着実に実行させるべく、県と系統団体が計画の進捗を毎年度チェックし、経営改善を図りながら合併へと誘導していきます。

さらに固定化債権の回収を進めるために系統団体で支援チームを結成し、経営改善の進度を速めます。

（３）組合員資格審査については実施している漁協としていない漁協があり、このことが合併の阻害要因ともなっていることから合併参加条件を整える上でも早期に実施する必要があるため、常例検査等による指摘を踏まえた改善指導を行い、法定要件を欠くことが懸念される漁協に対しては、解散か早期合併を指導していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（小規模企業者等設備貸与事業等にかかる未収金）

(2)　小規模企業者等設備貸与事業及び小規模企業者等設備資金貸付事業については、財団法人三重県産業支援センターが事業主体となっているため、県としての未収金は発生していないものの、当該財団法人においては4億7,807万8,837円の未収金が発生しており、当該財団法人との損失補償契約により平成16年度に5,212万5,565円の補償費を支出していることから、未収金回収について指導・支援を一層強化されたい。

（団体・金融分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

以下の取組を事業実施主体である産業支援センターにおいて実施しました。

①　主債務者及び連帯保証人に対して、督促状及び公正証書を送付しました。

②　経営支援チーム職員及び債権管理事務嘱託員により、訪問・督促を重ね、償還額の増額を求めました。

平成１６年度訪問回数　　１０４回

平成１７年度訪問回数（３月末）　　１２１回

③　法的措置等の公平な判断を求めて意志決定するために債権管理委員会へ協議しました。

平成１７年度　　２回（協議案件７件）

④　法的措置が必要で、高度な法的判断の必要な案件について、弁護士に委託し、強制執行を行ないました。

詐害行為の取消訴訟　２件、資産差押　１件、競売の実施　１件

2　取組の成果

債権回収実績

平成１６年度　　３９件　８２，４１０千円

平成１７年度（３月末）　２８件　７８，２２２千円

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　書面、電話をはじめ、チーム内職員や嘱託員との訪問などによる督促の強化

(2)　債権管理委員会の意見を基に、法的措置を積極的に行います。

(3)　平成１７年度と同様に、法的措置が必要で、高度な法的判断の必要な案件については弁護士に委託を行い、債権管理にかかる助言、相談を依頼します。

(4)　債権管理にかかる職員研修を継続して行い、資質の向上を図ります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（企業誘致活動）

(3)　平成16年における本県への企業立地は、51件（全国順位6位）、71ha（全国順位6位）となっているが、県内の公的工業団地については、34.6%にあたる143haが未分譲となっているので、関係市町等と連携のうえ一層誘致に努められたい。

（商工政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　県民しあわせプランの重点プログラムにおいて、研究施設・過疎地域等立地促進補助金、バレー構想関連産業等立地促進補助金を活用した企業誘致を行いました。

(2)　企業の進出計画等を把握するため、アンケートを実施しました。

(3)　公的工業団地を所有する市町等を対象に、企業立地セミナーを開催しました。

(4)　県内立地済みの企業訪問を実施しました。

(5)　オーダーメイド方式による工業団地の概略調査を行いました。

2　取組の成果

(1)　補助金制度において、補助金交付の前提となる立地認定企業が８社進出しました。

(2)　延べ３回、計２４，０１０社を対象にアンケートを実施し、その情報をもとに、企業誘致活動に努めました。

(3)　企業立地セミナーを２回開催し、企業誘致活動に関して、市町との連携・情報共有に努めました。

(4)　県内立地済み企業を、延べ２３４回（平成１８年３月現在）訪問しました。

(5)　オーダーメイド方式による工業団地候補地（菰野町、１カ所）の基本的な整備の条件を把握できました。

平成18年度以降（取組予定等）

企業の設備投資意欲は堅調なものの、全国の地方自治体において補助金制度等企業誘致のための優遇措置が拡充されていることから、企業誘致における地域間競争は、ますます激化するものと思われます。

そこで、全国に先駆けて実施しているバレー構想の推進による戦略的企業誘致及び「ワンストップサービス」をさらに強化し、企業誘致における地域間競争に勝ち抜くこととします。

また一方で、企業ニーズの高い北勢、伊賀地域においては、産業用地が不足していることから、受け皿の確保について取り組んでいくこととします。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見
（産業集積促進補助金の成果の検証）
(4)　平成16年度に産業集積促進補助金を30億円交付している。補助の要件である企業立地による雇用の拡大や関連産業の集積の促進などについては満たされているが、引き続き経済の活性化や税収、雇用の状況などを把握し、事業成果について定期的に検証して行かれたい。

（商工政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
(1)　シャープ㈱亀山工場及びその関連企業の立地・雇用状況や経済効果等を調査しました。
(2)　18年2月には、ディスプレイ産業フォーラムを開催し、参加企業への最新の技術動向の提供並びに産学官の連携を促進しました。
(3)　首都圏におけるＦＰＤ関連の国際展示会や第３回三重の２１世紀リーディング産業展に出展し、国内外のＦＰＤ産業関連企業等に情報発信を行うとともに、関連企業からの情報収集に努めました。

2　取組の成果
(1)・シャープ㈱亀山工場の関連企業の立地状況（平成１７年５月現在、１４年度からの累計）：
製造業１８社。内訳は、新規立地１１社、新規増設３社、既存増設３社、営業拠点１社。
（うち、１６年度は、製造拠点４社、営業拠点２社が新規に立地。１社が既存増設。
注.「新規立地」：シャープ㈱亀山工場の進出に伴って、土地を取得等して、新規部門の施設を建設した場合。「新規増設」：同様に、新規部門を既存の自社敷地内に創設した場合。「既存増設」：同様に、既存部門を増設した場合。
・ シャープ㈱亀山工場及び関連企業の雇用状況（平成１７年５月現在）：
シャープ㈱約１，３００名、関連等企業約４，４００名、計約５，７００名。
・シャープ㈱亀山工場をはじめ、上記の新増設１８社及びユーティリティー関連３社、物流関連等４社、計２６社の平成１６年度県税収入（法人事業税及び法人県民税）は、４９．７億円と推計され、平成１５年度の約３３．３億円と比較して、約１６．４億円の伸びを示しました。
また、これら２６社のうち、亀山市、鈴鹿市内の事業所からの県税収入は、平成１６年度１４．５億円、平成１５年度が５．５億円と推計しており、９億円の伸びを示しました。

(2) ディスプレイ産業フォーラムを開催し、１１３社、１６機関、２４２名の参加を得ました。

(3) ＦＰＤ関連展示会：２回出展
①第１５回フラットパネルディスプレイ製造技術展（４月２０日～２２日、場所　東京国際展示場）
②ＦＰＤ　International２００５（１０月１９日～２１日、場所　パシフィコ横浜）
２回の合計で、５９７名の関連企業等関係者と接触をおこないました。

平成18年度以降（取組予定等）

産業集積促進補助金の効果については、シャープ㈱、自治体と連携し、雇用効果、税収効果を含めた経済波及効果の把握に努めます。

また、国際展示会やリーディング産業展への出展、フォーラムの開催などを通じＦＰＤ産業に関する情報の受発信を行うとともに、関連企業の情報収集等に努め、企業立地やさらなる設備投資を誘導し、産業集積を図ってまいります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（財団法人三重県産業支援センターへの委託・補助事業）

(5)　県からの事業費補助・委託を受け、財団法人三重県産業支援センターが県の施策の実施機関として行っている中小企業支援策等については、県の目標項目や目標数値を共有して取り組むことが求められる。しかし、それらの事業の中には県の項目と異なる目標を立てている場合があるので、県の目標項目・数値を産業支援センターも目標として共有し、成果の向上につなげる仕組みを検討されたい。

（商工政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

産業支援センターに対し、産業支援室の１８年度予算と１８年度の目標項目及び数値を説明し、産業支援センターの取組目標として共有するようにしました。

なお、平成１７年１２月から、産業支援室と産業支援センターが相互の事業予定スケジュールを共有する仕組みを導入しています。

2　取組の成果

産業支援室の目標を産業支援センターの平成１８年度の目標として位置づけることとなりました。

具体的には、産業支援センターが取り組んでいるＩＳＯ９００１において、実施事業のＰＤＣＡシステムを活用した各事業の「サービス向上目標設定管理表」の目標設定に反映することとなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後、産業支援室と産業支援センターは、スケジュールの情報共有を継続するとともに、目標に関する打ち合わせを開催し、目標の共有や成果把握等に努めていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(6)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度末の認定経営体数は、2,032経営体と前年度比1.3%増にとどまり、平成22年度の目標としている4,000経営体に対する達成率は50.8%となっている。平成17年度に新たな目標値を設定することとしているが、各地域の現状や今後の農業のあり方を踏まえ目標値を策定するとともに、県民局、市町村と一体となった取組を進められたい。

（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・平成17年3月に国から出された新たな食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、農業構造の核となる自立経営体の育成方向を示す「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を平成17年12月19日に見直しました。その中で、「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造」の目標として、認定農業者等の農業経営体が県農用地区域の農用地に占める経営農地の割合を60%程度（目標年度：平成32年度）に設定し、今回の基本方針の目標年度となる平成27年度の目標としては、県農業の現状を踏まえ、農用地利用集積率を50%程度、認定農業者等の育成目標を3,400経営体と設定しました。

・また、確保・育成の取組としては、市町村や農業委員会に対して、市町村基本構想の見直しに向けた意見交換会を11月から12月にかけて、県民局単位で開催しました。その中で、認定農業者等の確保・育成の取組に関する課題、今後の方向等についても情報交換を行うとともに、地域における担い手育成支援の中心的な組織となる地域担い手育成総合支援協議会（市町村、JA、農業委員会等で構成）の設置に向けた取組の加速化を促しました。

・このほか、国から出された品目横断的経営安定対策への対応の中で、県担い手育成総合支援協議会と県水田農業推進協議会等の関係機関・団体が一体となった取り組みの中で、水田農業における認定農業者等の担い手の確保・育成に取り組んでいるところです。

2　取組の成果

・12月までに認定農業者数が21経営体増加し、特定農業法人も1法人増加しました。

・地域担い手育成総合支援協議会が7協議会設立されました。

平成18年度以降（取組予定等）

・市町村基本構想の見直しを進めるとともに地域担い手育成総合支援協議会の立ち上げを早急に進め、地域の課題に応じて、認定農業者等の担い手に対して重点的・総合的に支援する体系を整備し、自立経営体や経営改善に意欲的な農業者への支援を行っていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（財団法人三重県農林水産支援センターの経営改善）

(7)　財団法人三重県農林水産支援センターは、農林水産業の担い手の確保・育成や経営基盤強化等を推進する実施機関として多くの役割を担っている。

しかし、当財団の平成16年度収支は、一般会計で2,511万円、特別会計の中の強化基金で4,832万円の赤字となっており、今後も厳しい経営が予想されるので、今後当財団が担うべき役割を踏まえ、組織体制や財政面での課題への対応を含めた中期計画の早急な策定とその実施に対して支援・指導を行われたい。

（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

支援センターが担っている機能を十分発揮できる健全な経営を早急に構築するため、関係部局（総務局、環境森林部、農水商工部）により経営健全化ＷＧを立ち上げ、長期保有農地の解消、基金の取り扱い、事業の創設などの検討を行うとともに、財団のあり方や県の支援策等を整理しました。

この結果を踏まえ、効果的かつ効率的な事業の組み立て（経営戦略計画）、事業を円滑に行える人員・組織体制の整備（組織計画）、財務の健全化（経営収支計画）の方向を明確にした中期計画（平成１７年度～２１年度の５ヶ年間）を本年度中に策定するよう指導しました。

2　取組の成果

基金の取り崩しによる財務改善、長期保有農地の計画的な解消策等を盛り込んだ中期計画が、理事会で承認されました。

平成18年度以降（取組予定等）

支援センターにおいては中期計画に基づき、未登記処理受託など事業を段階的に見直すとともに、長期保有農地の計画的な解消や、基金の取り崩しによる財務改善など、自らが可能な限りの経営改善と機能強化に取り組みます。

県においては、農業構造の改革を促進するため、地域における集落営農システムの確立に向けて、支援センターの持つ農地プロデュースの専門性を活かし、地域の取り組みを促進する事業を新たに創設し、支援センターの機能強化を支援します。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（農業大学校卒業生の就農促進）

(8)　平成16年度における農業大学校卒業生の卒業時の就農率は33.3%にとどまっており、卒業後すぐに就農を目指す人を対象としている1年課程においても就農率の減少傾向がみられる。このため、三重県農業大学校検討委員会の提言を参考に農業者の養成に効果的なカリキュラムや地域との連携方法等の検討を行うとともに、卒業後の就農状況を把握し、農業大学校の成果を検証されたい。

（農業大学校）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

農大検討委員会の提言を受け、農業大学校改善検討会議(担い手室・農業大学校職員により構成)を4回開催しました。

専修学校化については長野県に視察を実施し他県の状況を調査、検討しました。

2　取組の成果

検討の結果平成18年度から養成課2年課程に畜産コースを新設すること、農業大学校を専修学校とすることになりました。

平成18年度入校予定者は定員40名を上回ることになり、昨年までの改革の成果が現れています。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き学生募集方法やカリキュラム内容等の改善に取り組み学生の就農意欲の喚起を図るとともに、関係機関との連携を強化し、卒業後の就農率向上に繋げていきます。

また、現状の就農率は卒業直後の状況であるため、卒業後の経過年数と就農動向の関連について同窓会活動などを通じて調査分析し、実質的な就農状況の把握に努めていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画）

(9)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえ新たな目標を定めているが、目標達成に向けて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

女性の農業委員への登用については、今年度が農業委員会の集中改選年にであったこともあり、各県民局農水商工部長が管内市町村長に対して直接農業委員への女性登用を働きかけるなどの活動を行いました。

家族経営協定締結推進については、各県民局で研修会を開くほか、興味を示している農家に対して個別に推進しました。また、県域でも３月14日に農村女性アドバイザー対象に家族経営協定の研修会を開催します。

2　取組の成果

女性農業委員数については、17年７月の集中改選後、女性の登用数は５９人（３人減少）、女性登用市町村は３１市町村（１市町村減少）となりましが、市町村合併により農業委員定数が大きく減少（1,279人→1,008人）するなか、女性の割合は改選前の4.8%から5.5%と向上しました。

家族経営協定については、今のところ大幅な増加には至っていませんが、酪農女性部などで一体的に取り組む意向が得られるなど、各地の研修会で取り組みへの理解が進んでいます。

平成18年度以降（取組予定等）

女性農業委員数については、市町村合併を踏まえ、各市町村複数以上の確保を目標に取り組んでいきます。家族経営協定についても、取り組みの早い段階で目標を設定したため、現状と目標の乖離が大きく、現実的な目標設定を行い推進に当たります。

女性農業委員や家族経営協定については、各地域で熱心に取り組む農村女性アドバイザーが出てきており、県民局と農村女性アドバイザーが連携して推進に当たるとともに、取り組みが全県的なものとなるよう農村女性アドバイザーのネットワーク化など、情報交換を図れる体制の確立を行います。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（海岸保全施設の地震対策）

(10)　農水商工部が所管する海岸保全施設の地震対策については、現在耐震点検や現況調査を実施中であるが、早期に点検・調査を完了するとともに、その結果に基づき関係部局、市町と連携のうえ計画的に実施されたい。

（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（漁港海岸）

平成１５年度に行った点検調査以外の地区（５５地区）について津波危機管理対策事業及び県単漁港改良事業（調査）で調査を実施しました。

（農地海岸）

今後の計画的な耐震対策につなげるため、過去に事業実施した海岸について、防護人口の有無など背後地の状況を調査しました。

2　取組の成果

（漁港海岸）

三重県内の漁港海岸の調査結果に基づき、浸水人口、到達時間を総合的に勘案したアクションプログラム作成の為の基礎資料を作成しました。

（農地海岸）

調査した背後地の状況により、耐震調査の必要性と優先順位を明確にしました。

平成18年度以降（取組予定等）

（漁港海岸）

関係市町及び関係部局と調整を図りアクションプログラム等を作成し、施設整備等のハード対策と避難路の確保、情報の提供・伝達のソフト対策を組み合わせた総合的な対策を進めてまいります。

（農地海岸）

農地海岸における海岸保全施設については、重要課題対応枠予算等を活用しながら、全ての海岸について防護人口の有無を調査し、緊急度の高い施設から耐震点検を実施することにより、今後、計画的な地震対策につなげてまいります。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（地産地消の推進と成果の把握）

(11)　地産地消の推進については、地産地消ネットワークみえによる県民運動や“みえ地物一番の日”キャンペーンによる小売・流通の促進などを実施しており、県内産品を積極的に購入する人の割合や“みえ地物一番の日”協賛店が増加するなど成果が表れている。地産地消による産業活性化や県産食材を求める消費者ニーズに対応するため、一層流通事業者等に対する働きかけを行うとともに、当事業による産業や地域への多様な成果の把握に努められたい。

（農水産物供給分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）地産地消ネットワークみえとの協働により、県内各地でのフォーラム、交流会の開催やニュースレターの発行、メールマガジンの配信等を通じて、地産地消運動の普及啓発を図るとともに、ネットワークみえ会員によるプロジェクト活動を支援するなど、地産地消の実践活動を促進しました。

　また、ネットワークみえによる地産地消に関する人・物・サービスの情報を一元的に提供する地産地消情報データベースの運用、事業者の登録促進を支援し、データベースを介した情報や商品・サービスのやり取りの活性化にも取り組みました。

（2）平成１６年２月から県産食材の取扱いを定期的にクローズアップする「みえ地物一番の日」キャンペーンを実施しており、地産地消運動の趣旨に賛同する生産・製造事業者、流通事業者、外食産業事業者の協賛により、県産品に対する県民の認識向上と購入機会の拡大に引き続き取り組みました。

（3）地域食材を学校給食に導入する検討を行う市町等に対する支援や、農林水産業者、加工業者、流通販売業者等を対象とする異業種交流、マッチング、研究支援等による新商品開発のための支援を行い、地産地消の考えをふまえた物・サービスが提供される機会の拡大を図りました。

（4）多様な成果を把握するため、「みえ地物一番の日」協賛事業者に対する県産品の取扱動向等に関する調査（3月実施）や一般消費者に対する県産品の購入意向等に関する調査（2～3月実施）を実施しました。

2　取組の成果

（1）地産地消運動の普及啓発や実践活動などを通じて、会員登録の拡大が図られた結果、地産地消ネットワークみえの会員数は、16,804 名と運動の輪が広がりました。また、地産地消情報データベースへの登録事業者数は、401 件となり、年間アクセス件数も 82,226 件となりました。

（2）「みえ地物一番の日」協賛事業者数は 573 で、食品小売店舗数で 653、外食産業店舗数で 193 のキャンペーン参加の申し込みがあり、大きな伸びを示しました。さらに、キャンペーンの趣旨に賛同し、協賛事業者の活動を支援するキャンペーンサポーターは 6 事業者となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）地産地消ネットワークみえとの協働により、地産地消運動の活性化を図るとともに、新たな物やサービスの提供を促進するマッチングや技術支援、「みえ地物一番の日」キャンペーン等の取組を一層強化し、それぞれの取組を連動させることにより、効果的な事業展開を図ります。

（2）「みえ地物一番の日」協賛事業者に対する県産品の取扱動向等に関する調査や一般消費者に対する県産品の購入意向等に関する調査を継続的に実施し、成果の把握に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（中央卸売市場の活性化）

(12)　中央卸売市場では、流通形態の変化等により、取扱高が減少傾向にあり、特に水産物部門については、取扱量が基準を満たしていない等により平成19年4月から地方卸売市場へ転換することとなった。また、事業者の撤退等により未貸付面積が増加している。取引規制の緩和等を内容とする卸売市場法の改正により、今後、市場間競争が激しくなることが予想されることから、消費者ニーズや流通の実態に応じた当市場のあり方を検討し、市場の効率化と活性化を推進されたい。

（農水産物供給分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）平成１９年４月に地方卸売市場へ転換する水産物部の再編計画と、中央卸売市場の活性化対策について、市場関係事業者の代表と県担当によって構成された「場内市場再編検討協議会」や、学識経験者等による「市場運営協議会」で検討を進めました。

（2）また、総務省の地方公営企業経営アドバイザー派遣事業を活用し、卸売市場の研究者から市場の活性化に向けた助言を受けました

（3）そのほか、場内事業者の経営基盤の強化や情報発信に取り組み、市場の活性化に努めました。

・卸売業者に対し経営分析結果に基づく財務指導を行うとともに、法令・条例に基づく検査を実施しました。

・仲卸業者（青果１０社・水産８社）の平成１６年度決算内容に基づき、経営分析を実施し「仲卸業者の経営体質強化指導指針」に基づく経営改善が行われるよう指導しました。

・関連業者棟の空き店舗対策として県広報紙等によりＰＲ、募集を行いました。

・市場の顧客を増やすため、市場ＨＰ等を活用して買出人の募集を行いました。

・改正した中央卸売市場条例についての場内事業者説明会の開催、市場取引委員会の設置、品質管理責任者の設置等を進めました。

・「地産地消運動」の一環として、地物一番おすすめ品のＨＰでの紹介、学校給食関係者への県内青果物の情報提供等を実施しました。

・ＨＰやＴＶ、ラジオを活用し、消費者等に県内産品のＰＲを行いました。

2　取組の成果

（1）市場再編検討協議会での議論や先進市場の視察等を行い、当面の取組としての「中央卸売市場の活性化について（骨子）」をとりまとめました。

（2）「仲卸業者の経営体質強化指導指針」に基づき経営指導を必要とする業者は、Ｈ１５年度で３社、Ｈ１６年度には１社存在しましたが、Ｈ１７年度は該当事業者がなくなりました。

（3）買出人については、ＰＲ・募集の効果により、２０業者（Ｈ１８年３月末時点）の新規登録がありました（登録業者数　Ｈ１７年４月　３１１業者→Ｈ１８年３月　３１２業者）。又、関連業者１社の新規参入がありました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）中央卸売市場の将来の理想的な運営方法等について、専門性・客観性の高い検討を行うため、学識経験者から提言を受けるとともに、この提言を活用しながら市場関係事業者と今後のあり方を協議していきます。

（2）平成１７年度に検討し整理した活性化対策に沿って、集荷力の向上や情報発信機能の強化等に取り組み、市場の活性化を図ります。

【活性化に向けた主な取組】

・卸売業者について、さらなる経営基盤の強化が必要なことから、他市場の卸売業者との再編検討について支援していきます。

・仲卸業者については、卸売市場法の改正に伴い定めた仲卸業者の財務基準に基づき、引き続き、きめ細かな経営指導を実施していきます。

・関連業者棟の空店舗対策について、引き続きＨＰや県広報紙等による募集を行います。

・開設２５周年記念事業の活動を通じて、関係事業者とともに、消費者、実需者の期待に応えられる卸売市場のあり方について検討・検証を進めていきます。

・平成１９年４月からの水産物部の地方転換に向け、地方卸売市場条例・規則の制定について関係事業者による検討会、運営協議会での協議等を経て制定手続きを行います。

・「地産地消運動」の一環として、引き続き地物一番おすすめ品のＨＰでの紹介、学校給食関係への県内産青果物の入荷情報を提供していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（食肉処理施設の再編統合）

(13)　食肉処理施設については、平成13年3月に定めた基本方向に基づき四日市と松阪の基幹的食肉処理施設の再編統合に向けて検討を行っているが、依然として具体的な方針決定には至っていない。おおむね平成20年における統合を目標としていることから、早急に検討を進められたい。

（農水産物供給分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）再編の前提として株式会社三重県松阪食肉公社の経営改善を図るため、受益者負担（と畜解体料の値上げ）を含めた経営安定対策を平成１６年度に引き続き実施するとともに、集荷対策としてと畜解体技術改善に取り組みました。また、経営健全化対策として累積欠損金の解消等について平成１７年９月、１０月、平成１８年２月に独立行政法人農畜産業振興機構と協議を行いました。

（2）株式会社四日市畜産公社の経営安定を図るため、公社が行う卸売市場機能強化対策に支援しました。

（3）平成１７年９月に東京都中央卸売市場及び株式会社滋賀食肉地方卸売市場、平成１８年２月に名古屋市中央卸売市場南部市場（仮称）に対しベンチマーキングを実施しましました。

（4）平成１８年２月に食肉流通再編検討推進ワーキングを（両公社、代表市町、全農みえ、県で構成）開催し、再編統合に向けての意見及び課題等の情報交換を実施しました。

2　取組の成果

（1）集荷拡大、技術向上等に努めた結果、四日市畜産公社は過去最高の取引高となり、松阪食肉公社は豚と畜頭数減も底打ちし、昨年並みの営業収益となりました。

（2）再編統合に際しての課題の整理、ベンチマーキング、意見交換等を行い具体化に向け検討を深めました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）再編の前提となる両公社の経営改善に向け、経費削減、集荷拡大、技術向上等に対する指導及び支援を実施します。

（2）再編統合については、関係者から様々な意見が出され、現状では統合についての合意形成は厳しい状況となっています。

しかしながら、平成１８年度に移転新設が予定されている名古屋市中央卸売市場南部市場（仮称）の影響等も考慮し、引き続き内部での議論や両公社関係者との検討・協議を進め、今後の方向性について早期に道筋を付けることとします。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（観光振興における成果把握）

(14)　観光構造の変革、観光文化の創造を目指して、平成16年度に「三重県観光振興プラン」を策定し、情報発信・誘客戦略、観光地の魅力づくり戦略など6つの戦略に基づき取り組んでいるが、これらの戦略を総合的に実施し着実に推進されたい。

また、観光レクリエーション入込客数のより適切な推計方法や、地域経済に対する効果をより適切に表す指標の把握方法について検討されたい。

（観光・地域づくり分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）中部国際空港の開港や愛知万博の開催などを誘客のチャンスと捉え、「三重県観光振興プラン」に基づき、地域が取り組む魅力ある観光地づくりへの支援、首都圏や遠隔地などへの情報発信や誘客、伊勢志摩キャンペーンの展開などに取り組み、プランを着実に実践してきました。

（2）観光レクリエーション入込客数の推計方法については、平成17年報告から全国統計基準を採用することとしているほか、調査主体である市町の観光統計担当者会議を開催し、入込客数を適正な手法を用いて把握するよう要請しました。また、地域への経済効果については、「観光消費額」や「経済波及効果」を推計するため、観光実態調査を実施しました。

2　取組の成果

（1）地域への支援を通して東紀州地域などにおいて観光客の受け皿づくりが進んだほか、万博効果も活かした誘客エリアの拡大や伊勢志摩地域における官民連携による地域の一体感の醸成が進むなど、プランの推進に一定の成果がありました。

（2）平成17年観光レクリエーション入込客数推計書には、従来の方法で算出した入込客数と全国統計基準に沿って算出したものを掲載するとともに、観光消費額や経済波及効果についても新たに掲載する予定です。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）「三重県観光振興プラン」を強力に推進するための体制として農水商工部内に「観光局」を新設し、引き続きプランを着実に実践していきます。

（2）観光レクリエーション入込客数の推計については、市町に適正な手法を用いて把握するよう引き続き要請していくとともに、観光実態調査を継続して実施し、地域への経済効果を把握するよう努めていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（山村振興等特別対策事業等補助事業）

(15)　中山間地域の振興を目的とする山村振興等特別対策事業において、平成16年度に利用状況を調査した5か所のうち、施設の一部において利用人数や販売額等が計画の70%以下となっているものが3か所（災害により使用できなくなったものを除く。）あるので、施設の利用促進が図られるよう市町村に対し助言・支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努められたい。また、今後、計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう支援されたい。

（観光・地域づくり分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　当該３施設の管理運営状況を把握するため、平成１６年度及び平成１７年度上半期の利用率等の実績を調査し、利用率等低迷の原因、改善策の実施状況等を把握しました。

(2)　当該３施設のうち、利用率等が当初計画の５０％未満で推移している１施設を重点改善施設に指定し、事業主体に対し改善策の提案等助言を行うとともに、改善計画の作成を支援しました。

(3)　当該３施設のうち、重点改善施設以外の２施設について、３年後の改善目標と改善目標を達成するための具体的な取組を明らかにした改善方針を作成するよう指示しました。

(4)　平成１８年度新規承認希望地区の事業計画の作成にあたり、施設の必要性、利用計画、期待する事業効果等について事業主体と協議し、事業効果が十分発現されるよう助言を行いました。

2　取組の成果

(1)　施設の効果的・効率的な利用について、事業主体の意識の向上を図ることができました。

(2)　平成１８年度以降の利用率等の改善等、事業効果の発現に向けた取組の内容を具体化することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　当該３施設の利用率等管理運営状況を把握するため、定期的に調査を実施します。

2　当該３施設に対し、改善計画、改善方針に基づく改善目標の達成状況の進行管理を行います。

3　利用率等調査の結果、改善がみられない施設については、事業主体に対し新たな改善策の検討や利用計画の見直し等を行うよう指示するとともに、改善策の提案等助言を行います。

4　事業計画の承認にあたり、施設の必要性、利用計画、期待される効果等のほか、利用者ニーズの把握等について審査を行います。

部局等名　農水商工部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（財団法人三重ビジターズ推進機構）

(16)　財団法人三重ビジターズ推進機構は、現在県から受託している県営サンアリーナの管理業務について、平成18年度から導入される指定管理者の候補に選定されなかった。また、財務面では長期保有となっている未売却土地取得にかかる長期借入金が19億円近くにのぼっている。このため、今後の当財団の担うべき業務やそれに伴う組織体制等について早急に方針を決定されたい。

（観光・地域づくり分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（財）三重ビジターズ推進機構の課題と今後のあり方について検討するため、弁護士、公認会計士、大学教授、不動産鑑定士等の有識者による「（財）三重ビジターズ推進機構のあり方検討委員会」を１１月に設置しました。

同委員会から、県に対して報告書の提出が平成１８年２月１５日にありました。これを受け、県は、関係者とも協議を行い、県としての方針を検討しました。

2　取組の成果

検討の結果、県は、（財）三重ビジターズ推進機構の役割は終えたと判断し、平成１８年度以降の財団に対する財政支援を行わない方針を決定しました。

県の方針を受け、（財）三重ビジターズ推進機構は平成１８年３月３１日に津地方裁判所伊勢支部に自己破産の申立てを行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

（財）三重ビジターズ推進機構が自己破産を申立てたことから、鳥羽展望台を含む財団の資産は、破産管財人が管理、処分することになりますが、県としましても、地域振興の観点から協力していくことを予定しています。

部局等名　農水商工部

監査の結果

2　財務執行等に関する意見

（3）　公有財産の管理事務

ア　未登記（県民局分）

過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成 14 年度から未登記案件の登記調査表（カルテ）を作るなど解消にむけて取り組み、平成 16 年度までの 3 年間で 499 筆を解消したが、依然として 54 筆のカルテ作成と 1,200 筆の未登記用地が残っている。

また、平成 14 年度から 18 年度までを期間とする第 6 次 5 ヵ年計画により実施しているが、事務事業目的評価表では異なる目標筆数を定めており、有効な計画となっていない。このため、早期にカルテ作成を完了するとともに、作成されたカルテにより各案件について未登記の理由や解消難易度、必要経費等を検討し、新たな計画を策定し処理を進められたい。

（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１４年５月に県土整備部と共同設置した登記対策委員会（弁護士、司法書士、土地家屋調査士等で構成）から未登記解消の進行管理や未登記対策（カルテ）による個別案件の助言を受けながら、外部機関の支援を得ることにより、未登記解消第６次５カ年計画により計画的に未登記の解消をしています。

農地調整室において問題点の洗い出しと今後の対応について素案を作成し、その案をもとに各県民局の担当者と移転登記が困難な原因と分析、今後の対応についてヒアリングを実施し、第６次５カ年計画以降の目標の参考としました。

2　取組の成果

平成17年度は目標「未登記解消１３０筆、カルテ作成５４筆」に対し未登記解消１０９筆（予定）カルテ作成８筆（予定）を実施しました。

また、農地調整室の素案に基づき、各県民局の進捗を庁内ランで結び、県全体の進捗が即時に把握できるようにしました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後対応する未登記はこれまで以上に解消が困難な案件が多く、登記是正に長期間を要することが予想され、予算も厳しい中、平成１７年度に引き続き未登記解消第６次５カ年計画に沿って、外部専門機関の支援も得て、１００筆以上の未登記解消に努めます。また、新たな未登記の洗い直しを行うほか、今後の解消計画について地域機関と協議しながら検討を進めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見

（３）　公有財産の管理事務

ウ　金品亡失

ハイウェイカードの紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（農水産物供給分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

（所属での取組）

ハイウェイカードの亡失が発生しないように所属職員に対して適正な管理に努めるよう指導をおこないました。

（農水商工部での取組）

ハイウェイカードを含め、郵券証紙類の保管管理を厳重に行うよう努めました。

また、平成１７年１２月から、ハイウェイカードの廃止にともない、ＥＴＣカードに切り替えたことから、部内に取扱いの周知徹底を行うとともに、「三重県クレジットカード利用要綱」に基づき適正な管理に努めました。

２　取組の成果

（所属での取組）

平成１７年度において、金品の亡失は発生していません。

（農水商工部での取組）

平成１７年度中は、郵券証紙類の金品亡失は発生していません。

平成18年度以降（取組予定等）

（所属での取組）

引き続きハイウェイカード等の金品亡失が発生しないよう、管理の徹底に努めます。

（農水商工部での取組）

平成１７年度に引き続き、ＥＴＣカードをはじめ、郵券証紙類の厳重な保管管理を行っていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

2　財務執行等に関する意見

（4）　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）

（1）高度化資金管理システム改良委託の契約書に個人情報取扱いに関する規定不備

（2）中小企業融資システム開発業務委託の予定価格設定方法不適切

（団体・金融分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）高度化資金管理システム改良委託については、平成16年度の単年度事業であるので、平成17年度以降に契約する時には、今回のような規定不備のないように、室内で徹底しました。

（2）中小企業融資システム開発業務委託については、平成16年度の単年度事業であるので、平成17年度以降に契約する時には、今回のような事務処理の間違いをしないように、室内で徹底しました。

2　取組の成果

（1）指摘を受けた以降は、出納局作成三重県個人情報取扱事務委託基準に基づき、個人情報取扱いに関する内容を契約書に規定しました。

（2）指摘を受けた契約以降について、予定価格の設定は適正に事務処理がされています。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）個人情報保護の必要がある委託契約に当たっては、個人情報取扱いに遺漏のないように適切な内容の契約とします。

（2）予定価格の設定を含め、契約時の適正な事務処理に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
　１　業務委託の実施状況（特命随意契約）
　（３）桑名サンダル製造業研修会開催業務の契約書に個人情報取り扱いに関する規定不備、契約書添付書類の検討が必要

（商工政策分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
　委託契約の一部変更契約を締結し、個人情報の取り扱いに関する規定を盛り込む検討を行いました。
　また、契約書添付書類についても変更契約の中で追加するよう検討しました。

２　取組の成果
　委託契約の一部変更契約の中で個人情報の取り扱いに関する規定を盛り込むことができました。
　また、契約書添付書類についても変更契約の中で追加しました。

平成18年度以降（取組予定等）

　引き続き事務処理の適正化に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
　１　業務委託の実施状況（特命随意契約）
　（４）農林水産版ハロープロジェクト事業委託の検収不適切、契約書に個人情報取り扱いに関する規定不備、変更契約不備
　（５）アラメ・カジメの生育環境条件把握研究委託の検収不適切、契約書記載内容詳細化の検討が必要

（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
（４）業務委託の実績に応じ、契約の変更をしました。このときに、個人情報の取り扱いに関する規程を整備しました。また、業務終了後、実績報告を速やかに求め、検収をします。
（５）当研究については大学に委託していることから、これまでは担当者が成果内容の検収を行っていましたが、平成１７年度の研究委託については、検査員による検収を行う予定です。
　また、契約書については、研究の内容を詳細に記載するように改善しました。

２　取組の成果
（４）適切な事務処理に努めました。
（５）研究委託の検収が、より適切に実施できるようになります。

平成18年度以降（取組予定等）

（４）業務委託の適正な執行に心がけます。
（５）今後も引き続き、研究内容を詳細に記載するとともに、検査員による検収を実施していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
　１　業務委託の実施状況（特命随意契約）
　（６）ジャパンフラワーフェスティバル参加出展業務の契約書記載内容詳細化の検討が必要
　（７）自主衛生管理型魚類養殖業取組実証事業の成果品不適切
（農水産物供給分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
（６）監査日以前の４月２７日に既に契約しており、平成１６年度とほぼ同様の契約書の記載内容となっているが、今後の契約書作成にあたっては、デザインや県産材の活用など三重県らしさの発揮について、契約書に詳細な記載をするよう検討を行いました。
（７）平成１６年度の事業報告書については、受領し、適正な管理をしました。平成１７年度の事業報告書についても、年度末の事業終了後速やかに提出するよう相手方に指導を行いました。

２　取組の成果
（６）当該委託については、平成１６年度、平成１７年度ともに、デザインや見積もりについて、事前、事後の打ち合わせや試作時及び施行時に立会によって、業務委託の目的どおりの実施について確認しています。
　（参考）打ち合わせ等の回数　平成１６年度10回、平成１７年度８回
今後の契約について、適正な事務処理が行われるよう改善を図ることができました。
（７）平成１７年度においては、平成１６年度事業報告書受領時とは別に、１２月、２月の打ち合わせ時にも事業報告書の速やかな提出について依頼しており、年度末（契約期限）に受領しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（６）ジャパンフラワーフェスティバルへの出展は行わないが、同様の業務委託については、プロポーザル方式も視野に入れながら行うとともに、詳細まで明記した契約を行えるよう適正化に努めます。
（７）平成１８年度以降においても、事業報告書の速やかな提出について、契約時に確認を行うとともに、他の機会においても確認を実施することにより、適切な成果品の受領に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果
2　財務執行等に関する意見 （4）　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 1　業務委託の実施状況（特命随意契約） （8）中部国際空港を活用した集客業務委託の再委託手続不適切 （観光・地域づくり分野）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 受託者からの申出を受けて再委託を承認する場合には、その旨を明らかにする文書を作成し、保管することとしました。 2　取組の成果 適切な再委託手続を構築することができました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後も、引き続き適切な再委託手続に沿って業務委託事務に取り組んでいきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
　１　業務委託の実施状況（特命随意契約）
　（９）代検査拡大に伴う事務委託契約の業務必要日数等の積算方法の検討が必要

（計量検定所）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
　計量法及び計量器に対する知識・経験を持ち計量検定所及び計量士・検査受検者との連絡調整を円滑に行いながら、「代検査受検者の把握調査・整理」や「代検査を行った旨の届出書の整理・集計」等の事務処理を委託することにより、代検査実施区域の拡大を図り、計量検定所が実施する定期検査の日数を大きく削減し、計量検定所の定期検査業務の負担軽減を図ってきたところです。
　しかし、計量検定所の中心的な業務である計量器の検定が減少傾向にあることに加え、検査受検者には、計量士による代検査制度がかなり定着し理解されてきていることなどから、従来の委託業務を廃止する方向で検討を行いました。

２　取組の成果
　計量検定所の定期検査に併せ、代検査制度の普及拡大にかかる業務を職員が行うよう見直しを図り、従来の業務委託は廃止しました。

平成18年度以降（取組予定等）

　平成１７年度の取組を継続していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果
2　財務執行等に関する意見 （4）　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 1　業務委託の実施状況（特命随意契約） （10）病害虫発生予察事業に係る調査委託の随意契約理由不明確 （病害虫防除所）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 病害虫発生予察事業（予察灯調査委託）に係る随意契約理由について、飛来性害虫識別の専門性が必要なことから専門的資格（農業改良普及員・営農指導員）を取得していた者を選定した旨記載しその理由の明確化を行いました。 2　取組の成果 随意契約理由の明確化を図り適正な事務処理に努めました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後とも随意契約理由の明確化、透明性の確保に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

2　財務執行等に関する意見
（4）　その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
2 業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）
（1）地域が支持する農林水産経営育成事業の採点記入方法不適切（鉛筆記入）
（2）熊野古道利便性向上業務委託の契約書に個人情報取り扱いに関する規定不備

（担い手・基盤整備分野、観光・地域づくり分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）今後は企画提案コンペを実施する際に注意を促すこととしました。
（2）個人情報の保護を図るため、既に委託中であった平成１７年度熊野古道利便性向上業務委託契約内容の見直しを図りました。

2　取組の成果
（1）今年度はプロポーサルによる実施はありませんでした。
（2）出納局作成三重県個人情報取扱事務委託基準に基づき、個人情報取扱いに関する内容を契約書に規定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）企画提案コンペを実施する際は注意を促します。
（2）個人情報取扱事務の委託に係る契約に当たっては、個人情報取扱いに遺漏のないように適切な内容の契約とします。

部局等名　農水商工部

監査の結果
2　財務執行等に関する意見 （4）　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 3 県単独補助金の執行状況 （1）合併漁協自立基盤確立事業補助金の設備の利用状況把握方法の検討が必要 （団体・金融分野）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 各施設の利用状況について聞取調査を実施しました。 2　取組の成果 いずれの施設も合併漁協に直結する施設であることから、利用状況は良好な状態でした。
平成18年度以降（取組予定等） 継続して現場確認や聞取調査を行い、施設の利用状況を把握していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
３　県単独補助金の執行状況
（２）土地改良施設整備補修事業費補助金の申請・実績報告の記載内容詳細化の検討が必要
（３）就農支援資金免除事業費補助金の支払方法の検討が必要
（担い手・基盤整備分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
（２）土地改良施設整備補修事業費補助金の申請は、従来の様式では各地区工事について詳細な内容では無かったため、参考資料として平成１７年度実施地区一覧表を添付するように指示しました。また、実績報告については各地区の実施結果報告書を添付し、さらに詳細な資料を添付させました。
　当室ではこれらの資料を用い、三重県土地改良事業団体連合会から聞き取りを行いつつ、資料内容について確認作業を行いました。
　また、３月末に三重県土地改良団体連合会において補助金調査を実施し、書類審査を行いました。
（３）事業完了後、速やかに事業実績報告等の事務処理を進め、年度内に精算払いをしました。

２　取組の成果
（２）各地区の工事内容がさらに詳細な資料として提出され、三重県土連から聞き取りを実施することにより、より的確に各地区状況を確認することができました。それにより、事業を適正に管理することができました。
（３）三重県補助金等交付規則に基づく適切な執行ができました。

平成18年度以降（取組予定等）

（２）継続して各地区の状況を把握し適正に事業管理を行っていくことが肝要ですので、平成１７年度と同様に取り組んでいきます。また、新規地区要望のための要請診断にはより多く参加し、現地確認を行っていきます。
（３）事業完了後速やかに実績報告等の事務処理を行い、年度内に精算払いをします。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
３　県単独補助金の執行状況
（４）観光商品づくり支援事業補助金の成果を継続的把握必要

（観光・地域づくり分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
　各事業主体の取り組みが単発で終わることなく、地域に定着するとともに、さらに内容を充実させたり、他の取り組みとの連携を図ること等によって、より大きな成果につなげることが望ましいことから、平成１７年度においても、自治体や三重の観光プロデューサー、三重県観光販売システムズと連携し、事業の取り組み状況を把握するとともに、適宜、助言や情報提供等を行いました。

２　取組の成果
　各事業主体の取り組み内容の充実や体制の強化等が図られ、集客や販売の増につながりました。

平成18年度以降（取組予定等）

　平成１６年度及び平成１７年度の補助対象事業について、各自治体等と連携し、取り組み状況を把握するとともに、必要に応じて助言や情報提供などを行っていきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果
2　財務執行等に関する意見 （4）　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 4　未収金対策の状況 （1）高度化資金の債権管理において、交渉経緯整理方法の改善必要 （団体・金融分野）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 延滞している貸付先ごとに交渉経緯を時系列で整理しました。 2　取組の成果 交渉の経緯を室内で共有することができました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後も交渉経緯の整理は継続していきます。

部局等名　農水商工部

監査の結果
2　財務執行等に関する意見 （4）　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 5　人件費 （1）住居手当の事後確認未実施 （計量検定所）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・住居手当支給対象者に対し、家賃等の支払い状況を確認できる領収書等の提出を求め、手当の支給認定時との変更の有無を確認しました。 2　取組の成果 ・住居手当に関する規則第１０条（事後の確認）の規定に基づき、適正な事務の改善を図りました。
平成18年度以降（取組予定等） ・平成１７年度と同様に、領収書等の確認を定期及び不定期に年に一回以上実施し、適正な手当の支給に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
　　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
　６　事務管理体制
　　（１）ハイウェイカード管理方法不適切

（計量検定所）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
・ハイウェイカードは鍵のかかる金庫に常時保管し、カードの必要な職員は、その都度管理責任者から受取又は返却することとしました。
・カードの使用後は、従来どおり会計規則等に基づく関係書類に記入のうえ管理するよう改めて職員に周知を図りました。

２　取組の成果
・盗難等の事故防止のため、郵券証紙類の適正な管理について事務の改善を図りました。

平成18年度以降（取組予定等）

・平成１７年度の取組を継続し、郵券証紙類の適正な管理に努めます。

部局等名　農水商工部

監査の結果

２　財務執行等に関する意見
（４）　その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
７　その他
（１）三重県産業動物獣医師確保特別修学資金貸付金の有効性・改善方法等の検討必要

（農水産物供給分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
本修学資金貸付制度は、産業動物診療獣医師（家畜保健衛生所の獣医師を含む。）の確保を目的に平成７年度から実施しており、今までに３名の貸付実績があり内２名が三重県職員となっています。
現在、本県における産業動物診療獣医師は高齢化しており、新たな産業動物診療獣医師を確保することが必要なこと、また、家畜保健衛生所獣医師の確保が困難となっていること等から、県内部で制度の有効性及びあり方について検討を行うとともに、獣医大学に聞き取りを行いました。

２　取組の成果
検討（調査）結果
獣医大学在学生の大半が小動物診療等を希望しており産業動物や公務員を希望するものは少数であること（収入面での格差が多きい。）また、修学資金を借り受けることにより就職先の制約が有ること等から、制度の内容改善を行っても大きな効果は期待できません。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度中に制度の廃止も含めて結論を出します。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　部内室長会議等を通じて部内職員に対し、個人情報保護に対する意識の向上、個人情報の管理体制の整備、三重県電子情報安全対策基準の徹底等に努めるよう、個人情報の取り扱いに対する注意喚起を行いました。
・　個人情報を含む文書等は、施錠可能なロッカーや引き出し等で保管するよう周知徹底しました。
・　部内職員に配布されているすべての一人一台パソコン及び共有サーバ等に、セキュリティワイヤーを設置しました。

2　取組の成果

上記対策を講じたことにより、個人情報保護と情報セキュリティ対策についての意識の向上が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き部内職員に対して、個人情報保護に対する意識の向上、個人情報の管理体制の整備、三重県電子情報安全対策基準の徹底等を図るよう努めていきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

公務員として責任ある行動をとるよう、職員に対して安全運転及び県有財産管理意識の徹底を図りました。

また、交通安全週間等の機会を捉えて、部内各職員に対し交通安全の呼びかけを行い、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底を図りました。

2　取組の成果

職員の交通安全意識の向上、安全運転及び県有財産管理意識の徹底が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度においても、引き続き、交通安全意識の高揚、安全運転及び県有財産管理意識の徹底を図るよう努めていきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

地域振興部所管施設の「ゆめドームうえの」及び「鈴鹿山麓研究学園都市センター」については、平成9年度に整備された施設であり、新耐震基準を満たしております。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

地域振興部所管施設の「ゆめドームうえの」及び「三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター」については、平成9年度に建設された建物であり、吹き付けアスベストが利用されていないことを確認しました。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

※　随意契約とは、効率的に事務を執行するため、競争入札によらないで、見積り合せなどにより相手方を選択して、その者と締結する契約方法であり、随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第167条の2、三重県会計規則第73の2等に規定されている。

また、そのうち特命随意契約とは、特殊な技術を要求する場合など、委託業務内容等の理由により、特定の相手方を1者選定して締結する契約をいう。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務委託における契約については、原則一般競争入札や指名競争入札を行うこととしています。

また、指名競争入札に当たっては、「地域振興部指名審査会設置要綱」に基づき設置された「指名審査会」において、指名業者を選定するとともに、随意契約についても指名審査会に諮ることとしています。

2　取組の成果

原則競争入札により契約を締結するとともに、随意契約については、従来どおり、三重県会計規則及び地方自治法等に基づき適正な処理を行い、競争性、公正性、透明性の確保が図られました。

また、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約についても、指名審査会の審査を経て契約を行い、また、プロポーザル（企画提案コンペ）方式を実施する等により競争性、公正性、透明性を高めることに努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、業務委託における契約については、競争入札を原則とし、地方自治法施行令167条の2に基づく随意契約については引き続き厳正な運用に努めます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4％）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

契約を締結する際は、原則一般競争入札や指名競争入札を行うこととしていますが、業務内容の性質上競争入札に適さない契約については、特命随意契約を行うことがあります。特命随意契約を行う際は、その理由等を十分精査・検討し、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性の確保が図られるよう地域振興部指名審査会の審査を経て契約を行い、契約手続きや履行確認等についても、会計規則を遵守し、適切な執行に努めました。

2　取組の成果

三重県会計規則や地方自治法等に則り、適切な契約の執行が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

契約の機会均等、公正性、競争性、透明性の観点から、競争入札を原則とし、特殊な技術を要するなど業務内容の性質上競争入札に適さない場合についても、その理由等を十分精査・検討し、平成17年度に引き続き、契約事務の適切な執行に努めます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

企画提案コンペ等の実施に当たっては、「調査委託契約実施要綱」及び「三重県地域振興部調査委託企画提案コンペ取扱指針」等に基づき契約事務を行っているところですが、監査結果で不備等のあったものについては、必要な補正を行うとともに、出納局等の助言を得ながら適正な契約事務の実施に努めました。

2　取組の成果

契約手続き当たっては、競争性、公平性、透明性の確保等適切な執行に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、契約の競争性、公平性、透明性を確保し、適切な執行に努めます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業）

⑴　生活創造圏づくり推進事業については、９つの生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が大きくなっている。

こうした状況を踏まえて県の役割を明らかにするとともに、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証したうえで、培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、様々な施策展開の中で生かされるようにされたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（１）意見交換会の開催（５月～８月）及びアンケート調査の実施（８月）により、市町村との協議を行いました。またビジョン推進組織に参画している地域住民については、各圏域毎に手法は異なりますが、聴取調査等（７月～８月）により意見を把握しました。

①　市町村との協議においては、今後の生活創造圏ビジョンのあり方について、市町村合併や地方分権が進展する中で、地域が主体となった地域づくりへ移行していく方向で見直しを行っていく必要があるとの理解が得られました。

②　ビジョン推進組織に参画している地域住民の意見としては、生活創造圏ビジョンに基づく事業について、その実施主体や効果、必要性等を判断のうえ、必要な事業については、何らかの形での継続を希望するとの意見が多くありました。

（２）これらの意見を踏まえ、平成17年９月の県議会第３回定例会（全員協議会：生活創造圏づくりの今後の取扱いについて）においては、「これまで広域的な地域づくりとして進めてきた生活創造圏づくり及び生活創造圏ビジョンを見直し、県は地域が主体となった地域づくりを補完、支援する役割に移行する。」旨の方針を報告しました。

（３）その後、各推進組織においてビジョンに位置付けられたそれぞれの事業の今後の取扱を検討しました。

（４）平成18年２月の県議会第１回定例会（全員協議会：生活創造圏ビジョンの推進状況について）において、各圏域毎に、平成１７年度の取組に加え、今後の見直しについて報告しました。

2　取組の成果

上記の検討により、①縦割りの県の施策として継続するもの、②地域の自主的な取組に委ねるもの、③新しい仕組みに移行を検討するもの、④経過措置として継続するもの、⑤一定の成果を得て廃止するものなど、各圏域の実情を踏まえた整理を行うことができました。

この結果、これまで生活創造圏ビジョンを推進する中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、「新しい時代の公」、「文化力」の視点に基づく県の様々な施策展開に引き継がれていくものと考えられます。

平成18年度以降（取組予定等）

（１）平成18年度については、各ビジョン推進組織で実施することが必要と認められた事業を支援できるよう、経過措置として必要な予算措置を講じるとともに、円滑な移行に向けて、市町、地域住民と引き続き協議・調整を行います。

（２）平成19年度以降については、県の主導的な役割を改め、地域が主体となった地域づくりの取組を補完・支援する役割に移行します。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（熊野古道の保全・活用と東紀州地域の活性化）

(2)　平成17年7月に、熊野古道の保全と活用のための指針となる「熊野古道アクションプログラム２」が熊野古道の世界遺産登録後の状況を踏まえて策定されているので、これに基づき市町村、事業者、ＮＰＯ、地域住民などと連携して熊野古道の保全と活用に取り組み、集客交流の促進と地域の活性化を図られたい。

また、東紀州地域活性化事業推進協議会により地域の情報発信、人材育成、熊野古道のＰＲなどの東紀州地域活性化の取組が行なわれてきたが、協議会発足から10年が経過し、熊野古道の世界遺産登録、市町村合併、熊野古道センター（仮称）等の整備など、東紀州地域を取り巻く環境が大きく変化していることから、協議会の事業内容の見直しを行なうとともに、県としての関与のあり方について検討されたい。（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「熊野古道アクションプログラム２」の周知を図るとともに、アクションプログラムに掲げる３つの目標のうち「伊勢路を結ぶ」を平成18年度の重点テーマとすることを、熊野古道に関するさまざまな活動をしている関係者で構成された熊野古道協働会議において決定しました。また、熊野古道ツーリズムを推進するために、東京朝日カルチャーセンターとタイアップして公開講座を定期的に開催するとともに、７月には津市で世界遺産登録１周年を記念して世界遺産伊勢路フォーラムを開催、１月には伊勢市で熊野参詣に関する曼荼羅絵解きセミナーを開催しました。さらに、旅行等関連情報誌の出版社とタイアップして伊勢から熊野の連続性を意識した情報発信を行うなど、伊勢、奥伊勢地域と東紀州地域を結びつけることにより世界で２つしかない「道の世界遺産」としての情報発信を行いました。

東紀州地域活性化事業推進協議会の事業見直し等については、市町村合併等の状況変化を受けて、平成18年度以降の事業展開についての検討を行いました。

2　取組の成果

世界遺産伊勢路フォーラムには約450人、曼荼羅絵解きセミナーには約200人が参加するなど東紀州地域以外でも確実に「熊野古道ファン」が増加しています。また、伊勢や奥伊勢地域においても地域住民が中心となり熊野街道を意識した取組が行われており、これらの地域と連携することにより、熊野古道伊勢路という地域の特性を活かした発展の方向性を見いだすことができました。

東紀州地域活性化事業推進協議会については、平成17年度中の市町村合併に伴い人員・事業費が縮小されたところでもあり、今後とも選択と集中を念頭におき効率的な事業を展開するとともに、目標と成果を明確にした事業実施を行っていきます。なお、関係市町・県で構成される唯一の公的団体である当該協議会による情報発信や人材育成など広域的な取組が、世界遺産登録をはじめとする東紀州地域の活性化などに寄与してきたところであり、今後も引き続き広域的役割を担う県の関与は不可欠であると考えます。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度は、「伊勢路を結ぶ」を重点テーマとし、実践的取組として、伊勢路イラストマップの作成、伊勢路リレーウォークの開催など伊勢から熊野まで通して歩くことを主眼とした実践的取組を行うことによって、伊勢、奥伊勢、東紀州地域が連携して平成の伊勢路参詣道づくり（サイン整備、証づくり、ストーリーづくり）を総合的に行っていくとともに、式年遷宮を迎える伊勢と世界遺産の熊野を結びつけることによって全国的な情報発信を行っていきます。

また、引き続き、東京などの都市圏においてカルチャーセミナーを開催することにより、熊野古道を単なる観光資源とするのではなく、古道を取り巻く自然や文化など地域の特性を感じ、学び、楽しむカルチャーツーリズムとしての「熊野古道ツーリズム」を推進していきます。さらに、県内の東紀州地域以外において巡回セミナーを開催し、世界遺産としての認識を県内全域で共有するように努めます。

東紀州地域活性化事業推進協議会が行う事業については、平成18年度は、ＰＲ事業の精査、人材活用の活動支援メニューの廃止を含め地域経済の活性化を重視した事業展開にシフトする予定です。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（熊野古道センター（仮称）及び紀南中核的交流施設）

(3)　熊野古道センター（仮称）が平成19年初頭のオープンを目指して尾鷲市内で整備が進められているが、開設後の運営のあり方について市町村、有識者、地域の関係団体、住民等の参画により十分な議論を行ない、交流機能、研究機能が十分発揮できるように努められたい。

また、紀南地域での整備に向けて取組が進められている紀南中核的交流施設については、今後、事業主体となる民間事業者の公募を行なうこととしているが、事業が持続的に運営され、地域における集客交流や産業振興に貢献するものとなるように推進されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

熊野古道センターの開館後の運営のあり方について、地域の関係団体等で構成した空間活用・企画懇談会を２回（７月と９月）開催し、センター施設の活用方法について提案をいただきました。また、これらの提案を踏まえ、関係市町、有識者、地域住民等で構成した熊野古道センター（仮称）運営委員会を２回（12月と２月）開催し、開館後の運営のあり方等について意見をいただきました。

紀南中核的交流施設整備については、県の基本構想策定のため、地元の各層の代表者と有識者で構成する紀南中核的交流施設整備基本構想検討委員会を５回（７～９月）開催しました。また、この施設を整備・運営していただく民間事業者の公募に向けて、各分野の専門家で構成する紀南中核的交流施設整備事業支援補助金事業者選定委員会を３回（10～12月）開催しました。

2　取組の成果

熊野古道センター（仮称）運営委員会での地域の関係団体等の意見を取り入れ平成18年３月に「熊野古道センター（仮称）管理運営計画」を策定しました。

紀南中核的交流施設整備基本構想検討委員会からの提言を受けて、平成17年10月に「スローライフ」「エコロジー」をテーマとした「紀南中核的交流施設整備基本構想」を策定しました。また、紀南中核的交流施設整備事業支援補助金事業者選定委員会での議論を受けて、平成18年１月に事業者募集要項を公表し、事業者の公募を開始しました。

（紀南中核的交流施設整備事業は、民間事業者が一貫したコンセプトで企画発想から施設の設計、整備まで行うこと、さらには民間事業者の有するノウハウを活用すること等により、独立採算のもと利用者ニーズに的確に対応し、継続して効率的・効果的な事業運営がなされることや施設整備費及び管理費のコストダウンが図られることを期待するものです。）

平成18年度以降（取組予定等）

熊野古道センター（仮称）については、開館後も指定管理者制度導入による指定管理者が、熊野古道センター（仮称）管理運営計画に基づき地域の関係団体等と協働でイベントを実施するなど、熊野古道の魅力を全国に発信することにしています。また、地域の関係団体等で構成する運営評価懇談会を設け、意見をいただき、センターの管理運営に活かすことにしています。

紀南中核的交流施設整備については、施設を整備・運営していただく事業者を公募中であり、平成18年度中には、事業者を決定する予定です。なお、施設オープンは平成21年度中を予定しています。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（「三重ハイテクプラネット21構想」）

(4)　「三重ハイテクプラネット21構想」は、策定から14年が経過し、平成13年に一部見直しを行ってからも既に4年が経過しており、構想を取り巻く状況がさらに変化してきているので、県の地域政策、産業政策との関連を十分考慮し、関係部局と連携のうえすみやかに見直しを検討されたい。

また、鈴鹿山麓リサーチパークにおける中核的施設である「鈴鹿山麓研究学園都市センター」については利用率が低調であるので、当センターの運営管理を行っている科学技術振興センターと連携し、構想自体の見直しと並行して運営のあり方について検討されたい。

(経営企画分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「三重ハイテクプラネット21構想」については、見直しに関する庁内会議を２回（５月、８月）開催し、関係部局と連携し、構想のあり方を検討しました。また、地元市町をはじめとする関係機関と意見交換を行い、構想の今後の方向性を検討しました。

鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、鈴鹿山麓リサーチパークの振興策を検討する「鈴鹿山麓リサーチパーク検討会議」（構成員：四日市市・県関係部局）を１８年３月に開催し、その中で、同センターの効率的な運営方法について検討しました。

2　取組の成果

「三重ハイテクプラネット21構想」については、関係部局や関係機関との意見交換で、

・当構想の中には、現在のニーズに対応していない部分が多い。

・景気動向を踏まえて、今後は、構想内容の大きな進捗は見込めないのではないか。

という意見が多数ありました。

こうした意見を踏まえて、構想のあり方そのものを見直す必要があるとの意見にまとまりました。

鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、時代変化の中で、当地域周辺への関係施設整備が立ち後れていることもあり、当地域の活性化とあわせて検討していく必要があるという認識が深まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後は、当構想のあり方の検討結果をとりまとめ、具体的な進め方を固めていきます。

鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、「鈴鹿山麓リサーチパーク検討会議」において、鈴鹿山麓リサーチパークの振興策とあわせて関係機関等と検討していきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（伊勢志摩であい交流スクエア等の未利用地）

(5)　まつり博跡地の「伊勢志摩であい交流スクエア」の約21haの用地については、「伊勢志摩であい交流スクエア検討委員会」や「まつり博跡地活用県市検討会」で検討を行なっているが、早急に活用方針を策定して有効活用を図られたい。

また、大仏山公園周辺の地域振興部所管の30.3haと土地開発公社が保有する22.2haの用地が未利用地のままとなっているので、引き続き活用方策を検討するとともに、適正な管理を行なわれたい。

(経営企画分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「伊勢志摩であい交流スクエア」については、庁内組織の「伊勢志摩であい交流スクエア検討委員会」と同幹事会を各1回開催し、「まつり博跡地活用県市検討会」を1回開催し、県及び伊勢市の関係部局と跡地の活用方針を中心に検討を行いました。

また、関係市町、県土地開発公社、県担当者からなる「大仏山地域連絡協議会」と庁内組織である「大仏山地域検討委員会」及び「同幹事会」を各1回開催し、大仏山地域の利活用方法及び管理体制等について検討を行いました。

2　取組の成果

「伊勢志摩であい交流スクエア」については、「まつり博跡地の活用方針」が早期に策定できるよう内容を引き続き検討していくことを確認しました。

大仏山地域については、上記会議の中で現状と課題について整理し、関係機関の理解を深めるとともに、長期化している課題への対応策を早期に検討していくこととしました。また、清掃・防犯等の管理体制の充実を図りました。

平成18年度以降（取組予定等）

「伊勢志摩であい交流スクエア」については、「まつり博跡地の活用方針」の策定に向け、伊勢市をはじめとする各関係機関と協議を進めていきます。

大仏山地域については、引き続き適正に管理を行うとともに、課題への対応策を検討していきながら、利活用策を検討していきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（分権型社会の実現）

(6)　分権型社会の実現を目指し、市町村合併の進展を踏まえた権限移譲や県の関与の縮減、県と市町村の役割分担の明確化や適正化を図るために、「県と市町村の新しい関係づくり協議会」において連携･協力のあり方、権限移譲のあり方などの協議が進められているが、この協議会での合意事項を着実に実行されたい。

また、県から市町村への権限移譲については、平成17年6月に策定した「三重県権限移譲推進方針」に基づき積極的に移譲を進め、市町村が地域課題に迅速かつ総合的に対応できるように支援されたい。

（市町村行政分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　「県と市町村の新しい関係づくり協議会」に１３の検討部会と３つのワーキンググループを設置し、２年間にわたり検討を進めてきましたが、１７年度は、権限移譲の際の財源措置のあり方や県単独補助金のあり方などを中心に検討を進めてきました。このうち、協議が終了した事項については、合意された内容に沿って、順次、実行していくこととしています。

(2)　権限移譲検討部会での検討結果を踏まえ、平成１７年６月に「三重県権限移譲推進方針」を策定しました。方針には、市町がこれまで以上に自主性・自立性の高い行政運営を行うとともに、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、複数の権限をパッケージにして、包括的に権限移譲することや、移譲の際の市町への財政支援や人的支援について定めました。

2　取組の成果

(1)　設置された１３の検討部会と３つのワーキンググループでの検討は、１７年度で全て終了しました。１７年度は、権限移譲の際の財政措置について、市町での事務処理の実態に見合った交付金が交付されるよう、その算定方法を見直しました。また、県単独補助金について、県は補助事業の企画及び執行にあたり、住民ニーズを的確に捉えて実施できる市町の主体性に、より配慮し各部局において現行の補助金を見直すことが合意されました。

なお、補助金の廃止等に係る事前の情報提供・意見聴取のルールなど１６年度中に合意されたルールについては、１７年度から各部局において実行されています。

(2)　包括的な権限移譲については、「農地有効利用促進パッケージ」が１７年度に２市に既に移譲され、１８年度に３市町に移譲される予定です。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　これまで「県と市町村の新しい関係づくり協議会」において合意された内容についてのフォローアップや、市町との更なる連携を図るための様々な課題の検討をするため、今後も、この協議会において継続的な取組を行います。

(2)　１７年度に策定した「三重県権限移譲推進方針」に基づき、包括的権限移譲を一層進めるため、積極的に市町と協議を進めます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（総合的な交通政策）

(7)　広域交流基盤である交通ネットワークを整備し、産業の活性化と人・物の交流の活発化による地域振興を図るとともに、道路渋滞の緩和、環境保全、交通事故対策などについて、国、市町村、事業者、地域住民等と協働し、関係部局と連携して総合的な交通政策を推進されたい。

また、鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上が図られるよう、事業者への働きかけを行なうなどの取組を進められたい。

（県土交通分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）交通手段の確保、少子・高齢化の進展、道路交通渋滞対策、地球温暖化問題、交通安全対策など交通の諸課題に、関係部局等と連携して取り組みました。

○パークアンドライド等、環境負荷の小さい交通への転換に向けた取り組み（北勢地域）
○三重県道路交通渋滞対策推進協議会及び三重県交通安全対策会議への参画
○ＪＲ関西本線（亀山～加茂間）の利用促進方策及び沿線振興策の検討（伊賀市・亀山市と連携）
○伊賀線に関する研究会・近鉄養老線に関する研究会への参画、利用促進・今後のあり方の検討
○コミュニティバスを計画している各市町の検討会への参画、検討

（2）また、公共交通機関の利便性向上等が図られるよう、事業者に対する働きかけを行いました。

○快速みえの全列車鈴鹿駅停車、増便、時間短縮の実現に向けた働きかけ（ＪＲ東海への要望活動）
○沿線自治体と連携しての事業者に対する利便性向上・利用促進策の充実の働きかけ、ＰＲ活動

2　取組の成果

（1）交通の諸課題に対する取組

○三岐鉄道北勢線穴太駅での駐車場・駐輪場・コミュニティバス乗り入れ可能な駅前広場の整備、北勢線の利用者の増加（昨年度比＋７％増）
○四日市市生桑・尾平地区ショッピングセンターの駐車場を利用したパークアンドバスライドの試みの開始
○利便性向上・利用促進等、ＪＲ関西本線活性化に向けた調査報告書の作成
○近鉄伊賀線に関する沿線地域住民団体等を主体とした近鉄伊賀線活性化協議会の設立、ギャラリー電車・サイクルトレインの実施、地域における鉄道利用の気運醸成
○伊賀線に関する研究会・近鉄養老線に関する研究会における存続に向けた方向性の取りまとめ
○鈴鹿市（南部）など６市町における新たなコミュニティバスの運行実現

（2）公共交通機関の利便性向上のための取組

○特急南紀及び快速みえの全列車鈴鹿駅停車の実現、関西本線の夜間通勤時間帯での名古屋－桑名間の普通列車上下４往復の増便、名古屋－亀山間の普通列車下り３本の快速列車への変更
○全４車両のバリアフリー対応の新型車両の更新の完了
○伊勢鉄道普通列車の四日市と津間での最大約２分の短縮、ＪＲ四日市駅におけるＪＲ（名古屋方面普通列車）への乗り継ぎ時間の短縮
○割引回数券「快速みえ得ダネ４回数券」、「伊勢路フリーきっぷ」の発売、６月19日～12月19日の間ワイドビュー南紀の料金が割引になる「熊野古道フリーきっぷ」の発売
○東紀州地域の「さわやかウォーキング」、伊勢地域の「お伊勢さんを歩こう、神宮125社めぐり」の実施
○関西本線の利用促進を図るためのウォーキングガイドの作成

平成18年度以降（取組予定等）

（1）交通施策の検討、実施に当たっては、地域全体のまちづくり等と一体となった取組が重要であるため、今後も、関係部局や市町、事業者等と連携して、総合交通の観点から、パークアンドライドなど、交通渋滞対策、環境対策、駅周辺地区の活性化等に有効な取組を進めていきます。

（2）引き続き、利便性向上について事業者に働きかけるとともに、国、市町、地域住民と連携して公共交通の利用促進に向けて取り組んでいきます。

（3）伊賀市の将来像を支える公共交通のあり方について検討し、自家用車への過度の依存の改善や高質で誰もが利用可能な公共交通の実現を推進することを目的とし設立された「伊賀市交通計画協議会」に、国等とともに参加していきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（中部国際空港の海上アクセス）

(8)　中部国際空港への海上アクセスについて、平成16年度に高速船建造事業の支援を行なった津ルートは順調に運航されており、さらに松阪ルートの開設に向けて取り組むこととしている。

今後、関係者等と一体となって利便性の向上や安全性の確保を図るとともに、まちづくりや観光振興等と連携することにより、両ルートの利用の拡大と採算性が確保されるように支援されたい。

（県上交通分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　平成１７年９月２８日に、松阪ルート開設に向けて取り組んでいくことを発表しました。
引き続き、県民及び来訪者が、安全、安心なルートとして、海上アクセスを利用できるよう、関係自治体、事業者等と連携して取り組んでいきます。

(2)　県・市・事業者が共同して高速船利用者に対してアンケート調査等を実施し、高速船利用者のニーズ等を把握し、より一層の利便性の向上に努めます。

第１回アンケート調査	４月１６日から１週間	全便（高速船利用者対象）
第２回アンケート調査	６月１８日から３日間	全便（　〃　）
需要予測調査	７月１３日から８月１８日	インターネットアンケート等による需要予測

(3)　情報提供その他

①　海外からの来訪者や県内の空港利用者が、新空港や三重県のアクセスルート、さらに県内の公共交通機関を利用する際に活用できるよう、アクセスマップを作成し配布しました。

②　アンケート調査で要望のあった、駐車場の整備・最終便の増便などの対応がなされました。（津市、事業者）
１８年１月１日～最終便を増便（１日１５往復３０便）
１８年２月１日～第２駐車場の整備および駐車場から乗船場までの無料送迎車配置

③　利用者への観光情報をはじめとする情報提供のため、ＰＲパンフレット「津なぎさまち」および船内広報誌「海の道」が発行されました。（津市、運航事業者）

④　運航事業者が設定したＨＰのリニューアルがなされ、利用者等への情報提供の向上に努められました。（運航事業者）

2　取組の成果

情報提供等により、１８年１月末時点で１日あたり平均１，２４５人の利用があり、さらに１７年度の利便性向上の対策等により、海上アクセスルートの認知度が高まってきました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　１８年１２月に松阪ルート開設を予定している松阪市に対して、高速船の整備に対する補助を行います。

(2)　空港ターミナルに、各航路の案内表示盤（満席空席情報、運航情報等）の拡充を行い、利用者の利便性の向上を行うとともに、引き続き関係者と連携して、安心・安全なルートに向けた取り組みを促進していきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（水資源対策）

(9)　県の未利用水源は、長良川河口堰の毎秒7.62㎥をはじめ、県全体で毎秒10.619㎥となっており、水資源確保にかかる償還金等の財政負担が大きくなっている。

水資源の開発利用に関する諸課題の方向性を協議する場として設置されている関係部局長で構成する「水資源関係部長会議」において、今後の需要の見通しや未利用水の有効活用などに関する協議を行い、水未利用水源の有効活用に向けた具体的な取組を進められたい。

（県土交通分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　部長会議等での検討

未利用水の利活用、財政負担の軽減、現在実施中の事業の計画変更への対応など水資源に関する諸課題について、水資源関係部長会議（１回）、室長会議（１０回）を開催するとともに、下部組織としてのワーキンググループ（未利用水、費用負担、計画変更）（延べ２７回）で、具体的な方策等を検討しました。

・　未利用水の環境用水への有効利用の可能性について

県民局の協力を得て、木曽岬町内で平成１５、１６年度に引き続き、試験放流を実施しました。

2　取組の成果

・　水源確保にかかる財政負担軽減について

水資源機構と協議を行い、平成１７年度に長良川河口堰等の一部繰上償還（１０億円）を行いました。これにより、将来支出する額が約３億８千万円節減されました。

・　需要拡大に向け、関係部局が連携し、企業の設備拡張等に対応する工業用水供給をセットした取り組みの方向を検討することにしました。

平成18年度以降（取組予定等）

長良川河口堰等の未利用水源について、新規企業誘致や既存企業の拡張を積極的に促進することに伴う需要拡大に取り組むとともに、引き続き、環境用水への有効利用等の方策について検討を進めていきます。また、水資源開発基本計画（フルプラン）も考慮に入れて、新規需要開拓、用途間転用、利水安全度等多方面から検討を進め、可能なところから具体的な有効活用方策を検討していきます。

水資源機構と協議を行い、平成１８年度に三重用水等の一部繰上償還を行い、将来の財政負担の節減を図ります。（繰上償還予定額約４７億円）

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（川上ダム建設事業）

（10）川上ダムについては、当初計画から大幅に遅延しているが、平成17年7月に国土交通省が建設を行う方針を明らかにしたことから、関係機関に対して効率的な事業執行による総事業費の削減と透明性の高い事業の実施を求めるとともに、利水については適切な水需要の予測を行い、それぞれ説明責任を果たせるよう取り組まれたい。

（県土交通分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

川上ダム建設については、平成１７年１２月現在もその是非について「淀川水系流域委員会」において議論されているものであるため、本体工の着手時期も示されていない状況です。

このようななか、昨年度から引き続き国土交通省、近畿地方整備局及び水資源機構に対して、総事業費の削減のため、適正規模の事業と効率的な事業執行をたびたび申し入れています。特に、国家予算要望においても、本体工早期着手とあわせて事業費の削減を強く要望しました。

水需要予測については、平成１５年度に再調査を行い、川上ダムを水源とする伊賀水道用水供給事業の計画給水量を変更（48,500 ㎥/日→28,750 ㎥/日）しているところですが、この予測手法等について国土交通省水資源部や近畿地方整備局に説明を行いました。また、この説明を受け、同整備局から「淀川水系流域委員会」へ三重県の水需要予測の考え方についての説明が行われています。

2　取組の成果

事業実施主体の水資源機構において、ダム計画の見直しのなかで代替道路や本体工事工法等の再検討が行われ、コスト縮減や効率的な事業の執行の取り組みが進められています。

水需要予測についても、ダム計画見直しの中で議論されています。

平成18年度以降（取組予定等）

早期本体着手、総事業費の削減、適正な事業執行については、今後も関係部局等と連携し申し入れを行い、協議の場を設け取り組んでいきます。

また、適正な水需要量について、引き続き国や伊賀市等と十分協議を行い、淀川水系水資源開発基本計画（フルプラン）への適切な位置づけに取り組みます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（宮川流域ルネッサンス事業）

（11）　宮川流域ルネッサンス事業については、平成17年度から第3次実施計画（19年度～22年度）の策定が行われているが、当該事業の最終段階にあたることから、地域主体、住民主体の取組として定着させること、宮川での取組を他の流域に波及させることなどについて方向性が明らかになるよう取り組まれたい。

また、宮川流域ルネッサンス協議会への委託事業について、これまでの成果を検証し、第３次実施計画の方向性と整合した事業の実施方法等を検討するとともに、協議会事務局の運営方法についても検討されたい。

（県土交通分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　第３次実施計画において、地域主導、住民主導の「想いをかたちに」プロジェクトを核に事業を進化させていきたいと考えており、平成１７年度より、宮川流域ルネッサンス円卓会議もバージョンアップを図るため、「想いをかたちに」プロジェクトキックオフ大会を実施しました。

②　県内で流域圏づくりに関心の高いＮＰＯ１８０団体に、年３回程度、県内の流域圏づくりの取組をまとめた「みえの流域圏づくり」やモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業の流域情報紙等を送付し、情報共有を図りました。

③　宮川流域ルネッサンス協議会においては、住民や企業の参画をはじめ、多様な主体の参画を進める方向で検討をおこなっています。

2　取組の成果

①　「想いをかたちに」プロジェクトキックオフ大会には、１００名近くの参加があり、８つの自立的なプロジェクトが提案されるなど、第３次実施計画策定にむけた自立的な取り組みがスタートしました。

②　生活創造圏づくりにおける流域圏を単位とした様々な取り組みを通じ、各流域での核となるＮＰＯとの意見交換が進みました。

③　宮川流域ルネッサンス協議会幹事会において、住民や企業の参画のあり方についての議論が進みました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　企業等の協力も含めた地域主体、住民主体の取り組みとして、「想いをかたちに」プロジェクトを第３次実施計画の核として推進することで、宮川流域案内人や地域のＮＰＯ等多様な主体による実践的な取り組みを具現化していきます。

②　生活創造圏づくりにおける流域圏を単位とした様々な取り組みを生かし、各流域のＮＰＯとの情報交換を進めます。

③　宮川流域ルネッサンス協議会においては、多様な主体の参画を進めると共に、地域主体、住民主体で進める第３次実施計画の方向性と整合した運営方法の検討を進めます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（地籍調査の促進）

（12）本県の地籍調査の進捗率は、平成16年度末現在で6.9%（全国第45位）であり、低位にとどまっている。

平成15年度から市町村等への補助金を増額し、積極的な推進を働きかけているが、市町村のニーズを把握し、効率的な調査の推進方法などについて検討し、さらなる地籍調査の促進を図られたい。

（県土交通分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　進捗率を上げるには、調査面積を広大し、それに伴う事業量を増やす必要があり、県財政も厳しい状況の中、市町の要望に対応できるよう、事業費の確保に努めました。

・　地籍調査の進捗がはかどらない原因に、市町村担当者の業務の煩わしさがあることから、担当者の業務負担の軽減に向け、問い合せ等については適切に対応し、法務局等の関連機関との調整に努めました。

2　取組の成果

・　平成17年度は、県財政が厳しい中、前年並みの予算を確保し、事業費ベースで約2億3千万円を投入し、7.3ｋ㎡の調査を実施し、進捗率は7.04％となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　地籍調査の推進に向け、今後も各市町のニーズを把握し、要望に添えるように事業費の確保に努めていきます。

・　地籍調査の未着手市町の解消に向け、必要性とメリットなどについて普及・啓発活動を積極的に行っていきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県の各情報システムに対する総合的支援）

(13)　今後の情報化推進の方針として、県民サービスの向上や効果的・効率的なＩＴ投資を目指した「三重県ＩＴ利活用の基本方針」を平成16年度に策定している。行政運営に関しては、県全体としてのＩＴ資源の効率的な運営や専門的な支援体制の整備などを行なうこととしているので、県の各情報システムの開発・運用の企画、調達等の各段階で、効率性や情報セキュリティなどについて総合的観点から検討・支援し、全体最適化を目指した取組を進められたい。

（情報化推進分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　三重県ＩＴ利活用の基本方針の策定

６月に、ＩＴの利活用を「県民しあわせプラン」の推進手段としてとらえ、県民サービスの向上や総合的な観点での情報化の推進をめざす「三重県ＩＴ利活用の基本方針」を策定しました。

(2)　情報システムに関する実態調査

７月に情報セキュリティ及び契約の概要を把握するために、三重県の情報システムに関する実態調査を実施しました。

(3)　ＩＴ投資の検討

ＩＴ投資の最適化などに向けた開発ガイドラインなどの作成、仕組や体制などの検討、各部局のシステム開発に係る支援などの検討に関して、平成１８年度当初予算編成時において、外部専門家のアドバイスを受けて情報関連予算のヒアリングを試行しました。

(4)　先進自治体の調査

ＩＴ投資の最適化などの取組を行っている他の自治体の調査を行いました。

2　取組の成果

情報システムに関する実態調査や先進自治体の調査などの結果を踏まえつつ、ＩＴ投資の各種ガイドライン、ＩＴ投資検討の仕組、体制などの検討を開始しました。

試行的な情報関連予算ヒアリングを行い、要件定義段階での検討項目や見積作成ガイドラインなどのプロトタイプを作成することができましたが、この試行の反省点を整理する必要があります。

また、県の情報システムの実態に関しては、概ねの傾向は把握できたが、今後、必要に応じて追加調査を行うことなども含めて、継続的な情報システムの把握を行っていく必要があります。

平成18年度以降（取組予定等）

全庁的な情報システムの把握については、継続的に行っていくため、情報システムの管理システムを構築する予定です。

また、ＩＴ投資の検討に関しては、企画、予算要求、発注などのＩＴ調達のプロセスの整理を、情報関連予算ヒアリングの反省点なども踏まえて行うとともに、利便性、セキュリティ、コストのバランスを図ることによって、県全体の情報システムの最適化に向けた方向性を整理し、そのための仕組や体制づくりを目指します。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（情報セキュリティ対策）

(14)　県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、県の情報システムに対する不正アクセスやウイルス侵入などへのハード対策を図るとともに、個人情報の漏洩やネットワーク障害を未然に防止するための職員の意識向上などのソフト面での対策を充実し、情報セキュリティの水準向上を図られたい。

（情報化推進分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　三重県電子情報安全対策基準の改正

三重県が管理する情報システム及びネットワーク、周辺設備等の実態調査を行い、調査結果を元に三重県電子情報安全対策基準の改正を行いました。

（2）　公開サーバ管理状況の再確認

アンケート調査により公開サーバの管理状況（管理方法、体制、セキュリティ対策の実施状況等）を把握しました。

（3）　本庁ネットワーク機器向けの非常用電源の確保

本庁ネットワーク機器に対して非常用電源から給電されるよう設備改修を行いました。

（4）　教育・訓練等

対象者別に情報セキュリティ研修を実施しました。

2　取組の成果

（1）　三重県電子情報安全対策基準の改正

特にプライバシー性の高い個人情報の管理については、管理簿の作成を義務づける、施錠管理を徹底する、職場外への持ち出しを制限するなど、より厳格な管理を行うこととしました。

（2）　公開サーバ管理状況の再確認

再確認で洗い出されたリスクの高いサーバを対象に脆弱性診断を実施しました。（２４システム実施）

（3）　本庁ネットワーク機器向けの非常用電源の確保

本庁停電時にも非常用電源によるネットワーク機器への給電が可能となり、主要システムの停止を防止することが可能となりました。

（4）　教育・訓練等

情報セキュリティ責任者向け情報セキュリティ研修　87.8%（462/526名）

情報セキュリティ実施手順作成研修（情報システム担当者向け）　87.5%（98/112名）

全職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング）　35.0%（2,233/6,379名）

平成18年度以降（取組予定等）

改正三重県電子情報安全対策基準の定着化を図るため、引き続き情報セキュリティ研修に取り組むとともに、情報システム等を対象とした内部監査を試行的に実施します。

また、三重県電子情報安全対策基準の改正に併せて、情報セキュリティ実施手順の見直し、整備を図ります。

部局等名　地域振興部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（(株）サイバーウェイブジャパン）

(15)　三重県や情報関連企業等の出資により設立された、(株）サイバーウェイブジャパンについては、平成16年度に減資により累積欠損金を一掃するとともに、一部事業の撤退や営業譲渡などにより当面の経営体制の維持及び収益構造の改善が図られた。

しかし、同社設立の起点となった「志摩サイバーベース・プロジェクト」が当初想定された事業展開から大きく見直されたことなど、取り巻く環境が大きく変化していることから、今後、県内のＩＴ戦略において同社が果たすべき役割などについて検討を行い、県関与のあり方を明らかにされたい。

（情報化推進分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

志摩サイバーベースプロジェクトは、①志摩地域への光海底ケーブルの陸揚げを契機に、②ＣＡＴＶ網の普及状況を生かして、高速大容量のネットワーク（三重Ｍ－ＩＸ）を整備するとともに、ネットビジネス・サービスを促進し、地域経済の活性化、地域振興を図ってきましたが、①を契機にした国際ＩＸ構想は課題が多く早期実現がむずかしい状況で、志摩地域へのＩＴ企業の集積は困難であったため、志摩サイバーベース推進協議会は解散し、志摩サイバーベースセンターも入居率が低いため平成１６年度末で閉鎖しました。

しかし、②による県域の情報化推進施策を推進するため、三重Ｍ－ＩＸ開放事業などによるネットビジネス・サービスの促進を継続しています。

平成１６年度に経営再建のため事業を見直した（株）サイバーウェイブジャパンは、県域の情報化推進施策を進めるうえで必要な基盤であるネットワーク事業とｉＤＣ事業に特化するとともに、県から幹部職員を非常勤取締役として派遣するなど、経営の健全化を進めました。

2　取組の成果

（株）サイバーウェイブジャパンは、平成１６年度に事業見直しや財務体質の改善を実施したところであり、当面は経営健全化を進め、経営基盤の安定を図ることとしており、平成１７年度の経営状況は、新体制下でネットワーク事業とｉＤＣ事業を中心に事業活動を進めた結果、経営計画を達成できる見込みとなっています。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１６年度に事業の見直と減資を行い、平成１７年度から経営陣も新体制になって経営も再建したところでもあり、当面は経営の安定に努めます。

また、県関与のあり方や会社の方向性については、新規参入の動きも見られるこの業界の今後の動向や、それが経営に与える影響を見極めながら、会社の経営状況も踏まえて検討していきます。

部局等名　地域振興部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）

(1) 熊野古道協働プロジェクト（まちづくり）業務委託の委託先の選定方法について、プロポーザル方式の検討も必要　（経営企画分野）

(2) 平成16年度選挙に関する啓発周知等の事業委託の随意契約の理由が不明確（市町村行政分野）

(3) 平成16年度宮川流域エコミュージアム流域案内人養成事業委託の契約条項に個人情報の適正管理に関する規定なし　（県土交通分野）

(4) 総合文書管理及び電子申請・届出パイロットシステム技術支援業務委託の契約条項に個人情報の適正管理に関する規定なし、2回の変更契約が行なわれているが大幅な増額変更となっていること、予定価格を設定するために行なわれている委託額の積算根拠が不明確　（情報化推進分野）

(5) ホームページシステム移行・改修及びシステム等運用管理委託の変更契約が行なわれているが、大幅な増額変更となっていること、予定価格を設定するための委託額の積算根拠が契約起案に記載なし　（情報化推進分野）

2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）

(1) 紀南中核的交流施設の整備にかかる基本構想策定委託の公募時に示されていた契約期間がその後の検討により契約時に変更されたことなど公募段階や契約段階での検討が不十分、選定表の記載が鉛筆書き　（経営企画分野）

(2) 熊野古道センター（仮称）映像制作委託コンペ審査要領の制定の経緯が不明確であり実際の審査が要領に沿ったものとなっていない、選定表の記載が鉛筆書き　（経営企画分野）

(3) ＩＴ基礎技能習得住民サポート事業委託の契約条項に個人情報の適正管理に関する規定なし　（情報化推進分野）

(4) 電子自治体共同運用基本構想策定委託の選定表の記載が鉛筆書き　（情報化推進分野）

3　その他

(1)　各県民局に保管転換された動画編集用パソコンが4県民局で使用されていない。　（情報化推進分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

1-(1)　プロポーザル方式が可能な場合には、プロポーザル方式等の検討を行うこととしました。

(2)　平成17年度以降、随意契約を行う場合には、その理由を明確に記載するよう徹底しています。

(3)　個人情報取扱事務の委託に係る契約に当たっては、契約条項に個人情報の適正管理に関する規定を記載するように致しました。

(4)及び(5)　大幅な変更契約については、当初発注にかかる仕様書について十分精査するとともに、別途契約できるものについては別途契約するよう契約の公正性・透明性をさらに高めていくことと致します。また、予定価格の積算根拠については、契約起案に記載するように致しました。

2　プロポーザル方式による選定表の記載については適正に修正するとともに、コンペ審査要領の制定の経緯を明確にする等の補正を行いました。また、個人情報取扱事務の委託に係る契約に当たっては、契約条項に個人情報の適正管理に関する規定を記載するように致しました。

3　動画編集用パソコンについては、ご指摘を受けた後、速やかに各県民局に対し、具体的な使用実態等を調査するとともに、その活用方を依頼しました。その結果、使用実績がない県民局からは、操作方法がわからないという県民局もあったので、直接、現地の担当者のところに行き、操作説明を行い、同時に活用方策の具体的な提案を行いました。

2　取組の成果

契約方法の検討、随意契約を行う場合の理由の整理、契約条項の見直し、予定価格の積算根拠の契約起案への記載等、契約締結行為について適正な処理を行っております。

また、動画編集用パソコンの使用については、現地において具体的な操作説明・活用提案を行うことで、県民局の利活用の拡大を進めて行きます。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、契約の競争性、公正性、透明性を確保し、適切な執行に努めるとともに、随意契約を行う場合には、その理由を明確に記載するよう徹底するなど、契約事務について、引き続き適正な処理を行います。

また、動画編集用パソコンの使用については、引き続き必要な働きかけを行い、その利用拡大に努めていくこととしています。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・現在、公共事業のＩＴ化（CALS/EC）として電子調達システム、公共工事進行管理システム等を運用しており、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき作成した予防、事後対策実施手順によりセキュリティ対策を行っている。今回、同基準が改訂（平成１８年４月１日施行）されたため、新しい基準に沿った実施手順を作成しており、この手順に基づきハード、ソフト対策を徹底することとしています。

・インターネットで利用する電子調達システムについては、地域振興部情報化推進分野が実施している脆弱性診断を受け、指摘された事項について対応を行いました。

・部内各所属にむけ、個人情報の管理徹底を促す通知を平成17年4月11日に行いました。

・平成１７年９月５日に、県土整備部関係職員を対象とした情報公開及び個人情報保護にかかる研修会を開催しました。

・個々の個人情報取扱い事務についてリスク評価による検証を実施し、その結果にもとづいた改善を進めました。

2　取組の成果

・公共事業のＩＴ化（CALS/EC）にかかる各システムについては、現在実施手順に基づく対策により順調に稼働しています。

・平成１７年９月５日の研修会に２７名が出席し、職員の個人情報保護に対する意識向上が促進されました。

・リスク評価の結果、緊急度が高いと判断された５事務について詳細な検証を行い、書類保管方法の見直しなどの改善を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・今回、作成している「情報セキュリティ実施手順」に基づき、システム運用者・利用者に手順書の内容を十分理解させ、ハード・ソフト対策を徹底していくこととしています。

・平成１７年度に引き続き、職員向け研修会を実施し、職員の意識の向上を図ります。

・三重県電子情報安全対策基準にもとづき、一人一台パソコンのパスワード管理など、基本的な事項の再徹底を図り、各職員の情報セキュリティーに対する意識のボトムアップを図ります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの96件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)交通事故に関係した職員へ厳重な注意を行い再発を防ぐように、県土整備部長からその所属長に対して文書を交付しました。

(2)１７年５月から、加害及び自損事故を起こした職員を本庁に呼び出し、注意を与えるとともに事故状況の詳細な聴き取りを実施、同時に公有財産の適正管理意識の高揚を図りました。

(3)上記事故状況の分析から得た結果をとりまとめて本庁及び地域機関に情報提供し、事故防止に向けた教訓を周知することにより、さらなる注意喚起を図りました。

(4)各地域機関において全職員を対象に安全運転講習等を実施しました。

(5)交通事故により所属長等から文書注意を受けた職員については、人材政策室実施の交通安全研修を受講させました。

2　取組の成果

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進し、交通事故防止意識の高揚に努めましたが、公務中の交通事故は依然発生している状況です。

	16年度	17年度（3月31日現在）
交通事故総数	25件	37件
うち加害事故	7件(28%)	9件(24%)
自損事故	8件(32%)	14件(38%)

平成18年度以降（取組予定等）

・今後は該当職員の事故状況聴き取りに加え、直属の上司も同席させて一緒に事故防止対策を検討するなど、小さい単位の組織としての取り組みを進め、交通事故の分析や事故防止意識の高揚を図ります。

・交通事故の状況を聴き取り、分析した結果を県土整備部全員に周知して、危険回避能力の向上を図るとともに、各所属で定期的に注意喚起することとし、引き続き、交通安全講習も開催することで、職員の交通安全意識の高揚、安全運転の徹底を図り、交通事故防止の推進に努めます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

３　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約７割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

①　県営住宅の耐震対策について、島崎団地Ｒ１棟の耐震補強を実施しました。その結果、耐震診断において耐震対策が必要とされた２７棟のうち、１７棟の対策（建替６棟、補強６棟、除却５棟）が完了しました。また、十宮団地で耐震対策が必要となっているＴ４棟の入居者の住み替えを実施しました。

②　個人住宅の耐震化については、県民の大地震に対する関心は高いものの、耐震診断や補強までの行動には至っていないため、普及啓発事業に積極的に取り組んでいます。

③　一定規模以上で多数の人々が利用する建築物の耐震診断・改修の促進については、建築基準法に基づく特殊建築物の定期報告制度を活用し、民間建築物に関して、耐震改修促進法に基づき耐震診断・改修の努力義務のある建築物について、耐震診断実施の要請・情報提供を行っています。

④　危機管理局と連携し、全ての県有施設の耐震化促進を検討する「三重県建築物耐震化検討会議」に参加し、県有施設の耐震促進を要請するとともに、１８年３月末までに県有施設の耐震化状況について公表するための調整を行いました。

⑤　木造住宅以外の建築物で、防災に役立つ建築物の耐震診断・改修を促進するため、「待ったなし！耐震化プロジェクト」の制度の一部である非木造建築物耐震診断補助事業について、全ての市町と懇談会を津庁舎、松阪庁舎の２会場で実施しました。

２　取組の成果

①　県営島崎団地Ｒ１棟の耐震補強の実施により、今後対策が必要な同団地Ｒ２棟の入居者に補強済のＲ１棟へ住み替えいただいたことで、Ｒ２棟の対策（除却）の目途が立ちました。

また、十宮団地Ｔ４棟についても、全入居者に住み替えいただいたので、対策（除却）の目途が立ちました。

②　個人住宅の木造住宅耐震診断支援については、今年度目標の 8,000 戸に対して、３月末現在で 3,064 戸の実績となりました。

木造住宅耐震補強補助については、平成17年度は３月末現在で 120 戸の実績があり、今年度目標 125 戸に対して約 95%の達成率となりました。

③ 耐震改修促進法に基づき努力義務のある建築物の本県での耐震改修の状況は、次のとおりです。
公的建築物　Ｈ１５診断率47%　うち改修率74%　→　Ｈ１６診断率50%　うち改修率84%
民間建築物　Ｈ１５診断率　4%　うち改修率80%　→　Ｈ１６診断率 8%　うち改修率67%
（ただし、民間建築物については正確な統計を取ることが困難です。）

④ 非木造建築物の耐震診断補助事業について、四日市市、鈴鹿市に加え今年度より新たに伊勢市が要綱を策定し、事業化に着手しました。
平成１７年度実績：２２棟（四日市市２０棟、鈴鹿市１棟、伊勢市１棟）

平成18年度以降（取組予定等）

① 平成１７年度に引き続き、県営住宅の耐震対策を推進します。平成１８年度は入居者の住み替えが完了した２団地２棟の除却を行います。残る未対策住棟の８棟については、入居者に耐震対策の必要性の理解を求め、引き続き住み替え等の検討を要請していきます。

平成２７年度までに必要な耐震性能を有する建築物の割合を９割として、被害を半減させることを目的として平成１８年１月に耐震改修促進法が改正されました。このことからも、国が示す基本方針に基づき平成１８年度内に三重県耐震改修促進計画を定めます。その骨子は次のとおりです。

・　現在進めている公的建築物の耐震化促進計画を危機管理局と連携して策定します。
・　沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路・避難路などの把握
・　住まい政策分野で調整し、住宅の耐震化促進計画の策定
・　住宅及び防災に役立つ建築物の所有者等に対する助成制度、情報提供制度の策定

なお、県耐震改修促進計画を策定するにあたり、市町耐震改修促進計画の策定及び「待ったなし！耐震化プロジェクト」の推進のため市町との協議・調整を進めます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

４　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年７月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐に渡っているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

平成１７年７月２６日に設置された「三重県アスベスト飛散対策会議」の構成員として、次のことに取り組んでいます。

１　実施した取組内容

①　アスベストに関する県民からの相談に対応できるよう、8月12日に三重県建築士事務所協会主催（後援三重県）による「アスベスト対策緊急講習会」の場で、同会員、県及び市町村の建築職員等（約 160 名）に、建築物に使用されている、吹付けアスベストについて分析機関の紹介、除去等の対策、解体時の手続きや適正な取扱い等について説明を実施しました。

②　建築開発室及び各県民局建設部にアスベスト対策に関する相談窓口を設置し、県民からの相談に対応できるようにしました。

③　民間建築物に係る吹付けアスベストの調査及び指導に関して、国土交通省からの調査依頼に基づき、昭和３１年頃から平成元年までに施工された概ね 1,000 ㎡以上の建築物を対象として実施しました。

調査の内容としましては、吹付けアスベスト及びアスベストを含有しているおそれのある吹付けロックウールの使用状況の実態調査をし、それと併せて県としては除去等の対策の指導を実施しました。

④　県土整備部所管の県有施設については、管財室からの調査に基づき、実態調査を実施し、ロックウール使用施設について検査を実施しました。

２　取組の成果

平成１８年３月１０日現在の民間建築物の調査・指導状況

①調査済建築物　３,３４８棟

②①のうち吹付けアスベスト等を使用している建築物　２７４棟

③②のうち対策済み及び対策を予定している建築物　９６棟

調査は、３，３４８棟で全て終了したのではなく、未調査建築物について引き続き調査中。

なお、吹付けアスベスト等を使用している建物２７４棟のうち、除去、封じ込め、囲い込み等の対策がとられておらず、またその予定もしていない建築物１７８棟については、何らかの対策をとるよう指導しており、対策がとられるまで指導を継続していきます。

県土整備部所管の県有施設については、県営住宅３団地の浄化槽機械室棟からアスベストが検出され、平成１７年度中に囲い込み処理により飛散防止措置を実施、除去については、平成１９年度末までに対応します。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度に実施した取り組みを継続しつつ、平成１８年２月１０日に公布され、８ヶ月以内に施行される改正建築基準法におけるアスベスト対策に関する規定や現行の建設リサイクル法に基づき、指導を継続してまいります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

５　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

〈損害賠償請求関係分〉

全３２社のうち、分割払（最長１０年分割）を選択した１６社（県土整備部関係）から和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行ないました。

また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書を発送する送付文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。

〈公営住宅関係分〉

管理委託先の三重県住宅供給公社に滞納整理班を設置し、退去滞納者に対する滞納整理活動を実施するとともに、今年度より連帯保証人も含めて法的措置を講じました。

未収金の発生防止を図るため平成16年度入居募集から入居資格要件と連帯保証人の付与条件の強化策を講じました。

３ヶ月以上の滞納者には連帯保証人にも督促状を発するとともに、担当者より個々の滞納者及び連帯保証人に対し支払指導を行ないました。

６ヶ月以上経過することとなる滞納者及び連帯保証人には、県庁への呼び出し及び住宅の明渡しと滞納家賃の支払を求めた最終催告を行ない、それにも応じることのない滞納者については、法的措置を講じ、収納促進と未収金の発生防止に努めました。

〈県民局分〉

滞納者に対しては督促状を送付するとともに、電話や訪問による督促を定期的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。

許可時には許可条件や使用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。

各地域機関の事務担当者との会議などにおいて、未収金対策として、効果的な徴収事例などについて、地域機関の処理状況や意見の集約の取扱いなどについて検討しました。

２　取組の成果

〈損害賠償請求関係分〉

平成１８年１月分割納付分までの収納状況は次のとおりです。

○　平成17年度以降分割納付対象額　393,227,262円

○　平成17年5月から平成18年3月分割納付分までの納付額　103,816,267円

また、分割納付業者の内２社から、分割納付の繰上償還の申し出があり、承認しております。

○　H17.6.13　120回分割を10回分割に変更（H18.2月末にて完納）

○　H17.11.10　60回分割を一括払いに変更　（H17.11月末にて完納）

〈公営住宅関係分〉
　三重県住宅供給公社に設置した滞納整理班による実績は、17年度末までに未収家賃等の回収額が約７５０万円、時効の完成による不納欠損額が約５００万円、計１，２５０万円の整理を行いました。
　また、最終的に督促行為に応じることのなかった滞納者に対する法的措置を、17年度は3月末時点で20件行ない、うち13件については完全回収、3件は和解による分納誓約、4件については今後、本人又は連帯保証人に対し差押えを行い回収する予定です。
　これらの取組の結果、督促状の発行件数は明らかに減じてきており、このことは入居者の家賃支払の義務意識の発揚に繋がり、未収金の発生抑止に効果があったと見ています。

〈県民局分〉
　取り組みの結果、収入未済額22,139,623円のうち、平成18年3月末現在で10,497,599円を徴収しました。

平成18年度以降（取組予定等）

〈損害賠償請求関係分〉
　平成１７年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。

〈公営住宅関係分〉
　今後もきめ細かな滞納整理活動を行ない、できるだけ初期段階での滞納回収に努めることにより収納促進を図り、悪質な滞納者には厳正な対応を行なうことにより、未収金の発生防止に繋げていきます。

〈県民局分〉
　許可申請時点での納入義務者への事前周知を徹底し、期限内納付を呼びかけることによって、発生防止を図り、滞納者に対しては督促状を送付し、電話や訪問等による督促を定期的に行い、引続き粘り強く徴収に努めていきます。
　収入未済の個々のケースの実態把握に努め、その滞納の状況によっては分割納付により徴収するなど、計画的な回収を図っていきます。
　また、今後も各地域機関の事務担当者との会議などにおいて、効果的な徴収事例などについて、地域機関の処理状況や意見の集約を行うことによって、未収金対策についての検討を行っていきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

6　県単公共工事の契約変更

地域機関の平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行となるよう指導されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

設計変更にかかるチェック体制の強化策として発注機関の指名審査会を活用することを規定した「三重県建設工事設計変更要領（案）」を策定しました。

平成１７年４月に担当者との意見交換会、同年１０月に各地域機関において説明会を開催し、その内容の周知を図り、同年１１月１日から同要領の試行を行っています。

なお、年度内に効果の検証を行う予定です。

2　取組の成果

策定した「三重県建設工事設計変更要領（案）」の意見交換会及び説明会を通じて、設計変更の実態を周知することにより、職員の設計変更に対する意識向上が図られた。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年１１月１日から試行している「三重県建設工事設計変更要領」の効果の検証結果を受けて、平成１８年度の本運用に向けて見直しを行い、設計変更の適正化を図ります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務委託契約については、競争入札を原則としていますが、契約の性質上競争入札に適さない案件等については、室内での精査・検討、指名審査会での審査等を経たうえで、慎重に随意契約締結の適否を判断しました。

2　取組の成果

業務委託契約の発注に際しては、原則競争入札として競争性、公正性、透明性の確保に努めました。随意契約については、従来どおり三重県会計規則及び地方自治法に基づき適正に処理されています。

平成18年度以降（取組予定等）

業務委託契約については、これまでと同様に、競争性、公正性、透明性の観点から引き続き競争入札を原則としつつ、適正な契約方法を実施していきます。

また、その性質、目的が競争入札に適しないときなどに締結する随意契約についても、理由等を十分精査し、競争性、公正性、透明性の確保に努めつつ、随意契約の割合が少しでも減少するよう努力していきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

８　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

特命随意契約については、契約理由、仕様書、予定価格調書等、室内での精査・検討、指名審査会での審査等を経たうえで、慎重にその適否を判断しました。

２　取組の成果

契約の機会均等、公正性、競争性、透明性の確保に努めましたが、業務の特殊性、業務執行機関が１機関しか存在しないなどの理由から、競争入札に適さない等やむをえないときに限り、特命随意契約を締結しました。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度も引き続き、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性の確保を図り契約手続の適正な運用に努めます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

プロポーザル方式による委託契約について、再発防止及び適正な事務処理を行うため留意点を整理して担当職員に周知し、契約事務の適正な執行に努めました。

2　取組の成果

プロポーザル方式による委託契約について、適正な執行をすることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き適正な執行に努め、プロポーザル方式のメリット・デメリットを検証・整理し、制度の充実を図ることとしています。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

（1）入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（公共事業総合政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即し、競争性、公正性、透明性の向上を目的に、「入札及び契約制度改善への指針」を平成１４年４月に策定し、この指針に基づき、入札・契約制度の改善に取り組んできました。

平成１６年度からは、新たな入札方式として総合評価落札方式（建設工事）、プロポーザル方式（建設コンサルタント業務）を試行し、本年度は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けて総合評価落札方式（建設工事）の対象範囲を広げ、規模が小さい工事にも簡易型として試行を行いました。

入札方法別の落札率の格差については、工事規模、施工の特殊性、技術力等の差異が主たる原因と推測しますが、工事の品質確保を行いながら、競争性の高い公募等による入札方式の拡大に努めました。

①〈新たな入札方法の試行〉（１８年３月末現在）

平成１７年度　総合評価落札方式試行件数（標準型）　３件
総合評価落札方式試行件数（簡易型）１３件
プロポーザル方式試行件数（委託業務）７件

②〈電子入札の実施〉

平成１７年１０月から建設工事に係るすべての発注について、原則、電子入札を導入し、透明性、競争性を高めました。

2　取組の成果

①　新たな入札方式の試行では、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に向け取り組みましたが、本格実施に向けては引き続き対象業務の試行拡大や効果について検証が必要です。個々の工事の取組成果については、複数年にわたり工事を実施しており、品質の向上、工期短縮、環境対策等の成果についても工事完成後に検証します。

②　平成１７年度の３月末の電子入札件数は工事が１，４９９件、建設コンサルタント委託１，３７１件 の２，８７０件となっています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　総合評価方式（標準型）、（簡易型）、プロポーザル方式の試行拡大を進め、本格運用へ向けて課題整理を進めていきます。

指名競争入札で実施している専門工事など特殊な工事について、透明性、競争性の高い公募型指名競争入札方式等へ適用拡大をしていきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（コスト縮減対策）

（2）平成16年度には、公共事業の計画から維持管理までのすべてのプロセスをコストの観点から見直す「第3次行動計画」が策定された。既に1.5車線化の導入やライフサイクルコストの提言などにも取り組んでいるが、第3次行動計画では、平成16年度から19年度の4年間で平成14年度対比 15%以上のコスト縮減を目標としているので、進行管理を的確に行い、目標達成に向け着実なコスト縮減策を実施されたい。

（公共事業総合政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１６年度に策定した「公共事業コスト縮減対策に関する第３次行動計画」に基づき、平成１６年度の発注工事１，６５９件のうち、１，２９７件（７８．１%）の工事においてコスト縮減対策が実施され、取り組まれた延べ施策数は２，２４９件（１工事あたり１．７件）となっており、これによるコスト縮減率は６．７%でした。

2　取組の成果

コスト縮減対策の取組状況を検証した結果、分野毎の縮減額の構成率では直接的コスト縮減が８２．７%を占めており、コスト縮減施策の取組件数が必ずしもコスト縮減率の向上に寄与しないこと、間接的コスト縮減施策が浸透していないことが確認されました。

そこで、平成１９年度の目標達成に向けては、集中投資による事業効果の早期発現や、事業計画の抜本的な見直しを図ることが今後の課題であります。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１９年度の目標達成に向けて、事業効果が早期に得られるように事業執行計画の見直しや、平成１４年度以前に設計された計画について、ローカルルールの適用など抜本的な見直しを行うなど、間接的なコスト縮減対策を重点的に実施していく。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（美しい景観づくり）

（3）景観法が平成17年6月に全面施行され、県には、法に基づいた良好な景観の保全や整備への取組が求められている。地域に応じた景観の形成を図るため、市町村の主体的な取組を支援するとともに、県民や事業者の理解と協力を得るよう取り組まれたい。

また、道路や河川、海岸整備など公共事業の実施や学校等公共施設の整備などに当たっては、三重県の自然景観や歴史的・文化的資源を生かした良好な景観を形成するよう、全庁的な仕組みづくりに取り組み、観光振興のためにも、魅力あふれた美しい県土づくりを推進されたい。

（住民参画・保全分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 景観法の制定を受け全県的な展開を図るため、地域住民や市町の景観形成への関心を高めることを主目的とした「みえの景観づくり推進事業」を実施し、具体的には、景観セミナーの開催(3回)や、市町(紀北町、尾鷲市)と景観交流会を共催しました。また、市町の主体的な取組を支援するために三重県景観アドバイザー制度を設け、市町にアドバイザーを派遣するとともに、県民に景観づくりを普及啓発するため、景観パンフレットを作成しました。

(2) 地域住民や市町との協働により、伊勢志摩地域や松阪・東紀州地域で地域資源を活かしたまちづくりに取り組み、この中で、景観に配慮した公共事業を実施しました。

(3) 三重県の自然景観や歴史的・文化的資源を活かした景観づくりが全庁的に展開できるよう関係部局の参画する三重県景観形成庁内連絡会議や県土整備部景観形成連絡会議を開催し、公共事業の実施や学校等公共施設の整備に際し景観に配慮することや景観施策、景観法に関する取組について情報共有しました。また、三重県景観計画の策定に向けた取組も始めました。

2　取組の成果

(1) 市町や県民に対して、普及啓発や支援を行ったことにより、亀山市職員による景観法研究会の実施や伊賀市での景観審議会委員等による勉強会の実施など県内の景観づくりへの取組が進みました。

(2) 伊勢志摩地域や松阪・東紀州地域で地域資源を活かしたまちづくりに取り組んだ結果、まちづくりに地域住民が主体的に取り組み、景観への意識が育ってきました。

(3) 庁内連絡会議を開催したことにより、景観づくりについては、全庁的に取り組む必要があることが共通認識になり、また、県が実施する全ての公共事業について、景観の視点を入れることについても認識され始めました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1) 引き続き、「みえの景観づくり推進事業」を実施し、地域が主体的に取り組む景観づくりを支援していきます。また、当事業の実施により、市町による景観計画の策定をはじめとした景観法の運用につなげていきます。

(2) 景観行政団体として、また、広域的な行政主体として、県全域の長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方向を明らかにするとともに、行為の制限の基準を定める、景観法に基づく三重県景観計画を策定します。策定にあたっては、市町の意見を聞きながら素案づくりを進め、有識者による研究会や三重県景観形成庁内連絡会議で意見交換を行っていきます。

(3) 引き続き、地域住民や市町との協働により、松阪・東紀州地域で景観まちづくりを進める中で景観に配慮した公共事業を実施します。また、公共施設の建設その他の公共事業にかかる良好な景観の形成のための指針の検討など、全ての県事業の実施にあたって、景観への配慮がされるよう取り組みを進めます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（道路橋りょうの維持管理）

（4）県単道路の延長は増加しているが、平成16年度の道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、前年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.1%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（住民参画・保全分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

公共土木施設の多くを占める道路施設を適切に維持管理していくことは、道路利用者の安全で快適な通行を確保するため非常に重要であると考えています。

一方、社会情勢が大きく変化する昨今、公共事業を取り巻く財政状況は厳しくなっており、維持修繕費においても同様に減少しております。

平成１８年度予算のシーリングは対前年度比８５％でありましたが、維持管理費は義務的な経費であると考えており、維持管理費の安易な削減は公共土木施設の維持管理水準の低下を招き、道路管理瑕疵事故の増加が懸念されることから、道路維持管理費については対前年度比９０％を確保することといたしました。

今後、限られた予算の中、道路構造物をどのように延命化させるかが重要な課題であり、対症療法的な施設補修から、計画的な施設点検のもとで、例えば、施設の管理水準レベルをその重要度に合わせて設定していくなどの方法によって、計画的かつ効率的な補修を行うとともに、将来にわたって機能を充分発揮できるよう引続き維持管理に取り組んでまいります。

2　取組の成果

道路舗装について、保全・災害室と各建設部保全Ｇで構成する維持管理ワーキングにおいて、管理水準の考え方等について平成１７年度中に整理を行いました。

また、橋梁についても定期的な点検により健全度を把握し、適切な時期での補修が可能となるように点検マニュアルの策定を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

道路舗装について維持管理レベルの設定を行い、実施に向けての検討を行います。

橋梁については点検マニュアルを作成次第、橋長１５ｍ以上の橋梁について点検マニュアルに基づき、健全度のチェックを行い、劣化の著しい橋梁については緊急的に補修を行います。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（道路整備の計画的な推進）

（5）新道路整備戦略では、平成15年度から平成19年度までに、前期完成箇所として82箇所を整備する計画であるが、平成16年度末における完成実績は14箇所であることから、前期完成箇所の目標達成をめざして、計画的、重点的に取り組まれたい。

なお、前期完成箇所のうち、1次及び2次の緊急輸送道路と位置づけられているものは19箇所で、そのうち平成16年度末で整備済箇所は3箇所である。緊急輸送道路の整備については、東海地震、東南海・南海地震の発生に備える観点からも、取組を強化されたい。

（道路政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

新道路整備戦略の「前期完成」８２箇所のうち、１６年度末までに完成したのは１４箇所です。平成１７年度には、残り６８箇所のうち６４箇所について、１９年度末の完成をめざして事業を実施しています。

また、新道路整備戦略の「前期完成」８２箇所のうち、第１次および第２次緊急輸送道路に位置付けられている１９箇所について、１６年度までに完成したのは３箇所であり、平成１７年度には、残り１６箇所について事業を実施しています。

2　取組の成果

新道路整備戦略の「前期完成」箇所で今年度、事業を実施している６８箇所のうち、今年度末には、国道３６５号（四日市市末永町）、鈴鹿環状線（鈴鹿市御薗町）、大台ヶ原線（大台町久豆）、長島港古里線（紀北町紀伊長島区海野）など、あわせて１４箇所で完成しました。

また、緊急輸送道路において事業を実施している１６箇所のうち、今年度末には、伊勢柏崎停車場線（大紀町崎）、上野大山田線（街路名　伊賀上野橋新都市線：伊賀市上野丸之内～上野恵美須町）の２箇所で完成しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度以降も、新道路整備戦略の「前期完成箇所」の残る箇所について早期完成に向け取り組んでまいります。

また、緊急輸送道路の整備についても、引き続き早期の供用開始に向けて取り組んでまいります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（橋梁の耐震補強工事）

（6）県管理の緊急輸送道路において、長さ15m以上の橋梁が390橋あるが、耐震補強工事が実施済であるのは270橋（69.2%）となっている。

耐震補強工事が未実施である120橋については、緊急度の高いものから優先的に整備を進め、2010年度までに完了することを目標としているが、引き続き計画的かつ着実に補強工事を実施されたい。

（道路政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成16年度に路線の重要度、橋梁の架設年次等から耐震対策の緊急度について優先順位付けした橋梁耐震補強の整備方針を策定しました。

平成16年度末で耐震補強工事が未実施となっている120橋については、この整備方針に基づき計画的に整備を進めました。

また、平成１７年度に国土交通省と連携し、緊急輸送道路にかかる橋りょうのうち、特に優先的に耐震対策を進める必要のある橋りょうを対象に「橋梁耐震補強３カ年プログラム」（平成１７年度～１９年度）を定めました。

2　取組の成果

平成17年度においては、新たに19橋の耐震補強工事を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に策定した「橋梁耐震３カ年プログラム」に則り、引き続き耐震政策の促進を図っていきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見
（志摩開発有料道路の償還金）
（7）志摩開発有料道路（パールロード）の2期分については、平成18年6月末に料金徴収期間が満了するが、通行台数の実績が計画当初の見込通行台数を大きく下回っており、償還不能債務が約32億円と多額に生じる見込みであるので、県としての対応策を早急に確立されたい。

（道路政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

料金徴収期間満了時点（平成18年6月末）での未償還金は、県出資金６億２千万円、県貸付金２４億３７百万円が残りますが、これを県負担金として充てることについて検討しました。

2　取組の成果

未償還金の清算については、本来の道路管理者は県であるとともに、当道路がこれまで伊勢志摩地域周辺の地域開発に貢献してきた点等を踏まえ、平成18年度当初予算において、県負担金を予算措置しました。

平成18年度以降（取組予定等）

料金徴収期間満了時点（平成18年6月末）で未償還金の清算を行い、翌７月１日から一般県道鳥羽阿児線として県が管理し、志摩地域の観光振興、地域住民の利便性向上に貢献していきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（自然災害に対するハード・ソフト対策）

（8）平成16年度末において、ハード対策の指標である土砂災害保全率は23.4%、河川整備率は37.0%、海岸整備率は 62.4%となっているが、今後も、自然災害を防止するために、重点的、計画的に整備を推進されたい。

なお、海岸保全施設の簡易的な耐震点検結果において、震度5強～6弱の地震が発生した場合、防潮施設としての機能が確保できない可能性が高いと想定される施設が点検施設延長の 45.0%に当たる 97.5Kmに及んでいるので、関係部局と連携をとりながら、緊急度の高い箇所から、詳細調査を計画的に実施するなどして、早急に対策を講じられたい。

また、ハード対策の推進とともに、洪水、土砂災害、津波にかかるハザードマップの作成、土砂災害情報相互通報システムの整備等のソフト対策についても、市町村や防災危機管理局と連携して積極的に推進されたい。

（流域整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（河川室）

・平成１６年度に来襲した台風２１号による豪雨で大規模な浸水被害を受けた紀北町、伊勢市などにおいては、再度災害を未然に防止するため、改良復旧事業を実施しました。

・河川整備等のハード対策については、洪水等の浸水被害から県民の生命・財産を守るため、河川改修や河川断面を阻害している横断構造物の改築等の河川改修事業を実施しました。

・ソフト対策については、洪水時に地域住民が迅速に避難できるよう市町が作成する洪水ハザードマップ作成支援のための浸水想定区域図を作成しました。

（砂防室）

・平成１６年度に来襲した台風２１号による豪雨のため、旧宮川村（現大台町）を中心とした大規模な土砂災害については、災害関連緊急砂防・地すべり対策事業を実施するとともに、砂防・地すべり激甚災害対策特別緊急事業に着手しました。

・ハード対策については、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の整備を実施しました。

・ソフト対策については、新たに３町でハザードマップの作成を行うとともに、土砂災害情報相互通報システムの整備を実施しました。

（港湾・海岸室）

・海岸保全施設整備については、効果の早期発現に向け一層の重点投資を行いました。

・簡易耐震点検結果や津波シミュレーション結果等を踏まえ、今後優先して詳細な調査や整備を行う必要性が高い箇所の絞り込み作業を進めました。また、海岸整備アクションプログラムや海岸保全基本計画への位置づけを行い整備に向けた計画立案のため関係機関との調整を進めました。

・津波対策については、閉鎖に時間を要する大型防潮扉の閉鎖操作自動化を進めました。

・津波ハザードマップの作成等に関しては、各市町の作成予定、意向等を確認するとともに、ハザードマップ作成を支援するために簡易耐震点検結果に関する情報提供を行いました。

2　取組の成果

（河川室）

・大規模な浸水災害が発生した紀北町、伊勢市などで激甚災害対策特別緊急事業１河川、災害復旧助成事業２河川、災害関連事業３河川で工事実施しました。また大谷川（松阪市）災害関連事業の工事を完了しました。

・ハード対策については、事業箇所の重点投資により、相川他２２河川で河川改修事業を実施した結果、河川整備率を37.1%（平成１７年度末予定）に向上させました。

・　ソフト対策としては、浸水想定区域図作成事業（重点プログラム）や平成１７年度に新規創設された国庫補助事業により、８河川の浸水想定区域図を作成し、４市へ提供しました。

（砂防室）
・大規模な土砂災害が発生した旧宮川村、旧紀伊長島町（現紀北町）で災害関連緊急砂防事業５渓流、災害関連緊急地すべり対策事業２箇所で工事を完了しました。
　また、砂防・地すべり激甚災害対策特別緊急事業に着手しました。
・ハード対策については、コスト縮減を図りつつ着実に推進させ、土石流対策として６１渓流、がけ崩れ対策として２７箇所などで土砂災害防止施設の整備を進めた結果、土砂災害保全率を２３．９％（平成１７年度末）に向上させました。
・ソフト対策としては、土砂災害情報相互通報システム整備事業により２，６２８箇所の土砂災害危険箇所で整備を図り、累計７市町、５，２７２箇所で情報共有が行えるようになりました。
　また、旧北勢町、旧員弁町、旧大内山村でハザードマップの作成を行い、旧市町村単位で累計３２市町村のハザードマップの作成を行いました。
　また、土砂災害に対する意識を向上させるため、研修や出前トークなどの実施、広報等による情報の提供などにより、周知・啓発を図りました。

（港湾・海岸室）
・ハード対策については、事業箇所の重点投資により道瀬地区他１地区で事業が完了し、海岸整備率を62.5％（平成１７年度末予定）に向上させました。
・施設の耐震対策については、今後優先的に詳細な調査や整備を行う必要性が高い箇所の絞り込みを行うとともに、抽出された箇所を踏まえた、海岸整備アクションプログラムや海岸保全基本計画の見直し作業に着手し、平成１８年度の早期完了を目途に作業中です。
・津波等の被害を軽減するための対策である大型防潮扉の閉鎖操作自動化については、尾鷲港他１０港で２５基の整備を行いました。
・ソフト対策としては、海岸保全施設の簡易耐震点検結果を公表することにより、地震・津波発生時における防災意識を向上させるための周知・啓発を図りました。

平成18年度以降（取組予定等）

（河川室）
　ハード対策については、引続き、洪水等の浸水被害から県民の生命・財産を守るため、コスト縮減を図りつつ三滝川他２４河川で河川改修事業を着実に進めます。また、三滝川については、狭窄部となっている近鉄橋梁を架替え、河川断面を拡幅することにより、浸水被害を軽減するための鉄道橋・道路橋緊急対策事業に平成１８年度から着手します。
　ソフト対策についても、引続き市町の洪水ハザードマップ作成が進むよう、５河川の浸水想定区域図を作成し、４市町に提供します。

（砂防室）
　ハード対策については、旧宮川村を中心として発生した大規模な土砂災害について、砂防・地すべり激甚災害対策特別緊急事業を進めるとともに、コスト縮減を図りつつ着実に推進させ、土石流対策として５６渓流、がけ崩れ対策として２２箇所などで土砂災害防止施設の整備を進めます。
　ソフト対策については、防災危機管理局と連携しながら、土砂災害情報相互通報システム整備事業により、平成１８年度までに土砂災害危険箇所８，２０５箇所（１５市町）で土砂災害に関する情報の共有化を進めます。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定については、基礎調査を実施し、約７００箇所で指定を行うように進めます。
　この他にも土砂災害に対する意識の向上を図るため、引き続き研修や出前トークなどを実施し、周知・啓発を図ってまいります。
　なお、土砂災害ハザードマップの作成は平成１８年度以降、砂防事業での作成ができなくなるため、市町が防災マップを作成する際に、土砂災害危険箇所も記載するように働きかけます。

（港湾・海岸室）
　ハード対策については、海岸保全施設の整備により高潮・津波等の被害の防止・軽減を図るため、コスト縮減を図りつつ２９地区海岸で高潮対策事業等を着実に進めます。そのなかで地震津波対策として、尾鷲港他９港で４１基の大型防潮扉の閉鎖操作自動化を進めるとともに、堤防補修や詳細な耐震点検等を実施します。
　また、ソフト対策についても、津波ハザードマップの作成・更新のため、詳細な耐震点検結果に関する情報提供を行うとともに、防災意識を向上させるための周知・啓発を図ります。
　今後とも、海岸保全対策については、防災危機管理局と連携しながら、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせ、被害の防止・軽減に努めます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（土砂災害防止法に基づく警戒区域指定）

（9）土砂災害警戒区域の指定については、対象箇所が16,206箇所と多数であるが、平成15年度までに基礎調査が終了したのは440箇所にとどまっていることから、計画的に基礎調査を実施し指定手続を進められたい。

（流域整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・建設部毎に定めた基礎調査実施計画に基づき、優先順位の高い地区から順に960箇所の基礎調査を実施しました。
・特に、平成16年度に大規模な土砂災害が発生し、早期に警戒避難体制を整備する必要がある旧宮川村（現大台町）を集中的に調査しました。
・平成16年度までに基礎調査が終了した440箇所の内、地元との協議が整った、いなべ市藤原町地内の2地区（17箇所）を12月26日に土砂災害警戒区域に指定しました。
・基礎調査のコスト縮減を図るため、調査内容の見直しを行いました。

2　取組の成果

・960箇所の基礎調査を実施した結果、基礎調査の終了箇所の合計が1,400箇所になりました。
・特に、集中的に調査を行った旧宮川村（現大台町）については、土砂災害危険箇所557箇所の内、233箇所（42%）の基礎調査が終了しました。
・いなべ市藤原町の2地区（17箇所）を土砂災害警戒区域に指定したことによって、延べ357戸の人家（公共施設を含む）が土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備対象になりました。
・基礎調査の内容を土砂災害警戒区域の指定に必要な項目のみに絞り込むことにより、調査単価を従来の42%に抑えることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

・平成18年度においても、建設部毎に定めた基礎調査実施計画に基づき、優先順位の高い地区から順に300箇所の基礎調査を実施します。
・また、平成17年度までに基礎調査が終了した箇所の内、約700箇所を地区単位で土砂災害警戒区域に指定する予定です。
・できるだけ早く区域指定を終了させるために、引き続き、基礎調査の効率化、歩掛の見直し等コスト縮減に取り組んでいきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県営都市公園の維持管理及び整備）

（１０）　県営都市公園の維持管理については、新規整備による管理面積の増加等に対応するため、一層の効率化が求められている。熊野灘臨海公園については、指定管理者制度が導入されるが、他の５公園については、引き続き直営で管理されるので、課題等を検証し、一層の効率的な維持管理に努められたい。

また、今後の都市公園整備については、県民ニーズを的確に把握したうえで必要な整備を重点的に行われたい。特に、北勢中央公園については利用者が減少しているので、その要因を分析し、今後の施設整備及び管理に反映されたい。

（都市政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（１）　熊野灘臨海公園については、平成１８年度より指定管理者制度を導入することとし指定管理者を決定しました。

（２）　北勢中央公園をはじめ都市公園整備については、利用者ニーズを取り入れるための住民検討会を開催し、とりまとめられた計画に基づき重点的に実施しました。

（３）　北勢中央公園の利用状況の改善に向けては、新たな開園により公園の魅力を高めることが必要と考え、集中的に整備する区域を設定し事業進捗を図りました。

（４）　ホームページをはじめ情報提供の充実、イベントの実施、公園利用者の声の把握など、県営都市公園の運営に配慮しました。なかでも北勢中央公園についてはパンフレットを新たに作成し、道の駅での情報提供さらに公園沿線の鉄道駅での乗降客への情報提供などにより公園利用率の向上に努めました。

2　取組の成果

（１）　平成１７年度の維持管理費については、前年に対しおおよそ１割削減しました。

（２）　北勢中央公園の集中的に整備する区域における事業用地の取得を完了しました。

（３）　平成１７年度の北勢中央公園の利用者数は、約１３万４千人を数え昨年度を上回りました。

平成18年度以降（取組予定等）

取組内容

（１）　熊野灘臨海公園においては、指定管理者による公園管理が始まります。また、直営管理の５公園について、課題等を検証し指定管理者制度の導入を検討します。

（２）　維持管理については、より適正かつ効率的な業務の実施を図るため費用対効果や多様化する利用者ニーズに留意しつつ、引き続き適正な管理水準の検証を進めます。

（３）　ホームページをはじめ情報提供の充実、イベントの実施、公園利用者の声の把握など、利用者の視点に立った都市公園の運営に引き続き努めます。

（４）　北勢中央公園においては、公園東側の玄関口や駐車場を整備し公園の魅力を高めます。さらに、平成９年度以来の追加開園を順次図ってまいります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（下水道整備の推進）

(11)平成16年度末の下水道普及率は35.7%で、前年度より1.8ポイント上昇しているが、全国平均の68.1%と比較して、依然として低い水準にある。

各地域の状況変化に対応するため、平成9年3月に策定した生活排水処理施設整備計画について、平成16年度から見直し作業を行っているが、引き続き下水道普及率の向上に努めるとともに、流域下水道の整備については、関係市町の公共下水道の進捗と整合を図り、幹線管渠の延伸や処理場の整備を進められたい。

（都市政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

●下水道普及率の向上

本県では下水道整備を県の重要施策として位置づけており、関連市町と連携して流域下水道の効率的な整備を推進するとともに、下水道普及率新ジャンプアップ事業補助金等により市町の面整備の支援を行い、下水道普及率の向上に努めました。

また、市町においては、下水道の工事地元説明会等において、パンフレットなどを用いて水洗化率の向上に向けたＰＲを行っています。

2　取組の成果

●下水道普及率の向上

・平成１７年度において、流域幹線管渠８．８km（換算延長）を整備するとともに、流入量の増加に対応して処理場の整備を進め、平成１７年度末における下水道普及率は、３７％となる見込みです。

・平成１８年６月に宮川流域下水道宮川処理区が一部供用を開始します。

・志登茂川処理区は、平成１８年に処理場工事に着手します。

平成18年度以降（取組予定等）

●下水道普及率の向上

流域下水道については、平成１８年６月に宮川処理区を供用開始するとともに、１８年に処理場工事に着手する志登茂川処理区をはじめ、他の処理区についても関連市町と連携を図り、事業推進に努めます。また、市町の実施する単独公共下水道についても、市町が計画的、効率的に事業が進められるよう、事業調整等の支援を行い、普及率の向上に努めます。

平成１７年度に三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の見直しを行ったことから、新しいアクションプログラムに基づき、市町や生活排水処理施設整備事業を所管する各部と連携し、生活排水処理施設の早期整備に向けて計画的、効率的な事業の推進を図ります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（流域下水道事業の会計の明確化）

(12) 流域下水道事業の運営について、人件費や高度水質処理にかかる経費において、一般会計との区分が明確でない部分がある。使用者（市町村）が負担すべきものと一般会計で負担すべきものとの区分を明確に整理し、使用者（市町村）が負担すべきものについては特別会計で適正に会計処理を行われたい。

（都市政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

人件費については、一般会計と特別会計での費用負担のあるべき姿の作成に向けて検討するとともに、下水道室・下水道部で維持管理業務に従事する職員の人件費負担等を市町と協議を行ってきました。

三重県流域下水道は、標準の処理方法から更に水質を高める高度な処理方式により処理しています。高度処理に要する経費は、標準処理と高度処理を含めた全体の処理経費の差額分となり、処理手順が一連であるため、その経費を算出することが困難な状況ですが、平成１６年度決算において電力費については算出方法を検討し、推計により算出しました。

また、その他の経費においても算出が可能なものがないか検討を行いました。

2　取組の成果

下水道室・下水道部で維持管理業務に従事する職員の人件費を市町の維持管理負担金で負担することについて、市町の同意を得るように協議しておりますが、下水道室・下水道部における業務は流域下水道管理者である県の責務であるため県が負担するべきであり、下水道経営計画にも含まれていないということから関連市町の同意を得るに至っておりません。

高度処理にかかる薬品費及び一部施設の定期点検費が推計により算出が可能であると思われるため、算出方法を精査し、電力費数値とともに負担区分明確化への基礎資料とします。

平成18年度以降（取組予定等）

下水道政策研究会下水道財政・経営論小委員会の中間報告において費用負担のあり方について再整理する必要があるとされているため、最終報告を待ち現在の負担方法を検討したうえで長期的課題として流域関連市町と協議を行っていきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（木造住宅の耐震診断、耐震補強補助事業）

（13）木造住宅の耐震診断補助事業は、平成16年度においては8,000戸を予定したが、実績は4,018戸であった。平成15年度から平成18年度までの間に、全体で29,000戸を診断する予定であるが、平成16年度末までの診断実績の累計は7,811戸であるので、さらに普及啓発活動を強化し、事業を推進されたい。

また、耐震補強補助事業についても、平成16年度は100戸の予定に対し実績が41戸となっているので、耐震補強に対する支援制度の普及啓発についても、取組を強化されたい。

（住まい政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

木造住宅の耐震診断件数や耐震補強件数は、目標に達していない状況であるため、普及啓発活動を積極的に行う必要があると考え、下記の取り組みを行いました。

① 地域住民向け普及イベントの開催
- 「大型店舗等での住宅耐震キャンペーンと住宅相談窓口設置」（11回）
- 「地震防災講演会でパンフレット等配布と相談窓口対応」（19回）
- 「出前トークの開催」（4回）

② 配布物等による普及啓発
- チラシ、パンフレットの印刷、ポスターの作成印刷
- 県政だよりでの周知

③ マスコミとの協働
- 三重テレビ等のテレビ番組制作への協力（防災危機管理局と連携）（8回）
- ＦＭ三重等のラジオ番組制作への協力（広報広聴室、防災危機管理局と連携）（8回）
- 県内主要6紙の新聞広告への掲載（広報広聴室、防災危機管理局と連携）（2回）

④ 防災教育による普及
- 小中学校における住宅耐震を含んだ防災教育（教育委員会と連携）（24校）

⑤ 専門家養成と協働
- 耐震診断や耐震補強の技術者向け講習会開催（5回）
- 耐震ネットワークを構築し、コーディネーターを養成する研修会開催（2地区）
- 住宅改修（耐震・バリアフリー化のための）アドバイザー講習会開催（1回）

⑥ 市町との連携
- 担当者会議の開催（4回）
- 取組強化のための市の幹部への働きかけ（7市）

⑦ 産・学・官との連携
- 今年度から、産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学）、官（県と市町）で「三重県木造住宅耐震化推進会議」を設置して、「施策・認定」「診断」「補強」「広報」のワーキンググループで、費用軽減につながる新たな補強工法の検討や効率的な県内の広報活動統一化などの検討を行っています。

2　取組の成果

平成17年度の防災に関する意識調査（平成17年10月）によると、県民の東海・東南海・南海地震への関心度は「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせると93%となり、大地震に対する関心が高いものの、耐震診断や補強までの行動には至っていない結果となっています。

（1）　木造住宅耐震診断支援

平成17年度は目標を8,000戸とし、年度当初から全市町村で事業に取り組みました。3月末現在で3,064戸の実績があり、累計で10,875戸になります。

（2）　木造住宅耐震補強補助

平成17年度は29市町中22市町が事業に取り組み、3月末現在で120戸の実績があり、今年度目標125戸に対して約95%の達成率となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に産・学・官で設置した「三重県木造住宅耐震化推進会議」において、耐震診断を受けた方を対象に行ったアンケート調査（平成17年度末集計）を分析して、効果的な普及方法を検討するとともに、同会議で研究をしている費用軽減につながる簡易な補強方法の研究成果（平成17年度末報告）を実際の補強に活かせるように検討をします。

また、昨年度取り組んできた以下の普及啓発事業に引き続き取り組むほか、耐震に関する信頼できる設計者等を紹介できるシステム構築を検討し、情報提供に努めます。

① 地域住民向け普及イベントの開催
② 配布物等による普及啓発
③ マスコミとの協働
④ 防災教育による普及
⑤ 専門家養成と協働
⑥ 市町との連携
⑦ 産・学・官との連携

部局等名　県土整備部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（屋外広告物対策）

（14）屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

（住まい政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・実態調査の結果をもとに違反広告物を特定するとともに、当該広告物の設置者の把握を進めました。また、設置者及び違反内容が判明した違反広告物について、順次、是正指導を行いました。
・屋外広告物の規制に対する実効性を確保するため、屋外広告業の登録制度及び広告主に対する指導・勧告制度を設ける等、屋外広告物条例の規定を整備しました。
・広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、屋外広告業者及び屋外広告業従事者等を対象として、屋外広告物講習会を開催しました。
・屋外広告業者に、実態調査の調査結果に基づき強力に是正指導を行っていることを示すとともに、管理する屋外広告物について、違反がないか自主点検を行うよう指導しました。
・円滑に権限移譲を進めるため、県と市町村の新しい関係づくり協議会屋外広告物条例ワーキング等において、屋外広告物にかかる権限移譲のあり方等について協議を行いました。
・新津市への事務の引継を円滑に進めるため、合併協議会分科会において移譲事務について説明を行うとともに、市及び建設部の担当者と引継にかかる事務手続きについて協議・調整を行いました。
・市町村合併にともない、新しく許可地域に編入される町に対し、屋外広告物の許可事務について理解を求めるとともに、住民への周知を行いました。

2　取組の成果

・実態調査において調査を行った屋外広告物３万件のうち、約２万件について調査結果の整理を終えました。このうち、違反となる広告物は約６千件であり、その大半は手続き違反であることが判明しました。
・全県的な実態調査及びその後の指導等により、広告主及び屋外広告業者において、自己点検が行われるとともに、未申請物件について申請手続きが行われました。
・他府県からの参加者をあわせ約百名が屋外広告物講習会に参加し、屋外広告物条例、デザイン、構造等の講習を受講しました。
・平成１８年１月をもって、旧久居市等にかかる屋外広告物事務を新津市へ引き継ぎました。
・許可地域への編入その他について、市町村広報に登載していただいたこと等により、住民への周知が図られる等、移行にかかる事務を円滑に進めることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

・実態調査の調査結果の整理とともに、違反広告物の設置者の確定作業を進め、改正屋外広告物条例に基づき、広告主に対する是正指導を行います。
・違反広告物の是正指導を強力に進めるとともに、違反広告業者に対しては立入調査や屋外広告業登録制度に基づく処分を行うなど、悪質な屋外広告業者を排除します。
・屋外広告物事務の権限を移譲している市・町において、円滑に屋外広告物事務が行われるよう、支援を行います。
・中核市への移行を予定している四日市市に対し、屋外広告物事務を円滑に引き継げるよう協議・調整を行います。

部局等名　県土整備部

監査の結果

２　財務等に関する意見

（３）公有財産の管理事務

ア　未登記

過年度に取得した公共用地の登記処理については、平成16年度には、累計7,163筆分の土地調査表（カルテ）の作成を完了し、新たに 331 筆の処理を完了したが、依然として未登記が 6,054 筆ある。引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（公共事業総合政策分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

・平成１４年度に「未登記対策推進事業」の創設による予算の大幅増と、各建設部に未登記担当者の明確な位置づけを行って以来、従前の１０倍以上の未登記処理を行ってきましたが、引き続き平成１７年度も処理目標（県土整備部全体で２００筆）を定め、毎月の進捗管理を行うなど目標達成に向けた取り組みを行いました。

・未登記処理に当たっては、平成１６年度で作成が完了した「カルテ」（案件毎に権利関係等を調査したもの）の分析結果により定めた「平成１７年度以降の処理方針」に沿って、登記処理難度が低いものを優先などしながら処理効果が上がる取り組みを行いました。

・各建設部の未登記担当者を対象とした専門家講師による「研修会」を開催して職員の不動産登記知識の向上や、「担当者会議」を随時開催するなど本庁と地域機関が一体となった取り組みを行いました。

２　取組の成果

・処理の設定と研修会（７月１日開催）の実施など本庁と地域機関が一体となった取り組みにより、１８年３月末現在で２５５筆の未登記処理を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・適正な財産管理及び未登記を原因とするトラブル防止のため、今後も引き続き計画的な未登記の解消に努めます。

・平成１８年度の処理目標は１７年度と同程度の２００筆を予定しています。

部局等名　県土整備部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（3）公有財産の管理事務

イ（ア）　未利用地

廃川敷等の県土整備部所管の普通財産が38,816.81㎡あるから、その有効活用、売却等を推進されたい。

（公共事業総合政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

国から譲与を受けた廃道・廃川・廃浜敷地等の財産や県道敷地等でその後廃道敷地となった財産については、県土整備部において管理、処分しています。

廃道・廃川・廃浜敷地等は、土地の形状や道路との接道条件が悪く、また、面積についても適当でないものが多いため、売り払いが困難な状況ではありますが、県としての利用計画がない普通財産は早急に処分する方針です。

処分にあたっては、公共事業の代替地として活用するとともに、市町など他の地方公共団体の事業用地への提供、一般競争入札による売却処分、或いはその財産に特別の縁故を有する者（許可を受けて貸付を受けている者、隣地土地所有者等）への売却を行っています。

2　取組の成果

平成17年度の県有財産処分の実績は、11件（22筆、4,414.11㎡、45,645,944円）となっています。（平成17年度に新たに発生した廃道敷等の財産を含む）

［内訳］

・売却　　6件（8筆、2,049.81㎡、45,045,544円）隣接地権者等へ随意契約

・所管換　　1件（3筆、316.00㎡、600,400円）企業庁へ有償所管換え

・無償譲渡　4件（11筆、2,048.30㎡）市町へ道路敷として無償譲渡

一般競争入札の実施状況は下記のとおりです。

平成18年1月26日実施　松阪市内　1件（1筆1,787.32㎡）応札者なし

平成18年度以降（取組予定等）

県土整備部所管の県有普通財産について、一般競争入札制度も活用しながら、1件でも多く処分できるように引き続き努めていきます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（3）公有財産の管理事務

イ（イ）　未利用地

津松阪港大口埠頭及び白子港造成地において未売却地が17,707.77㎡、四日市市稲葉町において旧運河敷の未利用地が331.00㎡あるから、引き続き用地の早期売却に努められたい。

（流域整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）津松阪港大口埠頭　　4,039.17㎡

・　港湾改修工事に伴う浚渫土砂の堆積場及びケーソン置場等として利用しています。

（2）白子港　　13,668.6㎡

・　白子港造成地の売却用地のうち4,678.32㎡をヨシエビ等の中間育成施設敷地として平成17年10月に三重県農水商工部（水産基盤室）に有償所属替しました。

・　鈴鹿市漁業協同組合に対しては、606.11㎡を8月に契約締結し、売却しました。

・　残る区画については、鈴鹿市と平成18年1月に契約締結し、全ての区画を売却しました。

（3）旧運河敷　　331.00㎡

・　不法占用されている物件について、文書送付や撤去指導の結果、平成17年11月に撤去しました。撤去後に土地鑑定評価を行い、買受希望者に対して平成18年3月に売却契約しました。

2　取組の成果

（1）津松阪港大口埠頭

・　現在港湾改修工事を行っており、工事に伴う材料置場等として利用していることから、工事完成後（平成18年度完成予定）に処分を行います。

（2）白子港

・　白子港の未売却地のすべての用地を売却しました。

（3）旧運河敷

・　不法占用物件を撤去させることができました。
　未利用地の買受希望者に対して平成18年3月に売却契約しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）津松阪港大口埠頭　　4,039.17㎡

・　現在港湾改修工事を行っており、工事に伴う材料置場等として利用していることから、工事完成後（平成18年度完成予定）に処分を行います。

部局等名　県土整備部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（3）公有財産の管理事務

ウ　港湾施設の管理

津松阪港及び宇治山田港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が存在する事態が放置されていたので、津松阪港については早期に解決を図るとともに、今後、同様の事態を生じさせないように、適正管理を徹底されたい。

（流域整備分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 津松阪港の無許可占用工作物２件のうち１件については、話合いでの解決を目指すことを確認し、4月、7月、9月、10月、12月に協議を行いました。

もうひとつの物件については、当初は撤去の意思がないので頻繁に訪問し説得を行いました。

(2) 宇治山田港については、会社の倒産により工作物が占用許可を受けていない状況にありましたが、占用申請希望者を探していたところ希望者が見つかり、占用許可を行いました。

(3) 平成17年10月に各建設部の港湾・海岸事務担当者に対して、津松阪港の無許可占用工作物の現地視察を行い、同様の問題案件が発生した場合には、早期に対応するよう周知徹底を行いました。

2　取組の成果

(1) 津松阪港の工作物の１件については、協議の結果、平成１８年１月末に自主撤去されました。

残るもう１件の工作物についても、引き続き指導を続けた結果、１件が自主撤去したという状況の変化から、話し合いに応じるようになり、撤去に向けての意向を示すようになってきました。

(2) 宇治山田港の工作物は、平成１７年９月６日から占用許可を行い、解消しました。

(3) 各建設部の担当者において、無許可占用工作物の現地視察により認識を深めました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1) 津松阪港の残った１件については、撤去に向けての意向を示してきたことから早期の撤去を目指し、話し合いを継続します。

(3) 各建設部の港湾・海岸事務担当者会議などで各建設部の担当者に対し、今後も無許可物件が発生しないようパトロールの強化と問題案件に対し、早期に対応するよう周知徹底を図ります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

２　財務等に関する意見

（４）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・　項　目：１　業務委託の実施状況（特命随意契約）
・　内　容：（１）接遇診断業務委託の予定価格算定方法不明確
・　箇所数：１

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

今後、同様の契約を行う場合は予定価格の積算根拠を起案に明示することとしました。

２　取組の成果

平成１７年度の同種の契約については、実施伺いの際、予定価格の積算根拠を明示しました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後、同様の契約を行う場合は予定価格の積算根拠を起案に明示することとします。

部局等名　県土整備部

監査の結果

２　財務執行に関する意見

（４）　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・　項　目：１　業務委託の実施状況（特命随契）
・　内　容：（２）伊勢湾流域における効率的な汚濁負荷削減手法の検討業務は、東海３県１市の契約金額が同一で、再委託率が著しく高率。
・　箇所数：１

（都市政策分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

当該業務委託は、平成１６年度に完了しており、平成１７年度は実施していません。

今後、同様の業務委託を実施する場合には、契約方法、費用負担等について３県１市で協議、検討するなど適正に実施するよう努めます。

２　取組の成果

平成１７年度、同業務委託は実施していません。

平成18年度以降（取組予定等）

当該業務委託は、平成１６年度に完了しており、平成１７年度は実施していません。

今後、毎年度予算編成時期に３県１市の共同調査の有無について確認し、予算に反映させるとともに、契約方法、費用負担等について３県１市で協議、検討し、適正に実施するよう努めます。

部局等名　県土整備部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（4）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・ 項　目：1　業務委託の実施状況（特命随意契約）
・ 内　容：（3）県営住宅管理事務委託の契約書に、県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項なし
・ 箇所数：1

（住まい政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

① 県個人情報取扱事務委託基準に定めた条項を、委託契約の一部を変更する契約書の中に記載しました。

2　取組の成果

県個人情報取扱事務委託基準に定めた条項を、委託契約書の中に記載しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降は、指定管理者制度を導入するため、指定管理者との協定書の中で当該条文を記載いたします。

部局等名　県土整備部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（4）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・項　目：1　業務委託の実施状況（特命随意契約）
・内　容：（4）都市計画法関連サブシステム維持管理業務委託の契約書に、県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項なし
・箇所数：1

（住まい政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・平成17年度に行った業務委託で個人情報を取り扱うものは、開発許可システム過年度登録業務委託及び開発許可システム維持管理業務委託の2件でしたが、2件とも県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項を委託契約書の中に記載しました。

2　取組の成果

・県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項を、委託契約書の中に記載しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・平成18年度以降においても、個人情報を取り扱う業務委託を行う場合は、県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項を委託契約書の中に記載いたします。

部局等名　県土整備部

監査の結果

２　財務等に関する意見

（４）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・ 項　目：２　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）
・ 内　容：（１）「みえのＩＴＳ」ビデオ作成業務委託の選定評価表へ鉛筆による記載は不適当、「実施要領」不明確
・ 箇所数：１

（道路政策分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

再発防止及び適正な事務処理を行うため、

・ 選定評価表への記載方法について、留意点を整理して担当職員に周知しました。
・ 企画提案コンペ方式の委託業務の発注の流れを整理して担当職員に周知しました。

上記について、マニュアル化しました。

２　取組の成果

マニュアル化することで、情報共有と引継が図れました。

なお、本年度は、プロポーザル（企画提案コンペ）方式による契約はありませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度は、プロポーザル（企画提案コンペ）方式による契約の予定はありませんが、マニュアルを活用し、情報共有と引継を図ります。

部局等名　県土整備部

監査の結果

２　財務等に関する意見

（４）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・項　目：２　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）

・内　容：（２）北勢沿岸流域下水道（北部処理区）四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画策定業務委託の予定価格記載漏れ

・箇所数：１

（都市政策分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

平成１７年度は、プロポーザル方式による調査委託業務の契約はありませんが、指名競争入札等の方式で実施する他の案件については、三重県会計規則に基づき、予定価格調書の添付等適正な事務処理に努めるとともに、財務担当者によるチェックを行いました。

２　取組の成果

適正な事務手続きにより、業務委託を契約しました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後の業務委託契約の発注にあたっては、三重県会計規則に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数の担当者によりチェックを行います。

部局等名　県土整備部

監査の結果

２　財務等に関する意見

（４）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・ 項　目：２　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）
・ 内　容：（３）密集市街地整備基本方針策定業務委託の起案本文に予定価格未記載
　　また、大幅な変更契約（金額32%増、期間３倍増）が行われており、公平性や透明性の確保に問題あり
・ 箇所数：１

（住まい政策分野）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

○ 業務委託起案本文に予定価格未記載との指摘がありましたが「委託契約候補者内申書」及び「密集市街地整備基本方針策定業務委託のための技術提案要請書」に予定価格を記載していたことを確認し、「密集市街地整備基本方針策定業務委託」起案本文にも記載する必要性を認識しました。

○ 当該事業は、プロポーザル方式によって業者を選定し、業者から提出された技術提案に基づき実施するものであり、学識経験者、住民代表者等で構成する検討会の意見を反映させてとりまとめを行います。

事業成果として策定する「三重県密集市街地整備基本方針」は、全国的にも例の少ないものであり、プロポーザルにおいて、業者が技術提案を提出するための仕様書となる技術提案要請書に設定したモデル地区シミュレーションの地区数、専門委員会の開催回数が適切であるかどうかについては、検討会における検討事項の一つとして設定していました。

技術提案要請書には、「業務の進捗に伴い、モデル地区整備シミュレーションの地区数、講演会、専門委員会の開催回数が変更になれば変更契約とする。」と明示していることから、業務の受託を希望して技術提案書を提出した全ての業者が周知のことであり、結果として大幅な変更契約になったものの、公平性や透明性の確保には問題がないと判断しました。

【変更契約内容】

・ モデルシミュレーション地区数　２地区→　３地区
・ 密集市街地における施策の検討　４地区→　６地区
・ 専門委員会の開催回数　３　回→１０　回

しかし、大幅な変更契約について、問題が有るとの指摘があったことから、契約額のさらなる変更が生じないよう事業の進捗に努めました。

２　取組の成果

○ 以後の業務委託については、起案文へ予定価格を記載しました。

○ 平成１７年度において、契約額の変更を生じないよう努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

○ 委託業務を発注する場合は、予定価格を起案文へも記載します。

○ 契約額の大幅な変更が生じないよう事前に先例等を充分調査し委託業務内容を作成します。

部局等名　県土整備部

監査の結果

2　財務等に関する意見

（4）その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

・項　目：3　県単独補助金の執行状況
・内　容：（1）木造住宅耐震補強事業費補助金は、補助件数が少ない要因を分析のうえ、補助制度の更なる活用に向けた対策の検討が必要
・箇所数：1

（住まい政策分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成17年度の防災に関する意識調査（平成17年10月）によると、県民の大地震に対する関心は高いものの、耐震診断や補強までの行動には至っていない理由として、「費用がかさむ」「耐震化の効果に疑問がある」などがあげられています。

（1）「耐震補強事例集」による普及啓発

耐震補強の支援制度については、耐震診断を受けても補強工事にどのようにつなげていけば良いか解らないなどの情報不足のほか、県民の中には、耐震診断の結果が悪かった場合に、「どのような補強方法があるのか」とか「工事にはいくら位かかるのか」という不安があり、これが補強をためらわせる一因になっています。このため補助を行った事例を収集した「耐震補強事例集」を2万部作成し、市町村を通じて耐震診断の受診者に配布することにより、これから補強に取り組む方々の参考となるような情報を提供しました。

（2）住宅耐震相談窓口の設置し、診断を受けようとする方や受けた方に対する制度の説明を行いました。

「大型店舗等での住宅耐震キャンペーンと住宅相談窓口設置」（11回）
「地震防災講演会でパンフレット等配布と相談窓口対応」（19回）
「出前トークの開催」（4回）

2　取組の成果

木造住宅耐震補強補助

平成17年度は29市町中22市町が事業に取り組み、3月末現在で120戸の実績があり、今年度目標125戸に対して約95%の達成率となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に産・学・官で設置した「三重県木造住宅耐震化推進会議」において、耐震診断を受けた方を対象に行ったアンケート調査（平成17年度末集計）で、耐震化に向けての問題点等を分析して対策の検討を行います。

部局等名　出納局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

出納局で運用管理している財務会計システムについて、外部からアクセス可能な公開サーバーに対する脆弱性診断を行いました。

また、職員の意識向上を図るため、出納局運営調整会議等において、「三重県電子情報安全対策基準」の周知、「職員のための情報セキュリティ１８ヶ条」の遵守を図るとともに、個人情報漏洩事象を職員に紹介し注意を喚起しました。加えて、平成１８年４月から施行される「三重県電子情報安全対策基準」の改正内容について、出納局内職員研修会を開催し、新基準の周知徹底を図りました。

パソコン盗難による個人情報漏洩を防止するため、出納局では平成１６年度にノートパソコンを対象にワイヤーロック（施錠）を行っていますが、各所属に対しても平成１７年１２月にワイヤーロックによる固定や施錠可能なロッカーへの保管について通知し、物品管理の面から個人情報の管理体制の充実や、個人情報流出防止策の周知徹底を図りました。

2　取組の成果

個人情報保護に関し、職員の意識が向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

個人情報の流出につながるパソコン等の電子機器類の盗難、紛失防止策について、関係部局等と連携し取組みの強化を図るとともに、出納局内においては、情報の保全と盗難防止等について定めている三重県電子情報安全対策基準の遵守の徹底を図っていきます。

部局等名　出納局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

２　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの96件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

職員に対しては、出納局運営調整会議等を活用して頻繁に交通事故に対する注意を喚起し、交通安全意識の高揚、安全運転の周知徹底を図っています。

平成１３年度からは毎年、交通安全研修センターにおいて実車運転を含む「出納局交通安全研修」を実施しており、平成１７年度は、１２月１９日に実施しました。また、事故を起こさない運転の仕方にテーマを絞った講義式の研修を、１２月１４日と２６日に開催し、安全運転の技術や知識の習得を図りました。

さらに、「無事故・無違反チャレンジ１２３」（チャレンジ実行委員会）の参加を呼びかけ、参加した３チーム（１５名）全てが、無事故無違反を達成しました。

２　取組の成果

「出納局交通安全研修」の継続した取り組みなどにより、出納局では公用車での事故は発生しておらず、職員の交通安全に対する意識が高まっています。

平成18年度以降（取組予定等）

１　取組予定

「出納局交通安全研修」を継続して開催していくとともに、所属長からも、職員への交通安全に対する啓発を随時行っていきます。

また、安全意識の高揚に効果のある「無事故・無違反チャレンジ１２３」等への職員の自主的な参加を引き続きよびかけていきます。

部局等名　出納局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

※　随意契約とは、効率的に事務を執行するため、競争入札によらないで、見積り合せなどにより相手方を選択して、その者と締結する契約方法であり、随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第167条の2、三重県会計規則第73の2等に規定されている。
また、そのうち特命随意契約とは、特殊な技術を要求する場合など、委託業務内容等の理由により、特定の相手方を1者選定して締結する契約をいう。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

財務会計システム関連の業務委託契約については、著作権及びセキュリティ上の適正な理由から、システムの仕様を公開しない特命随意契約により契約を締結しました。

2　取組の成果

業者の選定は、競争性、公正性、透明性の観点から慎重に行っておりますが、平成17年度に締結しました業務委託契約は、全て財務会計システム関連の契約であり、著作権及びセキュリティ上の適正な理由から、特命随意契約を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

新規開発契約等については従来通り、競争性、公正性、透明性が高められるよう競争入札を原則とし、「総合評価制度」や「企画提案コンペ」なども活用しながら、今後とも適正な契約を締結します。

部局等名　出納局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

ご指摘の案件には該当しませんが、財務会計システム関連の業務委託契約については、著作権及びセキュリティ上の適正な理由から、システムの仕様を公開しない特命随意契約により契約を締結しました。

2　取組の成果

業者の選定は、競争性、公正性、透明性の観点から慎重に行っておりますが、平成17年度に締結しました業務委託契約は、全て財務会計システム関連の契約であり、著作権及びセキュリティ上の適正な理由から、特命随意契約を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

新規開発の契約につきましては従来通り、競争性、公正性、透明性が高められるよう競争入札を原則とし、「総合評価制度」や「企画提案コンペ」なども活用しながら、今後とも適正な契約を締結します。

部局等名　出納局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（会計事務の適正化）

(1)　平成16年度に出納局が実施した会計実地検査では、支出、契約、物品等の事務処理に問題があるとして689件の指導等が行われている。指導基準や会計検査の実施方法の変更などにより前年度に比べて減少しているが、依然として多数の誤りが発生しており、各所属におけるチェック体制が十分に機能しているとは言いがたい状況である。

このため、引き続き会計事務研修を充実して職員の事務処理能力の向上を図るとともに、会計業務の簡素化、効率化、出納員等による牽制機能の強化を図るなど的確な事務処理が行われるよう対策を講じられたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　会計事務支援体制の検討

本庁及び県民局の組織改編に合わせて検査・相談体制の見直しを行うため、平成17年6月に立ち上げたＷＧの検討結果を受けて、平成18年度から新たに各県民センターが所在する庁舎へ出納局職員を1～2名駐在させて、従来事後であった検査方法を一部事前検査として実施し、支出前に不適正な会計処理の未然防止を図る体制を整備しました。

（2）　三重県会計規則の全部改正作業

現行の会計規則は、昭和39年に施行後40年以上の間に幾多の改正が行われ、分かりにくいといった意見があるところから、効率的な会計処理や責任の明確化を図り、わかりやすい会計規則を目指して、平成19年4月1日に施行するため、平成17年5月に「会計規則見直し検討委員会」を設置し、全部改正に取り組んでいます。

（3）　研修及びマニュアルの充実

研修については、出納員・会計事務職員等に対する新任・現任別研修、契約事務・物品管理事務・財務端末操作・電子見積システム等の業務別研修を実施するとともに、政策開発研修センターと協同して、初めて会計事務担当者以外の職員を対象とする県職員基礎的知識再取得研修に講師を派遣するなど、延べ49日にわたり実施し、約1250名の参加がありました。

ｅ－ラーニング研修については、平成17年5月に公開した支出審査確認システム端末操作研修をはじめ、新任出納員、会計事務担当者（新任及び現任）、契約事務担当者（新任及び現任）、物品管理事務担当者（新任及び現任）の各研修を3月に公開しました。

マニュアルについては、賃金・報償費及び需用費等各所属共通の事務を予算の節別ごとに、起案から財務電算処理、支出に至るまでを解説した「節別マニュアル」を作成しました。

2　取組の成果

平成17年度会計実地検査結果や各所属に対して実施予定の会計実地検査に関するアンケート結果を参考にしながら検証します。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　会計事務支援体制の充実・拡充

各県民センター所在の庁舎に駐在する出納局職員が実施する会計実地検査（事前検査・支出後検査）については、平成17年度の検査結果等を検証するとともに、職員のスキル低下に伴う会計事務処理の誤りについて、より身近なところで日常的なサポートすることにより、会計職員のスキル向上を目指したＯＪＴの強化に取組み、会計処理の誤りの未然防止を図ります。

また、会計実地検査に対する各所属の意見を取り入れて、より効率的な事前検査や支出後検査の実施方法を検討します。

（2）　三重県会計規則の全部改正

平成17年度に全部改正作業を開始した会計規則について、平成19年４月１日施行を目指して平成18年５月に公布し、あわせて会計規則運用方針を８月に全部改正します。

（3）　研修及びマニュアルの改正等

会計規則の全部改正にあわせて既存マニュアルの全面改訂や、研修体系の細分化及びｅ－ラーニング研修の再編等を行います。

部局等名　出納局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（物品の適正管理）

(2)　平成16年度における金品亡失（損傷）の発生が、前年度に比べ38件増加しているので、物品の管理方法や管理体制のあり方などを検証し、適切な取扱が行われるよう引き続き指導されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　現金や備品等の管理については、平成１６年度に実施した会計実地検査や平成１６年度の金品亡失（損傷）の状況を踏まえ、新任出納員、新任会計事務職員、現任会計事務担当者研修や政策開発研修センターとともに実施した会計事務担当者以外の職員に対する県職員の基礎的知識再取得研修で講師を派遣し、適正管理に努めるよう指導するとともに、地方自治法に定める故意又は重大な過失による職員の賠償責任等について周知を図りました。

（2）　平成１７年１０月には全所属へ送付する「出納かわら版」においても金品亡失（損傷）の状況と適正な管理について周知、徹底を図りました。

また、平成１７年12月には個人情報の流出につながるパソコン等の電子機器類の盗難・紛失防止策として、「三重県電子情報安全対策基準」の遵守を徹底させるとともに、ワイヤーによる固定や施錠可能なロッカーへの保管を徹底することを通知し、対策の強化を図りました。

（3）　物品管理事務に係るｅ－ラーニング研修を平成18年３月に公開し、一人一台パソコンから職員全員が物品の管理責任や個人情報保護等の物品の適正管理について学べる環境を構築しました。

2　取組の成果

平成17年度の会計実地検査結果等を参考にしながら検証します。

平成18年度以降（取組予定等）

ｅ－ラーニング研修等において、物品の適正管理についての周知を徹底するとともに、平成18年度から新たに各県民センターが所在する庁舎に出納局職員を駐在させて、より身近なところで各地域機関の物品管理にかかる指導の強化を図ります。

部局等名　出納局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（出納事務の危機管理対策）

(3)　災害等により財務会計システムが停止して会計事務の処理が不能となる事態が発生しているので、非常時における全庁的な対応マニュアルを策定して会計事務担当者等へ周知するとともに、計画的に訓練を実施するなど危機管理対策を強化されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　財務会計システムの利用が不可能になった場合における情報の伝達及び手作業による出納事務の検証を目的として「想定訓練」を実施すると共に、関連マニュアルの見直しを行いました。

（2）　執行所属に対し、緊急時における緊急対応手作業の手順等についての説明を３月に行いました。

（3）　財務会計システムの障害時における業務のあり方について指定金融機関と協議を行いました。

（4）　財務会計システムのサーバー機器等に障害が発生した場合におけるシステム及びバックアップデータの復旧に係る作業手順の確立と検証を行う「バックアップリストア訓練」を実施しました。

2　取組の成果

（1）　危機管理想定訓練

①実施日時	平成１７年１２月１９日　８：００～１２：００
②訓練目的	財務会計システムの利用が不可能になった時の情報伝達及び手作業による出納事務の検証を行うと共に、関連マニュアルの見直しを行う。
③訓練参加所属	健康福祉部政策企画室、松阪地方県民局企画調整部、斎宮歴史博物館、出納局（出納総務室、会計支援室）

（2）　バックアップリストア訓練　平成１７年　９月１６日～平成１７年　９月１８日

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度の想定訓練及び関連マニュアルの見直し結果に基づき、平成18年度はさらに具体的な対応・対策を構築するため、次の取組を行います。

（1）　指定金融機関と、業務手順、使用会計帳票、データ連携等について調整を行い、関連マニュアルに反映します。

（2）　指定金融機関と合同で障害対応の想定訓練を実施します。

（3）　現在、財務会計システム及び税総合システムのサーバー機器を設置している吉田山会館には非常電源装置が設置されていません。このため、平成１８年度は総務局が行う建物の耐震診断調査の後、停電対策として自家発電設備を設置します。

部局等名　出納局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（現金納付の利便性の向上）

(4)　県民が県に現金を納付するには、施設利用時における窓口納付や金融機関を利用した口座振替等を除き、指定金融機関等において納付書により現金を支払う必要があるが、県民の利便性の向上を図るため、インターネット、ＡＴＭ（現金自動預け払い機）、郵便局等を利用した多様な収納方法の導入を検討されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）全国調査の実施

インターネット等で県の歳入金を納付できるマルチペイメントの導入について、近隣県の愛知県、岐阜県に対して、実態調査をしました。

また、各都道府県に対して、財務会計システム、電子申請システム、税務システム等システム毎のマルチペイメントの導入時期について調査を実施し、動向の把握を行いました。

（2）三重県電子収納システム基本計画（仮）策定の準備

三重県における電子収納導入における指針とするための基本計画を策定する準備作業を行いました。

（3）県税のマルチペイメント導入への対応

平成18年4月からの県税のマルチペイメント導入については、郵便局をマルチペイメントネットワーク収納の収納代理金融機関に指定しました。

2　取組の成果

財務会計システムのマルチペイメントの全国的な導入状況の把握を行ったところ、全国的にも導入済の都道府県が少なく、導入の効果について不透明な状況であることが判明したため、導入時期については、コンビニ収納、クレジット収納等多様化する収納形態を含めて総合的に判断することとします。

平成18年度以降（取組予定等）

マルチペイメントのみならずコンビニ収納、クレジット収納等将来的に導入が予想される多様化する収納形態について検討を行い、全国的な動向を注視しつつ、三重県の歳入金の納付形態について総合的に検証していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　平成１７年４月１日からの個人情報保護法の全面施行、及びこれに対応して改正された三重県個人情報保護条例の施行を平成１７年１０月１日に控え、企業庁として個人情報保護の必要な準備作業を行うため、年度当初にワーキンググループを設置し、個人情報を適正に取り扱う仕組づくりを検討しました。

2　取組の成果

・　企業庁として、「三重県企業庁の個人情報保護取組指針」を定め、個人情報の適正な管理に万全を期して取り組むこととしました。また、企業庁職員の個人情報の適正な取扱いについて、「三重県企業庁の個人情報保護に係るハンドブック」を作成し日々の業務に活用しています。

・　なお、個人情報保護に係る実施手順においては、ＩＳＯ９００１に準じた取扱いができるように、「品質システム運営マニュアル＜文書・品質記録管理規程＞」を改正しました。これにより、平成１７年１２月より企業庁各所属において、個人情報の適正な取扱いが行われているかを確認するため、内部監査を実施しＰＤＣＡの仕組として定着するよう努めました。

・　また、これらの内容を職員に周知させるため、研修会等を開催し職員への周知徹底を図りました。

平成18年度以降（取組等）

・　今後ともＩＳＯ９００１に準じた内部監査を実施するなど、個人情報の適正な取扱いに万全を期して取り組んでいきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　定期的に所属長会議等において注意喚起を行ったほか、所属において交通事故防止に関する注意を喚起し、その徹底を図っています。

・　平成17年6月、7月に実施した企業庁長等、幹部職員と各所属職員との直接対話の場において、交通事故防止、交通安全をテーマの一つに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に努めました。

・　企業庁主催の交通安全セミナーを7月26日、28日に三重県交通安全研修センターにて実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識及び技術の習得に努めました。（参加者数＝27名）

・　また、交通事故発生時における事故報告等の諸手続については、所属長会議等で周知するとともに、適宜、各所属に対しその徹底について周知を行っており、適切に事故後の報告等の手続きが処理されており、成果が出ていると考えています。

2　取組の成果

・　公務中の事故の発生状況は、平成13年度1件に対し、平成14年度3件、平成15年度3件、平成16年度3件、平成17年度2件となっています。

・　今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組みを一層強化していく必要があります。

平成18年度以降（取組等）

・　引き続き定期的に所属長会議等において注意喚起を行っていくほか、所属において交通事故防止に関する注意を喚起し、その徹底を図っています。

・　また、企業庁長等、幹部職員と各所属職員との直接対話の場において、交通事故防止、交通安全をテーマの一つに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に努めていきます。

・　交通安全セミナーを引き続き三重県交通安全研修センターにて実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識及び技術の習得に努めます。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　当庁所管の主要建築物については、耐震診断の結果、北勢水道事務所及び三瀬谷発電管理事務所は耐震補強が必要と判断され、浄水場運転監視業務及び発電業務の一元化（効率化）に合せ、それぞれ平成１５年度と平成１６年度に建替えを実施し、耐震化を図りました。

・　高野浄水場旧管理本館については、二次診断を実施し、旧館部はIs=0.72であり、増築部分がIs=0.39であったため、平成１６年度に耐震補強を実施したところです。

・　志摩水道事務所事務所棟については、平成１７年度に耐震診断を行い、耐震診断結果により必要に応じて平成１９年度に補強工事を実施します。

※　Ｉｓ値（構造耐震指標）：耐震性能を判断するための指標

2　取組の成果

上記のとおり、当庁所管の主要建築物（有人施設）については、既に耐震診断を終えたものは対応済みとなっています。

なお、企業庁本庁が入居する三重県勤労者福祉会館については、１８年度から補強工事に取組みます。

平成18年度以降（取組予定等）

1　本庁の耐震化工事の実施

企業庁本庁が入居する三重県勤労者福祉会館は、震災発生時には企業庁震災対策本部等が置かれる重要な施設であるため、平成１６年度から耐震設計を行い、平成１８年度からは耐震化工事を行う予定です。

□　三重県勤労者福祉会館耐震工事実施計画

	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９
基本設計	←			
実施設計		←		
耐震補強工事			←	→

2　非常用電源の確保

三重県勤労者福祉会館の停電時において、企業庁本庁の危機管理業務遂行に必要な機器等が最低３日間（７２時間）使用できる電力及び電源コンセント等を確保するため、平成１８年度に、管財室の協力を得て、配線工事を行い、変圧器盤を変更するとともに、非常用予備発電機の燃料タンクの容量を、現在の６９０Ｌ（１日分）から約２，０００Ｌ（３日分）に増量させ、７２時間２０，０００Ｗの電力を確保します。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　平成17年8月に管財室が実施した「県有施設吹付け石綿に関する実態調査」にあわせて、企業庁が管理する全施設のアスベスト使用状況を調査しました。このうちアスベスト使用が疑われる施設についてはアスベスト含有調査、浮遊量調査を行いました。

2　取組の成果

・　吹付けアスベストについて、4施設5棟でアスベストの含有が確認されました。
  ・　横山第2加圧ポンプ所：吹付けアスベスト　1棟
  ・　磯部浄水場送水ポンプ棟：吹付けアスベスト　2棟
  ・　長ヶ逆調整池操作室：アスベスト含有吹付け材　1棟
  ・　三瀬谷発電所発電機室：アスベスト含有吹付け材　1棟
・　4施設のうち、横山第2加圧ポンプ所と長ヶ逆調整池は平成17年度にアスベスト除去工事に着手しました。
・　なお、堀木公舎のフレキシブルボードは非飛散性建築材ですが、一部劣化がみられるため除去しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　磯部浄水場送水ポンプ棟については、18年度に除去工事を実施します。
・　三瀬谷発電所発電機室の吹付け材については高所の天井の除去作業となるため、18年度に除去工事の設計を行い、18年度から19年度に除去工事を実施する予定です。
・　今後の施設の維持、解体の際におけるアスベストの飛散等を防止するため、17年度に実施したアスベスト実態調査の結果に基づいて、企業庁所管施設のアスベスト使用状況を台帳により管理します。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（北勢水道事務所）

・　工業用水道事業会計において、営業収益に係る収入未済額が1社分 1,887,520 円あり、毎月収納確認を行い、債務者に督促状の発行、電話や訪問等を行うことにより、未収の早期納付と新たな未収金の発生防止に努めています。

・　納入遅延業者は、新工場の立ち上げに伴う資金繰りの苦しさが背景にありますが、工水料金等は３カ月遅れで納入されていますので、引き続き、早期の納入を働きかけています。

2　取組の成果

（北勢水道事務所）

平成16年度未収金（工水料金 656,727 円、施設利用料 782,573 円、延滞金 228,200 円）のうち、工水料金と施設利用料の計 1,439,300 円は、平成17年6月末までに納入されましたが、延滞金は未納となっています。納入遅延ユーザーに働きかけた結果、平成18年3月31日までに収納する約束を取り付けています。

平成17年度分の工水料金、施設利用料、延滞金についても、早期納付を働きかけています。

平成18年度以降（取組予定等）

（北勢水道事務所）

・　引き続き、毎月の収納状況確認を実施することにより、未収金（収納期限経過の未収金）の発生防止に努めていきます。

・　また、未収金が発生した場合には、債務者に督促を行うとともに、早期に債務者と接触することにより、未収金の早期回収を図るとともに、あわせて新たな未収金の発生防止を働きかけていきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

委託契約の実施に当たっては競争性、公正性、透明性を高めるよう、企業庁各室・事務所の意識を高めるとともに、実施伺いの時点で契約方法を精査し、可能な限り競争入札を行うようにしました。

また、随意契約に際しては発注時に随意契約理由の精査を行い、適正な執行に努めました。

2　取組の成果

随意契約を行う場合の理由が明確化され、契約手続きの適正な執行について意識が向上し、契約における公平性、透明性が高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

更に適正な執行を目指し、契約担当者・事業担当者の情報提供を図り、契約手続きの適正運用に努めます。

なお、一般会計で実施している電子見積システムへの算入を出納局に打診し、18年度検討する予定です。

部局等名　企業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

特命随意契約の締結にあたっては、実施伺いの時点で契約方法を精査し、特命随意契約以外の方法がないか精査するよう企業庁各室・事務所に周知、徹底しました。

2　取組の成果

契約理由、内容を検証し、特命随意契約にあたっては他の方法がないか検証する意識が高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を高めるため、引き続き、契約理由・内容等を厳密に検証していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

（経営の効率化）

(1)　今後の事業経営にあたっては、より安く、品質の良いサービスの提供と地域の発展のため、公営企業としての主体性と効率性を発揮するように努めるとともに、常に県民・顧客の立場に立った自主・自立の経営を目指して、需要の拡大による収益の確保、業績評価の実施、業務の民間委託の推進、運転監視制御の一元化による運営の効率化、工事コストの縮減、高金利企業債等の金利負担の縮減など一層の経営の効率化、経営基盤の強化に努められたい。

（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　環境変化に対応したサービス供給方法のあり方、企業庁の将来のあるべき姿を検討をするため、企業庁においては、平成１７年度に、学識経験者等の第三者で構成する「企業庁の今後のあり方検討会」を設置しました。

・　内陸立地型企業への工業用水の供給に取組み、新規需要や増量による給水の拡大を図りました。

・　施設維持管理コストの削減と業務の効率化を進めるため、平成１５年度より実施している運転監視業務の民間委託の検証を行い、個々の課題について整理し、引き続き民間委託を実施するとともに他の水道事務所への展開についても検討しました。

・　工事の実施にあたっては、他事業との共同施工、水道管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用することでコスト縮減に努めました。

・　高金利企業債の金利負担の縮減については、水資源機構割賦負担金の繰上償還や、高金利企業債の借換などを実施し、引き続き金利負担の低減化に努めました。

・　ユーザーの負担軽減を図るため、工業用水料金水準の見直し検討をしました。

2　取組の成果

・　「企業庁の今後のあり方検討会」からは、平成１８年３月に、経営形態等将来のあるべき姿について提言をいただきました。

・　内陸立地型企業への工業用水の新規供給については、4800トン/日の新規給水申し込みを受けました。また、１８年４月１日から2000トン/日、１９年１月から10,000トン/日の増量申し込みもありました。

・　浄水場の運転監視業務の民間委託の推進については、北勢水道事務所における運転監視業務の民間委託検証を踏まえ、１８年度から南勢水道事務所の浄水場についても展開することとしました。

・　水資源機構割賦負担金の繰上償還と高金利企業債の借換えについては、併せて６１億円を実施し、約１８億円の利息負担の軽減の結果、一般会計からの繰入金は約２億円縮減する見込みです。

・　北伊勢工業用水道事業において、料金引き下げ（使用料金の0.5円/㎥引き下げ）が可能と判断されたことから、平成18年4月1日から料金改定を実施することとしました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　企業庁の今後のあり方検討会から頂いた提言や県議会、県民の皆さんのご意見を踏まえ、環境変化に対応した「長期経営ビジョン（仮称）」を平成１８年度末までに策定する予定です。

・　工業用水等の新規需要に引き続き取り組むとともに、１７年度に獲得した需要に対応するため、地元と十分協議のうえ、事業を進めていきます。

・　浄水場の民間委託の推進については、南勢水道事務所の運転監視業務について３月間の訓練期間経て８月から本格委託します。

・　工事コストの縮減や高金利企業債等の金利負担の縮減などについては、引き続き積極的に取り組んでいきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

（民営化・規制緩和等環境変化に対応したサービス供給方法のあり方）

(2)　水需要の変化、規制緩和の進展、行政と民間の役割分担の見直しなど、近年、地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業庁においては学識経験者等による企業庁の今後のあり方検討委員会を設置し、事業の現状と将来見通しを分析し、将来のあるべき姿を検討しているが、ユーザー、県民の意向等も踏まえ、環境変化に対応した適切なサービス供給方法のあり方について抜本的に検討されたい。

（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　地方独立行政法人の制度化、電力自由化、市町村合併の進展、水需要の変化等公営企業を取り巻く様々な状況変化を踏まえ、環境変化に対応したサービス供給方法のあり方、企業庁の将来のあるべき姿を検討するため、企業庁においては、平成１７年度に、学識経験者等の第三者で構成する「企業庁の今後のあり方検討会」を設置しました。

・　この検討会においては、まず、企業庁が現在実施している事業が、事業主体にかかわらず、継続する必要があるかを検討しました。その際、事業の目的は何か、県民にとってのどのような利益、公共の利益があるのかを議論していただき、事業目的を明確にしていただきました。そのうえで、明確になった目的達成のための将来の事業展開の方法や望ましい経営形態について議論していただきました。

2　取組の成果

・　「企業庁の今後のあり方検討会」からは、平成１８年３月に、経営形態等将来のあるべき姿について提言をいただきました。

平成18年度以降（取組予定等）

検討会からいただいた提言や県議会、県民の皆さんのご意見を踏まえ、環境変化に対応した「長期経営ビジョン（仮称）」を平成１８年度末までに策定する予定です。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

（災害・緊急時等に対する危機管理）

(3)　災害・緊急時等に対する危機管理については、企業庁退職者による水道業務経験者協力制度の創設など災害・緊急時の体制の見直し、施設改良計画の再検討、事故等に対する緊急対応マニュアルの改訂など、ハード、ソフト両面の対策強化を進めているが、今後も、災害時等の水道、電気供給の重要性を認識し、実効性のある災害訓練を実施するとともに、ライフライン確保のための危機管理対策をさらに推進されたい。（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

当庁を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、対応すべきリスクを総合的に検討し、当庁の防災や危機管理に係る取組方針を定め、料金等への影響を極力抑制しながら配分しうる資源を考慮して、平成１８年度から平成２０年度までの３ヶ年の耐震化計画を中心に「三重県企業庁防災危機管理推進計画」を策定し、計画的に災害及び事故等の対策を推進していくこととしました。

当計画においては、当庁における危機と対策、危機管理体制の構築と充実・強化、今後の方向などを定めたうえで、当庁において想定される震災、風水害、渇水、事故などの災害及び事故等の対策や、国民保護法に基づく安全確保措置、三重ごみ固形燃料発電所の危機管理対策等についての基本的考え方と具体的な対応について定めるとともに、水道事業、工業用水道事業、電気事業の各事業における耐震化対策の基本的考え方と、各施設別の平成１８年度から平成２０年度までの耐震化計画を定め、実施していくこととしています。

平成１７年度における具体的な取組み内容は以下のとおりです。

①　初動体制の充実・強化
　ア　ＯＢボランティア制度の創設
　イ　緊急初動対策要員制度の創設
②　応援体制の充実・強化
　ア　災害時応援協定の検証
　イ　関連団体との災害応援協定の締結
③　応急給水体制の強化
④　施設改良計画等の見直し
⑤　危機管理マニュアルの見直し
⑥　大規模災害発生時における職員用食糧等の整備
⑦　個人情報の保護対策
⑧　教育・訓練の実施　　（平成１７年度延べ７４回実施予定）

2　取組の成果

企業庁における危機と対策、危機管理体制の構築と充実・強化、今後の方向等を改めて見直し、「三重県企業庁防災危機管理推進計画」として策定し、企業庁全職員に配付して危機管理意識の高揚を図り、関係各機関にも配付して、企業庁の防災と危機管理対策についての理解を促進することができました。今後は、当計画に基づいて震災対策等を中心に計画的に実施していきます。

平成18年度以降（取組予定等）

・　平成１８年度以降については、水道用水、工業用水及び電気の「安全・安心・安定」供給を行うため、この推進計画をもとに、危機管理マニュアルの見直しや、水管橋の耐震補強、管路の耐震化などの各事業の耐震化対策を中心とした災害及び事故対策等を着実に推進していきます。

・　企業庁においては、平成１７年度の「企業庁の今後のあり方検討会」等における議論などを踏まえ、平成１８年度には「企業庁長期経営ビジョン（仮称）」や、「企業庁中期経営計画（仮称）」を策定する予定ですので、当推進計画についても、これらの計画策定に合わせて必要な修正を加えるとともに、新たな諸課題に係る対応策を検討していく予定です。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
（高金利企業債等の繰上償還、借換）

(4)　水道事業及び工業用水道事業においては、高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還に努めてきており、平成16年度の繰上償還等により、今後の支払利息が水道事業で10億1,375万円、工業用水道事業で3億5,418万円軽減されることになったが、依然、高金利の企業債等は残っているので、引き続き繰上償還や借換について国等関係機関へ強く要望し、金利負担の軽減を図られたい。　（経営分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　金利負担の軽減については、平成17年度から借換対象利率が7.0％以上から6.0％以上に緩和されたことから、当庁の企業債借入残高における借換対象額が増大したところですが、引き続き、公営企業金融公庫資金の借換制度の条件緩和、財務省財政融資資金の借換制度の創設について、国等に強く要望をしました。

2　取組の成果

・　平成17年度は、新借換条件に基づく高金利企業債の借換や、「水源費特別対策支援債」を利用した水資源機構割賦負担金の繰上償還を行い、支払利息の軽減に努めました。

水道事業	借　換　額＝19億43百万円	（軽減利息額　約7億41百万円）
	繰上償還額＝30億円	（軽減利息額　約6億円（見込み））
工水事業	借　換　額＝　1億53百万円	（軽減利息額　約33百万円）
	繰上償還額＝10億円	（軽減利息額　約3億83百万円）

平成18年度以降（取組予定等）

・　平成18年度も引き続き「水源費特別対策支援債」制度を利用して水資源機構割賦負担金の繰上償還を要望し、水道事業で46億円、工水事業で1億円の繰上償還の内諾を得ています。この他、高金利企業債の借換につきましても要望していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

（一般会計繰入金）

(5)　企業庁への一般会計からの繰入金については、平成16年度で総額45億3,562万9,562円となっている。企業庁としても、高金利企業債の借換等に努め、利息の縮減によって繰入金が減額されているが、さらに繰入金の圧縮に努力するとともに、水道事業等の運営に対する一般会計からの繰入れの目的、状況等について、県民にわかりやすく情報提供されたい。

また、水資源機構割賦負担金などにかかる消費税分の一般会計からの繰入れについては、消費税が、仮受消費税と仮払消費税との差額を納付する仕組みとなっており、負担金の支払いに際して必要な仮払消費税も売上にかかる仮受消費税と相殺されることになるので、消費税相当分の繰入れの必要性について検討されたい。（経営分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還を行い利息軽減を図ることにより、繰入金の圧縮に努めました。また、県民へのわかりやすい情報提供の方法について検討を行っていきます。

・　一般会計からの繰入金に係る消費税相当分については、各事業年度の収益・費用が全て確定した後に消費税の納税計算を行うため、額の確定が新年度（４月末～５月初旬）となることや、課税対象が水資源機構割賦負担金だけでなく水道事業における建設事業も該当することなどの諸課題があり、当庁だけでは判断しかねるため、国等との協議を続けています。

2　取組の成果

・　平成17年度に実施した借換や繰上償還により、今後一般会計からの繰入金が水道事業で約２億円、工業用水道事業で約４億円軽減される見込みです。

平成18年度以降（取組予定等）

・　引き続き国や独立行政法人水資源機構に借換や繰上償還を要望し、利息軽減を図ることにより繰入金の圧縮に努めていきます。

・　適正な繰入金のあり方について引き続き国等と協議を行う予定です。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

（特殊勤務手当制度の見直し）

(6)　企業庁では、事業所において勤務する職員に発電現場業務手当及び配水現場業務手当、交替勤務手当を特殊勤務手当として月額で支給しているが、現場の環境も変化しているので、勤務の実態を踏まえて、原則として業務に従事した場合の日額または件数あたりの額で支給するなど支給方法等を見直されたい。

（経営分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

特殊勤務手当は、地方自治法第204条の規定に基づき「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」に従事する職員に対して支給することができるとされており、その支給にあたっては、日額又は件数あたりの額で支給することが適当であるとされています。

特殊勤務手当の制度趣旨に照らし、企業庁の業務運営上、職員が従事している業務内容について精査を行った結果、特殊勤務手当の支給対象となるような業務が日々発生していました。

このため、特殊勤務手当の支給対象となる業務に対する手当の支給方法及びその金額について、地方自治法に定める特殊勤務手当の制度趣旨及び地方公営企業法第38条に定める企業職員の給与の決定原則に基づき、三重県知事部局及び他府県地方公営企業における支給方法及び金額について、比較検討を行いました。

その結果、支給方法については、業務に従事したごとに支給する日額での支給形態とし、その金額については、知事部局における類似の業務に対する支給金額に見直すこととしました。

一方、企業庁企業職員の給与の決定については、地方公営企業法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき団体交渉事項とされていることから、上記の見直しに関して、企業庁労働組合に見直しに関する申し入れを行い、交渉を行いました。

2　取組の成果

組合交渉の結果、支給方法については、日額での支給とし、その金額については、知事部局等に類似の業務がある場合は知事部局等における支給金額とし、企業庁における業務の特殊性が認められる場合は、他地方公営企業等における支給金額を参考とした金額設定で労使合意に達し、平成18年4月1日から企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程を改正施行します。

平成18年度以降（取組予定等）

新たな支給形態での適切な運用を図るとともに、支給対象業務等については、制度の趣旨に照らし、適宜、見直しを図っていきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔水道事業関係〕

（効率的な事業経営）

(7)　平成16年度の純利益は約13億6,388万円と過去最高であったが、職員一人当たり営業収益は全国平均を下回る95,946千円であり、給水原価は全国平均を上回る146.0円/㎥である。このため、維持管理コストの削減、工事コストのさらなる縮減等を行い、経営基盤を強化し、一層効率的な事業経営を推進されたい。

（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　北勢水道事務所管内運転監視業務における民間委託の検証結果を踏まえ他の水道事務所への展開について検討を進め、運転維持管理コストの削減を図るとともに公共工事のコスト縮減などを進め、より一層の効率的な経営に努めました。

・　工事の実施にあたっては、他事業との共同施工、水道管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用することでコスト縮減に努めます。

・　平成１６年度は新たに創設された「水源費特別対策支援債」を利用し、水道事業で償還元金約30億円を9月に繰上げ償還しました。借換については、上水道高料金対策借換債制度を活用し、公営企業金融公庫資金における年利率6.0%以上の企業債を19億4千3百万円（年利1.95%）借換えることにより総額約7億4千1百万円の利息軽減を図りました。

　引き続き、公営企業金融公庫資金の借換制度の条件緩和、財務省財政融資資金の借換制度の創設について、国等に強く要望しました。

2　取組の成果

・　北勢水道事務所管内の運転監視業務については、当初、受託事業者の業務への不慣れ等からトラブルがあったものの、受託事業者に対して非常時対応や運転監視員への教育・指導を行うとともに当庁職員と密接な業務打合せ等を行うことにより、大きなトラブルの発生はなく、安全・安定的に運転監視業務が遂行されています。

・　工事の発注に当って道路工事との同時施工、浅層埋設、工法変更（不断水工法→断水工法、舗装復旧→切削オーバーレイなど）、機器構成の見直し（簡略化、汎用品の使用など）によりコスト縮減率11%を達成できる見込みです。

・　高金利借入金の金利負担の軽減、運転維持管理コストの削減、公共工事コストの削減などを進め、より一層の経営の合理化、効率化に努めた結果、有収水量1㎥当りの給水原価は、平成17年度は「企業庁経営計画」の目標値(153円/㎥)より安価(146円/㎥)となりました。

・　料金算定期間内に実施した企業債の借換や繰上償還による支払利息の軽減や業務委託の推進により資本費、維持管理費の削減に努めました。このため平成17年度からの料金改定において受水市町村の水道料金負担額を全水系5年平均で約10パーセントの低減が可能となりました。

　これは年間約12億円の負担軽減につながっています。なお、給水原価については全水系5年平均で135.8円/㎥に下がることになります。

平成18年度以降（取組予定等）

・　今後の運転監視業務委託については、引き続き安全性、経済性などに十分留意するとともに、危機管理面での強化を図り、運転監視員の資格要件等の向上を図り継続していきます。

　また、北勢水道における運転監視業務の検証を踏まえ、市町村合併、地域性、水源状況を総合的に判断して、他の浄水場に比べ比較的に水量・水質とも安定している南勢水道事務所の運転監視を優先的に委託していくこととしています。

　なお、他の水道事務所については、「企業庁のあり方検討会」の提言を踏まえて、安全性、経済性などに十分留意しつつ、技術の継承、市町村合併や地域性等も考慮しながら総合的に判断していきます。

・　今後とも事業の効率的運営に努めるとともに、国や水資源機構に対して高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還を要望していきます。

・　平成17年度に設置された「企業庁の今後のあり方検討会」の提言を踏まえて、今後の事業経営ビジョンを策定し、安全・安心・安定・低廉を図ることにより、更なる県民福祉の向上と地域の発展に寄与していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔水道事業関係〕
（水質等の情報提供）
(8)　水質管理情報センターでは水質管理機能の一元化を行って集中的、効率的な水質検査、調査研究を実施し、企業庁ホームページ等により情報提供に取り組んでいる。
しかし、水道用水の供給方法については、北勢系長良川水系で運営の効率化のために、一部工業用水との振替運用を行いながら、その実態についての情報提供がなされていなかったので、今後は、水質や水源等のより詳細な情報を県民にわかりやすく提供されたい。
（事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
・　パンフレットやホームページの記載内容を見直し、県民の皆さんが強く情報提供を求めている水道水の安全に関する情報について、最新のデータをホームページに掲載するとともに、「コイヘルペス」「石綿管」など県民の関心が高い話題についても、県民の皆さんに理解していただけるよう迅速に情報提供しました。また、平成１８年１月に平成１８年度水質検査計画を策定し、受水市町に配付するとともに、１８年３月頃ホームページに掲載する予定です。
・　受水市町には、工業用水施設の利用による水運用や施設使用料について、十分説明を行いました。

2　取組の成果
・　水質検査体制を充実させ、新水質基準に合わせた検査を実施しました。
・　平成16年度に色度、濁度、残留塩素の3項目を測定する自動水質監視装置を主要な分水に整備し、分水の水質状況を的確に把握し、安全な供給を行うことが出来ました。また、北勢系の木曽川用水系、長良川水系では、浄水場から各分水への給水位置の関係から残留塩素値にバラツキがあるため、平成17年度に播磨調整池（木曽岬町、旧長島町向け）、鈴鹿加圧ポンプ所（鈴鹿分水向け）、楠分水の3箇所に追塩装置を設置し、安全、安心、安定した水質（残留塩素）の供給に努めます。
・　受水市町には、工業用水道施設の利用による水運用や施設利用料について、十分説明を行い、理解を得て給水を実施しています。

平成18年度以降（取組予定等）

・　迅速な提供を要する情報については、早く分かりやすい情報提供を行うとともに、関連する情報へのリンクを充実させ、ホームページのワンストップ化を図り活用しやすくします。水質検査計画、水質検査結果など水道水の安全に関する情報についても受水市町の意見や提案をいただき、ユーザーにとってより充実したものにします。
・　今後においても、受水市町に情報提供を行い、協議し、十分理解を得るよう努めていきます。
また、パンフレット等において水運用の状況について情報提供することについて検討します。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔水道事業関係〕
（環境変化に対応した建設事業の実施）

(9)　長良川を水源とした北勢系第２次拡張事業、中勢系第２次拡張事業については、今後の水需要の動向を確認するために、水需要の精査が行われることとなったので、環境森林部や受水予定市町村と連携をとりながら、的確な水需要予測に基づいた整備計画の策定に協力されたい。

また、伊賀水道用水供給事業については、水源の川上ダムの建設が遅れているので、計画どおり水源が確保できない場合の対応についても検討されたい。

さらに、事業の実施に当たっては、浅層埋設工法の採用や他事業との共同施工、建設中利息の軽減を図るため基幹施設等を後年度施工とするなど、効率的、計画的な整備に努めるとともに、事業の見直しや進捗状況、コストなどの情報を県民等水道利用者に提供されたい。

（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　北勢系第２次拡張事業、中勢系第２次拡張事業については、社会経済状況の変化等により水需要と計画給水量に乖離が生じていると思われることから、水需要予測に基づいた広域的水道整備計画の策定や２期事業の合理的、効率的な施設整備を行うために、環境森林部や受水予定市町と協働で、水需給の精査・確認のための調査を実施しています。

・　伊賀水道用水供給事業については、平成２１年４月の給水開始に向け、川上ダムの動向や進捗状況を注視しながら水道施設の整備を進めていますが、未だダム本体の着工に至っていない状況からダムの完成は大幅に遅延する見通しです。

平成２０年度までに川上ダムが完成しない場合は、ダムが完成するまでの間、暫定豊水水利権の許可を得て給水する必要があることから、河川管理者である国土交通省や地元関係機関と協議を行いました。

・　建設事業の実施に当たっては、他事業との共同施工・同調施工や送水管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用することなど、コスト縮減に努めました。

また、北勢系第２次拡張事業については、当面、先行投資による水価の上昇を抑えるため、受水市町と協議をしながら、今、施工しておかなければ、将来手戻りが生じ、コストアップになるような工事に限定して施工しました。

・　水道用水供給事業の見直しや工事進捗状況、コストなどの情報について、受水市町で構成される協議会や県ホームページを通じて情報提供しました。

2　取組の成果

・　工事の発注に当って道路工事との同時施工、浅層埋設、工法変更（不断水工法→断水工法、舗装復旧→切削オーバーレイなど）、機器構成の見直し（簡略化、汎用品の使用など）によりコスト縮減率15％を達成できる見込みです。

・　受水市町で構成される協議会において、事業計画等の説明を行い、情報の共有が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　北勢系第２次拡張事業、中勢系第２次拡張事業の計画給水量が変更となった場合は、事業計画や広域的水道整備計画の変更が必要となることから、環境森林部と連携して適正に対応していきます。

・　伊賀水道用水供給事業については、ダムが完成しない間、暫定豊水水利権の許可を得て給水する必要があることから、引き続き河川管理者である国土交通省や地元関係機関と協議を行います。

・　建設事業の実施に当たっては、引き続き、他事業との共同施工・同調施工や送水管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用することや既存施設の有効利用などに取り組み、コスト縮減に努めます。

　また、北勢系第２次拡張事業について、平成18年度は、先行投資による水価の上昇を抑えるため、受水市町と協議をしながら、今、施工しておかなければ、将来手戻りが生じ、コストアップになるような工事に限定して施工します。

・　水道用水供給事業の見直しや工事進捗状況、コストなどの情報について、今後も受水市町で構成される協議会やホームページを通じて情報提供していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔水道事業関係〕
（水道事業の運営のあり方）
(10) 南勢志摩水道用水供給事業については、志摩系の給水区域５町が合併して志摩市となったため、新市において水源から末端給水まで一括管理する方法等が考えられるが、安全・安心な水の供給を確保しながら事業運営の効率化を図る観点から、今後、新市の意向も踏まえて、事業運営のあり方を検討されたい。
　また、伊賀水道用水供給事業については、水道用水の給水区域６市町村が合併して伊賀市となったため、事業運営の効率化を図る面からも事業運営のあり方について、関係部局、新市と協議しながら検討されたい。（事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
・　新市の水道整備動向を注視しながら、最終顧客である県民の立場に立ち、より合理的な管理運営の方法などについて「企業庁のあり方検討会」の議論も踏まえて、県関係部局や関係市と協議します。
・　南勢志摩水道用水供給事業
　多気浄水場からの磯部浄水場の遠方監視化についても、検討を始める一方、引き続き志摩市の水道整備計画の推移を注視し、県関係機関や関係市町と維持管理のあり方についての協議を進めています。
・　伊賀水道用水供給事業
　伊賀市１市への給水となり、水源から給水栓まで一貫した管理が行いやすい状況となることから、平成17年11月に伊賀市水道部、環境森林部、企業庁で構成する「伊賀水道連絡会議」を立ち上げ、事業の効率的な運営や管理のあり方について、協議を行っています。

2　取組の成果
・　志摩市及び伊賀市と協議を行い、課題等の共有化が図られました。
・　伊賀水道用水供給事業の浄水場管理本館について、伊賀市と協議を行い、将来、伊賀市水道部が拠点となった場合でも機能できるレイアウトとしました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　伊賀水道用水供給事業
　「企業庁の今後のあり方検討会」の提言を踏まえて、より合理的な管理運営の方法などについて、「伊賀水道連絡会議」において引き続き協議を行っていきます。
・　南勢志摩水道用水供給事業
　南勢志摩水道用水供給事業（志摩系）の水道施設については、志摩市への単独施設となり、水源から給水栓まで一貫した管理が行いやすい状況となったことから、より合理的な管理運営の方法などについて、志摩市と協議を行っていきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔水道事業関係〕
（運転監視業務の民間委託）

(11)　水道事業では、北勢水道事務所内で管内の浄水場全体を一括して遠方監視するとともにその監視業務を民間委託した。委託実施後、受託者の経験不足や企業庁職員の技術継承等の課題があったので、委託後に生じた支障等を十分に調査・検証して、必要な措置を講じるなど安定的な業務の運営を維持しながら、民間委託を活用することにより効率的な経営に努められたい。

（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　平成１６年度に北勢水道事務所管内運転監視業務の民間委託について検証を行ない、その検証結果を受け、個々の課題について措置を講じてきたため、概ね安定的に業務を運営できています。

・　北勢水道事務所管内では現行契約が平成１７年度までとなっていることから、平成１８年度以降の業務委託について、これまでの検証結果を踏まえ、更なる安定供給に向けて契約内容を強化するとともに、他の水道事務所への展開についても検討しています。

2　取組の成果

・　当初は、受託事業者の業務の不慣れからトラブルがあったものの、受託者に対して非常時対応や運転監視員への教育・指導を行い、当庁職員と密接な業務打合せ等を行うことにより、安全・安定的に運転監視業務が遂行されました。

・　浄水場の運転監視業務の民間委託の推進については、北勢水道事務所における運転監視業務の民間委託検証を踏まえて、他の浄水場への展開について検討を行い、次期委託可能な浄水場の方向性について検討しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　今後は、これまでの検証結果を踏まえ、既に民間委託を実施している運転監視業務については引き続き安全性、経済性などに十分留意するとともに危機管理面での強化を図り、委託を継続していきます。

・　また、他の水道事務所（浄水場）への展開については、安全性や経済性などに十分留意し、市町村合併、地域性、水源状況を総合的に判断して、他の水道事務所に比べ比較的水量・水質とも安定している南勢水道事務所の運転監視を委託して、効率的な経営に努めます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔工業用水道事業関係〕

（未利用水源の有効活用）

(12) 将来の水需要に備えて確保している未利用水源は、長良川河口堰関連事業等において731,800㎥／日あるが、当面、工業用水としての新たな利用は見込めない状況にある。

一方、水資源の開発利用に関する重要事項を審議するために設置されている「水資源関係部長会議」においては、未利用水源の有効活用について審議されていないため、関係部局と連携して他用途への活用等も含め、有効利用方法の検討を働きかけるとともに、併せて需要拡大など未利用水源の有効活用に向けて引き続き努力されたい。

（事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（水資源の効率的な利用についての検討）

・　未売水の解消につきましては、引き続き需要拡大に取り組みました。

また、水資源関係部長会議に、水資源の有効活用と県勢振興につながる、企業誘致と工業用水道施設整備のあり方についての議題を提案し議論しました。さらに未利用水源の有効活用につきましては、関係部局で構成する「水資源関係ワーキンググループ」に企業庁も参加し検討しました。

（企業誘致部局等と連携した新規需要拡大）

・　県及び市町村の企業誘致担当部局と適宜情報交換を行い、工業用水を必要とする企業や工業団地を開発する市町村に対し工業用水道事業に関する情報を提供し、新たな需要開拓に取り組み、未利用水源の解消に向けて努力しました。

2　取組の成果

（新規需要拡大実績）

・　新規受水契約　３件　、　契約水量（日量）３００㎥。

（給水申込）

・　内陸立地型企業への工業用水の新規供給については、4800トン/日の新規給水申し込みを受けました。また、１８年４月１日から2000トン/日、１９年１月から10,000トン/日の増量申し込みもありました。

平成18年度以降（取組予定等）

（水資源の効率的な利用についての検討）

・　未売水の解消につきましては、引き続き需要拡大に取り組みます。昨年度に引き続き、水資源関係部長会議で企業誘致と工業用水道施設整備のあり方について議論していきます。また、未利用水源の有効活用につきましても、関係部局で構成する「水資源関係ワーキンググループ」に企業庁も参加し検討していきます。

（企業誘致部局等と連携した新規需要拡大）

・　県及び市町の企業誘致担当部局と適宜情報交換を行い、工業用水を必要とする企業や工業団地を開発する市町に対し工業用水道事業に関する情報を提供し、新たな需要開拓に取り組み、未利用水源の解消に向けて努力していきます。

特に、内陸部への企業立地相談があった場合、早い段階から企業誘致部局等と密接な連携を取り、必要な工業用水供給のための条件等について検討を進めるとともに、関係部局の協力体制を要請していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔電気事業関係〕
（ＲＤＦ焼却・発電事業の安全性、安定性の確保）

(13) 三重ごみ固形燃料発電所については、施設の安全性と安定性を確認して平成16年9月21日から本格稼動を行ってきたが、平成17年3月に制御装置の故障、平成17年4月に受託事業者作業員の火傷事故が発生しているので、施設・設備や運用面での安全性、安定性の確保について万全の措置を講じられたい。

また、平成16年度においても基準を満たさないＲＤＦが２度搬入され、受入停止等を行っているので、環境森林部、ＲＤＦ製造者と連携し、ＲＤＦの品質管理の徹底に努めるとともに、安全な保管管理を行われたい。（事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　危機管理マニュアルに基づき、リスク管理と安全性の確保を最優先に発電所の安全、安定的な運転に努めるとともに、適宜、安全管理会議技術部会等を開催し、学識者等からの指導・助言に基づく改善を図ることにより、安全性、安定性の向上に努めています。

① 法定定期自主検査（２年毎）、定期点検（４ヶ月毎）を実施
② 施設の改修を実施（灰掻き落とし作業の機械化；２号ボイラ８月、１号ボイラ１１月）
③ 安全管理会議１回、安全管理会議技術部会３回開催
④ 日常のＲＤＦ品質管理の徹底

(2)　新たな貯蔵施設の整備にあたっては、消防等関係機関の指導、安全管理会議での提言等も踏まえ、安全性が十分確保された施設の整備を進めるとともに、新貯蔵施設の安全、安定運転のための「ＲＤＦ貯蔵施設管理規程（仮称）」の作成を進めています。

2　取組の成果

・　マニュアルに基づきトラブル時には適切に対応し、受け入れたＲＤＦを安全に安定して処理することができました。
・　予定より工期が若干延長となっているものの、防火対策が十分に確保された新貯蔵施設の築造工事を進めることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　危機管理マニュアルの継続的な見直しを行うなど引き続き安全性、安定性の確保に努め、受け入れたＲＤＦを適正に処理します。
・　新たな貯蔵施設の築造工事を平成１８年６月末の完成を目途に進めるとともに、作成中の「ＲＤＦ貯蔵施設管理規程（仮称）」に基づく保管管理を行い、安全、安定運転に努めます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔電気事業関係〕

（事故に伴う後年度の負担）

(14)　平成15年度及び16年度のＲＤＦ焼却・発電事業決算額については、ＲＤＦ貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確となっていないことから、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映された結果にはなっていない。

　このため、今後、負担額を精算する場合には、事故原因や責任の所在を見極めたうえで責任割合を明確にして適正に処理するとともに、説明責任を十分に果たされたい。

（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

事故に伴う損害額等の概算額について積算を行うとともに、第三者に対する当面の措置などについて協議を行いました。

2　取組の成果

現段階では責任の所在や原因者が明確になっていないこともあり、精算には至っていませんが、第三者に対する当面の措置など暫定的に合意に達したものについて、一部予算化し、損害者に対し支払いを行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　民事事件として、爆発事故等に係る損害額４０数億円について、企業庁が支払ったものをどのように処理するか、企業庁以外の者が支払ったものにどのように対応していくのかという課題が残されています。

・　刑事事件とは別に、司法の場を通じて、事故に至った事実関係などについて、しっかりと説明責任を果たしていくことも１つの方法であると考えています。しかるべき時期に損害賠償請求を行い、それに応じてもらえない場合は訴訟を提起する方向で考えています。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔電気事業関係〕
（附帯事業の経営改善及びあり方）

(15)　附帯事業（ＲＤＦ焼却・発電事業）については、事業を開始して以来毎年度損失が発生し、平成15年度からは多額の赤字により電気事業全体でも多額の純損失が発生している。また、当初の計画では、15年間で収支の均衡を図ることとしていたが、平成15年8月に起きたＲＤＦ貯蔵槽の火災・爆発事故による事故処理関係経費や発電所への多くの人員配置等新たな安全対策経費が増加している状況となっている。

今後、経営収支の改善に努めるとともに、合併後の市町村のごみ処理状況やごみゼロプランの進捗状況等廃棄物処理行政の動向も勘案し、附帯事業の運営のあり方について抜本的な検討をされたい。（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　ごみ固形燃料発電所の経営収支の均衡を図るため、事故に直接起因する経費を除き、平成２８年度までの収支試算を行い、三重県ＲＤＦ運営協議会の場において、市町と県のそれぞれの適正な負担について、市町との協議を進めるとともに、県の負担・支援について関係部局との協議も進めています。

(2)　安全、安定的な運転を前提に運転条件の見直しなど収支の改善に努めています。

(3)　「企業庁の今後のあり方検討会」においては、県の環境施策やごみ処理問題の専門家など広く県民の意見を聞きながら根本的に検討していくべきとの議論がなされています。

2　取組の成果

三重県ＲＤＦ運営協議会の場における協議を継続し、早期に合意形成を図ることについての理解が得られました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　経営収支の改善を図るため、引き続き三重県ＲＤＦ運営協議会の場でそれぞれの適正な負担についての協議を進めます。

・　今後は附帯事業の主旨を踏まえ、ＲＤＦ発電事業を運営のあり方については、環境森林部や関係市町とも十分に協議し、適切に対応していきます。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔電気事業関係〕
（災害復旧事業の着実な推進）
(16) 水力発電事業については、平成16年8月及び9月の台風の影響による集中豪雨のために、水力発電所が大きな被害を受け、県内10箇所の水力発電所を遠方監視制御している三瀬谷発電所が水没したことから、全ての発電所が一時運転を停止していた。
　平成16年度中に7発電所の運転を再開したものの、三瀬谷発電所、長発電所及び青田発電所については、現在も復旧中となっているので、安定的な電力の供給と収益の確保を図るため災害復旧事業の着実な推進に努められたい。

（事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
・　平成16年9月29日の台風21号によって、三瀬谷発電管理事務所等が被災したことから、一時的に全ての水力発電所の運転が不能となりましたが、災害復旧に取り組んだ結果、三瀬谷、長及び青田発電所を除く7発電所については、平成16年度中に運転を再開しました。
・　平成17年度においても引き続き災害復旧事業を進め、三瀬谷発電所及び青田発電所については平成17年度中に運転を再開しました。
・　長発電所については、水害に対する防御等を考慮し、あわせて最大出力の向上を図るために発電設備の改修工事を進めており、中小水力発電開発費補助金の申請や改修工事発注を行いました。
　長発電所の運転再開は平成19年度上期となる予定です。

2　取組の成果
・　災害復旧事業を進め、三瀬谷発電所及び青田発電所の運転を平成18年2月に再開しました。
・　災害による発電機の運転停止や平成17年度上期の渇水による影響のため平成16、17年度は電力料収入の大幅減が生じましたが、平成18年度以降は長発電所を除く9発電所の運転を行えるため、安定的な電力の供給と収益の確保が確保できる見通しです。

平成18年度以降（取組予定等）

・　引き続き長発電所の発電設備改修工事を進め、平成19年度上期の運転再開を目指します。

部局等名　企業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見〔電気事業関係〕
（電力自由化に伴う電気事業経営の効率化）
(17) 電気事業については、電力自由化が拡大されており、電力会社からみなし卸電気事業者である企業庁へのコスト削減等経営努力が求められ、売電契約単価の引き下げが行われる等経営環境が厳しさを増してきている。今後も安全の確保と管理の万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的運営による収入の確保に努めるとともに、サービスの供給方法のあり方についても検討されたい。
（経営分野、事業分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
・　平成16年の台風21号により被災した発電所の復旧事業を進め、平成16年度に7発電所、平成17年度には2発電所の運転を再開し、現在は長発電所の発電設備改修工事を行っています。
・　災害復旧事業を進める際には、効率的かつ安定的な発電設備を目指した設備改修を行いました。
・　電気事業の今後の経営のあり方について、平成17年度に学識経験者等の第三者で構成する「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、多角的な視点から検討を行いました。

2　取組の成果
・　平成18年度以降は長発電所を除く9発電所の運転を行えるため、安定的な電力の供給と収益の確保が確保できる見通しです。
・　「企業庁の今後のあり方検討会」からは、平成１８年３月に、経営形態等将来のあるべき姿について提言をいただきました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　引き続き災害復旧事業に取り組むとともに、今後も機器の更新時等適切な機会を利用し、より効率的な経営となるよう努めます。
・　「企業庁の今後のあり方検討会」からいただいた提言や県議会、県民の皆さんのご意見を踏まえ、環境変化に対応した「長期経営ビジョン（仮称）」を平成１８年度末までに策定する予定です。

部局等名　企業庁

監査の結果

2　財務等に関する意見

(3)　公有財産の管理事務

ア　未登記

過年度に取得した公共用地の登記事務が遅延しているので、登記の促進を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　楠町小倉（合併により四日市市楠町小倉）地内の２筆につきましては、ネックとなっていました根抵当権者の分筆・所有権移転に対する同意内諾が得られましたので、地積更正を行った上で、所有権移転登記を行っていくことの方向付けを行い、現在作業中です。

・　楠町南川（同市楠町南川）地内の１筆につきましては、地権者に対し相続問題を解決するよう要請し、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいますが、相続問題がこじれており、進展はみられません。

2　取組の成果

・　楠町小倉地内の２筆は、現在作業中であり、法務局との協議等で問題なく、作業が順調に進めば、年度内に所有権移転登記が完了となります。

楠町南川地内の１筆につきましては、要請をしているものの、現時点では当事者間の相続問題解決の目途は立っていません。

平成18年度以降（取組予定等）

・　楠町小倉地内の２筆については、法務局等との協議が順調に進めば、早期に登記完了できることとなります。

・　楠町南川地内の１筆につきましては、引き続き地権者に対し相続問題を解決するよう要請し、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。なお、当事者による相続問題の解決が不可能となる場合には、弁護士等の指導を仰ぎ対応策を検討していくこととしています。

部局等名　企業庁

監査の結果

2　財務等に関する意見

(3)　公有財産の管理事務

イ　未利用地

電気事業会計等所管の未利用地があるので、その有効活用、売却等計画的な処理に努められたい。

区　分		土地の所在	面積(㎡)	現況等
経営分野	①	津市東古河36-1	618.00	更地（宅地）
北勢水道事務所	②	川越町当新田北川原816-1	1,014.87	構築物等有り
三瀬谷発電管理事務所	③	紀北町紀伊長島区三浦地内	6,995.79	紀北町へ使用許可
	④	紀北町紀伊長島区三浦地内	12,608.00	地域住民に開放
	⑤	紀北町紀伊長島区三浦地内	90.56	紀北町へ貸付
	⑥	大台町弥起井地内	2,342.95	大台町へ使用許可

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　17年10月津市から街路整備事業の代替地として地権者に提示するとの連絡があったので、注視しています。

②　構築物撤去のため、平成18年度予算に撤去費を計上しました。

③　紀北町の新庁舎建設候補地の１つとなっているため、旧紀伊長島町と協議しました。

④　熊野古道玄関口として地域住民とともに整備しています。

⑤　狭小な土地であるので、中部電力（株）の変電所建設等による土地代替地として売却する際、中部電力（株）、紀北町及び企業庁で整理することとしています。

⑥　大台町と売却に関する具体的な協議を行いました。

2　取組の成果

③　協議の結果、紀北町の新庁舎建設地となった場合、紀北町が平成２２年１０月１１日までに当該土地の適正な価格での購入を検討することを、旧紀伊長島町に確認しました。

④　熊野古道玄関口の環境整備に寄与しました。

⑥　大台町の土地鑑定評価は実施済みです。宮川村との合併による新首長との意見調整を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　津市の街路整備事業の結果を受け、適切な対応を進めていきます。

②　18年度から3年間で構築物撤去の予定です。

③　紀北町の新庁舎建設候補地としての今後の推移を見守りながら、売却に関する検討を行っていきます。（紀北町の庁舎は合併後５年間は旧海山町役場とするが、５年後を目途に新庁舎建設地を決めることとされている中で、宮川第二発電所前土地が建設候補地の一つとされている。）

④　上記新庁舎建設候補地と隣接しているため、公共用地の有効利用を視野に入れ売却も含めて検討していきます。

⑤　平成５年１０月１日付け、中部電力（株）、三重県企業庁及び紀伊長島町海山町し尿共同処理組合（現紀北町クリーンセンター）との覚書により、中部電力（株）の変電所建設等による土地代替地として中部電力（株）へ当該土地の売却を図ります。

⑥　Ｈ１９年度売却に向けて取り組みを進めています。

部局等名　企業庁

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）

(1)　財務会計システム固定資産カスタマイズ業務委託について、個人情報の適正管理に関する条項が契約書上に未記載。また、稼働後追加変更契約を行う等、当初のシステム開発時の設計仕様等の検討が不十分。　（経営分野（3事業会計共通））

(2)　志摩水道維持管理情報システム整備業務委託について、システム開発業者に継続的に運営業務等発注しているため、競争性の確保が必要。　（志摩水道事務所）

(3)　三瀬谷ダム周辺維持管理業務委託の見積書について、工期や有効期限、「見積書」の標記がなく様式不適当。　（三瀬谷発電管理事務所）

2　県単工事の実施状況

(1)　被災等緊急時の工事発注手続き不備。また、工事完成後に一部再施工が発生していながら、検査関係書類等に記録せず完成認定が不適切。　（三瀬谷発電管理事務所）

(2)　災害で被災した機器を別途発注の検討をせずに、既契約の変更により追加発注。　（三瀬谷発電管理事務所）

(3)　県単工事において、工事目的物引渡書の一部未徴収。　（三瀬谷発電管理事務所）

(4)　変更追加工事について、別途工事として実施することについての検討が不十分。　（三重ごみ固形燃料発電所）

(5)　ＲＤＦ貯蔵施設築造工事の16年度分出来高払いの額について、積算の妥当性の検証が十分に行なわれないまま、契約書の年度割額どおりの支払いとなっており、支払額の検証が不十分。　（三重ごみ固形燃料発電所）

3　事務管理体制

(1)　貯蔵品実地棚卸し未実施。　（志摩水道事務所）

(2)　準備品出納簿の受払の記載不明確、出納員の印漏れ。　（三重ごみ固形燃料発電所）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

1 (1)　今後の契約に際しては、設計仕様等の検討を十分に行い、また記載条項についてはさらに慎重に調査したうえで締結します。

(2)　今後は、極力、特命随意契約をなくし、競争性がはたらく指名競争入札にすることとし、緊急等止むを得ない場合は、所内審査会でその必要性を十分審査を行ったうえで締結します。

(3)　見積書提出時において、様式・記載内容等の審査の徹底を図りました。

2 (1)　緊急工事発注時には、緊急工事取扱要領の規定に基づき適正に工事発注を行うように取り組みました。

また、工事完成後に新たな施工案件が発生した場合は、検査関係書類等に記録することを周知徹底しました。

(2)　変更契約の際には、その変更内容の妥当性について審査の徹底を図りました。

(3)　工事目的物引渡書徴収の徹底を図りました。

(4)　以後の発注に際しては、当初設計の内容を十分に調査・精査し、変更が生じた場合にはその変更仕様の内容を検討し契約方法を決定しました。

(5)　年度末出来高分について実施設計に基づき、改めて精査し、適正価格であることを再確認しました。

3 (1)　平成１６年度貯蔵品実施棚卸しの未実施については、平成１７年７月３１日現在で棚卸しを実施し、その結果を企業庁長に報告しました。

(2)　準備品出納簿の不備を是正しました。

2　取組の成果

1 (2)　特命随意契約については、所内審査会でその必要性を慎重に審査を行いました。

(3)　見積書提出時における様式・記載内容等の審査の徹底により、見積書不備の改善が図られました。

2 (1)　緊急工事発注時における緊急工事取扱要領の規定遵守により、手続き不備の改善が図られました。

(2)　変更契約内容の妥当性についての審査の徹底により、新規発注及び変更契約の整合性の向上が図られました。

(3)　工事目的物引渡書徴収の徹底により、未徴収の改善が図られました。

(4)　変更契約手続きの適正な執行について意識が向上し、契約における公平性、透明性が高まりました。

(5) 出来高検査時点での積算の妥当性について確認できました。

3 (1) 取組みの結果、適正な管理を行っています。

(2) 準備品出納簿を適正に管理しております。

平成18年度以降（取組予定等）

1 (1)　今後の契約に際しては、設計仕様等の検討を十分に行い、また記載条項についてはさらに慎重に調査したうえで締結します。

(2)　今後の特命随意契約に際しては、所内審査会において、その必要性を慎重に審査し、適正に処理します。

(3)　引き続き見積書提出時における様式・記載内容等の審査を徹底し、見積書不備の改善を図ります。

2 (1)　引き続き緊急工事発注時には、緊急工事取扱要領の規定に基づき適正に工事発注を行うように取り組みます。

また、工事完成後に新たな施工案件が発生した場合は、検査関係書類等に記録するようにいたします。

(2)　引き続き変更契約の際にはその変更内容の妥当性について審査を徹底し、新規発注及び変更契約の整合性の向上を図ります。

(3)　引き続き工事目的物引渡書徴収の徹底を図ります。

(4)　引き続き工事発注に際しては、当初設計の内容を十分に調査・精査し、変更が生じる場合にはその変更仕様の内容を検討し発注方法について適正に処理します。

(5)　さらに厳正に処理します。

3 (1)　会計規程に定めるところにより適正な管理を行います。

(2)　準備品出納簿の適正な管理を行います。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護 県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。 また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・　県立病院個人情報保護対策ガイドラインを策定し、プライバシーポリシー等の公表を行うとともに、患者様相談窓口や個人情報保護推進委員会の設置等、体制の整備を行いました。 ・　院内の各部所で保有する個人情報の特定とリスク評価を行い、それに対応した安全管理措置手順の策定に取り組みました。 ・　職員研修、監査等の総合的な対策の実施に努めました。 2　取組の成果 ・　職員研修の実施や安全管理措置手順の策定等を通じて、各職員の個人情報保護にかかる意識向上がはかられました。
平成18年度以降（取組予定等） ・　プライバシーポリシーに掲げられた個人情報保護対策を実行し、その定着をはかります。 ・　各部所が定めた安全管理措置手順の徹底を行います。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）交通事故の防止については、会議や庁内メール等で注意喚起し、職員に対して公務員としての自覚を促すべく、周知徹底を図りました。

（2）「無事故無違反チヤレンジ１２３」（7月1日から１０月３１日）に４チーム（２０名）が参加し安全運転の実践を行ったところ、全チームとも目標を達成しました。（一志病院）

（3）交通安全研修センターで開催された研修会に職員１名を派遣しました。（一志病院）

2　取組の成果

（1）会議等での呼びかけに加え、「無事故・無違反チャレンジ１２３」や交通安全研修センターでの研修への参加により、職員の交通安全に対する認識が高まりました。

（2）公用車において発生した交通事故は、職員に過失のない事故であり、事故時の対応も適正に行われました。

平成18年度以降（取組予定等）

職員に対しては、会議や庁内メール等で適宜安全運転を促し、「無事故・無違反チャレンジ１２３」などへの参加を推奨するなど、交通事故防止への啓発に努めます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 3　建築物の耐震化の促進 県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。 また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。 さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 病院事業庁所管の主要建築物については、耐震診断の結果、志摩病院の外来診療棟を除き耐震基準を達成しております。志摩病院の外来診療棟については、平成１９年３月の完成に向け、耐震基準を満たす新外来診療棟建設の準備を進めてまいりました。
平成18年度以降（取組予定等） 平成１９年３月の新外来診療棟の完成に向けて、建設工事を進めてまいります。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 4　アスベスト対策 吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。 県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。 また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 迅速かつ的確なアスベスト対策の実施について、関係部局と調整を行いました。 また、病院事業庁所管の施設等についてアスベスト使用の実態調査を行いました。 2　取組の成果 調査の結果、全ての施設において新基準が満たされていることが判明しました。
平成18年度以降（取組予定等） 引き続き、的確に対応していきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　医事次長等による進行管理の下に、未払者に対して発生後１年以内に催告及び法的措置の予告を行い、過年度未払いの発生防止に努めるとともに、速やかに法的措置に移行する体制を整備しました。

・　法的措置件数の一層の拡大を図るため、法的措置を定期的に（年３回）実施し、通常業務として実施するプロセスを確立しました。

2　取組の成果

・　本年度は６月、１０月、２月に法的措置を行い、その状況は次のとおりです。（２月２８日現在）

	完納	分納	取下	強制執行権	未定	計
平成１４年度		1		1		2
平成１５年度		1		1		2
平成１６年度	6	7	6	１９		３８
平成１７年度	１７	１０	２１	６７	３８	１５３
計	２３	１９	２７	８８	３８	１９５債権

・　平成１６年度までに法的措置を行った債権のうち、支払いを命じる判決を受けたにも関わらず未だ支払に応じない悪質な未払者に対して、強制執行の措置を行いました。

総合医療センター	3	
こころの医療センター	2	
志摩病院	5	計　１０債権

平成18年度以降（取組予定等）

法的措置を定期的に（年３回）実施し、理由なく未払いの者については、全て法的措置を実施する体制を確立します。

未収金の発生から法的措置に至る期間（１年間）に行う催告業務の目標・内容を明確にし、スケジュール化して取り組みます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】
7　業務委託における随意契約の状況
平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度
1　実施した取組内容
（1）引き続き、随意契約等の理由の精査や委託契約等に係る入札方法の見直しを行いました。
（2）これまで業務内容の特殊性から随意契約しておりました医事業務委託について、平成１６年度に各病院担当者が競争入札導入のための調査・検討を行い、平成１７年度にプロポーザル方式による入札を実施いたしました。
（3）給食業務委託について、入札価格のみの競争入札では委託業務の質が十分確保できないと判断し、平成１７年度からプロポーザル方式による入札を実施しました。

2　取組の成果
（1）医事業務委託と給食業務委託については、プロポーザル方式による複数年契約を行うことにより委託費の抑制や委託業務の見直しに努めるとともに、契約内容にＳＬＡ（サービス・レベル・アグリーメント）を導入して、委託業務内容の質向上を図りました。
（2）医事業務委託については、こころの医療センターの委託業者がこれまで随意契約しておりました（株）日本医療事務センターからトータルメディカルコンサルタント（株）へ変更となりました。
＊　ＳＬＡ（サービス・レベル・アグリーメント）
・サービス提供側とサービス委託側（顧客）との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意しておくこと。

平成18年度以降（取組予定等）
（1）引き続き、随意契約等の理由の精査や委託契約等に係る入札方法の見直しを行い、競争性、公正性及び透明性が高められるよう努めます。
（2）また、契約内容にＳＬＡ（サービス・レベル・アグリーメント）の導入を進め、委託業務内容の質向上に努めて参ります。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 8　特命随意契約の状況 本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。 契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 （1）これまで県立病院で使用する電気については、中部電力（株）と随意契約しておりましたが、電気の自由化にともない、平成１８年に県立病院で使用する電気の入札を実施しました。 （2）指摘のありました事項については、契約理由・内容や仕様書の精査を行い、適切な事務処理に努めました。 2　取組の成果 （1）電気の入札について、応札者は１社（中部電力（株））のみでありましたが、入札により電気料金の抑制が見込まれます。 （2）平成１７年度の特命随意契約について、契約理由・内容や仕様書の精査を行い、適切な事務処理を進めました。
平成18年度以降（取組予定等） （1）今後も引き続き、契約理由の見直しや仕様書の検討を行い、競争性、公正性及び透明性が高められるよう努めます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）給食業務委託について、平成１７年度にはじめてプロポーザル（企画提案コンペ）方式による入札を実施しました。

（2）これまで随意契約でした医事業務委託について、プロポーザル（企画提案コンペ）方式による入札を実施しました。

2　取組の成果

プロポーザル方式による入札を実施し、複数年契約を行うことにより委託費の抑制や委託業務の見直しに努めるとともに、契約内容にＳＬＡ（サービス・レベル・アグリーメント）を導入して、委託業務内容の質向上を図りました。

＊　ＳＬＡ（サービス・レベル・アグリーメント）

・サービス提供側とサービス委託側（顧客）との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意しておくこと。

平成18年度以降（取組予定等）

今後は、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）がないよう適正な事務に努め、競争性、公正性、透明性を損なうことがないように実施に当たっては、十分留意いたします。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

(経営の健全化)

(1)　病院事業の経常的な収益と費用を対応させた経常収支は、平成13年度以降黒字であったが、16年度は志摩病院を除く3病院で赤字を計上し、全体で黒字から赤字となった。病院経営を取り巻く環境が真に厳しいものとなっていることから、今後、各病院における医療提供体制の確保に努め、病診・病病連携をさらに強化し、地域や患者のニーズにあった良質な医療を効率的に提供することにより医業収益の確保に努めるとともに、経費の徹底した節減を図り、収支均衡による病院経営の健全化を確保されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県立病院は、県保健医療計画に明記された県立病院の４つの役割（①医療提供、②人材育成、③先進的な取組、④安全・安心を支えるセーフティーネット）を果たすと同時に、収支均衡を確保するよう努めております。平成１６年度に新たに発生した欠損金の解消について、平成１７年度は単年度の収支均衡を確保すべく、課題をより具体化するための工程表をそれぞれの県立病院が作成し、月次ベースでの目標管理を事業庁全体で行ってまいりました。

また下半期からは決算シミュレーションを月次で作成し、経営状況の把握分析に努めました。

2　取組の成果

平成１７年度は平成１６年度に比べ、病院毎にばらつきはあるものの４病院全体では、手術件数の増加等により医業収益が増加するなど、機能の強化とともに収支は改善傾向にあります。引き続き、収益の確保とコストの適正化等を図り、収支均衡の確保に努めてまいります。

＊平成１６年度中間決算時　純損益　▲１２８，５４５千円

＊平成１７年度　〃　〃　▲　８５，２２５千円

（４３，３２０千円の改善）

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、県立病院の役割・機能を明確にしながら県の医療サービスの向上に努めるとともに、平成１４年度から導入している経営管理手法（バランス・スコアカード）を一層推進することにより、各県立病院における自立経営を推進します。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
(医療スタッフの確保)
(2)　総合医療センターにおいては、平成16年度中に常勤内科医が減少するとともに看護職員の不足により、診療体制や病棟運営に支障をきたしている状況である。また、一志病院においては整形外科医の非常勤化により平成16年4月以降外来診療日が減少しており、さらに、志摩病院においても脳神経外科医の非常勤化により平成17年4月から外来診療のみとなるなどの状況にあるので、県及び関係機関と連携し、医療スタッフの安定確保と人材育成に努められたい。
さらに、職員にとって働きやすく魅力ある職場とするため、職場環境の向上、研修制度の充実を図るとともに、勤務実態、成果、業績等が反映される人事・給与システムの検討を行われたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
医師の管理職を対象に勤勉手当の成績率の拡充を行いました。
これは院長と各医師が話し合いの結果、年度当初にマネジメントシート（三重県病院事業庁版ＢＳＣ）により業績目標値を設定し、その達成度合いにより勤勉手当を増額するというものです。
目標が達成できた場合、部長級の院長で最大２．５倍まで成績率は拡充されます。

2　取組の成果
病院事業庁が病院経営のマネジメントツールとして導入したマネジメントシートは幹部職員には既に浸透していたが、勤勉手当の成績率の拡充により具体的な還元ができました。
１７年度上半期の目標達成値は平均で７割程度達成されており、目標達成への一定のモチベーションとして機能したのではないかと考えております。

平成18年度以降（取組予定等）

評価制度の見直し等これまでの制度の精度を上げていく一方、管理職以外の医師に対象を広げていく予定です。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

（県民の期待と信頼に応える医療サービスの提供）

(3)　県立病院では、地域の医療機関等との連携を進め、紹介患者を中心とした医療サービスの提供を促進しているが、これをさらに推進するとともに、県立病院ならではの広域を対象とした医療、高度特殊専門医療等の提供、県医療水準向上のための教育・研修等人材育成、感染症対策の実施等、県及び地域の中核病院として県民の期待と地域の信頼に応える医療サービスを提供されたい。

また、国の医療制度改革、行財政改革、市町村合併の動向等病院を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の県立病院の使命・役割や経営形態について検討し、明確にされたい。

さらに、緩和ケアについては、病院事業庁緩和ケア推進検討委員会での検討結果を踏まえ、県内における総合的な緩和ケアの推進、県立病院の果たすべき役割、長期的な収支見通しなどについて、十分検討し、結論を出されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

三重県保健医療計画（平成１５年１２月改定）に明記された県立病院の役割（４つの視点：医療提供、人材育成、先進モデル、安全安心セーフティー）、病院ごとに具体化された機能の実現に向け、県立病院事業中期経営計画（１６年度～１８年度）に基づき以下の取組を実施しました。

●総合医療センター

高度医療体制整備、高次救命救急センター機能、地域医療支援機能の充実、基幹災害拠点センター機能の発揮等、県の医療行政推進拠点としての取組の推進

●こころの医療センター

精神科医療推進拠点病院としての機能充実、医療観察法等の新たな社会ニーズに応じた専門的精神科医療の提供

●一志病院

高齢化社会における医療提供モデルとしての地域連携推進、終末期医療の充実、緩和医療実践の検討

●志摩病院

地域中核病院機能としての急性期機能の充実、災害・へき地・救急医療に係る広域的支援機能の整備、地域医療提供体制再編モデルとしての地域連携・役割分担

また、緩和ケアについては、医療関係者、学識経験者、県民代表等により構成される「病院事業庁緩和ケア推進検討委員会」を設置し、県立病院における総合的な緩和ケアの推進について、検討いただきました。

2　取組の成果

●総合医療センター

・　がん診療拠点病院機能の充実（外来化学療法室、緩和ケアチームの運用）
・　診療成績の開示（２０診療科）
・　基幹災害医療センター機能の充実（災害医療班の整備、総合防災訓練の実施）

●こころの医療センター

・　精神科急性期医療の充実（急性期病棟の運用、保護室増設工事の実施）
・　医療観察法の施行に係る対応（鑑定入院医療機関、指定通院医療機関）
・　災害拠点病院機能の整備（こころのケアチームの充実）
・　病院機能評価認定

●一志病院

・　地域連携による在宅ホスピスケアの推進
・　緩和ケア病床（３床）における緩和ケアの実践及び緩和ケアを支える人材の育成

●志摩病院

・　地域災害医療センター機能の充実（災害医療班の整備、総合防災訓練の実施）

・　地域中核病院、災害等広域医療支援機能を発揮するための外来診療棟建築工事（実施設計）
・　地域医療機関との役割機能分担の推進（地域公立病院交流協議会による提言、地域医師会との連携による休日救急医療及び小児休日救急医療の提供体制の整備）
・　へき地医療支援の推進（へき地医療拠点病院として代診派遣等を実施）

●病院事業庁緩和ケア推進検討委員会

平成１７年５月に設立し、７回にわたる検討の結果を最終報告書にまとめていただきました。

一方、三重大学医学部附属病院のがん診療拠点病院への方向性が生じたことから、がん対策戦略プラン推進の一環として、三重大学を含めたがん診療拠点病院等との連携による総合的な緩和ケアの推進を検討していく必要があります。

平成18年度以降（取組予定等）

病院事業中期経営計画に基づき、引き続き各病院における役割機能の具体化を進めていきます。

●総合医療センター

高度医療（がん・心臓・脳）及び高度救急医療の充実を図るとともに、電子カルテシステムを導入し、そのメリットが最大限発揮できるよう医療提供体制を整備します。

●こころの医療センター

精神科専門診療機能及び急性期治療機能を充実し、精神医療拠点病院として機能をさらに高めるとともに、医療観察法鑑定入院の受入等新たな社会的ニーズにも対応していきます。

●一志病院

あたたかみのある医療の提供や和ケア病床での実践等を通じて、全人的な医療スタッフの育成・確保に進めます。

●志摩病院

外来診療棟の整備とともに電子カルテ化等医療情報システムの構築に取組みます。また、地域連携クリニカルパスの導入に取り組み、地域連携によるモデル的な地域医療提供体制の整備を進めます。

国の医療制度改革や市町村合併等、県立病院を巡る社会環境の変化を踏まえて、県立病院の役割や機能、経営形態などについて、健康福祉部、総務部、病院事業庁の三者により、検討を行います。

緩和ケアについては、三重大学と健康福祉部とともに、がん対策戦略プラン推進の一環として検討を行います。

また、次期中期経営計画の策定について、県議会等の意見も踏まえながら、取り組んでいます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
1　経営状況に関する意見 （患者本位の満足度の高い医療サービスの提供） （4）　患者満足度アンケートの分析結果をもとに、ニーズに応じた改善を促進し、患者等との信頼関係をより一層高め、患者の視点を尊重した満足度の高い医療サービスを提供されたい。 特に、医療事故については、平成16年度は重大なレベルのものはないものの3件発生（前年度7件）しているので、さらにヒヤリ・ハット事例を有効に活用して、医療事故を未然に防止するための体制を充実するとともに、安心かつ安全な医療サービスを提供されたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 外来患者と入院患者を対象にして実施した患者様アンケートの結果を分析し、患者様の視点を考慮した院内環境の整備や接遇研修等を実施しました。 また、平成１６年度に発生した医療事故は、「三重県病院事業庁医療事故等公表基準」に基づき、医療事故の概要等を包括的に公表するとともに、ヒヤリハット事例（日常診療で患者様に被害を及ぼさなかったが、「ヒヤリ」あるいは「ハッと」した体験）については、その収集・分析を行いました。 2　取組の成果 患者様アンケートの分析結果を病院内での掲示や会議等で周知徹底することで、職員一人一人が患者様のニーズを理解することができました。 また、ヒヤリハット事例を周知徹底することで、職員の事故に対する意識が高まりました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後も患者様アンケート等で患者様の声を収集し、その期待に応えることで、引き続き患者本位の医療を推進していきます。 なお、平成１７年度に発生した医療事故については、公表基準に基づき公表することで、他の医療機関に警報を鳴らすと共に職員の事故に対する意識も高め、事故防止に努めていきます。また、ヒヤリハット事例についても、医療事故要因を排除するために活用していきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
(一般会計繰入金)
(5)　平成16年度の一般会計繰入金は、負担区分ルールの見直しにより、収益的収支及び資本的収支の総額で3,750,589千円（対前年度比91.6％）と、前年度に比べ343,495千円減少し、繰入金対医業収益比率は20.3％と前年度に比べ2.4ポイント低下している。
　今後も、病院の自立性を高めるとともに、一般会計からの繰入による成果や負担区分ルールの妥当性を検証されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　１６年度から導入した新繰入基準に基づき、県保健医療計画及び県立病院事業経営計画に位置づけられた県立病院の役割と機能の実現、政策医療の推進に向けて取組を展開しました。

2　取組の成果
　繰入成果目標を設定・公表し、透明性の向上を図るとともに、繰入成果の向上に向けて効率的な運用に努めました。
　主な成果指標と実績は次の通りです（上半期実績）。
①医療提供の視点
・救命センター入院患者数　3,653人（目標：6,900人）進捗率 52.9％
・高度医療機器設備（ｱﾝｷﾞｵ・MRI・CT等）使用件数　18,375件（目標：32,110件）進捗 57.2％
・ＮＩＣＵ利用患者数　449件（目標：1,100件）進捗 40.8％
・急性期リハビリテーション件数　13,567件（目標：28,000件）進捗 48.5％
・アルコール依存症入院・外来患者数　9,496人（目標：25,500人）進捗 37.2％
・へき地診療所代診医派遣率　100％（目標：100％）⇒上半期目標達成
・認定看護師(がん性疼痛・重症集中ケア・精神科救急)養成件数 2人(目標：3人)進捗 66.7％ 等
②人材育成の視点
・臨床研修医受入数　16人（目標：18人）進捗 88.9％
・看護実習生受入数　3,408人（目標：10,630人）進捗 32.1％
・認定看護師養成数（再掲）　4人（目標：5人）進捗 80.0％　等
③先進的な取組の視点
・認定看護師（ホスピス）養成件数　1人（目標：1人）目標達成　等
④安全・安心セーフティーネットの視点
・災害訓練等実施回数　3回（目標：4回）進捗 75.0％
・感染症（エイズ）研修会開催数　1回（目標：1回）目標達成
・認定看護師（感染症）養成件数　1人（目標：1人）目標達成　等

平成18年度以降（取組予定等）
　国の医療制度改革の動向、市町村合併の状況など県立病院を取り巻く環境変化を踏まえ、繰入基準の見直しに取組み、さらに透明性、客観性、明確性の向上を図っていきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
〔総合医療センター関係〕
（経営の改善）
(6)　総合医療センターでは、入院・外来患者の1日平均診療単価は上昇したものの、病床利用率が、75.7％と前年度に比べ 4.8 ポイント低下するなどして医業収益が減少したため、経常収支は、平成11年度以来5年ぶりに赤字となった。
　医療スタッフの安定確保に努めるとともに、地域の医療機関との連携をさらに進め、紹介患者の増加、病床利用率の向上により医業収益の確保に努められたい。また、部門別損益システムの導入によるコスト管理等を行ない、徹底した経費節減に努め、経営の改善を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　当院は、がん、心臓、脳疾患を始めとした高度特殊医療、救命救急医療を中心に良質な医療の提供に努めています。そのなかで医業収益の確保及び経営の改善のために、主に下記について取り組みました。
・　患者様及び地域の医療機関より選ばれる病院になるため医療センターの診療に関する情報及び全診療科の診療実績をホームページ等に掲載しました。また、患者さまや開業医さんに見やすいようにホームページを改良しました。
・　地域の医療機関との連携をさらに進めるために、地域の医療機関への訪問及び担当医師のプロフィール等を掲載した「診療科・担当医師のご案内」を配付しました。また、開業医との情報交換及び本院の診療実績を紹介するため「病診連携意見交換会」を開催しました。
・　地域の医療従事者も広く参加できる講演会や研修会を積極的に開催しました。
・　経費節減については、診療材料の適正配置を行うため、棚卸を2回実施しました。また診療材料の総定数の縮減を図りました。

2　取組の成果
・　入院外来収益については、62億8百万円余（4月～1月累計）で昨年同月比3億2千6百万円余（6％）の増となりました。
・　入院患者数については、102,123人（4月～1月累計）で昨年同月比839人の増となりました。
・　紹介患者についても、5,085人（4月～1月累計）で昨年同月比481人の増となっており、紹介率も47.2％で昨年度より2.8ポイント上昇しました。
・　診療単価については、入院が44,440円（4月～1月累計）で昨年同月比2,281円（5％）の増、外来は11,101円で昨年同月比714円（7％）の増となりました。
・　以上にように入院外来収益は伸びていますが、一方で診療に係わる材料費等も増加しており、厳しい状況ではありますが、引き続き収支改善に努力していきます。

平成18年度以降（取組予定等）

・　総合医療センターが目指すべき方向性は、がん、心臓、脳を中心とした高度特殊医療、救命救急医療、地域医療への支援機能の充実で、引き続き県立病院としての役割を果たしていきます。
そのなかで特に地域がん診療拠点病院として、がん診療にかかる院内体制の整備を行っていきます。
・　医療の標準化、効率化、安全対策、患者サービスの向上を目指して電子カルテを導入していきます。
・　診断群分類別包括評価（ＤＰＣ）の支払い対象病院としての手上げができるように準備を行っていきます。
・　地域の医療機関との連携を深めるために、医療機関への訪問、逆紹介の推進、紹介率のアップ、病診連携意見交換会の実施、講演会・研修会の実施、地域連携クリパスの検討を行っていきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

〔総合医療センター関係〕

(看護職員の離職防止対策の充実)

(7)　総合医療センターでは、看護職員の離職率が、平成16年度は14.2％と前年度と比べ1.2ポイント減少したものの、依然として全国平均11.6％（平成15年度）より2.6ポイント高くなっている。看護職員の不足により病院運営に支障をきたしているので、看護職員の確保定着を図るため、早期離職の要因を的確に把握し、より有効な離職防止対策に積極的に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

急性期高度特殊医療を担う病院では、求められる看護も高度専門化しているとともに、在院日数の短縮は入退院業務を増大させ、看護師の負担がますます大きくなっています。そのため、３５歳以下が３／４を占める看護師の年齢構成もあり、結婚や出産、育児を契機に看護師の離職が多くなっています。病院に勤務する看護師の繁忙感や心労が軽減されるとともに、仕事と家庭や育児との両立が図られ、職業人としての満足感が得られるよう取り組みを進めました。

・　新規採用者には、リアリティショック防止支援プロジェクトによる技術習得支援とメンタルサポートを行うとともに、プリセプターナースやアソシエイトナースの設置及びＯＪＴの見直しを行いました。
・　院内保育所においては、育児中の看護師のニーズを受けて、延長保育を試行しました。
・　魅力的な職場づくりや看護師の定着をテーマに、メモリアル休暇取得やあいさつ運動、会議の見直し等の日常活動への取り組みを行いました。コーチングによる職員の適正配置やコミュニケーションに努めるなど面接と対話に重点を置くとともに、育休者の職場復帰のプログラムを検討しています。
・　職員の育成に関しては、キャリアラダー研修（実践能力を段階的に習得できるよう構築されたシステム）を推進するとともに、認定・専門看護師研修に職員を派遣しました。
・　欠員による業務負担の軽減対策として、県立病院間による看護師の応援体制をとるとともに、非常勤の看護師の採用、看護業務補助を行う看護介護士やヘルパーの増員を行いました。
・　自主的な業務改善運動としてのＴＱＭ活動（総合的品質管理）を推進し、院内への定着を図りました。

2　取組の成果

・　高水準の病棟稼働率が続き看護業務が増大するなかにあって、看護師の時間外勤務は減少しています。（一人月平均、平成１５年度17.0時間、平成１６年度14.3時間、平成１７年度13.6時間）
・　年次休暇取得日数もメモリアル休暇運動の推進等により昨年並みに推移しました。
（一人年間平均、平成１５年５．３日、平成１６年９．７日、平成１７年９．４日）。
・　退職者については、平成１５年度４５名、平成１６年度４１名に対し、平成１７年度は２９名となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

これまでの取り組みを拡充するとともに、

・　専任の担当者を配置して、看護師育成支援をシステムとして展開します。
・　院内保育所で延長保育や一時的保育を実施するなど、安心して勤務できる保育支援を行います。
・　新卒者にとって魅力ある職場となり選ばれる病院となるため、看護実習環境の整備に取り組みます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
〔こころの医療センター関係〕
（経営の改善と精神医療の基幹病院としての体制整備）
(8)　こころの医療センターでは、1日平均入院診療単価が前年度に比べ上昇したものの、平成16年度経常収支は赤字となっている。今後さらに精神保健指定医を確保することにより診療単価の向上を図るとともに、地域医療機関等との連携による患者紹介率の向上を図ることなどにより医業収益の確保に努められたい。
　また、地域の病院、診療所、社会復帰施設等とのより緊密な連携体制の構築を進めるとともに、医療スタッフの安定確保等診療体制の整備を図ることにより、県内の精神医療の基幹病院としての機能の強化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）中期経営計画の推進
　平成17年度においても院長マネジメントシートに精神科拠点病院として整備充実、社会ニーズに応じる精神科専門医療の充実を目標として掲げ取組を行いました。
（2）急性期病棟の保護室の増床
　急性期病棟（北1、北2）において、保護室を6床増床し、平成17年8月から供用を開始し、急性期入院患者の受入体制を強化しました。
（3）医療観察法への対応
　平成17年7月から医療観察法が施行され、当院は県立病院として鑑定入院施設に推薦、通院医療機関の指定を受けました。
（4）精神保健指定医の確保等
　精神保健指定医を目指す医師が、指定医資格を取得しやすいように診療面から支援しています。また、他県の大学に派遣依頼を行うなど、より広い視点からの精神科医確保に努めています。
（5）地域医療機関等との連携
　地域連携Ｇを中心に地域医療機関の訪問、紹介元医療機関への返信率の向上に取組み連携体制の構築を進めました。

2　取組の成果
（1）（2）の成果
　精神科専門医療の充実、保護室増床による急性期入院患者の受入体制の強化により、入院単価の向上などの成果がありました。
（3）の成果
　鑑定入院対象者1名の受入を行い、精神科拠点病院としての役割を果たすことができました。
（4）の成果
　精神保健指定医を2名の医師が取得し、精神保健指定医が4名から6名に増加しています。特定入院料算定による安定した収入の確保や診療単価増の成果がありました。
（5）の成果
　H18.1月までに241件の医療機関訪問を実施しました。H18年1月末での紹介率は39.7%と前年度実績38.3%から1.4ポイント上昇しました。また、紹介元医療機関への返信率も87.3%と前年度実績60.05%から27.25ポイント上昇する成果がありました。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
〔こころの医療センター関係〕
（地域の社会復帰施設等との連携体制の構築等）
(9)　早期社会復帰・社会参加の促進を図るノーマライゼーションの取組を進めているが、クリニカル・パスや早期リハビリプログラムの導入・適用等の積極的な推進を行い、患者のより早期社会復帰・社会参加の促進を図られたい。
　また、早期社会復帰・社会参加を進めるためには、県民への認知度・理解度のさらなる向上が重要であり、院外広報紙やホームページの内容の充実等広報機能の拡充に加え、ボランティアとの協働、こころの医療センター運営モニターの提言等外部の幅広い意見を積極的に取り入れ開かれた病院づくりに努められたい。

講じた措置

平成17年度
1　実施した取組内容
（1）　平成17年度院長マネジメントシートに開かれた病院経営、早期社会復帰の推進を掲げ目標を定め取組を行っています。
（2）　クリニカル・パスの導入・適用等の積極的な推進
・　平成17年度も統合失調症のクリニカル・パスの適用に努めました。また、リハビリのクリニカル・パス作成の取組を行いました。
（3）当センターの認知度・理解度の向上
・　地域連携Ｇを中心に医療機関の訪問によるＰＲ活動を行いました。H17年9～10月にかけて医療機関を対象にアンケート調査を実施しました。
・　ホームページの内容の充実と更新に努めました。
・　広報紙「こころころころ」第５号　1,300部、第６号　1,300部を発行しました。
・　10月28～29日に患者様、ご家族、地域の方々、ＮＰＯ、ボランティアの協働によるイベント、第２回「こころしっとこ祭」を開催しました。
・　運営モニター会議を２回開催し、外部の委員から病院運営について意見をいただき病院運営に反映させました。

2　取組の成果
（1）（2）の成果
・　早期社会復帰を推進した結果、平成18年1月末の平均在院日数は147.4日と平成16年度実績154.8日から7.4日短縮の成果がありました。統合失調症のクリニカル・パスはH17年度８例の適用があります。リハビリクリパスについては暫定版が完成しました。
（3）の成果
・　平成17年度における当センターのＨＰのアクセス件数はH18.1月末で15,819件、前年度同月比で29.9%の増加となりました。
・　第２回「こころしっとこ祭」には約500人の参加があり当センターの認知度・理解度の向上に効果がありました。
・　地域連携Ｇのアンケート結果では調査対象医療機関における当院の知名度 94%、当院に対する肯定的な回答のあった医療機関は73%となっています。前回、平成15年度の調査より認知度・理解度は向上した結果となりました。

平成18年度以降（取組予定等）
　平成18年度以降も開かれた病院経営、早期社会復帰の推進を院長マネジメントシートの目標に掲げ、継続した取組を実施していきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
〔一志病院関係〕
（経営の改善）
(10)　一志病院では、平成16年4月からの整形外科医の非常勤化等により前年度に引き続き患者数が減少している。このため、医師の確保による医療提供体制の整備を図るとともに、診療所、老人保健施設等との連携を強化し、入院・外来患者の確保に努められたい。また、併せて経費の節減等に努め、経営の改善を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）医師の確保について
　院長、運営調整部長が三重大学附属病院長、大学医学部整形外科教授、外科教授への働きかけを行いました。
（2）地域連携の強化について
　ＣＴの更新をＰＲし、ＣＴ撮影の紹介患者を依頼するため、放射線技師、運営調整部職員により地域の診療所を訪問しました。
（3）経費節減について
　平成16年度と比較すると、給与費は医師給を中心に減少しており、材料費は手術の減等により薬品費、診療材料費ともに大幅に減少しています。経費は燃料費が高騰し、非常勤医師の増員により報償費も増加しています。
　また、医療機械備品等の資産購入費については大幅に抑制しています。

2　取組の成果
（1）整形外科医師の確保について
　整形外科の医師確保はできなかったものの、非常勤医師の確保により、医療法で定める医師定数は確保することができました。
（2）地域連携の強化について
　ＣＴ紹介患者数　平成16年度0件　平成17年度67件（2月末現在）
（3）経費節減について
　主な費用の平成16年度対比は下記のとおりでした。

科　目	平成16年度決算額	平成17年度最終補正額
給与費	663百万円	623百万円
材料費	156百万円	137百万円
経　費	182百万円	192百万円
資産購入費	87百万円	16百万円

平成18年度以降（取組予定等）

・　整形外科医師の確保については引き続き大学への依頼を行なっていきます。
・　地域連携の強化については、医師の異動もあり、訪問する機関数の増加を図るとともに、診療所、社会福祉協議会、福祉施設との間で新たに連絡協議会を立ち上げ、連携を強化していきます。
・　経費節減については購入機器の選定を徹底し、資産購入費を抑制するとともに、材料費、経費の節減に努めていきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見

〔一志病院関係〕

(地域ニーズに対応した医療サービスの提供)

(11)　病院、診療所、老人保健施設等との連携、訪問診療など地域と密着した医療に取り組んでいるが、患者紹介率は11.9%と低い状況である。このため、地域のニーズに応じた高齢者をはじめとする患者本位の医療提供サービスの向上を図るとともに、保健、医療、福祉が一体となった地域保健医療の役割を担っていくため、高齢社会における在宅ケアの医療支援の確立など在宅支援システム構築の取組をさらに進められたい。

また、平成18年1月には津市、久居市ほか8町村の市町村合併が行われることになり、この合併により当病院の診療圏の中心となる町村が一つの市のなかに包括されるので、県立病院としてのあり方について検討されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）在宅支援システムの構築について

高齢者を対象とした訪問診療やケーブルテレビを使った遠隔診断の取組、在宅介護支援センターとの定例連絡会議の開催、健康教室、糖尿病教室などに加え、血液サラサラ検査を新たに実施するなど、予防医療を含めて在宅支援システムに取り組みました。

（2）県立病院としてのあり方について

平成16年度から18年度までの中期経営計画で、緩和ケアに取り組んでおり、今年度は病院事業庁が設置した緩和ケア検討委員会で議論されたところです。当院においてはがん患者の紹介を他病院に依頼するとともに、国のモデル事業である訪問看護推進事業のホスピス研修事業を実施し、地域の診療所や訪問看護ステーション、市町村の在宅支援センターにも参加を呼びかけました。

また、日本看護協会の緩和ケア認定看護師の養成に職員を派遣するなど、緩和ケアナース養成、先進病院への実地研修など、人材育成に努めています。

2　取組の成果

訪問診療件数	平成16年度288件	平成17年度見込340件
血液サラサラ検査件数	平成16年度92件	平成17年度570件
緩和ケア入院延べ患者数	平成16年度85人	平成17年度480人

平成18年度以降（取組予定等）

・　在宅支援システムの構築については、平成17年度に引き続き高齢者を中心にした地域ニーズに応えていく取組を行なっていくとともに、地域の診療所、訪問看護ステーション、社会福祉協議会、福祉施設との連携を深めるため、新たに連絡協議会を設置します。

・　緩和ケアについて3床で実績を積むとともに、人材育成に努めます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
〔志摩病院関係〕
（健全経営の確保）
(12)　志摩病院では、内科医、麻酔科医等の不足に加え、平成17年4月から脳神経外科医2名が非常勤医となるなど、今後も引き続き患者数及び医業収益の減少が見込まれる状況にある。このため、医師の安定確保、地域の病院、診療所等との連携、患者紹介率の向上などにより、医業収益の確保に努めるとともに、経費の節減に努め、健全経営の確保を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

医師確保対策

：　脳神経外科医をはじめ不足している各科医師確保のため、三重大学、名古屋市立大学、大阪市立大学等、１２月までに延べ２０回、派遣要請を実施するとともに、病院のホームページで臨床研修医、シニアデジデント募集等を継続的に行いました。

地域の病院、診療所等との連携

：　４月から当院救急外来に、志摩市及び志摩医師会と連携して休日応急診療所を開設し、日曜日、祝祭日の昼間、志摩医師会員が当番制で１次救急医療を担う体制を整備しました。また、６月からは小児科開業医の協力により、月１回（第４日曜日）小児の休日応急診療も開始しました。

７月から地域の診療所では対応できない緊急の「血液検査」について当院で受託する体制を整備するとともに、昨年度に設置した診療所の登録医制度、診療所医師も参画した研修会の実施等、病診連携の強化を図りました。

経費の削減

：　看護業務の見直しを行い、看護師が直接的に従事する必要のない業務についてはヘルパー対応に改善を行いました。

医療器械の修繕について、各セクションから直接発注していた体制を見直し、運営調整部における集中管理に改めました。

2　取組の成果

当年度における医師確保の成果として、三重大学から若手医師を養成する特命助教授（外科医長）が１月から経験の浅い医師と交代に派遣され、診療の質の向上に繋るとともに、Ｈ１８年度の臨床研修医３名とマッチングが成立しました。

地域の病院、診療所等との連携強化策は概ね順調に推移し、特に休日応急診療所の開設は、医師不足の中３６５日２４時間の救急医療を提供している当院の医師への支援となるとともに診療所の医師間との距離も短くなり、紹介・逆紹介の推進にも繋がりました。

当年度実施取組の主な成果

・休日応急診療所　開設数　６０回　患者数　＠２４人／日　（１月末現在）
・小児休日応急診療所　開設数　８回　患者数　＠１３人／日　（１月末現在）
・緊急検査　　５診療所　延べ１６件　（１月末現在）

以上等の取り組みを実施したことにより、脳神経外科を除く他科の収益アップと人件費や経費の削減により、健全経営の確保が期待できるところとなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　各大学間とより一層の交流により、脳神経外科医等の医師確保に努めていきます。
・　ＤＰＣ（包括払い）に向けたシステムを導入し、各種疾患等の経営分析に取り組みます。
・　診療材料等の効率的な利用を図るための物品管理システム（ＳＰＤ）の導入に努めます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果

1　経営状況に関する意見
〔志摩病院関係〕
（地域中核病院としての機能の充実と広域支援機能の発揮）
(13)　平成16年度の患者紹介率については33.0%と、前年度より0.6ポイント低下しているので、地域の中核病院として地域医療機関との役割・機能分担を進めるとともに、更なる連携の強化を図り、医療サービス機能の向上に努められたい。
　また、外来診療棟の整備に伴い、県立病院の役割として担うべき災害医療等の広域支援機能の発揮に努められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
〈役割・機能の分担〉
・新市に対して、機会を通じて地域における病院機能の役割分担の協議を働きかけたが、市町村合併間もない時期でもありスムーズに進みませんでした。
〈地域連携強化〉
・　４月から当院救急外来に、志摩市及び志摩医師会と連携して休日応急診療所を開設し、日曜日、祝祭日の昼間、志摩医師会員が当番制で１次救急医療を担う体制を整備しました。また、６月からは小児科開業医の協力により、月１回（第４日曜日）小児の休日応急診療も開始しました。
・　７月から地域の診療所ではできない検査のうち緊急に検査結果が必要な「血液検査」について、当院との契約で受託する体制の整備や、昨年度に設置した診療所の登録医制度、診療所医師も参画した研修会の実施等、病診連携の強化を図りました。
・　１月に地域医師会との交流会を開催し、志摩地域における医療提供のあり方や役割・機能分担等の意見交換を行いました。
〈外来診療棟の整備及び広域支援〉
・　県南地域における災害や救急・へき地医療支援も視野に入れ、ヘリポートや免震構造を備えた外来診療棟の実施設計を策定しました。
・　８月に志摩市や広域消防を始め地域住民も参画した災害医療訓練を実施しました。
・　へき地医療拠点病院として、離島、へき地の診療所に代診医の派遣及び各拠点病院間の派遣医調整等を行いました。
　　代診医派遣数　２５件　　派遣率　１００％　（１月末現在）

2　取組の成果
・　休日応急診療所　開設数　６０回　患者数　@２４人／日　（１月末現在）
・　小児休日応急診療所　開設数　８回　患者数　@１３人／日　（１月末現在）
・　緊急検査　　５診療所　延べ１６件　（１月末現在）
・　病診連携診療所登録件数　　６８件　（１月現在）

　以上等の取り組みを実施したことにより、１２月末現在の患者紹介率については33.2%と、前年度より0.2ポイント向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　地域の市（町）立病院や診療所との協働による地域連携パス作成に取り組み、医療の標準化と患者サービスの向上に努めます。
・　地域医療提供体制再編モデルとなる市（町）立病院、診療所及び福祉施設との役割・機能の分担を推進します。
・　医師会と協働して、休日応急診療所及び小児休日応急診療所の質・量的向上に努めます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
1　財務等に関する意見 〔こころの医療センター〕 (3)　公有財産の管理事務 ア　金品亡失 医師公舎の火災事故が発生しているので、その管理については、より一層万全を期するとともに、再発防止に努められたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・　H16.12月に火災のあった直後、今回の火災の原因が未届の同居人にあったことから、他に届出の無い同居人等が居ないかの確認を行いました。 今後、同居人等で、居住者の増減があった場合の届出をすみやかに報告するように連絡しました。 ・　火災後の処理としては、火災保険の給付範囲での受給と出火元の住居人である職員の負担で、H17.8月に修繕が完了しました。 2　取組の成果 ・　現在は支障なく運用されています。
平成18年度以降（取組予定等） ・　今後も医師公舎の適切な管理を行い、再発防止に努めていきます。

部局等名　病院事業庁

監査の結果
2　財務等に関する意見 (4)　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。 1 業務委託の実施状況　（特命随意契約） (1)ＢＳＣ月次フォローシステム保守業務委託の完成認定書未作成（県立病院経営室） (2)保護室増築工事管理業務の随意契約理由未記載（こころの医療センター） (3)外来診療情報整備事業委託の予定価格未作成及び個人情報取扱特記事項の未作成（志摩病院） 2 業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式） (1) 患者給食業務委託の随意契約理由未記載、採点表を鉛筆で記載（こころの医療センター） (2) 患者給食業務委託の採点表を鉛筆で記載（一志病院）（志摩病院） 3 物品購入等の状況 (1) 事業者選定取扱要領未策定（総合医療センター）（一志病院）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 平成１７年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めました。 2　取組の成果 平成１７年度の事務事業の執行において、随意契約理由や予定価格の記載、完成認定書等の必要書類の作成を行い、適正な事務処理を実施しました。
平成18年度以降（取組予定等） 引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局等名　議会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　平成１７年５月１７日と２７日に開催された改正個人情報保護条例説明会に、情報公開・個人情報保護制度推進責任者及び担当者が出席し、改正個人情報保護条例を学習しました。
　改正内容について、資料を職員に回覧し、周知を図りました。

(2)　平成１７年４月１８日と９月２８日に開催された情報公開・個人情報保護制度推進責任者会議に出席し、責任体制の再確認を図りました。

(3)　平成１８年１月に、情報公開室のイントラネットホームページの利用によるWeb研修を実施しました。

(4)　平成１８年３月に政策開発研修センターのe-ラーニングシステム及び地域振興部配付の情報セキュリティ職員研修CD-ROM教材により研修を実施しました。

(5)　平成１８年３月にリンクステーションの使用による電子データの厳重なる管理及びパソコンのチェーンによる盗難防止の措置をとりました。

2　取組の成果

研修参加により、職員の個人情報保護と情報セキュリティ対策についての知識と意識が向上しました。また、リンクステーションとチェーンの使用により、電子データの管理の徹底をはかりました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き研修を実施することにより、個人情報保護に対する意識の向上をはかります。
また、電子データの管理の徹底を継続します。

部局等名　議会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

２　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　平成１７年度は、三重県交通安全研修センターにおいて、８月８日（月）～１０日（水）に、２０名の職員に一般研修を受講させました。

この一般研修は、三重県の交通情勢、改正道路交通法についての講習、ビデオによる交通安全研修の外に、シミュレータによる危険予測と緊急回避の研修、自動車体験コースにおけるＡＢＳ作動やスキッドコースの走行体験、運転姿勢、基本操作の大切さ等についての説明がある参加体験型の研修であるため、職員のさらなる交通安全意識の高揚に役立ちました。

(2) 平成１８年１月にWeb研修によりセーフティドライブについて研修をしました。

２　取組の成果

研修の取組により、職員の交通安全意識を高めることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、研修により職員の交通安全意識を高めて、職員の交通事故防止をはかります。

部局等名　議会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成１６年度の業務委託契約の実績は、全体で５，４４２件、約２７１億１５百万円となっており、そのうち随意契約は３，７６２件、約１８１億４５百万円６６．９％（うち特命随意契約は２，４９６件、約１１２億３５百万円４１．４％）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

当所属における業務委託契約のうち随意契約によるものは７件であるが、うち２件については、１０万円未満である。残る５件は、①議会電波広報事業２件、②本会議録検索システムに係るもの２件、③議事堂のはと対策の５件である。

このうち、①、②については、当所属指名審査会において、事業内容と取扱事業者の選定について審査を行い、特命随契を行ってきたが、今年度、内容を再検証した結果、①については、放映時間帯を取れる取扱事業者（ＴＶ局）が現契約事業者（三重テレビ）しか対応できないことから、本年度も特命随意契約としたが、②の分については、平成１７年度より指名競争入札を行うこととした。

なお、③のはと対策については、特殊業務であり手法を固定して価格競争させることが適当でないこと、金額が少額（３０万円強）であること、などを踏まえ、県立高校等の実績を参考にして、特命随意契約をおこなっている。

2　取組の成果

上記②については、指名競争入札を実施したことにより競争性、透明性を高めることができました。

また、上記③については、当該業務委託の成果により、今年度は委託を行う必要がありませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、指名審査会などで適切な審査を行い、契約事務の競争性と透明性の確保に努めていきたい。

部局等名　議会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

８　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成１６年度の特命随意契約は２，４９６件、約１１２億３５百万円であったが、今回、そのうち２３３件について監査を実施したところ、契約理由が不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの７１件（３０．４％）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該事業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

当所属においては、上記に係る指摘等はなかったが、特命随意契約については、毎年、当所属指名審査会において厳密な審査を行っているところである。なお、平成１６年度に特命随意契約としている契約のうち、会議録検索システムデータ管理業務および会議録検索システムＳＥ作業委託の２件については、契約期間が長期化しつつある面も踏まえ、社会情勢の変化等も考慮し、平成１７年度より指名競争入札を実施することとした。

また、議事堂はと対策については、特殊業務であり、手法を固定して価格競争させることが適当でないこと、金額が少額（３０万円強）であること、などを踏まえ、近隣の県立高校等の実績を参考にして、特命随意契約をおこなったが、実績を重視したこともあり、平成１７年度においては、当該業務を委託する必要がなくなっている。

２　取組の成果

会議録検索システム関係の２件の契約を１本にまとめ、指名競争入札を実施したことにより、競争性、透明性を高めることができました。

また、議事堂はと対策については、当該業務委託の成果により、今年度は委託を行う必要がありませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、指名審査会などで適切かつ厳密な審査を行い、契約事務の競争性と透明性の確保に努めていきたい。

部局等名　議会事務局

監査の結果

２　財務等に関する意見

（３）公有財産の管理事務

イ　金品亡失

議会図書室の蔵書４冊（取得価格３，８５０円）を紛失しているので、管理について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

図書室職員において貸出手続の際の注意を徹底するとともに、貸出期限が満了した者に対し、図書の返却を呼びかけた。

２　取組の成果

図書の所在の不明防止につながっていると思われる。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度の図書システム改修とあわせて、蔵書点検を行う予定である。今後とも、利用者を対象に貸出手続の周知を図り、図書室職員において貸出手続の際の注意を徹底するとともに、利用者に図書の返却を呼びかけるなど図書の所在が不明とならないよう適宜取組を行いたい。

部局等名　監査委員事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

個人情報を含む紙文書については、鍵付のロッカーや引出しで保管し、また個人情報を含むファイルについては1人1台パソコン等のハードディスクへの保存はせず、事務局職員のみがアクセスできる共通のファイルサーバやFD等に保存するようにしています。

人事関係文書については、鍵付きファイリングキャビネットに保管し、人事担当者のみが鍵を管理しています。

1人1台パソコンについては、ノートパソコン用セキュリティキット（鍵付きワイヤー）を購入して業務補助職員を含む全職員に配布し、盗難防止を図りました。

また、平成17年10月31日に、情報化推進分野情報セキュリティ特命監及び情報公開室副参事を講師に招き、所属職員全員を対象に、情報セキュリティ及び個人情報保護についての局内研修を実施しました。

2　取組の成果

対策を講ずることにより、個人情報保護について職員一人ひとりが再認識し、意識を向上することができました。監査委員事務局では現在のところ、個人情報の流出事案は発生していません。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、随時職員への啓発を行うなど、職員の個人情報に対する意識を高めることとします。

また、現在の複写機の賃貸借契約が17年度末で終了するため、18年度から賃貸借する複写機には、スキャナー機能付きの機器を導入する予定であり、これにより紙資料の電子保存をすすめ、書類の紛失による個人情報の流出防止を図ります。

部局等名　監査委員事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

交通事故の防止については、メール等で職員に周知するとともに、幹部職員が参加する定例ミーティング、職員全員が参加する全員ミーティング等において徹底を図りました。

2　取組の成果

職員一人ひとりの交通安全意識の高揚、安全運転の徹底につながりました。平成17年度は、職員による交通事故は発生しておりません。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き局内会議で職員への啓発を行うなど、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底に努めることとします。

部局等名　監査委員事務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（県民への情報発信）

(1)　監査フォーラムやインターネット等を利用して監査結果の公表など情報提供に努めているが、県民の参加や意見・要望等が少ないなど、依然として関心が薄い状況にある。

そのため、県民とのコミュニケーションの機会を充実するとともに、監査結果のよりわかりやすい公表の方法を検討するなど、更なる情報発信に努められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「187万県民のためのアセッサーをめざして、県民の信頼に応える監査を行う」とする局長ミッションのマネジメント方針に基づき、県民ニーズを反映した監査に努めています。

県民の皆さんとのコミュニケーションの機会である監査フォーラムなどを次のとおり開催し、平成17年度の監査結果を説明するとともに、監査業務の啓発や情報発信に努めました。

また、監査フォーラムの討論会には、県民の皆さんにご参加願い、「いま、監査に求めるもの」と題して討論していただき、県民の皆さんの監査に対するニーズや意見の把握に努めたところです。

なお、行政監査（評価）結果にはレーダーチャートを用いて評価項目ごとの評点を表示するなどして、わかりやすい情報の提供に努めています。

(1) 監査フォーラム

①　開催年月日：平成18年2月8日（水）午後1時～午後4時

②　場　所　　：三重県人権センター　多目的ホール

③　参加者　　139名（県民26名、県議会議員2名、行政関係者111名（県外51名含む。））

④　参加者アンケート結果

・監査に求める視点

事業の成果が出ているか　32%

税に見合った行政サービスが提供されているか　22%

無駄な事業が行われていないか　17%

財務会計が適正に行われているか　13%

違法な支出が行われていないか　13%

(2) いきいき・どこでもトーク（1回開催）

行政関係者に対して行政監査(評価)の仕組みやこれまでの取組などについて説明を行いました。

(3) 雑誌や研究会における情報発信

行政監査(評価)のこれまでの取組や結果などについて、「行政経営の現場」への掲載や「日本評価学会全国大会」で発表を行うなど、情報発信に努めました。

2　取組の成果

「監査フォーラム」の開催により、監査に対する意見を聞くことができ、県民の皆さんへの監査業務の理解と県内等行政機関の評価の取組支援ができたと考えています。

しかしながら、「監査フォーラム」への県民の皆さんの参加が少数にとどまっていることから、より有効な方法等について検討することが必要です。

平成18年度以降（取組予定等）

県民の皆さんの幅広い意見を収集し、また、監査業務の普及のために、「いきいき・どこでもトーク」などに取り組んでいくとともに、監査フォーラムについては、県民の皆さんとのコミュニケーションの充実につながるよう、引き続きその手法や内容等の見直しを進めていきます。

また、今後ともわかりやすい情報の提供に努めるとともに、監査ホームページの充実、情報発信に積極的に取り組んでいくこととしています。

部局等名　　監査委員事務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（監査結果の実効性の確保）

(2)　監査実施後の改善状況を確認するため、監査結果に基づき講じた措置等の把握を行っているが、平成16年度に把握した平成15年度の監査結果にかかる1年後の改善状況では、「改善済」または「改善に着手」したとするものが、定期監査で85％、行政監査で63％となっている。

監査結果を行政運営へより的確に反映することができるよう、引き続き改善状況の把握と検証により実効性の確保を図るとともに、各部局へ監査情報の提供や随時に監査を実施するなど適正な事務執行の保持に努められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（改善状況の把握）

平成17年度の監査のなかで16年度の監査結果に基づく改善状況を確認しましたが、改善が進んでいないものについては、監査意見として、引き続き改善を求めました。

17年度の監査結果に基づき講じた措置については、18年3月に各部局から報告を求めたので、その報告により改善状況の把握をすることとしています。

（監査情報の提供等）

監査結果については、報告書の配布、インターネットへの掲載等により監査結果の共有ができるようにしています。また、各部局との意見交換を行い、必要な場合は監査結果の趣旨を周知し、意見に基いた行政運営の改善が図られるように努めています。

県の行政運営に関する問題の発生や、事務局に寄せられた県民の声等に対しては、必要に応じて監査のなかで追加調査を行うなどの対応を行い、監査結果に反映させました。

2　取組の成果

平成16年度の監査結果に基づき講じた措置については、その一年後の状況を確認した結果、定期監査においては、86.9％、行政監査においては、65.8％の改善状況となり、一年前に比べ、それぞれ、14.2ポイント、19.2ポイントの向上が見られ、執行部局が、監査結果に基づいて行政運営の改善に取り組んでいる状況が確認できました。

また、率先実行取組において監査結果に対する対応を記載することや、監査結果に基づき講じた措置が幹部の引継ぎ資料に位置づけられるなど、執行部局のなかに改善が確実に行われる仕組みが作られました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年3月に報告された17年度監査結果に基づき講じた措置により、監査結果の改善状況を確認していきます。改善状況については、評価のうえ5月に公表します。また、18年度の監査の中で、さらにその状況を確認するとともに、改善が進まないものについては、その要因等の検証を行い、意見として改善を求めていきます。

県民の信頼を損ねるようなリスクの高い事件や課題の発生については、随時監査の実施や監査のなかで調査を追加して行う等適切に対応していきます。

部局等名　監査委員事務局

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（監査の充実）

(3)　定期監査を252箇所実施しているが、うち書面監査によるものが予備監査で107箇所（42%）、委員監査で171箇所（68%）となっており、一部の所属では3年に1度しか実地監査を行っていない。

組織のフラット化などにより会計事務処理の誤りなど各所属におけるチェック機能に課題が見受けられることから、実地監査の拡大、監査手法の更なる改善及び効率化を図るなど監査体制の強化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（実地監査の拡大）

平成18年度の監査等執行計画を策定するなかで、実地監査について見直しを行ない、高等学校等県立学校の予備監査について、実地監査を3年に一度の実施から2年に一度実施することとし、会計事務処理等がより適正に行なわれるよう監査を充実しました。

（監査手法の改善等）

限られた人員と時間のなかで、監査を効率的に実施するために、監査重点項目を定め、リスクが高い項目や、部局の課題、懸案について重点的に監査を実施しました。また、研修等による職員の監査技術向上に努めました。

①　主な監査重点項目

- 県単公共工事の変更契約
- 特命随意契約による業務委託
- 県単補助金の執行状況
- 未収金対策など

②　また、各部局の重要課題等についてテーマを定め、重点的に監査を実施しました。

③　監査を実施する前に課題等について事前検討を行ない、課題を明確にして監査することにより、監査の効率的実施とともに、担当者の実施水準の向上を図りました。

④　職員の監査技術向上のため、局内研修を13回実施、県外等の研修に16回22人参加等したほか、必要に応じ公認会計士等の意見を聴くなど外部専門家の活用をしました。

2　取組の成果

特命随意契約、工事の変更契約等についての課題を明確にでき、改善意見を提案しました。未収金については、県全体としての組織横断的な取り組みの必要性などを意見としました。また、18年2月から実施した県立学校の監査において、会計処理や手当認定等の誤りがあったので、是正、改善を求めるとともに、誤りの事例等については、今後実施する本庁の監査のなかで、会計処理等のチェック機能の課題を監査するための資料としていきます。

平成18年度以降（取組予定等）

監査執行計画の見直しにより、県立学校の実地監査を増やすとともに、地域機関について、県民局が廃止されることに伴い委員の実地監査を増やしていく予定であり、実地監査を増やすことにより、事務事業の執行状況について、より的確に実態を把握し、課題の分析に努めます。特に、会計処理等のシステムのどこに誤りの発生要因があるのかなど、仕組みとしての課題分析に努めます。

監査体制の強化については、会計処理や手当認定の誤り等具体的な問題について、事務局内での監査事例共有化や研修を一層充実し、監査実施水準の更なる向上に努めます。

部局等名　人事委員会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

昨年度実施した、個人情報を含む紙文書・MO 等は、鍵付のロッカーや引出しで保管すること及び個人情報を含むファイルについては１人１台パソコン等のハードディスクには保存せず、担当毎の文書保存用の共有 MO に保存するという対策を継続して実施しました。

局内会議で個人情報の管理について徹底しました。

すべての１人１台パソコンについて、パソコンロック用の鍵付ケーブルの設置を完了しました。

また、採用試験の申込みについて、電子申請届出システムのアクセス障害が生じた場合の取扱い等について検討し、申込者が他の代替手段（郵送等）を取ることができるように、平成18年度からは申込期間を郵送等の申込みよりも半日程度短く設定することにしました。（申込締切日の正午まで）

2　取組の成果

対策を講ずることにより、個人情報保護について職員一人ひとりが再認識し、意識を向上することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き局内会議で職員への啓発を行うなど、職員の個人情報に対する意識を高めることとします。

また、採用試験の受験者データ入力を委託していましたが、個人情報保護の観点から、事務局内部での入力に変更が可能かの検討を進めます。

部局等名　人事委員会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

２　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

交通事故の防止については、職員全員が参加する局内会議において徹底を図りました。また、業務補助職員も含めた全職員が無事故・無違反チャレンジ１・２・３に参加しました。

２　取組の成果

職員一人ひとりの交通安全意識の高揚、安全運転の徹底につながりました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き局内会議で職員への啓発を行うなど、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底に努めることとします。

部局等名　人事委員会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

委託している業務については、取扱業者が限られている業務や、既に開発済みのシステムの運用など、競争入札に適さないため随意契約をしていますが、随意契約理由を再確認しました。

また、実施日を工夫することで委託先の選択を変更したり、委託業務を他の方法で実施できないか等の検討を行いました。

2　取組の成果

職員一人ひとりが随意契約について再認識するとともに、契約事務の透明性をより高めることにつながりました。

平成18年度以降（取組予定等）

委託を予定している業務については、取扱業者が限られている業務や、既に開発済みのシステムの運用など、競争入札に適さないものと認識していますが、引き続き起案には随意契約理由の記述を丁寧に行うとともに選択肢の幅を広げられないか検討し、契約事務の透明性をより高めることとします。

部局等名　人事委員会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

委託している業務については、取扱業者が限られている業務や、既に開発済みのシステムの運用など、競争入札に適さないため特命随意契約をしていますが、随意契約理由を再確認しました。

また、実施日を工夫することで委託先の選択を変更したり、委託業務を他の方法で実施できないか等の検討を行いました。

2　取組の成果

職員一人ひとりが随意契約について再認識するとともに、契約事務の透明性をより高めることにつながりました。

平成18年度以降（取組予定等）

委託を予定している業務については、取扱業者が限られている業務や、既に開発済みのシステムの運用など、競争入札に適さないものと認識していますが、引き続き起案には随意契約理由の記述を丁寧に行うとともに選択肢の幅を広げられないか検討し、契約事務の透明性をより高めることとします。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 県立学校に関する取組

・各県立学校に対し県内外で発生した具体的な事件に基づき、文書等で注意喚起を行いました。

・平成17年10月に県立学校における個人情報の取り扱いに関するマニュアル「個人情報保護制度の運用について」を策定し、11月に県立学校に配布するとともに県立学校教職員に周知しました。また、平成18年1月に県立学校の教頭を対象に個人情報保護制度に関する研修を実施しました。

・三重県電子情報安全対策基準の改正にともない、県立学校が新たに対象に含められたことから、平成18年1月に説明会を開催し、県立学校における情報資産の取扱いについて周知しました。

・学校内の主要な箇所に防犯センサー等を設置する取組を進めてきました。

(2) 不正アクセスに対する対応

不正アクセスされたサーバを停止し、県立博物館、県立美術館、斎宮歴史博物館、県埋蔵文化財センターのホームページは県ホームページ公開用のサーバ上で再開しました。遺跡情報システムについては、セキュリティを強化した新たなサーバへ変更することとして早期の再開準備を行っています。

2　取組の成果

(1) 県立学校における取組

・各県立学校では、「個人情報保護制度の運用について」及び改正された三重県電子情報安全対策基準に基づき、個人情報の管理について対策を進めました。

・新たに防犯センサー等を38校設置しました。これにより、平成18年度当初に工事予定の1校を除き全ての県立学校に防犯センサー等が設置されました。

(2) 不正アクセスに対する取組

県立博物館、県立美術館、斎宮歴史博物館、県埋蔵文化財センターのホームページを再開するとともに、職員の意識向上を図り、再発防止に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

個人情報保護及び電子情報安全対策については研修をとおして職員の意識向上を図り、引き続き、個人情報を含む諸表簿及び公文書、電子情報等の管理を徹底するなど、再発防止に努めていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの96件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

教職員の交通安全推進及び交通事故防止に向けた取組としましては、酒気帯び運転等懲戒処分基準を平成14年9月1日より強化し、交通事故の防止を徹底しているところであり、引き続き、特に公立学校に対しては、県立学校長、教育事務所長、市町村教育委員会教育長に通知するとともに、県立学校長会議、教育事務所長会議においても、適宜その徹底を図るよう依頼し、教職員に注意を喚起しています。

なお、次の2点について特に周知徹底を図るとともに、交通安全にかかるイラスト入りのリーフレット等を配布し、教職員の交通安全意識の向上に取り組んでいます。

(1)　児童・生徒に対して範を示すべき立場にある教職員は、交通法令を遵守し、自らが事故を起こすことのないよう十分注意すること。万一、交通事故を起こしたときには、速やかに管理職や教育委員会に報告すること。

(2)　学校の管理者はあらゆる機会を通じ、飲酒運転の危険性、反社会性を所属職員に認識させ、飲酒運転撲滅の周知徹底を図ること。

2　取組の成果

学校教育に対する県民の関心がますます高まる中、教職員は常に自己の使命と職責の重大さを心にとめ、自らを厳しく律し、公教育に対する県民の信頼の確保に努める必要があります。

この趣旨をふまえて、教職員への交通安全推進及び交通事故防止に向けた取組を行うよう、県立学校長会議や教育事務所長会議等において周知したところ、万一交通事故が発生した場合の報告が迅速に行われました。また、各学校では飲酒運転の撲滅や交通事故の防止について教職員と話し合う場がもたれたり、教職員が自らインターネットによるネットＤＥ研修を利用して研修を行うなど、交通安全を自らの問題として重く受け止めるような気運が高まりました。

ネットＤＥ研修受講状況　(名称)　信頼される教職員をめざして　－不祥事根絶に向けて－
(受講者数)　412人(平成18年3月末日現在)

平成18年度以降（取組予定等）

交通事故の防止等の徹底について、県立学校長、市町等教育委員会教育長に通知するとともに、県立学校長会議においても、適宜その徹底を図るよう依頼し、教職員に注意を喚起します。

引き続き、各教職員が自分の問題として重く受け止めるため、インターネットによるネットＤＥ研修を利用して研修を行う一方、各学校で飲酒運転の撲滅や交通事故の防止について話し合う場をもつなどの取組の実施についても、積極的に行うよう依頼します。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

学校の耐震対策について

ア県立学校

耐震診断未実施の106棟のうち、渡り廊下などの小規模な建物について、平成17年度と平成18年度の2ヶ年で実施していきます。

イ公立小中学校

各市町は、平成14年度の文部科学省の通知に基づき、平成15～17年度までの3ヶ年で、耐震性が確認されていない非木造の2階建て以上または延床面積200㎡超の建物について、耐震診断を実施することとしています。その結果により補強工事も実施しており、今年度末の耐震建物率は78.2％となります。また、耐震改修事業については、国庫補助事業の活用を助言しています。

2　取組の成果

学校の耐震対策について

ア県立学校

主要な校舎については、現在、平成18年度までの10ヶ年計画により耐震化をすすめており、体育館等を含めた今年度末の耐震建物率は78.1％となります。

イ公立小中学校

耐震補強事業では、今年度、県内の小中学校で100棟の耐震補強工事を実施しており、耐震補強工事が困難で建替えを行うものも含めると、今年度末の耐震建物率は78.2％となります。

平成18年度以降（取組予定等）

学校の耐震対策について

ア県立学校

引き続き、平成18年度までの10ヶ年計画に基づき校舎の耐震改修事業並びに平成17年度から着手した体育館の耐震改修事業を行うとともに、順次武道場等の診断及び耐震化を進めていきます。

イ公立小中学校

引き続き、各市町が平成14年度に策定した耐震診断実施計画に基づく進捗を図るための助言や国庫補助事業を活用した耐震改修事業の促進を働きかけていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 県立学校の施設については、調査機関による分析調査は完了しましたが、その結果、吹き付けアスベスト等の使用が確認された施設は、7校ありました。

(2) 公立小中学校で吹き付けアスベスト等が確認された学校は、小学校16校、中学校12校ありました。

内訳は、措置済み状態にあるものは小学校6校、中学校7校、措置済み状態ではないもののうち、飛散の恐れがないもの小学校10校、中学校4校、飛散の恐れがあるもの中学校1校（生徒の立ち入らない箇所）でした。

2　取組の成果

(1) 県立学校の施設でアスベストが使用されている箇所については、5箇所について除去工事を実施しましたが、残る2箇所（生徒の立ち入らない箇所）については引き続き施錠、入室管理を継続します。

(2) 公立小中学校の施設でアスベストが使用されている箇所については、引き続き施錠、入室管理を継続しますが、措置済み状態でない室については、速やかに除去工事等を行うよう要請しました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1) 県立学校の施設でアスベストが使用されている2箇所（生徒の立ち入らない箇所）については、引き続き施錠、入室管理を継続するとともに、平成18年度に順次除去工事を行います。

(2) 公立小中学校の施設でアスベストが使用されている箇所については、引き続き施錠、入室管理を継続するとともに、措置済み状態ではない室については順次除去工事等を計画的に行うよう要請します。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が 6,251,907,560 円（対前年度比 74.5％）、県税以外の収入未済額が 5,701,660,110 円（対前年度比 108.4％）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 11,953,567,670 円（対前年度比 87.5％）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が 148,138,608 円（対前年度 123.1％）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

・高等学校授業料　18,673,516 円
・大学等進学資金貸付金返還金等　6,050,636 円
・その他　6,974,107 円　　計　31,698,259 円

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・各債務者に対し、文書、電話、訪問等により督促を行いました。

・高等学校授業料については、平成16年1月に定めた「高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」に基づき、校長以下学校全体で未収金の解消に取り組むという認識の共有を図るため、校長会、教頭会、事務長会等において、新要綱について周知を図り、その運用に努めるとともに学校内での推進体制を設置するなど、担任も含めた学校内での連携した取組の促進を図りました。

また、入学式や中学校への入試説明会において、授業料の納付義務意識の啓発に努めるとともに、授業料の減免制度や修学奨学金の貸付制度の活用の周知に努めました。

・三重県高等学校等修学奨学金については、平成17年度から、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」を施行し、滞納の段階に応じて返還指導を行えるよう制度化をするとともに、確実な返還と返還者の利便性の向上のため、口座引落による返還ができるようにしました。

・退職手当過払い分については、高額の返納となるため、債務者との協議により当初から支払い計画を策定し、計画に基づく返納を実施しています。

2　取組の成果

平成16年度末における教育委員会関係分の収入未済額31,698,259円のうち7,141,393円が収納されました。　（平成18年1月末現在）

平成18年度以降（取組予定等）

・現在において、未収となっているものについては、引き続き、文書、電話、訪問等により督促を行うとともに、債権が発生した時点で未収が発生しないように納入義務者に対し納付期限の周知を行うよう徹底していきます。

・高等学校授業料については、社会経済の状況が低迷を続ける中で、家庭の経済状況は悪化傾向が予測されることから、今後も引き続き継続的な取り組みを進めるとともに、現在の授業料徴収システムの見直しも含めて滞納の発生予防に努めることとします。

事務長会等においても、発生予防も踏まえた新要綱の効果的な運用について徹底を図り、更なる収納促進と未収金の発生防止に努めていきます。

また、未収金についての分類を行い、分類に応じた収納促進対策、あるいは、時効に伴う不能欠損処分の手続きを適正に行っていく必要があります。

・三重県高等学校等修学奨学金については、貸付開始前に返還に係る意識付けを行うことも重要であると考えられるため、貸与決定時の返還指導についても行っていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円 41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

委託契約について、各室及び各教育機関において問題意識をもって本年度の随意契約理由を精査し、少しでも検討の余地があると思われる場合は、積極的に競争入札への変更を検討するなど、三重県会計規則に基づく随意契約制度の適正な運用を行うよう周知徹底を行いました。

なお、平成１６年度の教育委員会の委託契約は、全体で335件(1,874百万円)、うち随意契約が310件(1,506百万円)、そのうち特命随意契約が152件(1,295百万円)と、他部局と比較して件数が多くなっていますが、これは、市町村立学校を対象とした、市町村しか受託することができない調査・研究委託の件数が多いことによるものです。

2　取組の成果

随時の出納局会計実施検査における意見を踏まえながら、随意契約理由の精査を行い、適正に事務を執行しました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、各所属において、三重県会計規則に基づく契約制度の適正な運用を行うことにより、競争性、公正性、透明性の確保を図っていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

指摘を受けた所属は、それぞれの項目について、迅速に訂正、追記、作成等の事務処理を行いました。

特命随意契約について、各室、各教育機関において問題意識をもって本年度の特命随意契約の契約理由・内容等を検証し、少しでも検討の余地があると思われる場合は、競争入札への変更を検討するなど三重県会計規則に基づく契約制度の適正な運用を行うよう周知徹底を行いました。

2　取組の成果

随時の出納局会計実施検査における意見を踏まえながら、特命随意契約理由の精査を行い、適正に事務を執行しました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、各所属において、三重県会計規則に基づく契約制度の適正な運用を行うことにより、競争性、公正性、透明性の確保を図っていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なうおそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・指摘を受けた所属は、迅速に追記等の事務処理を行いました。

2　取組の成果

・指摘事項を遵守し、適正な執行を行っています

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、各所属において、三重県会計規則に基づく契約制度の適正な運用を行うことにより、競争性、公正性、透明性の確保を図っていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

(学校経営品質の定着)

(1) 平成16年度から、全ての県立学校と小中学校のモデル校で「学校経営品質」を導入し、学校自らが継続的な改善活動を行う取組を始めているが、今後、取組の成果と課題を検証し、効果的な運用を図ることにより、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを推進されたい。

(経営企画分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 研修の実施

①外部講師による研修を、学校の各階層に応じて実施しました。

・県立及び小中学校校長、教頭を対象にしたリーダーシップ研修

・学校経営品質の推進者を対象とした推進者研修

・学校経営品質導入の趣旨や理念等の講演や演習を行う一般教職員研修

・次年度に取り組む予定の学校の推進者等を対象とした18年度取組予定校研修

②学校現場等の要請に応じ、事務局推進者等による「出前研修」を実施しました。

(2) 県立学校教職員、県教委事務局職員をセルフアセッサー研修に派遣しました。

(3)「学校経営品質」のロゴマークを作成しました。

(4)「Will～学校経営品質なんでも通信」（20回）を発信しました。

(5) 自主的勉強会を組織化し、調査研究等を行いました。

(6)「学校経営品質」実践事例交流会を開催し、先進的な取組を進めている学校の具体的な実践事例の発表や意見交換等を行いました。

(7) 英国において、学校教育の質の向上に著しい成果を上げ、英国女王より勲章を受けたことがNHKでも紹介されたシャロン元校長を招き、学校経営に関する講演会を開催しました。

2　取組の成果

(1) 約1,700名の教職員に外部講師等による研修を実施しました。

(2)「出前研修」を171回実施しました。

(3)「学校経営品質」実践事例交流会へ約400名、シャロン元校長の講演会に約650名の教職員等が参加しました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　考え方

平成17年度までを「学校経営品質になじむ段階」、18年度以降を「発展の段階」と位置付け、段階的に全教職員へ学校経営品質の考え方が浸透するよう取組を進めます。

そして、すべての公立学校が「気づき」により学校経営の「強み」を伸ばし、「弱み」を改善する活動に取り組み、学習者等のニーズに応じた教育活動が展開していくことができるようにします。

2　具体的な取り組み方法

(1) 外部講師による研修を実施します。

①　リーダーシップ研修（学校長、教頭）

②　推進者研修

③　一般教職員への研修

(2) 各学校への出前研修を実施します。

(3) 市町教育委員会職員への研修を実施します。

(4)「学校経営品質」実践事例報告会を開催します。

地域別及び県全体での事例報告会や交流会を開催

(5) その他

①　学校経営品質リーフレット、事例集等の作成

②　経営品質研究会の開催

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（学校評議員制度の活用）

(2) 開かれた学校づくりを推進するため、すべての県立学校で学校評議員を設置し、小中学校においても設置が進んでいるが、評議員の適材の確保や意見の活用などに課題がみられるので、引き続き、優れた取組事例等の積極的な情報提供を行い、学校評議員制度の一層の活用を図り、開かれた学校経営に反映されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・平成17年9月に、全県立学校および全市町村等立幼・小・中学校を対象に、学校評議員の設置状況等についての調査を実施しました。

・学校評議員の意見や提言等を学校経営に反映させた事例など、学校評議員制度の積極的な活用状況等を取りまとめ、県立学校および市町村等教育委員会に情報提供し、各学校で開かれた学校づくりに向けての積極的な取組が進むよう、働きかけを行いました。

・市教育委員会主催の学校評議員研修会において、学校評議員制度の概要や具体的な活用状況等について説明しました。

・県立学校においては、「学校経営の改革方針」に学校評議員の意見や考え、評価等を反映させていくなど、学校評議員制度の一層の活用を図るよう働きかけました。

2　取組の成果

・調査の結果、全市町村等立幼・小・中学校では、788校中574校、県立学校では全校に設置されています。　（設置率：幼6.0%、小88.0%、中85.4%、県立100%）
（昨年度設置率：幼2.5%、小77.6%、中77.5%、県立100%）

・学校評議員について、保護者や自治会関係者の他、大学関係者や医師などの学識経験者、企業経営者など幅広い人材に委嘱し、学校が抱える様々な教育課題について意見や助言、評価等をいただいています。

平成18年度以降（取組予定等）

・全県立学校および全市町等立幼・小・中学校を対象に、学校評議員の設置状況等についての調査を継続的に実施していく予定です。

・学校評議員の意見や提言等を学校経営に反映させた事例など、学校評議員制度の積極的な活用状況等を取りまとめ、県立学校および市町等教育委員会に情報提供していきます。

・市町等教育委員会主催の学校評議員研修会において、学校評議員制度の概要や具体的な活用状況等について説明していきます。

・県立学校においては、「学校経営の改革方針」に学校評議員の意見や考え、評価等を反映させていくなど、引き続き学校評議員制度の一層の活用を図るよう働きかけていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

(県立高等学校の再編活性化)

(3) 少子化の進行に伴う中学校卒業予定者の減少等に対応するため、「県立高等学校再編活性化計画」を策定し、第一次実施計画（平成14～16年度）に基づき、県立学校の規模の適正化や活性化が進められ、平成17年度からは、第二次実施計画（平成17～19年度）により再編活性化に取り組んでいるが、引き続き、生徒、保護者、地域の意見等を十分勘案して、学校規模の適正化や活性化を図り魅力ある学校づくりに一層努められたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①1学年10学級以上の大規模校をなくすように努め、可能なところから8学級以下とするように取組みました。

②1学年2学級以下の小規模校を含む地域など、県内7地域に「協議会」を設置して、地元の教育関係者や有識者等にも参加していただき、今後の高等学校の在り方について具体的な検討を行っています。なお、7地域のうち、伊賀・松阪・伊勢志摩の3地域については、各地域ごとに2つの分科会を設置して、地域の実情把握や再編活性化策の具体的な検討に努めています。

③学習者の多様なニーズに対応するため、定通ネットワーク拠点校の整備を進めています。

2　取組の成果

①大規模校の解消

平成18年度　津　10→9、松阪・上野　9→8

（参考）

平成17年度　津西　10→9、川越・四日市西・四日市工業・宇治山田　9→8

平成16年度　桑名　10→9

平成15年度　桑名　11→10、四日市・神戸・津東　10→9、桑名西・伊勢・名張西　9→8

②小規模校の再編を進めるため、平成17年度から長島高校を尾鷲高校の分校としました。

③学習者の多様な学習ニーズに応え、高等学校を活性化させるため、平成18年度から四日市北高校と四日市高校通信制を統合し、定時制と通信制を併設した新しいタイプの高等学校を四日市北高校の校地に整備します。この新しい高校の校名は、広く県民から校名案を募り、地域関係者等からなる「新しい学校名検討委員会」で検討・審査された案を基に、「北星高等学校」と決定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

①「県立高等学校再編活性化第二次実施計画」を着実に推進し、生徒の多様な学習ニーズに対応した高等学校の特色化・魅力化を進めていきます。

②1学年9学級以上の大規模校の解消に取り組み、適正規模化を推進するとともに、小規模校については、引き続き、地域の「協議会」において、地元関係者等とも意見を交換しつつ、今後の高等学校教育の在り方や活性化方策について具体的に検討していきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（教育事務所業務の一元化）

(4)　地方分権、市町村合併が進展している中、教育事務所業務を見直し、平成18年4月から本庁に一元化することとなったが、本庁の業務体制を整備するとともに、市町教育委員会の体制充実に向けた支援など、業務の円滑な移行ができるよう進められたい。

なお、これまで教育事務所が行っていた給料、諸手当、旅費の検査・審査等の事務については、引き続き適切な検査・審査ができるよう体制を整備されたい。

（経営企画分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「教育事務所業務の一元化計画」として一元化後の本庁における各業務の対応等をとりまとめ、市町村教育委員会等へ提示するとともに県議会へ報告しました。

計画を策定するにあたっては、市町村教育長の代表者と県教育委員会職員で構成する「調整会議」を設置して計5回開催し調整するとともに、様々な機会をとおして市町村教育委員会から意見をいただき、できる限りこれらを反映しました。

また、市町村教育委員会の実務担当者を対象とした説明会を開催し、理解を求めました。

2　取組の成果

教育事務所業務の本庁一元化について、市町村教育委員会をはじめとする関係機関等との調整を終え、計画どおり平成18年4月から一元化を実施します。

平成18年度以降（取組予定等）

（一元化後の主な対応）

1　本庁の業務体制

市町等教育委員会からの問い合わせ等について、円滑な対応を行うため地域別総合窓口を設置します。

また、人事業務、給与・旅費業務については、地域別担当者を配置し、市町等教育委員会等との連携をより深め、業務を行なっていきます。

2　市町等教育委員会の体制充実に向けた支援

(1) 指導業務における地域駐在の設置

指導主事を次のとおり配置し、市町等教育委員会の役割の一部を支援していきます。

配置箇所：県四日市庁舎、県伊勢庁舎、県熊野庁舎

配置人数：各3人　　配置期間：平成18年度～20年度

(2) 複数の市町等教育委員会による広域的取組に対する支援

市町等教育委員会が共同で指導主事を設置する場合は、県から主体となる教育委員会へ指導主事1人を派遣支援していきます。

対象期間：平成18年度～20年度

派遣期間：立ち上げ前1年、立ち上げ後1年（支援対象期間に限る。）

3　その他

・発信文書を簡素・効率化の視点から見直すとともに、発信時の内部ルールを策定。

・調査・照会の内部点検を実施し重複調査を改善。

・　県教育委員会が主催する各種会議は、効率的に行うとともに地域での開催を検討。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（学校の防災対策）

(5)　学校施設の耐震建物率は、平成17年4月1日現在、県立学校76.5%、公立小中学校73.4%と、全国平均を上回っているが、耐震診断未実施の棟数が、県立学校で106棟、公立小中学校で214棟ある。県立学校については、早急に耐震診断を実施し計画的に補強工事をするとともに、公立小中学校及び幼稚園の耐震化を促進されたい。

また、学校が避難所となった場合の運営方法等の留意点を含め、地域の状況に応じた適切な防災計画と防災マニュアルを作成するよう、県立学校を指導するとともに、市町村を支援されたい。

（経営企画分野、教育支援分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

学校の耐震対策について

ア県立学校

耐震診断未実施の１０６棟のうち、渡り廊下などの小規模な建物について、平成１７年度と平成１８年度の２ヶ年で実施します。

イ公立小中学校

各市町は、平成14年度の文部科学省の通知に基づき、平成15～17年度までの３ヶ年で、耐震性が確認されていない非木造の２階建て以上または延床面積200㎡超の建物について、耐震診断を実施することとしています。その結果により補強工事も実施しており、今年度末の耐震建物率は78.2%となります。また、耐震改修事業については、国庫補助事業の活用を助言しています。

防災計画の作成等

全ての学校（小・中・県立学校）の防災教育指導者を対象に研修会を実施し、学校の防災計画やマニュアルの作成（見直し）の留意点等について説明しました。

平成16年度に引き続き、避難所の運営方法の調査を実施しました。また、防災計画（防災マニュアル）の作成状況を調査しています。

2　取組の成果

学校の耐震対策について

ア県立学校

主要な校舎については、現在、平成18年度までの10ヶ年計画により耐震化をすすめており、武道場等を含めた今年度末の耐震建物率は78.1%となります。

イ公立小中学校

耐震補強事業では、今年度、県内の小中学校で100棟の耐震補強工事を実施しており、耐震補強工事が困難で建替えを行うものも含めると、今年度末の耐震建物率は78.2%となります。

防災計画の作成等

避難所に指定された学校において、カギの管理責任者を定めていなかった45施設（全体の5.3%）については、すべて責任者を定めました。

平成18年度以降（取組予定等）

学校の耐震対策について

ア県立学校

引き続き、平成18年度までの10ヶ年計画に基づき校舎の耐震改修事業並びに平成１７年度から着手した体育館の耐震改修事業を行うとともに、順次武道場等の耐震化を進めていきます。

イ公立小中学校

引き続き、各市町が平成14年度に策定した耐震診断実施計画に基づく進捗を図るための助言や国庫補助事業を活用した耐震改修事業の促進を働きかけていきます。

防災計画の作成等

引き続き、防災教育指導者研修会を実施するなど、防災計画の作成等について県立学校を指導するとともに、市町村立の小中学校を支援していきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見
（教職員のメンタルヘルス対策）
(6)　教職員のメンタルヘルス対策については、健康相談事業等により疾病の早期発見に努めているが、精神神経系疾患による病気休暇者及び休職者数が、年々増加する傾向にあるので、引き続き、疾病の早期発見・早期治療を促進するための取組を進めるとともに、学校現場における支援体制の整備など、勤務環境の整備に努められたい。

（教育支援分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
(1)　メンタルヘルスケアシステムの運用（平成13年6月から運用開始）
・　三重県立学校教職員精神保健管理実施要綱
・　三重県公立学校教職員復職支援制度実施要領
①　職場復帰訓練事業（38件実施／34件終了）
・　教職員が精神神経系疾患による病気休暇又は病気休職から職場復帰をする際、職場復帰前の休職の期間中に「職場復帰訓練」を実施し、その円滑な復帰を支援し、再発防止を図りました。
②　健康審査会：（審査対象者37件／9回開催）
・　専門家（精神科医師）、学校代表者等で構成し、教育長の諮問に応じ、休職中の職員の健康回復状況や訓練状況について審議・答申しました。病気休職者が再び職場でその機能を発揮することを支援することにより学校の教育活動に資することを目的として、早期回復と円滑な職場復帰及び再発防止等について検討しました。
(2)　研修事業
①　メンタルヘルスリスナー研修会（新任教頭94人／4回開催）
・　新任管理職に対して積極的傾聴法の実技研修を実施して、心の問題を「抱え込まない、抱えさせない職場」づくりを推進しました。
②　メンタルヘルスリーダー研修（新任校長94人、主幹・主査336人、研修指導室のステージ研修として実施）
・　平成17年度は新任主幹・主査を対象に加えて実施。本県の教職員におけるメンタルヘルスの現状と課題、管理職に求められる対応等を担当者が説明しました。
③　初任者研修（新規採用者335人、研修指導室の新規採用者研修として実施）
・　本県の教職員におけるメンタルヘルスの現状と課題、心の健康管理について、担当者が説明しました。
④　心のコミュニケーションセミナー講師派遣事業（受講者765人／27校で開催）
・　希望校、団体へメンタルヘルスに関する講師を派遣しました。
(3)　相談事業
①　定期健康相談（リフレッシュ相談33人／月1回）
・　定期的（第4木曜日）にプラザ洞津において、精神科嘱託医による健康相談を実施、本人あるいは管理職に、適切な助言・援助を行いました。（電話予約制）
②　ストレスドック（39人）
・　大阪府こころの健康総合センターで、ストレスチェック、カウンセリング等を実施しました。
③　産業医による健康相談
・　健康診断（一般健診・人間ドック）実施後に、産業医による心身の健康相談等を実施しました。
(4)　啓発事業
①　広報誌「福利のたより」への『さわやかメール』の掲載（7回発行）
・　教職員全員に配布する「福利のたより」に、啓発記事及び相談事業の案内を掲載しました。

②　心の健康に関する啓発冊子及びリーフレットの配付
・　平成16年度に全教職員に配付した「心の健康に関する啓発冊子及び相談事業等の案内リーフレット」を、新規採用者335人に配付しました。
・　職場用の「心の健康に関する啓発冊子及び相談事業等の案内リーフレット」を全職場に配付

しました。（小学校：418校、中学校：170校、県立学校94校、市町村教委41、教育事務所7、計730所属）

(5)　公立学校共済組合事業

①　心の健康相談室（県内11医療機関等へ委託／112件※12月末現在）

・　指定した精神神経科の医療機関等で外来受診相談を実施しました。

②　教職員健康相談24（電話相談を民間業者へ委託／1,149件※2月末現在）

・　24時間通話料無料でプライバシー厳守の電話相談を実施しました。

③　面接によるメンタルヘルス相談事業（平成16年7月から実施／20件※12月末現在）

・　臨床心理士による予約制の面接相談を実施しました。

(6)　財団法人三重県公立学校職員互助会事業

①　セルフケア能力向上支援事業（コンピュータによるメンタルヘルスチェック／平成15年度から開始）

・　平成17年度は、46～59歳の県費教職員7,200人を対象に、委託した業者から個人宛にデータシート（質問紙）を送付、回答を分析したアドバイスシートを返送して助言しました（1,858人　25.8%が参加）。さらに、専門機関への受診が必要と判断された人に受診勧奨フォローメールを送付しました。（フォローメール50人）

・　平成18年度は、30歳～31歳の県費教職員を対象に県事業（共済組合委託）として実施予定。

2　取組の成果

メンタルヘルスケアシステムの運用により、職場復帰訓練を実施、健康審査会を開催して答申を受け取りました。職場復帰後すぐに児童生徒と接する教職員の仕事の特性から、職場復帰訓練の利用率は、92.7%（38／41件）に達しており、管理職が訓練中の状況を観察して復帰後の勤務軽減を検討するなど、再発防止及び円滑な職場復帰等、学校現場における支援体制の整備に大いに役立ちました。

また、精神科嘱託医による定期健康相談（リフレッシュ相談）等を継続実施したほか、平成16年度からの継続事業として心の健康に関する啓発冊子及びリーフレットの配付事業を新規採用教職員に加えて各所属（所属用）に行いました。この啓発冊子の配付事業を実施後、教育委員会のリフレッシュ相談の受診申し込みがそれまでの1ヶ月平均1.0件（平成16年4月～10月平均）から2.6件（平成17年11月～3月平均）に増加しましたが、平成17年度も1ヶ月平均2.8件となっています。このことは、啓発冊子等の配付事業により教職員のメンタルヘルスに関する意識が高まった結果であると考えられます。

さらに、平成15年度に開始したコンピュータによるメンタルヘルスチェック（財団法人三重県公立学校職員互助会事業）は、対象年齢を平成16年度の30歳から44歳に引き続き、46歳から59歳として実施した結果、平成16年度に50人であった要治療者を平成17年度も50人発見し、専門機関への受診勧奨を行うことができました。平成18年度は、30歳～31歳を対象に実施（県事業／共済組合委託）します。

場所及び時間の制約を受けない24時間制無料電話健康相談（教職員健康相談24）は、1ヶ月平均104.5件の利用があり、診療科目別で39.3%（451件）が心療内科及び精神科に分類されていることから、利用者の視点に立ったカウンセリングや相談体制の拡充に役立っていると考えられます。

研修事業では、県総合教育センターとの連携を強化し、平成17年度は新任主幹・主査をメンタルヘルスリーダー研修の対象に加えて実施、研修分野との連携・協力体制がより一層、深まっています。

平成18年度以降（取組予定等）

心の不健康な状態への早期対応、心の健康の保持増進の情報提供及び体制づくりを推進し、心の問題を「抱え込まない、抱えさせない職場」づくりを行うとともに、復職支援制度及び再発防止などの検討を行う健康審査会の活用をさらに図っていきます。

教員のメンタルヘルス確保のための取組が重要課題であると認識し、利用者の視点に立ったカウンセリングや相談体制を整備するとともに、啓発事業の強化、学校現場における支援体制の整備など、精神神経系疾患の発生及び再発防止に向けた勤務環境の整備を継続して行います。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

(少人数学級の効果的な運用)

(7)　少人数学級の実施については、基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図るため、平成15年度に小学校1年生、平成16年度から小学校1・2年生を対象に30人学級を実施し、平成17年4月から、中学校1年生についても35人学級を導入したところであるが、成果と課題を検証し、効果的な運用を図られたい。

(教育支援分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 平成17年度は、小学校1・2年生における30人学級（下限25人）に加え、中学校1年生で35人学級（下限25人）を実施し、基礎基本の学力の向上や不登校・問題行動などの減少に取り組み、生徒一人ひとりが充実した中学校生活を送ることができるようにしました。

(2) また、少人数学級の対象とならない学校については、「少人数教育を支援する非常勤講師」210人を県単で措置し、少人数授業をはじめ、各学校の実態に即した独自の教育プランによるきめ細かな指導を積極的に支援しました。

2　取組の成果

(1) この措置により、平成17年4月1日現在、小学校の30人以下学級数の割合が1年生で83.7%、2年生で89.0%となり、中学校の1年生の35人以下学級数の割合が98.2%となりました。

(2) また、少人数学級実施校の保護者、校長、教諭及び児童生徒を対象に意識調査を実施した結果、特に次のような効果があったと評価されており、少人数教育の継続・充実の必要性が強くうかがわれました。

保護者（小中学校とも）

「学習理解度の向上や個に応じた授業等、学習面の効果」

「子ども同士の人間関係に関する効果」

校長等（小中学校とも）

「学習理解度の向上や個に応じた授業等、学習面の効果」

「暴力行為、不登校の減少や授業規律の確立等、生活面での効果」

平成18年度以降（取組予定等）

小学校1・2年生における30人学級（下限25人）、中学校1年生で35人学級（下限25人）の継続実施を行います。

なお、小学校においては、各学校の実情に応じ、少人数授業などの拡大を図るため、教員の配置を拡充し、きめ細かな少人数教育を一層推進します。

また、中学校では、中学校1年生を対象としている35人学級（下限25人）を、各学校の実情に応じて、2年生あるいは3年生にも振り替えて実施できるよう、弾力化を図ります。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（障害児教育の充実）

(8)　特殊教育から特別支援教育への転換については、モデル地域を指定し、校内委員会の設置、巡回指導員や専門家チームによる助言・相談など支援体制の実践的研究を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの養成などに取り組んでいるが、盲・聾・養護学校の教員については、在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率が44.6％に止まっているので、保有率向上の取組を一層進められたい。　（教育支援分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

従来から開設している養護学校教諭免許状講座（４講座）に加え、平成15年度から新たに開設した聾学校教諭免許状講座（２講座）を継続して開設し、養護学校教諭免許状のほか聾学校教諭免許状の保有率向上に努めました。

2　取組の成果

開設した６講座のうち４講座で定員を上回る受講希望者があり、現に県内の盲・聾・養護学校に勤務している教員を中心に受講を許可し、のべ203人（養護学校教諭免許状講座156人、聾学校教諭免許状講座47人）が特殊教育教諭免許状に係る単位を修得しました。

県立盲・聾・養護学校の教諭の中で、平成16年度に聾学校教諭免許状を新たに取得した者は７人、養護学校教諭免許状を新たに取得した者は35人となっていますが、平成15年度から開設している聾学校教諭免許状講座（２講座）が３年目になるため、養護学校教諭免許状のほか、今後、聾学校教諭免許状の保有率向上が見込まれます。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度には、これまで講師確保が困難等の理由で開設してこなかった盲学校教諭免許状講座３講座を新たに開設することにより、従来の６講座から８講座に拡充し、盲学校、聾学校及び養護学校教諭免許状の取得を可能とするなど、特別支援学校教諭免許状（仮称）創設の動向を見据えながら特殊教育教諭免許状の保有率向上を図っていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（公立学校等におけるアスベスト対策）

(9)　県立学校等において、平成17年10月末日現在吹付けアスベストを使用している学校等が5施設、吹付けロックウールを使用しアスベストが検出された学校が4校あったので、早急に除去等の適切な処理を講じられたい。

また、市町村立小中学校においても、文部科学省調査の中間報告でアスベストの飛散の恐れがあると確認された学校が10校あったので、適切に処理するよう指導されたい。

（教育支援分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　県立学校の施設については、調査機関による分析調査は完了しましたが、その結果、吹き付けアスベスト等の使用が確認された施設は、7校ありました。

（2）　公立小中学校で吹き付けアスベスト等が確認された学校は、小学校16校、中学校12校ありました。内訳は、措置済み状態にあるものは小学校6校、中学校7校、措置済み状態ではないもののうち、飛散の恐れがないもの小学校10校、中学校4校、飛散の恐れがあるもの中学校1校（生徒の立ち入らない箇所）でした。

2　取組の成果

（1）　県立学校の施設でアスベストが使用されている箇所については、5箇所について除去工事を実施しましたが、残る2箇所（生徒の立ち入らない箇所）については引き続き施錠、入室管理を継続します。

（2）　公立小中学校の施設でアスベストが使用されている箇所については、引き続き施錠、入室管理を継続しますが、措置済み状態でない室については、速やかに除去工事等を行うよう要請しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）　県立学校の施設でアスベストが使用されている2箇所(生徒の立ち入らない箇所)については、引き続き施錠、入室管理を継続するとともに、平成18年度に順次除去工事を行います。

（2）　公立小中学校の施設でアスベストが使用されている箇所については、引き続き施錠、入室管理を継続するとともに、措置済み状態ではない室については順次除去工事等を計画的に行うよう要請します。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（不登校児童生徒への対応）

（10）　不登校児童生徒については、スクールカウンセラーの配置や教育支援センターの指導員等による訪問指導など、児童生徒等の相談対応や学校復帰への支援を行っているが、平成16年度の不登校児童生徒数は、1,893 人になっている。そのうち、専門的な相談・指導を受けていない児童生徒が656人いるので、その状況を把握し、引き続き相談体制の充実を図るとともに、訪問指導の拡充やフリースクール等民間施設との連携強化に取り組まれたい。

(学校教育分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　市町村による不登校児童生徒への社会的自立をサポートする取組が広がるよう、不登校対策事業（訪問指導サポート事業及びフリースクール等民間施設との連携推進事業）を平成１６年度より実施し、現在、訪問指導については７市１町の取組に対して県が必要経費の１／２を支援しています。

　また、フリースクールとの連携については、フリースクールとの交流を実施し、教育支援センター通級生とともに児童生徒の社会的自立を育もうとする１市の取組に対して必要経費の１／２を支援しています。

②　社会の不登校に対する理解が拡がるようＨＰ等で広く一般にも公開して、県教育委員会主催の不登校フォーラム（平成１８年１月実施）を開催し、フリースクールと協働して当日の運営を行うなど、連携を進めました。

③　スクーリングサポートネットワーク整備事業（以下ＳＳＮという）を実施し、教育支援センター等を中心とする１９の地域スクーリング・サポート・センター（以下ＳＳＣという）を核として、各地域ネットワーク機能が充実するように努めています。

④　小児診療センターあすなろ学園と連携するなど、質・量ともに充実した指導員等の研修を１３回実施するなどして、教育支援センター指導員等の資質向上を図っています。

（訪問指導サポート事業及びＳＳＮ）

⑤　県総合教育センター（研修支援室）において、４人の臨床心理士を配置するなどして、県内の教育相談センター的機能の充実を図っています。

⑥　全小学校教頭等を対象にした教育相談に関する研修会を２回開催し、学級満足度調査に基づく児童理解及び学級運営改善に向けた取組の在り方について、研修を進めました。

2　取組の成果

①　各地域の教育支援センターが核となり、各地域での不登校への支援が充実してきています。通級生だけでなく、引きこもり傾向の子どもへの支援や学校への支援を行うことで、引きこもり支援から不登校の未然防止まで幅広く取り組まれるようになっています。

②　フリースクール等民間施設との連携が進み、フリースクール間の連携が始まるとともに、フリースクールの存在が社会に知られるようになってきました。

③　不登校フォーラムを始め、不登校に関する研修会や啓蒙の機会が拡がり、不登校に対する理解が深まってきています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　市町による不登校児童生徒への社会的自立をサポートする取組が広がるよう、不登校対策事業（訪問指導サポート事業及びフリースクール等民間施設との連携推進事業）を継続して実施します。

2　不登校への理解が深まるようフリースクール等民間施設と連携して、平成１８年度についても、不登校フォーラムを開催します。

3　ＳＳＮを引き続き実施し、教育支援センター等を中心とする１９の地域ＳＳＣを核として、各地域ネットワーク機能が充実するように努めていきます。

4　教育支援センター職員及び訪問指導員を対象として、小児診療センターあすなろ学園等と連携するなどして、質・量ともに充実した研修会を継続して実施します。

5　県総合教育センター（研修支援室）において、６人の臨床心理士を配置するなどして、県内の教育相談センター的機能の充実を図っていきます。

6　不登校状況になった児童生徒への復帰のための支援だけでなく、早期発見による未然予防を目的とした研修会及び調査研究を引き続いて実施します。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（児童生徒の勤労観・職業観の育成）

(11) 平成16年度高校卒業者の就職率は、96.2％であるが、就職後1年以内の離職率は、24.5％、3年以内の離職率は46.6％と高い率となっている。

平成15年度から、高校生キャリア・アップセミナーや就職先への訪問、キャリア教育を推進するための教員研修等を実施しているが、取組の効果を検証しながら、関係部局と連携し、事業者、地域の協力を得て、進路指導の充実や児童生徒の勤労観・職業観の育成に努められたい。

(学校教育分野)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育を実施しました。

(1) 生徒が主体的に進路選択ができる能力や態度を育成するためのキャリア・アップセミナーを実施しました。

1・2年生対象：19校　　3年生対象：16校

(2) 教員の進路指導力の向上を図るため、小中高の教員を対象としたキャリアカウンセリング研修会を実施しました。また、カウンセリング講座「自分の夢発見プログラム」を高校（1校）で実施した。

キャリアカウンセリング研修：基礎編80名参加、専門編：30名参加

カウンセリング講座　　：36名参加

(3) 未内定者、フリーターが多く見込まれる高校（地域）に、生徒の進路相談や求人開拓を実施しました。キャリアアドバイザー7名を配置しました。

(4) 就職した生徒の離職を防止するための事業所訪問を実施しました。

訪問事業所数　2,700社（予定）

(5) 高校生の勤労観・職業観を育成するため、県立高等学校35校でインターンシップを実施しました。

2　取組の成果

(1) 生徒がキャリア・アップセミナーに参加し、「なぜ働くのか。」「社会に出て働くとはどういうことか。」「学校と社会はどう違うのか。」などをテーマとした講話を聞くことにより、働くことへの動機づけが高まり、生徒の勤労観・職業観の育成につながりました。

(2) 教員がキャリア・カウンセリング研修会に参加することにより、教員のカウンセリングスキルの向上につながり、生徒に対するきめ細かな指導・援助や生徒自身の可能性・適性についての自覚が深まりました。

(3) キャリア・アドバイザーの配置により、未内定者、フリーターの減少につながりました。

(4) 就職後の教員の事業所訪問により、生徒の早期離職防止に効果がありました。

(5) インターンシップを実施することで、参加した生徒が職業や仕事についての具体的・現実的理解、働くことの意義などの勤労観・職業観の育成はもとより、自己の可能性や適性の理解、自己有用感の獲得などが実現できました。

平成18年度以降（取組予定等）

社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育を実施します。

(1) 生徒が主体的に進路選択ができる能力や態度を育成するためのキャリア・アップセミナーを実施します。

１・２年生対象：20校　　３年生対象：20校

(2) 教員の進路指導力を向上させるため、小中高の教員を対象としたキャリア・カウンセリング研修会を実施します。

基礎編150名予定（小中高各50名）参加、専門研修：50名予定（小中高）

(3) 未内定者、フリーターが多く見込まれる高校（地域）に、生徒の進路相談や求人開拓を実施するキャリア・アドバイザーを配置します。

(4) 就職した生徒の離職を防止するための事業所訪問を実施する。

訪問事業所数　2,700社（予定）

(5) 高校生の勤労観・職業観を育成するため、県内３５校でインターンシップを実施します。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（外国人児童生徒への対応 ）

(12)　日本語指導が必要な外国人児童生徒は、公立小・中学校、県立学校で平成17年5月1日現在933人と年々増加傾向にある。外国人児童生徒への指導・支援については、国際化対応の教員の加配、巡回相談員による学校訪問、教職員の研修会等を実施しているが、言葉の問題や文化の違いから授業や生徒指導の問題などが生じている。

今後は、さらに巡回相談員の指導の充実及び教職員の研修の拡充を行うとともに、市町、関係団体等と連携して外国人児童生徒の学習環境の充実を図られたい。　（学校教育分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導

・　外国人児童生徒が日本語を理解し、自己実現を図るための指導をしている学校を支援するために、平成17年度も9名の外国人児童生徒巡回相談員を教育事務所等に配置しています。平成18年2月末現在、外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問回数は1,618回を数えています。

・　外国人児童生徒や保護者からの学校生活や就学等について、電話やインターネットメールによるポルトガル語の教育相談を実施しています。平成18年2月末現在で、相談回数は177回を数えています。

・　県内8市町で、来日間もない外国人児童生徒に対して日本語指導や適応指導を行うために「ことばの教室」を開設するとともに、外国人児童生徒の進路を保障するために、「親と子の進路ガイダンス」等を開催しました。今年度は、6市において進路ガイダンスを開催し、外国人の子どもや保護者に進路の情報を提供しています。

・　お互いの児童生徒が異なる文化や習慣を理解・尊重し、協力し合って共生社会づくりをめざす教育の推進のため、全小中学校の管理職を対象とした研修会を実施しました。また、各教育事務所において教職員を対象とした外国人児童生徒教育担当者研修会を実施し、551名の教職員等が参加しました。

・　巡回相談員の指導技術の向上のために学習会を開催し、各学校における課題等について協議を行い、その後の指導に役立てました。

(2)　教職員の研修の強化

県総合教育センターでは、教職員に外国人児童生徒への日本語指導や適応指導のために必要な知識やスキルを身につけてもらうことを目的として、外国人児童生徒教育に関する研修講座を3講座実施しました。

(3)　関係機関、団体との連携・協働

三重県生活部国際室及び三重県国際交流財団の主催する「外国人児童教育問題検討委員会」に参加し、外国人の子どもにかかる教育課題や支援の在り方について協議しています。

2　取組の成果

・　外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問や電話、インターネットメール等の相談活動が充実し、当該児童生徒の適応指導及び教職員への支援が図られました。

管理職や教職員を対象にした研修会を実施したことにより、外国人児童生徒が在籍していない学校においても、外国人児童生徒教育の認識が深まり、多文化共生のための教育が行われるようになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　外国人児童生徒巡回相談員が学校を訪問する機会を増やすとともに、外国人児童生徒教育のより一層の充実に向け、各学校に新設される「外国人児童生徒教育担当者」を対象とした研修会を実施します。

・　外国人児童生徒受入のための学校ガイダンスの作成や日本語指導のための教材開発を進めます。

・　今年度8市町に委託している外国人児童生徒サポート事業を10市町に拡充し、来日間もない外国人の子どもたちを対象とした「ことばの教室」を開設して日本語指導や適応指導に取り組みます。さらに、進路ガイダンスを開催し、より多くの外国人の生徒や保護者に進路の情報を提供します。

部局等名　教育委員会

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（博物館の整備）

(13)　新しい博物館の整備については、県の財政状況から鑑みただちに着手することは難しいとの判断から、当面、現博物館の改修や未利用の県有施設等を活用した暫定整備をすることとなった。

現在の施設は狭小で老朽化しており、約23万点の収蔵資料等の保管や展示が適切に行われているとはいえない状況であるので、収蔵資料等の保存と有効活用のため、早急に改修計画を策定し整備されたい。

（生涯学習分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）暫定整備の検討

新しい博物館の整備については、多額の費用が必要であり、現在の県の財政状況を鑑みるとただちに着手することは難しいため、コア博物館については当面、現在の博物館の改修や未利用の県有施設を活用した暫定整備とします。平成17年度は、以下の整備方法を検討しました。

①　現博物館の改修

現施設の現状を把握の上、県民のみなさんが利用できる展示室・講座室等を最大限確保するため、改修案に基づき、危機管理面にも配慮しつつ、より効果的な暫定整備方法について検討するとともに、現博物館・旧図書館棟の改修必要箇所及び経費の算出を行いました。

②未利用県有施設の活用

現博物館の2階部分を展示室として利用するため、収蔵スペースが別途必要となることから、活用可能な未利用県有施設の活用について検討しました。

（2）移動展示の展開方法の検討

現博物館の約23万点の収蔵資料を広く活用していくため、既存の県有施設等を活用した移動展示を実施します。移動パターンを3タイプ（市町村の文化会館、公民館等、学校の空き教室・博物館相当施設・類似施設等）とし、市町村教育委員会及び市町村立の博物館施設に対して、開催意向についてのアンケートを実施し、それらを踏まえて平成18年度から実施できるよう、開催会場との具体的な調整を行いました。

2　取組の成果

現博物館の改修箇所及び経費算出結果に基づいて、今後のスケジュール（案）と必要経費の計上を行いました。あわせて、収蔵スペースとして吉田山会館内旧電算サーバー室の使用許可を得ました。

また、平成18年度から実施予定の移動展示会場5地域を設定するとともに、移動展示開催準備経費の予算計上を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　暫定整備事業

①　現博物館の改修については、耐震補強計画と建設基本設計・実施設計および展示設計を行い、改修の具体的な計画を検討します。

②　未利用県有施設の活用については、吉田山会館内旧電算サーバー室を収蔵庫の一部として使用するため、収納配置・移動計画等を検討し、移転を実施します。

2　移動展示事業

県内5地域（北勢・中勢・南勢・伊賀・東紀州）で、地域からの意向を踏まえたテーマで、地域と連携し、地域の特性を考慮した展開の移動展示を実施します。

3　みんなの博物館サポートスタッフ活動事業

県立博物館の新しい取り組みとしてボランティアのサポートスタッフ制度を創設し、「新しい時代の公」の考え方のもと、県民のみなさんが主体的に博物館活動に参画できる環境整備を進めていきます。展示や調査研究など、様々な博物館活動に興味がある県民のみなさんに、自己実現の舞台として主体的に移動展示のサポートや収蔵資料の整理等のボランティア活動に参加して頂きます。

これらの取り組みを通して、博物館の充実・強化を図り、より親しめる施設とするとともに、地域文化を支え、次世代へ継承していく人づくりへとつなげていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

2　財務等に関する意見

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

ア　手当の支出誤り

手当の支出誤りがあったので、すみやかに措置するとともに、今後、適切な事務処理に努められたい。

・扶養手当の過払い　(経営企画分野)
・通勤手当過少支給　(四日市高等学校)
・通勤手当過払い　(聾学校)
・教員特殊業務手当支給漏れ　(尾鷲教育事務所)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

指摘を受けたそれぞれの項目について、迅速に追給、戻入の事務処理を行うとともに、学校長、事務職員に適正な執行について周知しました。

扶養手当の認定については、毎年関係書類を確認のうえ認定しているところですが、認定後の状況変化等により、新たに認定事由が生じた場合や扶養手当の要件を欠くにいたった場合は、迅速かつ適正に届出を行うよう教育委員会事務局職員に通知し周知しました。

2　取組の成果

通勤手当の過少支給、教員特殊業務手当て支給漏れについては、追給を行うとともに扶養手当の過払い、通勤手当の過払いについては、戻入手続きを行い既に返還されました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、規則等に基づいた適正な事務処理ついて、周知徹底していきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

2　財務等に関する意見

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

イ　手当の不正受給

住居手当及び通勤手当の不正受給があったので、今後このようなことが起こらないよう適正な届け出の指導及び事後確認を徹底されたい。

（四日市高等学校）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

福利･給与室では、県立学校からの日常の相談、照会に対し、随時指導、回答を行い、県立学校給与事務担当者会議等において、適正な事務処理が行われるよう説明周知をしています。

教育事務所では、小中学校からの日常の相談、照会に対し、随時指導、回答を行い、各小中学校や共同実施グループに対し適正な事務処理が行われるよう、研修会や訪問指導等を実施しています。

なお、平成17年度は県立学校の手当認定を始めとした給与事務処理の実態を把握し、学校における給与業務に関する相談等を行い、適切な業務処理に寄与するため、学校へ福利･給与室が訪問し、給与事務相談会を実施しています。（平成17年8月：15校実施）

2　取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、規則等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図ります。

部局名　教育委員会

監査の結果

2　財務等に関する意見

(3)　公有財産の管理事務

ア　学校用地

菰野高等学校及び南島高等学校における学校用地について、使用に係る権利関係を整理、明確化するなど、適切な処理を行うよう努められたい。

（教育支援分野）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

菰野高校：菰野町に、地権者からの用地取得等の検討を進め、権利関係の明確化を図るよう働きかけました。

南島高校：南伊勢町（旧南島町）に相続関係の整理、分筆作業を進展するよう働きかけました。

2　取組の成果

菰野高校：菰野町は、当該用地を買い取ることは、今の財政状況では困難としています。

南島高校：南伊勢町（旧南島町）は、当該用地を含む区有地の相続関係の整理、分筆作業の処理を進め、これまで10件のうち5件について整理を終えており、現在1件の処理を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

菰野高校、南島高校ともに無償貸与を継続するとともに、関係町と今後も権利関係の明確化に向けての協議を進めます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

2 財務等に関する意見

3) 公有財産の管理事務

ウ 金品亡失等

備品等の盗難・損傷・火災事故が発生しているので、その管理・使用については、より一層万全を期すとともに、再発防止に努められたい。

(経営企画分野、図書館、該当県立学校)

講じた措置

平成17年度

1 実施した取組内容

金品を保管又は管理している各所属の職員等が故意又は重大な過失によりその保管に係る金品又は使用に係る物品を亡失、又は損傷したときの罰則規程を含んだ金品の適正な管理について、適正な物品の管理及び使用について意識の向上を図るよう今年度も引き続き徹底しました。

2 取組の成果

金品の適正な管理に関する通知を受けて、複数の県立学校等で、備品等の盗難・亡失を防止するため、施錠付ロッカーでの保管徹底や盗難防止用のセキュリティーワイヤーをパソコンに取り付けるなどの対策が講じられました。また、校内安全の管理を強化するため、マニュアルを作成しました。その他に不審者の侵入を防ぐための監視カメラ・警報付防犯センサー・防犯灯を設置したり、放火の火種となる時間外のゴミ出しの禁止を徹底するなどをしました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降においても引き続き、罰則規程を含んだ金品の適正な管理について、通知や会議等を通じて、各職員に対し意識の向上を図ることにより、再発防止に努めていきます。

部局等名　教育委員会

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1 業務委託の実施状況(特命随意契約)

個人情報取扱特記事項未記載	(経営企画分野、研修分野、稲葉養護学校、長島高等学校)
予定価格根拠未記載	(教育支援分野)
見積書及び委託業務完了報告書未徴収	(教育支援分野)
施設管理委託で標準的な契約額を示すなどの対策必要	(教育支援分野)
委託先選定理由、委託金額積算根拠未記載	(熊野少年自然の家)
予定価格調書未作成	(神戸高等学校)
仕様書未作成	(神戸高等学校
契約期間変更の必要あり	(松阪高等学校)
随意契約理由未記載	(水産高等学校、尾鷲高等学校)
執行伺い未作成、点検報告書一部未保存	(水産高等学校)
随意契約理由不明確	(上野工業高等学校)
予定価格省略理由が不明確	(長島高等学校)

2 業務委託の実施状況(プロポーザル（企画提案コンペ）方式)

業務委託選定評価表の鉛筆記入	(生涯学習分野)

3 業務委託の実施状況(その他の契約)

見積依頼の起案未作成	(熊野少年自然の家)
見積徴収業者選定理由不明確	(久居農林高等学校、飯野高等学校)
仕様書が起案文書に未添付	(久居農林高等学校)

4　県単独補助金の執行状況

補助金交付の必要性の検討が必要	(生涯学習分野)

5　未収金対策の状況

滞納整理台帳の催告状況等記載不備	(教育支援分野)
滞納整理記録簿未作成	(津東高等学校)
督促記録簿の未整備	(長島高等学校)

6 人件費

扶養手当支給停止の確認書類不備	(尾鷲教育事務所)
扶養手当、住居手当事後確認未実施	(熊野少年自然の家、聾学校)
通勤手当事後確認未実施	(名張桔梗が高等学校)

7 物品購入等

１０円切手在庫多数あり	(熊野教育事務所)
不必要な分割による発注あり	(久居農林高等学校)
見積もり合わせ結果記録なし	(伊勢工業高等学校)

8 事務管理体制

自己検査の2/3期が未実施	(熊野教育事務所)
経理事務のチェック体制不備	(熊野少年自然の家)
旅費の受領印漏れあり	(四日市高等学校)
調定事務のチェック体制不備	(飯野高等学校)
教員の旅行命令を教頭決裁	(南島高校)

9 その他

調定処理が遅延	(南島高等学校)
検診時の学校医昼食代を支出	(飯野高等学校)
旅費の一部を県ではなく他団体が負担	(尾鷲教育事務所)
廃棄処分未実施	(神戸高等学校)

県有自動車の利用が不十分	(飯野高等学校)
予算額超過の消耗品費の支出あり	(上野教育事務所)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　指摘を受けた所属は、それぞれの項目について、内容を検討し、必要な訂正、追記、作成等の事務処理を行いました。

2　取組の成果

・指摘事項を遵守し、適正な執行を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も各所属において、三重県会計規則等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。

部局等名　労働委員会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティーポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成16年度以降、率先実行取組において、「危機管理の徹底」を項目に設け、「業務に係る法人及び個人情報の漏洩による損害」の目標を０％と設定して、継続して取り組んでおり、毎月１回行う局内経営会議において、率先実行の進捗状況の報告及び個人情報を含む危機管理会議の報告や研修を行っています。

また、情報公開請求時に、事務局職員全員で検討会を開催することにより、法人及び個人情報についての研修の場としました。

さらに、パソコンの盗難を防ぐため、ワイヤーロックキットを購入し、各職員に貸与されている１人１台パソコンを机に固定するなど、盗難対策を実施しました。

2　取組の成果

経営会議や情報公開の検討を行ったことで、職員全体の意識が高まり、情報の漏洩は１件もなく、目標の０％を達成しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降においても、率先実行取組を継続し、局内経営会議等の場で機会を捉えて研修等を行い、個人情報の保護等に対する職員の意識の向上に努めていきます。

部局等名　労働委員会事務局

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止策

公務中の交通事故が、平成16年には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

毎月1回行う局内経営会議において、人材政策室主催の人事担当者会議で配布された「三重県職員事故取扱規程」やEメールで配信される「年末年始等の交通事故防止について」等で周知を行うとともに、「職員に関する不測事態の発生マニュアル」を掲示し、職員の交通安全意識の高揚や安全運転の徹底を図っています。

また、局内の危機管理における連絡網を作成し、常時携帯しています。

出張については、極力公共交通機関を利用するよう促し、公用車、自家用車を使用する場合においては、安全運転の実施に努めるよう徹底しています。

2　取組の成果

局内経営会議等での周知の結果、事故発生件数は0件でした。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降も、局内経営会議等の場で、危機管理マニュアル等の手順を踏んで、周知、徹底を図り、取り組みを継続して行っていきます。

部局等名　警察本部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害やインターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

情報セキュリティ対策と個人情報の保護については、専用回線を使用した三重県警察ＷＡＮシステムを構築し、厳格な管理の基に運用していますが、さらに次の措置を講じ、情報流出防止に努めました。

(1)　三重県警察の情報セキュリティに関する訓令（情報セキュリティポリシー）を全面的に改正し、情報の管理体制を明確化するとともに、情報の重要度に応じた具体的な対策を定め、さらに、同ポリシーに基づく情報セキュリティ監査を全所属で実施しました。

(2)　個人情報保護に対する職員の意識を向上させるため、警察学校において情報セキュリティ教養等を実施しました。

(3)　庁舎外で使用するモバイルパソコンについては、情報流出防止のため、暗号化対策を推進しました。

(4)　情報流出が懸念されるウイニー等ファイル共有ソフトについては、全面的な使用禁止を徹底しました。

2　取組の成果

全面改正した情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策等の徹底により、個人情報流出事案の発生はありません。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、ＩＴ社会の進展に対応した情報セキュリティ対策を講じるほか、職員に対する指導教養を引き続き実施し、情報システムの障害防止や個人情報流出防止に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動規範が求められる職員には、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　交通事故発生実態を踏まえ、事故当事者への措置のほか、所属における交通事故防止対策のより一層の充実を図るため、事故発生所属幹部の本部招致による事情聴取や指導を行い、再発防止の徹底を図りました。

(2)　交通事故再発防止教養として、公用、私用を問わず、交通事故を起こした職員に対し、概ね当該事故日から1か月以内に運転適性検査等を実施し、同結果を活用した実践的な指導を実施しました。

2　取組の成果

上記の対策を推進した結果、私有車両の交通事故が減少し、職員の交通事故発生総件数も減少に転じましたが、公用車両の交通事故は依然として発生しています。

平成18年度以降（取組予定等）

警察職員は、各種捜査活動等に自動車を使用する機会が極めて多く、とりわけ被疑車両の追跡や交通違反取締りなどの現場においては、交通事故に遭遇する危険性も相対的に高くなるものと考えられますが、交通指導取締りを行う立場にある警察職員には、より高い規範意識と危険回避能力が求められることから、今後も継続して職員の交通事故防止に向けた諸対策の推進に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年当初で約７割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村の連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　昭和56年の建築基準法改正以前に設計された警察署を調査したところ、18警察署中13警察署に耐震補強が必要と判明し、平成15年度から計画的に耐震補強を実施し、平成17年度は大台警察署、紀宝（旧鵜殿）警察署の補強工事を行いました。

(2)　老朽化の著しい警察署については、建て替え計画を進めており、四日市南警察署を平成16年度から同18年度の３か年で建て替えし、耐震化を図ります。

2　取組の成果

計画的に実施している耐震補強工事により、６警察署の耐震化と、四日市南警察署の建て替え２か年目の工事が完了しました。

平成18年度以降（取組予定等）

耐震化が完了していない６警察署については、耐震補強又は建て替えにより継続して耐震化を推進することとしており、平成18年度は、亀山警察署の耐震化工事並びに四日市北警察署及び伊賀警察署の耐震補強計画を行うほか、免震構造の四日市南警察署が竣工します。

また、松阪警察署は平成18年度から同21年度の４か年で建て替えし耐震化を図るなど、今後も施設の耐震化の促進に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

全ての警察施設についてアスベスト使用状況調査を行った結果、３警察署（桑名警察署、四日市北警察署及び伊賀警察署）の機械室において吹き付けアスベストが確認されたことから撤去工事を実施するため、平成17年第４回県議会において議決された予算により、撤去のための設計及び工事の発注準備を進めました。

2　取組の成果

アスベスト撤去工事の契約を締結しました。

平成18年度以降（取組予定等）

規制対象となっているアスベストについては、撤去工事を実施し全て撤去します。

部局等名　警察本部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5　未収金対策

県税の収入未済額が6,251,907,560円(対前年度比74.5%)、県税以外の収入未済額が5,701,660,110円（対前年度比108.4%）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は11,953,567,670円（対前年度比87.5%）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が148,138,608円（対前年度123.1%）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の発生防止に取り組まれたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　収入未済金については、平成17年度へ繰越し、収入事務手続を完了しました。

(2)　この種事案防止対策として事務担当者に対し、納入通知書発行後における納付確認を徹底しました。

また、納入義務者に対しては、納付方法及び納付期限等の会計手続について周知徹底を図り、未収金の発生防止に取り組みました。

2　取組の成果

上記取組により、その後未収金の発生はありません。

平成18年度以降（取組予定等）

収入事務のより一層の適正処理に努めるとともに、上記取組を継続し、未収金の発生防止に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果
【本庁部局、各種委員会等共通意見】 7　業務委託における随意契約の状況 平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約は3,762件、約181億45百万円 66.9%（うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円41.4%）となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 業務委託契約は、関係法令（地方自治法、同施行令、三重県会計規則、契約事務（物件関係）に係る事業者選定指針等）に基づき、公正かつ適正な締結に努めておりますが、特に随意契約にあっては、より一層の競争性、公正性、透明性等を高めるため、個々の契約案件を十分に精査、検討し、適正な契約の確保に努めました。 2　取組の成果 競争性、公正性、透明性等に配意した契約が確保できました。
平成18年度以降（取組予定等） 随意契約の締結に当たっては、今後も競争性、公正性、透明性等の確保に配意し、適正な契約事務の実施に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

契約は、関係法令（地方自治法、同施行令、三重県会計規則、契約事務（物件関係）に係る事業者選定指針等）に基づき、公正かつ適正な締結に努めておりますが、特に随意契約にあっては、より一層の競争性、公正性、透明性等を高めるため、個々の契約案件を十分に精査、検討し、適正な契約を実施しました。

さらに、特命随意契約にあっては、地方自治法施行令第167条の２に規定する要件等を十分に審査するとともに、長期にわたって同一の相手方と契約している業務については、契約方法の見直し等厳正なチェックを図り、合規性、公平性、透明性等の確保に努めました。

2　取組の成果

合規性、公平性、透明性等に配意した適正な契約が確保できました。

平成18年度以降（取組予定等）

特命随意契約の締結にあたっては、今後も合規性、公正性、透明性等の確保に配意し、適正な契約事務の実施に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（犯罪の発生防止と検挙率の向上）

(1)　平成16年中の刑法犯認知件数は38,455件で前年に比べ4,132件と、２年連続で減少したのに対し、検挙件数は8,896件で前年に比べ535件（6.4%）増加し、その結果、検挙率は23.1%となり3.5ポイント向上したが、全国平均（26.1%）に比べるとまだ低い状況である。

一方、犯罪の種別でみると、知能犯が大幅に増えているが、これは主として振り込め詐欺の増加によるものである。

このため、引き続きパトロール活動の強化、犯罪多発地区に対する重点的取締、自主防犯組織等との連携を図った犯罪抑止活動等に積極的に取り組むとともに、振り込め詐欺等に対しては、金融機関等の関係機関との連携、県民への積極的な情報提供などにより、犯罪被害の発生防止に努められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　街頭犯罪等抑止総合対策の推進

刑法犯認知件数は２年連続減少したものの、県民が「日常生活、地域社会における治安や安全」に不安を感じている割合が高いことから、次の対策等を推進しました。

ア　犯罪多発地域における本部遊撃警ら隊等の集中投入などの犯罪抑止及び検挙活動の強化

イ　県民の聴覚に訴えるメロディパトロールの導入

ウ　県民に対する防犯情報の提供

(ｱ)　ＧＩＳを活用した犯罪発生状況マップ等の県警ホームページ掲載

(ｲ)　振り込め詐欺等の手口実態を踏まえた広報啓発の実施

(ｳ)　携帯電話の電子メールを活用した事件事故情報等の発信

エ　地域住民等による自主防犯活動に対する支援の強化

(ｱ)　自主防犯団体～平成17年12月末現在194団体（前年同期比＋100団体）

(ｲ)　青色回転灯を使用した防犯パトロール実施団体～平成17年12月末現在40団体106台（前年同期比＋34団体＋80台）

オ　青色回転灯装備貸出事業の実施　～　公募により７団体に貸出し

カ　ミニスーパー防犯灯の整備（松阪及び伊勢市内にそれぞれ８基）

キ　民間ガードマンによる防犯パトロール事業の実施（３地区７警察署）

(2)「振り込め詐欺」等匿名性の高い知能犯抑止総合対策

振り込め詐欺の捜査専従班を設置して検挙に努めました。

2　取組の成果

(1)　平成17年中の刑法犯認知件数は、34,457件と前年に比べ－3,998件（－10.4%）と３年連続して減少し、検挙件数は9,502件で前年に比べ＋606件増加し、検挙率も27.6%（前年対比＋4.5%）に向上しました。

(2)　平成17年中の「振り込め詐欺」認知件数は、412件と前年に比べ７件増加しましたが、検挙件数は75件で前年に比べ69件増加し、被害総額は約４億1,800万円で前年に比べ１億1,000万円減少しました。

平成18年度以降（取組予定等）

刑法犯認知件数は３年連続減少していますが、県民の体感治安の改善には結びついているとは言い難く、引き続き犯罪多発地区に重点指向した警察活動を展開するとともに、地域住民等による自主防犯活動に対する支援を強化するなど「安全・安心なまちづくり」に努めるほか、匿名性の高い知能犯の抑止対策として、融資保証金詐欺の増加や教員を対象とした「オレオレ詐欺」等、新たな手口による振り込め詐欺が発生しているので、各種関係法令を駆使し被害防止と検挙に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（交通事故の発生防止）

(2)　平成16年の県内の人身事故件数は13,479件（前年比820件増）、死者数は187人（前年比13人増）といずれも前年を上回り、人口10万人当たりの死者数は10.04人で全国ワースト1位となった。中でも、高齢者の交通事故は年々増加する傾向にあり、平成16年は、交通事故死者に占める高齢者の割合は47.1%を占め、高い水準で推移している。

このため、悪質危険な運転の取締り強化、交通安全意識の向上、交通マナー遵守の指導、交通安全施設の整備推進などとともに、高齢者の交通事故防止対策のより一層の充実を図られたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　飲酒運転等の悪質危険違反の取締りの強化

飲酒運転、信号無視など交通事故に直結する違反取締りを強化し、平成17年中に飲酒運転3,222件（前年比＋6.4%）、信号無視8,753件（前年比＋1.1%）など前年を上回る検挙となりました。

(2)　交通安全意識の向上、交通マナー遵守の指導

ア　四季の交通安全運動を中心に、広報啓発活動を積極的に展開しました。

イ　シートベルトの着用促進のため、着用効果の広報や取締りを推進しました。

ウ　交通弱者、運転者への参加体験型の交通安全教育を推進しました。

エ　通学路、事故多発交差点等街頭における歩行者、自転車への指導を強化しました。

(3)　交通安全施設の整備促進

安全で快適な交通環境を確保するため、「あんしん歩行エリア対策」、「交通事故多発箇所対策」等を推進しました。

(4)　高齢者の事故防止対策の充実

ア　高齢者街頭指導強化日（毎月21日：ＳＳデー）等を設定し、関係機関・団体と連携した街頭指導や反射材の貼付活動等を推進しました。

イ　高齢ドライバー事故防止のため、高齢ドライバー指導者研修会や安全運転大会等を開催しました。

2　取組の成果

(1)　平成17年中の交通死者数は163人で、前年対比－24人と大幅に減少しました。特に、高齢者死者が前年対比－21人と大幅に減少しました。

(2)　悪質危険違反による死亡事故は62件で、前年対比－29件と大幅に減少しましたが、飲酒運転による死亡事故は23件で、前年対比＋3件増加しました。

(3)　平成17年調査のシートベルト着用率は90.7%で、前年より2.2ポイント向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

交通事故の防止に向け、次の諸対策を引き続き推進します。

1　飲酒運転対策の強化

飲酒運転など悪質危険違反に対する取締りの強化や飲酒運転追放広報を積極的に行うほか、飲酒運転防止効果のある運転代行業等の育成に努めます。

2　シートベルト着用対策の強化

シートベルト取締りや関係機関・団体と連携した着用促進運動を強化します。

3　高齢者等交通弱者対策の継続的な推進

関係機関・団体と連携し、ＳＳデー等の強化日を中心に諸対策を草の根的に展開するほか、「あんしん歩行エリア対策」等の交通安全施設整備を計画的に推進します。

部局等名　警察本部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（警察活動基盤の強化）

(3)　警察本部では警察官を増員し街頭犯罪の抑止に重点的に取り組んでおり、２年続けて刑法犯認知件数は減少したが、なお厳しい治安情勢にある中で、今後とも、 交番・駐在所の再編整備を進め、警察官の柔軟な配置と運用を行うとともに、防犯活動や再編整備の効果も検証しながら、人員を効率的に活用できるような活動基盤の強化に努められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　警察官増員対策の推進

厳しい治安情勢に対処するため、平成14年度から同16年度までの３年間に195人増員し、引き続き平成17年度も70人の増員を行い、現場警察力の体制強化など県民の「安全・安心」の確保を図るため、より効果の高い部門に配置しました。

(2)　警察施設の整備

ア　警察署の建て替え整備

四日市南警察署の建て替え整備の２か年目として、建設用地にある旧施設（体育館、職員住宅）の解体と建設工事の10%を完了しました。

イ　警察署の耐震化

大規模地震対策の一環として、耐震化工事を、平成15・16年度の４警察署に引き続き、平成17年度も２警察署（大台警察署、紀宝警察署）で実施しました。

ウ　交番・駐在所の整備

地域の治安拠点たる交番・駐在所の再編として、２交番を新設し、松阪警察署嬉野交番に５駐在所が、伊勢警察署宇治交番に１交番２駐在所を統合したほか、津警察署曽根駐在所、津南警察署香良洲駐在所、大台警察署錦駐在所、伊勢警察署蚊野駐在所、尾鷲警察署船津駐在所及び伊賀警察署丸の内交番の６か所を建て替えました。

(3)　交番機能の強化

交番等の不在時の電話相談を警察署へ転送・対応できる「加入電話不在転送システム」を昨年に引き続き18か所の交番・駐在所に導入したほか、既存の交番相談員26名に６名増員配置するなど、交番機能の充実により地域警察官のパトロール活動の強化に繋げ、県民の治安に対する不安感の解消に努めました。

2　取組の成果

(1)　犯罪発生の実態に即したパトロールを強化し、犯罪検挙活動に重点を置いて取組んだ結果、地域警察官の職務質問により刑法犯1,144件（前年比＋10件）を検挙しました。

(2)　県民の治安に対する不安を解消するため、交番・駐在所と自治会、地域住民等が連携・協働して行う身近な治安問題の解決に積極的に取組、地域の防犯パトロールなどを通じて、323件（前年比＋５件）の事業を推進しました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　人的基盤の整備

平成18年度には、警察官60人の増員内示を受けているほか、警察庁の行う緊急増員計画の最終年度が平成19年度であることから、引き続き相応の増員が図られるよう警察庁に対し積極的な働きかけに努めます。

2　施設基盤の整備

平成18年度は、地域の治安・防災の拠点となる施設整備として、平成16年度から着手している四日市南警察署が竣工し、松阪警察署新築工事基本設計を行うほか、亀山警察署耐震化工事や５交番２駐在所を建て替えます。

また、有事即応体制の確保と、「空き交番」の解消を図るため地域社会の変化と実情に即した交番・駐在所の再編整備を積極的に推進するとともに、交番相談員の効果的運用等により、交番機能の一層の充実を図り、地域警察官のパトロール活動を強化し、良好な治安の回復に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

1　事務事業の執行に関する意見

（捜査報償費の執行）

(4)　捜査報償費の執行については、職員に執行手続き等の周知徹底を図り、その執行要件である緊急性又は秘匿性を要するものに限定した執行に努めているが、今後も捜査報償費の執行については、内部監査や証拠書類の点検などチェック機能を一層高めるなど、引き続き適正な執行管理に努められたい。

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

捜査報償費をはじめ会計経理について、より一層適正な予算執行を保持するため、次の施策を実施しました。

(1)　厳格な内部監査の実施

平成17年度には、警察庁による厳格な会計監査を受監する一方、本県警察でも全所属に対して厳格な会計監査を実施しました。

(2)　捜査員等に対する捜査報償費経理に係る指導・教養の実施

捜査報償費の執行に関し、引き続き捜査に従事する全ての幹部職員及び捜査員に対して各種会議、学校教養等のあらゆる機会を通じ指導・教養を実施しました。

2　取組の成果

捜査報償費執行に関しては、捜査員等関係者に対する指導・教養の徹底や厳格な内部監査の結果、効果的かつ適正な執行を保持しました。

平成18年度以降（取組予定等）

捜査報償費については、その目的に沿った効果的かつ適正な執行を保持するため、今後も、厳格な内部監査を実施していくほか、捜査員等関係者に対する指導教養の徹底に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果
2　財務等に関する意見 （2）　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの） 旅費の支出誤りがあったので、今後は適切な事務処理に努められたい。
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 （1）　旅費の過払金については、平成17年８月19日戻入しました。 （2）　旅費事務担当者等に対し、旅費請求書作成の際、用務先等のチェックを確実に行うなど、適正な事務処理に努めるよう指導しました。 2　取組の成果 その後同種事案の発生はありません。
平成18年度以降（取組予定等） 引き続き、関係規定に基づき適正な事務処理に努めます。

部局等名　警察本部

監査の結果

2　財務等に関する意見

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

①　ハイウェイカード管理簿の整理不十分（四日市南警察署）

②　証紙実績報告の誤り（久居警察署）

③　会計事務の内部牽制体制が不十分（伊賀警察署）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　整理不十分のまま保管していた領収書については、利用日時及び利用区間ごとに整理し、台紙に貼付後、ハイウェイカード管理簿に添付しました。

また、ハイウェイカード利用者等には、適正な運用について指導・教養を徹底しました。

(2)　誤りのあった実績報告書については、修正登録しました。

また、関係職員相互のチェック体制を確立し、誤報告の防止に努めました。

(3)　内部牽制体制については、審査補助員等関係職員による相互チェック体制を確立し、適正な会計事務の推進に努めました。

2　取組の成果

その後、同種事案は発生していません。

また、内部牽制体制については、チェック体制を確保し、より一層適正な会計事務の推進に努めています。

平成18年度以降（取組予定等）

職員等に対して、各種機会を通じて教養を実施し、適正な会計事務処理や内部牽制体制の確保に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（地域における総合行政の推進）
(1) 県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行なわれている。
　県民局の全面的な見直しが行なわれるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
- 県民局部長会議（県民局戦略会議）において、県民局各部の事業の取組方針や重点施策、あるいは各部の共通課題（行政経営品質向上活動、危機管理等）について情報共有、調整等を行うとともに、地域の課題について各部が連携して的確に対応できるよう取り組みました。
- 地域における総合行政機能発揮のための取組みをテーマとした県民局部長会議メンバーによる1泊2日のオフサイトミーティングを実施（5月13日～14日）するなど、各部間の総合的、横断的な連携を進める取り組みを実施しました。
- 総務担当室長会議の開催や、県民局のビジョンを推進するための横断的なワーキンググループの設置などにより、各部が連携し、共通の一体となった取り組みを行いました。

2　取組の成果
　毎月2回開催される県民局部長会議（県民局戦略会議）では、情報共有や地域課題についての検討が行われ、地域におけるニーズや課題を県民局各部が認識し、総合行政の観点のもとに各部事業の効率的な推進に取り組むことができました。

平成18年度以降（取組予定等）

　県民局制度の見直しに伴い、県民センターでは、所管区域内の他事務所との連携、調整の役割を担うことから、地域で解決できる課題については県民センターを中心に取り組むなど、地域において果たすべき役割と機能を効果的に発揮できるよう進めていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

（2）　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成１２年度から地域の特性を活かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われたきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に活かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

ここ数年力を入れて取組んでいる「圏域内の環境情報共有と交流を促進し、地域の環境活動を高める」ために、エコリーグレター発行、桑員まるごとエコパーティー開催、他圏域との交流ツアー等の事業を実施しました。

また、生活創造圏ビジョンの見直しを行うにあたり、圏域内の２市２町と意見交換会を行うとともに、ビジョン推進に参画していただいている住民の方々に対してアンケート調査を行いました。

2　取組の成果

環境活動を行っている団体同士の交流が深まり、共同で事業に取組む事例や、市民が自主的に何ができるか考えようとする動きが現れてきました。

また、意見交換会やアンケート調査結果に基づき、ビジョン推進組織として今後の活動の在り方について、協議を重ね、大幅に見直すことになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度以降次のとおり活動を展開していきます。

・「これまでの活動で培った実績を維持し、地域の環境活動を高める」ため活動は継続します。
・ビジョン推進組織としては１７年度をもって発展的に解消し、民設民営の新組織を立ち上げ、民間施設に事務局を置き、自主財源により１８年度から活動を開始します。
・この地域の環境分野における中間支援組織を目指し、民主導で地域に根ざした活動を行い、能力を高め、将来的には「新しい時代の公を担う一員」となれるよう努力を続けていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

(2)　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　従来から継続して取り組んでいる、家庭で環境に負担をかけない暮らし方を提案する家庭版ＩＳＯ「イソップ計画」の普及啓発、エコ市民の育成を目指して体験などを交えながら学ぶ「３４５３０環境道場」の開催、季刊紙の発行等の活動を引き続き行いました。

・　生活創造圏ビジョンのあり方の見直しについては、「３４５３０会」の全体会議において意見交換を進める一方、住民・市町それぞれ個別にアンケート調査を実施してこれまでの活動の成果の確認と検証を行うとともに意見を汲み取りました。

2　取組の成果

・　これまでの活動実績から、環境に配慮した生活への転換、環境意識の醸成が次第に進んでいるものと思われ、３４５３０会が資源循環型社会の構築に果たしてきた役割は大きいと考えます。

・　３４５３０会全体会議において、これまでの活動の成果と検証を踏まえ今後の活動の方向について検討を行った結果、３４５３０会活動は住民団体に引き継いでいく方向で進めることになりました。

・　平成１８年３月には、ビジョン推進組織である３４５３０会が平成１８年度からＮＰＯとして活動を始めることを周知するため、３４５３０環境イベントを開催する予定です。

平成18年度以降（取組予定等）

・　平成１８年度以降も３４５３０会活動はＮＰＯとして住民主導で続けられていくこととなったことから、平成１８年度の早い時期に活動主体を住民団体に移行する予定です。

・　新しい住民団体では、引き続き資源循環型社会の構築に向けた地域づくりに主体的に取り組むことにより、地域における「新しい時代の公」の担い手として発展させていけるよう活動していく予定です。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

⑵　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取り組み

①夏の鈴鹿川体験②クリーン大作戦　鈴鹿川編③歴史文化研究会④鈴鹿川流域の環境展⑤「鈴鹿川流域だより」の発行⑥鈴鹿川流域協議会

2　ビジョンの取組の成果と課題

（成果）

① 推進会議が民主導の組織として機能し、自主的な企画や運営を行うことができるようになってきており、また求心力をもつネットワークに成長してきたことは成果といえます。

② 鈴鹿川流域の自然・文化・歴史・交流などをビジョンのテーマとしたこれまでの事業の展開により、特に次世代を担う層を中心としてビジョン浸透に一定の成果があったと考えています。

（課題）

① 構成員が固定する傾向が続いています。当初より広く構成員の拡大を図ると同時に、核となる構成員の育成を図ってきましたが、明確な打開策を出せずにいます。

② 発足時に県が事務局を担ったことは、中立的な事務局と見られることでネットワークの要としてその拡大に寄与した利点もありましたが、行政から完全に自立した組織となっていくことを困難にしたと考えられます。

③ 地域の最大のパートナーである市と事業展開について十分なすり合せができず、市との連携が十分でないと考えています。

3　検証で得られた課題や成果を踏まえて

① 検証で得られた課題について、問題解決の本質に迫るよう継続的にＮＰＯ等と対話する機会を設け、情報の共有化と対策を推進会議構成員とともに図っていきます。

② また、これまでに築いた大きな成果である推進会議のネットワークを最大に活用できる事業を行うように企画、展開を図っていきます。

③ 総合企画局が検討を進めている地域計画や「新しい時代の公」の進捗に合せ、地域にふさわしい活動を行っていけるように、市町村やＮＰＯ等関係機関と協議する機会を設け、共に協働していきます。

平成18年度以降（取組予定等）

これまでの活動により構築した地域のネットワークを維持し、民主導の自立した組織に発展していくため、平成１８年度より新組織を立ち上げ事務局をＮＰＯ法人に移行することとしています。

そのためのスケジュールとしては、3月以降に総会を開き推進会議を解散し、新組織の立ち上げと組織の移行を行う予定です。なお、新体制の人事、組織、役割や事業等については従前より会長およびキーパーソン等と話し合いを続けており、現実的な移行を図ることを重視しています。

今後も新たな組織は、県と協働事業を続けて連携していくと共に、市を主として企業などの地域主体との関係を拡充し良好なものとして「新しい時代の公」実現に向けた土壌づくりに寄与するような活動を展開していきたいと考えています。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域防災力の向上）

(3) 平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・三泗ぼうさいネットの発足

四日市市、菰野町、朝日町、川越町の各市町及び自治会（自主防災組織）を中心として、住民主体で防災に取り組む「地域防災会議」を『三泗ぼうさいネット』として平成１８年２月に発足させました。

・県職員非常参集時における、県民局独自訓練の実施

昨年度に実施した県民局独自訓練（昨年度は非常参集訓練が中止となったが、訓練の実施以外の諸準備は進めた）の検証を踏まえ実施しました。

2　取組の成果

・三泗ぼうさいネット：自主防災リーダー養成分科会

第１回現地研修会を紀北町海山区相賀地区で実施　１８９名参加

・三泗ぼうさいネット：耐震化町づくり分科会

四日市市富洲原地区と川越町天神・高松地区をモデル地域にして、地元住民を対象とした、耐震説明会の開催（開催予定）

平成18年度以降（取組予定等）

・「自助」、「共助」、「公助」の『三助』を進めて行くことは、「減災」を進めて行く上で非常に重要なことです。兵庫県南部地震時には、倒壊家屋から救出された人々の殆どがご近所の「共助」により助けられています。この『共助』の取組みをさらに進めるため、自主防災組織の「組織率の向上」とともに「活動の活性化」について、市町等に積極的に働きかけを行ってまいりたい。

・『三泗ぼうさいネット』の特に分科会のさらなる活性化を図ってまいりたい。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県税等の収入未済）

（4）県税等の（加算金を含む）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2%）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。

このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底や、預金、給与などの財産差押えの適時の実施、動産、不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

（桑名県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）平成17年度（18年1月末日）桑名県税事務所の県税の収入未済額は、2,597,392,229円（対前年比103.9%）です。

（2）滞納整理については、平成17年度滞納整理方針に基づき高額、悪質滞納者への重点差押え等を行っていますが、具体的な対策として差押えについては年間を通じて実施しており、更に12月～2月の期間を差押強化月間と定め、滞納者の財産差押え（不動産、給与預貯金、生命保険返戻金、動産等）と速やかな換価等を積極的に進めました。

（3）ＩＳＯ９００１に基づき、事務所方針及びグループ目標を設定して目標管理を徹底しました。

（4）本庁で行う徴収にかかる研修会に参加し職員の専門性の向上を図るとともに、グループ会議を月１回程度開催し滞納案件の処分検討等を実施しました。

2　取組の成果

（1）	県税の収入未済額（１８年１月末現在）	2,597,392,229円（対前年同月比103.9%） （内個人県民税1,459,059,055円（対前年同月比103.9%））
（2）	差押件数（１８年１月末現在）	５１０件
（3）	事務所及びグループ目標	事務所４件・グループ３件
（4）	桑名地区会議の開催	研修会・事務研究会への参加　１４回 グループ会議　３回

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年度滞納整理方針を作成し高額、悪質滞納者への重点差押え等を行います。特に、差押え強化月間には滞納は許さないという強い姿勢で差押えを実施します。

2　インターネット公売を促進するために、悪質滞納者の財産の差押えを実施する。

3　高額滞納者の処理状況を所内で聞き取りを実施し、進捗管理を徹底します。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県税等の収入未済）

（4）県税等（加算金を含む）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2%）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

（四日市県税部）

講じた措置

平成17年度

1　取組内容

(1) 差押についての強化月間（12月・1月）を定め、滞納者の財産差押（不動産、給料、預貯金等）と速やかな換価等を実施しました。

(2) 国税徴収法に基づく捜索を実施し、差押財産のインターネット公売を行いました。

(3) ＩＳＯ９００１に基づき、事務所方針、グループ目標を設定し目標管理を徹底しています。

(4) 自動車税においては、自動車税納期内納付推進キャンペーン月間として、5月28日(土)と29日（日）の2日間事務所を開庁し、管内の大型量販店等で出張窓口も開設しました。

(5) 10月1日(土)2日(日)の両日事務所を開庁し、窓口納付及び納税相談を実施しました。

(6) 職員の専門性の向上を図るため税務政策室が主催する税務専門研修、他県で実施された徴収事務研修に参加しました。

2　取組成果

(1)12月、1月に計219件、15,570千円の差押の実施。（対前年度比：件数94％金額81％）

(2)オブジェ等の動産3件661,500円を公売して滞納税額に充当。

(3) ISO9001の数値目標を達成。

(4) 休日窓口2日間で、計157件 6,198千円納付。（対前年度比：件数107％金額103％）
大型量販店4店舗で、計1,610件 75,941千円納付。（対前年度比：件数105％金額129％）

(5) 休日窓口2日間で、計263件 9,265千円納付。（対前年度比：件数111％金額103％）

(6) 税務専門研修（徴収分野）受講件数　40件(対前年比148%)

平成18年度以降（取組み予定等）

1 平成18年度滞納整理方針に基づき高額、悪質滞納者への重点差押え等を行うとともに、差押強化月間には滞納は許さないという強い姿勢で断固差押えを実施する。

2 国税徴収法に基づく捜索を実施し、差押を強化する。

3 ＩＳＯ９００１に基づき事務所方針及びグループ目標を設定して税収目標管理を徹底する。

4 自動車税においては、引き続き自動車税納期内納付推進キャンペーン月間を設定して、5月27日(土)と28日(日)に大型量販店等で出張窓口を実施するとともに、事務所を開庁する。

5 9月30日(土)と10月1日(日)に事務所を開庁し、窓口納付及び納税相談を実施する。

6 納付場所の拡大を図るためコンビニ店での県税納付を19年度に開始予定。

7 職員の専門性向上を図るため、積極的に税務専門研修に参加する。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(県税等の収入未済)

(4) 県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2％）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

(鈴鹿県税部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　平成17年度滞納整理方針に基づき高額、悪質滞納者はもとより滞納者の縮減のため換価性の高い財産を主体に積極的な差押を行っています。
差押強化月間（12月、1月）には、滞納は許さないと言う強い姿勢で断固差押えを実施しました。

(2)　ISO9001をツールとして事務所方針及びグループ目標を設定し進捗管理を徹底しています。

(3)　国、市と滞納者に関する情報交換のできる環境を整え、滞納整理方針（徴収・差押・執行停止）の判断材料として事務を進めています。

(4)　県庁税務政策室が行う高額滞納案件ﾋｱﾘﾝｸﾞにあわせ情報交換を行い、滞納整理処理方針を決定し、県庁とともに高額案件に取組みました。

(5)　研修計画に基づき、各職員が自分の目標とするレベルの各種研修、研究会に積極的に参加し、滞納整理能力等の向上を図れるよう取り組んでいます。

2　取組の成果

(1)・平成18年1月末現在、1222件（前年同期895件）の差押を実施しました。
その結果、一般税の徴収率は外形標準課税の導入により大手優良企業が津総合県税に所管変えされたため75.9％（前年同期89.3％）と大幅に下がりましたが、自動車税は92.9％（前年同期91.9％）と向上しました。

・来所依頼書を6549件（前年6262件）発送し9月26日～10月2日の間、夜間窓口、土日の休日窓口を開設しました。714件税額26,910,422円（前年556件税額19,726,486円）を取扱いました。

・11月22日差押事前通知書を4812通（前年同期3178通）発送し、滞納者への最終的納税勧奨を行いました。

(2) 鈴鹿税務推進協議会、北勢地域地方税収確保対策会議を活用、情報交換、滞納処分を進めました。

(3) 9月に大口滞納案件が発生しましたが、早期に捜索差押を実施し、自動車等の財産の差押を行いました。滞納整理促進と、捜索未経験者のスキル習得に成果がありました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年度滞納整理方針に基づき高額、悪質滞納者への重点差押等を行います。
差押強化月間はもとより年間を通じて滞納は許さないと言う強い姿勢で断固差押えを実施します。

2　ISO9001に基づき事務所方針及びグループ目標を設定して進捗管理を徹底します。

3　国、市と定期的に滞納者に関する情報交換を行い、滞納整理方針（徴収・差押・執行停止）の判断材料として事務を進めます。

4　県民局から県民センターへの改組により発足させる鈴鹿地域税収確保対策会議及び鈴鹿税務推進協議会を活用、情報交換を行い、滞納処分を進めます。

5　研修計画に基づき、各職員が自分の目標とするレベルの各種研修、研究会に積極的に参加し、滞納整理能力等の向上を図れるよう取り組みます。

6　納税環境整備の一環として平成19年度からコンビニ収納が開始される予定です。
18年度はそのＰＲを行い、納期内納付率と徴収率の向上につなげます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

（５）個人県民税の収入未済額が3,202,813,029円（対前年度比95.4％）あり、前年度と比べて154,044,169円減少しているものの、県税の収入未済額の51.2％を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第48条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（桑名県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（１）　桑名県税部の収入未済額は、2,597,392,229円（対前年比103.9％）で、前年度と比べて98,502,744円増加している。また、収入未済額全体の56.1％を占めています。

（２）北勢地域地方税収確保対策会議桑名会議の研修事業として、管内市町の徴収担当者を対象に「滞納処分（差押、家賃・給与差押）」をテーマに実例をまじえて研修を実施し、資質向上に努めた。

また、町との共同滞納整理と引続き併任職員を２町に派遣した。

（３）三重地方税管理回収機構へ滞納案件を引き継ぐよう支援を行った。

2　取組の成果

（１）　個人県民税の収入未済額　　1,459,059,055円（対前年同月比103.9％）

（平成18年1月末現在）　　収入未済額全体の56.1％を占める。

（２）ア　派遣職員実績（１月末現在）

東員町　１７日　　木曽岬町　２３日

イ　共同滞納整理実績

桑名市多度町　　１日

ウ　徴収実務研修

開催日１０月１３日（桑名市多度町）　参加者１２名

（３）三重県地方税管理回収機構への引継（平成１７年１２月末現在）

桑名市	８０件
いなべ市	３０件
木曽岬町	２件
東員町	１０件

平成18年度以降（取組予定等）

1　市町村派遣併任職員について、地方税法第４８条（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）の改正に伴う滞納案件の精査、及び市町の徴収支援を引き続き実施する。

桑名・四日市・鈴鹿の３県税併せて１名職員配置予定。

2　桑名地域地方税収確保対策会議のもとに、市町との協働拡充を図るため担当課長会議を実施するとともに、市町職員を対象に、徴収に関する研修を実施します。

3　三重地方税管理回収機構へ滞納案件を引き継ぐよう、市町へ引継事案の相談・支援を行います。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

(5)　個人県民税の収入未済額が 3,202,813,029 円（対前年度比 95.4％）あり、前年度と比べて 154,044,169 円減少しているものの、県税の収入未済額の 51.2％を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第 48 条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（四日市県税部）

講じた措置

平成17年度

1実施した取組内容

(1)　市町との協働策については、県税併任職員を北勢三県税で四日市県税事務所に1名配置し北勢管内の各町に派遣、一方四日市市と交流人事により平成 14 年度以降に毎年1名を派遣・受け入れ滞納整理等に取り組んでいます。

(2)　地方税収確保対策会議、税務政策室、三重県地方税管理回収機構の共催による徴収研修会に市町とともに積極参加を行うとともに、三重県地方税管理回収機構への滞納事案の引継ぎについて、各市町に積極的に行うよう地区会議での依頼、併任職員による助言を行っています。

2　取組の成果

(1)　併任職員を3町に派遣し、滞納処分のノウハウの伝授、臨戸徴収、電話・文書催告等の業務を行うとともに預金差押等を実施しています。

(2) 地区会議主催による徴収に関する研修、回収機構の研修など担当者を積極的に受講させ資質向上を図るとともに、地方税収確保対策会議地区会議3回本会議を1回開催し、三重地方税管理回収機構の積極活用を呼びかけています。

平成18年度以降（取組予定等）

1 市町村派遣併任職員について、地方税法第 48 条（個人県民税にかかる徴収滞納処分の特例）の改正にあわせて派遣のありかたを見直し、より効果の上がる手法を検討し実施します。

2 「北勢地域地方税収確保対策会議」のもとに、市町との協働拡充を図り、市町職員を対象に徴収に関する研修を実施します。

3　三重地方税管理回収機構の有効な活用を市町と協議し、滞納事案引継ぎ等について相談支援を行い、個人県民税の未収金縮減を図ります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

(5)　個人県民税の収入未済額が 3,202,813,029 円（対前年度比 95.4％）あり、前年度と比べて 154,044,169 円減少しているものの、県税の収入未済額の 51.2％を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第 48 条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（鈴鹿県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）「北勢地域地方税収確保対策会議」での検討を踏まえ、引き続き県税併任職員を要望のある市町に派遣し、個人県民税を含む市町村民税の滞納整理に努めることとしましたが、鈴鹿県税管内の市では、既に滞納処分の手法も伝え、実績も上げていましたので派遣は行わないこととしました。

（2）「三重地方税管理回収機構」の取り組みの成果を上げるため、引き続き市へ移管事案の相談・助言を行いました。

（3）市職員及び県税職員合同の徴収研修会開催、情報交換を行い、市職員及び県税職員の知識・能力の向上に努めました。

（4）市が徴収した個人県民税の県への払い込み日に遅れのある市に、助言・指導を行いました。

2　取組の成果

（1）・個人県民税の徴収率が 18 年 1 月末現在、66.7％（前年同期 66.4％）と向上しました。

・税収確保対策会議を利用し法第 48 条案件（個人県民税）に取組むための説明会を開催しました。

・組織改編にともない発足させる鈴鹿地域地方税収確保対策会議開催準備のため会則案について市の同意を得ました。

（2）「三重地方税管理回収機構」への引継について平成 16 年度管内合計 56 件 257 百万円から 17 年度には 56 件 358 百万円となり、県と機構の成果が市に反映されました。

（3）11 月 18 日市職員及び県税職員合同の徴収研修会を開催しました。講師は（北陸・東海）ブロック別徴収事務研修を受講した県職員が勤め、講師・受講生とも知識・能力の向上をはかりました。

（4）個人県民税の県への払い込み日に遅れのある市は、16 年度分において 13 回中 10 回に遅れがありましたが、助言・指導の結果、遅れを 0（18 年 1 月末現在）とすることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　県民局から県民センターへの組織変更により、従来の北勢地域地方税収確保対策会議を廃止、鈴鹿地域地方税収確保対策会議として発足させ税収確保に努めます。

2　県税併任職員を法第 48 条案件（個人県民税）に取組む意欲のある市に対し派遣を行い、案件の洗い出し、滞納処分の支援を行う方針です。管内の市へ派遣し、成果が出せるよう働きかけます。

3　「三重地方税管理回収機構」の取り組みの成果を上げるため、引き続き市へ移管事案の相談・助言を行います。

4　市職員及び県税職員合同の徴収研修・情報交換会を開催し、職員の知識・能力の向上に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策の充実）

（6）平成16年度の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した内容

住民の交通事故への自覚を高めるため、前年度に引き続き警察、各市町、交通安全協会等との連携のもとに、交通安全に対する各種の啓発事業を展開しました。

（1）　四季の交通安全運動の期間中、県の庁舎（桑名・四日市・鈴鹿）において、「懸垂幕」、「交通安全の標語の垂れ幕」、「交通安全のぼり」などを掲出し、交通安全・事故防止、交通安全意識の高揚を図りました。

―四季の交通安全運動―

- 春の全国交通安全運動の実施　　4月　6日　～　4月15日
- 夏の交通安全県民運動の実施　　7月11日　～　7月20日
- 秋の全国交通安全運動の実施　　9月21日　～　9月30日
- 年末の交通安全県民運動の実施　12月11日　～　12月20日

（2）　高齢者の交通事故が増加していることもあり、高齢者を対象として、宣言者自身の更なる交通安全の遵守・確認と高齢者を中心とした交通事故防止を図るため、「シルバー交通安全宣言」を実施しました。

- 7月29日　桑名庁舎、四日市庁舎にて実施（宣言者：各10名）
- 8月　8日　鈴鹿庁舎にて実施（宣言者：10名）

（3）交通死亡事故の再発防止のため、8月16日と10月18日の両日、県警本部、県生活部交通安全室、道路管理者などと共に、交通死亡事故現場に赴きその発生原因等を調査し、市町や道路管理者などの関係機関に助言や提言等を次のとおり行いました。

自治体広報紙による広報の依頼、リーフレット、啓発物品の配布による広報啓発・交通安全教育の積極的な取り組みの依頼、また、交差点中心点の整備、横断歩道の塗り替え、カーブミラーの設置、減速帯の整備など。

（4）9月15日から11月17日までの間、延べ13回にわたり、各市町の老人クラブや各市町の協力をいただき、管内の各自動車学校において「高齢者交通安全活動指導員育成研修会」を開催し、「高齢者交通安全活動指導員」の養成に努めました。（参加者：607人）

（5）11月18日、幼児・児童及び高齢者の交通事故防止のため、母親自身が交通安全に必要な知識と交通道徳を身につけ、家庭での役割を再認識して効果的な交通安全母親活動が推進できるよう、「交通安全母親活動指導者研修会」を開催しました。（参加者：59名）

（6）高齢者の交事故防止につなげていくことを目的として、桑名・員弁、四日市、鈴鹿・亀山生活創造圏の各生活創造圏単位で、「高齢者交通安全活動指導員育成研修会」を受講された方々を対象とした、「高齢者交通安全活動指導員連絡協議会」を設立するため、関係機関等と調整を行いました。

2　取組の成果

三重県及び管内の交通事故件数は年々増加の傾向にはありますが、平成17年の交通事故死者数は県全体で163名（平成16年は187名）となっており、また、そのうち、高齢者の死者数は67名（平成16年は88名）で、それぞれ交通事故死者数は前年に比べて減少しています。

また、管内での高齢者の交通事故死者数は、24名であり、前年に比べて7名減少しています。

今後とも、高齢者を中心とした交通事故防止に向けて、市町、警察等の関係機関と連携・協力し

ながら、地道な取り組みを行っていきます。

平成18年度以降（取組予定等）

（1）管内各地区には、国及び県機関、所轄警察署、市町、安全協会等をメンバーとする交通安全協議会等が組織され、四季の交通安全運動期間中を中心として交通事故防止に向けたさまざまな取り組みが行われています。

北勢県民局としても、これらの協議会等に参画していることもあり、今後とも啓発活動への協力や施策提言等による積極的な働きかけなどを行い、管内の住民に対する交通安全意識の高揚や協働による交通安全施策の普及・啓発の推進を図っていきます。

（2）高齢者の方々を対象として、宣言者自身の更なる交通安全の遵守・確認と高齢者の交通事故防止を図るため、引き続き「シルバー交通安全宣言」を実施していきます。（7月から8月）

（3）「高齢者交通安全活動指導員」を養成していくため、各市町の老人クラブや各市町の協力をいただき、管内の各自動車学校において「高齢者交通安全活動指導員育成研修会」を開催していきます。（9月から11月）

（4）幼児・児童及び高齢者の交通事故防止のため、母親自身が交通安全の必要な知識と交通道徳を身につけ、家庭としての役割を再認識して効果的な交通安全母親活動が推進できるよう、母親を対象とした「交通安全母親活動指導者研修会」を引き続き開催していきます。（11月）

（5）「高齢者交通安全活動指導員育成研修会」の受講者を対象とした、「高齢者交通安全活動指導員連絡協議会」の設立を図っていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(交通安全対策の充実)

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　毎年春と秋の2回「交通安全運動」を実施するとともに、危険箇所の点検を行い、安全対策を実施しました。

危険箇所の点検　　…全管内実施

点検に基づく対策の実施…区画線：２３．７ｋｍ

(2)　警察庁と国土交通省から指定を受けた「事故危険箇所」５箇所について、県の交安委員会と連携した事業計画策定に基づき、平成16年度に３個所が実施済みであり残り２個所について実施しました。

実施箇所…桑名港線（桑名市中央町地内）他１箇所

実施内容…高視認化区画線７００ｍ、薄層カラー舗装２２㎡、照明灯２基。

(3)　警察庁と国土交通省から桑名市が指定を受けた「安心歩行エリア」については上記危険箇所で行った具体的な対策を実施しました。

対策の概要…照明灯２基、交差点カラー舗装化２２㎡。

2　取組の成果

・　上記の対策を講じましたが、管内事故件数については前年比＋２４２件の増加となっています。これは平成17年12月の気象（降雪、積雪）による影響も考えられますが、今後も事故原因を分析し、関係機関と協議のうえ、交通安全対策の充実を図っていきます。

平成１６年：６７２１件

平成１７年：６９６３件

平成18年度以降（取組予定等）

1　交通事故の多発箇所については、今後も警察、市町や交安協等の関係機関と現場立会い等協議しながら事故原因の把握を行い、事故削減につながる対策を講じていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策の充実）

（6）　平成16年度の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等を交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（四日市建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　県民しあわせプランの重点プログラムである「交通事故抑止プログラム」の中で、当建設部に関係する事業として「安全・安心交通環境整備事業」が位置付けられています。

この事業では「あんしん歩行者エリア」の整備と「交通事故危険箇所」の解消に取組んでいます。

・「あんしんエリア」

歩行者や自転車にとって安全な交通環境を確保することを目的として国が指定する地区で、当管内では「近鉄四日市駅前周辺地区」と「東海道日永地区」が指定されています。

この2地区では四日市市が中心となり交通安全対策の検討を行っています。

・「交通事故危険箇所」

死亡事故を含めた交通事故の発生する可能性が高い箇所で、当建設部では「国道477号（現道）の神前橋南詰め交差点」と「県道四日市鈴鹿環状線と県道宮妻峡線の交差点」が指定されています。

この2交差点において交通事故防止工事対策を平成16年度までに実施しました。

②　当建設部では交通安全対策の改築工事として「県道上海老茂福線の歩道設置工事」（四日市市山城町地内）などを実施するとともに、また、補修工事の一環として、ガードレールや区画線の更新などを継続して実施しています。

2　取組の成果

①・「あんしんエリア」

この2地区では道路管理者である国、県、市及び公安委員会が参加して「あんしん歩行エリア地区別連絡調整会議」を開催し、今後の対策について意見交換を行い、情報共有が図られました。

・「交通事故危険箇所」

この2交差点では当建設部により対策工事を16年度に完了しましたので、その成果は今後注視していく必要があります。

②「県道上海老茂福線の歩道設置工事」

地元説明会を開催した後に用地測量を実施し、一部の用地を取得する等事業の進捗が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

①・「あんしんエリア」

平成18年度以降も関係機関で意見交換を行うとともに、四日市市を中心として対策工事に取り組む予定です。

なお、当建設部では県道宮妻峡線が「東海道日永地区」に接していることから、18年度に四日市市が主催する「交通安全総点検」に参加し施設点検を行ない、対策工事を検討します。

・「交通事故危険箇所」対策工事が完了しましたので、今後の状況を注視していきます。

②「県道上海老茂福線の歩道設置工事」

今後は早期に用地の取得に務め、その後、工事に着手していきたいと考えています。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策）

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県、国、市、警察、自治会、教育関係者、ＰＴＡ、市内工場代表等民間企業と一緒になる鈴鹿市交通安全都市推進協議会で、構成メンバーとともに、街頭指導、広報活動、各種キャンペーン等の交通安全運動を行いました。

また、平成17年度においては、交通事故発生地点において再発防止のための安全対策として、県道上野鈴鹿線鈴鹿市稲生地内での防護柵の設置や、県道西庄内高塚線での路肩整備での安全確保などについて、警察、学校、地元関係者等と協議を行いながら施工を行いました。

その他、国道３０６号（亀山市栄町、川合町）、一般県道鈴鹿宮妻峡線（鈴鹿市石薬師）等において、事業着手している交通安全整備事業（歩道設置、交差点改良）を、平成17年度においても、引き続き事業の推進を図っています。

2　取組の成果

警察、市、学校、地元関係者等と協議を行いながら対策を進めたことにより、現地に適応した、より有効的な対策が実施できたとともに、交通安全意識の向上にもつながった。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度に引き続き交通安全運動を行うとともに、事故多発箇所を中心に、警察等と連携・調整を図り、効果的な各種交通安全事業を行い改善を図ります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（青少年の健全育成）

（7）平成16年の刑法犯少年は2,031人で昨年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効率的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　関係機関との連携

①　北勢地区青少年育成市町村民会議連絡協議会（管内の各市町の「青少年育成市・町民会議」により構成。事務局は生活環境森林部生活室）の総会を開催し、本年度の事業計画などの審議や本年度の取り組み等について協議しました。（開催：6月13日）

②　管内の青少年市町民会議総会に担当者が出席し、情報交換等を行いました。（延べ5市町）

③　管内の青少年育成の関係者や地域の育成活動者等を対象とした研修会を開催しました。

・8月22日　第1回青少年育成者研修会　　場所：四日市市立労働福祉会館
・9月25日　北勢地区地域活動者研修会　　場所：いなべ市北勢市民会館
・2月　4日　第2回青少年育成者研修会　　場所：四日市勤労者総合福祉センター

（2）　啓発活動

管内各市町・教育委員会・少年センター、警察署、保健福祉部、ＪＴ等の関係団体と連携を図りながら、次の期間を中心として、青少年の非行防止や青少年の健全育成への協力を主要駅頭や大型店舗前などで県民の方々に訴えました。（鈴鹿ベルシティ他延べ14会場で実施）

①「青少年三悪非行防止実践活動」（期間）

春季（3月20日～4月10日）　夏季（7月1日～8月31日）　冬季（12月1日～1月15日）

・　日本たばこ産業㈱が主催する「未成年者喫煙防止キャンペーン」（7月に5箇所、11月に4箇所実施）に職員が参加・協力し、啓発を図りました。

②「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（7月1日から7月31日まで）

・　7月20日には、イオン鈴鹿ショッピングセンターベルシティにおいて、鈴鹿保健福祉部と連携して、「青少年の深夜外出防止」を重点とした街頭啓発活動を実施しました。

③「全国青少年健全育成強調月」（11月1日から11月30日まで）

・　11月5日には、鈴鹿サーキットを会場に、三重県青少年対策推進本部と連携して街頭啓発活動を実施しました。

また、管内市町の啓発活動に、随時、参加・協力を行いました。

（3）環境浄化活動

①　立入調査員の資質向上を目指して、「立入調査員研修会」を開催しました。（ブロック別に3会場にてそれぞれ開催）

②　青少年の健全育成のため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、事業者等に対し、次の取り組みを行いました。

・　管内の任命立入調査員（市町村長の推薦により知事が任命した者など。平成18年1月末現在53名）と携携して有害図書類の自動販売機への収納状況、図書類取扱店等の陳列の状況等を調査し、必要に応じて業者に協力を求めました。

・　「青少年健全育成協力店運動」として、管内のスーパー、コンビニ、書店等に区分陳列や従

業者等への教育を依頼するとともに、「青少年健全育成協力店」のプレート掲示をお願いしました。

・　県内において、小学生がモデルガンで威嚇される事件が発生し、また、全国的にも車や通行人がエアガンで撃たれる事件が発生しました。このため、管内のエアガン取扱店18店舗の販売状況の把握と条例の周知徹底を図るため、特別立入調査を行いました。

・　平成16年度の不良行為少年の補導人数の46％が「深夜徘徊」であり、本年度もこれが増加する傾向にあったことから、これを抑止するためのステッカー「ＳＴＯＰ！青少年の深夜外出」の貼付を管内の書店等（ビデオ取扱店）、まんが喫茶等、カラオケ店等計41店舗へ依頼し、青少年保護に対する協力を求めました。

（４）青少年居場所づくり事業への支援・協力

県の青少年の居場所づくり事業の助成を受けているＮＰＯの３団体（ｽﾍﾟｰｽｼｬﾜｰ、ﾕｰｽﾌﾙｽﾃｰｼｮﾝ、くわな子どもネット）は、青少年の実態や地域性などを考慮しながら、それぞれの特徴を生かし、この事業に取り組んでいます。

この事業が円滑に展開できるよう活動の内容や方法などについて、指導や助言などを行いました。また、具体的な青少年居場所づくり活動事例なども紹介しました。

（５）その他

①　外国人並びに外国人児童への支援

担当者が四日市市笹川地区（四郷地区市民センター）での共生会議や鈴鹿市多文化共生検討会議などの外国人との共生会議に定期的に参加し外国人についての情報交換、市関係者等に対して、青少年の実態や考え方などを紹介したり活動の内容等についての助言などを行いました。

また、11月１日に開催された外国人集住都市会議に出席し、共生社会に取り組んでいる都市の取り組みなどを学ぶとともに、外国人居住者の多い四日市市、鈴鹿市などの行政関係者とも連携を密にし、共生社会の実現に向けての取り組みを支援しています。

②　「四日市市国際共生サロン」や「鈴鹿市桜島外国人児童学習支援センター」の会議等に担当者が出席し、外国人児童の実態と不就学児童の状況把握などに努めており、これらの組織との連携や情報収集を行うなど、今後の青少年健全育成活動の取り組みに生かしていきます。

２　取組の成果

①　北勢地区青少年育成市町村民会議連絡協議会が主催した「青少年育成者研修会」などでの講演の聴講やその場での意見交換、また、講師の助言などにより地域の青少年育成関係者の取り組み姿勢や考え方などに積極性が見られるようになりました。

例えば、今までのマンネリ化した青少年の健全育成活動の取り組みから脱却して、青少年の実態やそのニーズに応じた新しい発想で活動を行っていこうとする意気込みや意欲を伺うことができるようになっています。

②　図書類自動販売機については、台数がやや減少傾向にはありますが、この設置状況や収納品について、随時、立入調査を行っています。

そして、育成条例第15条（有害な図書類等の自動販売機等への収納禁止等）に抵触の疑いのある収納品については、随時、設置業者等を指導し、その物品等を撤去させています。

また、「青少年健全育成協力店運動」を本年度も継続して進めており（年度末で30店舗程度の見込み）、また、新たに問題となったエアガンの取扱店や深夜外出抑止運動などへの取り組みも行った結果、事業者等の青少年保護の意識がより高まったと考えています。

平成18年度以降（取組予定等）

（１）　県青少年育成室をはじめ市町、青少年関係団体や学校、ＰＴＡ、ＮＰＯなどとの連携を一層深め、地域や青少年のニーズにあった事業が展開できるよう助言・協力していきます。

（２）　青少年健全育成の基礎となる青少年健全育成者の力量を高めるための研修会などを引き続き実施していきます。

・８月中旬　第１回青少年育成者研修会　　場所：県民センター会議室

・９月中旬　北勢地区地域活動者研修会　　場所：亀山市文化会館

・８月中旬　第１回青少年育成者研修会　場所：県民センター会議室
・９月中旬　北勢地区地域活動者研修会　場所：亀山市文化会館
・２月中旬　第２回青少年育成者研修会　場所：県民センター会議室

（３）　市町等の各関係機関と連携しながら、非行防止のための啓発活動、有害環境対策、青少年居場所づくり事業など青少年健全育成に務めていきます。

特に、有害環境対策として、本年度も随時、図書類等の自動販売機や書店などに立入調査を実施し、必要があれば事業者にその改善指導や協力依頼などを行い、環境浄化に努めていきます。

また、県下一斉に展開される「青少年非行防止活動強化月間（春・夏・冬の各季）」の期間中には、市町にその活動を強化するよう依頼を行うとともに、市町等関係機関と協力しながら、「立入調査活動」を実施していきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

Ⅰ　事務事業の執行に関する意見

（広域人権まちづくり事業推進協議会のあり方）

（８）人権啓発事業を委託している広域人権まちづくり事業推進協議会の構成員が、行政職員だけとなっているので、幅広い検討が行われるよう、民間団体、学識経験者など、地域のさまざまな主体が参加できるよう引き続き検討されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

6月23日に開催した「北勢県民局広域人権まちづくり事業推進協議会」で指摘事項について、協議しました。

その結果として、学識経験者等の協議会への参画については特に異論はないものの、この構成員等の検討にあたっては、

① 当協議会は、桑名・員弁、四日市、鈴鹿・亀山生活創造圏の構成市町とで成り立っており、その範囲も広域であり、それぞれの地域性も異なっていること。

② 他の県民局の構成員等の状況も踏まえ、考えていく必要があること。

③ 市町によっていろいろな状況があることから、市町関係者などと慎重に協議を行ったうえで進めていくべきであること。

等の提案等があったため、今後、これらのことを踏まえながら市町の関係者等と協議を進めていくこととします。

なお、平成18年度から県民局制度が廃止され、各庁舎ごとの県民センターに再編されることもあり、本協議会のあり方等を含め引き続き検討していくこととします。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年4月から各庁舎に県民センターが設置され、従来の生活環境森林部が所管していた業務が各県民センターの所管業務となることから、これらの状況を踏まえながら対処していくこととします。

部局等名　　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9) 平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4％を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

各市町が策定した生活排水処理基本計画に基づき、施設整備が計画どおり進められるよう、市町との連携により合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活排水処理対策を推進しました。

また、生活排水処理施設整備の基本となる「生活排水処理アクションプログラム」については、各市町から見直し案が示され、平成17年度に当該プログラムの見直しが行われました。

平成17年9月　　各市町から、生活排水処理アクションプログラム見直し原案が提出された。

平成18年1月　　浄化槽普及促進策について、環境省主催で、行政担当者、地域住民及び浄化槽関係者等の参加による浄化槽タウンミーティングが開催された。

平成18年3月　　生活排水処理アクションプログラムの見直し

2　取組の成果

当管内の生活排水処理率（平成16年度）は81.5％で、県の目標値（平成18年度：72％）を超えており、また、全国平均値79.4％をも2.1ポイント上回っています。

【参考】

14年度処理率：75.8％　、　15年度処理率：78.8％

平成18年度以降（取組予定等）

当管内市町の生活排水処理率は全体的に高い数値を示していますが、特に処理率が県の目標値に達していない市町との連携を更に強化することにより、効率的な合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活排水処理対策を推進して行きます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策の推進）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4％を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（桑名農政部）

講じた措置

平成17年度

1　取組の成果

管内の農業集落排水事業は「生活排水処理アクションプログラム」により２３の処理区が計画されておりますが、平成１５年度で全ての処理区が完成いたしました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、完成した施設を適正に維持管理するよう関係市町に周知していきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4％を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・当管内では、農業集落排水事業で、Ｈ１６迄に30地区が完成し、現在９地区で事業に取り組んでいます。

・また、平成17年度からの新たな制度として、地域再生基盤強化交付金制度（汚水処理施設交付金）が実施され、管内では亀山市（市瀬、坂下）の2地区の新規地区で取り組み、生活排水処理施設の整備を進めています。

2　取組の成果

・上記の取り組みの結果、平成15年度に天栄、国府西の2地区、16年度には田口、上加太、下加太の3地区が完成し、17年度には両尾・安坂山地区が完了しました。
(整備率の推移　H13：43.1%,　H14：45.3%,　H15：49.4%, H16：53.4%, H17:57.5%)

平成18年度以降（取組予定等）

・18年度以降の新規着工地区については、地域の状況を把握し、合併浄化槽、地域の合体等を検討され、水沢東部地区外６地区で農業集落排水事業に取り組む見込みであり、目標年度である平成27年度には、管内の農業集落排水事業で計画の約９０％が供用開始可能となるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4％を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（北勢下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

当部では、生活排水処理率の向上に寄与すべく、北勢沿岸流域下水道（北部処理区及び南部処理区）の整備事業を実施しております。

今年度は関連市町の面整備拡大に伴う流入水量の増加に対応するため浄化センター（終末処理場）の拡充を進めるとともに幹線管渠の整備を行いました。

また、関連市町の整備済み施設の早期供用を図るため、市町公共下水道の接続承認業務を迅速に進めました。

2　取組の成果

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センターの水処理施設等の増設工事の発注を行い、幹線管渠については新規に約1㎞の整備を行うとともに、汰上ポンプ場の増設工事を発注しました。

これにより、すでに幹線管渠がほぼ完成している南部処理区を含めて、北勢沿岸流域下水道事業の幹線管渠が概成することになります。

関連公共下水道の接続承認業務は、接続新規承認2件、処理区域の変更承認（区域の拡張）6件を処理しました。

平成18年度以降（取組予定等）

北部及び南部浄化センターについて市町の面整備事業の進捗に合わせて処理施設の増設工事を進めます。

また、南部浄化センターについては第2期拡張事業の早期着手に向け、必要な法手続きや関係機関との協議を進めてまいります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業 ）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村数が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求められたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

北勢地域の森林は全体に人工林率も低く、都市近郊林の性格をもっているため、森林は林業経営目的ではなく、資産として保有している林家が大部分を占め林業生産活動は低調で、所有形態も零細な規模が多い。

このため、未着手市町及び森林組合等に事業の目的、趣旨等の説明を通じ理解を得られるよう普及啓発を実施しました。

2　取組の成果

いなべ市において、地区森林管理協議会の設置を図り、地域の森林管理のあり方及び森林ゾーニングの設定を決め、認定林業事業体、生産森林組合、森林所有者等に事業説明を終了し、新たに平成１７年度から着手しました。

既着手市町においては、新たに実施区域を拡大しました。

着手市町　：　亀山市、鈴鹿市、いなべ市

区　　分		平成１６年度末	平成１７年度末
対象面積(ha)	A	４，６９５	４，６９５
着手面積(ha)	B	３５１	４７８
着手率(%)	B/A×100	７．５	１０．２
着手市町数		２（８）	３（８）

（注）着手市町村欄の（　）は、対象市町村数

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、未着手市町及び森林組合等認定林業事業体を主に普及啓発を実施するとともに、着手市町についても着手面積の拡大を図ります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

（１１）安心して子どもを生み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（桑名保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（１）子育て支援の側面から、ハイリスク児を持つ親、子育て不安の親に対して、市町と連携して訪問指導や事例検討会等を行い、児童虐待の未然防止に努めた。

（２）児童虐待予防のために、知識の普及啓発及び人材育成を目的に、母子保健推進員等を対象とした研修会を開催。

（３）市町の児童虐待防止ネットワーク会議への参画と情報提供を行った。

（４）子育て支援機能の充実のために、放課後児童クラブの設置に向けて、未設置市町に対して情報提供を行った。

2　取組の成果

（１）訪問及び面接指導件数（平成１８年１月３１日現在）

①未熟児家庭訪問　延べ　３５件

②子育て不安の親等への家庭訪問　延べ　１９件

③市町、関係機関とのケース検討会議　延べ　１１件

（２）虐待予防研修会

開催日時：平成１８年３月１３日　共催：いなべ市

テーマ：「子育てを支援するために～虐待予防とネットワーク～」

（３）児童虐待防止ネットワーク会議への参加　延べ　５回

（４）放課後児童クラブの設置に向けての検討　１箇所

平成18年度以降（取組予定等）

虐待予防のための、子育て支援に関するネットワーク会議・研修会等を開催する。また、管内市町で開催されるネットワーク会議への参加。未設置の１市１町については、現在設置に向けて検討中のところもあり、今後も設置に向けての支援を行っていく。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

１事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

（11）安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

・医療機関等からの訪問依頼のあった未熟児ハイリスク児について訪問及び電話にて相談指導を実施しました。
・子育て支援に係る関係職員の資質向上を図るために子育て研修会を年１回開催しました。
・療育相談を年９回実施しました。（予定）
・また療育が必要な児への円滑な支援のために年６回関係機関との連絡会議を持ちました。（予定）
・子育てキーパーソン養成後、継続してフォローアップ研修を年２回実施予定です。
・四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議に委員及び推進委員として参加、また朝日町要保護児童対策地域協議会に委員及び推進委員として参加しました。
・またケース支援の充実を図るために関係機関とのケース検討会を年８回実施しました。
・思春期保健対策として、高等看護学校の学生を対象に性教育を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・低出生体重児、障害児等ハイリスク児及び育児不安を持つ養育者、メンタル面での支援が必要等社会適応が困難な養育者等への支援をします。
・子育て支援研修会等を開催することにより地域の子育て支援に携わる関係者の資質向上を図ります。
・運動発達に問題がある児またはそのおそれのある児を対象に引き続き療育相談を実施し適切な療育及び養育者への支援をします。
・四日市市虐待防止ネットワーク会議や朝日町要保護児童対策地域協議会への参加を通して、各関係機関と連携し虐待予防に取り組みます。
・思春期保健対策として思春期を対象とした健康教育・相談等ニーズにあわせて取り組みます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

１事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

(11)　安心して子どもを生み育てられると実感できる環境作りを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（鈴鹿保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

ハイリスク児等の家庭訪問　　１０８人（実人数　H17.12月現在）
子育てキーパーソン登録者フォローアップ研修の実施
育児不安の親の会の開催　　７回開催（H18.1月現在）
乳幼児発達相談の実施　　８回実施（H18.1月現在）
延長保育促進事業への運営支援　　鈴鹿市　２２ヵ所、亀山市　２ヵ所
一時保育促進事業への運営支援　　鈴鹿市　　５ヵ所
子育て支援センターへの運営支援　鈴鹿市　　６ヵ所、亀山市　２ヵ所

2　取組の成果

乳幼児、児童の心身の健全な発達の支援を進めるための訪問、相談等を行うと伴に、育児不安を強く感じる母親に対する支援や地域の核となる子育てキーパーソン等の人材育成事業を実施するなど子育て支援機能の充実に努めた。

平成18年度以降（取組予定等）

ハイリスク児の訪問指導（医療機関、市保健センター等関係機関からの依頼がある乳幼児を中心に実施）
乳幼児発達相談（実施回数　年6回）
延長保育促進事業への運営支援　　（箇所数は未定）
一時保育促進事業への運営支援　　（箇所数は未定）
子育て支援センターへの運営支援　鈴鹿市　　６ヵ所、亀山市　２ヵ所

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（食品衛生監視指導）
（１２）平成１６年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。
（桑名保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１７年度「三重県食品衛生監視指導計画」及び「桑名保健福祉部食品衛生監視基本計画」に基づき食中毒防止対策に重点をおいて、夏期一斉監視及び年末一斉取締りを実施するとともに、観光施設、そうざいなどの製造施設及び食肉類取扱い施設を重点的に監視指導を行った。

なお、桑名市内の夏期一斉監視は、三重県食品衛生協会桑員支部の協力により、効率的に実施することができた。

また、食品衛生知識の普及啓発をはかるため、食品関係者、消費者等を対象とした食品衛生講習会を開催した。特に、小学生を対象に、総合学習の一環として、食品衛生教室を行った。

2　取組の成果

（１）夏期一斉監視（６～７月、桑名市を中心に実施）
（２）年末一斉取締り（大型スーパー等の量販店を中心に実施）
（３）観光施設の監視（７月及び３月、長島温泉関連施設で実施）
（４）食肉類取扱い施設（食肉処理業、食肉販売業及び焼肉店）の監視
（５）製造業（菓子、そうざい及び仕出し弁当）の監視及び収去検査
（６）監視実績（２，４１１施設中、２，２００施設（９１．３%））
　Ａランク（監視回数２回/１年）　１２８施設中、１９０施設（１４８．４%）
　Ｂランク（監視回数１回/１年）　３３７施設中、２４０施設（　７１．２%）
　Ｃランク（監視回数２回/２年）　９８４施設中、９７０施設（　９８．６%）
　Ｄランク（監視回数２回/３年）　９６２施設中、８００施設（　８３．２%）
（７）食品衛生講習会の実施（開催回数：４０回、受講者数：１２３０名）
　このうち、食品衛生教室（開催回数：２回、受講者数：５３名）

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度「三重県食品衛生監視指導計画」及び「桑名保健福祉部食品衛生監視基本計画」に基づき食中毒防止対策に重点をおいた施設の監視指導、製品等の収去検査及び講習を実施する。

なお、監視及び講習においては、食品衛生協会及び調理師会等の関係団体と連携し、効果的、効率的に実施する。

（１）　夏期一斉監視（６～７月、桑名市を中心に実施）
（２）　年末一斉取締り（大型スーパー等の量販店を中心に実施）
（３）　観光施設の監視（７月及び３月、長島温泉関連施設で実施）
（４）　仕出し弁当製造施設の監視
（５）　製造業（菓子、そうざい）の監視及び収去検査
（６）　食品衛生講習会の実施（目標開催回数：４０回）

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12)　平成１６年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、独自に「四日市保健福祉部食品衛生年間事業計画」を定め、衛生指導Ｇ及び食の安全・安心監視Ｇの連携により、以下のＡ及びＢランク施設を重点的に監視し食の安全確保に努めた。また、比較的リスクの低いＣ，Ｄランク施設については食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による監視も実施した。

事業者の自主的な衛生管理を推進するためにミニＨＡＣＣＰを導入し、資質の向上を図った。

(1) 観光地旅館土産店等の監視指導
(2) 大量調理施設（学校給食等、仕出弁当、ホテル等）の監視指導
(3) 量販店（大型スーパー等）、北勢公設地方卸売市場の監視指導
(4) 広域流通食品製造施設（総菜製造等）の監視指導
(5) 食品収去（遺伝子組み換え、アレルギー物質等）検査の強化

2　取組の成果　（平成17年12月31日現在）

ランク別区分	施設数	目標数	監視数	監視率（単位：％）
A	１２５	２５０	４９１	１９６
B	１８８	１８８	３６５	１９４
C	３２７４	１６３７	１０１８	６２
D	４８００	１６００	１０４５	６５

平成18年度以降（取組予定等）

1　取組予定内容

食品収去検査の強化と平成１７年度の監視結果をふまえたＡ及びＢランク施設の重点監視

(1) 観光地旅館土産店等の監視指導
(2) 大量調理施設（学校給食等、仕出弁当、ホテル等）の監視指導
(3) 量販店（大型スーパー等）、北勢公設地方卸売市場の監視指導
(4) 広域流通食品製造施設（総菜製造業等）の監視指導
(5) 食品収去検査の強化（アレルギー物質検査にそば、落花生を加えるなどの食品検査の強化）
(6) 残留農薬のポジティブリスト制度に基づく検査

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(12)　平成１６年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（鈴鹿保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成16年度から施設毎に年間監視回数を設け、効率かつ効果的な監視指導体制を構築しましたが、「平成17年度三重県食品衛生監視指導計画」においても三重県で統一した設定基準は示されておらず、現在、2年間の現状を分析し統一基準を策定しています。

平成17年度、鈴鹿保健福祉部では、一律に業種・業態によりランクを定めるのではなく、平成16年度の監視実績を参考に、同じ業種であっても施設に応じたランク分けを行い、監視・指導を行いました。

また、食品衛生協会が委嘱した食品衛生指導員を中心とした監視指導の実施、関係団体と協力し業種業態毎の講習会を開催し、営業者の自主的な衛生管理の推進を支援しました。

2　取組の成果

1）平成17年度監視実績（17年12月末現在）

ランク　(監視回数)	施設数（16年度）	監視件数（16年度）	監視率（16年度）
Aランク　(2回/年)	40（　15）	72（　26）	90.0%（86.7%）
Bランク　(1回/年)	241（100）	65（106）	26.9%（106.0%）
Cランク　(1回/2年)	1899（1730）	1145（1092）	120.5%（126.2%）
Dランク　(1回/3年)	3104（2573）	664（801）	64.2%（93.5%）

2）夏季一斉巡回指導実績

6～7月にかけ、食品衛生指導員に同行し巡回指導を実施しました。

監視日数（班）	延べ指導員数	監視件数
10（15）	24	549

3）講習会開催実績

	業種毎	営業者向	その他
開催回数	7	11	3

平成18年度以降（取組予定等）

1．「平成18年度三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、ランク分けの根拠を明確にし、過去の監視実績を考慮し、施設の形態・規模に応じた監視計画を作成し、効率・効果的な監視指導を行います。

2．食品衛生指導員活動の支援として、最新情報の提供、可能な範囲での監視データの還元等を計画しています。

また、食品衛生指導員のみの巡回指導時には、年度重点監視事項を協議・設定し、より効果的な自主的衛生管理の推進を検討しています。

3．近年増加する外国人営業者に対し、外国語版の簡易な啓発資料を作成する等、効果的な啓発を行います。

4．営業者に対し最新の情報を提供できるよう、関係団体と協力し、積極的に講習会を開催します。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

（１３）県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成１６年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（桑名保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 旅館における衛生の向上及び確保を目的に施設の監視指導を行った。

(2) 理容所における衛生の向上及び確保を目的に施設の監視指導を行った。

(3) 理容組合と連携し、理容所における衛生向上及び確保を目的とした衛生講習会を開催した。

(4) ドライクリーニング溶剤に係る衛生管理及び環境保全の重要性に鑑み、クリーニング所におけるドライクリーニング溶剤使用管理状況の調査指導を行った。

(5) 入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のため、公衆浴場施設の監視指導を行った。

2　取組の成果

(1) 旅館監視率　　６２％（目標監視率：５０％）

(2) 理容所監視率　　１５％（目標監視率：２５％）

(3) 理容所を対象とした衛生講習会　　開催回数：２回
　　受講者数：１３５名

(4) クリーニング所監視率　　９８．２％（目標監視率：９０％）

(5) 公衆浴場監視率　　２６．３％（目標監視率：２５％）

平成18年度以降（取組予定等）

1　主な取組内容

(1) 各生活衛生関係営業施設における衛生の向上及び確保を目的に施設の監視指導を実施する。
（目標監視率）
興行場：１００％、旅館：３０％、公衆浴場３０％、理容所：１５％、美容所：１５％
クリーニングシ所：１０％

(2) 理容組合と連携し、理容所における衛生向上及び確保を目的とした衛生講習会を開催する。
目標開催回数：２回

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう公衆浴場や旅館など生活衛生関係施設の監視・指導を行っているが、監視率については各県民局で格差があるので、各県民局の実状に応じた目標設定、進捗管理等を行うことにより計画的・効果的な監視指導を実施されたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

Ｈ１７年１０月～Ｈ１８年３月に実施

・　興行場の監視指導
・　旅館（主に観光地）の監視指導
・　公衆浴場の監視指導
・　理容所、美容所の監視指導
・　クリーニング所の監視指導

2　取組の成果

Ｈ１６年度

区分	興行場	旅館	浴場	理容所	美容所	クリーニング	計
四日市監視率	33.3	23	36.4	31.7	18.9	19	23.9
監視数	3	52	24	113	110	20	322
三重県監視率	27.9	32.3	35.1	15.8	11.1	16	19.3
監視数	12	755	142	366	372	94	1741

Ｈ１７年度（平成１７年１２月３１日現在）

区分	興行場	旅館	浴場	理容所	美容所	クリーニング	計
四日市監視率	55.5	9.3	25.8	27.8	10	8.1	15.5
監視数	5	21	17	99	58	111	209

平成18年度以降（取組予定等）

監視・指導については１７年度と同様の監視率をめざし、県民に衛生的なサービスが提供されるよう、効率・効果的な監視を実施したい。

1．取組予定内容

・興行場の監視指導
・旅館（主に観光地）の監視指導
・公衆浴場（主にレジオネラ症対策）の監視指導
・理容所、美容所の監視指導
・クリーニング所の監視指導

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。
平成１６年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（鈴鹿保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

1）生活衛生関係事業者に対して講習会を通じて、衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めております。

2）旅館業法の改正についての徹底を図るため、関係事業者に対して、監視・指導を行います。

2　取組の成果

1）生活衛生関係事業者に対する講習会の実施
平成１７年１０月２５日　　４７名（亀山地区）
平成１７年１０月２４日　１０７名（鈴鹿地区）

2）法改正の徹底を図るための旅館等施設監視指導にいついて（重点施設監視）
平成１８年２月２０日から３月２０日（予定）
調査・指導施設３０施設（３０％予定）

平成18年度以降（取組予定等）

各県民局の実状に応じた目標設定、進捗管理等を行うことによる計画的・効果的な監視・指導の実施について、現状は、講習会または重点施設監視をもって、生活衛生関係事業者の衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めてきました。

今後は、突発的な問題への対応は、随時行うこととして、生活衛生関係事業者に対して、業種ごとに効果的な監視（目標設定）が出来るように計画を立て、指導していきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3%）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8%～96.4%と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（桑名農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)農業経営基盤強化の促進に関する県基本方針の見直しに伴う市町基本構想の見直し、地域の関係機関が連携して担い手を育成するための担い手育成総合支援協議会の設置を働きかけました。

(2)集落営農の促進のため、市やＪＡと協働して集落営農組織の設立、法人化を支援しました。

(3)平成１９年度から開始される経営所得安定対策等の関係機関・生産者への周知と地域の担い手の認定農業者への誘導を進めました。

(4)認定農業者等を対象に資金の貸付、各種研修会、消費者や流通業者との交流会等を実施し経営改善を支援しました。

(5)いなべ地域の集落営農と担い手育成を推進するため市、町、ＪＡが共同で設置する専任組織「いなべ地域営農センター」の設立にむけ関係機関とともに検討を重ねました。

2　取組の成果

(1)市町基本構想は全市町（２市２町）で年度内に見直し完了（見込）
　担い手育成総合支援協議会は桑名市、いなべ市で設置済

(2)認定農業者　１６年度末　２４５→２５７（見込）

(3)集落営農組織　１６年度末　１４→　２１（見込）　うち法人６→７

(4)員弁地域営農センター　１８年４月１日設置（見込）

平成18年度以降（取組予定等）

(1)担い手育成総合支援協議会未設置の２町での設置を支援します。

(2)集落営農の促進のため、市やＪＡと協働して集落営農組織の設立、法人化を支援します。
　また、「いなべ地域営農センター」の活動や運営を支援します。

(3)経営所得安定対策等の関係機関・生産者への周知、経営所得安定対策等の対象となるよう地域の担い手の認定農業者への誘導、営農組織の組織体制や生産体制の改善を進めます。

(4)認定農業者等を対象に資金の貸付、各種研修会、消費者や流通業者との交流会等を実施し経営改善を支援します。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3%）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8%～96.4%と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）各市町における担い手育成・経営改善・農地集積のために、地域担い手育成総合支援協議会（市町、農業委員会、ＪＡ）設置の取組や研修活動や認定農業者志向農家に対する推進活動を支援しました（平成17年5月～）。また認定（志向）農業者等の経営改善を促進するために、情報誌を発行（年2回）しました。

（2）水田農業のシステム化を促進するため、集落営農や農業基盤整備事業を契機とした土地利用型担い手、組織の育成・確保のために、市町、農業団体とともに集落座談会を開催しました。（すべての集団麦作集落等（三泗53、鈴亀33）、平成１７年５月～）

また、国、市町、ＪＡ等関係機関・団体とともに、地域の担い手育成について農業者との意見交換会（平成17年7月、11月、平成18年2月）を行いました。

（4）　担い手の育成とさらなる経営改善のために、農産加工等の起業等研修会（平成17年7月）、地産地消や量販店等企業とのマッチングにかかる交流会（平成17年3月）を開催しました。

2　取組の成果

（1）平成17年度末までに認定農業者は10戸増加しました。（H16年度末518戸→H17年度末528戸）（平成22年度目標1093戸に対して平成16年度末47.4%→平成17年度末48.2%）

（2）すべての集団麦作集落での座談会の実施、意見交換会等を通じて、集落営農組織化に向けての集落リーダー、農業委員等の対策推進体制が強化されました。

また、集落営農組織の法人化を進めるため、地域合意形成を支援し、新たに1法人（四日市市北小松）が設立しました。

（3）　農産加工等起業化（餅加工など）のよる経営拡大や地産地消を通じた量販店等から認定農業者等の生産情報を求める動きが拡大しています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直し（平成17年12月）が行われ、特に、水田農業については、集落営農組織等についても担い手に位置づけられ、国の品目横断的経営安定対策（平成17年10月）の導入に伴い、農政商工部内の集落営農促進チーム（部内各室職員）を中心に、市町、ＪＡ、関係団体等と連携して、最重点課題として、法人化を目標とする集落営農を通じた地域の担い手育成・確保を進めます。

2　引き続き農業経営における食品加工の取組や企業との連携マッチング機会の確保など地産地消の推進と併せて、地域の農業生産を拡大して、自立的な経営体を育成・確保拡大するよう進めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

（16）農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（桑名農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

○農業委員への女性の登用

・今年度改選の市町（桑名市・木曽岬町）へ「女性農業者の農業委員への登用について」要望書を提出。木曽岬町においては、農村女性アドバイザーの代表者とともに首長へ登用推進を依頼。

・市町の農政の男女共同参画担当者と農村女性アドバイザーを対象に政策方針決定の場への男女共同参画推進のための研修会開催（１回）。その中で農村の男女共同参画の現状、課題、推進すべき事柄について研修。

・女性農業者の資質向上研修（２回）

男女共同参画の現状と課題、女性の社会参画の重要性について

発言力をつけるため、アサーティブトレーニング（相手を大切にしながら自分の気持ちや思いを表現できる能力の向上）の実施。

○家族経営協定

・上記、市町担当者および女性アドバイザーを対象の研修会の中で家族経営協定について研修と「なぜ家族経営協定締結が進まないか、どう進めていくか」について意見交換会を行った。

・桑員地区農村青少年クラブ総会資料に家族経営協定推進用資料をつけ、啓発。

・農業経営、後継者育成について個別に相談を受けた農家について解決策の一つとして家族経営協定締結を推進。

・女性農業者組織の研修会に於いて啓発活動実施

2　取組の成果

○　農業委員への女性の登用

市町村合併に伴う農業委員定数の減少により女性農業委員も減少しました。

Ｈ１６　７名（定員１５０名）→　Ｈ１７　３名（定員１０１名）

○家族経営協定締結

桑名市多度町で１戸（夫婦＋後継者）　Ｈ１６　１６戸→　Ｈ１７　１７戸

平成18年度以降（取組予定等）

○農業委員への女性の登用

改選地区を中心に登用推進活動を行いました。

女性農業者の資質向上研修（２回）を実施しました。

○家族経営協定

農業者組織の集まりに於いて啓発活動を行いました。

経営相談の中で家族経営協定推進を図りました。

後継者の就農、結婚を契機とした農業者へ重点的に締結啓発を行いました。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

１事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

(16)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

（１）市町、農業委員会、農協等関係機関とともに農村女性アドバイザー、認定農業者等を対象に農業経営拡大のための起業化、６次産業化、地域づくり、家族経営協定等をテーマに男女共同参画セミナー、農村女性起業化研修会を開催しました。（平成17年７月～　５回）

（２）女性農業委員の登用促進について、市町に対し働きかけを行いました。（平成17年５月）

（３）市町、農業委員会とともに家族経営協定についての研修会を開催（平成18年１月）し、経営者に対する相談活動を実施しました。

２　取組の成果

（１）農村女性アドバイザー（管内38名）が意欲的に地域活動へ参画し、各地域で男女共同参画の講演会や地産地消活動の取り組みが活発化しました。

（２）女性農業委員については、６名が引き続き、１名が新規登用されましたが、市町村合併による委員定数減等により、前年に比べ管内で３名減少しました。（H16　10名→H17　７名）

（３）家族経営協定については、４戸（四日市市）が新規締結されました。（管内17→21戸）

平成18年度以降（取組予定等）

１　方針決定の場への男女共同参画を促進するため、男女共同参画地域参画セミナー等の開催や集落営農推進への参画、経営参画への能力向上のための集落営農、農産加工等起業、６次産業化等研修会を開催します。

２　経営者からの相談活動を通じて、家族経営協定締結を進めます。（H17　21戸→H18　30戸）

３　男女共同参画推進活動を通じて、市町、農業委員会とともに女性農業委員登用を進めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(観光振興)

(17)　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。　（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）桑名市の合併を契機に木曽三川の水郷と桑名の歴史を結びつけ、城下町としての歴史と文化に触れる〝七里の渡し〟を再現する実験事業を実施し、桑名の水郷観光をＰＲしました（桑名市・㈱まちづくり桑名と協働）。

・木曽三川遊覧体験モニターツアーの実施(2月17日,2月18日実施予定)

・案内誘導サインの設置（市内25基設置予定）

（2）中部国際空港開港および愛知万博開催を契機に増えつつある外国人観光客を誘致するため英語版の観光パンフレットを作成するとともに、誘客促進キャラバン隊として愛知万博会場で北勢地域の観光ＰＲを行いました（北伊勢広域観光推進協議会と協働)。

・観光パンフレット「北伊勢で遊ぼう」英語版の作成および配布（3,000部作成）

・誘客促進キャラバン隊として愛知万博で北勢地域をＰＲ(8月29日,9月4日,9月5日)

（3）御在所・湯の山地域の魅力アップを図るため、県補助金（魅力ある観光地づくり支援事業）を活用して「御在所・湯の山地域ふるさとづくり推進協議会」に対し、散策道とポケットパークに休憩ベンチと案内看板を設置するための支援を行いました。

2　取組の成果

（1）水郷遊覧を中心とした桑名の観光をＰＲすることにより伊勢神宮、熊野古道にいざなう三重県の北の玄関口として桑名地域の知名度を上げるとともに、案内誘導サインを整備して観光客の利便性を向上させました。

（2）英語版のパンフレットを作成・配布することにより、外国人観光客に対して北勢地域の情報発信を行うとともに、愛知万博会場へ誘客促進キャラバン隊を派遣し中京圏を中心とした県外の観光客に対して北勢地域のＰＲを行いました。

（3）休憩ベンチと案内看板を設置することにより、観光客に歩いて楽しんでもらえる温泉街づくりを行い、湯の山温泉街の魅力を高めました。

平成18年度以降（取組予定等）

・観光に対する多様な価値観や健康志向をうけて、北勢地域全体のウォーキングマップを作成し、北勢地域の魅力を情報発信するとともに、外国人観光客のおもてなし能力を向上するため英語の接遇会話集を作成し、北勢地域の観光事業者に配布します。（１８年度予定）

・御在所・湯の山地域の歩ける温泉街の整備を引き続き行うとともに、御在所・湯の山地域をパンフレットやＨＰで情報発信します。（１８年度予定）

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については「入 札及び契約制度改善への指針」を策定し、改善が進められている。平成16年度の落札率の平均は工事請負契約が90.6％なっているが、今後とも、取組の成果を検証し「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

入札、契約制度は、県土整備部で一元的に定める規定、スケジュールに基づき適正な執行を行いました。

また、地域性を考慮した執行については、県民局管内の建設部と連携して各部の基準に準拠して執行しました。

2　取組の成果

生活環境部における工事請負落札率状況一覧表（入札区分別）

節区分	区　分	平成１６年度		平成１７年度		備　考
		件数	平均落札率	件数	平均落札率	
工事請負	一般競争入札	0	0	0	0	1件毎の落札率から算出
	公募型指名競争入札	0	0	1	91.48	
	地域公募型指名競争入札	13	89.84	12	89.63	
	指名競争入札	10	88.44	5	82.50	
	随意契約等	1	96.83	0	0	
	計	24	89.55	18	87.75	

平成１７年度も１６年度に引き続き、競争性、公正性、透明性の高い入札・契約制度の運用に務めたところ、工事における平均落札率は前年度より１．８０ポイント低下しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度の実績を踏まえ取組の成果を検証するとともに、県民局各部と調整連携のもと入札・契約制度の的確な運用を行い、より競争性、公正性、透明性を高めていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

（18）入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（桑名農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

桑名農政部では、建設部と調整を図りながら、発注基準を明確にし、競争性、公平性、透明性の高い入札・契約制度の運用に努めました。

2　取組の成果

桑名農政部における工事請負落札率一覧表（入札区分別）

区　分	平成１６年度		平成１７年度		備　考
	件数	平均落札率(%)	件数	平均落札率(%)	
一般競争入札	0		0		１件毎の落札率から算出
公募型指名競争入札	2	９４．７	1	９４．４	
地域公募型指名競争入札	２５	８５．４	１３	７９．６	
指名競争入札	6	９４．２	2	９３．２	
随意契約等	0		0		
計	３３	８７．６	１６	８２．２	

平成１７年度は地域公募型指名競争入札において、競争性が高まり平成１６年度よりかなり落札率が低下しました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後とも、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、また「桑名農政部発注基準」に基づき競争性、公正性、透明性の高い入札及び契約制度の確保を図っていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18) 入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

公共事業の入札・契約制度は、一元化を図るため、公共事業総合推進本部が策定しており、すべてそれを基準として実施しました。

2　取組の成果

（落札率）　（単位：％）

	１５年度	１６年度	１７年度
一般競争入札	９５．３	－	９６．４
公募型指名競争入札	９２．２	９４．３	９５．０
地域公募型指名競争入札	８８．０	９０．４	９０．７

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、入札・契約制度については、公共事業総合推進本部の策定した基準に沿って運用・実施します。

ただし、制度上の不備等の見直しについては、随時要望していきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

（１８）　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成１６年度から試行されているが、平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　当建設部では、建設工事及び業務委託における随意契約理由等の妥当性の精査を行い、競争性、公正性、透明性を高めるよう競争入札に努めました。

②　平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行されたことにより、当部においても、“価格競争”から“価格と品質で総合的に優れた調達”への転換を図るべき、試行ではあるが、技術提案を求める「簡易型総合評価落札方式」を導入します。

2　取組の成果

①　取組の結果、随意契約は、平成１６年度の９件が平成１７年度は２件と減少しました。

平成１６年度　　工事：４件　　委託：５件　　計：９件

平成１７年度　　工事：１件　　委託：１件　　計：２件

②　現在、試行中

平成18年度以降（取組予定等）

1．予定価格７，０００万円以上の公共土木工事については、平成１８年度も引き続き、試行として「総合評価落札方式」を実施し、平成１９年度の本格的な運用を目指します。

2．現在、指名競争入札としている塗装工事、交通安全（２種）工事（防護柵、標識）については、競争性、公正性、透明性を高めるため、公募型・地域公募型指名競争入札方式への移行が検討されています。

3．設計委託業務については、“価格競争”から“価格と品質で総合的に優れた調達”への転換を図るべき、プロポーザル方式への移行が検討されています。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（入札、契約制度　）
（18）　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。また、総合評価落札方式が平成16年度から施行されているが、平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施工されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（四日市建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

入札契約制度については、平成１４年年度に大幅な制度改正を行なわれ、平成１５、１６年度と更なる審査基準の改正がおこなわれました。

これらの新しい基準を運用することで、入札方法別の落札率の格差が是正されました。

また「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施工されたのを受け、新たな入札方法である「簡易総合評価落札方式」による入札を試行しました。

2　取組の成果

入札及び契約において競争性、公正性、透明性が高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

入札及び契約についての基準など制度に関するものは、県全体に関わる問題であり、本庁において策定しておりますが、発注者としては、運用上の問題点等があれば的確に報告し新たな制度改正に反映するよう努めます。

また「簡易総合評価落札方式」による入札方法の活用に取り組みます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18) 入札、契約制度については、「入札契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から施行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成17年10月からの電子入札の本格運用に的確な対応を行うことで、より競争性、公平性、透明性の高める入札の実施に努めました。

また、建設部独自の取り組みとして、地域公募型指名競争入札における競争性、公正性を高めるため、入札参加要件について地域ブロック割を、従来の管内4ブロックから2ブロックに変更する等の運用の見直しを行いました。

品確法の主旨を踏まえた取り組みとして、簡易プロポーザル方式による委託契約の試行を行いました。

2　取組の成果

制度の適切な運用と改善の取り組みにより、入札、契約制度の競争性、公正性、透明性はより高められました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も発注者として、引き続き制度の適切な運用と改善に努力し、より競争性、公正性、透明性の高い入札・契約制度の実施に努めていきます。

また、品確法の主旨を踏まえた、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するような入札契約制度の取組みを行っていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（北勢下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

電子調達システムによる入札情報サービスと、電子入札制度の本格運用に取り組みました。またプロポーザル方式委託契約及び、県下に先駆けて導入した総合評価落札方式請負契約については、引き続き採用に努めました。

2　取組の成果

総合評価落札方式請負契約1件及びプロポーザル方式による契約を5件実施し、より一層の競争性・公正性・透明性を高めることができ、一定の成果を得ることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

入札制度を活用するに当たっては、今後も的確・厳正に適用してまいります。また平成１７年度の成果をふまえ、総合評価落札方式及びプロポーザル方式の入札制度については、その利点をふまえ積極的に活用することで、より一層の競争性・公正性・透明性の確保に取り組みます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

１事務事業の執行に関する意見

(県単公共工事の変更契約)

(19)　平成16年度の県単工事契約において、前年度に比べて減少しているものの67.1％が増額変更されている。

その中には、当初設計での計上忘れ・調査不足によるもの、変更ではなく別途発注すべきもの、変更手続に瑕疵のあるもの等が見受けられる。

不適切な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査の精度を向上させるとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

治山事業等は、山間部での工事で不確定要素が多くやむを得ない設計変更を行わなければならない案件が大半であるが、極力完成時と差異が生じないよう設計の精査に努めるとともに、当初設計での計上忘れ等による大幅な増額等が無いよう、設計時点でのチェックを強化しました。

また、各工事担当者に「三重県建設工事設計変更要領」を周知し、変更時の本庁協議の要・不要を把握させるとともに、担当ＧＬ等による変更のチェックを強化しました。

２　取組の成果

厳しい財政状況の中適正な予算執行がなされるよう、無駄をなくし精度の高い設計に努める意識向上が図られ、時系列による現場条件の変化など真にやむを得ない変更以外はごく軽微な変更にとどめるなど、より適正な設計への取組が向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降も、当初設計での計上忘れ等による大幅な増額変更や必要な本庁協議の未実施等が無いよう、チェック体制を強化するとともに、当初設計調査の精度については調査コスト等を考慮しながら判断し、「三重県建設工事設計変更要領」及び「三重県建設工事執行要領」に基づき、適正な執行に努めてまいります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県単公共工事の契約変更）

（１９）　平成１６年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の６７．１％が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公平性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

当初設計については、計上忘れ・調査不足がないかなどの観点を含め複数チェックに努めました。その結果、増額変更があれば三重県建設工事設計変更要領にある運用基準にのっとり、変更内容についてチェックを強化し安易な変更を避けています。さらに、内容によって別途発注に努めました。

また、平成17年11月1日試行として、三重県建設工事設計変更要領（試行案）が改正されました。

2　取組の成果

当建設部においても、他建設部と同様に、県単工事にかかる財政状況は厳しく、より一層事業費の適正執行に努めました。

また、県単工事設計時の調査精度を高め、複数職員によるチェック機能の強化を図ったことにより、不適正な契約変更の未然防止に努めました。

平成１８年度以降（取組予定等）

三重県建設工事設計変更要領に基づき、変更様式のチェック機能を強化して変更設計の減少に努めます。さらに、変更内容のチェックの段階で別途発注が可能と認められる場合には、別途発注に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（県単公共工事の契約変更）

（１９）　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1％が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続きに不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適切な執行に努められたい。

（四日市建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「三重県建設工事設計変更要領(H14.6.1)」において、変更設計を行う際の要領が定められており、この要領なかで、設計変更が適用できる基準を11項目に設定し、やむを得ない場合として限定されています。そして、これらの適用範囲において、変更設計を運用してきました。

しかしながら、より適切な執行を確保し、工事設計変更の適正化をより確実なものとするため平成17年11月1日に、設計変更が適用できる基準を10項目としたことや、新たに追加工事の取扱を明確化し、設計変更の内容をチェックするための方策が盛り込まれた三重県建設工事変更要領（改定案）が示され、試行するよう通知があったことから、この改定案に留意して運用しています。

2　取組の成果

当建設部では従前の要領を的確に運用してきましたが、試行として改訂案に基づいた手続きである設計変更のチェック体制を整えた結果、チェック機能の強化によって、設計変更の適正化をより強固なものとすることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年11月1日から試行している三重県建設工事設計変更要領の改定案に基づいた手続きを的確に運用し、引き続きチェック機能の強化を図ります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県単公共工事の変更契約）

（19）平成16年度における県単公共工事の変更契約について、前年度より減少しているが、契約件数の67.1％が増額変更されている。

その中には、当初設計時より適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続きに不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

工事発注に当たっては、事前に発注現場の地元調整や、支障物件の確認等を実施するとともに、職員の部内研修において、設計書作成における注意事項・確認事項について研修を実施した。

工期についても、工程計画や支障物件、地元調整といった発注前の事前確認事項について、確認を行った。

また、設計変更の増額については、平成１７年１１月１日より試行された「三重県建設工事設計変更要領」（改正案）に基づき、実施した。

2　取組の成果

工事発注時の事前調査の精度を高め、複数職員によるチェック機能を強化すると共に、「三重県建設工事設計変更要領」（改正案）により、不適切な変更の未然防止を図った。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、各種規則、要領等工事発注に必要な研修を行うと共に、「三重県建設工事設計変更要領」（改正案）に基づき、適切な執行に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(県単公共工事の契約変更)

(19)　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1％が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（北勢下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

工事の発注については、事前の検討不足による契約変更の起こらないように取り組み、発注後に契約変更が必要になった場合には、当初の契約との整合性やその必要性を十分に勘案し、契約変更が妥当であることを確認し、法令や要領要綱に基づいて適正に処理を行いました。

2　取組の成果

平成１７年度の県単工事契約６件のうち、２件において変更契約を行いました。必要性・妥当性を確認のうえ、適切に処理を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後とも、工事の発注にあたっては、当初設計の段階から十分な協議・調査を行い、工期や金額の変更がないように留意するとともに、変更が必要な場合には、法令・要領要綱に基づく適切な処理を行うことで、工事契約の適正な執行に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(道路橋りょうの維持管理)

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　道路の維持管理に対する住民ニーズは強く、厳しい財政状況の中で緊急性を鑑み対応しているのが現状です。（予算的には、平成10年度と比較して、平成15年度58%、平成16年度68%、平成１７年度 69%）事業を実施するにあたり、道路パトロールにおける現状把握、住民からの要望・意見、市町からの要望等を参考にして緊急順位を付け計画的に維持補修を行いました。

(2)　舗装については、維持管理指数(舗装面調査結果で、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数の目標値（平均値=5以上）を保持するように舗装工事を実施しました。

(3)　除草業務委託契約については、地域公募型指名競争入札制度を導入したことによって、今まで以上に競争性を高め、コスト縮減を進めました。

(4)　住民参加の地域づくりの一環として、協力が得られる道路の除草については、自治会等委託制度の活用により、維持管理費の縮減に努めました。

2　取組の成果

・公共土木施設の維持管理費の一元化に伴い、効率的な投資を図りました。
・舗装修繕については、切削工法を採用するなど維持管理費用の縮減につながりました。
・自治会等除草委託制度の活用に伴って３団体増となり、縮減につながりました。

１０団体　　約１，４００千円の縮減

平成18年度以降（取組予定等）

1　今後も、財政状況の厳しい中、計画的かつ効率的な維持管理をさらに進めます。

2　平成16年度より維持管理費の一元化に伴い、管内の公共土木施設の劣化状況を日常パトの点検等により把握し予測のもとに効率的な投資を図ります。

3　自治会等除草委託制度活用をさらに進めるため、市町を通じ啓発に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（道路橋りょうの維持管理）

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成１５年度よりも増加しているものの、平成１０年度と比較すると 74．0％に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（四日市建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　県民しあわせプランの適切な道路資本の維持管理に掲げている舗装の維持管理指数（舗装面の調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数）の目標値（平均値、５以上）を保持するように舗装工事を実施しました。

・　橋りょうのジョイント部分の劣化に伴い、通行の安全性を確保するため修繕工事を実施しました。

2　取組の成果

・　平均値を５以上に保持するために、ひび割れ・わだちの著しい舗装箇所を選定し維持管理しました。（平成１６年度、四日市建設部管内の舗装の維持管理指数は５．３）

・　橋りょうのジョイント部分を修繕したことにより、通行の安全性を確保できた。

平成18年度以降（取組予定等）

・　公共土木施設のうち、道路舗装の維持管理については、引き続き、ひび割れ・わだちの著しい箇所から、順次舗装箇所を選定し、維持管理指数の目標値（平均値、５以上）を保持するように工事を実施していきます。

・　道路構造物の補修や更新については、緊急度の高い箇所から計画的に実施していきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（道路橋りょうの維持管理）

（20）県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0％に減少している。

道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予想したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・舗装については、維持管理指数（舗装面調査結果で、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する維持管理指数）の目標値（平均値５以上）を保持するよう舗装工事を実施しました。

・　道路構造物については、各路線が供用開始以来年数が経過して老朽化で支障を来している箇所が多いため年次計画を立てて順次修繕を行い維持管理費の削減を実施しました。

2　取組の成果

・舗装修繕については、切削工法、オーバーレイ工法等、既設の路面高を変更せず、又廃材処理の維持管理費の削減に努めました。

・道路構造物については、側溝及び路側構造物の老朽箇所を部分的に修繕工事を行い機能が発揮したことにより維持管理費の削減に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

1．昨年度と同様に、財政状況の厳しい中、計画的かつ効率的な維持管理を進めます。

2．維持管理費予算の一元化に伴い、管内の公共土木施設を勘案し、引き続き効率的な投資を図ります。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（屋外広告物対策）

(21)　屋外広告物の状況については、平成１６年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、適格に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成１７年度

1　実施した取組内容

屋外広告物台帳整備事業の成果を精査し、自家用広告、無許可広告物及び禁止物件の分類等を進めている。

把握した無許可広告物等について、順次、広告業者に申請等を指導している。

2　取組の成果

屋外広告物台帳整備事業の成果約１１，０００件のうち、約３，８００件について、自家用広告、許可済物件、無許可物件及び禁止物件等に分類した。

一部の無許可広告物等について、申請手続きがおこなわれた。

平成１８年度以降（取組予定等）

屋外広告物台帳整備事業の成果にもとづき、違反広告物を、計画的に処理します。

屋外広告業者の登録制度が、県屋外広告物条例の次回改正（１８年度施行予定）で導入される予定です。同制度にもとづく業者指導に取り組みます。

桑名市が屋外広告物事務の権限委譲を受ける場合は、事務が円滑に引き継げるよう協議します。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1．事務事業の執行に関する意見

（屋外広告物対策）

（２１）　屋外広告物の状況については、平成１６年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対応されたい。
また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。
（四日市建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・建築開発室が実施しました「屋外広告物台帳整理事業」に基づき、違反屋外広告物物件についての事務を執行しました。
・管内の巡回を強化し、未申請の屋外広告物の現地確認を行いました。
・四日市市が中核市になると屋外広告物事務が権限委譲されることから、本年度から四日市市と定期的に会議等を開催しました。
・管内屋外広告物事業者及び掲出者に、未許可の屋外広告物については速やかに申請を行うように文書等により、通知を行いました。

2　取組の成果

・管内巡回及び文書通知により、未申請の屋外広告物について、申請がなされました。
・違反屋外広告物について、管内市町と連携して取り組み、簡易除却において撤去できない違反広告物への撤去指導を行い、撤去しました。
・市町と連携し、違法広告物への指導を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・引き続き、台帳整理事業に基づき、違反屋外広告物物件の指導を行います。
・台帳整理事業の未実施地域についても、把握を行うこととします。
・管内の定期巡回を強化し、危険を及ぼす恐れのある屋外広告物について、指導を行います。
・四日市市と引き続き屋外広告物事務の権限委譲にかかる会議等を定期的に開催します。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（屋外広告物対策）

(21)　屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

屋外広告物台帳整備事業の成果品のうち、平成１６年度に選別した未許可分につき、現地調査等を実施した。

また、許可を要しない広告物と要する広告物を選別し、許可を要する広告物について、申請・除却等の指導を行った。

2　取組の成果

平成１７年９月までに、許可済、自家用広告物で許可不要、未許可の選別は終了。

平成１７年１２月までに、７件の除却届の提出を受けました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年９月以降から取り組んでいる「申請すれば許可可能な未許可物件に対する申請指導」を引続き取り組みます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(過年度未登記の処理)

(22)　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（桑名農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

作成したカルテのうち、員弁川下流用水事業に係る5筆の詳細な調査を行った。

その結果、財産譲渡は終わっているが、登記名義の変更を行っていないものが多数判明したため、同事業による買収した土地を再度調査し直しました。

2　取組の成果

1筆については、いなべ市の水路に含まれていることが判明したため、みなし登記で対応できた。

4筆については、未登記で残っている土地であり、今後対応していきます。

調査過程で判明した、財産譲渡が完了し三重県名義で残っている土地について、現在明らかに土地改良区が使用しているものについて一部名義変更しました。

平成18年度以降（取組予定等）

財産譲渡後、ほ場整備事業等で機能回復され、他の目的に使用されている土地（河川、道路）の登記名義変更等について進めていきます。

面積過大、相続人多数等の案件が残っており、対応に時間と経費がかかる処理困難なものが多いが、引き続き現在の所有者の協力を得て、未登記の解消を行っていきます。

平成１８年度は未登記９筆の内、１筆を解消します。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(過年度未登記の処理)

(22)　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

登記調査表(カルテ)に基づき、公図混乱等により未登記になっている土地については、公共嘱託登記土地家屋調査士協会（公嘱協会）に再測量等を委託し登記処理を進めています。

また、境界立会・財産管理等のため、現地を調査しましたところ、登記調査表(カルテ)外の未登記が確認されたことから、これらについても測量調査を行い登記処理を行っています。

2　取組の成果

平成17年度当初の土地調査表(カルテ)上の未登記は67筆でありましたが、土地改良施設の境界立会等を行う中で、新たに発見された土地調査表(カルテ)外の未登記7筆を含め、21筆の未登記処理を行なう予定です。

〔内容〕

①広域農道整備事業北勢南部地区　：登記処理3筆、登記処理見込み13筆

②県営鈴鹿川用水改良事業　：登記処理見込み4筆

③広域営農団地農道整備事業北伊勢2期地区：登記処理1筆

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、平成14・15年度に作成した「未登記土地調査表」に基づき、今後も公嘱協会に再測量等を委託し、登記処理を進めていきます。平成18年度目標として、未登記53筆のうち10筆の登記処理を計画しており、平成19年度以降についても計画的処理を行い、未登記の解消を図る予定です。

未登記土地調査表（北勢県民局農政商工部計画）

区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23
年度当初未登記数 年度末未登記数	110	93	67	53	43	33	23	13	3
登記計画	20	20	20	10	10	10	10	10	3
登記済	17	26	21						
内土地調査表外処理数			7						
年度末未登記数 (当初計画未登記数)	93 (93)	67 (73)	53 (53)	43 (43)	33 (33)	23 (23)	13 (13)	3 (3)	0 (0)

部局等名　北勢県民局

監査の結果

1　各県民局共通意見
事務事業の執行に関する意見
（過年度未登記の処理）
（22）過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。
平成16年度には、土地調査表（カルテ）962筆分を作成し（累計7,163筆分の作成を完了）486筆の登記を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消に努められたい。
（桑名建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
「平成17年度以降の処理方針」に基づき、計画的な処理を進めており、公共用地室から予算措置された9筆を処理目標と定め、カルテを活用しながら未登記処理の促進に努めています。

2　取組の成果
平成17年12月末現在で5筆の処理を行ないました。
また、カルテの詳細調査を進めるなかで、多額の測量費用を伴わないものを手掛けるなど、現在10筆の取り組みを進めており、年度内の解決に努めております。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度の取り組みとしては、予算措置の状況を勘案しながら目標数値を定めることとしていますが、カルテに基づき、より詳細な精査を行い、地権者との個別面談による意向調査を実施することとしています。
また、未登記台帳等の関係資料を管内市町に送付し情報の共有化を図ることで、より効率的な取り組みを進めることとしています。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

１　事務事業の執行に関する意見

（過年度未登記の処理）

（２２）　過年度に取得した公共用地の登記処理については、平成１６年度末で未登記が7,254筆ある。平成１６年度中の土地調査表（カルテ）の作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成１６年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（四日市建設部）

講じた措置

平成１７年度

１　実施した取組内容

・　平成１４年度から、「未登記対策推進事業」を実施し、引き続き本庁の未登記対策特命担当監と調整を図りながら、かつ、登記研修会や会議に積極的に参加し、事業を推進してまいりました。

・　登記処理については、本年度処理筆数１０筆を目標として取り組みました。

２　取組の成果

・　平成１８年１月末現在で、８筆の処理を行いました。

平成１８年度以降（取組予定等）

・　適正な財産管理と未登記を原因とするトラブル防止のため、引き続き計画的な未登記処理に努めます。

・　未登記土地の登記処理について、県の全体的な方針の中で目標数を設定して、計画的な処理に取り組みます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（過年度未登記の処理）

（22）　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。

平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成し、その取組みを継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し、累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

⑴　建設部においては、15年度から引続き「未登記対策推進事業」を実施して、未登記解消に取り組みました。

⑵　また、複雑困難な案件については、本庁に設置された専門家（弁護士、司法書士等）による「登記対策委員会」の処理方針のアドバイスを受け、本庁の未登記対策特命監とともに取組みました。

⑶　鈴鹿建設部は、平成16年度末で未登記筆数は532筆あり、平成16年度の登記処理目標を20筆と定め取り組みました。

2　取組の成果

鈴鹿建設部において、平成17年度は当初目標の19筆に対し、14筆の登記処理を終えました。

平成18年度以降（取組予定等）

これまでに作成した未登記土地調査表に基づき未登記の処理方法等の調査・分析を行い、県の全体的な計画とあわせて、平成17年度の具体的な処理目標を19筆と定め、平成17年12月末現在14筆（みなし登記を含む。）を処理しました。

残筆数についても本年度内に処理を行います。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（業務委託における随意契約の状況）

（23）　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9％（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6％）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。

（各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務内容の特殊性から、随意契約とならざるを得ない業務もありますが、個々に随意契約理由等の精査を行い、その結果、競争入札への移行が可能と判断された業務について、指名競争入札への移行を図りました。

物件の購入については、緊急に必要なものを除き、基本的に公開見積を実施し、競争性、公正性、透明性のある執行に努めました。

2　取組の成果

取り組みの結果、これまで随意契約としていた業務委託について、本年度より指名競争入札を実施するなどの成果が出ています。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、随意契約理由等の精査に努め、競争入札が可能と認められる案件については、競争入札への移行を図ることで、競争性、公平性、透明性をより高めていきます。

物件の購入についても、引き続き適正な執行に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（免許事務の不適正な事務処理の再発防止）

（1）　栄養士免許状等にかかる事務において、申請書の書き換え、偽造など不適正行為があったので、今後、再発を防止するため、書類の管理、決裁規定の遵守、事務の執行管理などについてチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努められたい。

（桑名保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

免許申請事務の不適正な事務処理の再発防止を図る為、次のとおりの取組を行った。

（1）　企画市町村支援グループ、福祉グループの２グループで免許申請事務を担当する事により、チェック機能の強化を行った。

（2）　免許申請処理簿への処理日、処理者の記入の徹底を行った。

（3）　免許申請事務のマニュアル作成を行った。

（4）　免許申請事務の研修会を行った。

2　取組の成果

免許申請事務の不適正な事務処理の再発防止を図った事により、免許申請者に対しスムーズに申請手続の処理が出来るようになった。

平成18年度以降（取組予定等）

免許申請事務の不適正な事務処理の再発を防止するため、年２回定期的に内部で、検査を行い、チェック機能の強化を行い、適正な事務の執行に努めていきたい。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（免許事務の不適正な事務処理の再発防止）

（1）栄養士免許状等にかかる事務において、申請書の書き換え、偽造などの不適正行為があったので、今後、再発を防止するため、書類の管理、決裁規定の遵守、事務の執行管理などについてチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努められたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　栄養士等免許証用紙の受払簿を作り、用紙受払時には必ず決裁をとり、また用紙は鍵のかかるロッカー（鍵はＧＬが管理）で保管し用紙の管理体制を確立した。

②　栄養士免許申請等受付簿の記載事項に担当・ＧＬ・室長の決裁欄をつくり、申請者が免許証を受領した後に決裁をとるようにし、免許申請から交付・受領（免許事務の終了）まで把握できるように管理体制を確立した。

③　栄養士等免許証の保管場所を鍵のかかるロッカーとし、朝晩出し入れするよう保管方法を変更した。

④　申請書が提出されたら速やかに受付をし、決裁をとり、免許証を交付または県庁に進達するようにした。

2　取組の成果

①　免許申請から受領までの事務の執行管理が確実に行われるようになった。

②　栄養士等免許証の交付、また、県庁への進達が速やかに確実に行われるようになった。

③　申請者からの苦情がなくなった。

平成18年度以降（取組予定等）

①　免許申請から受領までの事務の執行管理を確実に行う。

②　免許証等書類の管理を強化する。

③　免許証の交付及び県庁への進達を速やかに行う。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在13,824,249円（対前年度比100.9％）あり、前年度と比べて129,965円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

この収入未済金は、中部国際空港株式会社の航空機飛行位置確認アンテナ設置にかかる電気代です。電気代の負担分であることから調停は３月末となり、納期限は４月２２日としていましたが、中部国際空港株式会社は４月２８日に第三銀行名古屋支店にて支払いをしており、県外支店であることや４月末は連休になったこともあり、百五銀行への入金が５月になっているものです。

このため、中部国際空港株式会社と協議をし、事務処理期間を短縮する方法を検討し、納入期限内の納付を徹底してもらうように依頼しました。また、納期限内の納付がされていない場合には適時、事務処理状況を確認し、必要に応じて催促を行うこととしました。

2　取組の成果

本年度末の調停においても、再度依頼していく予定です。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度以降につきましても徹底していきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成１７年５月３１日現在 13,824,249 円（対前年度比 100.9％）あり、前年度比と比べ 129,965 円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（桑名保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①現年度　生活保護費返還金等　３名につき分納誓約書どおり納付を促した。1名、債権発生当時の住所地（市）に対し住所確認照会をかけた。

②過年度　生活保護費返還金分　５名につき自宅へ未収金嘱託員と同行して面接等を行い、未収金の状況、納付義務等の理解を得、納付を促した。

2　取組の成果

①現年度　生活保護費返還金分　３名分（分納者）　計　分納誓約書どおり 207,000 円を収納した。未熟児養育費自己負担金分１名現住所が判明した。

②過年度　生活保護費返還金分　５名分（分納者）　計　150,811 円を収納した。

(H17.4.～H18.2)

平成18年度以降（取組予定等）

引続き面談など頻繁に接触することにより納付の必要性を理解させるとともに生活の状況を確認して納付を促すとともに、今後も引続き収納出来るように努力を図っていく。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在13,824,249円（対前年比100.9%）あり、前年度と比べて129,965円増加しているので、今後、収納未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

新たに発生した滞納者に対しては督促状を交付した。督促状交付以降は、順次催告状を交付し文書での催告を実施した。訪問徴収は4月～12月までに12日間実施し、昼間不在の場合は夜間の徴収にも取り組んだ。納付約束が果たされなかった滞納者には電話連絡をする等、文書催告・訪問徴収・電話催告を必要に応じて組み合わせたきめ細かな取組を実施した。

2　取組の成果

15名より、31件　254,663円の納付があった。また全額納付には至らなかったものの、電話や面談により新たに分割納付を約束した債務者は4名おり、今年度内に108,848円が納付される見込となっている。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も遅延なく督促状を送付し新たな滞納の発生防止に努める。また、大きな比重を占める過年度分未収金に関しては、返還金・負担金事務担当グループと協力し、これまで以上に重点的に訪問徴収・文書催告、電話催告に取り組んでいく。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（収入に関する事務）

⑴　県税以外の収入未済額が平成１７年５月３１日現在１３，８２４，２４９円（対前年度比１００．９％）あり、前年度と比べて１２９，９６５円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（鈴鹿保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

鈴鹿保健福祉部としては、収納未済額を減少させるため、①現年度未収金を発生させないこと、②過年度未収金を少しずつでも収納に結びつけること、の２点を念頭において未収金対策に取り組んでいるところです。

すなわち、現年度未収が発生した場合には、早期に督促を行い自主納付に結びつけ、また過年度未収に対しては債務者の資力に応じた弾力的な対応を図ることにより、最終的に収納未済額を減少させていく方向で取り組んでおります。

2　取組の成果

当保健福祉部の１６年度末時点の収納未済額は 750,057 円であり、現時点での収納未済額は 725,447 円となっており、前年度と比べて 24,610 円減少しております。

平成18年度以降（取組予定等）

当保健福祉部の未収金の内訳は、91％が生活保護費返還金であり、残りの9％が未熟児養育費自己負担金となっております。

生活保護費返還金の債務者は生活保護世帯と同水準の資力であり、生活は困窮しています。そのため、分納誓約書を取り交わし、定期的に収納できるような仕組みを作り、確実に履行されるよう注視していきます。

また、収納未済額を増加させないためには、現年度未収を発生させないことが重要であると思われ、現年度未収が発生した場合は、文書督促及び昼夜の訪問催告を行うなど債務者に対して迅速な働きかけを行い、早い段階での自主納付に結びつけるようしていきます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成１７年５月３１日現在 13,824,249 円（対前年度比 100.9％）あり、前年度と比べて 129,965 円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成 17 年度

平成１６年度河川等使用料の収入未済金額は、279,914 円です。（１７年５月３１日現在）

1　実施した取組内容

電話、督促状、訪問による督促を行いました。

2　取組の成果

収入未済　２０件 279,914 円の内、４件 93,560 円については収納しました。残りの１６件については、一部債務者が所在不明等になっています。

平成 18 年度以降（取組予定等）

河川等使用料については、納付状況の把握に努め、早期の収納に向けて督促を行います。

債務者が所在不明の件については、引き続き所在の確認に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （1）収入に関する事務 県税以外の収入未済額が平成１７年５月３１日現在 13,824,249 円（対前年度比 100.9％）あり、前年度と比べて 129,965 円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 （四日市建設部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・ 7月に督促状、11月に催告状の送付を行ないました。 ・ 常習滞納者に対して電話・訪宅による催告を実施しています。 ・ 強制徴収をおこなうための整理を本課と行なっています。 2　取組の成果 ・ 常習性のない滞納者からは督促・催告に応じて納付がありました。 ・ しかし、常習滞納者からの納付は少なく、成果があがっていません。
平成18年度以降（取組予定等） ・ 常習滞納者が未収金の大半を占めている状況ですので、強制徴収の整理が整い次第強制徴収の手続きに入ります。 ・ 常習性のない滞納者については、本年度と同様に早期に督促を行なうとともに、電話や訪宅による催告を併せて行ないます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

県税以外の収入未済額が、平成17年5月31日現在13,824,249円（対前年度比100.9%）あり、前年度と比べて129,965円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により、一層努められたい。

（鈴鹿建設部）

講じた措置

平成17年度

上記のうち、当建設部にかかる未収金は、雑入等 2,268,536 円（現年度 554,365 円、過年度 1,714,171 円）です。

1　実施した取組内容

未納者に対しては、文書、電話で納付を促し未収額の縮小に努め、併せて、平成17年度現年分についても収納状況の早期把握により新たな未収金の発生を防ぐべく努力しています。

2　取組の成果

上記平成16年度未収金のうち、1件213,900円が収納され、平成18年2月15日現在、未収金は2,054,636円（現年度340,465円、過年度1,714,171円）になりました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き未収については、納付督促と情報収集を継続し、未収額の縮少を図ります。

また、新たな未収金の発生を防ぐため、収納状況の早期把握、納付遅延の場合の早期督促に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在13,824,249円（対前年度比100.9％）あり、前年度と比べて129,965円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（北勢下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

上記のうち、北勢県民局下水道部における収入未済額は過年度分の雑入（違約金等）の485,495円です。当該未収金については、すでに相手方会社は、破産手続きの異時廃止により登記抹消となっています。相手方が存在しないため、不能欠損処分に移行します。

また、新たな未収金が発生しないように、情報収集を行いました。

2　取組の成果

当該未収金については、不能欠損処分に向けての作業を進行しております。

平成18年度以降（取組予定等）

工事・委託契約等の相手方との連絡を緊密にするとともに、経営状況などは、県内の各建設部・下水道部等とも情報交換を行い、把握に努めます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 (3) 公有財産の管理事務 ア　交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 （企画調整部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・　北勢県民局職員を対象とした交通安全研修を、津市の交通安全研修センターにて、平成18年2月1日、7日、15日の3日間開催し、企画調整部からは、7名が参加しました。 ・　随時、部内グループリーダー会議等において、交通安全にかかる職員の意識啓発を行っています。 2　取組の成果 ・　平成17年度においては、公用車にかかる物損事故が1件、私用時における人身事故が1件ありました。しかし、両方とも相手に追突された事故であり、職員の過失はありませんでした。
平成18年度以降（取組予定等） ・　交通安全に関する研修など、職員の交通安全意識の高揚を図る取組みを行っていく。 ・　出張時の声かけを行い、交通安全意識の徹底を図っていく。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(鈴鹿県税部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）交通安全意識向上のため北勢県民局主催の交通安全研修に参加しました。
（2）安全運転管理者講習を副安全運転管理者が受講しました。
（3）公用車を使用し出張する職員に安全を心がけるよう周囲の職員による「声がけ運動」を実施しています。
（4）公用車運転中は、同乗者も運転手同様の注意を払い同乗することとしています。
（5）安全運転には車の整備が行き届いていることが必要不可欠なことから、不具合がある場合は症状等を必ず管理担当者と次回使用予定の職員に伝え、必要な措置を講じることとしています。

2　取組の成果
（1）　18年2月1日、8日及び15日に三重県交通安全研修センターにおいて開催する北勢県民局主催の交通安全研修に6名の職員が参加しました。
受講することにより自らの交通安全意識を向上させるとともに、その体験を職場の同僚、上司に伝達し、交通事故防止に反映させます。
（2）　平成17年7月11日に鈴鹿市内において開催された安全運転管理者講習を副安全運転管理者である税務室長が受講しました。　講習内容を所属職員全員に回覧し、日頃から心がけるべき注意点を意識づけしました。
（3）　17年8月10日　職員が公用車使用中、もらい事故1件が発生しましたが、幸い職員にケガはありませんでした。(過失割合　相手方100%、修理費等県費負担はなし。)

平成18年度以降（取組予定等）

1　交通安全意識を向上させるため県民センター主催（予定）の交通安全研修に職員を受講させます。
2　副安全運転管理者は、安全運転管理者講習を受講し、職員の安全運転教育・管理に努めます。
3　公用車を利用して出張する職員に周囲の職員は、安全運転に努めるよう「声がけ」をします。
4　公用車に同乗する職員も運転者同様の注意を払い事故防止に努めます。
5　公用車の不具合には注意を払い、必要な措置を講じます。

部局等名　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（3）公有財産の管理
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。
（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

実施した取組内容
毎月実施している室長・課長会議において、職員に対し安全運転を心がけることを伝えています。
特に四季の交通安全運動期間、年末年始時期には一層の注意を行うようにしています。
北勢県民局が2月に実施した三重県交通安全研修センターの交通安全研修に11名参加。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、職員の交通安全に対する意識向上に努めます。

部局等　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2財務等に関する意見
（3）　公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置（実施した具体的内容を17年度、18年度以降別に記載）

平成17年度

1　実施した取組内容

交通事故の発生した平成16年度中に県民局主催の交通安全研修に職員を参加させたうえで、平成17年度も引き続き全職員の交通安全への注意を喚起するよう努めた。

2　取組の成果

平成17年度において交通事故は発生していない。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も必要な研修があれば参加を促すなどして職員の注意を喚起し、交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めたい。

部局等　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
　2　財務等に関する意見
　　(3) 公有財産の管理事務
　　ア　交通事故
　　公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（桑名農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
- 北勢県民局職員を対象とした交通安全研修を、津市の交通安全研修センターにて、平成18年2月1日、7日、15日の3日間開催し、桑名農政部からは、5名が参加しました。
- 随時、部内グループリーダー会議等において、交通安全にかかる職員の意識啓発を行っています。

2　取組の成果
- 平成17年度においては、職員の交通事故はありません。

平成18年度以降（取組予定等）
- 交通安全に関する研修など、職員の交通安全意識の高揚を図る取組みを行います。
- 出張時の声かけを行い、交通安全意識の徹底を図っていきます。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務に関する意見 (3) 公有財産の管理事務 ア　交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 （農政商工部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・事故を起こした職員及び公用車利用頻度の高い職員を中心に約５割の職員が、三重県交通安全研修センターで、交通安全実技研修を受講しました。 ・公用車の鍵置き場付近や執務室の目立つところに、交通安全の標語、ポスターなどを掲示したり、交通安全関連の情報を配布及びメールにて職員に伝達しました。 ・各室・グループで、出張に出発する際には、交通安全に気をつけるよう声かけをしました。 2　取組の成果 １７年度も前半に、公用車の事故が１件（自損）発生しましたが、後半は取り組みの成果により交通安全意識が特に浸透し、公用車での事故は無くなりました。
平成18年度以降（取組予定等） ・今後とも交通安全意識の高揚を図るため、室長会議、グループリーダー会議などの機会に交通事故を起こさないよう周知徹底を図ります。 ・各グループ・各室では、日常の声かけを徹底します。 ・各グループ・各室では、独自に交通安全について話し合う場を設けるなど、常に交通安全意識を高める努力を続けていきます。 ・実技形式又は講義形式の交通安全研修を当部が主催し、事故を起こした職員及び公用車利用頻度の高い職員は必ず受講させるとともに、原則全職員を対象に受講させます。 ・交通安全に関する情報は、必ず全職員にスピーディーに伝達し、共通認識を持たせます。

部局等　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2財務等に関する意見
(3) 公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（桑名建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
- 交通事故防止と交通安全意識の向上を図るため、所属独自の全職員対象研修を実施、また県民局主催研修に参加するなど、より一層の交通安全への意識向上と県有財産の管理意識高揚に努めました。
- 無事故・無違反チャレンジ１２３の取り組みにグループで参加し交通安全の実践に取り組みました。
- 週一回のリーダー会議の中で職員の交通安全に関する議題について話しを行い、グループ員に周知するようにしています。
- 部内会議（リーダー会議）資料に「交通安全標語」を印刷するなど機会毎に交通事故防止の呼びかけをしています。その他事例として、薄暮時や雨天時の早めの点灯など職員相互の「声かけ運動」を定着させ組織的な部内啓発運動に心掛けました。
- 年一度、全職員参加の「交通安全標語部内募集」を実施し、各公用車内へ応募の「交通安全標語」を貼付など啓発に努めました。

2　取組の成果
- 上記の取り組みによって職員の交通安全意識は高まりました。
- 平成１７年度の現在までの公用車に関係する交通事故は１件（物損事故）発生しています。
当部は公用車を使用する頻度が高く、より一層交通事故防止の対策を強化していきます。

平成18年度以降（取組予定等）

交通安全意識のより一層の向上を図るため、所属独自の交通安全研修を年１回開催し、所属職員全員の参加を目標に取り組みます。
- 公用車の取り扱いについては、慎重かつ丁寧に行うよう定例の会議や全員メールにより徹底を図ります。
- 所属長から週一回リーダー会議を通じて交通安全の意識向上、注意喚起を行います。
- 無事故、無違反チャレンジ１２３の取り組みにグループ単位で複数参加し、交通安全の実践活動を行ないます。
- 職員相互による交通安全についての「声かけ運動」を一層定着させるなど部内啓発運動に心掛けます。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 (3) 公有財産の管理事務 ア　交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 （鈴鹿建設部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 交通事故の防止については、職場内会議及び研修等機会あるごとに、部長及び室長から再三注意を喚起してきたところであります。 また、本年度は北勢県民局主催の交通安全研修に一部職員を参加させ、職員の交通安全意識の高揚、運転技術・マナーの向上を図りました。 2　取組の成果 平成17年度は、物損事故1件（損害額：197,573円）であった。
平成18年度以降（取組予定等） 引き続き幹部職員から、注意喚起を実施するとともに、交通安全意識及び県有財産の高揚を図るための職員研修等に取り組みます。

部局等　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
　2財務等に関する意見
（4）　公有財産の管理事務
　　イ　金品亡失
　　ハイウェイカード、県収入証紙、携帯電話の紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（四日市保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　金品亡失については、原因・背景を調べたうえで該当物品を総点検した。該当者を含め全職員に対して改めて、物品の適切な管理・使用への注意を喚起した。

2　取組の成果
　物品については適切に管理されており、金品亡失も発生していない。

平成18年度以降（取組予定等）

　今後も引き続き、県有財産管理意識の高揚に努めるとともに、物品の適切な管理も引き続き徹底していく。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （3）公有財産の管理事務 イ 金品亡失 ハイウェイカード、県収入証紙、携帯電話の紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。 （四日市建設部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 職員に対し、物品の適正管理・使用について注意喚起を行いました。 2　取組の成果 現在のところ紛失の発生はありません。 **平成18年度以降（取組予定等）** 引き続き幹部職員から注意喚起を行う等して、平成１７年度と同様に取り組んでいきます。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （4）その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 1　未収金対策の状況 (1)　未納者への督促状発送遅延 （四日市建設部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 ・　7月に督促状、11月に催告状の送付をおこないました。 2　取組の成果 ・　督促、催告に応じて納付がありました。
平成18年度以降（取組予定等） ・　引き続き早期に督促をおこないます。

部局等　北勢県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（4）その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
2　業務委託の状況（プロポーザル方式（企画提案コンペ））
(1)　食育推進事業「食育モデル園」委託の取扱指針及び選定要領の未整備
（鈴鹿保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
①　審査委員の設置について、委託事業実施要領に明記しました。
②　審査委員会設置要領を定め、これに基づき審査委員会を設置しました。
③　選定採点要領を定め、これに基づき審査を実施しました。

2　取組の成果
①、②、③について、明確な審査を実施することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

指針や要領に不備のないように内容を明確にし、平成17年度と同様に取り組んでいきます。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2財務等に関する意見 (4)　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 3　県単独補助金の執行状況 (1)　生活創造圏活性化事業（広域的事業）の成果品（外国人向け観光パンフレット）の添付なし （企画調整部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 成果品を添付いたしました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後、成果品については必ず添付することとし、適正な事務処理を行っていきます。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 ２財務等に関する意見 (4)　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ３　県単独補助金の執行状況 (2)　民生委員組織活動費補助金の実績報告書に具体的な使途明細の記載なし （鈴鹿保健福祉部）
講じた措置
平成17年度 １　実施した取組内容 従来、「実績報告書」の提出に際しては、文書で記載例を添付して期限までの提出を求めていたが、使徒明細の記載漏れがあるなどしたので、平成１７年度「実績報告書」記載に際しては、必ず明細を記載するよう、関係市とも連携して、関係する１４民生委員協議会に対して周知しました。 また、提出期限は、平成１８年４月末日なので、平成１８年３月末日までに、再度、明細記載の周知を行います。 ２　取組の成果 平成１７年度成果の確認は、提出期限の平成１８年４月末日以降になります。
平成18年度以降（取組予定等） 平成１７年度「実績報告書」の提出期限は、平成１８年４月末日ですので、受理に際しては、正副担当者で、報告書内容のダブルチェックを徹底します。

部局等　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 ２財務等に関する意見 ⑷　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ３　県単独補助金の執行状況 ⑶　県単土地基盤整備事業費補助金の実績報告書提出遅延、補助金検査の額の確定前での実施について検討が必要 （桑名農政部）
講じた措置
平成17年度 １　実施した取組内容 補助金検査を６月に実施し、７月に額の確定を行いました。 **平成18年度以降（取組予定等）** 実績報告書の提出は４月５日の期限を厳守するよう気をつけます。 Ｈ１７年度と同様に、補助金検査を行った後額の確定をします。

部局等名　北勢県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 (4) その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 4　物品購入等 （1）　物品標示票未貼付事例あり （桑名農政部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 物品標示票をすぐに貼付しました。
平成18年度以降（取組予定等） 備品購入後速やかに物品標示票を貼付するように気をつけます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域における総合行政の推進）

(1)　県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行われている。

県民局の全面的な見直しが行われるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部及び各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

安全･安心な暮らしができる地域づくりをめざして、効率的、効果的な行政サービスを実施するため、各部の連携による総合行政に実践して取り組みました。

（1）県民しあわせプラン重点プログラムの県民局版目標数値を設定し、目的、目標を明確化して事業を行いました。

（2）部長会議を情報共有の場とするだけでなく、「地産地消」、「経営品質」、「防災」等各部の共通課題について部長会議を積極的に活用し、局内各部が連携して取組を進めました。

（3）津地方県民局における地域課題の中で、特に重点をおいて取り組むべき課題を、局内地域戦略会議において、４つのテーマに整理し、その推進方法等について検討しました。

その結果、生活創造圏づくり事業については、各部横断的な４つのプロジェクトチームを設置して、テーマの実現に寄与する事業を、市町村、地域住民、各部職員等の参画を得て実施しました。

①　津の美しい海づくり

②　安全･安心で住みやすいまちづくり

③　産地が元気で消費者が安心なまちづくり

④　交流のさかんなまちづくり

また、地域戦略会議において、事業の進捗や予算の管理を行うと共に次年度以降についても議論を行いました。（７回開催）

（4）津地方県民局危機管理対策本部を設置して、局内の危機管理体制を整備して情報共有を行いました。

（5）津地方県民局新しい時代の公実践本部を設置して、実践提案事業（２事業）の支援や職員研修（１７８名の参加）を実施する等県民局内の「新しい時代の公」の普及に努めました。

（6）事務的な調整を図るため総務室長会議も随時開催し、各部の連携・情報共有を図りました。

2　取組の成果

（1）県民しあわせプラン重点プログラムを県民局として実施することにより、同プランを推進しました。

（2）総合行政を取り組んでいく体制を整備して、局内における共通課題を各部が認識し、局内全体で重要な課題を議論して取り組むことができました。

（3）プロジェクトチームやワーキンググループの取り組みを通じて、各部担当職員が共通の目標をもって、地域づくり、人材育成、経営品質の向上などに取り組みました。

（4）職員間にも総合的に取り組む意識を醸成することができました。

平成１８年度以降（取組予定等）

１　平成１８年度には、組織の改編もあり、総合調整機能は無くなりますが、今まで培ってきた総合調整の取組手法の成果を整理し、今後の地域づくりにも役立てていきます。

２　今後とも、必要な場面においては、市、地域機関相互での効果的な連携を図り、縦割り機能の補完を図っていきます。

庁舎内の事務所連絡会議等において連携、情報共有を図り、総合的な取り組みを推進していきます。今まで培ってきた人材の活用を図り、プロジェクトチーム等の総合的な取組は、必要に応じ継続していきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

⑵　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成１２年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

津地方県民局では「歩きたいな、住みたいな「ほっと」なまち」をメインテーマにした三重のまんなかネットワークビジョンを地域の住民、ＮＰＯ、行政等が協働で策定し、４つの方向性を定めてアクションプログラムに基づいて、そのビジョンの実現に向けて各種の事業を行ってきました。

めざす方向：①自然環境　②生活環境　③歴史・文化　④情報化

一方、１８年１月に市町村合併により新津市が誕生し、生活創造圏域と新市のエリアがほとんど同じになり、生活創造圏を取り巻く環境は大きく変動しました。

このため、今年度は、生活創造圏事業の今後について、市町村、民間参画者などと意見交換をし、成果と課題を検証し、継続すべき事業と廃止する事業の整理等今後の方策を決めました。

また、津地方県民局としては、市町村合併を見据え、局内地域戦略会議において、重点を置いて取り組む４つの地域課題を設定し、市町村、住民、県が共通の目標に向かって取組を進めました。

このテーマの実現につながるものに、ビジョン推進事業（県）、生活創造圏活性化事業（市町村補助）、ビジョン推進民間支援事業の事業内容を絞り、集中して取組を進めました。

2　取組の成果

（１）共通の地域課題に向かって、市町村、住民、県が「新しい時代の公」を念頭に取組を進め、役割分担、協働して事業を行うという基盤を整えました。

（２）４つの地域課題の実現に向け設置したプロジェクトチームによる取組や生活創造圏推進組織の取組により、地域づくりを担う人材養成を図ることができました。

（３）地域のまちかど博物館をはじめとした地域のええとこ・ええもんを発掘して、それらを活用して住民と協働で行う地域振興の基盤ができ、住民が参画した地域のええとこさがし委員会も自立に向けた取組も始まっています。

（４）民間活動に助成を行う民間支援事業では、住民等が主体となった取組が活発化しました。

（５）平成１７年度から手がけ、単年度で完結できなかった事業については、平成１８年度へ継続し、成果を検証します。

平成18年度以降（取組予定等）

1　地域づくりは、今後、新津市が中心に担うことになるものの、これまでの取組の経緯を踏まえ、段階的に新市や民間に移行していくことが必要であり、しばらくの間、協働して取組を進めていきます。

2　平成１８年度は、今までの取組により住民の参画が進む、組織の自立までもう一歩という活動（地域のええとこさがし委員会等）や地域にとって重要な事業は、経過的に継続し、事業実施と合わせ、市や参画住民を交え新たな展開を検討し、新たな枠組みへつなげていきます。新たな枠組みへの移行を実現するため、新市の企画担当者とは、今までの成果も踏まえ、地域づくりについて議論をしていきます。

3　当初の目的を達し、終了する取組であっても、今まで構築してきたネットワークは新市と連携し、生かしていきます。

4　推進組織である「三重のまんなか連絡協議会」については、生活創造圏事業を総括的に運営する役割を果たすため、経過措置期間中は解散せず、地域の今後について考えていく場とします。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
(地域防災力の向上)
(3)　平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。
　また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。
　なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）下記の訓練を実施しました。
・非常体制伝達訓練　平成17年4月27日（水）22:00～　県内一斉実施（日時事前通知なし）
　津地方部の全所属対象に、非常連絡網を用いた伝達訓練を実施し、伝達状況・伝達所要時間等の検証を行い、所属連絡網の問題点検証と、非常体制の職員への周知徹底を図りました。
・非常参集訓練　平成17年9月1日（木）6:30～　県内一斉実施（日時事前通知なし）
　非常連絡体制の確認と発災後の時間経過に伴う各所属ごとの要員確保状況を検証することを目的とし、南海トラフを震源とするプレート境界型地震の発生を想定して訓練を実施した結果、津地方部には30分以内に34人（5%）、60分以内に223人（30%）、90分以内に423人（57%）が参集しました。
　なお、緊急初動対策要員の参集訓練も併せて実施しましたが、参集率の低さ（30分以内参集者：津庁舎2人(18%)、久居庁舎2人(33%)）も目立つ結果となりました。
・津地方部災害図上訓練
①平成17年7月7日（木）9:00～16:00　県庁図上訓練と連動して実施
　県庁防災対策本部と連携し、地方部における大規模地震発災直後の応急対策活動及び各所属初動対応ﾏﾆｭｱﾙの検証と職員の防災対応力向上を目的に図上訓練を実施しました。
　参加者：津地方部の6所属（企画・県税・生環・保福・農水・津建設）
②平成17年12月16日（金）13:30～16:00　実施
　大規模地震発生を想定、地方部における発災直後の応急対策活動及び各所属初動対応ﾏﾆｭｱﾙの検証と職員の防災対応力向上を目的に図上訓練を実施しました。
　参加者：津地方部の10所属（企画・県税・生環・保福・農水・津建設・久居建設・下水・中勢教育・中勢水道）及び県庁（防災対策室・地震対策室）
　＊ただし久居建設部・中勢水道事務所については各庁舎と津庁舎を無線等で結んで実施。
・緊急初動対策要員研修（災対本部設置訓練）　平成17年11月16日（水）
　津・久居各庁舎ごとに定めている緊急初動対策要員に対し、研修及び災対本部設置訓練（防災関係機器の説明）を実施しました。非常参集訓練時の参集率の低さを踏まえ、改めて任務内容及び趣旨の周知を図りました。
　参加者：津庁舎　11名中　9名、久居庁舎　7名中6名
・津市総合防災訓練　平成17年9月1日（木）18:00～　実施（参加）
　津市総合防災訓練（東南海・南海地震：震度6強を想定）に、県災対津地方部として参加し、現地に職員を派遣する設定のもと、災害支援車を使用した現地対策部の設営訓練を実施しました。
（2）初動ﾏﾆｭｱﾙ内容、災害対応体制等の検証について、各班において実施しました。
・各班における初動ﾏﾆｭｱﾙの見直し及び初動対応時における所掌業務ﾁｪｯｸﾘｽﾄの作成・必要人員充足

率の検証　（地方部防災担当者会議で依頼）
・図上訓練実施結果を受けたﾏﾆｭｱﾙ等の検証及び見直し
（3）地方部各班（職員）の連携強化及び防災意識の向上を図るため、地方部防災担当者会議を開催するとともに、普通救命研修受講職員に対してビデオ上映により防災知識の普及を図りました。
・地方部防災担当者会議
平成17年5月25日　　非常伝達訓練結果、ﾏﾆｭｱﾙ等見直し（全所属）
平成17年8月23日　　非常参集訓練内容伝達、所掌業務ﾁｪｯｸﾘｽﾄ作成について（全所属）
（4）市町村との連携強化・市町村の活動支援に資するため、連絡会議・研修会等を実施するとともに、防災意識の普及啓発を目的として、地域に密着した小さい単位での出前トーク等を実施しました。
・管内市町村防災担当課（室）長会議　平成17年4月13日
県民局と管内市町村との連携を密にするため、年度の早い時期に会議を開催しました。
参加者：管内10市町村防災担当課（室）長及び実務担当者、防災危機管理局地震対策室長及び地域担当者、県民局
・自主防災組織ﾘｰﾀﾞｰ研修会　平成17年12月8日
市町村・地域住民・ＮＰＯ等との連携を図るため、県庁と協力し自主防災組織ﾘｰﾀﾞｰに対する地域研修を実施しました。
①「自主防災組織の活性化について」　防災危機管理局防災対策室職員
②「災害時要援護者について」　三重ガイドヘルパー連絡協議会役員
③「消防団と自主防災組織」　防災危機管理局消防・保安室職員
参加者　79名
・出前トーク、ミニ講習会への講師派遣等　延べ8回
5/13安濃(明合公民館)　5/28久居(野村自治会)　6/11美杉(ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協)
6/17久居(立成地区社協)　6/20安濃(全自治会長対象)　9/24安濃(佐倉自治会)
10/23一志(高野区)　12/3白山(ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ自治会)
（5）市町村の防災力向上に向け、県・市町村共催による地震防災講演会を開催するとともに、市町村の実状に合った補助事業（県単）の活用促進を図りました。
・地震防災講演会の開催　4市町村
10/8(土)美里村　10/18(火)津市　10/29(土)河芸町　11/3(木・祝)久居市
・地震関係補助事業の実施　7市町村（延べ事業15本）
事業内容：避難所耐震診断、避難誘導標識設置、防災資機材整備　等
（6）保健・医療分野における地域内連携を図るため、保健福祉部が主催する訓練や講習会に参画・支援しました。
・災害医療に関する講演会及び図上訓練　平成18年1月29日

2　取組の成果
（1）図上訓練等、各種訓練の実施により、職員の発災時初動対応に関する意識向上が図られ、各班の初動対応における課題や、各班相互の情報共有における問題点等の検証を行うことができました。
（2）市町村防災担当部署と緊密に連携することにより、合併後の新・津市の総合防災体制を支援していく枠組みをうまく引き継ぐことができました。
（3）保健・医療分野の訓練実施により、災害医療及び地域における連携の重要性について地元医師会等関係者相互の意識向上が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年度においても、下記の訓練を実施します。

（1）情報伝達訓練　平成18年4月　（抜き打ち）

（2）防災図上訓練（津地方部独自）

参加者（予定）：津地方部の各所属（県民ｾﾝﾀｰ・県税・保福・農水環商・建設・下水・中勢水道）及び県庁（防災対策室・地震対策室）

（3）県庁が実施する図上訓練への参加

（4）津市総合防災訓練への参加　平成18年9月

（5）非常参集訓練　　県内一斉実施（予定）

（6）緊急初動対策要員訓練

2　初動対応ﾏﾆｭｱﾙ等について、各班において有効に機能するよう、各訓練の結果検証をもとに見直しを図ります。

（1）情報伝達訓練の結果を受け、非常連絡網の見直しを実施

（2）非常参集訓練の結果を受け、初動対応チェックリスト（発災後）の作成及び必要人員の充足率の検証を実施

3　防災関係機関、ＮＰＯ、住民等との連携を一層図ることを目的に、新・津市と協働して地域防災力の向上に努めます。

（1）連絡会議、研修会等の開催

・市、県共催による地震防災講演会の開催（住民対象）

・出前トーク、ミニ講習会への講師派遣等

（2）市、地域住民との協働事業の実施（未実施地区の解消）

・津波避難計画策定事業

・避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ策定事業

（3）引き続き、保健・医療分野での地域内連携強化に向け、防災訓練、研修会等の実施において保健福祉事務所に協力していきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

(県税等の収入未済)

(4)　県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2%）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

(県税部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）税収の確保６４９億円（１６年度５３３億円)、徴収率（一般税）９８．０％（１６年度９７．３％、自動車税９５．０％（１６年度９５．０％)、収入未済額１３億円以下（１６年度１２．２億円)、差押件数２０００件（１６年度１９１９件）と目標設定を行い、３ヶ月に１回進行管理を行いました。

（2）収入未済額縮減のため１２月、１月を差押強化月間として取り組みました。

（3）差押を強化するため捜索を実施しました。

（4）職員の専門性向上のため、各種研修に派遣するとともに所独自の研修を実施しました。

2　取組の成果（１７年１２月末現在）

（1）収入未済額　　３５億円（対前年比　９１％で９％改善）

（2）徴収率　　一般税　　９５．６％（前年同期　８９．５％で６．１％改善）

　　自動車税　９４．３％（前年同期　９３．８％で０．５％改善）

（3）差押件数　　１７５３件（前年同期　１１４１件で６１２件増（５４％）の改善）

（4）捜索　　２件（１１月・１月）　過去にない今年度新規の取組

平成18年度以降（取組予定等）

1　ＩＳＯ９００１の手順に基づき、収入額、収入未済額、徴収率、差押件数等の事務所目標、グループ目標を職員とともに設定し、税収確保・収入未済額の縮減に取り組みます。

2　滞納整理を一層強化するとともに、県で計画した１２月１月の差押強化月間に積極的に取り組みます。

3　納付催告に応じない滞納者に対しては、捜索を踏まえた処分を行います。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

(5)　個人県民税の収入未済額が 3,202,813,029 円（対前年度比 95.4％）あり、前年度と比べて 154,044,169 円減少しているものの、県税の収入未済額の 51.2％を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第 48 条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）「津地域地方税収確保対策会議」において、下記の事業を計画し市町村と協議して徴収の確保を図りました

・県税併任職員を管内５町へ派遣しました。
・町と協働で捜索を行いました。
・各種の職員研修を実施しました。

（2）「三重地方税管理回収機構」へ管内市町村が積極的に参画するよう支援しました。

2　取組の成果（１７年１２月末現在）

（1）併任職員取り組み状況

	河芸町 20 日間	白山町　19 日間	安濃町　21 日間	一志町 21 日間
財産調査	72 名	70 名	70 名	49 名
預金等差押	13 件 4,478 千円	21 件　3,499 千円	15 件　4,234 千円	16 件 4,655 千円

	芸濃町１２日間	合計　９３日間
財産調査	６８名	３２９名
預金等差押	1 件 7,156 千円	６６件　２４，０２２千円

（2）合同捜索（17 年 11 月）

美里村　納付約束で翌日完納（約１０万円弱）
県　　コンロ付テーブルほか２０点５４０個差押　１月１９日インターネット公売

（3）研修

徴収事務初任者研修	1 日	16 名参加
徴収事務専門研修	1 日	22 名参加
家屋評価研修	1 日	20 名参加

（4）　機構の活動状況（平成１７年１２月末）

・　徴収額　　756,097 千円　（津管内　48,257 千円）（推定個人県民税 50,210 千円）

（5）　収入未済額　２０．９億円（16 年度　２２．５億円で１．６億円縮減）
徴　収　率　６６．１％　（前年　６４．１％で２．０％改善）

平成18年度以降（取組予定等）

1　管内が津市１市となったが、引き続き「津地域地方税収確保対策会議」を一部改正の上継続し、津市と十分協議を重ねながら新たな事業を計画し、地方税収の安定確保策を検討します。

2　「三重地方税管理回収機構」を十分活用できるよう支援します。

3　県が個人県民税を直接徴収できる地方税法４８条の運用について、津市および税務政策室と協議し、事案があれば取り組みます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策の充実）

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

住民の交通事故への自覚を高めるため、前年度に引き続き警察、各市町村、交通安全協会等との連携のもとに、交通安全に対する各種の啓発事業を展開しました。

（1）　平成17年4月　6日（水）から　4月15　日（金）まで「春の全国交通安全運動」をはじめとする各期の交通安全運動期間中、県庁舎において、「懸垂幕」、「交通安全のぼり」などを掲出するとともに、県において実施する出発式、地区交通安全対策会議の実施する出発式、街頭啓発活動、パレード等に参画し、交通安全・事故防止、交通安全意識の高揚を図りました。

（2）交通安全母親指導者研修会の開催

交通安全教育プログラム、自転車の乗り方体験及び自転車に対する法的知識の安全教育を実施しました。（平成17年10月7日 県津庁舎 受講者７７人）

（3）安全・安心の通学路システムづくり事業

交通事故減少を目的に、学校、ＰＴＡ、企業、行政等が協働し子どもや地域の発想を活かした安全で安心な通学路の整備や交通安全教育を推進しました。１７年度は、安濃町草生小学校、久居市桃園小学校区で実施しました。

（活動内容）

・ 協働委員会の開催４～５回
・ 児童によるヒヤリマップ作成、委員会による現地調査
・ 通学路整備箇所、整備内容の検討、整備事業の発注、事業効果の検証

（4）高齢者対策

・ ６０歳以上の地域指導者予定者に交通安全活動指導員研修会を開催し、安全運転実地指導体験研修を行いました。（管内の３自動車学校で４回実施し１６８名受講）
・ ６０歳以上のシルバー交通安全宣言（１３名）を三重テレビで放映しました。
・ 高齢者を対象とした交通安全大会の開催（平成17年12月9日 県津庁舎 表彰と高齢者交通安全講習）や、高齢者事故防止対策の地域での取組みについて関係者による連絡会を開催し、協議しました。

（津建設部）

（1）警察や関係機関と連携して、交通死亡事故現場を含めた交通危険箇所の検証を行いました。

平成17年度は4月7日、9月28日に警察、国土交通省、市とともに危険箇所点検を実施しました。県管理道路にかかる危険箇所5箇所のうち2箇所の対策を済ませました。

また、1箇所については設計を終えており、1箇所については測量を終え現在交差点の予備設計を行っており2月末に終了しました。残る1箇所については、今後、対策工法を検討してまいります。（上浜高茶屋久居線（赤十字血液センター前交差点））

（2）平成16年度に安濃町立村主小学校で実施した「安全・安心の通学路整備システムづくり事業」の成果（児童・ＰＴＡとの意見交換を行いながら交通安全対策を実施する）をさらに管内の他の

小学校へ展開するため、１７年度は、安濃町立草生小学校と連携して実施しました。
（活動内容）
・協働委員会の開催５回
・児童によるヒヤリマップ作成、委員会による現地調査
・通学路整備箇所、整備内容の検討、整備事業の実施

（久居建設部）
（１）交通安全施設の整備
平成１７年１１月２１日、交通事故危険個所に指定された交差点や平成１７年度に管内で発生した死亡事故現場において、津南警察署、国土交通省等の関係機関と連携して事故発生要因等の検証を行いました。
また、この検証結果を基に有効な対策について検討を行いました。
（２）安全・安心の通学路システムづくり事業
旧久居市内の桃園小学校で行われた「安全・安心の通学路システムづくり」事業に参加し、学校、ＰＴＡ、企業等と協働して通学路の整備について話し合うなど、子供の交通安全の推進に努めました。

２　取組の成果
（生活環境森林部）
（１）交通安全母親指導者研修会での、交通安全教育プログラム「あやとりぃ」や自転車の乗り方研修の評価は高く、学校にその実施依頼を行い自転車教室に取り組んだり、幼稚園で母親独自があやとりぃ（ひよこ編）を実施するなど、交通安全意識の高揚と浸透が図れました。
（２）地域、行政及び警察等が一体となって、子どもの視点を取り入れながら「安全・安心の通学路の整備システムづくり」を推進することにより、地域の交通状況に応じた安全意識の高揚を図ることが出来ました。

（津建設部）
危険箇所に対策を施すことにより、安全性が向上しました。
地域、行政及び警察等が一体となって、子どもの視点を取り入れながら「安全・安心の通学路の整備システムづくり」を推進することにより、地域の交通状況に応じた安全意識の高揚を図ることが出来ました。

（久居建設部）
（１）交通死亡事故現場の対策検討結果を基に、国道１６５号久居体育館前の交差点において減速帯、路面表示等の事故抑止対策を実施しました。
（２）地域、警察等と一体となり「安全・安心の通学路システムづくり」を推進することにより、交通安全意識の高揚を図ることが出来ました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）
１　交通安全母親指導者研修会の開催や、市交通安全対策会議等と連携した交通安全啓発活動を展開します。また、高齢者連絡会議を開催し、高齢者交通事故防止対策の検討、啓発事業等を実施します。
２　警察・関係機関と連携して、交通死亡事故現場の検証を行っていきます。
３　薄暮時の交通事故の多発を抑制するため、継続して11 月１日～12 月31 日まで、津庁舎全職員及び市職員に対し、薄昏時間帯の早めのヘッドライトの点灯について協力依頼を行います。
４　毎月１１日の交通安全の日関係団体と協働して、早朝の街頭啓発に積極的に参加します。
５　平成１５～１７年度に実施した「安全・安心の通学路整備システムづくり事業」の成果をさらに管内の他の小学校へ展開するため、１８年度は市独自で実施する「安全・安心の通学路整備事業（仮称）」を支援していきます。

（津建設部）
　危険箇所点検箇所を中心に安全対策を検討していきます。今年度完成していない箇所については、来年度以降継続して整備、検討していきます。
「安全・安心の通学路整備システムづくり事業」につきましては、協働委員会の委員として積極的に参加します。

（久居建設部）
　平成１７年度に行われた久居建設部管内に残る交通事故危険個所（１箇所）の現場検証においては関係機関が協働して新たな対策について立案しました。これを基に交差点部の注意喚起を促すカラー舗装化を行う予定です。
　引き続き管内の県管理道路については、津南警察署や津市等と連携して交通安全対策を推進していきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（青少年の健全育成）
（7）　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。
インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）中勢地区青少年行政連絡協議会の開催
ア　青少年行政連絡協議会主任連絡員会議（5月12日）
本年度連携を深めた取組ができるように各関係機関の情報交換を行いました。
イ　意見交換会（7月13日）
悪化する環境の中で青少年を守る方法について、インターネット等の意見交換会を実施しました。
ウ　合同研修会議（2月24日）
合併した津地方県民局管内10市町村が「今、できること　今すべきこと」をワークショップにより考え合う研修会を実施し、「子どもの安全を守るための声かけ、あいさつ運動の取組」を中心に、新市の新組織づくりに向けての課題について話し合いました。
（2）地区青少年育成市町村民会議活動の推進
ア　中勢地区青少年育成市町村民会議連絡協議会研修会（6月15日）
チャイルドラインに取り組むＮＰＯからみた子どもの現状を聞き、育成者として、子どもへの見方を学びました。
イ　中勢地区青少年育成地域活動者研修会（11月12日）
美里村で研修会「やればできる～青少年が交流できる環境づくり～」を開催しました。
中・高生等幅広く対象とした青少年健全育成活動のあり方等について交流しました。
（3）青少年健全育成環境浄化（非行防止・有害環境対策・立入調査）の充実
ア　青少年非行防止促進事業
関係機関と協力し、深夜徘徊防止の啓発活動と店舗への協力依頼を実施しました。中勢地区広域補導協議会との連携により、街頭補導・学校訪問・研修会に参加しました。
イ　青少年健全育成協力店運動
青少年非行防止のねらいでコンビニや書店に「青少年健全育成協力店」として協力を依頼し、夜10時以降の青少年の外出注意、有害図書の区分陳列、青少年の喫煙防止等の協力依頼を行いました。
ウ　有害環境対策としての立入調査活動
立入調査員（任命22人、指定13人）を委嘱、年度初めに研修会を実施しました。
毎月の立入調査活動と有害玩具（エアガン）の調査、新設遠隔操作自販機立入調査を実施しました。
（4）その他
ア　少年の主張三重県大会の作文募集
津地方県民局管内からも入選し、入選者が嬉野町ふるさと会館での発表会に出場しました。
イ　青少年居場所づくり事業の支援
ウ　自分発見！　中学生・地域ふれあい事業
2　取組の成果
本年度も各関係機関の協力を得て、大きな社会環境の変化に対応した上記の各事業に取り組むこと

ができました。
（1）合併した新津市の各地域で、新組織づくりと共に「あいさつ運動」の充実に取り組むことを確認することができました。
（2）本年度の研修会で育成者として、子どもへの見方・接し方を学び、青少年の体験活動は、計画・立案の段階から中・高生等青少年に任せる青少年健全育成活動のあり方を学ぶことができました。
（3）コンビニ等の深夜営業店舗に協力をお願いし、「青少年健全育成協力店運動」のプレート、ＳＴＯＰ！青少年の深夜外出」のステッカーを店内に掲示することができました。
（4）県や市町村関係機関、警察、青少年育成市町村民会議連絡協議会、ＮＰＯ団体、ＰＴＡ等、情報の共有や連携を深めることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

各関係機関と連携し、地域における青少年育成基盤の再生・整備と地域住民や地域の関係者が自ら考え、自ら実行する体制づくりの活動を支援します。

（1）青少年行政連絡協議会主任連絡員会議の充実
（2）青少年健全育成環境浄化（非行防止・有害環境対策・立入調査）の充実
　ア　青少年非行防止促進事業（啓発活動・街頭指導等）
　イ　青少年健全育成協力店運動
　ウ　有害環境対策としての立入調査活動
（3）その他
　ア　青少年育成室の重点取組事業の支援（青少年指導専門員として青少年との交流）
　イ　少年の主張三重県大会の作文募集

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4％を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部、農水（政）商工部、伊勢建設部、下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

（1）　生活排水対策を推進するため、国、県の補助事業を活用するなどにより、浄化槽の整備推進に取り組みました。

なお、浄化槽の設置基数については次のとおりです。

	15年度末	16年度末	18年1月末	
浄化槽設置届	５５４基	５３７基	３３７基	
浄化槽調書(建築確認)	６５４基	７２８基	４２３基	（１７年度は嬉野、三雲両町が松阪管内に移管されています）
計	１２０８基	１２６５基	７６０基	

（2）　浄化槽の国庫補助事業については、従来の「廃棄物処理施設整備費補助金」は平成１７年度で終了するとともに、１７年度から新たに、「汚水処理施設整備交付金」及び「循環型社会形成推進交付金」が創設されました。

また、新たな交付金にはそれぞれの計画が策定されていることが条件になります。平成１７年度は、次の計画が策定されました。

①　「環境と共生する美しい県都」津市南部再生計画
（旧久居市、一志町、白山町、美杉村、平成２１年度まで）

②　「エコシティ・津」清流再生計画
（旧津市、平成２１年度まで）

③　津安芸地域循環型社会形成推進地域計画（旧河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、平成２１年まで）

（農水商工部）

管内１０市町村の農業農村整備事業担当者を対象に、平成１７年担当者会議を開催し、そのなかで農業集落排水事業の推進を働きかけました。

（平成１７年７月１５日　津庁舎３Ｆ会議室）

なお、上記のうち４市町（津市、河芸町、安濃町、芸濃町）については、農業集落排水事業は完了しています。

（下水道部）

生活排水処理対策の推進を図るため、引き続き市町と連携して流域下水道の整備を進めました。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

浄化槽の整備促進に取り組んだ結果、管内の生活排水処理施設整備率を向上することができまし

た。
なお、平成１６年度の当管内の生活排水処理施設整備率は、平成１５年度（６６．２％）に比べ、２．８ポイント上昇し６９．０％となっています。

（農水商工部）
（１）　美里村高座原地区は平成１７年１０月に完成し、１１月から供用を開始しました。
（２）　平成元年から着手した農業集落排水事業は、平成１７年度の美里村高座原地区の完了を加えて、合計２６地区が完成しました。

（下水道部）
下水道処理施設の拡充、幹線管渠の延長等、流域下水道施設の整備が進みました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）
①　今後は、津市の上記計画に基づき、浄化槽の整備を計画的に進めていくことにより、生活排水処理施設の整備率の向上を図っていきます。
②　１８年度以降の交付金による施設整備計画

	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度
津市南部再生計画	３１０基	２８０基	２８０基	２８０基
清流再生計画	２５０基	２５０基	２５０基	２５０基
津安芸地域計画	４０基	３７基	３７基	３５基
計	７８０基	５６７基	５６７基	５６５基

（農水商工部）
農業農村整備事業担当者会議を開催し、三重県生活排水処理アクションプログラムに基づき農業集落排水事業の推進を図っていきます。

（下水道部）
県民局管内普及率を平成18年度末38％（県全体H16末35.7％）を目標に、市町村と連携を取りながら整備を推進します。
また、未供用の志登茂川処理区浄化センターについては、平成18年度早期に着工し、早期供用開始に努めます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業 ）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求め事業を推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）市町村、事業実施主体の担当者会議を開催し、森林環境創造事業の趣旨及びこの事業で期待される成果について普及指導を行いました。

また、森林組合に対し地区懇談会における森林所有者への普及に努めるよう依頼し、取り組み面積の拡大を図りました。

（2）事業内容及び事業実施による森林整備の効果など実施状況をホームページで公開し、森林所有者及び県民にＰＲしました。

2　取組の成果

津市芸濃町 14.9ha、津市白山町 39.5ha、津市美杉町 4.2ha　計58.6ha

(着手率)

(H14～H16) + (H17) / 対象面積 ＝ (429 + 59) / 6,098 ＝ 8.0%

平成18年度以降（取組予定等）

1 市及び事業実施主体への普及を行うとともに、事業実施主体が地区懇談会等で森林所有者に対し普及に努めるよう依頼します。

2 事業の実施に当たっては、市、事業実施主体に対し計画的に執行していくように指導すると共に事務手続について速やかに行うよう努めます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（子育て支援機能の充実）
(11)　安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。
　また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）　延長保育などの特別保育の実施促進のため、2市5町村（27施設）に対し平成17年度から事業費として次世代育成支援対策交付金を交付しました。（財源：国1／2、県1／4、市町村1／4）
（2）　地域子育て支援センターの運営支援のため、2市6町（13施設）に対し運営費補助金を交付しました。（財源：国1／3、県1／3、市町1／3）
（3）　未熟児等ハイリスク児の訪問指導
　未熟児出生数　142人（平成17年4月～平成17年12月末現在）中、低体重児出生連絡票が届いたり病院より依頼のあった21名について訪問しました。
（4）　妊産婦メンタルヘルス向上システム構築事業（産後うつ病の早期発見の手段を確立し育児支援を行う）
・調査訪問のデータを解析し、委員会で母子保健システムの構築について検討しました。
　開催日　1回目　平成17年11月25日　　2回目　平成18年2月14日
・ポスター「お母さんのこころの健康を守りましょう」を配布しました。
産婦人科・市町村・子育て情報センター・児相に掲示してもらい、産後うつの啓発と家族のサポートをPRしました。
・こどもの虐待予防研修会「母親のメンタルヘルスと育児支援」を開催しました。
　開催日　平成18年1月30日　参加者数　助産師、市町保健師、児童相談所職員等51名

2　取組の成果
（1）次世代育成支援対策交付金及び運営費補助金の交付により、市町村の子育て支援機能が充実したものと考えられます。
（2）107名の妊産婦に調査を行った結果、産後の母親のメンタルヘルスに影響を及ぼすリスクがあることがわかりデータを委員会で報告しました。その結果、産婦人科医・小児科医・行政機関で情報の共有を行い、現行の母子保健サービスにチェックリストを活用することで産後うつの早期発見ができ育児支援ができるよう検討しました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成17年度に引き続き、次世代育成支援対策交付金及び子育て支援センター運営費補助金の交付により子育て支援の充実を進めていきます。
2　母親が孤立せず安心して子育てができるよう産婦人科医・小児科医・市等の関係者と連携を取りながら家庭訪問等による支援を実施するとともに、関係機関で情報を共有し早期の支援ができるよう委員会を開催していきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12)　平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき策定した「津保健福祉部食品衛生指導計画」により、監視指導を実施しました。

(1)　監視実績	対象施設数（件）	監視数(回)	監視率(%)
Aランク（監視回数：年2回）	221	937	212.0
Bランク（監視回数：年1回）	146	54	37.0
Cランク（監視回数：2年に1回）	2,492	407	32.7
Dランク（監視回数：3年に1回）	3,621	409	33.9

(2)　効果的な食品監視指導を行うため、夏期の食中毒多発シーズン前に魚介類販売業、仕出店、海の家等を重点的に監視指導を実施しました。(実施件数　50件)

(3)　調理施設等の拭き取り検査を実施しました。(実施件数 103件)

(4)　食品の細菌検査及び化学検査を実施し違反食品の排除に努めました。(実施件数 171件)

(5)　有症苦情調査を実施しました。(実施件数　7件)

(6)　消費者等から苦情のあった不良食品・違反食品等の調査を実施しました。　(実施件数 13件)

(7)　営業施設の責任者等に対し食品による危害の発生を防止するため、食品衛生講習会等を実施しました。(実施件数 45回)

(8)　食中毒多発シーズン前に、消費者に対する食品衛生の向上及び事故防止のため、街頭でチラシ・うちわ等を配付し、啓発活動を実施しました。(実施日　8月4日、8月5日)

(9)　食品に対する消費者のニーズを把握するため、消費者・食品営業者・行政が参加し、消費者懇談会を実施しました。　(実施日　11月14日)

(10)　食品営業者の自主管理体制の確立を図るため、食品衛生指導員（255名）を対象に研修会を実施しました。(4回)

（18年2月末現在）

2　取組の成果

リスクの高いAランク施設の監視率を高めることにより、またBランクの施設については観光地にある旅館を重点的に監視することにより、効果的な食品監視ができました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年度「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、効果的な監視計画を策定し監視指導を実施します。

2　監視指導と連動した効率的・効果的な収去検査を実施します。

3　食品営業者や消費者を対象とした各種講習会を実施し、ノロウイルス等の食中毒防止対策の啓発を行い食品衛生意識の向上に努めます。

4　食品衛生指導員との連携を密にし自主管理体制の確立を図ります。

5　ホームページを活用して食品営業者及び県民に食品衛生にかかる情報を迅速に提供します。

6　手洗いチェッカーや表面温度計を活用し、食品営業者に科学的根拠に基づく指導を行います。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　生活衛生関係営業施設（理容・美容・クリーニング・公衆浴場・興行場）等について、監視指導を実施しました。

	施設数（17年4月1日現在）	目標監視率(%)	監視数（18年3月末日現在）	実績監視率(%)
理容所	364	15	55	15.1
美容所	559	10	30	5.4
クリーニング所	94	10	10	10.6
興行場	6	10	1	16.7
公衆浴場	73	20	21	28.8
旅館	177	15	27	15.3

（2）　衛生水準の向上を図るため、理容業従事者を対象に衛生講習会を実施しました。
（平成１７年１１月１日　１３０名、１１月７日　２００名　計　３３０名）

2　取組の成果

生活衛生営業者の衛生水準の向上と自主管理体制の確立を図っているため、衛生面についてのトラブルは発生していません。

平成18年度以降（取組予定等）

1　効果的な監視・指導を行うため、理容・美容所等については組合の協力を得て地域を指定し監視指導を計画します。また、旅館については観光地を中心に、公衆浴場については利用客が多い施設を重点的に監視指導を計画します。

2　生活衛生営業者の自主管理体制を図り衛生水準の向上を図るため、理容・美容業従事者への衛生消毒講習を１１月に、公衆浴場・旅館等に対するレジオネラ症発生防止のための講習を２～３月頃に平成１７年度に引き続き実施していきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

(沿海地区漁業協同組合の広域合併)

(14)　沿海地区漁業協同組合の広域合併については、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併促進の取組を行っており、平成16年度までに信用事業の譲渡が完了したが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、これまでの取組方法、成果等を検証して、一層効果的な取組を行われたい。

（津・南勢志摩・紀北農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

漁協の経営基盤強化を図るため、木曽岬町から香良洲町までの１５漁協を伊勢湾北部地区、松阪市から二見町までの管内３漁協と南勢志摩県民局管内３漁協を伊勢湾南地区として、合併推進に取り組みました。

特に、伊勢湾南地区は、平成１６年度に合併が否決されましたが、引き続き協議を重ねました。

2　取組の成果

伊勢湾北地区は、推進協議会の開催も調整できませんでしたが、伊勢湾南地区は、各漁協で合併総会を開催した結果、松阪漁協を除く５漁協で承認され、平成１７年１２月１７日に合併調印式が行われ、平成１８年４月１日に伊勢湾漁協が発足します。

平成18年度以降（取組予定等）

合併助成法の期限が平成２０年３月３１日までと残すところ２ヶ年と迫り、伊勢湾北地区の合併推進や伊勢湾南地区の積み残し等から、県内３漁協を目指すものの、当面は県内８地区整備に向け伊勢湾北地区の合併と、伊勢湾漁協と松阪漁協の合併を推進します。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3%）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8%～96.4%と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど関係する他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農水（政）商工部、農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　合併協議会農政分科会を核として、本年度認定期間の満了を迎える８９経営体に対して旧市町村、ＪＡ、農業委員会等と連携して経営改善計画の見直しを支援する経営改善相談会を開催しました。

（2）集落営農システムの構築推進やブランド産地育成を通じて認定農業者の確保育成を図りました。（水田営農システム高度化推進事業、担い手・産地バージョンアップ普及推進事業）

（3）　制度金融の効果的な活用、高品質生産技術や省力栽培技術の導入、地産地消運動や環境保全型農業への取組等認定農業者の経営改善を促進しました。（革新的技術導入経営体支援事業）

（4）　平成１９年度から実施される新しい水田営農政策の推進のため市町村水田営農推進協議会や営農組合役員会等で認定農業者制度の啓発活動を行い、地域営農システムの構築支援、認定農業者の確保を推進しました。

2　取組の成果

管内における本年度の認定数は８９経営体（新規１０、再認定７９）、失効数１０経営体で、市町村基本構想に掲げる目標数４０５経営体に対し、２３２経営体（３月末現在・進捗率５７%）となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　合併した「新津市」の新たな基本構想の作成を支援し、地域営農の確立と担い手の確保について振興方策の確立を図ります。

2　地域における関係機関等の意見交換や意識統一を図るため、津地域農業振興協議会や津市地域担い手育成総合支援協議会を開催し、地域の実情に即した認定農業者支援体制、支援方策の整備を行います。

3　平成１９年度から実施される新しい水田営農政策のうち品目横断的経営安定対策の申し込みを１８年度に行うことになっており、対策の有効性を高めるため新たな認定農業者の確保を推進します。

4　平成１８年度においては、管内の認定農業者７４経営体（約３２%）が認定期間の満了を迎えるため、津市、農協との連携による経営改善相談会、再認定のための経営改善計画書の策定支援を実施します。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

(16)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（農水（政）商工部、農政部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）男女共同参画の推進役となる農村・漁村女性アドバイザーの育成

・きらめく農山漁村女性育成事業を活用し、農村女性アドバイザーが企画員となって地域参画セミナーを実施し（5回、のべ721名参加）農村女性アドバイザーのエンパワーメントを支援しました。
・全国男女共同参画宣言都市サミット in 津記念事業において、農村女性アドバイザーが新しい津市に向けた提言活動を行いました。
・各漁村に組織される漁村女性グループに対し、漁村女性アドバイザーの役割や活動を紹介し、新規候補者の掘り起こしを行いました。

（2）農業委員の女性登用

・平成17年7月の改選に向け、市町村長・議会議長・農業委員会長あて、女性の登用を依頼
・平成17年7月の改選後、平成18年1月新津市の誕生に向け、キーとなる津市農業委員会長に対し、女性の登用を再度依頼

（3）家族経営協定締結推進

・今年度は特に、経営改善計画再認定をむかえる認定農業者が多く、経営改善計画を立てる際に家族経営協定の推進も行いました。

2　取組の成果

（1）男女共同参画の推進役となる農村・漁村女性アドバイザーの育成

・農村・漁村女性アドバイザーがエンパワーメントされ、関係機関も農村の男女共同参画の推進の重要性を認識しました。

（2）農業委員の女性登用

・平成17年7月の改選では、8名の女性が登用され、1名増となりました。（一志町で1名増）
・平成18年1月の合併後の津市においては、女性の登用については未定

（3）家族経営協定締結の推進

・旧津市で2経営体、再認定の機会に経営改善計画の共同申請を希望され、家族経営協定を締結
（うち1経営体は、すでに協定を締結しており、見直しを行いました。）
旧久居市で2経営体、後継者育成もふまえて、家族経営協定を締結

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年1月に新津市が誕生し、男女共同参画に関する施策の推進については、これまでの旧津市・旧久居市にあった推進条例を見直し、新津市として新しい男女共同参画推進条例を制定する方向で準備を進めています。津市では農山漁村についても、19年度を目途に男女共同参画目標を策定する予定で、関係機関や農村女性アドバイザーと共に準備を進めていきます。
2　農業委員の女性登用については、合併後の状況を見据えながら、引き続き女性の登用を働きかけていきます。
3　家族経営協定締結の推進については、指導農業士・農村女性アドバイザーの他、経営改善計画の再認定をむかえる認定農業者に対し、経営改善や後継者育成の有効な策として推進をしていきます。
4　農村・漁村の男女共同参画を推進する人材として、農村・漁村女性アドバイザーの育成と確保に引き続き取り組みます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（観光振興）
(17)　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。

（農水（政）商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（1）　新津市の魅力発見と人的交流を図るため合併予定１０市町村・津市観光協会・津県民局で組織する新生津市観光活性化協議会主催で
①　「みえのまん中ええとこめぐりスタンプラリー」を実施
②　なぎさまちライトアップ共催
③　新津市全体の観光パンフレット作成
（2）　Ｆ１日本グランプリ地域活性化協議会と津まつり実行委員会と共同し、クラッシックカーパレードを津まつりのイベントとして実施
（3）　奥一志青山高原観光振興協議会と共同し、大阪市にて観光物産展開催
（4）　「三重・食の探訪」ビデオを作製し、中部国際空港を結ぶ高速船内で放映するとともに関係機関への活用に供した。

2　取組の成果
（1）　総数２，２８１名の応募あり（新津市２，０３０名・三重県内２００名・県外５０名）参加者から良好な感想が多数よせられた。
（2）　初めての試みであったが、鈴鹿サーキットと津まつり実行委員会の連携によりスムーズに実施できた。
（3）　なぎさまち一帯のライトアップにより、県内外や国外から高速船を利用して新津市を訪問された方々の満足度アップと夜景鑑賞者の取り込みが図れた。

平成18年度以降（取組予定等）

1　新津市が観光振興部門を観光係から観光振興課に組織変更、榊原温泉を始め海から山に至る観光資源を活用した観光振興を計画しており、県も積極的に参画して一層の観光振興を図ります。
2　Ｆ１日本グランプリ地域活性化協議会と緊密に連携し、１７年度以上の規模でクラッシクカーパレードを実施するなどＦ１継続開催に向けた取り組みを支援します。
3　上記事業のほか「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、県庁観光交流室や津市、事業者、地域住民等と連携し、津のまちと港のＰＲ、中山間部の観光資源の活用など地域における観光振興に取り組みます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農水(政)商工部、農政部、建設部、下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

（1）指名競争入札における事業者選定及び公募要件決定にあたっては、部内指名審査会で十分な精査を行うなど、より競争性、公正性、透明性の高い入札、契約の執行に努めました。

（2）平成１７年１０月１７日より土木一式、舗装工事等すべて（但し、小規模委託等一部業務委託は除く）に導入された電子入札を的確に運用するなど、より競争性、公正性、透明性の高い入札、契約の執行に努めました。

（農水商工部）

入札において、１０月より全ての業務について電子入札となっています。

（津建設部）

平成１７年１０月１７日より建設工事、測量設計委託等ほとんどの入札が電子入札で行われることになりました。

平成１８年２月１日からは、入札契約制度の一部改正が行われ、より透明性の高い入札制度になるよう、入札心得書、入札条件書等の内容が改められました。

（久居建設部）

（1）指名競争入札における事業者選定及び公募要件決定にあたっては、部内指名審査会において十分な精査を行うなど、より競争性、公平性、透明性の高い入札、契約の執行に努めました。

（2）平成１７年１０月１７日以降の発注案件については、小規模委託等一部の委託業務を除くすべての業務に電子入札を導入しました。

（3）新進行管理システムの導入により、すべての工事、委託業務について技術者が適正に配置されているかチェックを行いました。

（4）簡易型総合評価落札方式による地域公募型指名競争入札を試行する予定です。

（下水道部）

総合評価落札方式とプロポーザル方式等新たな契約制度及び電子入札の拡大に的確に対応し、より競争性、公平性、透明性の高い入札・契約の執行に努めました。

また、簡易型総合評価落札方式の試行工事も実施しました。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

（1）指名審査会における議論が活発になるなど職員の入札、契約制度に係る意識改革が進んできました。

（2）平成１７年度からの電子入札の本格運用開始により、業者は電子入札利用者登録を行っていま

す。
（3）電子入札システムの本格運用開始により、競争性、公正性、透明性が高まったと考えられます。
（4）県全体で適時改善が行われており、一層競争性、公正性、透明性が高まっています。また、情報公開も進み、多くの業者が設計書（金額入り）の開示請求をしてきています。

（農水商工部）
電子入札への移行により、これまでより競争性、公正性等が高まるものと考えます。
落札率の格差については、残る発注を見て検証します。

（津建設部）
電子入札制度が定着してきたため、特に土木一式・Ｃランクの建設業者の電子入札利用者登録者数が増加してきました。
これにより発注する工事への参加者が増加してきています。

（久居建設部）
（1）　指名審査会における議論が活発になるなど職員の入札、契約制度に係る意識改革が進んできました。
（2）　電子入札の本格運用により、土木一式工事にかかる管内事業者のうち
Ａランク　１００％（８社）
Ｂランク　１００％（１８社）
Ｃランク　７２．１％（６８社中４９社）
が電子調達利用者登録を行いました。
（3）　すべての工事、委託業務について技術者適正配置のチェックを実施したことにより、事業者の現場適正管理についての意識改革が進んでいます。

（下水道部）
簡易型総合評価落札方式の試行工事の取組により、職員の入札契約制度に係る意識改革が進み、一層競争性、公正性、透明性が高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）
平成１７年度に引き続き、より競争性、公正性、透明性の高い入札、契約の執行に努めます。

（農水商工部）
今後も、入札、契約制度の運用を的確に対応して、より、効率性、公正性、透明性を高めます。

（津建設部）
地域公募の区域割については、津、久居両建設部が統合されるため、今後検討が行われることになると考えられます。
簡易型総合評価落札方式に取り組み公共工事の品質確保の促進を図っていきます。

（久居建設部）
総合評価落札方式等新たな入札、契約制度の運用拡大に的確に対応し、より競争性、公平性、透明性の高い入札、契約制度の執行に努めます。

（下水道部）
平成17年度に引き続き、総合評価落札方式とプロポーザル方式等新たな契約制度及び電子入札の拡大に的確に対応し、より競争性、公平性、透明性の高い入札・契約の執行に努めます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
(県単公共工事の契約変更)
(19)　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。
その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。
安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部、農水(政)商工部、建設部、下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（生活環境森林部）
（1）　経験豊富な主幹を設計時の審査担当に選任し、当初設計時の調査精度の向上を図りました。
（2）　今回の監査で指摘された事項の改善等について、平成１７年１１月１日より施行している「三重県建設工事変更設計要領」(改定案)に基づき、契約変更にかかるチェック体制の強化を図るなど、厳格な運用を徹底しました。特に、部の指名審査会では、２５％を超える大幅な増額変更については、審議することにしました。(改定案要領では３０％)

（農水商工部）
県単公共工事の取り扱いはありません。

（津建設部）
やむを得ない事情により設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定めた「三重県建設工事設計変更要領」の改訂案を全県的に１１月１日から試行しており、効果の検証を行います。
その他、以下のような取組みを実施しました。
（1）複数監督員制度を活用し施工中の現場に対する迅速で適切な指示の取り組みを行いました。
（2）変更設計を適正に行うよう、職員に対し周知、徹底しました。

（久居建設部）
平成１７年１１月１日に運用開始された「三重県建設工事設計変更要領」に基づいて、指名審査会メンバー（１５名）が設計変更案件の厳正な審査を行うことになりました。
また、各グループにおいては、当初設計時の現地調査にＪＴ、主査等の複数名が同行するなど、調査精度の向上を目指した取り組みを行いました。

（下水道部）
『三重県建設工事変更設計要領』が改訂され平成１７年１１月１日現在契約中で同日以降指示等を行うもの、及び平成１７年１１月１日以降に契約するものに適用となりました。
特に、当初請負代金の３０％以上または２０００万円以上の増額変更を行おうとする場合は、指名審査会に諮ることになりました。

2　取組の成果
（生活環境森林部）
（1）当初設計を、より精査して作成できるようになりました。
（2）変更設計について、よりその内容（中身）のチェックを強化したことにより、公正で透明性の高い契約の執行が行われました。

（農水商工部）

県単公共工事の取り扱いはありません。

（津建設部）

契約変更による大幅な増額がなくなりました。
別途発注すべきものの徹底がなされ変更での取り組みがなくなりました。

（久居建設部）

工事指示簿作成等の徹底、設計変更要領に基づいたチェック体制の強化等、部全体が変更の必要性について共通の認識を持って取り組んだことにより、設計変更に対する職員意識の高揚が図られました。

（下水道部）

変更設計について職員の意識改革が進み、変更理由のチェック体制が強化されました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

1　平成１８年４月１日から本運用される改定の「三重県建設工事変更設計要領」に基づき厳格な運用を徹底していきます。
2　引き続き、経験豊富な主幹を審査担当に選任し、設計時の精度向上を図ります。

（農水商工部）

県単公共工事の取り扱い予定はありません。

（津建設部）

効果の検証をもとに「三重県建設工事設計変更要領」の改訂をおこない運用します。（全県的）
引き続き「三重県建設工事変更設計要領」に基づき厳格な運用を徹底していきます。

（久居建設部）

引き続き、事前調査の精度向上、チェック体制の強化等を推進し、公正で透明性の高い公共事業の執行に努めます。
今後とも、更に設計変更に係る部独自の取り組みについて検討していきます。

（下水道部）

『三重県建設工事変更設計要領』の適正かつ厳格な運用を徹底します。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（道路橋りょうの維持管理）

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（津建設部）

（1）費用対効果の観点から、一時的な路面補修において、より長寿命の材料を用いました。また、舗装面の補修については、適切かつ効果的な補修規模を設定して補修をすることとしています。

（2）補修に使用する材料にも仮設的なものといいながらも劣化を防ぐ観点から、メンテナンスフリーの材質のものを使用しています。

（3）路面性状調査（ＭＣＩ）を基に、舗装の長寿命化のため新たな舗装材料の採用や交通量の多い主要幹線道路を中心に重点的な補修を行うなど、維持管理水準を保つとともに、限られた予算を効率的に執行するよう努めました。

（4）河川や道路の除草業務を自治会委託などの住民参画の維持管理を進め、一層のコスト縮減を図りました。（平成１７年度は、３５の自治会へ草刈等の委託を行いました。）

（久居建設部）

路面性状調査結果（ＭＣＩ）や道路パトロール結果を基に、交通量の多い主要幹線道路を中心に重点的な補修を行うなど、限られた予算の効率的な執行に努めました。

維持修繕費の中で大きなウエイトを占める道路や河川の除草業務について、自治会委託等の住民参加による維持管理を推進し、コスト縮減に努めました。

また、建設工事、補修工事の両面で、メンテナンスフリーや長寿命化に有効な材料（改質Ａｓ、型枠一体型のＣｏボード等）の積極的な採用について検討しました。

2　取組の成果

（津建設部）

（1）道路舗装面の補修については、大規模な補修対応とすることでより快適な走行性を確保していきます。

津建設部管内の舗装ＭＣＩの変化は以下のとおりです。今後も５．０以上を確保していきます。

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
県下全体	4.9	5.3	5.3	5.2	5.3	5.3	5.4
津建設部管内	5.2	5.6	5.3	5.5	5.2	5.2	5.9

※ＭＣＩ（メンテナンスコントロールインデックス）とは道路の舗装面の状態（ひびわれ、たわみ等の状態）を表す指標で、5以上がよい状態とされています。

（2）平成１７年度は３５の自治会等へ草刈等の委託を行ったほか、美化ボランティア活動団体２５団体（道路美化ボランティア７団体、河川美化ボランティア３団体、海岸美化ボランティア９団体、ふれあいの道事業５団体、その他事業１団体）の参画を得るなど住民参画による維持管理を進めています。

（久居建設部）

管内の主要幹線道路においては、ＭＣＩ５．０以上の値が得られ、特に国道１６５号は７．４、久居美杉線は６．０の値となりました。

住民参加型維持管理の実績は、平成１７年度、新たに２団体増加し、５３団体の参加を得ることが出来ました。

平成18年度以降（取組予定等）

（津建設部）

計画から管理までの各段階において最適化を図るための方策を検討します。

草刈りの自治会委託、ふれあいの道事業等、地域住民の参画による維持管理を促進するとともに、地域の実情に即した管理水準の設定（道路の利用状況に応じた草刈りの２回刈、１回刈等）を行い、計画的な維持補修を進めていきます。

また、県土整備部では、公共事業全体のコスト縮減第３次行動計画（平成１６年度～１９年度）を策定しており、ライフサイクルコストの低減を含め、コスト縮減を総合的に推進していきます。

（この行動計画では、対１４年度比１５％削減を目標としており、平成１６年度末の津建設部の縮減率は１０．６％となっています。）

（久居建設部）

計画から維持管理までの各段階において最適化を図るため、地域の実情に応じたローカルルールの採用によるコスト縮減、維持管理水準の設定による効率化に努めます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
１事務事業の執行に関する意見
（屋外広告物対策）
(21)　屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。
　また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
（津建設部）
　平成１６年度に全県で実施した実態調査の内、津建設部管内の旧郡部に建植されていた、２，１９４件の屋外広告物で、詳細調査が必要な２，０７０件について、平成１７年９月末までに現場踏査等を済ませ、現場踏査で違反広告物と判明したものについて、津市との協議に基づき「禁止広告」２件、「禁止地域禁止物件」１４６件、「規格違反」０件、「手続違反」１，２４１件に分類した。
　なお、平成１７年度内は、違反広告物の設置者に対し違反是正指導を引き続き行う予定です。

（久居建設部）
　違反広告物設置者の把握に努め、是正指導を行い、美しい沿道景観の確保を図るために、違反広告物指導方針（平成１７年７月制定）に基づき、屋外広告物台帳整備事業により集約した基礎資料（１９８４件）の物件について分類及び違反内容の確定作業を１２月に完了しました

２　取組の成果
（津建設部）
　平成１８年１月４日付けで津市への事務の引継ぎを終了しました。

（久居建設部）
　新津市への引継ぎについては、平成１８年１月に完了しました。

平成18年度以降（取組予定等）

津市に権限委譲済みです。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

(過年度未登記の処理)

(22)　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（農水(政)商工部、農政部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（農水商工部）　（本年度当初予定１０筆）

美里村（現津市）が事業主体となる、簡易水道総合事業の用地買収に伴い、県が昭和４７年度に揮発油税財源身替農道整備事業の事業用地として買収した山林４筆が未登記となっていることが判明しました。当該地は昭和４９年度に美里村に財産譲渡を行っていますが、土地買収台帳から未登記土地であることが確認されました。

この土地は、買収当時の用地測量図が無いこと、地図訂正も必要であることから再測量を行うこととし、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会津支所に測量と分筆登記を依頼しました。

また、再測量が必要な広域農道（グリーンロード）に係る４筆について、同協会同支所に測量依頼をしました。

さらに、昨年度から交渉中の１３筆についても交渉を継続しています。

（津建設部）

平成１６年度に定めた「平成１７年度以降の処理方針（県土整備部）」に基づいて計画的に処理を進める中で、１７年度の取組としては県全体で２００筆の処理方針を定め、この目標値を基に各建設部で未登記残の状況に応じた処理目標を定めてカルテを活用しながら未登記処理の促進に努めます。

処理目標　３筆

（久居建設部）

県建設部全体で２００筆（予算額５０，３９２千円）の処理目標を定め、この目標値を基に各建設部毎に未登記残筆数に応じた処理目標を定め、カルテを活用しながら未登記処理の促進に努めています。

処理筆数９筆（登記処理５筆、登記みなし処理４筆）を目標に取り組んでいます。

2　取組の成果

（農水商工部）

美里村の揮発油税財源身替農道整備事業の事業用地として買収した山林４筆分については、現所有者及び隣接地所有者１４名の境界立会を行い、分筆及び所有権移転登記を完了しました。

その他の分については、地権者が非協力的あるいは相続人に面談できない。また相続人が現地の境界を特定できない等の理由で時間を要しています。

（津建設部）

平成１８年１月末現在の処理状況は次のとおりです。

２筆処理済

（久居建設部）

２筆の登記処理と７筆の登記みなしを行いました。

また、測量の完了した４筆について登記手続きを進めています。

平成18年度以降（取組予定等）

（農水商工部）

平成１８年度は第６次の未登記対策事業が終了年度を迎えますが、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び三重県公共嘱託登記司法書士協会へ測量委託等をしながら、当方と協力して現地調査が行えるよう、地権者の理解を得るよう粘り強く折衝していくとともに、公図訂正等の法務局に関することは同局の指導を仰ぎながら、未登記の解消を図っていく予定です。

（津建設部）

適正な財産管理と未登記を原因とするトラブル防止のため、引き続き計画的な未登記処理に努めます。

平成１８年度の取組としては、未登記処理には土地の測量費等で多額の費用を必要とするため、１８年度の予算状況を踏まえて効果的な目標値を定めることとしています。

（久居建設部）

適正な財産管理と未登記を原因とするトラブル防止のため、引き続き計画的な未登記処理に努めます。

処理目標については、１８年度の予算状況を踏まえて効率的な目標値を定めます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
（業務委託における随意契約の状況）
(23)　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9%（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6%）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。

（各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（企画調整部）
　随意契約について理由等を精査し、特に特命随意契約について真にやむを得ない場合に限るとして、競争性、透明性を高めることとしました。

（県税部）
　特命随意契約を締結する場合は、事由、妥当性を判断したうえ止むを得ない場合に限り随意契約を締結することとしています。
　１７年度について契約時、また既に契約した案件も上記基準により見直しを行いました。

（生活環境森林部）
（１）随意契約しようとする業務については、安易な契約を行わないよう契約制度の原則に立ち、指名審査会で十分議論を行いました。
（２）特に特命随意契約しようとする契約については、やむを得ないものを除き、複数から見積書を提出させることとしました。

（保健福祉部）
　業務委託については、件数ベースでは随意契約件数１５年度７７件→１６年度３２件、特命随意契約１５年度９件→１６年度８件と減少していますが、委託方法を総合的に見直し、本格的に稼動開始した電子見積システムを積極的に活用することにより、また広範囲での事業者選択等により、契約の透明化を図りました。

（農水商工部）
　委託業務について、原則競争入札により発注することとしていますが、設備設置以来、保守契約を継続しており当該設備に熟知・精通しており、当該業者でないと安全性の確保が出来ない設備機器の保守点検業務など、真にやむを得ない業務に限定し特命随意契約を実施しています。

（津建設部）
　平成１７年度の施設の保守管理や公園の清掃業務委託契約等、契約額が小額のものについては、契約方法を個々に再検討し、複数の者から見積書を徴して競争性、透明性の向上を行いました。
　また、河川の設備保守点検にかかる特命随意契約であったものについて、契約方法を検討したうえで指名競争入札に変更しました。
　消耗品、備品等の購入についても、平成１７年５月に導入された電子見積システム（物件）の利用により実施しました。今後も積極的に活用し、競争性、公正性、透明性をより高めていきます

（久居建設部）
　平成１６年度まで特命随意契約を行なっていたものの内、１件を見積合わせに、２件を指名競争入札に変更し、競争性の推進を図りました。

（下水道部）
　業務委託の相手方が地方公共団体、地元自治会等、目的、性質上競争入札を行うことが不適当なものに限定し特命随意契約を実施しています。

2　取組の成果
（企画調整部）
　理由等を精査することにより、随意契約に係る職員の意識改革を高めることができました。

（県税部）
　上記取組により止むを得ないと判断できる場合に限り、特命随意契約を締結しています。

（生活環境森林部）
（1）随意契約を実施する際の理由を設計書に明記することの徹底や、指名審査会における随意契約の可否の議論が活発になるなど随意契約に係る職員の意識改革が進んでいます。
（2）これまで特命随意契約をしていた事業の契約について複数から見積書を提出させました。

（保健福祉部）
（1）比較的高額な物品の購入を中心に電子見積システムの積極的利用を図ったところ、医薬材料・関連消耗品の購入等について見積応募が増加し競争性が高まりました。
（2）設備の保守整備等の委託契約については、その専門性・特殊性もあって契約状況等において随意契約によるものが多くを占めており、電子見積システムの活用も必ずしも十分とはいえない状況ですが、随意契約件数の減少は一定の成果です。
（平成17年度 随意契約5件、特命随意契約5件　平成18年1月末現在）

（農水商工部）
　随意契約を実施する際の理由を設計書に明記することの徹底や、指名審査会における随意契約可否の議論が活発になるなど随意契約に係る職員の意識改革が進んでいます。

（津建設部）
　港湾施設（ヨットハーバー）の管理委託契約については、１８年度から指定管理者制度の導入が行われるため、必要経費の精査等を行い、透明性の向上を図りました。
　また、公園の清掃業務委託等においては、契約相手方からの提出書類を充実させ、履行確認手続きを改善しました。
　契約方法の見直しにより競争性、透明性の向上は図られたと思われるが、契約額が大きく下落してはいないと考えられます。

（久居建設部）
　随意契約理由を精査し、競争入札が可能と認められる案件については、競争入札を実施することにしました。

（下水道部）
　随意契約理由等を精査し、競争入札が可能な案件については、競争入札を実施しています。

平成18年度以降（取組予定等）

（企画調整部）

１８年度以降においても、随意契約理由等を精査し、競争性、透明性をより高めていきます。

（県税部）

引き続き上記取組を行い、安易な特命随意契約の締結を行わないように努めます。

（生活環境森林部）

平成１８年度においても、随意契約理由等を精査し、競争入札が可能と認められる案件については、競争入札を実施し、競争性、公正性、透明性を高めていきます。

（保健福祉部）

当部の設備保守や事業実施の業務委託契約で、高度の専門性を必要とするものであっても随意契約については真にやむをえないものにとどめ、原則として電子見積を基本としていきます。

（農水商工部）

平成１８年度においても、随意契約理由等を精査し、競争入札が可能と認められる案件については、競争入札を実施し、競争性、公正性、透明性を高めていきます。

随意契約となっている業務については、目的、性質等に合わせて、安易な契約を行わないよう原則にたち返って検討し、競争性、透明性、公平性を保てるように実施していきます。

（津建設部）

今後とも、随意契約で実施している案件については、契約内容を随時見直し、透明性、競争性、公平性の向上に努めます。

また、港湾施設（ヨットハーバー）の管理委託契約については、１８年度から指定管理者制となりますが、港湾施設の今後の管理のあり方については、県土整備部本庁とも連携しながら、ゼロベースからの検討を行っていきます。

（久居建設部）

平成１８年度においても、随意契約理由等を精査し、競争入札が可能と認められる案件については、競争入札を実施し、競争性、公正性、透明性を高めていきます。

（下水道部）

平成１８年度以降においても、随意契約理由を精査し、競争入札が可能と認められる案件は、競争入札を実施し、競争性、公正性、透明性を高めていきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見

1事務事業の執行等

（松阪浄化センター内オートキャンプ場）

(1)　流域下水道松阪処理区松阪浄化センター内の未利用地に設置されているオートキャンプ場については、管理を委託している地元協議会が利用料を徴収しているが、当該施設については、公の施設として条例化されていないことから、その位置づけを早急に明確にし、施設管理の適正化を図られたい。

（下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

オートキャンプ場、テニスコート・サッカー場、せせらぎ広場等は、補助金適正化法の規定による目的外使用の承認等を受けて、下水道の将来施設用地を地元住民が有効に活用するとともに、広く住民に下水道をＰＲし、事業に対する理解を深めることを目的として、施設を整備したものです。

平成17年度については、施設の管理運営を委託している関連市町村の協議会と連携し、下水道の普及啓発施設として効果が向上するよう、適正な管理方法等について協議、検討を行いました。

2　取組の成果

各施設の利用者は、平成17年度で年間約60,000人もの見込み（平成16年度は58,000人）があり、下水道処理場に対するイメージアップ、普及啓発に効果を上げています。

平成18年度以降（取組予定等）

今後、下水道の普及を促進し、公共用水域の水質保全を進めるためには、下水道事業に対する住民の理解を深めることが必要であり、その普及啓発施設としての効果が更に発揮できるよう、普及活動、活用方法とともに、施設の位置付けの明確化、より適正な管理運営方法について関連市町村と協議検討、実施していきたいと考えています

なお、これらの施設は、処理場の一部であり、処理場については、三重県流域下水道条例により設置を規定していることから、将来の施設増設に伴い撤去する暫定施設であるこれらの施設について別途設置条例を定めることは考えていません。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見

２財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在30,890,281円（対前年度比137.3％）あり、前年度と比べて8,391,102円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（保健福祉部、津建設部）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

（保健福祉部）

（１）定期的滞納整理の強化

未収金担当者及び総務ｸﾞﾙｰﾌﾟの職員と未収債権管理事務嘱託員により臨戸訪問徴収を行いました。県外の債務者に対しても訪問徴収を実施しました。

また、夏季や歳末のボーナス時期及び年度末において、債務者に特別徴収を実施しました。

（２）事業担当者との連携

徴収が困難なケースについては、担当ケースワーカーや当該事業担当者を伴なって臨戸訪問を行い、必要な場合は通常のケースワーク活動を通して、継続的に納付指導を行いました。

（３）未収額が多大な債務者への指導

多額債務者で一括納付が困難なケースについては、未収金が発生した早期の段階で分納誓約書を徴収し確実な納付を指導しました。

（津建設部）

（１）前払金利息等

全体で７件（４社）あり、うち２社については、随時、弁護士事務所へ破産手続き等の進捗状況を聞いていますが、特に処理は進んでいません。

他の２社については、すでに破産廃止に至っており、欠損処分ができるよう本庁にも協議を行っており、その方法の調査検討を行っています。

（２）占用料・使用料

津建設部管理グループでは平成１７年９月に、独自に「未集金収納事務処理要領」を作成して納入期限から２ヶ月が経過した時点において、納入されていない場合は未納者に対して督促状を発送することを取り決めました。この要領により未収金収納事務を体系化して未収金が発生しないように事務を進めています。

２　取組の成果

（保健福祉部）

（１）　滞納者８人に対し述べ１１回の臨戸訪問を行い、債権の催促し、うち２名について分納誓約書を徴しました。

（２）　徴収が困難なケースについて、担当ケースワーカーの活動において、新たに２件の分納誓約書を徴しました。

（３）　平成１７年度に発生した債権のうち、一括納入が困難と認められる１４件について分納誓約書を徴しました。

（津建設部）

（１）前払金利息等

収入未済額発生の主な原因は、会社の経営不振、倒産による支払不能及び債権者の失踪が主で、特に所在がはっきりせず破産手続き等がなかなか進まないケースでは徴収は非常に困難な状況となっています。また、破産手続きが行われても、配当はわずかで全額を回収することはほとんど不可能な状況です。

（2）占用料・使用料

津建設部管理グループの未収金は過年度未収金（１５年度以前）として、１７件５０６，３６３円あり、１６年度未集金は３件１０５，５２０円であります。この３件については過年度から引き続いているもので、本人が失踪しており徴収が困難な状況です。これ以外に新しく未集金は発生していません。

平成18年度以降（取組予定等）

（保健福祉部）

（1）１７年度に講じた措置（特に訪問徴収）を引き続き行います。

（2）１８年からは生活保護事務が津市の福祉事務所で実施されることから、償還金の生じる事態が起りませんが、既存の生活保護費返還金については分納誓約者には確実な納付を継続指導するとともに、返還がとどこおる債権者については臨戸訪問等を実施し滞納の防止を行います。

（津建設部）

引き続き、関係方面との連絡を密にし、破産手続き等処理の進捗状況を随時把握していきます。破産廃止に至ったものについても、欠損処理の手続きの検討、調査を進めていきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
2財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（生活環境森林部、保健福祉部、農水商工部、中央家畜保健衛生所、津建設部、久居建設部、下水道部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）
（1）県民局の全職員を対象とした津地方県民局交通安全研修会に全職員が参加しました。（平成１７年１１月９日、１１月１１日　参加者２９人）
（2）チャレンジ実行委員会が実施する無事故無違反チャレンジ１２３に３チームが参加しました。
（3）毎月１１日の交通安全の日に県民局各部持ちまわりで参加するよう協力要請し、啓発運動を主体的に行っています。
（4）交通安全運動週間や飲酒の増える年末年始・年度末等を中心に職員へ安全運転の励行と交通事故への注意を喚起しました。
（5）部内室長・グループリーダー会議等で安全運転の励行と交通事故への注意喚起を取り上げました。

（保健福祉部）
（1）部内グループリーダー会議（５月、１２月）で職員の交通安全の意識高揚を喚起しました。
（2）全職員を対象とした津地方県民局主催の交通安全研修会（１１月開催）及び健康福祉部主催の交通安全講習会（２月開催）に参加し、グループ対話形式による管内事故の事例検証、ドライバー診断等を行い、交通マナーの徹底、交通安全の意識の高揚を図りました。（参加者５２名）
（3）県庁（健康福祉部健康福祉総務室、総務局人材政策室）からの通知を職員にメール配信し、随時交通事故の防止について注意喚起を行いました。
（4）交通安全の意識高揚を図るため、職員に７月から１０月にかけての「無事故・無違反チャレンジ１．２．３」への参加を呼びかけました。
（5）発生事故については、事故の検証を行い部内連絡会へ報告し、部全体で今後の事故発生減少及び県有財産管理意識の高揚に向け取り組みました。具体的には公用車で出張する職員に対し、「気をつけて！」等の声かけをできるだけ行っています。

（農水商工部）
（1）全職員を対象とした津地方県民局交通安全研修会を開催し、セーフティードライバーズチェック（個人で回答）、ケーススタディ（事故事例についてグループ討議）、講義（最近の事故事例、交通安全意識の向上、交通事故防止について）を受講いたしました。
（平成１７年１１月８日、９日、１１日）
（2）部内ほうれんそう会（ＧＬ以上で毎月２回開催）において、総務・商工室長より、交通安全についてワンポイント研修を実施し、交通安全の励行、交通事故防止への注意を喚起いたしております。

（中央家畜保健衛生所）
（1）津地方県民局交通安全研修に長期研修で不在の職員を除く全員が参加しました。
（2）公用車の点検整備を確実に実施した。（従来からの車検に加え、一部車両には１年点検も実施しました）

（津建設部）
平成17年度も前年に引き続き、「無事故・無違反チャレンジ１２３」へ多くの職員が参加し、交通

安全意識の向上に努めました。参加者は50名を数えました。
また、企画調整部が実施した損害保険会社による研修には、ほぼ全員が参加しました。

（久居建設部）
津地方県民局が実施した交通安全研修会に、全職員が参加、受講するよう努めました。
久居建設部では、全職員を対象とした独自の交通安全研修を三重県交通安全研修センターで行い、交通安全意識の高揚を図りました。

（下水道部）
安全運転自己チェックを毎月行い、安全運転の励行と、交通事故防止の注意喚起に取組みました。

2　取組の成果
（生活環境森林部）
参加した無事故無違反チャレンジ１２３については、全チームが目標を達成しました。

（保健福祉部）
（１）公用車の交通事故が平成１６年度５件に比し、平成１７年度は２件と減少しました。
（２）「無事故・無違反チャレンジ１．２．３」に、２チーム（１０人）が参加しました。

（農水商工部）
（１）交通安全運転研修への参加については、昨年度に引き続き全職員が参加するように努めました。
参加者個人の「安全運転診断結果」を該当者に配布し、自身へのアドバイス等を参考としていきながら、日頃の安全運転に心がけていただくよう取り組みました。
（２）ワンポイント研修は、毎月２回開催し、全員周知に努めています。

（中央家畜保健衛生所）
（１）津地方県民局交通安全研修に参加したことにより、ちょっとした気のゆるみ、僅かな時間の注意力の散漫が、大きな事故に結びつくことを具体例をもって再認識し、交通安全意識の向上となり、交通事故を防げました。
（２）公用車の点検整備を確実に実施したことにより、ハード面での予期せぬ事故を防げました。

（津建設部）
平成17年度は、平成18年1月末時点で、公用車による公道での交通事故は発生しておりませんが、庁舎敷地内での破損事故が発生しており、職員には注意をしたところです。

（久居建設部）
不注意により起きた事故について、すぐに部内会議の議題として取上げ、安全運転の励行と交通事故防止の注意喚起を促すなど職員に周知徹底を図ったことで、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の一層の高揚が図れました。

（下水道部）
安全運転自己チェックを毎月行い、安全運転の励行と、交通事故防止の注意喚起に取組みました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

1　職員交通安全研修への参加、所内連絡会議等あらゆる機会を通じて、職員の交通安全意識を高めていきます。

2　無事故無違反チャレンジ１２３により多くのチームが参加するよう啓発します。

3　交通安全週間や交通安全の日の啓発運動に取り組み、交通安全への意識高揚を喚起していきます。

（保健福祉部）

平成１７年度の取り組みを引き続き実施するとともに、事故発生防止にむけたより効果的な取り組みについても検討していきます。

（農水商工部）

1　交通安全研修への参加については、昨年度に引き続き全職員が受講するように努めます。

2　部内ほうれんそう会議等で交通安全への意識高揚を喚起していきます。

3　公用車に対する公有財産としての意識を高めるよう職員に一層の周知を図っていきます。

（中央家畜保健衛生所）

1　引き続き、津地方県民局交通安全研修に全職員が参加し、よりいっそうの交通安全マナーや意識の向上に努めます。

2　車検だけにとどまらず、可能な限り公用車の点検整備を確実に実施します。

3　交通安全ポスターやチラシを職員だけでなく、来庁者にも目に付くところに掲示し、交通安全意識の啓発をおこないます。

4　職場会議等を通じ、折に触れ継続的に交通安全意識の向上をはかります

（津建設部）

今年度同様の取組みを実施し、必要に応じ建設部独自の研修も実施したいと考えています。

（久居建設部）

平成１８年度も常に部内会議の議題で取上げ、安全運転の励行など職員に周知徹底を図っていきます。

（下水道部）

安全運転自己チェックを毎月行うことで、職員の交通安全意識が高まりました。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
2財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
イ　金品亡失
　デジタルカメラの紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（久居建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　本人から原因を究明するために聞き取り調査を行なうとともに、今後このようなことのないよう厳重注意を与え、自覚を促しました。また、全職員に対して周知し再発防止を図るため部内会議の議題で取上げ、物品管理に対する意識の高揚を図りました。

2　取組の成果
　部内会議の議題として取上げ、全職員へ再発防止について周知を図ったことにより、物品管理に対する一層の意識の高揚が図れました。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度も部内会議を通して、全職員に物品管理の大切さの周知徹底を図っていきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
２財務等に関する意見
（3）　公有財産の管理事務
ウ　港湾施設の管理
　津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が存在するので、管理の適正化を図られたい。

（津建設部）

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容
　工作物を設置している建設会社（以下建設会社という）に対しての取り組み
　・　平成１７年２月１８日付けで建設会社に対して現状回復命令を行いました。
　・　平成１７年４月１４日に建設会社から審査請求がありました。
　・　平成１７年４月２５日以降、港湾・海岸室、津建設部、建設会社で３者協議を続けた結果ね、建設会社は不法物件の撤去を約束しました。
　工作物を設置している釣具店（以下釣具店という）に対しての取り組み
　・　平成１７年２月１８日付けで釣具店に対して現状回復命令を行いました。
　・　平成１７年１２月２１日に聴聞を行いました。
　・　現在、自主撤去に向けて釣具店と粘り強く話し合いを重ねています。

２　取組の成果
　建設会社の不法物件は、平成１８年１月３０日に撤去されたのを確認しました。

平成18年度以降（取組予定等）

　釣具店に対しては、自主撤去に向けて粘り強く話し合いを重ねていきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
2財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

1　業務委託の実施状況（特命随意契約）
(1)　産業廃棄物（廃油）処理委託契約の予定価格が未設定　（県税部）
(2)　広域人権まちづくり事業委託の予定価格未設定、見積書徴取なし、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なし　（生活環境森林部）
(3)　ダムエレベータ保守点検業務委託の処理が不明瞭、契約期間が不適切　（久居建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（県税部）
　会計規則の取扱について（予定価格調書の省略について）関係職員に対し、周知を再度行いました。

（生活環境森林部）
　平成１７年度の広域人権まちづくり事業委託契約（平成１７年６月３日締結）に際しては、
・　見積書を徴収しました。
・　予定価格を設定しました。
・　契約書に個人情報保護の条項を挿入し、「個人情報の保護に関する事項」を添付しました。

（久居建設部）
　平成１６年度までダムエレベータの保守点検委託業務については納入業者（メーカー）と随意契約を継続してきましたが、平成１７年４月１日の時点で当該業者が平成１７年６月上旬まで指名停止の措置を受けていたため、４月以降未契約のまま、サービスということで当該業者により保守点検を実施していました。指摘のありました件については、会計規則に基づき当該ダムエレベータを保守点検可能な業者は実質当該業者１社のみであることから、これを特別な事情とみなし緊急避難的に４月から６月までの間当該業者と毎月随意契約を締結することとしました。

2　取組の成果
（県税部）
　監査で指摘があった以降の契約については、適正な事務手続きに努め、平成18年1月末時点では同様の誤りはありませんでした。

（生活環境森林部）
　適正な事務処理が実行できました。

（久居建設部）
　未契約（サービス）のままの保守点検を回避し、適正な契約の下ダムエレベータの安全管理が実施できました。

平成18年度以降（取組予定等）

（県税部）

１８年度以降同様の契約時には、適正な事務手続きを行うように努めます。

（生活環境森林部）

引き続き、適正な事務処理を実施します。

（久居建設部）

平成１８年４月１日から保守点検委託業務を実施できるよう債務負担行為を取り、毎年度末に契約準備（指名競争入札）を行うことにより契約期間が途切れないようにしていきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
2財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

2　県単独補助金の執行状況
(1)　実績報告書の本庁への提出期限の遅延　（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
各種補助事業において定められている提出期限などを一覧表にまとめ適正な事務処理を行うよう職員に周知しました。

2　取組の成果
各種補助事業の適正な事務処理について再認識しました。

平成18年度以降（取組予定等）

環境創造事業実施要領に基づき、期日までに環境森林部長へ提出します。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
2財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

3　物品購入等
(1)　写真現像等につき、見積徴収業者を入れ替える等の検討必要　（久居建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　平成１７年度分の契約については、既に平成１７年度末まで年間契約を締結済みであったため、平成１８年度以降の契約方法を検討しました。

2　取組の成果
　平成１７年度分の契約については、既に平成１７年度末まで年間契約を締結済みであったため、平成１８年度以降の契約方法を検討しました。

平成18年度以降（取組予定等）

　所属で定めている「契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領」第３条に基づき、５社から見積書を徴収することにし、その選定方法については、多くの業者に受注機会を与えるため、入札資格者名簿からのローテーション対応をしていきます。

部局等名　津地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
2財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
4　人件費
(1)　県税事務手当（日額）にかかる特殊勤務手当実績簿の決裁遅延　（県税部）
(2)　扶養手当の事後確認漏れ　（生活環境森林部）
(3)　扶養・住居・通勤の各手当の届出事実の発生年月日等が未記入または認定簿が未作成　（久居建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（県税部）
　特殊勤務手当実績簿の取扱いや様式を一部変更し、速やかに決裁するように事務手続きの変更を行いました。

（生活環境森林部）
　扶養手当の事後確認については、漏れのないように実施しました。

（久居建設部）
　未記入、未作成のものについては直ちに記入、作成を行いました。
　また、全職員に申請時の提出書類に記入漏れないよう周知するとともに、事務担当職員の学習指導やチェック体制の強化を図りました。

2　取組の成果
（県税部）
　上記事務手続きの変更により、速やかに決裁されるようになりました。

（生活環境森林部）
　扶養手当の事後確認を行い、適切な事務が実施されました。

（久居建設部）
　担当職員に学習指導を行なったこと、さらにチェック体制の強化を図ったことにより、各手当などの個人提出書類等に対する意識の高揚が図れました。

平成18年度以降（取組予定等）

（県税部）
　前年度の取組内容を引き続き行い、適正な事務手続きを行うように努めます。

（生活環境森林部）
　引き続き適切な認定事務を行います。

（久居建設部）
　１８年度も全職員に申請書類に記入漏れなどがないよう周知を図り、担当職員に学習を促し、チェック体制の強化を図るなど、再発防止に取組んでいきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域における総合行政の推進）

（1）県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行われている。

県民局の全面的な見直しが行われるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）県民局全体で取り組む行政課題（行政経営品質、生活創造圏、防災危機管理、人権・同和行政等）や主担部中心に取り組む事業（地産地消、防災プロジェクト、食の安全安心確保、祓川環境保全等）について、県民局部長会議（県民局戦略会議）を中心に、「県民局事業計画」等により年間取組方針の検討・情報共有、進捗状況の確認・管理を行い、県民局全体での横断的な総合行政の取組を継続して進めました。

（2）全庁的な「県民局の見直し、あり方」の検討に参画し、検討状況を県民局部長会議や局労使協働委員会等を通して、情報共有、協議検討に努め、平成１８年度の組織改正への的確な対応、地域課題に連携した取組が可能な仕組等について検討しました。

2　取組の成果

（1）毎月２回の県民局部長会議、同幹事会等での意見交換、情報共有を通して、「県民局事業計画」の進捗管理を行い、計画的、横断的に事業推進に取り組みました。

・平成１６年度の豪雨災害を教訓に、県民局横断的な「防災プロジェクト」を立ち上げ、経験を「今後の災害対応への提言」（平成１８年３月）として取りまとめ、災害発生時の迅速、的確な対応に努めることとします。

・地域課題等のテーマ（中空アクセス、ごみ処理リサイクル）について、県民局職員と市職員の有志による勉強会を主催し、今後の取組等について検討し、報告しました。

（2）平成１８年度、旧県民局単位における総合行政に取り組む仕組みとして、各所間における連携・調整機能の確保に向けた「松阪地域そよかぜ会議（仮称）」を設置します。

平成18年度以降（取組予定等）

平成 18 年度の地域機関における単独事務所体制への移行を踏まえ、総合行政の視点で取り組む事業、県民サービスについて、各所による連携・調整体制を確保し、迅速・的確な事業推進に努めます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

（2）生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検討し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・松阪・紀勢生活創造圏づくりの「仕組み」づくり（地域価値形成プログラム）が定着してきました。住民が地域づくりに参加しようとする意欲が喚起され、「協働プロジェクト」の協働事業数が８１事業に広がりました。

また、取組に参加する主体も企業、市町村、学校等など多様な広がりをみせており、県民局各部の横断的な取組により、地域予算の活用や情報共有が進められるなど支援する体制ができつつあります。

2　取組の成果

・個々のテーマ部会・地域では個別課題への取組が行われており、今後、広域的連携の必要な地域課題へ発展させていきます。
・それぞれのテーマに対する取組主体が行政に頼らず、自立してテーマに取り組む環境づくりが行われています。
・生活創造圏ビジョンは間違いなく浸透しており、県民局としては、その活動を補完・支援できる体制づくりを進めていきます。
・取組に参加する主体も企業、市町村、学校等など多様な広がりをみせており、県民局各部の横断的な取組により、地域予算の活用や情報共有が進められるなどビジョンの理念が定着しています。
・協働事業の１つである櫛田川から地域価値を発見するイベント、「櫛田川デー※」を毎年、櫛田川流域管内市町村で開催し、地域の人々はもとより企業、国土交通省等の参画を得て、「協働のかたち」を展開しています。（※本年度は第５回を松阪市農業公園ベルファームで開催しました。）
・個別事業の中では、「祓川環境保全全体会議」のように協議の上、県から町へ事務局を移して今後も地域住民と協働して進める事業もあります。
・県が種を蒔き、住民から芽が出た協働プロジェクトの輪は「協働のかたち」として、「仕組み」を継承できる体制・組織を模索しています。

平成18年度以降（取組予定等）

・この地域が「継続的に新たな価値を創出し続けるクオリティの高い地域」となることを目指しており、企業や学校等の参画もあり、それを補完・支援する体制が県に求められています。
・「地域価値形成プログラム」※を生活創造圏づくりの手法として活用した、準備、プランニング、プロジェクト推進、相互評価の各段階を繰り返す「“であい”のフォーラム」を開催しています。そのフォーラムでは、活動報告会、新規提案会などを行い、外部評価に代わるものとして位置づけています。
・経過的な措置として平成１８年度は県民センター内に推進組織を置くことになりますが、平成１９年度からは、松阪・紀勢生活創造圏ビジョンで得られた「仕組み」を住民との協働により、推進組織を市町もしくは中間支援的な組織に移行していこうと考えています。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域防災力の向上）

（3）平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)地域防災力の向上の一環として、管内市町村の自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象とした自主防災組織リーダー研修会と自治会関係者・民生・児童委員等を対象とした災害時要援護者支援研修会を同時に開催しました。

(2)三重県消防協会松阪支会を通じて、管内消防団に種々の情報を提供するとともに意見交換会を行いました。

(3)市町村防災担当者と地域・防災Ｇ防災担当者で、地域防災力向上のための意見交換会を２回行いました。

(4)松阪企画調整部兼務職員である防災危機管理局地震対策室緊急支援Ｇの職員及び地域・防災Ｇ職員により、

①　緊急地震対策促進事業補助金を利用し、地震防災対策を推進しました。

②　出前トークにより自治会や企業で地震防災啓発を行いました。

③　県教育委員会が主催する防災教育推進校出前講座に対し、職員を派遣し、協力支援を行いました。

④　地震防災講演会を市町村と協働で開催しました。

⑤　松阪市総合防災訓練に参加し、パネルや防災グッズの展示、地震体験車による啓発を行いました。

⑥　イベント「櫛田川デー」に参加し、パネルや防災グッズの展示、地震体験車による啓発を行いました。

(5)地域住民でもある職員に対しては、４月１日の異動者赴任時に防災意識の向上を図るための研修を行いました。

また、職員を対象に「地震に関する基礎知識講座」、「被災地におけるトイレの課題」、「パキスタン地震災害並びに救援活動状況」の地震講演会を実施し、防災意識の向上を図りました。

(6)台風２１号に伴う豪雨災害における三重県災害対策本部松阪地方災害対策部の対応について、課題・問題点が多数挙げられたので、対応策を検討し、今後の災害に活かすため、庁舎内各部所から選抜された１２名の職員による「防災プロジェクト」を設置しました。同プロジェクトでは、具体的な対応策を検討しており、提言しました。

2　取組の成果

(1)自主防災組織リーダー、自治会長、福祉関係者、消防団員等に、災害時要援護者支援対策など防災対策の研修会を実施し、地域防災力の向上を図ることができました。

(2)消防団員に対し、災害時における消防団の重要性について研修を通じて周知するとともに、防災対策情報を提供しました。

(3)市町村と地域防災力向上の方策について検討できました。なお、今後も、意見交換会を継続していきます。

(4)機会あるごとに直接地域に出かけ、地震防災啓発を行うなど、市町村・住民等と連携して地域防災力の向上を図ることができました。

(5)地域の住民でもある職員の立場と県職員としての使命の立場を理解し、非常体制時に対応できるよう研修会を実施し情報の提供等ができました。

(6)「防災プロジェクト」で台風２１号に伴う豪雨災害（宮川村災害）を踏まえた今後の災害対応について、横断的に連携して検討ができました。提言を作成しました。今後は、この提言を受けて、関係所属において対応策を実行に移していくこととしています。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)地域防災力の向上に取り組んでいきます。

管内市町の防災担当者、消防団員、自主防災組織のリーダー、防災関係ＮＰＯ等団体、一般県民、県職員を対象に、次の事項について取り組みます。

管内市町の防災担当会議
消防団研修会
自主防災組織リーダー研修会
災害時要援護者支援対策関係の研修会
出前トークによる自治会や企業での地震防災啓発
県教育委員会が主催する防災教育推進校出前講座に対する職員の派遣、協力支援
地震防災講演会を市町と協働で開催
県、市町防災訓練に参加し、パネルや防災グッズの展示、地震体験車による啓発
イベントに参加し、パネルや防災グッズの展示、地震体験車による啓発
異動者赴任時における防災意識の向上研修、地震講演会としての「基礎知識講座」等

(2)「防災プロジェクト」の提言及び具体的対応策を検討し、対応策を実行に移していきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県税等の収入未済）

（4）県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が558,128,091円（対前年度比31.3％）あり、前年度と比べて1,222,357,893円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　滞納整理実施要領により、滞納者の財産調査等を徹底し、換価性の高い財産から差押する等積極的な滞納整理を行っています。

②　不動産・自動車の公売を実施しました。

③　ＩＳＯ９００１により、事務所方針及びグループ目標を設定し、毎月進捗管理を行っています。

④　１６年度に税務政策室納税支援グループ内に特別徴収機動班が設置されたことにより、高額、難件事案については、税務政策室と県税事務所が協働により、滞納整理を行い、収入未済額の縮減を進めています。

⑤　税務研修等に参加し、積極的な滞納整理等の能力向上を図っています。

2　取組の成果

①　滞納者の差押処分件数

（預金、生命保険、給与、売掛金、不動産等）

一般税　　１９２件（３月末見込み）　前年度３６１件より１６９件減少

自動車税　１，２２２件（３月末見込み）　前年度６１７件より６０５件増加

②　不動産の公売・・随意契約による５，１００万円

自動車の公売・・インターネット公売による落札価格（３６４，０００円：見積価格２５万円）

③　１７年度のグループ目標の差押件数は、７００件で、実績は、１，３１４件（１月末現在）と目標を達成しています。

④　税務政策室との協働滞納整理案件（自動車税を含む。）　９件　１０，５１６，０００円の収入未済額の縮減

⑤　税務研修等に延べ２９名参加

平成18年度以降（取組予定等）

①　滞納整理実施要領により、滞納者の財産調査等を徹底し、換価性の高い財産から差押をする積極的な滞納整理を行います。

②　動産・不動産のインターネット公売を実施します。

③　グループ目標を設定し、毎月進捗管理を行います。

④　高額、難件事案については、税務政策室納税支援グループ（特別徴収機動班）と協働により滞納整理を行い、収入未済額の縮減を進めます。

⑤　税務研修等に参加し、職員の滞納処分等の能力向上を図ります。

⑥　税務署、市町との連携を密にし、滞納整理の強化を図ります。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

（５）個人県民税の収入未済額が 380,877,864 円（対前年度比 113.5%）あり、前年度と比べて 45,347,352,円増加し、県税の収入未済額の 68.2%を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第 48 条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　松阪地域地方財政振興協力会議の研修事業を毎年継続して行うことにより、税務関係職員の資質の向上に努めました。

②　県税併任職員を松阪県税事務所と紀州県税事務所の管内で要望のある市町村に派遣し、滞納整理差押等、回収機構への移管事務の指導を行っています。

③　三重地方税管理回収機構との連携を強化し個人県民税の収入未済額の縮減に努めています。

2　取組の成果

①　松阪地域地方財政振興協力会議の研修事業において課税関係研修会及び納税事例研修会を実施し、税務関係職員の資質の向上に努めました。

②　県税併任職員を５月～１８年１月末現在要望のある市町に１４０日派遣し、滞納整理等を行っています。

③　８月２３日勢和村役場において併任職員の指導のもと、県と村と協働で不動産の公売を実施し、３８万円で落札し買受代金を村県民税等に充当しました。

④　三重地方税管理回収機構に１８年１月末現在松阪県税事務所管内の市町で、機構に引き継いでいる市町は、松阪市他２町で、272,864 千円で、そのうち収納額は、57,467 千円です。

⑤　１８年１月末現在、個人県民税の徴収率は、65.2%（前年度 66.3%）前年度比 1.1%ダウン
前年度に比べ収入金額で 390,294 千円増加しています。

平成18年度以降（取組予定等）

①　松阪地域地方財政振興協力会議の研修事業を毎年継続して行うことにより、税務関係職員の資質の向上に努めます。

②　県税滞納整理併任職員を松阪県税事務所の管内で、要望のある市町に派遣し、滞納整理、差押等、三重地方税管理回収機構への移管事務等の支援を行います。

③　地方税法４８条に基づく「個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例実施要綱」による県税事務所による直接徴収に向けて、関係機関との調整を行います。

④　三重地方税管理回収機構と連携を密にし、個人県民税の未済額の縮減に努めます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策）

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部、建設部）

講じた措置

平成17年度

（生活環境森林部）

1　実施した取組内容

①　松阪・紀勢生活創造圏づくり「交通安全部会」の協働プロジェクト事業
- 交通安全啓発カルタ（あんなびカルタ）の普及
- 道路安全施設調査隊（あんなびたんけん隊）の実施（２回）
- 出前交通安全教室の開催（小学校２回、大学１回、老人会１回）

②　女性のための交通安全教室（講師講演・体験学習）

③　高齢者交通安全活動連絡協議会における啓発活動

④　松阪庁舎職員交通安全ボランティア活動

（建設部）

交通安全施設整備に当たっては、警察および関係機関と事故多発地点、危険箇所の現地立会いを実施し、随時整備を進めています。

又、交通安全の啓発活動につきましては、8月の道路月間を始めとして、交通安全運動期間中は、道路情報板及びパトロール車両により、啓発活動に取り組んでいます。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

・「交通安全部会」の協働プロジェクト事業において、あんなびカルタの普及では、圏域内の社会福祉協議会・公民館とあんなびたんけん隊では、小学校・市・警察と、出前交通安全教室では、交通安全ボランティア講師・自動車学校とそれぞれ協働で事業を行い、交通安全に対する住民意識の深まりと地域への広がりを図ることができました。

・近年増加傾向にある高齢者の交通事故防止を目的とし、松阪・紀勢生活創造圏域内に「高齢者交通安全活動連絡協議会」を設置し、高齢者自らが主体的に交通安全活動に取り組む基盤づくりを行うことができました。

・職員交通安全ボランティア活動では、地域の一員として交通事故撲滅に取り組み、延べ１９０人の職員が早朝（１２回）や昼休み（１回）に街頭に立ち、ドライバーや歩行者に交通安全を呼びかけ、啓発に努めました。

（建設部）

○事故多発地点及び危険箇所

重点プログラムによる対策は、松阪市肥留町地内において交差点改良を実施しました。

又、当年度全死亡事故現場において警察と検証し、2箇所（飯高町、笹川町）について対策処置を行いました。

○通常の交通安全二種事業

・防護柵　８８ｍ　・標識設置　６５基

・区画線　　１２ｋｍ

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

①　松阪・紀勢生活創造圏づくり「交通安全部会」の協働プロジェクト事業の継続

○　交通安全啓発カルタ（あんなびカルタ）の普及

・小学校児童及び高齢者を対象に、楽しみながら交通ルールやマナーを学んでもらうため、カルタ大会を行うなど活用の場づくりを行います。

○　道路安全施設調査隊（あんなびたんけん隊）の実施（２回）

・小学校、市町、警察と協働して通学路の危険箇所点検を行い、児童の交通安全意識の向上に努めるとともに、改善が必要な箇所については、関係機関へ改善要望を行います。

○　出前交通安全教室の開催

・児童・高齢者を対象に交通安全の啓発に努めます。

② 女性のための交通安全教室の実施

・母親に幼少時の交通安全教育の重要性を学んでいただきます。

③　高齢者交通安全活動連絡協議会における啓発活動

・主に高齢者を対象に交通安全意識の啓発に努めます。

④　松阪庁舎職員交通安全ボランティア活動（早朝・昼休み）の継続

・引き続き地域の一員として交通安全に取り組んでいきます。

（建設部）

引き続き警察との連携を図り、事故防止対策（危険箇所の改善）を推進します。
又、地域の交通安全委員と協働して、交通安全対策に取り組んでいきます。

○　通常の交通安全二種事業（予定）

・防護柵　　１００ｍ　　・標識設置　　５基
・区画線　　１５ｋｍ

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（青少年の健全育成）

(7)　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・土、日に立入調査（７月、１０月、１１月、２月）を行うなど啓発活動の強化を行ないました。

・５月、７月（２回）１１月（２回）合計５回の任命及び指定立入調査員による合同立入調査を行ないました

・全国青少年健全育成強調月間の７月、１１月松阪パワーセンターにおいて、松阪警察、松阪教育委員会、少年センター、松阪市民会議委員の協力を得て非行防止啓発を行ないました。

・中央補導年６回、夜間パトール（８月）など少年センター、松阪警察、教職員、警察協助員と連携して補導活動に努めました。

・９月、１０月に青少年育成市町村民会議連絡協議会と連携して、各地域の青少年育成活動者を対象にした研修会を実施し、青少年の健全育成の充実を図りました。

2　取組の成果

・土、日の立入調査で青少年の動きが見えるようになりました。カラオケボックスでの喫煙情報や、コンビニの駐車場でのたむろする姿が見受けられたため、青少年センターへ情報提供を行うなど関係機関との連携が強まりました。

・合同調査による立入調査では延べ１２名が参加し書店、コンビニ、ビデオ店、ゲームセンター、インターネットカフェの責任者に深夜外出（２２時から５時）喫煙の注意を呼びかけました。

・９月、１０月の地域活動の研修会では延べ１００人が参加し青少年育成、非行防止などの活動報告があり、各地域の交流の場としても継続していくことが大切という評価を参加者からいただきました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　休日立入調査の強化（インターネットカフェ）

2　年４回、任命、指定立入合同立入調査の実施

3　少年センターの補導、パトロールへの参加

4　青少年育成活動研修会の実施

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9) 平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3%と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5%、紀北12.6%などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部、農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

(1) 浄化槽を設置し管理する市町村に対し補助を行う、市町村浄化槽整備推進事業を、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、多気町（旧勢和村）、大台町（旧宮川村）で実施しました。

(2) 個人が設置する浄化槽に対し市町村が補助を行う場合、その市町村に対する補助を行う、浄化槽設置整備事業を、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町）、多気町（旧多気町）、明和町、大台町（旧大台町）で実施しました。

（農政商工部）

農業集落排水事業を多気町土羽地区で実施しました。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

(1) 市町村浄化槽整備推進事業で平成１７年度２４１基の浄化槽を設置しました。

(2) 浄化槽設置整備事業で平成１７年度６７６基の浄化槽を設置しました。

以上の取組の結果、平成１７年度の浄化槽整備事業によって整備された人口は約２，７００人で、生活排水処理施設整備率（整備人口／総人口）に換算すると約１．２%改善します。

（農政商工部）

農業集落排水事業多気町土羽地区（処理人口479人）の事業を完了し、平成18年1月より供用を開始しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

市町村浄化槽整備推進事業を、松阪市（旧飯南町、旧飯高町地内）、大台町（旧宮川村）、多気町（旧勢和村）で、浄化槽設置整備事業を、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町地内）、多気町（旧多気町）、明和町、大台町（旧大台町）で実施し浄化槽の整備を推進します。

平成１６～１７年度で見直した生活排水処理アクションプログラムに従い、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を推進します。

（農政商工部）

平成17年度に生活排水処理アクションプログラムが見直され、農業集落排水事業の実施地域が確定したことから、事業化に向けた地区住民への啓発など市町の取り組みを支援していきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業 ）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求め事業を推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

事業の趣旨等について各市町村に説明を行い、事業推進にあたって理解を求めました。森林環境創造事業の着手については、旧管内６市町村のうち４市町村で実施している状況であり、未着手である旧多気町及び明和町においては、事業対象となるまとまった環境林がないため事業実施はできないと思われます。

2　取組の成果

新管内３市町において、約300haの事業実施があります。管内市町に対する制度の理解および事業の推進に関する取組は、おおむね行き届いたものと思われます。

平成18年度以降（取組予定等）

事業趣旨のよりいっそうの周知を図り、森林所有者等に対する事業説明を継続して行います。また、施工同意等は前年に取り付けるなど、計画的な執行に努めます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

(11)　安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・未熟児等ハイリスク児の訪問や電話での相談を行いました。

・市町村との連携に努め、情報収集・提供を行い、必要に応じ関係機関とケース検討会などを実施しています。

2　取組の成果

・市町村によっては新生児訪問を行っているところもあるので、未熟児の訪問について、ケースの意志も尊重しながら市町村と役割分担を模索し、サービスの質の向上につなげています。

・長期間の入院生活を経て地域での生活を始めるという児・家族もあるため、医療機関との連絡調整を重ね、良好な関係を構築しつつあります。

平成18年度以降（取組予定等）

1　未熟児等ハイリスク児について、訪問指導及び関係機関と連携をはかり子育て支援の充実に努めます。

2　児童虐待の予防、早期発見、早期対応を目的に児童相談センターをはじめとする関係機関との連携に努めます。また市町におけるネットワークづくりを推進します。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12)　平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定めた食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）松阪市の食品営業施設において、夏期、年末を中心に一斉監視指導を行いました。
（許可施設数　８３６件、届出施設数　６９件）

（2）平成１７年度三重県食品衛生監視指導計画に基づいた平成１７年度松阪保健福祉部食品衛生監視指導計画により、監視を行いました。１２月末現在の監視施設数につきましては、次のとおりです。
（ただし津保健福祉部食の安全･安心監視Ｇ分含む）

監視実績（平成１７年４月から１２月分）

Ａランク（監視回数２回/年）	71施設中、	138施設
Ｂランク（監視回数１回１年）	259施設中、	192施設
Ｃランク（監視回数１回２年）	1,830施設中、	830施設
Ｄランク（監視回数１回３年）	3,275施設中、	1,143施設
	5,435施設中、	2,303施設

2　取組の成果

監視指導及び食品営業者及び一般消費者に対する食品衛生講習会、小学生への食品衛生教室の実施により、食品衛生の普及啓発を努めました。平成１７年度は食中毒も発生していません。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度は市町村合併で加わった旧郡部を含めた一斉監視を予定しています。
平成１８年度三重県食品衛生監視指導計画に基づき、引き続き危害度ランクに応じた監視施設、業種に即した食品衛生情報の提供等を行い、食中毒の発生防止に努めます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視・指導）

（13）　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）管内生活衛生関係従事者（理容所）に対して、三重県理容生活衛生同業組合と協働で衛生消毒講習会を実施しました。併せて管内理容所の監視指導を行い、衛生管理の徹底に努めました。

（2）旅館営業者に対して、旅館業法施行規則改正に伴う宿泊者名簿の記載徹底の周知を行い、また浴場を併設する大規模施設に対しは、レジオネラ感染症対策など、自主的な衛生管理の徹底を指導しました。

（3）平成17年度許可した公衆浴場を中心に監視指導を行い、特にレジオネラ感染症対策を中心に自主的な衛生管理の徹底を指導しました。

2　取組の成果

管内生活衛生関係施設での衛生管理基準違反、健康被害等の届出、報告はありませんでした。

監視実績

	興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ所
施設数	13	173	28	274	390	255
監視数	2	25	10	50	30	20
目標監視率（%）	10	10	30	20	10	10
実績監視率（%）	15.4	14.5	35.7	18.2	7.7	7.8

平成18年度以降（取組予定等）

1　松阪保健福祉部では、生活衛生関係営業施設に対しは、自主的な衛生管理の推進を指導していますが、平成16、17年度に複数の大規模公衆浴場の許可申請、また浴場を併設する旅館業の許可申請等があり、レジオネラ感染症等の健康危害が危惧されるこれら施設を中心に、監視指導を行い、県民の快適な生活環境の向上、健康危害の防止等に努めます。

2　関係する他の営業施設に対しても、衛生講習等を通じ、重篤な感染症に関する情報の提供、自主管理の推進等を積極的に進めます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3％）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8％～96.4％と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど関係する他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　管内各市町において、新たに認定農業者の候補となった農業者や認定農業者で5年間の認定期間が経過し、経営改善計画の更新時期を迎えた農業者について、認定、再認定のための各種指導を実施しました。（管内全市町）

・　平成19年度からの品目横断的経営安定対策において、認定農業者が主たる対象となっていることから、各市町や農協等を通じ、新たに農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者になるよう、各種制度説明会等の中で農業者に働きかけを行いました。（管内各地域集落座談会等）

・　認定農業者を対象とした農業経営研修会を1回／月のペースで実施し、認定農業者の経営改善のための取り組みを実施しました。（中央農業改良普及センターとの連携により実施）

・　農業関係制度資金の借受希望者との相談等において、認定農業者向けの制度資金について、借受に関するメリットを説明し、農業経営改善計画の認定による認定農業者へ誘導を行いました。

・　松阪地域農業関係担い手対策協議会を開催し、管内における担い手育成等を通じた中核的経営者の確保等について意見交換等を実施しました。（8月開催）

2　取組の成果

・　松阪管内において、平成17年度で12月までに、新規に10件（うち法人2件）の農業経営改善計画の認定（認定農業者の増加）がありました。一方、高齢化等による廃業や、農業経営が法人化したことにより、更新時期を迎えても更新されない農業経営改善計画（認定農業者の減少）が6件ありました。

・農業経営研修会、担い手対策協議会等の開催により、認定農業者の経営意識の向上や、農業者間での活発な意見交換が行われるようになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　引き続き、新規の認定農業者候補や、認定の更新時期を迎えた農業者の経営改善計画の認定のための各種指導等を関係各市町、農協等と連携して実施していきます。

・　品目横断的経営安定対策のスタートに向け、県関係各部署の体制強化と管内各市町、各農協等の担い手担当、水田営農担当等との連携強化を図り、認定農業者の経営状況の把握等と、新たな認定農業候補者への認定に向けての働きかけを進め、管内の認定農業者の増加を強力に推進していきます。

・　農業経営研修会等により、認定農業者の経営レベルやニーズに合わせた経営改善を指導し、さらなる農業経営意識の向上を図ります。

・制度資金借受者希望者について、認定農業者向けの制度資金への誘導を引き続き行い、認定農業者の増加を目指します。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

(16)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

農村女性アドバイザー、農業委員への女性登用、家族経営協定の締結等について、各種の取り組みを実施しました。

(1) 農村女性アドバイザーの活動について、年間を通じて下記の支援を実施しました。

・　研修会の開催（農産加工・農村レストラン等、農業の活性化に向けた企業化・法人化及び農業経営の積極的展開についての研修）、年間活動計画の検討、情報交換会、管内各地域でのアドバイザー活動（地域農産物を使った料理実習会での講師、小学校での稲作授業の講師等）の支援、各種イベントにおける農村女性活動のＰＲ等への支援。

(2) 農業委員への女性登用に向けて、下記の取り組みを実施しました。

・　市町村関係、女性関係会議における要請
・　文書による関係先への要請
・　関係先への面談要請（松阪市、同市議会への要請）

(3)　家族経営協定については、松阪地域農業関係担い手対策協議会、市町村担当者会議等、関係会議でのＰＲ、家族経営協定可能農家の掘り起こし等を実施し、平成17年度12月までに1件の家族経営協定の締結が実現しました。

2　取組の成果

・　各種の取り組みを実施することによって、農村女性アドバイザー活動の活性化、農業経営への女性の積極的な参加等を通じて、農村生活の向上、地域農業の振興につながるものと考えられます。
・　家族経営協定締結に向けての各種の取り組みにより、平成17年9月に1件、松阪市内のイチゴ農家で家族経営協定の締結が行われました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　農村女性アドバイザー活動への支援の強化、対外的なＰＲを実施することにより、農村女性アドバイザーの評価の向上と増員を目指します。

(2)　農業委員への女性登用に向け、各種の取り組みを行います。
関係会議における要請、文書による関係先への要請、関係先への面談要請

(3)　家族経営協定締結に向けて、関係会議でのＰＲ、締結可能性のある農家等の掘り起こし活動、既締結者へのアンケート調査とその分析等の活用等を実施し、家族経営協定締結農家の増加を図ります。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（観光振興）

(17)　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　松阪地域の観光振興につながる地産地消の定着化事業

松阪地域の「地産地消」を推進するため、地元生産者、商業者、観光事業者、関係団体、行政などが協働しながら食文化の情報発信を行いました。

・ 上記関係者で構成された「松阪地域地産地消・観光振興推進委員会」を設立し、主体的に取り組みました。

【特産品、農産物の紹介・販売（地域内）】

・ 櫛田川デー２００５【平成17年10月1日（土）ベルファーム　参加者3,200人】

・ 松阪肉牛共進会　【平成17年11月27日（日）ベルファーム　参加者12,000人】

【特産品、農産物の紹介・販売（地域外）】

・ 金山総合駅（名古屋市）における「松阪地域ＰＲイベント」【平成18年2月12日（日）】

・ パンフ「松阪地域地産地消施設めぐり」の作成（金山総合駅でのＰＲイベントにおいて配布）

(2)　松阪市観光振興アクションプランの策定

三重県観光振興プラン「地域別観光振興のあり方」の提言を受け、松阪市が策定を計画している「松阪市観光振興アクションプラン」の検討会に参画しました。

2　取組の成果

(1)　「松阪地域地産地消・観光振興推進委員会」の設立により、地元生産者、商業者、観光事業者、関係団体、行政などの連携が一層図られるとともに、地域関係者が主体的に取り組むことができました。

地域内外の方々に、あらためて松阪地域の特産品、農産物を再認識してもらうきっかけづくりができました。

(2)　松阪市観光振興アクションプラン検討会では、地域住民、観光事業者、行政関係者等が観光振興に関する現状認識・問題点を再確認することができ、また、アクションプラン策定のプロセスを共有することにより、今後松阪市が取り組むべき方向性を提言することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　「松阪地域地産地消・観光推進委員会」を核として、積極的に地産地消運動を展開し、地域内外への情報発信を行い、松阪地域の食文化向上と観光振興につなげていく活動に取り組んでいきます。

また、「松阪地域地産地消・観光推進委員会」が「新しい時代の公」の担い手として自立して主体的に活動を行っていけるよう支援していきます。

(2)　「松阪市観光振興アクションプラン」を実現するため引き続き、松阪市、地域住民と連携・協力してまいります。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

平成１４年度より導入された公募型・地域公募型指名競争入札制度により、公平・公正・競争性を確保するとともに、契約率の地域間の格差を解消するため、公募の区域や条件の弾力的な運用を図りました。

（農政商工部）

平成14年度から導入された入札・契約制度の実績の検証や定着化を踏まえ、基準の明確化、技術力評価、落札率の平準化などの改善、検討を行っていくとともに、「入札･契約制度改善への指針」に示されている新たな入札契約制度の導入についても検討します。

（建設部）

「入札・契約制度改善への指針」に従い入札契約制度の改善や検証を行うとともに、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、新たに簡易総合評価落札方式の試行に取り組んでいます。

また、電子入札制度の完全導入を図り、公正性、透明性を高めるとともに、利便性の向上を図りました。

さらに、市町村合併に伴う管内の地域割や公募条件などを明瞭化し、業者に混乱を招かないよう十分な周知を行いました。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

平成１６年度事業における平均契約率は９３％でしたが、平成１７年度事業においては、１２月現在で平均契約率が９２％となりました。

年　度	発注件数	平均契約率	備　考
平成１５年度	７１件	９４．０２％	
平成１６年度	９６件	９３．１０％	
平成１７年度	６５件	９２．３７％	１２月現在

（農政商工部）地域公募型指名競争入札など入札参加者を幅広く募集することにより、30社を超える入札参加事例もあり、公正な競争性の促進や公平性について成果を上げることができました

（建設部）

公募型・地域公募型入札の定着に伴い、公正な競争性の促進や公平性について一定の成果を上げることができました。

また、簡易総合評価落札方式の試行を、２事業を対象に実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

入札制度の弾力的な運用を続けるとともに、公正・公平・透明性を確保していきます。

（農政商工部）

平成17年度に引き続き、平成14年度から導入された、入札・契約制度の実績や定着化を踏まえ、基準の明確化、技術力評価、落札率の平準化などの改善、検討を行っていくとともに、「入札･契約制度改善への指針」に示されている新たな入札制度の導入についても検討していきます。

（建設部）

平成１８年度以降も、入札・契約制度の規準の明確化、落札率の平準化などの改善・検証を行うとともに、「入札・契約制度改善への指針」に従い新たな入札契約制度の導入に取り組んでいきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県単公共工事の契約変更）

(19)　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

林野関係の県単工事については、他の公共工事と違って用地を買収せず、土地所有者の承諾のもと工事を行っています。このため工事着手後、境界の再確認や新たな土地所有者の判明により施工箇所の延長等に影響を受けたりします。また、工事中に地質の軟弱性等が判明した場合には、現地に合致した構造・規模に変更する必要がありますが、厳密に着手前の土地所有者の承諾・確認と、現地地質踏査するなど、契約変更の減少に努めています。

（農政商工部）

県単工事の施行にあたり、事前調査、測量設計業務について地元と十分調整を図りながら詳細、的確な現地調査を行い、設計図書と現場の整合を図りました。

さらに、担当者、副担当者、主査(主幹)、課長の順でチェック体制を確立し、設計図書と工事現場との状態が不整合になることや施工条件が実際に異なることなどを未然に防止し、不必要な変更契約を行わないよう取り組みました。

（建設部）

・測量設計おいては的確にコンサルとの協議を行い、成果品の精度向上に努めました。
・複数監督員制度により、安易な変更が生じないよう現場監督におけるチェック体制を強化しました。
・平成１７年１１月１日に改訂された「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、適正に変更手続きを行いました。

「三重県建設工事設計変更要領」の概要

３０%以上または２，０００万円以上の増額変更と２５０万円以上の追加工事は指名審査会に諮る。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

大幅な増額が生じる場合は、緊急性、施工性等を考慮し、変更契約するもの、新たな契約とするものを区分した結果、３０%を越える変更箇所は減少しました。

（農政商工部）

実施した取り組み内容により、前年度より変更契約額は減少しました。

（建設部）

・「三重県建設工事設計変更要領」の改訂においては、安易な変更が入札、契約制度の公平性や競争性を損なうという趣旨を職員が理解し、意識改革につながり、大幅な増額変更や、安易な追加工事が減少しました。

・請負差額等については、他事業へ流用したうえでの別途発注や予算の返還を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

少額の予算で実施していることから、地質等の事前調査に多額の費用を掛けた調査（ボーリング調査等）は費用対効果から疑問です。しかし、公正・公正・競争性を確保するため、監督員による精度の高い調査（踏査）を行うとともに、大幅な増額が生じる場合は、緊急性等を考慮し、変更契約するもの、新たな契約とするものを区分し、適切な執行に努めます。

（農政商工部）

平成17年度に引き続き、さらに設計時の調査の制度を向上させるなどの改善を行うとともに、チェック体制の強化について積極的に取り組んでいきます。

（建設部）

平成１７年度と同様の取り組みを行い、入札、契約制度の公正性や競争性の確保に向けて、より一層の職員の意識改革に取り組んでいきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（道路橋りょうの維持管理）

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１６年度より予算の一元化により道路橋梁維持管理費は、公共土木施設維持管理費に改め一般予算に限り、道路・河川・海岸等細目予算の流用が可能となりました。

しかし、相変わらず厳しい予算のため必要性を最優先として、効果的、経済的な維持修繕を進めています。

○現時点で計画的に補修できるもの

・舗装整備（路面状態を数値化により緊急度を決定し、補修実施）

・橋梁修繕（再塗装は、架設年度をかんがみ劣化状況を確認し実施）

2　取組の成果

予算の一元化に伴い緊急度（安全・安心の向上）を最優先に実施し、効率的に行うため住民参加型の公共施設維持管理の促進を図ることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

今後も、財政状況の厳しい中、計画的かつ効果的な維持管理をさらに進めていきます。

また、部の率先実行削減計画により、コスト縮減を図っていきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見
1　事務事業の執行に関する意見
（屋外広告物対策）
(21) 屋外広告物の状況については、平成１６年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。
　また、市へ業務移管する場合は、市と充分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。
（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
　平成１６年度の屋外広告物台帳整備事業では、平成１７年１月１日から旧飯南町・旧飯高町における屋外広告物の許可事務は新松阪市が行うことから、この２町に重点をおいて調査を行いました。
　このことから、屋外広告物台帳整備は多気郡内のみが残っていることから、平成１７年度は明和町地内の国道２３号・鳥羽松阪線の沿線を調査地区と定めて実施しました。

2　取組の成果
　取組した対象地区における調査件数は、２９４件行いました。
　内訳として、台帳整備済件数が５５件で、残り２３９件が許可必要物件（台帳未整備）と許可不要物件（自家用広告物等）とに分けられ、現在仕分け作業を鋭意行っております。

平成18年度以降（取組予定等）

　平成１８年度以降は、平成１７年度の明和町の残地区と多気町・大台町の屋外広告物台帳整備の調査を行い、条例違反広告の把握に努めています。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（過年度未登記の処理）

（22）　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（農政商工部）

（1）　14年度から実施している委託業務を17年度も締結しました。

委託業務ではカルテに基づき、順次、交渉・再測量・調印・登記の一連の業務を実施し、このうち2筆が今年度内に完了、解消しました。

（2）　取り組んだうち、市町村合併にともない今年度より当部が所管することとなった未登記物件については、現地が著しく公図混乱を起こしている地域であることから大規模、広範囲に及ぶ地図訂正が必要であり、そのための現地再測量を、昨年度より、関係権利者等の協力のもと実施しました。

対象区域が広範囲であるため、今年度中での地図訂正並びに調印、登記には至らなかったものの次年度中の完了を目指し、取り組みます。

（建設部）

平成14年度から積極的に取り組んできた「未登記対策推進事業」の処理を進めるため、登記処理方針に基づき、用地調整室全体で事業を推進しました。

なお、平成１７年度の具体的な取組内容は下記のとおりです。

・　未登記処理　（平成１７年度目標設定　３７筆）

2　取組の成果

（農政商工部）

平成17年度中に登記完了まで至った実績は次のとおりです。

登記処理数　　2筆

（建設部）

・　未登記処理済…３９筆（平成１８年１月末現在）

（年度末における登記見込み筆数　４０筆）

平成18年度以降（取組予定等）

（農政商工部）

（1）　過年度未登記処理の促進を図るため、引き続き、財産適正管理処理委託等事業費を予算化し、三重県農林水産支援センターと未登記用地交渉業務について委託契約を締結し、平成14年度に未登記一筆ごとに調査・交渉を行い、各筆の登記調査票（カルテ）266筆を作成しており、平成18年度は、このカルテに基づき継続して取り組み、未登記15筆を解消します。

（2）　平成14年度から積極的に未登記解消を図っており、平成17年3月末時点で100筆の未登記を解消していますが、今なお残る次の案件については最善の未登記の解消手法が見あたらず早期の解消は困難と考えます。このため、法的措置等の観点からの専門家の意見等を聞きながら方策を決定し、場合によっては司法の場で解決していくなど、長期的な視野に立って解消を図っていくこととします。

①　公図混乱地区のうち、字単位の地図訂正を要する案件。

②　用地買収時点から20年程度が経過し、また、丈量図や買収書類等がなく登記権利者の理解が

得られない案件。

（建設部）

平成１６年度に作成した未登記土地分析表に基づき、登記処理が必要なものについては、公共用地室と業務の連携をはかり、県の全体的な計画と整合させて具体的な処理目標を定め、計画的な処理を推進していきます。

（参考）処理状況

	14当初	14末	15当初	15末	16当初	16末	17当初	17末
未登記筆数	1,103	1,065	1,065	997	997	932	※ 972	932
登記済数	（目標） ２１	（実績） ２３	（目標） ２１	（実績） ３０	（目標） ３５	（実績） ４１	（目標） １５	（実績見込） １５
みなし登記	—	１５	—	３８	—	２４	２２	２５
カルテ作成	（目標） ４５０	（実績） ４２０	（目標） ５５０	（実績） ５５３	（目標） １２６	（実績） １３８	—	—

※　建設部間所轄調整の結果４０筆増

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（業務委託における随意契約の状況）

(23)　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9%（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6%）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。

（各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（企画調整部）

随意契約を行うものについては、その理由を精査し、また、契約先選定方法を再検討しました。

（生活環境森林部）

保安林整備における林地の境界測量については、地権者全ての立ち会いが必要となっていますが、不在村所有者が増加する中で、全員の地権者を集めることは、日程的にも経費（報償費）面からも不可能かつ不経済です。このため、森林管理の実績がある森林組合への委託はやむを得ないものです。

なお、当該委託事業については、三重県入札等監視委員会により監視されていますが、「業務の性格からやむを得ない。」と、理解されています。しかし、透明性・競争性を確保するため、可能な限り県直営で行うものとし、随意契約の件数を減少させます。

（保健福祉部）

平成１７年業務委託契約14件、うち公募型（プロポーザル）で２件、特命随意契約で12件を実施しました。

（農政商工部）

業務委託については、業務の特殊性や継続的な維持管理等の要因を考慮し、随意契約方式による契約を取り入れていますが、地方自治法施行令及び三重県会計規則で定める範囲内であっても、その理由を十分精査し、競争入札が妥当と判断できる案件は適用しない旨、指名審査会で申し合わせて徹底することにより、競争性、公正性、透明性を高めることにしています。

（建設部）

業務委託内容の特殊性や継続的な維持管理等の要因を考慮し、随意契約方式による契約を取り入れていますが、全ての案件を指名審査会で審査し随意契約理由について十分な精査を実施しました。

2　取組の成果

（企画調整部）

平成17年度中の業務委託契約22件のうち、2件は入札、6件は見積合せを実施し、他の14件のうち少額（予定価格5万円未満）の契約5件を除く特命随意契約は9件となっています。

この中には、取組以前の契約も含まれており、今後、可能な限り、競争性、透明性を高めることとしています。

（生活環境森林部）

境界測量の事業の性格上、随意契約はやむを得ないものの、直営による測量を実施する等改善をしています。

（保健福祉部）

特命随意契約でしかできないもの以外は、公募型で実施しました。

（農政商工部）
　随意契約理由の精査意識を高めることにより、地方自治法施行令及び三重県会計規則で定める随意契約範囲案件の競争入札による契約方式の適用事例が増加しています。

（建設部）
　随意契約理由の精査が職員に習慣付けられ、安易な随意契約の適用がなくなってきました。

平成18年度以降（取組予定等）

（企画調整部）
　引き続き随意契約理由を精査し、競争入札、企画提案コンペ等を実施することにより、競争性、透明性を高めるよう努めていきます。

（生活環境森林部）
　可能な限り競争入札にすることとし、随意契約する場合は、随意契約理由を精査して透明性・競争性をより高めるよう努めていきます。

（保健福祉部）
　「三重県調査委託契約実施要綱」及び「松阪地方県民局保健福祉部調査委託審査会取扱内規」に基づき事業者の選定を行い公正かつ自由な競争ができるよう努めていきます。

（農政商工部）
　平成18年度以降も、随意契約理由を十分精査し、競争入札が妥当と判断できる案件は、随意契約方式を適用しないよう徹底し、競争性、公正性、透明性を高めていくこととします。

（建設部）
　平成１８年度以降も、随意契約理由について十分精査し、競争入札が妥当と判断できる案件との区別を徹底し、競争性、公正性、透明性の確保に努めていきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在2,653,915円（対前年度比162.3%）あり、前年度と比べて1,018,675円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（保健福祉部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（保健福祉部）

・平成15年度末の未収金は、現年度656,620円、過年度が886,640円合計1,543,260円であり、平成16年度末は、現年度1,246,671円、過年度1,335,390円合計2,582,061円となり対前年度比167.3%となっています。
・債権者より履行延期承認等を受け分割納付を行っています。
・未収金回収のため、督促状の送付及び該当者宅訪問を行っています。

（建設部）

（河川使用料）

現年度及び過年度の未収金の占用者に対して、訪問・電話・郵便による督促等により鋭意徴収に努めました。

（雑　入）

公共工事の「契約解除に伴う前払金返還利息」２，８７４円については、裁判所による破産事件審議中であり、当該業者の所在が不明のため継続して状況把握に努めています。

2　取組の成果

（保健福祉部）

平成18年2月末現在2,582,061円のうち、334,970円が収入済みであり、残額については債権者からの履行延期承認等を受け分割納付を行っています

（建設部）

平成１６年度未収金のうち訪問・電話・督促状などによって
・過年度未収金　１件　２２，９９０円の徴収を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

（保健福祉部）

1　「健康福祉部関係債務の徴収管理事務取扱要綱」に基づき未収金徴収を進めていきます。
2　保護費関係については、該当町村と連携をとり新規に未収金が発生しないよう努めます。
3　未収金が発生しそうな場合、該当事業グループと企画市町村支援グループとの連携で未然に防ぐよう努めます。

（建設部）

（河川使用料）

河川法第３１条（現状回復命令）、第７５条（河川管理者の監督処分）などの行政指導も視野にいれ対処していくとともに、これまで同様、督促状・訪問・電話などによって徴収業務に努力していきます。

（雑　入）

平成１８年度以降も継続して状況把握に努めていきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(3) 公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（保健福祉部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（保健福祉部）
・県民局で行われた職員交通安全研修、交通安全ボランティア活動への参加のほか、平成17年度「無事故・無違反チャレンジ１２３」へ1チーム（5名）が参加し、交通安全への意識向上を行いました。
・部独自の交通安全研修を実施しました。（延べ４回１８名参加）
・健康福祉部交通安全研修に参加しました。（２名参加）
・部内の会議等において、随時、交通事故防止について議題とし、職員に安全運転の励行と交通事故への注意を呼びかけました。

（農政商工部）
(1)　平成17年8月に公用車での物損事故が1件発生しました。発生後、事故を起こした職員から聞き取り調査を行い、事故原因を究明するとともに、今後、運転の際には、細心の注意を払い安全運転に心がけるよう、本人の自覚を促しました。事故後、交通事故の再発を防止するため、三重県交通安全研修センターでの交通安全研修に参加しました。
(2)　県民局として街頭啓発の一環として取り組んでいる「早朝職員交通安全ボランティア活動」に参加しました。また、早朝の参加が困難な職員においては、12月12日に実施された「お昼休みの交通安全ボランティア活動」に参加しました。
(3)　部内の連絡会議等において、随時、交通事故防止について議題とし、職員に安全運転の励行と交通事故への注意を呼びかけました。
「職員の綱紀粛正について（総務局）」、「物品の適正な管理について（出納局）」の通知がありました12月にも、所属職員に対して、交通安全と県有財産の適正な管理を呼びかけました。
また、随時、企画調整部から配信される「運行管理通信」や生活環境森林部の交通安全にかかるメールを所属職員に送付・周知し、交通安全意識と県有財産管理意識を高めるようにしました。

（建設部）
県民局主催の交通安全研修や交通安全ボランティア活動に率先して参加するとともに、建設部独自行動として
・「無事故・無違反チャレンジ１２３」に５チームが参加（５チーム×２５名）
・建設部全職員を対象に、自己の運転個性判断テストや建設部事故事例をテーマにグループ討議を中心とした研修会を開催しました。

2　取組の成果
（保健福祉部）
(1)「無事故・無違反チャレンジ１２３」に参加しました1チーム（5名）は全員無事故・無違反で終了しました。
(2)　当方の過失で発生した公用車の交通事故は、0件でした。

（農政商工部）

各種手法により職員の交通安全意識、公用車に対する公有財産としての認識を高めました。
8月以降、公用車での交通事故は発生しておりません。

（建設部）
「無事故・無違反チャレンジ１２３」に参加した５チームは、全チーム目標を達成することができました。
また、公用時の交通事故件数の減少を図ることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

（保健福祉部）
1　18年度においても、副安全運転管理者を中心に、職員交通安全意識の向上を図り、交通事故の撲滅に努力していきます。
2　職員交通安全ボランティア活動、職員交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ１２３」に参加、部内連絡会議等あらゆる機会を通じて、職員の交通安全意識を高めていきます。

（農政商工部）
・　所内の連絡会議等、あらゆる機会を通じて、職員の交通安全意識、県有財産管理意識を高めていきます。
・　事故が発生した際には、事故の検証を行い、事故原因を全職員に周知し、再発防止に取り組んでいきます。

（建設部）
平成１８年度においても、安全運転管理者や部内の副安全運転管理者を中心に、全職員の交通安全意識の向上を図るため、各種研修への参加や独自研修を開催し、交通事故の撲滅に努力していきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （3）公有財産の管理事務 イ　金品亡失 ハイウェイカードの紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。 （生活環境森林部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 再発防止に努めました。 2　取組の成果 ハイウェイカードの紛失が発生しなかった。
平成18年度以降（取組予定等） ハイウェイカードは使用できなくなります。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（4）　その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
1　未収金対策の状況
(1) 債務者の生活実態等の確認不徹底及び滞納整理台帳の未整理

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・滞納整理台帳に記載するよう徹底しました。

2　取組の成果

・　滞納整理台帳への未記載がなくなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　平成18年度以降も、継続して適正な事務処理に努めていきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果
Ⅱ県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （4）その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 2　業務委託の実施状況（特命随意契約） （1）松阪地方県民局マネジメント研修委託について、平成12年度から5年間にわたって同一の者と随意契約を行っており、契約相手方の選定方法について、見直しが必要。 （企画調整部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 マネジメント研修については、講師が当管内の事情に精通しており、研修生の評価も高いことから随意契約により研修を実施してきましたが、県の適正な契約相手先の選定方法について再検討しました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後は、企画提案コンペ方式等競争性を確保したうえで研修の委託先を決定し、より良い研修とすることにします。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果
Ⅱ県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （4）　その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 3　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式） (1) 食育推進ボランティア活動事業委託の取扱指針及び選定要領の不整備 （保健福祉部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 選定理由を明確に記載し透明性を高めることとしました。 業務委託の取扱指針及び選定要領を早々に整備しました。 2　取組の成果 選定理由を明確にし、委託選定委員会を開催し透明性を高めることとしました。 **平成18年度以降（取組予定等）** 1　平成18年度以降も、継続して適正な事務処理に努めていきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果

Ⅱ県民局個別意見
　2　財務等に関する意見
（4）その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。
　4　県単独補助金の執行状況
（1）県単土地基盤整備事業費補助金の実績報告書提出遅延

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
(1)　実績報告等の提出期限、添付書類を定めた「農業基盤室関係補助金等交付要領」を管内市町に配布しました。
(2)　新規に県単補助事業を実施するところには、交付決定の際、郵送により実績報告の様式を配布し、提出期限について依頼を行いました。
(3)　平成17年10月、平成18年1月に電話により、事業実施者に実績報告の提出の依頼を行いました。

2　取組の成果
　事業が完了したところについて、期限内に実績報告書の提出がされています。

平成18年度以降（取組予定等）

　引き続き、事業実施者に電話や郵送等により「農業基盤室関係補助金等交付要領」に定められている提出期限を周知し、遅延が生じないようにしていきます。

部局等名　松阪地方県民局

監査の結果
Ⅱ県民局個別意見 2　財務等に関する意見 （4）その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 5　その他 （1）行政財産の目的外使用に係る使用料の納入通知書の発行遅延 （企画調整部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 会計規則や適正な事務処理について再確認しました。
平成18年度以降（取組予定等） 今後は、納入通知書の発行遅延が生じないよう業務の進捗管理を行い、適正な事務処理に努めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域における総合行政の推進）

(1)　県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行なわれている。

県民局の全面的な見直しが行われるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部及び各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

経営戦略会議

（H17.6.8）　議題　・県民局最重要リスクの選定について
・鳥羽志勢広域連合し尿処理施設の建設問題について
・伊勢志摩観光振興推進本部の設置について

経営品質向上活動推進会議

（H17.6.8）　議題　・平成17年度政策開発経費支援活動の決定について
（H17.8.22）　議題　・平成17年度南勢志摩県民局職員意識調査の実施について
（H17.10.4）　議題　・平成17年度南勢志摩県民局職員意識調査の結果について

伊勢志摩観光振興推進本部会議

（H17.8.30）　議題　・伊勢志摩観光振興推進本部の設置について
・管内市町村の懸案事項について

※　この他、県民局部長会議（月２回程度開催）において、局内及び管内単独事務所間の情報共有が図られています。

2　取組の成果

管内の重要課題への対応を効率的・効果的に進めるために、戦略会議等での議論を経て意志決定を行いました。このことにより、局内各部の情報共有がされ連携が強化されました。

平成18年度以降（取組予定等）

県民局廃止後においても、新たに設置される県民センターで地域の課題について連絡調整を行うなど、課題の解決に向けて事務所間の連携に努めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

(2)　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１７年２月にこれまでの５年間の活動を紹介し、地域の将来を考えるイベント「伊勢志摩しあわせの“結”」を実施し、知事が参加するパネルディスカッション等を開催し、活動の検証を実施しました。そこでの成果をふまえ、平成１７年６月に推進組織「伊勢志摩みらいづくり委員会」の組織変更を行い、３部会制を１部会制にし、ネットワークを強化しました。

平成１７年９月に県議会全員協議会において、生活創造圏の見直しがアナウンスされ、住民の主要メンバーが集まるコア部会を４回開催、住民、市町村が参加する推進部会を３回開催、各市町村へのアンケート調査を２回、各市町村およびＮＰＯへの聞き取り調査を実施し、生活創造圏のあり方、今後の方針について議論を重ねてきました。

2　取組の成果

推進組織の伊勢志摩みらいづくり委員会では、部会を３部会から１部会にしたことで、各部会の壁がなくなったことで、情報共有がしやすくなり、ネットワークが強化されました。

伊勢志摩生活創造圏では、「集客交流による地域の活性化」を理念とし、４５の具体的な取組を掲げ、ビジョンを推進してきましたが、市町村合併が進み、市町間の格差が拡大するなかで、広域でプログラム化されたビジョンを推進する手法について、見直すべきとの意見が大半となっています。

ビジョンの４５の具体的な取組以外でも、ビジョンの理念である「集客交流による地域の活性化」を担って自ら活動する住民もでてきており、今後はビジョンという一定のプログラムの推進ではなく、地域が主体となった活動をサポートする方向を模索しています。

平成18年度以降（取組予定等）

地域で「集客交流による地域の活性化」を担って、住民が積極的に参加をして、活動が継続している４つのビジョン事業（伊勢志摩きらり千選、きれいな伊勢志摩づくり運動、日本の街道文化の始発駅と終着駅物語、花木いっぱいのまちづくり運動）については、住民団体として自立していく活動、市町が推進する活動、施策として県が推進していく活動に区分し、事業を推進していきます。

「伊勢志摩みらいづくり委員会」については、ビジョン推進組織としてのあり方を見直した上で、これまでのネットワークを生かし、１８年度は地域が主体となった活動をサポートします。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域防災力の向上）

(3)　平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海、南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

大地震発生時における津波来襲の際、当管内市町ではあまり時間的余裕がないことから、事前に地域住民の防災意識向上が図られている必要があります。このことから、市町と協働開催の地震防災講演会や地域での防災講演を通じて、着実に地域防災力の向上に努めています。

初動対応訓練については、県全体における参集訓練に参加するとともに、危機管理の観点より抜き打ち伝達訓練等を実施しています。

また、職員の防災意識向上が必要不可欠であることから、県民局職員を対象とした防災研修を実施するとともに、年３回の災害図上訓練を実施することにより、災害対応業務の明確化を図るため、初動対策期・応急対策期・復旧対策期に区別した業務洗い出しと対応検討を重ね、常に災害対応能力の向上に努めています。

また、災害時の孤立化に対応するには防災関係機関との連携が必要不可欠であることから、管内市町・警察・消防・自衛隊・海上保安庁による連絡会議を設置し、日頃から顔の見える関係作りに取り組んでいます。

2　取組の成果

地震防災講演会を６回開催（約７００名参加）するとともに、年度内にさらに２回開催する予定。防災講演は１５回開催（約１２００名参加）し、さらに年度内に２回の予定があります。

初動対応期における参集状況については、昨年に比べて災害の少ない今年度においても、昨年度と同程度を維持しており、防災意識レベルは維持していると認められます。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、これらの取り組みを進めていくとともに、観光客の防災体制についても、市町とともに観光事業者等と連携しながら、さらに防災対策の推進に努めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(県税等の収入未済)

(4)　県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2％）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　調査の充実　滞納処分の前提となる財産調査等を数多く実施しました。また、前年度取組が不十分であった給与照会調査を新たに実施しました。

（2）　差押を積極的に実施　差押人員・件数が前年度を大幅に上回りました。（1月末現在）
また、本年度から自動車の登録差押も実施しました。

（3）　分納についての事務所のルール化を図り、延滞金を含む滞納整理処分に厳正な姿勢で臨みました。また、分納誓約等にも応じない滞納者に対して、捜索（２回実施）を含む強い姿勢で臨みました。

（4）　インターネット公売の実施
10月不動産3件、12月動産8件、2月不動産2件（実施中）について実施しました。

（5）　職員の専門性の向上のため、外部研修、税務政策室主催による初任者研修会・税目別事務研修会等に積極的に参加させ、納税Gとしての内部研修会を６回（テーマ別）開催するなど、職員の能力向上に努めました。

東京税務協会主催　東京税務セミナー（滞納整理公売コース）	１名	
全国地方税務協議会主催　徴収事務管理・監督者研修会	１名	
全国地方税務協議会主催　ブロック別徴収事務研修会	１名	
市町村・県　徴収トップセミナー	２名	他

（6）　ISO9001に基づき事務所目標及びグループ目標を設定し、毎月の進捗管理に努めました。

2　取組の成果

（1）　調査件数（1月末現在）10,469件（内・給与照会調査230件）（総調査件数前年比67％増）

（2）　差押件数　16年度　96人・349件　　17年度　311人・1,309件（前年比224％・275％増）

（3）　滞納人員　長期・高額の滞納者についても処理が進み、年度当初滞納人員数の削減率で1月末現在0.4％となり、年度末に向け目標とした3％以上の削減率が達成できる見込みです。

（4）　10月不動産1件、12月動産8件が計1,002,251円（落札価格）で公売することができました。

（5）　職員の能力向上に繋がり、インターネット公売実施などの取組に反映することができました。

（6）　事務所目標及びグループ目標共に目標数値を上回る成果が出ています。（1月末現在）

平成18年度以降（取組予定等）

○滞納案件に対して、財産調査から滞納処分に向けて一貫した取組を早期着手することにより、なお一層の滞納人員数削減を図ります。

○インターネット公売の取り組みを引き続き推進し、税収確保に努めます。

○長期・高額滞納者に対しては、捜索を含む強い姿勢で滞納の処理に当ります。

○徴収困難事案は、「特別徴収機動班」と連携して処理を進めます。

○18年度も職員の専門性の向上を図るため、積極的に税務専門研修に参加させ、内部研修も充実させながら、職員の資質向上に努めます。

○ISO9001に基づき事務所方針及びグループ目標を設定して、グループ会議の場で、問題共有化を図りながら、毎月の目標進捗管理を徹底します。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

（5）　個人県民税の収入未済額が3,202,813,029円（対前年度比95.4％）あり、前年度と比べて154,044,169円減少しているものの、県税の収入未済額の51.2％を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第48条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。　（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

南勢志摩地域地方税収確保対策会議を中心に、次の事業を実施し、市町村との協働に努めました。

①　併任職員等の派遣

17年度における伊勢志摩市町村等滞納整理組合の廃止に伴い、各団体の徴収体制の強化を図るため、県税併任職員の派遣先、伊勢市及び鳥羽市からの税務相互併任職員の受入を拡大しました。

②　共同滞納整理の実施

個人県民税及び市町村税の滞納額縮減を図るため、市町村と協働して共同滞納整理（夜間を含む）を実施しました。

③　市町村職員の能力向上を目指して滞納整理実務研修会の開催。三税徴収担当者情報交換会の実施。差押を中心とした演習形式の研修を3回開催しました。引き続き、本年も税務研修を実施しました。

④　地方税法第48条の改正に伴い、2月に1団体の同意を得て2件の個人県民税高額長期滞納案件の引継ぎを受け、現在滞納処分に向け処理を進めています。

2　取組の成果

①　県税併任職員　　8団体165日（16年度　6団体150日）
市町村併任職員　2団体4名10日（16年度　1団体2名10日）
財産調査から滞納処分まで一貫した取組ができる体制が、市町村にも定着し出しました。
市町村とのより強い信頼関係構築に繋がっています。

②　2団体と高額難件2件の共同滞納整理を実施し、県税・市町村税とも完納となりました。
1団体と夜間滞納整理を4日実施済み（18年8月にあと1日を予定）
この結果、3団体以外の市町村との18年度に向けた共同滞納整理推進の機運が高まっています。

③　滞納整理実務研修会（中級）（8月18名）、預貯金差押研修（6月・21名）、不動産差押研修（9月・19名）、生保・損保・給与差押研修（1月・18名）、新建材評価研修（7月・25名）、家屋評価事務研修（8月・26名）の実施。参加者アンケート結果も好評で、滞納処分まで取組むことができる市町村職員の意識変革や能力向上に繋がりました。

④　1件については預金・給与差押の準備中で、完納への見込みを付ける予定です。

平成18年度以降（取組予定等）

○　地方税法第48条対策　新年度の県組織（予定）と連携して、積極的に未収額の縮減に努め、管内市町との共同滞納整理推進に取組みます。

○　人事交流について新たに要望のある志摩市等の受入と引き続き伊勢市・鳥羽市からの受入を充実（人数・日数の拡大等）させ、情報の共有化を図る中で収納促進に努めます。

○　税務職員研修の実施　　好評であった三税徴収担当者連絡会議の充実を図り、年4回の実施を目指します。引き続き、新建材評価研修（7月）、家屋評価事務研修（7～8月）徴収事務研修（8月）を実施します。

局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（交通安全対策の充実）

(6)　平成１６年の交通事故死者数は前年より１３人増加し１８７人となった。また、人口１０万人当たりの死者数は全国ワースト１位となり、都市別（全国２２５都市）ワースト順位では、松阪市が１位、桑名市が９位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【生活環境森林部】

①例年実施している母親活動指導者研修会や高齢者指導員研修会を実施し、指導員の育成を図りました。

②伊勢警察署と伊勢・度会地区交通安全対策協議会が実施している「交通安全シルバーサポート隊」に参加し、高齢者への広報・啓発活動を行いました。

③平成１６年度から３ヵ年で展開する「高齢者交通安全活動総合サポート事業」を実施しました。

具体的には、

・高齢者「交通安全宣言」のテレビ撮影に管内の高齢者１６名が参加。

・昨年は管内の交通事故死者が大幅に増加し、また高齢者の事故比率が高率であったことから、『高齢者の交通安全を考える会』を設置し、高齢者自らが考え、行動し、交通安全対策を進める組織づくりに取り組んでいます。

④四季の交通安全運動・交通死亡事故多発警報発令に伴う街頭啓発活動。

⑤年末の交通安全県民運動出発式を県民局駐車場にて開催。

⑥交通死亡事故現地調査への立会い。

⑦毎月１１日（交通安全の日）に県民局管理職員による朝の街頭啓発活動を実施。

【伊勢建設部】

事故危険箇所において、所轄警察署及び関係機関と改善策についての現場立会いを行い、次の路線で交通安全策工事（減速帯の設置、交差点のカラー表示、ラインによる舗道の確保）を実施しました。

①国道42号（伊勢市通町）　②国道42号（伊勢市二見町今一色）

③国道260号（南伊勢町五ヶ所浦）　④国道260号（南伊勢町船越）

⑤伊勢南島線（伊勢市神田久志本町）　⑥東大淀小俣線（伊勢市東大淀町）

【志摩建設部】

警察と連携し、関係機関及び団体等と多発する交通事故を抑制するため、交通モニター専門員会議を開催しました。また、事故多発交差点の交通安全対策の検討を実施しました。

2　取組の成果

【生活環境森林部】

①母親活動指導者研修会や高齢者指導員研修会では、管内の２つの自動車学校で実地研修を含む研修を実施しました。参加者からの評価も高く、今後の活動にいかしたいとの意見を多くいただきました。

②「交通安全シルバーサポート隊」や期間中の街頭啓発活動では、より多くの県民に直接ＰＲすることができました。

③１７年中の管内の交通事故は人身事故が１，５９４件で前年より７５件増加しており、死者数は２５人、高齢者の比率は４８％と前年より減少したものの依然として高いことから、関係機関とより実質的な連携を図り、地域から交通安全運動が盛り上がってくるような活動のあり方を引き続き検討していく必要があります。（平成１６年　死者　３３人、高齢者率　５１．５％）

【伊勢建設部】
　対策工事を実施した箇所では、走行車両の速度減速・一時停止等が確認でき交通事故の発生防止に効果を発揮しており事故報告もありません。
【志摩建設部】
　交通モニター専門員会議に基づき、交通安全施設の修繕を実施しました。また、事故多発交差点のうち一ヶ所を抽出し、交差点部のカラー舗装の実施及び区画線の修繕を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）
【生活環境森林部】
①「高齢者交通安全活動総合サポート事業」を引き続き実施し、高齢者の交通事故の減少に取り組みます。
　また、『高齢者の交通安全を考える会』では、高齢者自らが提案した具体的な活動を地域でも展開するとともに、情報交換、情報提供の場として活用していきます。
②従来から実施している研修事業や啓発活動については、引き続き実施してまいります。
【伊勢建設部】
　交通事故多発箇所を抽出し、所轄警察署及び関係機関と改善策についての検討を行い整備の進捗を図る。
【志摩建設部】
　平成１７年度に引き続き、交通モニター専門員会議等により、警察等と交通安全対策の調整を行い、交通安全施設の整備に努めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（青少年の健全育成）

(7)　平成16年の刑法犯少年は2,031件で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

青少年対策を効果的にするため、市町の担当者や地域の活動者との意思疎通を図り、青少年指導専門員が積極的に関わり連携と強化に努めました。

①「青少年居場所づくり事業」に1団体が取り組みました。

②立入調査員研修会(5/27)　青少年育成地域活動者研修会(1/21)を開催しました。

③伊勢度会地区青少年指導連絡協議会、伊勢市青少年相談センター、南勢少年サポートセンター等との連携により情報交換、研修会、街頭指導、非行防止啓発活動を行いました。

④企業、社会福祉等関係団体と連携し街頭啓発活動を行いました。

⑤青少年健全育成協力店運動を実施し、関係業者に協力を求めました。

⑥青少年の出入りする店舗、遊技場等の立入調査を行い、環境浄化に努めました。

2　取組の成果

①管内の補導関係機関それに地域の関係団体と協力して、街頭指導、非行防止啓発活動を行い地域の青少年や住民の意識の高揚を図りました。

②立入調査員研修会を開催し(5/27)、各調査員の資質の向上を図りました。

③青少年育成地域活動者研修会を開催し(1/21)、地域の青少年指導関係者の指導力の向上と情報交換を行いました。

④青少年健全育成協力店運動は、新しい市街地を中心に協力店を拡大し、業者の協力を得られるようにしました。（３３店舗）

⑤社会で起きた事件等に対応して、特別立入調査を実施し管内の状況の把握と業者への指導を行いました。

青少年健全育成は、関係団体の活動だけでは限界があります。地域の子供は地域で育てるを目標に地域の関係団体が互いに連携を深め、住民の理解を得ながら総合的で効果的な取り組みを進めていくことが課題となっています。

平成18年度以降（取組予定等）

①関係機関、団体と連携し、青少年健全育成のための街頭活動、啓発活動に取り組みます。

②青少年行政連絡協議会の中身を検討し、各機関の連携を図っていきます。

③地域活動者研修会を開催し、青少年指導に関わる関係者の指導力の向上を図ります。

④立入調査員研修会を開催し、調査員の資質の向上を図ります。

⑤青少年健全育成協力店運動に取り組みます。

地域社会で青少年を育てるため、ＮＰＯや地域活動団体等へ働きかけ、協働、支援する団体を増やすなどして、地域全体で青少年健全育成活動に取り組める体制作りを進めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（広域人権まちづくり事業推進協議会のあり方）

(8)　人権啓発事業を委託している広域人権まちづくり事業推進協議会の構成員が、行政職員だけとなっているので、幅広い検討が行われるよう、民間団体、学識経験者など、地域の様々な主体が参加できるよう引き続き検討されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

広域人権まちづくり協議会は、「広域人権まちづくり事業実施要綱」に基づき設置されており、第２条において、県民、企業等団体と連携、協力して、人権啓発のまちづくりを総合的に推進することを目的とし、同要領第３条において、協議会には行政機関や民間団体、学識経験者に参加を呼びかけていることから、今年度新たに協議会の構成員として、特定非営利活動法人と企業の参加について協議会で了承を得たところです。このことにより今後は、より広範な視点から協議会の運営を実施していきます。

2　取組の成果

広域人権まちづくり協議会の構成員として、特定非営利活動法人と企業の参加を得られたことから、平成１８年度事業の実施にあたっては、より広範な視点から事業を実施していきます。

平成18年度以降（取組予定等）

広域人権まちづくり協議会には、今後も企業等との連携、民間団体や学識経験者の協議会参加、部会組織の設置等協議会のあり方について検討を進め、より実効のある事業運営が展開できるよう努めます。

局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部、農水商工部、伊勢建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【生活環境森林部】

（浄化槽設置者に対する助成）

合併処理浄化槽の設置促進のため、市町村補助金に上乗せの県補助金を交付し、設置者の経済的負担を補っています。

【農水商工部】

（農業集落排水事業の促進）

岩出・中角地区（玉城町）において、平成１２年度から整備を進めてきた農業集落排水施設を完成させました。また、三郷・昼田地区(玉城町)において、新たに整備を開始しました。

【伊勢建設部】

宮川流域下水道の平成１８年６月１日の一部供用開始に向けて、機械電気設備の整備と輻輳する土木建築工事の工程調整を行い円滑な施工を行いました。

2　取組の成果

【生活環境森林部】

（浄化槽設置者に対する助成）

平成18年2月21日現在で941基(予定)の補助金を交付し合併処理浄化槽の設置促進を行います。

【農水商工部】

（農業集落排水事業の促進）

岩出・中角地区（玉城町）において、完成した農業集落排水施設を平成１７年１０月から本格的に供用を開始しました。

三郷・昼田地区(玉城町)においては、農業集落排水施設の測量設計及び最終処理場用地の確保等農業集落排水施設の整備を進めました。

【伊勢建設部】

①機械・電気設備工事の一部供用開始部分の完成

②土木建築施設の完成

- ブロアー棟の完成
- スクリーンポンプ棟の完成
- 管廊の完成
- 汚泥スクリーン棟の完成
- 汚泥処理棟の完成
- 塩素混和池の完成

③場内整備工事の発注

平成18年度以降（取組予定等）

【生活環境森林部】

（浄化槽設置者に対する助成）

平成17年度に引き続き、合併処理浄化槽の設置促進（県費補助）を行います。市町村から1,006基の補助要望があります。

【農水商工部】

（農業集落排水事業の促進）

三郷・昼田地区（玉城町）の農業集落排水施設の平成21年度完成を目指し計画的に整備を進めます。

未整備地区の農業集落排水施設の整備を促進するため、事業の活用推進に取り組みます。

【伊勢建設部】

1．供用開始に向けて

処理場工事の総合的な工程調整及び関連市町村と密接な調整のもと、6月1日供用開始に向けて努力します。

・一部供用開始部の機械・電気設備工事の総合試運転
・汚泥系の機械・電気設備工事の継続整備
・場内整備工事の完了

2．第2期事業計画の推進

・平成22年度末に向け第2期事業の推進を行います。
・関係市町と調整を行いながら幹線管渠の延伸工事と水処理施設の増設を行います。

部局等　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求め事業を推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　事業の予算内示について極力早期に内示しました。
・　市町村の課長、担当者との会議の席上で森林環境創造事業の新たな着手や事業の効率的、効果的推進について依頼しました。
・　未着手の市町村について、森林環境創造事業の目的、趣旨等についての説明を実施し、事業への理解を求めました。

2　取組の成果

・　森林環境創造事業の事業対象面積に対する着手率は13.6%から15.8%に向上しました。
・　平成１７年度事業は、順調に実施されており、翌年度繰越の予定はありません。

平成18年度以降（取組予定等）

・　事業の予算内示について極力早期に内示します。
・　市町村の課長、担当者との会議の席上で森林環境創造事業の新たな着手や事業の効率的、効果的推進について依頼します。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

(11)　安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

① 特別保育の実施促進―当事業の実施主体である市町村に対して、補助金の交付申請時等のヒヤリングなどにおいて必要な情報提供や助言を行っています。

② 地域子育て支援センターの設置運営支援等―管内では地域子育て支援センターの未設置地域は鳥羽市１市になりました。１８年１月鳥羽市を訪問し早期設置を依頼しました。

③ 運営支援としては、管内の地域子育て支援センター職員の情報交換、資質の向上等を図るため、担当者会議を開催しているところであり、先進地視察１回、専門家による講演１回を含め５回の会議、研修を行ったところです。また、三重県次世代育成支援行動計画に基づき、本庁と協調して管内市町村や関係者に対する啓発活動を展開しました。

④ 市町村や医療機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導を実施しました。

⑤ 子どもの虐待予防研修会を開催しました（1回）。

⑥ 周産期ネットワーク会議を開催しました（1回）。

2　取組の成果

① 地域子育て支援センターの設置についての鳥羽市の回答は、「他の懸案も抱え大変厳しい財政状況にあるが、当センターの重要性、必要性を認識しているので、関係部局とも協議して検討したい」ということです。

② 担当者会議については、参加者からの評価も高く、各地域のセンターの機能充実情報取得やノウハウの習得等が活かされているものと考えています。

③ 医療機関と連携したことで、ハイリスクな母子に対して早期に訪問指導を実施することができました。また、市町村と連携したことで問題のある母子については、各々地域でも継続して支援を受けられる体制ができました。

④ 市町村母子担当者を中心に虐待予防研修会を開催し、事例検討を含めて訪問活動の際の視点などを実践的に学習する機会となりました。

⑤ 周産期ネットワーク会議を通して市町村や児童相談所など地域と医療機関が意見や情報交換を行い、早期にハイリスクな母子を発見し、地域での支援につなげられるよう連携の強化ができました。

平成18年度以降（取組予定等）

① 特別保育の実施促進

基本的に１７年度の取組を継続します。

② 地域子育て支援センターの設置運営支援等

・ 地域子育て支援センターの早期設置に向けての鳥羽市への働きかけは継続します。

・ 担当者会議の開催も基本的に１７年度の水準を継続しますが、更に参加者の要望等を踏まえた内容の改善を図るべく努めます。参加者の意向確認に基づき、担当者会議を連絡協議会に位置付け、より広範な取組を展開すべく検討していきたい。

・ 本庁との協働についても１７年度同様取り組みます。

③ 市町村や医療機関と連携して未熟児等ハイリスクの訪問指導を実施します。

④ 周産期からの地域育児支援ネットワーク会議やスキルアップ研修会を開催します。

部局局名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12) 平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１７年度食品衛生監視計画を策定し、計画的・効果的な施設監視指導や食品収去検査を実施しました。

また、食品衛生協会の「食品衛生指導員」による巡回指導をサポートしました。

2　取組の成果

（１）　平成１７年度（４月～１２月末）監視指導

対象施設１１，０１６施設に対し、８，７４７施設の施設指導監視（監視率：７９．４％）を実施。

（２）　試験検査

７０３検体の食品の収去及び４４５検体の器具類の拭き取り検査。

（３）　食品衛生協会との連携

２，８７６件の「食品衛生指導員」による巡回指導（平成１７年度（４月～１２月末））

平成18年度以降（取組予定等）

「三重県食品衛生監視指導計画」に連動した地域の食品衛生監視計画を策定し、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援し食の安全・安心の確保を図りたい。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）旅館におけるレジオネラ感染症防止対策の推進を図るため、次のとおり実施しました。

①　浴場関係の施設監視指導・自主管理指導

②　自主管理実施の検証

③　レジオネラ対策自主管理システム作り支援

④　レジオネラ対策研修会の実施

（2）その他環境衛生

理容、美容、クリーニング所等にあっては、関係業界と連携し衛生講習を主体的にまた、衛生公衆の未実施地域においては施設の監視指導を実施しています。

2　取組の成果

（1）　公衆浴場

①　監視指導・管理指導：対象施設数　１４１施設　　実施施設　１１３施設（８０％）

②　レジオネラ水質検査：３２検体実施

②　１１月２１日、２２日に鳥羽地区・志摩地区２会場でレジオネラ対策講習会を実施
参加者６５名

（2）　その他環境衛生

理容、美容、クリーニング所にあっては、度会郡管内施設の１０％を目標に監視指導を実施中

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、地域事情及び時代に沿った重点目標を掲げ、環境衛生の確保に取り組みたい。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

1　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（沿岸地区漁業協同組合の広域合併）

(14)　沿岸地区漁業協同組合の広域合併については、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併促進の取組を行っており、平成16年度までに信用事業の譲渡が完了したが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、これまでの取組方法、成果等を検証して、一層効果的な取組を行われたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

南勢志摩県民局管内においては、前年度に引き続き伊勢湾南部地域における沿岸地区漁業協同組合の広域合併の指導に取り組みました。

2　取組の成果

二見町から明和町に至る５漁協の合併協議が整い、平成１７年１２月１７日合併契約を締結しました。

平成１８年４月１日伊勢湾漁業協同組合の名称で発足予定です。

この結果、管内の沿海漁協数は下のとおりとなりました。

平成6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年予定
71	70	70	65	65	65	65	49	32	11	11	11	9

平成18年度以降（取組予定等）

合併漁協の支援と共に、未加入組合、信用事業未譲渡漁協への働きかけを行います。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3%）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8%～96.4%と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

認定農業者を含む中核的経営体の確保・育成について、産地振興と安全・安心な農産物づくりへの支援を関係機関と共に取り組みました。

①　管内市町村経営改善支援センターと共に認定農業者を含む中核的な経営体、青空市や女性企業を目指す人を対象に「元気な農業・農村講演会」を開催しました。

②　平成19年度以降の水田農業政策施策に対応できる担い手リストを各市町、ＪＡと打ち合わせを行い策定しました。

③平成19年度以降の水田農業政策施策に合わせて認定農業者、農業委員、各集落の農事代表者に対して「これからの水田営農を考える研修会」を開催しました。

④認定農業者を含む中核的経営者に対して、みえの農産物表示制度・エコファーマーの推進や技術指導の普及活動を展開しました。

2　取組の成果

南勢志摩県民局管内の認定農業者数は、平成１６年度末２９２経営体に対し、平成１７年度末には282経営体（H18. 3時点）となりました。（平成１７年度中の新規認定農業者数は、伊勢市１１、玉城町3、度会町2、大紀町１であったが、経営改善計画の更新時期を迎えた経営体のうち２７経営体が高齢化等で再認定されませんでした）

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度は平成１９年度以降の水田農業政策の周知徹底を図り、各地域から提出されている水田農業担い手リストを基に担い手の創出や担い手への支援体制整備を推進し認定農業者を育成確保します。

局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

(16)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　きらめく農山漁村女性育成事業の中で、農村女性アドバイザーが主体的に企画運営する形での交流会等を実施しました。平成１７年６月～９月　企画会議
７月２０日　志摩市長と語る会
９月１６日　大紀町農業・農村等元気な地域づくり意見交換会
１１月１６日　農業女性組織との交流会
１２月１１日　女性生産者と消費者交流会
平成１８年２月１４日　元気な農業・農村講演会

②　各市町村に農業委員への女性登用を働きかけました。延べ１２回

③　家族経営協定について玉城・小俣を中心に市町と連携して推進しました。
家族経営協定研修会　小俣１回　・協定推進　延べ３２戸　・意識アンケート３３戸

2　取組の成果

①　アドバイザーの企画運営力が高まり、市町村とアドバイザーの連携が進みました。
農村女性アドバイザー数　１６年度２６名→１７年度２５名（任期満了での退任２名　新規１名）
漁村女性アドバイザー数　１６年度　２名→１７年度　５名（辞任２名　新規５名）

②　女性農業委員数は市町村合併に伴う定数減からやや減少しているが、１市町複数配置の割合が増加しました。
女性農業委員数　１６年度１９名→１７年度１５名
複数配置市町村割合　１６年度４５％→１７年度７１％
家族経営協定締結戸数　１６年度３３戸→１７年度４９戸

平成18年度以降（取組予定等）

①　農村女性アドバイザーとの協議及び、市町とアドバイザーの連携推進を行います。

②　女性農業委員登用について、市町長へ働きかけを行います。

③　家族経営協定の締結推進に向けて、市町を連携して継続的に推進を行います。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（観光振興）

(17)　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

人材育成・もてなし力アップ・地域の魅力アップの３つ観点から集客交流事業を、関係機関と連携しながら推進し、伊勢志摩の新たな魅力創造に取り組みました。

人材育成では、成果をあげている観光事業者や、学識経験者を講師に迎えた講演会や、地域リーダーを育てるための伊勢志摩集客交流活性化塾を開催、また、伊勢志摩のきらり資源を活かした体験型やもてなしに取り組む地域のグループを育てる取組みを行いました。

もてなし力のアップに関しては、アメリカの高校生の修学旅行の受け入れや、飲食店が使用するための外国語メニューを作成する外客誘致受入体制の整備や、もてなしグループのネットワーク化、観光客の声を地域観光に反映させるシステムの構築などの取組みを行いました。

地域の魅力アップについては体験型交流事業の推進や、伊勢志摩快適空間の創造をモデル地区５地域の住民の事業支援を行いました。

2　取組の成果

人材育成では、おもてなし講演会を、伊勢市、鳥羽市、志摩市で開催の市や関係団体との共催により開催し地域が一体となったもてなしの啓発を行い地域の観光事業者等約２００名が参加しました。また、伊勢志摩集客交流活性化塾では、前２年度の受講終了者を塾生とし、塾生自身が講義を立案、進行することにより地域リーダーとなりうる人材の育成を図りました。

もてなし力のアップでは、新しい観光ビジネスの構築を行なうためホームステイを活用した外客受け入れ体制の整備により、アメリカの学生３校３７名を受け入れました。また、英語・中国語・韓国語のメニューモデルを作成することにより外客誘致に向けた環境整備を行いました。観光客からのクレーム等を収集しそれをもとに、改善点を探り、地域のもてなしの向上に取り組む協議会の組織強化を行いました。

きらり里親支援事業では７団体を支援するとともに、これまで出来たもてなしグループが、合同の研修会を開催するなどネットワーク化が図られているものもあります。

地域の魅力アップでは、南伊勢町では、９校の修学旅行が、また、志摩市の伊勢えび漁体験では、６校の受入を行なう等体験型集客交流事業の成果が現れてきています。また、地域においては、「二見七夕まつり」「鳥羽まちなみ水族館」「島・食の文化祭」「おひなさまめぐりｉｎ二見」など、地域住民が中心となった取組みも生まれてきています。

平成18年度以降（取組予定等）

１７年度の実績をふまえ、地域において出てきた様々な動きを積極的支援するとともに、引き続き人材育成、もてなし力のアップ、地域の魅力アップを更に図って参ります。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【生活環境森林部、農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部】

入札・契約については、①三重県建設工事発注標準、②三重県測量業務発注標準、③三重県指名競争入札実施要綱、④三重県地域公募型指名競争入札実施要綱、⑤三重県公募型指名競争入札実施要綱、⑥三重県一般競争入札実施要綱等に基づき実施しています。

【生活環境森林部】

また、市町村合併を踏まえ伊勢建設部管内における公募（地域）型指名競争入札参加資格者が均等に応募資格が得られるよう地域割および公募型指名競争入札審査基準における評価点数の考え方を伊勢建設部、農水商工部と統一し、改訂しました。

【農水商工部】

・「施工実績」の対象工事の範囲拡大を行いました。（ＣＯＲＩＮＳに登録された公益民間企業が発注した工事まで対象を拡大しました。）

・入札に参加する業者の参加資格を強化する支店から「測量・設計コンサルタント業務における配置予定技術者事前届出」を導入しました。

・平成１７年１０月１７日から電子入札システムの全面運用が始まりました。導入にあたり混乱を招かないよう業者向けに説明会を行いました。（公共事業情報化Ｐ主催。）

・管内の市町村合併により公募型指名競争入札及び地域公募型指名競争入札の発注においては、入札参加要件（地域要件）について平成１７年１１月１日付けで見直しを行いました。

【伊勢建設部】

このうち、地域公募型指名競争入札の発注については、建設業室から示されている「三重県建設工事発注標準」に基づき発注しております。入札参加要件の地域条件については、指名審査会で定め、地域性を重視する観点から５百万円以下の工事については管内を地理条件等から３ブロックに地域分けました。

また、殆どの工事の入札が電子化されました。

【志摩建設部】

このうち、公募型指名競争入札の業者指名に係る審査基準については、地域性を尊重した基準を設定しています。

また、地域公募型指名競争入札に係る入札参加要件の地域条件については、指名審査会で定め、管内が広いことや地域性を重視する観点から管内を地理条件等で地域分けしています。

入札・契約制度の改正については、平成17年6月1日より入札参加資格要件に係る施工実績対象工事の範囲が拡大され、平成17年10月17日以降発注した工事の案件からは、すべて電子入札を実施しており、電子くじについても、測量・コンサル案件を含め、すべての電子入札について実施しています。

また、平成18年2月1日より入札心得書・入札条件書の一部改正及び工事内訳書のチェックが強化されたことなどにより、より競争性、公正性、透明性が高まりました。

今後、公共工事の品質確保の促進を図るため、簡易型総合評価落札方式による入札を実施（試行）する予定です。

2　取組の成果

【生活環境森林部】

　これまでの入札・契約制度にかかる改善、および公募（地域）型指名競争入札参加資格者が均等に応募資格が得られるような地域割に改訂したことにより、競争性、公正性、透明性がより高まりました。

【農水商工部】

　本年度は２件の談合情報がさせられました。（２件とも談合の事実は確認できなかった。）
また、格付けランクによっては（最下位ランク、測量・設計コンサルタント業務）競争が激化しています。建設業室を中心、入札・契約制度の改正について取組んできたが、指摘事項について抜本的な解消はできていません。

【伊勢建設部】

　入札執行事務がスムーズに行われました。

【志摩建設部】

　これまでの入札・契約制度にかかる改善により、競争性、公正性、透明性がより高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

【生活環境森林部、農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部】

　更に入札・契約制度における競争性、公平性、透明性が高まるよう各種制度の改善を建設業室に求めていきます。

【農水商工部】

　総合評価落札方式が平成16年度から県土整備部で試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、当部における発注についても導入を図っていきます。

【伊勢建設部】

　簡易総合評価落札方式の試行導入。

【志摩建設部】

　公共工事の品質確保の促進を図るため、簡易型総合評価落札方式等による入札を積極的に実施（試行）します。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県単公共工事の契約変更）

(19)　平成 16 年度の県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1％が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部、農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【生活環境森林部】

変更が生じた場合は、変更処理できるもの、新たに追加工事として発注するものを区分しました。

【農水商工部】

・事前調査を徹底し、地形や現地状況を確認するとともに地域の意見を設計に反映させています。

・担当者、副担当者、主査、課長の順でダブルチェックすることで設計図書と工事現場との状態が不整合になることや施工条件が実際に異なることなどを未然に防止し、不必要な変更契約を行わないよう努力しています。

・関係機関には、事前に工事計画や工事施工時期等の打ち合わせを行い、行き違いがないよう入念な協議を行っています。

・１１月１日以降、「三重県建設工事設計変更要領」が改正され、徹底を図っています。

(1) 追加工事の取扱いが明確化されたため、追加工事に該当する場合、変更せずに別途工事により実施しました。

(2) 重要な設計変更内容については指名審査会に諮り、適正な処理がなされました。

【伊勢建設部】

①工事発注前に現場と設計図書が相違ないか事前チェックを徹底実施しました。

②支障案件の事前処理を徹底させました。

③協議事項及び指示事項を迅速かつ、的確な処理を徹底させました。

④入札差金の返還や必要以外の増額変更を無くし、工事執行の適正化に努めました。

【志摩建設部】

・「三重県建設工事設計変更要領改訂」に伴い、増額変更の削減等、適正な変更設計を行うことを職員に周知徹底しました。

・平成17年度定期監査結果を職員へ周知徹底しました。

・当初設計の段階で、現地調査等事前調査を十分に行いました。

・「工事打ち合わせ簿」の時点で、入念にチェックを行いました。

2　取組の成果

【生活環境森林部】

・上記の取組を実施した結果、違算などによる変更が減少しました。

・「三重県建設工事設計変更要領」が１１月から試行されたことにより、設計変更、追加工事の区分が明確になり、大幅な設計変更箇所が減少しました。

【農水商工部】

大幅な工期延期が減少しています。

・設計変更は「三重県建設工事設計変更要領」の規定に定められた内容の軽微な変更に限定されるとともに重要変更が激減しました。

【伊勢建設部】

工事発注前の事前チェック・事前処理を行い的確な処理を徹底させました。また、入札差金の返還

を行い不必要な増額変更を行なわない事を徹底させました。
【志摩建設部】
現時点では、取りまとめができていない状況であり、不確定ではあるが、県単工事の増額変更設計は減少する見込みです。

平成18年度以降（取組予定等）

【生活環境森林部】
・引き続き当初設計の段階で現場と設計図書が相違ないか事前チェックを徹底します。
・協議事項・指示事項の迅速かつ、的確な処理を行います。
【農水商工部】
・改正「三重県建設工事設計変更要領」を遵守するよう、周知徹底を図るとともに体制を整備します。
・平成１７年度に引き続き、設計時の調査の精度を向上させるなどの改善を行うとともに、チェック体制の強化について積極的に取り組んでいきます
【伊勢建設部】
①工事発注前に現場と設計図書が相違ないか事前チェックを徹底実施します。
②支障案件の事前処理を徹底させます。
③協議事項及び指示事項を迅速かつ、的確な処理を徹底させます。
④入札差金の返還や必要以外の増額変更を無くし、工事執行の適正化に努めます。
【志摩建設部】
・平成17年度は「三重県建設工事設計変更要領改訂」の制定が年度途中であったため、対応が十二分でなかった点もありますが、18年度は「三重県建設工事設計変更要領改訂」に基づき、年度当初から職員に周知徹底を図り、適正な変更設計の執行に努めます。
・平成17年度に引き続き、当初設計の段階で、現地調査等事前調査を十分に行うと共に、「工事打ち合わせ簿」の時点で、入念にチェックを行い、適正な変更設計の執行に努めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(道路橋りょうの維持管理)

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0％に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえ、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【伊勢建設部】

鋼橋塗装年度計画に基づき順次補修を実施しており、本年度橋梁については浦田橋・相生橋、横断歩道橋については岩渕・岡本・小社歩道橋において再塗装を実施しました。

【志摩建設部】

・ＭＣＩランク表を参考にＭＣＩ５以下の箇所を抽出し、パトロール結果を考慮して修繕箇所の検討を行いました。

・整備にあたっては、橋梁予備設計において、塗装の塗り替え費用等の維持管理費も考慮したトータルコストの比較により、コンクリート橋・鋼橋にするかを検討し、タイプを決定しています。

2　取組の成果

【伊勢建設部】

再塗装を実施することにより、桁の劣化を防ぎ橋梁の耐用年数を延伸することができます。

【志摩建設部】

・修繕箇所の検討により抽出した箇所から緊急度の高い順番に最小限の施工を部分的に行いました。

・浜島阿児線国補道路改築事業において、橋梁タイプを決定するための飛来塩分量調査を実施しました。

平成18年度以降（取組予定等）

【伊勢建設部】

道路構造物の劣化を調査し、早期補修を計画・実施することによりライフサイクルコストの低減を図ります。

【志摩建設部】

・パトロールの充実を図り、道路構造物の老朽箇所の早期発見に努めていきます。また、今後の劣化状況を予測し、補修の必要な箇所を抽出し緊急度の高い箇所から修繕していきます。

・今後も、橋梁工事における上部工のタイプ決定にあたっては、塗装等の維持管理費を考慮してタイプを決定します。整備工事において植栽等の整備を必要最小限にします。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（屋外広告物対策）

(21)　屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

（伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【伊勢建設部】

①１０月４日「都市景観の日」に合わせ、簡易除却を行いました。（２５件）

②パトロールを定期化し、簡易除却できるものは、市町村へ依頼しました。

③違反広告物の是正指導を一部実施しました。

【志摩建設部】

実態調査の結果をふまえ、許可済みの案件とそうでないものに振り分けました。

また、許可がなされていないものについては、条例に照らし合わせ、申請が必要な案件とそうでないもの（自家用広告物で条例に抵触しないもの）に振り分けました。

実態調査の結果だけでは不明なものについては、現地確認を行い判断しました。

2　取組の成果

【伊勢建設部】

是正指導結果

・申請指導　　２１件

・除却指導　　３件

【志摩建設部】

これから指導対象とする対象物件を、Ｈ１６年の調査結果全体の１／５以下に絞り込みました。

平成18年度以降（取組予定等）

【伊勢建設部】

○平成１６年度の調査した資料に基づき更に是正指導していきます。

○パトロールを定期的に実施します。

○屋外広告物の登録制度の導入（平成１８年４月から）

【志摩建設部】

Ｈ１７の取り組みの結果をふまえ、申請が必要な物件については申請を行うよう指導します。

また、条例に違反する物件については、改善・撤去を指導します。

市への移管については、市の担当部署と協議していきます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（過年度未登記の処理）

(22)　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【農水商工部】

・農業支援センターと公嘱調査士協会の協力を得ながら未登記用地折衝を行なったもの40件（みなし登記を含む）となっています。

・平成１４年度から積極的に未登記解消を図っており、平成１８年３月末時点で１８２筆の未登記を解消していますが、つぎの案件については未登記の解消手法が見あたらず早期の解消は困難と考えます。このため、登記対策委員会を活用し、専門家の意見を聞きながら方策を決定し、場合によっては司法の場で解決していくなど、長期的な視野に立って早期解消を図っていくこととします。

①公図混乱地区のうち、字単位の地図訂正を要する案件。

②用地買収時点から２０年程度が経緯し、また、丈量図や買収図がなく登記権利者の理解が得られない案件。

【伊勢建設部】

・平成１７年度の未登記処理目標数（２７筆）の解消

・管内の特徴として公図混乱箇所が多いこと、相続関係が複雑であること、地権者が協力的でないこと等の障害が多々ありますが、市町の協力を得、粘り強く交渉を継続しました。

【志摩建設部】

・平成１６年度末現在未登記１８７筆について、本年度処理筆数１０筆を目標とし、整備した土地調査表（カルテ）を基に登記名義人への鋭意交渉を進めています。

2　取組の成果

【農水商工部】

平成１７年度の実績は次のとおりです。

・　登記処理数（予定）　　３５筆

【伊勢建設部】

処理目標数である２７筆の未登記を解消することができました。

内訳は登記処理完了筆数が１０筆、みなし登記が２１筆です。（伊勢建設部）

【志摩建設部】

平成１８年１月末現在８筆の登記処理を完了しました。

その他、２筆について理解を得るため交渉を行っています。

平成18年度以降（取組予定等）

【農水商工部】

・過年度未登記処理の促進を図るため、引き続き財産適正管理処理委託等事業費を予算化し、三重県農林水産支援センターと未登記解消に係る未登記用地交渉業務について委託契約を締結しています。

・平成１４年度に未登記一筆ごとに調査・交渉を行い各筆の登記調査票（カルテ）を作成しており、平成１８年度については、このカルテに基づき未登記２５筆を解消します。

【伊勢建設部】

平成１８年度の取組については、１８年度の予算状況を踏まえて効率的な目標数値を定めて、未登記処理を進めて行きます。

【志摩建設部】

未登記処理については、県の全体的な方針の中で目標数を設定し計画的な処理を推進します。

具体的には、土地調査表（カルテ）を基に現地の状況及び隣接土地の状況等を確認し、処理事項を洗い出し、登記名義人への交渉を進めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（業務委託における随意契約の状況）

(23)　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9％（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6％）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。

（企画調整部、県税部、生活環境森林部、保健福祉部、農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【企画調整部】

地方自治法施行令第１６７条の２項各号の規定を厳正に適用した上で、その者のみしか契約の目的が達成できないのかを慎重に判断し契約を行いました。

【県税部】

競争性、透明性を高めるために業務内容を十分審査し、随意契約理由が地方自治法施行令第１６７条の２項各号の規定に該当するか確認のうえ発注を行いました。

【生活環境森林部】

三重県建設工事随意契約指針に基づき運用しています。透明性、公正性を保つためにも競争性が見出せるものについては、入札参加機会の確保を図りました。

【保健福祉部】

平成１７年度みえの食育推進事業における食育モデル園業務委託について、企画提案コンペを実施しました。

【農水商工部】

競争性、透明性を高めるために業務内容を十分審査し、随意契約理由が三重県建設工事随意契約指針に該当するか確認のうえ発注を行いました。

【伊勢建設部】

透明性・競争性を高め、広範な入札参加機会を確保するため公募型指名競争入札を活用し、工事積算という性格・慎重な取扱いを要する工事積算競争入札に適さないものにつきましては、三重県建設工事随意契約指針に基づき随意契約といたしました。

【志摩建設部】

業務委託契約については、可能な限り競争入札を実施していますが、業務の特殊性や性質・目的を考慮し随意契約を行う場合は、地方自治法施行令及び三重県会計規則で定める範囲内において、その理由が妥当であるか精査し、部内の指名審査会の承認を得て随意契約としました。

2　取組の成果

【企画調整部】

地方自治法施行令第１６７条の２項各号の規定適用の妥当性、特命随意契約の理由が明瞭であるか等を十分検討・精査したうえで契約事務を行いました。

【県税部】

地方自治法施行令第１６７条の２項各号の規定を厳正に適用した上で、随意契約理由を精査し契約を行いました。

【生活環境森林部】

三重県建設工事随意契約指針に基づき、可能な限り競争入札によることとしました。また特命随意契約したものについては部内指名審査会において随意契約理由を精査し実施しました。

【保健福祉部】

コンペの実施による公正な業者選定が行われました。

【農水商工部】
　部内指名審査会において、競争入札に適さず随意契約理由が三重県建設工事随意契約指針に基づくものだけを随意契約をおこないました。
【伊勢建設部】
　三重県建設工事随意契約指針に基づく工事積算という性格・慎重な取扱いを要する工事積算のみ随意契約としました。
【志摩建設部】
　特命随意契約については、随意契約理由等が地方自治法施行令及び三重県会計規則で定める範囲内において妥当であり、かつ適正であるか十分検討・精査しました。

平成18年度以降（取組予定等）

【企画調整部】
　地方自治法施行令第１６７条の２項各号の規定を厳正に適用し、可能なかぎり見積もり合わせ等を実施し、公平、公正で競争性、透明性を確保した契約手続きを行う。また特命随意契約を実施する場合は、その理由を明確にした上で、契約手続きを行います。
【県税部】
　地方自治法施行令第１６７条の２項各号の規定を厳正に適用した上で、随意契約理由を精査し契約を行います。
【生活環境森林部】
　三重県建設工事随意契約指針に基づき、随意契約理由を精査して競争性、公正性、透明性を高めていきます。
【保健福祉部】
　同様に取り組みたい。
【農水商工部】
　業務内容を十分審査し、可能な限り競争入札にすることとします。
【伊勢建設部】
　三重県建設工事随意契約指針に基づき、可能な限り競争入札によることとし、随意契約する場合は随意契約理由等を精査します。
【志摩建設部】
　平成１７年度同様、可能な限り競争入札によることとし、随意契約する場合は随意契約理由等を十分精査するなど、競争性、透明性をより高めるよう努めます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(1)　収入に関する事務
ア　収入未済
県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在30,087,902円（対前年度比121.3％）あり、前年度と比べて5,277,959円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。
（企画調整部、生活環境森林部、保健福祉部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
【企画調整部】
・三重県収納代理金融機関で出納閉鎖期日までに納入されたが、三重県指定金融機関での事務処理（三重県収納代理金融機関での処理された案件が、その後三重県指定金融機関で処理されるまでにタイムラグが生じる）が出納閉鎖期日以降となったため、収納未済となったものであり、新年度開始後、早々に納入されました。
【生活環境森林部】
(1) ひとにやさしいまちづくり支援事業費補助金
・平成１５年度に交付した補助金に対する一部返還（31,000 円）について、１６年度には数回の訪問により返納を求めました。平成１７年度においても対象者宅を数回訪問し督促を促していますが、平成１８年２月２８日現在においても未納となっています。
【保健福祉部】
・未納者に対して、毎月に電話による督促及び催告状を送付するほか、未収金債権管理事務徴収嘱託員と定期的に臨戸徴収（月１～２回）を実施し、また夏期、年末整理期間中には強化に取り組み、債権関係グループ職員（担当ケースワーカー）等と共に訪問及び現況把握等を行いました。
【伊勢建設部】
・督促状を発行した。（４月、７月）
・訪問による督促も毎月１～２回実施しました。
・法的措置を行いました。
【志摩建設部】
・督促状を発行し、電話・訪問による督促を行いました。未収金整理台帳により督促状況（処理経過等）の整理を行い、収入未済額の減少及び発生の防止を図りました。

2　取組の成果
【企画調整部】
・実施した取組内容と同じ
【生活環境森林部】
(1) ひとにやさしいまちづくり支援事業費補助金
・平成１６年度末に督促状を送付するともに、平成１７年度においても督促状を発行し対象者宅を数回訪問し督促を求めていますが、平成１８年２月２８日現在においても未納となっています。
【保健福祉部】
・生活保護費返還等について、収入未済額24,184,852円のうち1,438,574円納入されました。
【伊勢建設部】
・過年度未収金　　90,000円（３月末までに納入予定）
・不能欠損処分　　４件　　141,826円
・不能欠損予定　　２件　2,110,320円
【志摩建設部】
・過年度未収金2,050,410円の内６件1,023,930円が納入され、10件1,026,480円に減少しました。

平成18年度以降（取組予定等）

【企画調整部】

・収納未済となった案件について、納期限が守られず、三重県収納代理金融機関への納入が出納閉鎖期日ぎりぎりになったため生じたものであるので、収納案件の納期限を常に把握し、納期限を過ぎたものについては督促を厳正に行います。

【生活環境森林部】

（ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金）

・引き続き、対象者に対して訪問等により督促を求めてまいります。また、今後交付する補助金については、事業内容を精査し不明確な項目がないよう事業者に対して指導してまいります。

【保健福祉部】

・滞納者は生活困窮者であり、電話・訪問等による督促を継続し、未収債権管理事務徴収嘱託員及び債権関係グループ職員（担当ケースワーカー）との協力により徴収に努めます。過年度未収金徴収月間として、夏期、年末、年度末には徴収の取組強化を計画します。

【伊勢建設部】

・督促状を年３回発行します。

・訪問による督促を行います。

【志摩建設部】

・未収金整理台帳により適切な債権管理を行い、督促状及び電話・訪問により計画的な未収金の回収に努めていきます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果
Ⅱ　県民局個別意見 2　財務等に関する意見 (1)　収入に関する事務 イ　調定誤り 職員公舎使用料について、調定誤りがあったので、今後、適正な事務処理に努められたい。 （志摩建設部）
講じた措置
平成17年度 1　実施した取組内容 【志摩建設部】 調定誤り判明後、直ちに歳入戻出の事務手続きを行いました。その後、調定金額等の確認について、出納員及び正副担当者によるチェック体制の強化に努めました。 2　取組の成果 【志摩建設部】 出納員及び正副担当者によるチェック体制について、グループ内で検討（意見交換）したことにより、チェック体制の強化や職員の再発防止意識の向上に繋がりました。
平成18年度以降（取組予定等） 【志摩建設部】 今後も、再発防止に向けて、出納員及び正副担当者によるチェック体制の強化等に取り組んでいきます。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（県税部、保健福祉部、農水商工部、伊勢建設部、志摩建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

【県税部】
・部内職員（嘱託員含む）全員を対象に県民局主催の「交通事故防止研修会」に参加させました。

【保健福祉部】
・部内職員（業務補助職員等を含む）全員を対象に、交通安全標語を募集して、職員への意識付けを図りました。(34件の応募があり、それらを公用車の鍵に付けています。)
・公用車（専用車）の運行管理簿を備え、自主的に仕業点検・終業点検を行っています。
・伊勢警察署警察官を講師に招き、部内職員（業務補助職員等を含む）全員を対象に「交通安全研修会」を実施しました。（２回　55名参加）
・健康福祉部主催の「交通安全研修会」に部内職員参加。(保健福祉部)

【農水商工部】
・株式会社　鈴鹿サーキットランド　交通教育センターから講師を招き、当県民局の全体の交通安全研修に参加するよう呼びかけました（所属職員の１／４が参加)。また、県交通安全研修センター等各種研修の参加を呼びかけました。
・必ずしも公用車だけでなく、公有財産意識の徹底を呼びかけました。
・年末、年始等機会ある毎に交通安全を呼びかけた。

【伊勢建設部】
・交通安全運転免許センターでの実技研修を、全職員を対象に１０月～１１月にかけて延べ８回実施しました。（１１６名中１１１名参加)
・交通安全週間、お盆、年末等に事故防止を周知しました。
・他部主催の交通安全研修への参加。

【志摩建設部】
・全職員を対象に交通事故防止研修会（講話・ビデオ研修及び実技研修）を実施しました。
・部内室長・GL会議を通じ、適時交通事故防止の注意喚起を職員に行いました。
・各交通安全運動期間時に職員へ周知し、交通安全意識の高揚に努めました。

2　取組の成果

【県税部】
・職員の交通安全意識向上が図られました。

【保健福祉部】
・標語の募集や研修を通じて、職員（業務補助職員等を含む）へ交通安全への啓発・意識の高揚が図られました。
・16年度交通事故件数：10件（うち金品亡失は５件）
→17年度交通事故件数（18年２月１日現在)：５件（うち金品亡失は４件）

【農水商工部】
・職員の交通安全意識が向上しました。

【伊勢建設部】
・職員の意識向上が図られました。
・年々事故件数が減少しています。

【志摩建設部】

・交通事故防止研修会を実施したことや、適時注意喚起を行ったことにより、職員の意識の向上が図られました。
・なお、交通事故防止研修会については、鳥羽警察署の協力を得て開催しました講話・ビデオ研修に６５名が受講し、また、安全運転免許センターでの実技研修には２５名が受講しました。

平成18年度以降（取組予定等）

【県税部】
・部内職員（嘱託員含む）全員を対象に「交通事故防止研修会」に積極的に参加させます。

【保健福祉部】
・平成17年度に引き続き様々な手法で交通安全の意識を職員（業務補助職員等含む）に周知を図ります。

【農水商工部】
・交通事故防止は、公有財産意識はもとより、公私に関係なく、日頃から不断の交通安全意識が大切であり、継続した地道な取組が肝心であることから、平成１８年度も引き続き、各種研修の参加等交通安全について呼びかけていきたい。
・今年は、特に定期的な部内会議においても交通安全意識の向上を図っていきたい。

【伊勢建設部】
・交通安全運転免許センターでの実技研修に参加させます。
・ことあるごとに職員に事故防止を呼びかけます。

【志摩建設部】
・交通事故防止研修会を積極的に開催します。
・部内室長・GL会議等を通じ適時注意喚起を行うなど、職員の交通安全意識及び県有財産管理意　識高揚を図ります。

部局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
イ　金品亡失
公用車の損傷やハイウェイカードの紛失等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。
（保健福祉部、農水商工部、伊勢建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
【保健福祉部】
・公用車の損傷については、講習会の受講など職員への交通安全に対する啓発を積極的に行いました。また、ハイウェイカード等の管理については、従来どおり鍵付ロッカーに保管し、随時、枚数の点検を行うなど、普段から、適正な管理に努めました。
【農水商工部】
・ハイウェイカードの紛失が発生した後、全職員へハイウェイカードの利用及び物品管理全般にわたり再発防止にむけて注意喚起を呼びかけました。
【伊勢建設部】
・安全運転免許センターでの実技研修等を受講させました。(116名中111名参加)
・春・夏・秋・歳末の交通安全運動時に職員へ周知しました。
・ことある毎に職員へ周知しました。

2　取組の成果
【保健福祉部】
・本年度の交通事故件数が減少しました。また、その他金品の亡失等は、発生していません。
【農水商工部】
・平成１７年度においては、職員が原因となる金品損傷（亡失）はありませんでした。
【伊勢建設部】
・職員の意識の向上が図られました。(伊勢建設部)

平成18年度以降（取組予定等）

【保健福祉部】
・平成１７年度と同様に処理したい。
【農水商工部】
・平成１８年３月３１日をもってハイウェイカードが廃止されることに伴い、公用車にＥＴＣを搭載しクレジットカードを使用する予定です。職員に対し適正な管理を行うよう周知徹底させます。
また、物品の管理についても、適正な管理・使用を心がけるよう周知徹底させます。
【伊勢建設部】
・安全運転免許センターでの実技研修等の受講
・春、夏、秋、歳末の交通安全運動の職員への周知
・ことある毎に職員への周知

部局局等名　南勢志摩県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
1　未収金対策の状況
(1) 督促状の発行遅延、催告状の未発行、債務者の生活実態等の確認不徹底　（保健福祉部）
(2) 滞納整理台帳が整備されていない債権が一部あったので、適正に整備し、収納状況や交渉記録等の整理が必要　（伊勢建設部）
2　業務委託の実施状況（特命随意契約）
(1) 危機管理セミナーに係る講師委託契約の見積書の提出なし　（企画調整部）
3　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）
(1) 食育推進ボランティア活動事業委託の取扱指針及び選定要領の未整備　（保健福祉部）
4　県単独補助金の執行状況
(1) 民生委員組織活動費補助金の事業成果の精査が必要　（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
1－(1)【保健福祉部】
・督促状、催告状を発送し、滞納整理台帳に訪問記録とあわせ記録しました。
・債権関係グループ職員（担当ケースワーカー）との情報の共有を図り、また、市町との情報交換により未納者の生活実態の把握に努めました。
1－(2)【伊勢建設部】
・滞納整理台帳を整備しました。
2－(1)【企画調整部】
・三重県会計規則の再確認及び規則に基づいた会計処理を行う旨の徹底を職員に図りました。また会計規則の知識の習得、向上を図るために、積極的に会計職員研修に参加させました。
3－(1)【保健福祉部】
・目的・選定方法等の必要な内容を実施要領として定めました。
4－(1)【保健福祉部】
・地域福祉の重要性が指摘される中、民生委員･児童委員の役割は大きくなっており、その活動拠点である民生委員協議会の活動を強化するための助成であり、それに資する活動がなされているか等の聞き取りを行いました。

2　取組の成果
1－(1)【保健福祉部】
・督促状、催告状の発送記録を作成しました。また関係者との情報交換により生活実態の把握を進めました。
1－(2)【伊勢建設部】
・特になし。
2－(1)【企画調整部】
・見積書の提出必要な講師委託の案件はありませんでしたが、会計規則の知識の向上が図られました。
3－(1)【保健福祉部】
・企画提案コンペについて、適正に処理されました。
4－(1)【保健福祉部】
・民生委員･児童委員の資質向上のため予定していた研修が、地域諸般の事情のため実施できなかったこと等により繰越が生じたきらいがあり、計画通りに事業を進めて行くよう指導しました。

平成18年度以降（取組予定等）

１－(1)【保健福祉部】

・未納者に対しては、督促状、催告状を定期的に発送し記録していきます。

・債権関係グループ職員（担当ケースワーカー）及び市町担当者との情報共有を図り、引き続き未納者の生活実態の把握に努めます。

１－(2)【伊勢建設部】

・台帳に基づき督促状の発行（年２回）しました。

２－(1)【企画調整部】

・担当職員に対し三重県会計規則の再徹底を図ると共に、会計職員研修等に参加することにより、更なる会計規則の知識の向上を図ります。

３－(1)【保健福祉部】

・平成17年度と同様に処理したい。

４－(1)【保健福祉部】

・補助金の目的に合致した事業を積極的に実施するよう指導していきます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(地域における総合行政の推進)

(1)　県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行なわれている。

県民局の全面的な見直しが行なわれるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

(企画調整部及び各部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　県民局の総合行政機能を高めていくことを局長率先実行に掲げるとともに、局戦略会議や部所長会議を積極的に開催し、局のトップマネジメントレベルで総合行政の推進を図りました。また、下部の取組として、総務担当室長会議、危機管理連絡会議等を開催するとともに、局全体で業務改善を進めていくために一室一ベンチマーキング運動を展開する活動を進め、組織全体で総合行政機能を強化しました。

・　地域政策課題である伊賀線の存続に向けて、公共交通機関利用促進月間を設定し、局全体で取組みました。

2　取組の成果

・　局戦略会議、部所長会議で各部所間の情報共有や監査指摘事項で共通する件についての意見交換等連携が深められました。

・　局全体で業務改善を進めていくために一室一ベンチマーキング運動を展開し、各部で業務改善の取組を行いました。

・　地域課題を局全体としての取組として行うことで、伊賀線の利用促進の効果的な１つの取組とすることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度の組織改正により、地域課題について、基本的に縦割りの組織で対応し、各地域機関がそれぞれの立場で総合行政の観点で地域課題に取り組むこととなりますが、地域機関の職員全体で取り組む公共交通機関の利用促進のような地域課題については、事務所調整連絡会議で調整します。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

(2)　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　生活創造圏ビジョンの推進については、これまでに引き続きビジョンに示された１４２の事業の着手率、松尾芭蕉関係施設の入場者数、伊賀ブランド形成に協働で取組む企業又は団体の数などの指標を設定して、取組みを評価・検証しながら進めてきました。

・　特に、本年度は、伊賀生活創造圏ビジョン「伊賀びとのおもい」の推進組織に、2市（伊賀市、名張市）に参画して頂き、住民、市、県が協働する機会を創出し、官民協働で地域ビジョンの実現の取り組みを進めました。

2　取組の成果

・　「伊賀びとのおもい」の策定から６年を経過し、すでに目的を達成したもの、新たな課題が発生してしていものなど社会経済活動の変化などから、ビジョンの見直しが必要となっていることをビジョン推進組織「伊賀びとのおもい実現委員会」の各委員が認知するなど、住民が主体となって地域課題を洗い出し、新たなビジョンを描き、共有していく必要性を自覚してきました。

・　事業の実施については、住民が主体となって事業の執行に携わり、公費を財源とする資金を執行する際の住民への説明責任も意識するなど、「新しい時代の公」の担い手としての意識が醸成されつつあります。

平成18年度以降（取組予定等）

・　伊賀市、名張市広域行政事務組合が中心となって、地域住民による新たな委員会「（仮称）ふるさとい～な委員会」を組織し、伊賀生活創造圏ビジョン「伊賀びとのおもい」を評価・検証した上で平成18年度以降に策定する広域プランに反映させていくこととしています。

・　広域プランの策定にあたって、これまでに集積した知見やノウハウを提供するとともに、財政的支援などを行っていきます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

(地域防災力の向上)

(3) 平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。　（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

① 県民局内職員情報伝達訓練を実施した。（１０月２７日）
② 非常参集を伴う図上訓練を伊賀県民局として初めて実施した。（２月２２日）
③ 伊賀市総合防災訓練に県民局として防災啓発活動を行った。（１０月１６日）
　また、名張市においても消防フェスティバルにおいて啓発活動を行った。（１１月５日、６日）
④ １６年度に行った初動対応マニュアルの検証により、マニュアルの見直しを行った。
⑤ 地域防災を考える会（管内市防災担当者会議）を設置し、管内市防災担当者及び関係者を交えて年度内に５回開催した。
⑥ 平成１７年９月１日に実施した非常参集訓練（主催：防災危機管理局）において二次参集者の把握を行った。

2　取組の成果

① 職員の防災意識の高揚に繋げられた。
② 机上で災害状況を疑似体験し、各班がどのように対応していくか考えられる機会が与えられ今後の災害対応に繋げられ有意義だった。また、非常参集訓練に引き続き図上訓練を実施したことで、より現実に近い形での訓練をすることができた。なお、訓練開始後３０分以内に４．５％の職員の参集状況であった。
③ 管内両市の住民に対して広く防災意識を啓発することができた。
④ 現実に即した初動対応マニュアルに見直すとともに、マニュアル内容を再認識することができた。
⑤ 地域が主体となる防災活動が一層活発になるよう地域防災のネットワークをつくるために、重要な一歩を踏み出せた。

平成18年度以降（取組予定等）

① 防災意識の高揚のため、伊賀庁舎内職員に情報伝達訓練を行う。
② より充実した訓練を行うため図上訓練の方法等についての研修を行い、１８年度も引き続き図上訓練を行う。
③ 平成１７年度に引き続き住民を対象とした啓発活動を行う。
④ 組織改正に伴い、初動対応マニュアルの見直しを行い、検証も行う。
⑤ 平成１７年度の地域防災を考える会での検討事項を踏まえ、地域の防災に関した諸問題の検討を行う。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（県税等の収入未済）

（4）　県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2%）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①滞納整理方針に基づき、高額・悪質滞納者への差押強化を図り、また、差押強化月間を設け滞納は許さないという姿勢で差押を行いました。

②税務研修に参加し、滞納処分等の能力向上を図りました。

③差押した動産・不動産のインターネット公売を実施しました。

④自動車税納期内納付キャンペーン月（５月）に休日窓口、延長窓口、出張窓口を開庁・開設し、納税者の利便性の向上を図りました。

2　取組の成果

①滞納者の差押処分（預貯金、不動産、生命保険、給与、売掛金等）

差押件数（２月末現在）　一般税207件　自動車税596件

②各種研修にのべ21名が参加し、滞納処分等の能力向上を図りました。

③11月に実施した不動産のインターネット公売において、２件の物件を計313,023千円で売却しました。（２月の動産については、入札者なし。）

④自動車税納期内納付キャンペーン月（５月）に休日窓口（5/28、5/29）、延長窓口（5/23～5/27、5/30～5/31）、出張窓口（5/21、5/28、5/29）を開庁・開設し、納税者の利便性の向上を図った結果、納付実績として1,052人（前年度比35人増）が納付し、納付額も47百万円（前年度比４百万円増）でした。

平成18年度以降（取組予定等）

①滞納整理方針に基づき、高額・悪質滞納者への差押強化を図り、また、差押強化月間を設け滞納は許さないという姿勢で差押を行います。

②税務研修に参加し、滞納処分等の能力向上を図ります。

③差押した動産・不動産のインターネット公売を実施します。

④自動車税納期内納付キャンペーン月（５月）に休日窓口、延長窓口、出張窓口を開庁・開設し、納税者の利便性の向上を図ります。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（個人県民税の収納促進）

（５）　個人県民税の収入未済額が 3,202,813,029 円（対前年度比 95.4％）あり、前年度と比べて 154,044,169 円減少しているものの、県税の収入未済額の 51.2％を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第 48 条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成 17 年度

1　実施した取組内容

①「伊賀地域地方税収確保対策会議」のもとに研修会を開催し、資質向上を図りました。

②県・市町村等県税滞納整理併任職員を管内市に派遣し、市全体の滞納整理の促進と徴収技術向上を図りました。

③個人県民税を含む市町村税の広域滞納整理を行なうため、市町村と協働で設立した「三重地方税管理回収機構」と連携し、滞納整理に努めました。

④地方税法第 48 条に基づき管内市から引継ぎを受け、県による直接徴収を実施しました。

2　取組の成果

①国税徴収法、確定申告（所得税）等の研修会を開催し、資質向上を図りました。

②併任職員の管内市派遣（４月・５月・12 月～３月の計６ヶ月）により、市全体の滞納整理の促進と徴収技術向上を図りました。

③「三重地方税管理回収機構」と情報交換（２月末現在で 17 回実施）を行い、滞納整理の促進を図りました。

④２市から３名を引継ぎ、２月末現在で 2,633,650 円を徴収しました。

平成 18 年度以降（取組予定等）

①「伊賀地域地方税収確保対策会議」のもとに研修会を開催し、資質向上を図ります。

②県・市町県税滞納整理併任職員を管内市に派遣し、市全体の滞納整理の促進と徴収技術向上を図ります。

③「三重地方税管理回収機構」と連携し、滞納整理に努めます。

④地方税法第 48 条に基づき管内市から引継ぎを受け、県による直接徴収を実施します。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(交通安全対策の充実)

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

交通事故防止対策については、市、警察、交通安全協会当との連携をもとに交通安全に対する啓発事業である交通安全母親の会指導者講習会等を実施しました。伊賀署・名張署管内でそれぞれ実施し、併せて80人の参加があり子どもの交通事故防止に役立つものとなりました。

また、交通死亡事故再発防止事業として、県、市、警察及び道路管理者とともに、死亡事故現場の現地調査を行いました。その結果、関係機関相互の問題認識ができました。

さらに、名張市、名張警察との連携を強化し、交通安全運動出動式を合同で行いました。

（生活環境森林部）

県が管理する道路において死亡事故が発生した場合は、警察と現地立会いを実施し事故分析を行い、道路構造に起因することが明らかな場合はその整備に努めています。

その他、警察、関係市、自治会、学校関係者等と一緒に現地を点検調査して、具体的な安全対策を実施しました。また、交通安全運動実施期間中には、県管理の道路情報板により、啓発活動を実施しました。　（建設部）

2　取組の成果

関係機関、団体等との連携がとれ、県民総ぐるみの交通安全運動及び啓発活動が実施できました。平成17年中の管内死者数は9人であり、対前年度マイナス15人と激減しており、特に伊賀市管内においては、100日以上死者数0人を達成しました。

(生活環境森林部)

交通安全のため、県道伊賀甲南線他4箇所で歩道を供用開始し、国道165号で2箇所に道路照明灯を設置しました。関係団体と交通安全総点検を国道165号他で実施し、交差点の安全対策や交通安施設の点検を行いました。また、日常のパトロールにより発見された危険個所については、その都度、道路の穴埋め、区画線やガードレールの設置等を行いました。

（建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

高齢者の死亡事故が多発していることから、地元老人クラブ等との連携を深め、高齢者に重点を置いた啓発活動を強化します。　(生活環境森林部)

交通事故危険箇所について、高輝度区画線や減速帯等交通安全施設の対策を講じ交通事故の減少に努めます。

17年度に引き続き安全で安心な歩道の整備を進めます。

また、日常パトロールにより危険箇所の発見に努め、事故の未然防止ため危険箇所には交通安全施設の設置等対策を講じます。　（建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（青少年の健全育成）

(7) 平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

地域主体の青少年対策を推進するために、青少年指導専門員が中心になって、次のことを取り組みました。

①　立入調査員及び市町村行政担当者と連携を図り、研修会の開催、有害図書の自動販売機の立入調査、街頭啓発、協力店運動の展開、青少年の主張作文募集など三重県青少年健全育成条例の推進に努めました。

②　生活環境森林部が事務局である伊賀地区青少年育成市町村民会議連絡協議会及び管内の青少年育成団体と連携を図り、「地域活動者及び指導者」研修会を実施し、各団体の活動状況の発表会や情報交換を行いました。

③　非行少年や不良少年対策については、伊賀少年サポートネットワークを通して各警察署、市町村の教育委員会、教育事務所及び学校関係者と連携を図り、街頭補導を実施するなど非行防止の意識高揚に努めました。

④　青少年の自己の確立や、連帯性・協調性をはぐくむための「青少年の居場所づくり事業」に取り組みました。

2　取組の成果

立入調査員及び市町村行政担当者研修会を開催することにより、参加者の意識向上と情報の共有化が図られました。

青少年健全育成協力店について、事業者への積極的な働きかけにより、平成16年度の協力店数93店から平成17年度139店へと大幅に増加しました。

（生活環境森林部）

平成18年度以降（取組予定等）

市、警察、学校、団体等と連携し、民間事業者等への働きかけを強め、各種健全育成事業を推進していきます。

青少年三悪非行防止活動を中心に地域関係者と連携し、街頭補導及び有害環境浄化パトロール等の活動を強化します。

（生活環境森林部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65．3％と前年度から2．1ポイント向上したが、依然全国平均79．4％を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81．5％、紀北12．6％などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部，農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成27年度を目標とする新たな生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）を、環境森林部の主導のもとに策定してするとともに、しあわせプランに位置づけ、県費助成による促進に努めました。（生活環境森林部）

・　伊賀管内の生活排水処理施設整備のうち平成１７年度農業集落排水事業は、国庫補助による事業費助成（団体営農業集落排水整備促進事業）と、県単による起債償還助成（団体営農業集落排水整備支援事業）により５地区（８集落）の整備を進めました。

（農政商工部）

2　取組の成果

・　伊賀管内の生活排水処理施設の整備率は、平成16年度末68.6％（13、14、15年度各58.2、62.8％、67.0％）と着実な増加が見られます。

合併処理浄化槽については、市町村要望合計389基の100％が補助対象になり、整備促進することになりました。

（生活環境森林部）

・　農業集落排水事業は、平成１７年度に事業実施した５地区のうち、２地区（３集落）において整備を完了しました。

（農政商工部）

平成18年度以降（取組予定等）

・　合併処理浄化槽の設置促進のため、引き続き個人設置および市町村整備の補助事業を推進します。（生活環境森林部）

・　平成１８年度の農業集落排水事業は、３地区（５集落）において整備を継続するとともに、新たに１地区（３集落）で整備に着手するほか既整備済み１地区（１集落）の機能強化を図ります。

（農政商工部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求め事業を推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

市との連携のもと、認定林業事業体及び森林所有者に対し、地区説明会を開催するなど補助事業の趣旨、期待する成果、事業の仕組み等を説明し、新たな取組を支援・指導をしました。

また、事業の実施にあたっては、十分審査するとともに、計画的な執行に努めました。

2　取組の成果

市及び認定林業事業体と連携し、新たに1市、1地区において森林林業環境創造事業への取組を行い、未環境林整備計画市はなくなり、環境林整備計画面積は403.26haとなり前年度末と比較し、119.87ha（42.3%増加）となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降も引き続き、事業の趣旨、期待する成果等について、市と連携し、認定林業事業体及び森林所有者に啓発を行うなど新たな環境林整備の取組を支援し、着手率を高めるよう努めます。

また、伊賀地域において環境林整備の阻害要因となっている基準面積要件や地籍確定要件の緩和について関係部局と協議を行います。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

(11) 安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

児童虐待等の育児行動上の歪みを早期に発見し、良好な母子関係の形成を目指して育児支援事業の充実に努めました。

①　未熟児等のハイリスク母子支援

家庭訪問・電話相談等の個別支援を実施し、育児上に問題を抱える母親に対してのグループ支援を年１０回実施しました。

②　周産期からの育児支援

保健・医療関係者を対象に産後鬱病等の周産期精神疾患の理解及びスクリーニングシステムに関する研修会を１回開催し、３８名の参加がありました。

③　軽度発達障害児支援

学校・保育・保健関係者を対象に障害特性の理解を図る為の研修会・事例検討会を年３回開催し延べ２１４名の参加がありました。支援システムの構築を目指したネットワーク会議を年４回開催しました。軽度発達障害児の保護者を対象にした懇談会を年５回開催しました。

④　児童相談センターとの連携

２件の支援要請を受けて、関係機関と連携を図りながら育児支援を実施しました。処遇困難事例については、連絡会議等で問題点の共有と支援方針の統一を図りました

⑤　地域のニーズにあった延長保育や子育て支援センター等の運営について支援し、充実を図りました。

2　取組の成果

①個別支援については、養育医療受給児及び退院時情報提供受理児の全数把握を行い、早期育児支援が実施できました。ハイリスク母親を対象にした育児グループ支援参加者からは、気持ちが楽になり穏やかに育児ができる等の感想が聞かれ、効果的な育児支援につながりました。

②　産後鬱病等のスクリーニング方法及び育児支援評価方法について学び、周産期からの育児支援の必要性について関係者の理解が得られました。

③　教育・保育等の関係者が集団生活における適応障害について理解でき、二次的な障害を予防するための支援方法を学ぶことができました。保護者懇談会では、参加者同士で育児行動を確認しながら不安の軽減が図れました。

④　子どもの問題に加えて、メンタル上に問題を有する保護者に対して、互いの機能を活かした子育て支援が実施できました。

⑤　子育て支援センターが増設される等、充実されました。

〔管内施設数：7（平成16年度末）　→　8（平成17年度末）〕

平成18年度以降（取組予定等）

関係機関との協働で軽度発達障害児支援事業を推進してきた４年間の実績を踏まえて、予防的な視点から障害の早期発見とその後の連続した支援のあり方について、ネットワーク会議において具体的な検討を行い、地域における支援システムの構築を目指します。

管内の産科・小児科等の医療機関との連携を図り、地域における課題を明確にし、児童虐待予防の視点から周産期からの育児支援のあり方について検討を行います。

養育不全状態にあるハイリスク母子支援の充実を図り、支援技術の向上を目指します。

また、児童虐待や発達障害等の要保護児童への支援を実施する上において、児童相談センターとの連携は不可欠であり、互いの専門性を活かしながらハイリスク母子支援に努めます。

引き続き、特別保育の促進や地域子育て支援センターの設備・運営支援等を県本庁と連携して進め、子育て支援機能の充実に努めます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12) 平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県民に安全で安心できる食品を提供するために「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき食の安全・安心G、また他部局との連携を密にし、監視の強化、リスクコミュニケーション等の充実を図りました。

1食品衛生監視指導

①集中監視（一斉監視）は、食中毒多発時期直前の６月～７月に、食品衛生指導員と連携をとり実施しました。

②重点監視はリスクの高いＡ・Ｂランクの業種を重点的に、かつ効率的に実施しました。

2食中毒対策

サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスの予防対策の充実を図りました。

3自主的な衛生管理の推進

①食品の自主検査、原材料の安全性確認、仕入れ元等の記録の作成・保存の推進を指導しました。

②営業施設の自主衛生管理を進めるために、衛生管理の責任者になっていただく食品衛生責任者の養成講習会を、また現在責任者になっていただいている方の更新時における再講習を食品衛生協会と協働して実施しました。

4食肉検査の充実

伊賀食肉センターでと畜検査される食肉について、四日市食肉衛生検査所と協働し、ＢＳＥ検査、食中毒菌等の検査の充実を図りました。

2　取組の成果

1集中監視（一斉監視）、重点監視により、年間監視回数基準の１０３．３％（平成１８年２月末現在）を達成できました。

監視実績（平成１７年４月～１８年２月末）

Ａランク（監視回数２回／年）	２５４施設中	８７８施設（１７２．８３％）
Ｂランク（監視回数１回／１年）	３５２施設中	３８９施設（１１０．５１％）
Ｃランク（監視回数１回／２年）	１４３２施設中	５４８施設（　７６．５４％）
Ｄランク（監視回数１回／３年）	２０４２施設中	５１６施設（　７５．８１％）
	４０８０施設中	２３３１施設（１０３．２９％）

2重点監視、集中監視の充実、自主的な衛生管理の推進等を図ったにもかかわらず、サルモネラ属菌による食中毒が1件発生した。

3食肉のと畜検査時におけるＢＳＥ（全頭１，２８５頭）、Ｏ－１５７・サルモネラ属菌食中毒菌・ＧＦＡＰ等（３５頭延べ２２３件）の検査を実施し安全の確保を図りました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度においても県民に安全で安心できる食品を提供するために「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき食の安全・安心監視課、また他部局との連携を密にし、監視の強化、リスクコミュニケーション等の充実を図っていきます。

1食品衛生監視指導

①集中監視（一斉監視）は、食中毒多発時期直前の６月～７月に、食品衛生指導員と連携をとり実施します。

②重点監視はリスクの高いＡ・Ｂランクの業種を重点的に、かつ効率的に実施していきます。

2食中毒対策

平成１７年度サルモネラ属菌による食中毒が１件発生したため、１７年度より以上にＦＡＸ通信、ホームページの活用等による啓発、一斉監視・重点監視等の強化をとおしサルモネラ菌属、腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスの予防対策の充実を図っていきます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

（13）県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。

平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

県民に衛生的なサービスが提供されるよう、適切で効果的な監視を実施しました。

適時平常監視を実施するとともに、平成１８年１月～３月には重点監視を実施しました。また、不適施設については適時指導を実施しました。

・レジオネラ菌が問題になる公衆浴場及び旅館業の監視を実施しました。

・理容所、美容所における無資格者の理・美容行為についての取り締まり及び施設の監視を実施しました。

・クリーニング所における汚れ物等の取扱に関し、またドライチェッカーの配備状況について監視指導を実施しました。

2　取組の成果

県民に衛生的なサービスが提供されるよう、適切で効果的な監視を実施した結果、生活衛生関係施設についての公衆衛生上の苦情はありません。

平成１８年２月末現在　（単位：％）

区　分		興行場	旅　館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計
伊賀保健福祉部	監視率	0	39.8	70.5	12.4	16.8	48.9	24.2
	監視数	0	37	31	25	50	23	166

平成18年度以降（取組予定等）

県民に衛生的なサービスが提供されるよう、適切で効果的な監視を実施します。

1　取り組み予定内容

適時平常監視を実施するとともに、平成１８年度の重点監視として引き続きレジオネラ菌が問題になる公衆浴場等を対象に５０％以上の監視を実施します。また平成１９年１月～３月には、理容、美容全施設の１／４を目標に監視を実施します。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1．3％）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37．8％～96．4％と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど関係する他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1) 中山間地域における認定農業者等中核的経営体の経営能力や組織の強化を図るため、「伊賀の農業さわやかセミナー2006」を開催し、約160名の参加を得て研修を行いました。

(2) 認定農業者等に対して、「認定農業者だより」を2回発行し、県の支援施策のＰＲや、農産物の安全・安心に関する情報や経営情報の提供を行いました。

(3) 認定農業者等を対象に、パソコン簿記の講習会を開催し、経営内容の数的把握のための支援を行いました。

(4) 認定農業者等に対して、市場のニーズに応えるための技術指導を行いました。

(5) 農業経営環境の向上のため、「伊賀米」等の産地強化の取組を支援してきました。

(6) 水田営農のシステムを推進し、担い手を育成するため８集落で重点的な支援を実施しました。

(7) 関係者が一体となり、11月に“ウェルサンピア伊賀”で、地産地消イベントを開催し、認定農業者等を含めた農業者組織が地産地消の推進を行いました。

(8) 市町村、JAの担い手担当者と、担い手の支援施策についての協議を行いました。

(9) 市、JAと連携し、認定農業者の確保について役割分担を明確にし、候補者リストを作成しました。

(10) 「伊賀市地域担い手育成総合支援協議会」の設立の支援を行いました。

(11) 直売組織で構成する「青空ネット伊賀」にて研修会を開催し、各地域において主体的に地産地消を推進するための支援をしました。

2　取組の成果

中山間地域が多く生産条件不利地域が多い中で、農業従事者が高齢化し、再認定率が減少しましたが、地域関係者が連携し、中核的経営体の確保・育成に努め、昨年に比べ新規認定農業者は大幅に確保できました。

(1) 新規認定農業者数……26人

(2) 認定農業者の再認定率……78％

(3) 認定農業者目標達成率……60％（目標400人、現在241人）

(4) 水田集落営農協定確立数……新規 2集落

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き重点活動として位置づけ、関係機関との連携をより強化し、認定農業者の確保・育成に取り組んでいきます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

（16）　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・農村女性アドバイザーの今年度新規認定2名を目標に、意識的に活躍する女性に働きかけ実施。
・伊賀指導農業士会から強い要請をうけていた女性の指導農業士の推薦にむけ、会と協働して2名の女性農業経営者に働きかけを行いました。
・平成17年7月の農業委員改選に際し、農村女性アドバイザーと連携し、伊賀市・名張市両市の農業委員会長、市長、議長を訪問し、県および農村女性団体の要望書を持って、「農業委員への女性農業者の登用推進」を働きかけました。伊賀市では農業関係市議会議員への理解を求め、名張市においては、男女共同参画推進ネットワークへも働きかけを行いました。
・家族経営協定の推進については、後継者が就農した農家をリストアップし、個別訪問により締結を働きかけ、また、各種会合で資料を配布して啓発に努めました。

2　取組の成果

・伊賀市においては、改選前は女性1名でしたが、改選により議会推薦の選任委員として、4名の女性農業者が農業委員に選任されました。
　名張市においては、改選前と同じ1名の女性農業委員が選任されたに留まりましたが、
　①　会長名で各自治会長に女性の登用推進への理解を求める文書が出され協議されたことが、次期選挙に向けた女性登用の布石となった
　②ネットワークから会長、議長、市長に対し要望書が出された、など女性農業者の登用推進に向けた動きが活性化し、具体的な啓発の効果があった。
・農村女性アドバイザーが3名認定を受け、23名となりました。また食育などの独自の活動が活発化して伊賀だけでなく県下の行事や会合の発表等に招聘されるなど、組織活動が活性化しました。
・県下初めての女性の指導農業士として、花卉の女性経営者2名が認定を受けました。
・家族経営協定は市と連携して働きかけを行った結果、伊賀市において、梨農家1戸が締結を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・女性農業委員に対し、すでに始めている資質向上と情報交換を目的とした研修会を継続します。また、農村女性アドバイザー等リーダーの育成と役割発揮の支援を強化します。
・農村集落、各種農業組織等の方針決定の場への女性農業者の登用についてあらゆる機会をとらえ理解を求めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行っていきます。
・市町村・ＪＡと連携し、様々な世代の組織に働きかけ、家族経営協定の普及推進を図ります。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（観光振興）

（17）　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・伊賀地域のほんまもん“旬味”発信事業

①　9月20日～11月30日まで「伊賀の旬召し上がれのお店」キャンペーンを実施。

②10月30日～11月30日まで「昭和まちかどリゾート」（昭和を演出したキャンペーン）を実施。

③　3月1日～3月31日まで「酒蔵の国伊賀ほっこりゆったり冬紀行」キャンペーンを実施。

④11月23日「いがもんほんまもんうまいもんまるごと伊賀体験」イベントを実施。

⑤　おかげ横丁など地域内外のイベントへ「粕汁のふるまい」等で出展。

・伊賀・甲賀広域連携事業

①　映画「忍」の宣伝事業とタイアップして、首都圏イベントや忍者ツアーの受け入れを実施。

②　3月4日～5日までＪＲ大阪駅で「伊賀・甲賀忍者フェスタＩＮ大阪」を実施。

・伊賀ブランド形成促進事業

①　管内の集客の多い施設で4回「伊賀ブランドまるごとまつり」を実施。

②　三重県地酒と食と観光フェア（大阪市道頓堀：くいだおれ）でＰＲ活動を実施。

以上地域予算により実施し（伊賀ブランド形成促進事業は予算なし）、マスコミの活用や啓発用に作成したマップ等のノベルティー及び観光パンフレットの配布により、情報発信に努めました。

2　取組の成果

地場産業の振興や地域活性化の取り組みを観光振興につなげるため、諸事業を実施しました。

中心市街地の賑わいを復活させる取組では、商店主のおもてなしの心や地域一体化の活動の醸成を育みました。

また、生産者と消費者の交流や相互理解を深め、旬の資源の活用、新しい観光活動の再構築に努め「伊賀のほんまもん」を地域内外へ発信することにより、伊賀の魅力・良さ・価値の認知度が向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

これまでの取組により、地域に自立の機運が芽生えており、これを大きく育て上げることで地域が主体となった活動を定着させるため、18年度も引き続き「伊賀地域のほんまもん“旬味”発信事業」、「伊賀ブランド形成促進事業」を実施します。

また、18年度は特に地域外でのＰＲ活動に力を入れ、観光客誘致に取り組みます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

（１８）入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　県民局内の各発注機関において、発注条件等が異ならないよう、公募条件を統一したことや、条件を的確に運用するための「伊賀県民局業種別選定基準」を策定しました。

（生活環境森林部）

（１）　県民局内の各発注機関において、発注条件等が異ならないよう、公募条件を統一したことや、条件を的確に運用するための「伊賀県民局業種別選定基準」を策定しました。

（２）　工事の内容に応じて、分離発注できるものは、分離発注しました。

（３）　舗装工事、道路法面保護工事などの専門工事については、施工体制の確認を行い適正な発注を行いました。また、舗装工事については、主任(監理)技術者経験者の実績条件を緩和し、公募窓口を広げました。

（農政商工部）

・　公募型入札などの運用を的確に行うとともに、県民局内で公募条件の選定基準などの統一化を図り競争性、透明性、公平性を高めるよう努めています。

また、平成１７年４月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下品確法という）が施行された。この法律は価格と品質が総合的に優れた公共工事を確保することを基本理念としている。

これを受け、県土整備部では、平成１７年度から簡易総合評価落札方式の試行に着手しており、今年度は、各建設部１件程度で、建設工事３千万以上、舗装工事については２千万以上を対象に実施中である。

ただ、この発注方法は、受注希望業者からの工事実施に当たっての提案を受けるものであり、業者からのヒアリングを受ける、また発注までの時間を要すること、学識経験者の意見聴取に時間を要すること、発注者側も多くの手間がかかる等の問題がある。　（建設部）

2　取組の成果

上記の取組により、特に問題となった入札はなく、競争性、公平性、透明性が高められたと考えられます。

（生活環境森林部、農政商工部）

当建設部でも１件を試行実施中である。

この新しい入札方式について、管内の請負業者に周知するため、説明会を実施したところであり、まだ、発注者側もこの制度に精通していく必要がある。　（建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

（1）平成17年度に引き続き、入札契約制度を的確に運用していくとともに、地域での公募条件を統一します。

（2）「業種別選定基準」（伊賀版）を策定し、条件を統一します。

（生活環境森林部、農政商工部）

・　平成１７年度に引続き、入札契約制度を的確に運用していくとともに、地域での公募条件の選定基準などの統一化を図り競争性、公正性、透明性を高めるよう徹底を図っていきます。

また、簡易総合評価落札方式については、平成１８年度は、建設工事で７千万以上、舗装工事で２千万以上を試行実施する。また、平成１９年度には、本運用する予定である。

まだまだ、試行段階であり、これらを検証することにより、判明している多くの問題点を解消し、今後、より簡易で効果のある制度にしていく必要がある。

（建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通事項

1事務事業の執行に関する意見

（県単公共工事の契約変更）

（１９）平成１６年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の６７．１％が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続きに不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・当初設計の制度を高めるため、調査設計段階で施工条件の調査に努めるとともに、施工に当たっては施工状況を十分把握し「三重県建設工事設計変更要領」による適正な事務の執行を行うよう周知徹底を図りました。

また、変更契約においてチェック機能を高めました。（生活環境森林部）

（１）　発注にあたって、現場の事前調査、地元関係者との協議、事業調整などを行うとともに、「伊賀県民局農政商工部農村基盤室設計者作成チェックリスト」を策定しました。

（２）「三重県建設工事設計変更要領(案)」は試行でしたが、実質的に本格運用をしました。

（３）設計業務委託の段階で、地元関係者なども含めた設計協議の一層の徹底を図りました。

（農政商工部）

・監査結果の意見を踏まえ、三重県では、平成１４年６月１日から実施している「三重県建設工事設計変更要領」を今年度、改訂し、「三重県建設工事設計変更要領」（改定案）を実施しております。

これにより、設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うにあたり、より必要な事項を定めることにより、適正な業務の執行の確保を図っております。

これらを行うことにより、チェック体制が強化され、技術職員へは、設計変更への意識が向上していくものと思われます。（建設部）

2　取組の成果

事務の性格上、設計変更件数の大幅な減少には至りませんが、「三重県建設工事設計変更要領」に基づく変更の明確化を図ることができました。（生活環境森林部）

上記の取組により、設計書精度の向上と契約変更に係るチェック体制の強化が図れたと考えています。（農政商工部）

この効果については、まだ、年度途中であり、数値的なものは確定しておりませんが、昨年度に比べ、向上しているものと考えています。（建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

（１）　平成17年度に引き続き、上記取組を一層充実していきます。

（２）農業土木技術力と施工管理等の向上を目的とする「技術研究会」（仮称）を早期に立ち上げ、設計書精度の向上に繋げていきます。

（３）設計書精度の一層の向上を図るため、他県先進地調査を実施し、今後の取組を検討します。

（農政商工部）

平成１８年４月１日からは、「改訂三重県建設工事設計変更要領」の本格実施することにより、適正な変更設計が行われることを目指します。

（生活環境森林部、建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(道路橋りょうの維持管理)

(20) 県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成１５年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0%に減少している。道路構物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

(建設部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①舗装面の調査に基づき、路面の損傷箇所を補修し、道路の安全性、走行性を確保しました。

②道路パトロールにより発見された道路施設損傷箇所、又住民からの苦情・要望があった箇所を補修し、道路の安全性を確保しました。

③道路パトロール体制の強化や各種構造物の定期点検を実施することにより、損傷、危険箇所の早期発見に努め、道路の安全性を確保しました。

④道路における住民参加の維持管理(道路美化ボランティア活動助成事業、草刈り作業の自治会等への業務委託)を推進しました。

2　取組の成果

①　舗装の維持管理指数の目標値を設定し、管内舗装面の調査により得られたデータに基づき、必要最小限の箇所を補修しました。
　また、工事発注の大型ロットによる諸経費の軽減、再生材料の採用等コスト縮減に努めました。

②　よく使用する材料の在庫を県で持ち、軽作業業務はパトロール員で、業務委託は材料支給し、即時対応できる体制に努めました。これらのことを実施した結果、経費軽減にもつながりました。

③　道路の破損等の放置は事故を誘発し、即管理瑕疵に繋がることが多く、一層パトロール業務の強化が必要となることから、外部委託への拡大、緊急出動体制の充実、歩行・重要構造物パトロール業務を追加し充実を図りました。これらのことを実施した結果、早期に損傷箇所が発見でき必要最小限の工費で対応できました。

④　平成１７年度の住民参加型維持管理団体で伊賀地域は県下全体の２８％を占め、道路愛護意識の高い地域であり、当年においても地域や地元市町村との連携を深めつつ、新規活動団体の掘起こしを進めてきました。(平成１４年度５３団体、平成１５年度６９団体、１６年度７４団体、１７年度８３団体と９団体の増となった)団体数が増えたことにより県管理道路の除草面積が減り県発注除草業務委託費の節減が図れました。

平成18年度以降(取組予定等)

平成１６年度より維持管理予算の一元化枠付けが成され、緊急時や住民の意見・要望に対し柔軟に対応が出来る維持予算となりました。

平成１８年度の維持管理業務も、平成１７年度に引き続き財政難や住民意識の高揚により厳しい状況下にあるため、地域により密着した維持管理行政の執行が出来るよう取組みます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（屋外広告物対策）

（２１）屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

違法広告物処理方針に基づき、実態調査結果の分類を行ない、違反広告物に対し撤去・是正指導を実施した。

2　取組の成果

実態調査要整理件数２，６７３件に対し、許可済２４６件、適用除外１６７件、違反広告物２２６０件の分類整理し、その中で違反広告物の撤去・是正等の指導を行なった。

この結果、違反広告物２２６０件の内、広告主への指導３３３件を行い、７４６件を処理した。（許可済み２４６件、適用除外１６７件、指導３３３件）（３／１５現在）

また、３ヵ年で全件を指導するものとし、初年度の１７年度中には、整理件数８００件を目標としている。

平成18年度以降（取組予定等）

処理２年目にあたる平成１８年度は、１７年度に引き続き、８００件を整理し、違法広告物処理方針における撤去・是正指導を実施していく。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（過年度未登記の処理）

（22）過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7，254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7，163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　平成１６年度末の未登記筆数は４７０筆ありますが、このうち平成１７年度登記目標数は４０筆を設定しました。

・登記に必要な再測量を実施しました。

（農政商工部）

・　平成１７年度末の未登記処理目標４筆に対し、本年度は未登記問題解決のため、専属職員１名を配置し相続問題等による調査困難になっている案件の土地調査表（カルテ）を作成するとともに、２１件について用地交渉を行った。

（建設部）

2　取組の成果

平成１６年度に測量した２６筆について、地権者と交渉を行った結果、１９筆の登記を完了しました。

・登記に必要な１５筆の再測量を依頼し、このうち１２筆について登記を完了しました。

・みなし登記について、２１筆の処理が完了しました。

・平成１７年度は、合計５２筆の登記が完了しました。

（農政商工部）

２１地権者との交渉を行った結果１０筆の登記が完了した。

なお、ひきつづき未登記の解消に向けた交渉を行い登記処理を進めます。

（建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

登記に必要な再測量を実施し、４０筆の未登記処理を実施します。

（農政商工部）

未登記処理については、県の全体的な方針の中で具体的な目標数を設定し、平成１８年度においても計画的な処理を推進します。

（建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（業務委託における随意契約の状況）

（23）県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2，158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29．9％（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15．6％）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。（各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

地方自治法及び地方自治法施行令により、随意契約を行う場合には、理由を精査し、競争入札になじまない場合に行っています。（企画調整部）

業務委託の随意契約を行う場合は、指名審査会において随意契約理由を審査し、競争入札になじまない場合のみ随意契約を行っています。（生活環境森林部、保健福祉部、農政商工部、建設部）

2　取組の成果

随意契約については、理由を精査しました。（企画調整部）

随意契約について指名審査会で、より精緻に審査を行いました。（生活環境森林部、保健福祉部、農政商工部、建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

競争入札になじまない場合のみ、理由を精査し、随意契約を行うこととします。（企画調整部）

１７年度に引き続き、指名審査会において随意契約理由を審査し、競争入札になじまない場合のみ、随意契約を行うこととします。（生活環境森林部、保健福祉部、農政商工部、建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（国営青蓮寺地区農地開発事業）

（1）　国営青蓮寺地区農地開発事業で開発された農地については、担い手の高齢化、後継者不足等から遊休地・荒廃地の増加が課題となっており、就農フェアーでのＰＲや就農相談による新規就農者確保や省力的作物を促進することにより遊休地・荒廃地の減少に努めているが、平成16年度においては、遊休地・荒廃地とも前年度より増加している。

今後とも関係機関と連携して新規就農者の確保に努めるとともに、農的企業の誘致など農地の有効活用に努められたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）新規就農者の確保

・６月１日に青蓮寺開発地域営農対策協議会総会が開催され、今後の担い手育成（新規就農）対策等について、関係機関と連携し取り組むことを確認した。

・新規就農者の確保に向けて県内で開催される就農フェアー（７月・１１月）に青蓮寺開発地域営農対策協議会として参加し、就農相談に応じるとともに青蓮寺開畑地の情報発信を行いました。
また、地元においても青蓮寺用水土地改良区と連携を取りながら営農相談に対応しました。

・農的企業の誘致については、「農的企業の誘致促進事業」を活用し、中央普及センターとも連携を取りながら参入希望企業の対応をしました。

（2）不作付け地の解消対策

・７月14日及び７月２２日の青蓮寺開発地域営農対策協議会幹事会、東海農政局フォローアップ幹事会において、遊休農地を活用した、畜産の導入も含めた土地利用のあり方等営農推進方策を検討しました。

・６月６日に実施した、青蓮寺開発地域における植栽調査（春・夏作）結果について、８月３０日幹事会を開催し、説明と今後の営農対策の検討をしました。

- 植栽面積は品目により増減があるものの前年並みで、荒廃地は50.1→64.3haと増加。
- 今年からの追加調査項目のタマネギは11.4haであった。
- 施設用地を農業用(13.6ha)と農業外(12.1ha)と分け、確認された。
- 開畑地内の耕作者が不明確な農地があることから、地権者を対象に、今後の意向も含め、アンケート調査を実施することになった。(現在とりまとめ中)

・９月２７日開畑地内の自治会長・農業委員及び県出先機関、市、土地改良区、ＪＡによる、営農推進にかかる意見交換会を開催しました。

・９月２７日伊賀市主催の野菜産地改革推進協議会が開催され、たまねぎの推進について検討し、１８年産に向けて、「たまねぎ栽培技術マニュアル」を作成して農家に配布しました。
なお、３月２４日に生産者を対象に栽培技術について研修会を開催しました。

・キハダについては、上野キハダ生産組合の役員会を２月２１日に開催しキハダの振興について検討しました。

・２月２２日に、遊休地対策として、畜産農家・県・市・ＪＡ・土地改良区等の関係者を対象に、放牧の基礎的な研修会を開催しました。

（3）地域の活性化対策

親子で参加する子ども農園体験学習（月１回）、開畑地域のふれあい公園でのサマーフェスティバル（７月１８日）の支援、荒廃地への景観作物の検討等、地域及び開畑地の活性化に努めました。

2．取組の成果

・新規就農者確保のため７月と11月に津市において開催された就農フェアーでは、５名の就農相談に応じるとともに青蓮寺開発地の情報発信を行いました。
また、地元で２０名の就農希望者の営農相談に応じました。その内１名に対して５月２６日には現地にて営農相談に応じ、農業体験先を紹介しました。
・青蓮寺開発地域営農対策協議会幹事会において，担い手対策について検討し、新規就農者用借家調査を行いました。
・たまねぎについては、１７年産作付面積11.5ha、生産量468tであった、さらに目標面積１５ｈａに向けて、推進をすることになりました。
・キハダについては、上野キハダ生産組合が中心となり三重県科学技術振興センターの支援を受けながら、８月１１日にキハダ成分の調査を行い、２月２１日に報告会（成分含有量は、基準以上であった）を開催しました。なお、キハダ成分含有特産物の商品化の検討をし、１７年はボディソープの試作を行いました。
・遊休地対策の放牧については、引き続いて検討していくことになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

（１）新規就農者確保

青蓮寺開発地域営農対策協議会において、今後の担い手育成（新規就農）対策等について、関係機関の創意を結集して取り組んでいきます。

新規就農者の確保に向けて県内で開催される就農フェアー（７月・１２月）に青蓮寺開発地域営農対策協議会として参加し、就農相談に応じるとともに青蓮寺開畑地の情報発信を行います。また、地元においても青蓮寺用水土地改良区と連携を取りながら営農相談に対応していきます。

農的企業の誘致については、中央普及センターとも連携を取りながら参入希望企業の対応をしていきます。

（２）不作付け地の解消対策

青蓮寺開発地域営農対策協議会等において、畜産の導入も含めた土地利用あり方等営農推進方策を検討します。また、作目別植栽調査により土地利用状況を把握して、作物振興を検討していきます。

キハダについては、青山キハダ生産組合と上野キハダ生産組合の合併による組織強化を図り、三重県科学技術振興センターの支援を受けながら引き続きキハダ成分含有特産物（ボディソープ等）の商品化を進めていきます。

放牧については、モデル的に実施できないか検討をします。

（３）地域の活性化対策

親子で参加する子ども農園体験学習、サマーフェスティバルの開催を支援し、地域及び開畑地の活性化に努めます。

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在19,311,413円（対前年度比77.4%）あり、前年度と比べて5,623,378円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（保健福祉部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　伊賀県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構設置要綱に基づく部内未収金対策会議を、平成18年2月までに4回開催し、部内関係室・グループ間の連携を一層強化するとともに、臨戸徴収を実施しました。

(2)　納期限を過ぎた債権については、督促状・催告状を発行し、滞納者の義務意識を喚起しました。

(3)　生活保護費返還金については、生活保護世帯の返済能力を考慮し、月割りなどの分割納付による返済措置を実施しました。

(4)　未熟児養育費負担金については、申請時に制度の概要を十分説明し、申請者に理解いただくことにより、未収金の発生防止に努めました。

（保健福祉部）

・　過年度の工事前払金にかかる返還金利息の収入未済について

個人は免責決定を受け、会社としても資産がなく、事業活動も全く行われておらず、回収不能であることから、最終的に工事契約にかかる債権の時効による不納欠損処分の手続きを進めることとしました。

（農政商工部）

・　１６年度に引き続き、未納業者を地区別・徴収の難易度に応じてランク分けを行なったうえ滞納整理簿の見直しを行い、督促計画を作成しました。

１７年度分については、納期限後に督促状を送付し、徴収できなかったものについては、職員が徴収に行きました。　（建設部）

2　取組の成果

(1)　定期的に部内未収金対策会議を開催することにより、部内関係室・グループ間で滞納者に関する情報の共有が図られ、未収金事務が円滑に進みました。

(2)　積極的な臨戸徴収を行うことにより、過年度未収金の一部を徴収することができました。

(3)　未熟児養育費負担金の現年度分については、平成18年2月末現在で全て収納することができました。　（保健福祉部）

・　工事請負契約に基づく債権として３年の消滅時効期間が経過したことから、平成１８年１月１６日で不納欠損処分を決定しました。

（農政商工部）

・　管内・県外の滞納者に督促状を送付するとともに、必要な未納者に随時電話にて督促しました。これによって１８年３月１５日現在で709,029円が、228,773円に減少しました。　（建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　年度当初に部内未収金対策会議を開催し、年間を通した未収金徴収計画を策定して、計画的に徴収事務を進めていきます。

(2)　督促状・催告状を遅滞なく発行し、滞納者の義務意識を喚起していきます。

(3)　生活保護費返還金については、引き続き分割納付により着実に回収していきます。

(4)　未熟児養育費負担金については、引き続き申請者に制度を十分理解していただき、未収金の発生防止に努めます。

（保健福祉部）

平成１８年２月１日以降の案件から適用される三重県建設工事指名基準の適用基準の見直し（経営状態が著しく不健全でなく、適正な施工の確保が見込まれること）に基づき、適正な業者選定を行います。

（農政商工部）

１７年度に引き続き、滞納整理簿を作成し、督促計画を作成のうえ、管内・県外の滞納者に対し、電話による督促、督促状の送付及び訪問による督促を実施します。

（建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（3）公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。（県税部、保健福祉部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①交通安全意識の向上と自動車の運行管理について、部内会議等機会あるごとに職員に周知を図りました。

②県民局主催の交通安全研修会に全職員を参加させ、又、チャレンジ１２３に２チーム（10名）を参加させました。

（県税部）

①　県民局主催の交通安全講習会に全職員を参加させ、注意を喚起しました。
②　部内会議等機会あるごとに、職員の県有財産管理意識の高揚を図りました。

（保健福祉部）

交通安全意識の向上及び自動車の運行管理について職員に周知徹底を図り、機会ある毎に交通安全について注意喚起するとともに、年間を通し、以下の項目に取り組みました。

①　チャレンジ１２３に全職員を参加させました。（７月～１０月）
②　交通安全宣言書を全職員に提出させました。（４月）
③　交通安全研修センターでの安全運転講習に、緊急の業務で参加できなかった数名を除き、職員に受講させました。（９月～１１月）
④　県民局主催の交通安全研修に職員を参加させました。（９月）
⑤　交通事故防止啓発ビデオによる事故防止研修を開催しました。（５月）

（建設部）

2　取組の成果

職員の交通安全意識は向上したと思われますが、継続して意識の向上を図ります。（県税部）

職員の交通安全意識が向上したと思われ、平成17年度は無事故の状態が続いています。

（保健福祉部）

年間を通した活動を全職員が参加することで、交通安全意識の向上が図られました。

（建設部）

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、交通安全意識の向上と自動車の運行管理について、部内会議等機会あるごとに職員に周知するとともに、交通安全研修会等への職員の参加を図ります。（県税部）

平成17年度に引き続き、機会あるごとに職員の県有財産管理意識の高揚を図るとともに、交通安全研修、チャレンジ１２３への積極的な参加を図り、公私を問わず交通事故の発生防止に取り組んでいきます。（保健福祉部）

平成１７年度に引続き、継続して以下の項目に取り組んで、交通事故件数を減らします。

①　チャレンジ１２３に全職員を参加させます。
②　交通安全宣言書を全職員に提出させます。
③　交通安全研修センターでの安全運転講習に全職員を参加させます。
④　地域での交通安全研修に職員を参加させます。

⑤ 交通事項防止啓発ビデオによる事故防止研修を開催します。
（建設部）

部局等名　伊賀県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（4）その他の監査項目
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）
（1）　ニュースリリース（全国対象アンケート付プレゼント）委託の個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なし（企画調整部）
（2）　広域人権まちづくり事業委託の予定価格未設定、見積書徴収なし、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なし（生活環境森林部）
（3）　上野森林公園電気設備保安点検業務委託の業者選定及び予定価格設定の根拠不十分（生活環境森林部）
（4）　伊賀北部旱害恒久対策事業未登記処理業務の随意契約理由の明確化、再委託の際に競争性が働く仕組みの検討及び履行確認方法の改善必要（農政商工部）
2業務委託の実施状況
(1) 協働塾運営委託業務のうち、選定表が鉛筆書きのもの、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なしのものあり。　（生活環境森林部）
3県単独補助金の執行状況
（1）森林環境創造事業補助金の実績報告書提出期限の遅延。（生活環境森林部）
4事務管理体制
（1）物品表示票の未貼付事例（農政商工部）

講じた措置

平成17年度
1　実施した取組内容
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）
（1）契約を行う場合には、個人情報の適正管理に関する条項を契約書に記載します。（企画調整部）

（2）広域人権まちづくり事業委託の予定価格を設定し見積書を聴取しました。また、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載を行いました。（生活環境森林部）
（3）上野森林公園電気設備保安点検業務の業者選定については、公開電子見積りとして適正な条件を有した者としました。また予定価格設定については、経済産業大臣が管轄する（財）中部電気保安協会が定める保安管理業務手数料にて適切に設定しました。（生活環境森林部）
（4）随意契約に際しては、より具体的な理由を記載することとしました。
登記事務の業務委託に対する契約単価ごとの実績値の確認資料を添付させることとしました。（農政商工部）

2業務委託の実施状況
（1）　協働塾運営委託業務のうち、選定表の鉛筆書きはなくしました。また、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載を行いました。（生活環境森林部）

3県単独補助金の執行状況
（1）　森林環境創造事業補助金の実績報告書提出期限の遅延については、今年度はありません。（生活環境森林部）
4事務管理体制
（1）未貼付の備品に物品表示票を貼付しました。また、物品管理台帳に基づき備品の点検を行い、物品表示票を確認しました。（農政商工部）

2　取組の成果
・契約する際に、個人情報の適正管理に関する条項を契約書に記載することにより、相手方に個人情報の重要性を認識していただくことができました。（企画調整部）

・指摘事項については、速やかに改善し適正な事務処理を行いました。
（生活環境森林部）
・業務委託の実施状況（特命随意契約）
・随意契約に際しては、より具体的な理由を記載することとしました。
・登記事務の業務委託に対する契約単価ごとの実績値の確認資料を添付させることとしました。
・未登記の特殊性等業務内容に精通している三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託しました。

・事務管理体制
すべての備品の点検を行い、県が管理する物品であることを明確にしました。
（農政商工部）

平成18年度以降（取組予定等）

ひきつづき、個人情報の適正管理に努めます。（企画調整部）

今後も適正な事務処理に努めてまいります。
（生活環境森林部）

業務委託の実施状況（特命随意契約）
・随意契約に際して、より具体的な理由を記載することとします。
・登記事務の業務委託に対する契約単価ごとの実績値の確認資料を添付させることとします。
事務管理体制
・今後、購入の際には物品管理台帳への登記を必ず行います。
（農政商工部）

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域における総合行政の推進）

（1）県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行なわれている。

県民局の全面的な見直しが行なわれるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部及び各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・県民局各部と県民局長との意見交換や「県民局部長会議」、「県民局戦略会議」及び「紀北地域経営品質向上会議」を開催し、情報の共有と連携を図るとともに、事業の効果的な展開を行いました。
（平成１７年度開催実績　県民局部長会議１７回　県民局戦略会議９回　紀北地域経営品質向上会議１１回）

・総合行政を推進するために総合行政・生活創造圏推進調整会議を開催し、事務担当者間における情報共有、連携を行いました。
（平成１７年度開催実績　生活創造圏推進調整会議５回）

・従来から引き続き、県民局各部が尾鷲生活創造圏づくりの推進母体である「もてなしのさとづくり会議」の部会事務局を担当し、事業を実施しました。

2　取組の成果

・行政経営品質向上活動について、紀北地域経営品質向上会議等を開催することにより、県民局各部間の情報共有や意識の共有を図ってきたことにより、県全体で実施された来庁者アンケートで尾鷲庁舎については、高い評価を受けました。

平成18年度以降（取組予定等）

・地域における課題への対応については、今回の組織改正により、平成１８年度以降は、本庁・事務所を通じた各部単位を基本として取組んでいくこととなります。

・ただし、事務所間を跨ぐ地域課題への対応については、県民センターがその調整を担っていく必要があることから、地域事務所長会議等を開催することにより、各事務所間の情報共有、連携を図っていきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

（2）生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

9月の県議会への説明のとおり、生活創造圏の県の役割を主体的なものから地域（市町、住民）主体への移行を踏まえて今後の展開を推進団体（もてなしのさとづくり会議）と協議しました。

協議は各部会の代表者等で構成する役員会を中心にしながら、10月以降数回の会議の場を持ちました。協議の内容は、取り組みを今後も引き続き継続するかどうかを検討するとともに、三重県が提唱する「新しい時代の公」を視野に入れ、地域住民中心（市民中心）の地域づくりのあり方も話し合いました。そのため、ＮＰＯ法人市民社会研究所からアドバイザーを招き、これからの方針を検討しました。

2　取組の成果

協議の結果は、今までの取り組みで役割を終えたものは廃止し、今後も必要と思われる取り組みについては引き続き活動することになりました。また、今まで行政が受け持っていた事務局などの運営部分も地域が受け持ち、主体的に取り組む体制を目指します。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度以降は、生活創造圏づくりの成果の一つとして、推進団体に参加する住民自らが、事業を企画し、実施していることがあげられますが、それら推進団体の取り組みの多くについては、住民が主体となり市町や県と役割分担しながら継続されます。また、もう一つの成果としては、人材の育成ということがあげられますが、人材を育てるということについては、今後、新しい時代の公を担う人材として、広く活躍されるよう支援します。現在、推進団体の役員会において、今後の展開に際し、広く緩やかなネットワークの構築について、県との協働を模索しており、それぞれ役割分担しながら支援する予定となっています。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見】

1　事務事業の執行に関する意見

(地域防災力の向上)

（3）平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　津波啓発対策

・　津波フォーラムの開催や（12月4日　場所：尾鷲市民文化会館）、紀北町と共催で地震防災講演会を開催しました。(2月2日　場所：紀北町町民センター、　2月3日　場所：東長島公民館)

・　地震体験車や防災グッズ等の展示などの防災フェアを開催しました。(8月13日　場所：長島港、　8月27日～9月3日　場所：尾鷲市内)

②　避難誘導対策

・　関係各機関が参加し、総合防災訓練を実施しました。(9月4日　場所：尾鷲市立運動場他)

・　紀北町の住民避難マップの策定を連携して行いました。

③　孤立化対策

・　・　台風7号及び11号の襲来時に、管内市町、尾鷲測候所、尾鷲警察署、三重紀北消防組合、海上保安部、紀勢国道事務所の担当者が集まり、今後の台風進路と気象状況予測や道路の寸断等に伴う孤立化対策等について検討しました。(7月25日、8月24日)

④　東紀州防災ネットワーク推進会議紀北部会の設置

・　地域防災力を高めるため、市町、防災関係機関、事業者からなる会議を新たに設立し、今後の情報共有等について検討しました。(2月6日)

⑤　図上訓練・情報伝達訓練・非常参集訓練の実施

・　・　防災計画及びマニュアルの検証、関係機関の連携や県民局各部の初動時の対応能力の向上を図るため、図上訓練を2回実施しました。(11月2日、2月14日)

・　情報伝達訓練を3回（7月7日、10月22日、3月)、非常参集訓練を1回（9月1日）実施するとともに二次参集者の参集状況についても確認しました。

2　取組の成果

防災意識が高まるとともに、市町、防災関係機関等との連携強化が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

①市町、防災機関、NPO等と連携し、津波防災訓練を引き続き実施します。

②津波啓発事業として、市町と共催で講演会や防災講座等を開催します。

③市町、防災関係機関、事業者などからなる東紀州防災ネットワーク推進会議を開催し、情報の共有化

や連携を図り、地域特性を踏まえた防災対策を検討します。

④管内防災関係機関の連携を深めるため、連絡会議等を開催します。

⑤古道客などの観光客の避難誘導について、市町の防災訓練に取り入れてもらうよう助言していきます。

⑥図上訓練、情報伝達訓練、非常参集訓練を実施します。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(県税等の収入未済)

（４）県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2％）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。

(県税部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・個人県民税を除く各税目については、平成１７年度滞納整理方針に基づき積極的に滞納処分を行っています。

・自動車税については、納期内納付率の向上を図るため、チラシ等の配付によるＰＲ及び出張窓口の開設により納税者の利便性を図りました。

・ISO9001の徴収業務手順書に基づき、計画的、効率的に滞納整理を進めています。

・税の専門研修を積極的に受講させ、職員の専門性の向上に努めております。

2　取組の成果

・１７年度差押処分状況（１８年３月末見込）

（差押件数）一般税　１２４件　　自動車税　４８０件　　合計　６０４件

・自動車税納期内納付率　６８．４％

平成１７年５月２８日（土）　休日窓口開設・出張窓口４箇所開設

５月２９日（日）　休日窓口開設・出張窓口４箇所開設

・目標管理が明確に行われ、統一されたマニュアルに基づき業務を実施することにより、より透明性の高い業務を行っています。

・延べ７４名の職員が税務研修を受講し専門性の向上に努めております。

平成18年度以降（取組予定等）

・滞納整理方針に基づき、差押等滞納処分の実施により、未収金の縮減を図ります。

・自動車税について、納期内納付促進を図ります。

・税務研修を積極的に受講させ、職員の専門性の向上に努めます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(個人県民税の収納促進)

（５）個人県民税の収入未済額が 3,202,813,029 円（対前年度比 95.4%）あり、前年度と比べて 154,044,169 円減少しているものの、県税の収入未済額の 51.2%を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第 48 条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。

（県税部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・「東紀州地方税収確保対策会議」を通じ、税務初任者研修会・徴収事務研修会を開催し県・市町村税務職員の資質の向上と知識の普及を図りました。
・各市町村との個別相互連絡会議（年間８回）を開催し、収納促進について、情報及び意見交換を行いました。
・県・市町村等県税併任職員を通じ、市町村と協働して収納促進に努めております。
・「東紀州地方税収確保対策会議」及び「市町村との個別相互連絡会議」を通じ、回収困難な案件の三重地方税管理回収機構への積極的な移管を促しております。

2　取組の成果

・「東紀州地方税収確保対策会議」
　税務初任者研修会　　平成１７年６月２８日（火）出席者１３名
　徴収事務研修会　　平成１７年９月１５日（木）出席者１４名
・「各市町村との個別相互連絡会議」
　管内全市町村　　年間８回開催
・県・市町村等県税併任職員の派遣
　派遣町村数　　４町村　　派遣日数　　４７日
・三重地方税管理回収機構
　移管件数枠　６６件　　移管件数５１件

平成18年度以降（取組予定等）

・「東紀州地方税収確保対策会議」を通じ県・市町税務職員を対象にした研修会を開催し、資質の向上を図ります。
・管内各市町との個別相互連絡会議を開催し、収納促進を目的とした情報交換等を行います
・県・市町等県税併任職員を派遣し、市町との連携を強化し、収納促進を図ります。
・三重地方税管理回収機構と協働し、収納促進を図ります。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

(交通安全対策の充実)

（6）　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

(生活環境森林部、建設部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

当管内では、昭和５８年度から県民局、警察、市町、交通安全協会等で構成する「交通三愛運動推進本部（本部長　県民局長)」において、広域的な交通安全運動を展開しています。

①「交通安全シルバー・フェスタ紀北２００５」を１２月４日（日）に開催しました。
「交通安全宣言」に始まり、「自転車の乗り方講習」、「交通安全講話」「落語」等の催しを通して、高齢者を中心とする地域住民を対象に交通安全意識の高揚を図りました。

②啓発物品の配布により交通安全運動の啓発を行いました。（２００名）

③紀北地区の交通安全の推進に顕著な功労があった６名の方を表彰しました。

④交通安全父母活動指導者研修会（１１月２日）及び高齢者交通安全活動指導員育成研修会（１０月５日、１０月１１日）を開催し、自転車の正しい乗り方やチャイルドシートの着用講習等、実践的体験型研修を行いました。(生活環境森林部)

尾鷲市内で発生した死亡事故現場において、警察と現場立会を行い、事故発生の原因を究明しました。

紀北町内の事故多発地点において、警察、町と打ち合わせを行い、事故発生の原因を究明しました。(建設部)

2　取組の成果

①「交通安全シルバー・フェスタ紀北２００５」には、地域の高齢者約１８０人が参加し、交通安全意識の高揚を図ることが出来ました。

②交通安全父母活動指導者研修会により、２５人の指導員を育成しました。

③高齢者交通安全活動指導員育成研修会により、７２人の指導員を育成しました。

④管内の交通事故件数等は、昨年と比較して人身事故は１６件、傷者数は４５人増加したものの、死者数は１人減少して４人に、総事故件数も１０件減少しました。(生活環境森林部)

尾鷲市内において、区画線の更新を行いました。

紀北町内において、すべり止め舗装の新設を行いました（建設部)

平成18年度以降（取組予定等）

①紀北地域において、高齢者による交通安全活動協議会により、地域の事故実態、地域特性に応じた啓発活動を検討・展開します。

②「交通三愛運動推進本部」が中心となって、広域的な交通安全運動を展開していきます。

③引き続き、警察や関係機関と共に事故発生の原因究明を行い、事故防止対策に努めていきます。(生活環境森林部)

引き続き警察や関係機関と共に事故発生の原因究明を行い、事故防止対策に努めます。(建設部)

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見

1事務事業の執行に関する意見

（青少年の健全育成）

（7）　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①管内の書店、店舗等への立入調査を強化するとともに、地域をあげて取り組むことが重要なことから「青少年健全育成協力宣言の店」の店舗数を６４店舗から８０店舗に増やしました。

②紀北地区の中学生が、日頃考えていることや将来の夢、社会に対する希望や疑問等を聞くことにより、子どもたちへの理解を深めること等を目的とした「青少年育成地域活動者研修会」を１０月２２日に開催しました。

③青少年居場所「さてらいと」については、支援スタッフ９名で、平日開所を行っており、３月末で５５０人の来所者数となっています。

④中学生が、社会との関わりを考える契機となり、また中学生に対する理解・関心を深める場である「少年の主張三重県大会」への参加要請のため、管内全中学校を訪問し、作品の募集を行いました。

2　取組の成果

①立入調査には、青少年指導専門員ができるだけ同行するようになり、また街頭補導、環境浄化パトロールなどを共同で実施することにより、関係団体等との連携と体制が強化されました。

②「青少年育成地域活動者研修会」は、中学生が日頃考えていることや訴えたいことを聞く機会が少ない中で、参加者に好評を得るとともに、当日の発表だけでなく「地域優秀作品集」として発刊したことで今後の取組の財産となりました。又、地元新聞にも全員分が連載されるなど地域での支援と協力の広がりが期待出来ることとなりました。

③来所者が特定されていないことから、組織だった活動には至っていませんが、それぞれ有意義な時間を過ごしています。

④「少年の主張三重県大会」への応募については、管内７中学校全てが参加、４００名の応募があり、その中から８名が地域優秀者に２名が県大会発表者に選ばれました。又、６校が学校奨励賞を受賞しました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　関係機関と連携しながら、引き続き街頭啓発や立入調査、合同補導等を実施していきます。

②　協力店運動について、継続的な訪問や互いの連携といった面で課題があるものの、地域をあげて取り組むことが重要なことから、引き続き協力店舗数を拡大します。

③　今後とも、地域関係団体等と連携・協力しながら、青少年の健全育成活動を実施していきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3%と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5%、紀北12.6%などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部、農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

生活排水対策の啓発のため、管内市町と連携して、広報誌への記事掲載や自治会を通じた資料回覧などにより地域住民への広報を実施しました。

「紀北環境スクール'05」事業において、小学生を対象に生活排水対策についての講義と実習を実施しました。(H17.10.1)

小中学生を対象に管内の河川において「水生生物調査」を行い、生活排水対策の必要性を説明しました。(H17.7.28)

浄化槽の法定検査の受検率向上に向けて、管内市町と協力して啓発活動を行うよう準備しています。(H18年4月に実施予定)

現在、管内市町においては「浄化槽設置促進事業」により合併浄化槽の設置を促進しているところですが、今後は市町村設置型である「浄化槽市町村整備推進事業」により計画的に整備を進めていくよう助言しました。

市町の「生活排水処理アクションプログラム」の見直し及び「循環型社会形成推進地域計画」の策定について、助言・協力を行いました。

農村漁村における生活排水対策としては、「農業集落排水施設整備事業」及び「漁業集落環境整備事業」による整備があります。両事業とも市町営事業であるため、市町に対して事業説明等実施しました。

今年度「生活排水処理アクションプログラムの見直し」が行われ、市町において事業内容、工法、経済比較等により、農水商工部関係としては、尾鷲市における９集落の漁業集落環境整備事業の推進となりました。

2　取り組みの成果

17年度合併浄化槽設置基数（「浄化槽設置促進事業」による整備予定数）

尾鷲市：８０基　、　紀北町：１０２基

漁業集落環境整備事業の必要性は理解されていますが、漁村の過疎化、高齢化に伴い個人負担等の問題により、事業実施には至っていません。

平成18年度以降（取組予定等）

17年度に引き続き、生活排水対策の重要性について市町と連携して地域住民への啓発を実施します。

管内市町に対し、迅速な面的整備の期待できる市町村設置型の「浄化槽市町村整備推進事業」の導入を働きかけていきます。

漁業集落環境整備事業については、今年度に引き続き、事業に対する普及啓発活動を行っていきます。

部局等　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（森林環境創造事業 ）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村数が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が 20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求められたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

紀北地域の森林は全体に人工林率が高く、林業経営を古くから営んできた。そのため、「環境林」の思想が受け入れられにくく、その普及に時間がかかっています。

しかし、市・町・森林組合をはじめとする認定林業事業体を通じ、森林所有者に事業の目的、趣旨等を説明し、浸透を図りました。

2　取組の成果

従来からの計画策定地に加え、本年度、尾鷲市において３地区が新しく計画され、３地区とも事業が開始されました。

区　　分		平成１６年度末	平成１７年度末
対象面積(ha)	A	２，９４２	２，９４２
着手面積(ha)	B	３７４	４８９
着手率(%)	B/A×100	１２．７	１６．６
着手市町数		２（２）	２（２）

（注）着手市町村欄の（　）は、対象市町村数

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、森林組合等認定林業事業体を主に普及啓発を実施し、着手面積の拡大を図ります。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

子育て支援機能の充実）

（11）　安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

安心して子どもを産み育てられるよう、関係機関と連携して次の事業を実施しました。

①　心身の発達の問題を抱える子どもに対するフォローアップ

小児整形専門医等による二次スクリーニング機能としての相談事業を開設し、肢体不自由児等の早期発見に努め、療育指導や相談を実施することにより保護者への支援を行いました。

②　児童虐待予防ケア

子どもの虐待予防や虐待を早期に発見し、支援を行うための取り組みとして、児童相談所や管内市町と連携して、家庭訪問や電話、面接による相談を通して個別の支援を行いました。

③　虐待予防の取り組みに対する検討と市町村支援

平成１７年度より、虐待に対する第一義的な窓口が市町村となったため、市町村の現状や特性に応じた支援が行えるよう、管内市町や医療機関との連絡調整を行うとともに、事例検討会を開催しました。

2　取組の成果

①　心身の発達の問題を抱える子どもに対するフォローアップ

小児整形専門医等による相談事業を４回実施し、２５件の相談に対応しました。

②　児童虐待予防ケア（１７年１１月現在）

・未熟児や小児慢性特定疾患等のハイリスク児に対して、１９件の相談・訪問指導を行いました。

・ハイリスク児以外に対しても、９件の相談・訪問指導を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

現在、特に頻繁な関わりを必要とする困難ケース等はありませんが、引き続きハイリスク児にかかる早期の対応や、関係者間の連携に留意した支援、取り組みを行っていきます。

また、１８年度より児童虐待予防の新たな取り組みとして、母親の“産後うつ”に対する取り組みを検討しており、管内市町の乳児訪問事業等と連携しながら実施していきたいと考えています。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12)　平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、紀北保健福祉部食品衛生監視指導計画を作成し、食中毒が発生しやすいシーズン前に、食品衛生協会紀北支部の食品衛生指導員と連携して実施した夏期一斉取締りをはじめ、重点監視対象業種を設定した監視指導の実施や、講習会等を通じての自主的な衛生管理の推進等、重点的かつ効率的な監視指導を行いました。

○ 監視実績（平成１８年３月２９日現在）

Ａランク（監視回数２回／年）　８０施設中、１９８施設（１２３．８％）
Ｂランク（監視回数１回／年）　６５施設中、７５施設（１１５．４％）
Ｃランク（監視回数１回／２年）８４１施設中、４２４施設（１００．８％）
Ｄランク（監視回数１回／３年）７６４施設中、２６３施設（１０３．３％）
合計　１７５０施設中、９６０施設

2　取組の成果

昭和６３年１月以降、当管内では食中毒の発生が一例もなく、平成１７年度においても（現在まで）食中毒の発生を防止することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１８年度以降においても、県が策定する食品衛生監視指導計画に基づき、紀北保健福祉部の食品衛生監視指導計画を作成し、この地域の実情を踏まえた、重点的かつ効率的、効果的な監視指導を実施していきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

全生活衛生関係営業施設の３０％の監視指導実施という全県的な数値目標を達成できるよう、平成１５年度以来、毎年、重点的に指導監視を行う対象業種を選定（理容、美容、クリーニングの順で毎年サイクル）して、計画的に取り組んでいます。

2　取組の成果

平成１８年２月末時点での監視率　４１２施設中１２６施設監視　３０．６％

・理容所　８８施設中、　２施設監視
・美容所　１０２施設中、　２施設監視
・クリーニング所　９２施設中、８０施設監視
・公衆浴場　８施設中、　５施設監視
・旅館　１２２施設中、３７施設監視

（参考）

平成１６年度監視率　４７．６％
平成１５年度監視率　３８．１％
平成１４年度監視率　１８．２％（県平均　１８．５％）

※　紀北管内においては、１５年度以降、毎年、全施設の３０％の指導監視実施という全県的な数値目標を達成しています。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年３月に開催された「平成１７年度第４回薬務食品室関係ＧＬ会議」において、生活衛生関係営業施設の監視目標について、現在の「全施設の３０％以上」という数値目標を、１８年度は「各業種で１５％以上かつ重点的に実施する業種（１８年度は公衆浴場）で５０％以上」と改め、この目標が達成できるように各県民局保健福祉部で監視計画を策定し、進捗管理を行っていくよう指示がありました。

１８年度においては、当保健福祉部独自の取り組みとして、理容業に対する指導監視を重点的に行うとともに、新たに示された基準の達成に向けて取り組んでいきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(沿海地区漁業協同組合の広域合併)

（14）　沿海地区漁業協同組合の広域合併については、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併促進の取組を行っており、平成16年度までに信用事業の譲渡が完了したが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、これまでの取組方法、成果等を検証して、一層効果的な取組を行われたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・管内（紀北町～紀宝町）の沿海地区漁業協同組合は、１７漁協となっています。このうち紀北町及び尾鷲市管内の漁協は、市町単位での合併が未成立であり、市町、系統団体及び団体支援室と連携して合併の推進に取り組みました。

・財務改善計画の策定漁協については、系統団体等と連携した調査を実施し、財務改善に向けた指導を実施しました。

2　取組の成果

・財務改善計画策定漁協については、財務改善に向けた指導により、組合経営が改善されつつあります。

・尾鷲市内の１０漁協については、漁協合併推進協議会が再構築され、協議会活動が活発になり、漁協合併基本構想の策定に向け、小委員会において新組合の名称、組合の地区、事業の内容及び合併予定日の設定など具体的な検討が進められており、合併の気運が高まってきました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、系統団体等と連携して財務改善計画策定漁協において適宜、調査を実施し、財務改善に向けた指導を実施します。

また、系統団体等とともに組合員や役職員への啓発に努め、合併の課題解決を図り、当面は、市町単位での合併推進を図りつつ、平成２０年４月の３漁協構想を視野に入れた効率的な合併を推進し、経営的に自立できる漁業協同組合の構築を図っていきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

（15）　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3％）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8％～96.4％と地域によって格差が生じている。

　認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど関係する他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

農業経営基盤強化促進法に基づく市町の基本構想の見直し等の支援を行うとともに、新たな認定候補者の勧誘や改善計画の期限が切れる認定農業者に対して再認定への働きかけを行っています。

・　市町、農業改良普及センター等と連携し、認定農家の経営改善計画達成に向けた支援（技術指導、融資など）を行っています。

2　取組の成果

・　かんきつ農家で、マルチ栽培の面積拡大や新品種導入に関する技術指導により、経営の安定性が向上しました。　また、1農家がみえの安心食材表示制度へ登録しました。
・　イチゴ農家で、ベンチ栽培に関する技術指導により、経営の安定化が図られました。
・　養鶏農家で、融資制度を活用して飼養規模を拡大しました。また、鶏糞処理指導により畜産環境が改善されました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　関係機関と連携しながら、今後も継続して、Uターン就農の後継者や新規就農者に対して、申請を誘導するとともに、改善計画の期限が切れる認定農業者に対して再認定への働きかけを行っていきます。
・　また、認定農業者の経営改善計画達成に向けて、地産地消なども視野に入れた支援を行っていきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

（16）　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。

（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　市町へ女性農業委員登用について依頼しました。（平成18年6月改選）

・　農業改良普及センターが中心となり、後継者が就農した農家に家族経営協定の制度の説明や締結に向けての支援を行っています。

2　取組の成果

平成17年度は、新規の登用等はありませんでした。

女性農業委員（平成18年2月現在　2名）

家族経営協定締結数（平成18年2月現在　4戸）

農村女性アドバイザー（平成18年2月現在　3名）

漁村女性アドバイザー（平成18年2月現在　4名）

平成18年度以降（取組予定等）

・　今後も継続して、対象となる農家に家族経営協定の制度の説明や締結に向けての支援を行っていきます。

・　農業従事者が高齢化しているため、女性農業委員や女性アドバイザーの新規の登用、認定は難しい状況にあります。漁村女性アドバイザーについては、認定条件の緩和（年齢）等も検討しつつ取り組みます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（観光振興）

（17）　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。

（農水商工部）

講じた措置

成17年度

1　実施した取組内容

三重県観光振興プラン地域別観光振興のあり方に基づき、①熊野古道の活用②本物体験の推進③魅力ある漁村づくり、について市町、事業者（もしくはその連合体）、住民組織等と連携をとりながら下記の事業を実施しました。

①　熊野古道の活用

・東紀州地域交流空間整備事業において集結した住民等で以下の3部会を結成し、魅力ある観光地づくり支援事業により以下の取組を行いました。

ア）馬越峠・尾鷲市部会＝タウンガイドの育成、観光マップの作成、案内板の整備等

イ）古道魚まち歩観会（旧紀伊長島町管内）＝漁師町の案内標識、案内マップの作成

ウ）馬越峠・海山町部会＝案内標識、マップの作成

・地域予算である紀北紀南連携・熊野古道パワーアップ事業により以下の取組を行いました。

ア）ツヅラト峠を守る会によるツヅラト峠花広場でのもてなし体制づくり（屋台整備、イベント）

イ）中井和っしょいの会による中井町通り（馬越峠の降口近辺）での花のプランター整備、もてなし屋台づくり及びイベントの開催

ウ）荷坂峠をまもる会と地元の子供達との連携による荷坂峠まつりの開催と古道客へのもてなし

エ）紀北調理師会による熊野古道薬草弁当開発及び語り部への薬草研修会

オ）尾鷲商工会議所による熊野古道センター地域振興ゾーンの有効活用検討のためのベンチマーキング、アクションプランの作成

・生活創造圏事業により以下の事業を行いました。

熊野古道まつりにおいて郷土料理の販売やＰＲを実施した。（もてなしのさとづくり会議地域のイメージづくり部会活動）

②　本物体験の推進

・地域予算である紀北紀南連携・熊野古道パワーアップ事業により以下の取組を行いました。

ア）海山物産株式会社による自然体験インストラクターの養成、自然体験イベントの実施

イ）三浦漁協による小学生対象の無人島体験

③　魅力ある漁村づくり

・地域予算である東紀州の海・魅力ある漁村創造事業により以下の取組を行った。

漁協、市町が広域に連携した東紀州の海・魅力ある漁村創造協議会を設立し、漁村に対する顧客ニーズ調査、漁村魅力アップ講演会、先進地ベンチマーキング、アクションプランの作成等を実施。

・地域予算である紀北紀南連携・熊野古道パワーアップ事業により以下の取組を行った。

牟婁地区漁協女性部連絡協議会による魚食普及のＰＲ活動や熊野古道祭りへの出店

2　取組の成果

①　熊野古道の活用

東紀州交流空間創造事業の各部会やツヅラト峠をまもる会、荷坂峠をまもる会、中井和っしょいの会などの住民組織が自ら祭りやイベントを企画、実施するようになり、古道客を積極的におもてなしする体制ができました。

・各峠での積極的なイベントの実施が集客効果に繋がっており、ツヅラト峠＝７００人、中井和っしょいの会＝５００人、荷坂峠をまもる会＝１０００人　の観光客と交流を行いました。
・紀北調理師会による熊野古道薬草弁当の開発については、9月にメニューが完成し、１０月から売出しを開始した結果１５００個以上売り上げている。なお、この取組は県の率先実行大賞にも選ばれました。
・もてなしのさとづくり会議　地域のイメージづくり部会においては、熊野古道祭りなどのイベントに出店することで、地域の食文化である郷土料理の情報発信をするとともに、イベントを盛り上げるのに一役かっている。また、部会員の中から郷土料理の店を出店する人たちもあらわれ、地域の人に郷土料理の魅力が認識され始めました。

②　本物体験の推進
・自然体験については海山物産が尾鷲市三木里でのイベントに関わるなど、広域連携の自然体験ができるようになってきた。またインストラクターに救命研修を受けさせることで、安心してお客様を受け入れる体制が整いました。
・三浦漁協においては地元の子供達に無人島体験を通じて自然の面白さや、大切さを伝えることができました。

③　魅力ある漁村づくり
・東紀州の海・魅力ある漁村創造事業により以下の成果が得られました。
ア）顧客ニーズ調査の結果、漁村の風景や漁村体験も重要な観光資源となるということが分かりました。
イ）講演会やベンチマーキングを実施したことにより、これまで魚を獲る事ばかり考えていた漁業者に、漁村全体の魅力アップの必要性を認識してもらえました。
ウ）アクションプランを作成したことにより、今後の漁村を観光資源として魅力アップするため方針や具体的政策を位置づけることができ、次年度以降の活動を明確化することができました。
・牟婁地区漁協女性部連絡協議会では特産物の養殖マダイを市場へ出すだけでなく、マダイ料理を集客につなげるための料理開発を行い、鯛飯の開発を行った。またイベント（熊野古道まつり）出店により漁業者と観光客との交流ができた。

平成18年度以降（取組予定等）

①　熊野古道の活用
・東紀州交流空間創造事業における３部会のうち、古道魚まち歩観会（旧紀伊長島町管内）と馬越峠・海山町部会は１８年度も継続して魅力ある観光地づくり支援事業に取り組むことが決まっており、案内標識、マップの整備を実施する。馬越峠、尾鷲市部会も事業を継続していく予定です。
・各峠でのイベントについては、ツヅラト峠をまもる会、中井和っしょいの会が１８年度も継続して古道客もてなしのためのイベントを実施していく予定です。
・紀北調理師会が実施する熊野古道薬草弁当の事業については、地域予算の事業により、品質の高位平準化と会員自らが受注、調整、配達できるシステムを確立していきます。（現在は紀北県民局保健福祉部嘱託職員が受注、調整業務を一括して行っています）
・もてなしのさとづくり会議　地域のイメージづくり部会の活動については、これまで県民局が事務局を担ってきたが、１８年度は事務局を部会員自らが行い、熊野古道イベントへの出店や情報発信等の活動を継続していく予定です。

②　本物体験の推進
・自然体験事業については、海山物産株式会社が継続的に実施していくこととなっており、１８年度については、子供達に人気のある銚子川（紀北町海山区）でのカヌー体験、大人に人気のカキの養殖体験等を中心に採算のとれるメニューづくりおよび実践にシフトしていきます。
　また、旧海山町島勝地区で中学校の廃校を利用した体験施設が１７年度中に完成するため、そこへの集客を狙い、島勝地区でできる体験メニューの開発をしていきます。

③　魅力ある漁村づくり
・東紀州の海・魅力ある漁村創造事業を継続で実施し、１７年度に作成したアクションプランとベンチマーキングの結果に基づき、漁村でのモデル事業を行い、旅行商品としてメニュー開発を行うとともに、モデルツアー等を実施する予定です。
　また全地区を対象とした講演会を継続するとともに、モデル地区へのスポット的な座談会等も実施し、漁業者の意識改革を継続していきます。

部局等　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

（18）　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農水商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・入札・契約制度については、三重県で定める発注標準及び各種要綱に基づき運用しています。また、（簡易型）総合評価落札方式による入札を実施するなど、より競争性、公正性、透明性を高めるための改善を進めるとともに、平成１７年１０月からの電子入札制度の適用拡大にともない、入札参加資格者を対象とした説明・指導等を実施するなど入札制度の円滑な運営に努めています。

2　取組の成果

競争性、公正性、透明性の確保・向上を目指した取組の結果、発注工事に占める一般競争入札、公募型及び地域公募型指名競争入札方式案件の実施率は全発注案件の８割を超えています。

平成18年度以降（取組予定等）

入札・契約制度の運用にあたっては各実施要綱等に基づき適正に実施するとともに、今年度に引き続き新方式入札制度の積極的な活用等を通して、入札・契約制度における競争性・公正性・透明性の確保により一層努めます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(県単公共工事の契約変更)

(19)　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部、農水商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

三重県建設工事設計変更要領を尊守し、設計変更内容について室長・ＧＬ・主査等によるチェックを徹底しました。　また、三重県建設工事設計変更要領は、平成１７年１１月１日付けで改訂されたことに伴い、変更内容によっては指名審査会に報告または内容審査を諮りました。

当初設計での計上忘れ等による大幅な増額等がないよう、設計時点でのチェックを強化しました。

2　取組の成果

設計変更の要因として、当初発注時に予測不可能な場合や設計内容不整合などがありましたが、無駄をなくし精度の高い設計に努める意識向上が図られ、三重県建設工事設計変更要領に基づいた適正な処理をすることが出来ました。

平成18年度以降（取組予定等）

当初の設計段階において、十分な調査・測量・設計を行いその精度を高め、設計変更を最小限にとどめるとともに、変更契約においては、同要領を厳格に運用していきます。

局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（道路橋りょうの維持管理）

（20）　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0％に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　これまでに修繕要望があった場所について、関係市町やパトロール員とともに現場確認を行い、緊急性の高い場所について工事に取り組みました。また舗装整備に当たり、建設費及び維持管理費を含めたトータルコストによる経済性を比較検討し、工法選定を行いました

・　尾鷲市内では、１５m以上の橋梁が１５橋ありますが、そのうち重要度が高く耐震補強が必要な橋梁は３橋が未整備であるため耐震補強に取り組みました。

・　耐震補強が必要な橋梁は、真砂大橋・沓川橋（国道３１１号）・弥栄橋となっており、国道３１１号の２橋についは緊急輸送道路の位置づけもあることから、平成１７年度において耐震補強を完了しました。

・　また、弥栄橋につきましては、茶地岡向井線の街路整備に合わせて架け替え工事に着手しました。

2　取組の成果

尾鷲市内の重要度の高い橋梁については、耐震対策が完了したことに伴い、安全・安心が確保されました。

平成18年度以降（取組予定等）

弥栄橋の架け替えについては、早期完了を目指し事業推進することとします。

パトロール並びに関係機関と一層の連携強化を図り、緊急性も考慮しながら効率的な維持管理に取り組みます

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(屋外広告物対策)

(21)　屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

(建設部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

調査した結果を違反かそうでないかを分類し、違反のものについて設置者（管理者）の把握作業を文書により行いました。

調査件数　５８０件　うち許可済み　１８３件　分類したもの　３９７件

分類したもののうち　許可済み　５件　適用除外　２８６件　違反広告物　１０６件

（違反広告物のうち　規格違反　１９件　手続違反　８７件）

違反広告物のうち設置者を確知したもの７１件（約６７％）うち是正済み　２件

2　取組の成果

違反広告物についての現状把握が進みました。また、適法状態になったものが増加しました。

平成18年度以降（取組予定等）

違反広告物の設置者の確知を１００％にし、すべてに是正指導を行います。

部局等　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（過年度未登記の処理）

（22）　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

紀北建設部においては、県から未登記処理目標２３筆を上回る２７筆を処理目標に設定し、用地取得時の契約書類及び測量図面の有無調査、現地確認調査、登記簿等関係資料の詳細調査・収集を行いハッキリしたものから交渉に取り組むこととしました。

2　取組の成果

平成１７年度	年間目標	平成１８年３月末現在の状況
未登記処理	２７筆	２８筆（見込み）

隣接者不明、固定資産税の要求、抵当権設定など処理に至る迄のかなりの事項を解決していかなければ解消できない現状となってきている。今後更に残件は複雑な内容や広大な土地により登記が困難となってくる。地積調査により、きちんとした公図ができれば多くの広大土地の未登記が解消されるものの長い年月を要することになる。

平成18年度以降（取組予定等）

基本的には県の未登記処理目標を当建設部の処理目標に設定し、これをできるだけ上回る未登記処理に取り組みます。

ただ、平成１６年度に発生した台風２１号関連豪雨災害の復旧が急ピッチで進められ、それに伴う登記処理が大幅に増加していることから、未登記処理の中心部分である公嘱協への測量業務の委託が大変窮屈になっている。

公嘱協と十分協議・連携を図りながら未登記処理を進めることとする。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(業務委託における随意契約の状況)

(23)　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9%（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6%）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性、をより高めるよう努められたい。

（各部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

道路等の草刈業務は住民団体、ボランティア団体と、港湾・海岸等の清掃業務や河川・港湾海岸の樋門操作は市町村と随意契約を行っていますが、契約にあたっては公平性、透明性等の観点から契約理由を精査し必要性を十分勘案しながら実施しました。(建設部)

業務委託における随意契約においては、地方自治法並びに会計規則の規定に基づき、随意契約理由を精査し、適正な執行に努めました。(農水商工部)

2　取組の成果

本年度の業務委託（測量、設計、土質・地質調査を除く）については、随意契約理由等について十分検討の上、執行しております。(農水商工部)

平成18年度以降（取組予定等）

今後もその必要性及び理由等を十分精査し、競争性、公平性、透明性をより高めるとともに、地方自治法施行令等に基づき適正な執行を行っていきます。(建設部、農水商工部)

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（熊野古道を活用した観光振興の推進）

（1）観光振興については、住民、関係団体等と協働し自然体験メニューの提供や観光客の受入体制づくりなどに取り組んでいるが、熊野古道の世界遺産登録により古道への来訪客が増加しているので、これを契機として地域の活性化につながるように東紀州地域の自然、歴史、文化等を生かした観光振興を一層推進されたい。

また、熊野古道の景観や周辺環境の保全と林業との調整などの課題もあることから、平成17年7月に改訂した「熊野古道アクションプログラム2」に基づいて、市町、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携して、熊野古道の保全と活用に取り組まれたい。

なお、熊野古道センター（仮称）が平成19年初頭のオープンを目指して整備が進められているので、市町や地域住民等とともに開設後の運営のあり方について十分な検討を行ない、当センターの交流機能、研究機能を十分発揮できるように努められたい。

（企画調整部、農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　東紀州地域の自然、歴史、文化等を生かした観光振興策

（1）東紀州の自然や文化等を観光資源として活かすために、海山物産による自然体験メニュー取組について支援を行うとともに、東紀州の海・魅力ある漁村創造協議会を設立し、漁村の風景や文化を活かした観光振興について漁業者と検討しました。

②　市町、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携した熊野古道の保全と活用

（1）「熊野古道」と「灯り」をテーマに地域内で活動する団体等の自主的な活動を取りまとめてイベントを実施しました。（企画調整部）

・7月に熊野古道世界遺産登録1周年記念事業「熊野古道・まち灯り」（7月1日～7日）を実施。

・11月は熊野古道月間「いにしえの灯りがともる古道の町、紀北地域へようこそ！」（10月30日～11月30日）キャンペーンを実施。

（2）地域の土産物や物産と同時に地域自体をＰＲすることを目的に、「熊野古道しおり」を作製し、商工会（会議所）や業者の方と協働して配布を行いました。（9月・2月の2回発行、12種類、50万部）（企画調整部）

（3）熊野古道に関する住民組織に対して観光客へのもてなしイベントや、もてなし体制整備について支援を行いました。（農水商工部）

③　熊野古道センター機能発揮

（1）尾鷲商工会議所が中心となって行った地域振興ゾーンの有効活用を図るためのベンチマーキング及びアクションプログラムの作成について支援を行いました。（農水商工部）

2　取組の成果

①　東紀州地域の自然、歴史、文化等を生かした観光振興策

（1）自然体験については、海山物産を中心として広域のネットワークを形成することができ、フィールドの幅が広がりました。漁村の協議会については、ニーズ調査やベンチマーキング、講演会等により、漁村の風景や体験なども重要な観光資源となることが漁業者に認識されました。また、次年度以降の方向性を示すためのアクションプランを作成しました。（農林水産部）

②　市町、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携した熊野古道の保全と活用

（1）管内各地で個々に活動していた団体が、同じ「熊野古道・まち灯り」事業や、「熊野古道月間」に参加することにより、地域全体の事業となり、地域に連帯感が生まれました。（企画調整部）

（2）熊野古道しおりを土産物等に折り込んでもらうことにより、土産物等と同時に「熊野古道」をＰＲすることができました。（企画調整部）

（3）住民組織自らがイベントを企画、実施するようになり古道客を積極的におもてなしする体制ができてきました。（農水商工部）

③　熊野古道センター機能発揮
（１）地域振興ゾーン活用のため、市、商工会議所及び事業者が、物販や温浴施設等、集客交流のために必要な要素についてベンチマーキングを実施し、将来の事業展開についてのアクションプランを作成しました。（農水商工部）

平成18年度以降（取組予定等）

①　東紀州地域の自然、歴史、文化等を生かした観光振興
（１）自然体験については、海山物産が中心となり、自立運営できるよう収益を考えた体験プログラムを実施していきます。また、旧海山町島勝地区の廃校を利用した体験施設への集客を狙い、島勝地区でできる体験プログラムの開発をする予定です。また、漁村の協議会においては、アクションプランとベンチマーキングの結果に基づき、漁村の魅力を最大限に生かしたモデルツアー等を実施するとともに、講演会や座談会も継続的に実施します。（農水商工部）
②　市町、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携した熊野古道の保全と活用
（１）「熊野古道月間」に参加した団体には、平成１８年度も活動を自主的に継続する動きが見られるため、各団体等の間で情報共有ができるネットワークを検討していきます。（企画調整部）
（２）熊野古道しおりについては、平成１７年度と同様に作製していきます。（企画調整部）
（３）熊野古道に関わる住民組織が行う古道の保全や活用のための取り組みについて、今後も市町等と協力、連携して事業を継続していきます。（農水商工部）
③　熊野古道センター機能発揮
（１）地域振興ゾーンを活用する母体を法人化し、経営についての計画を具体化するとともに、物販等に必要な事業者を選定していく予定です。（農水商工部）

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（尾鷲ヒノキ内装材加工施設）

(2)　尾鷲ヒノキ内装材加工施設の稼働率については、減少傾向にあり、平成16年度は計画に対し45%にとどまっている。

平成16年度には中小企業診断士等による経営診断を行い、経営改善に向けた取組が進められているが、消費者等のニーズ把握や販路開拓に一層努めて計画の目標達成が図られるよう支援を行われたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１７年４月以降、理事長、理事、従業員に対し、抜本的な経営改善を行うよう指導を重ねてきました。

これまでの改善指導に加え、目標利益の確保、ムダの排除、従業員の満足度向上、顧客管理等の意識改革を中心に行いました。

具体的には、次の改善策を提示し、単年度赤字の解消を目指すよう指導を行いました。

①　原材料の仕入れ価格引き下げ等、仕入れ努力をする。
②　赤字品目を避け、利益率のよい商品を伸ばす。
③　受注生産のみでなく、年間契約による生産を増やす。
④　年間需要見込みをたて、平均した生産体制をとる。
⑤　販売の安定化のため、取引先との信頼関係を強める。

2　取組の成果

改善計画に基づき取り組みを指導しました。

主な改善内容としては、

① これまで不足していた顧客回りを強化し、顧客からの製品に対しての提案を取り入れた。
② 原材料の仕入れ価格を１．５%ダウンした。
③ 製品分類を「無地上小」とし、販売の効率化を図った。
④ 理事長、理事と従業員のコミュニケーションを図った。

その結果、平成１７年２月末現在での累計売上高は、前年度同月比１１８%となりました。

単年度赤字の解消を目指して引き続き指導を行っていきます。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度については、理事長、理事、従業員が一体となって経営改善に取り組んできました。しかしながら、今後も厳しい経営状況が続くと予想されます。

引き続き、指導を強化していくとともに、地域の重要産業としての「尾鷲ヒノキ内装材加工施設」について、県、市町、関係団体等で協議を重ねて経営改善に取り組んでいきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

（1）収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在　4,835,725円（対前年度比96.6％）あり、前年度と比べて170,897円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（保健福祉部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

保健福祉部内に設置された徴収管理事務推進機構において、未収金整理実施計画書を策定し、その計画書に沿って、徴収部門による訪問催告や電話による催告、毎月の文書催告を行いました。（保健福祉部）

平成１５年度に収入未収金処理のための内規を作成し、その規定に基づいて未納者に対して督促状・催告状の発行や電話等による督促を行いました。（建設部）

2　取組の成果

上記の取り組みを実施した結果、長期未納者の理解が得られ、全て納付されたケースや分納により計画的な納付が履行されているケースなど、１８年２月末現在での収入未済は、３，７４３，９１２円となっており、平成１７年５月３１日時点と比べて６０６，９６１円減少しています。（保健福祉部）

平成18年度以降（取組予定等）

毎月の文書催告や訪問による催告はもとより、ケースワーク部門と徴収部門との間で、債務者に関する情報共有を行って返済資力に応じた対応を検討するなど、より一層有効な債権管理を実施し、徴収の強化を行っていきます。（保健福祉部）

平成１５年度に作成した収入未収金処理のための内規及び本庁との協議により適切な処理を図っていきます。（建設部）

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（3）公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

（建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
１７年度上半期に５件の交通事故（公用車２件、自家用車３件）が発生したことから、部内会議等で繰り返し交通安全について注意を喚起するとともに、平成１７年１１月２９日に部独自の取り組みとして尾鷲警察署交通課長を講師とする交通安全研修を実施しました。

2　取組の成果
繰り返しの注意喚起及び研修により、平成１７年度下半期は軽微な自損事故１件（公用車）の発生に止まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

１８年度においても、公用車、私用車に関わらず交通事故０件を目標に、職員への啓発、研修等を実施し更なる交通安全意識の徹底を図っていきます。

部局等名　紀北県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
（4）その他の監査項目
　事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
1　未収金対策の状況　（1）催告状の未発行（保健福祉部）
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）
　（1）食育推進ボランティア活動事業委託の選定要領の未整備（保健福祉部）
3　業務委託の実施状況（特命随意契約）
　（1）食品衛生検査業務に係る計量・測定機器の委託契約書を相手方に不交付（保健福祉部）
4　その他　（1）ハイウェイカード管理簿の様式が不適切（使用理由、旅行先の記載欄なし）（企画調整部）
　（2）食糧費の支出にかかる証拠書類不備（保健福祉部）
　（3）第3四半期の会計事務自己検査未実施（農水商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
①　健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱を遵守し、督促状を送付しても納付されない債務に対して、催告状の送付を行いました。（保健福祉部）
②　委託先の選定にあたって、公平性、透明性を確保し、県民のみなさんに対して十分な説明責任が果たせるよう、選定要領の整備を行いました。（保健福祉部）
③　経理担当者から所属職員に対して、契約行為や経理事務に関する基礎知識等についての研修を実施し、再発防止に努めました。（保健福祉部）
④　会計実務の取扱いについて（通達）に定める様式に変更しました。（企画調整部）
　経理担当者から所属職員に対して、契約行為や経理事務に関する基礎知識等についての研修を実施し、再発防止に努めました。（保健福祉部）
　速やかに検査を実施し、改めて検査期日の再確認を行いました。（農水商工部）

2　取組の成果
①　催告状の送付や、徴収管理事務推進機構における未収金整理実施計画書に沿った取り組みを行った結果、長期未納者の理解が得られ、分納により計画的な納付が履行されたケースなど、18年2月末現在での収入未済は、平成17年5月31日時点と比べて606，961円減少しました。
②　選定要領の整備によって、公平性、透明性が確保されました。
③　④所属職員の経理事務等に関する知識が向上し、再発防止に資することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱を遵守し、催告状の送付を行うほか、ケースワーク部門と徴収部門間での債務者の情報共有を行い、改善策を検討するなど、一層有効な債権管理を行っていきます。
②　公平性、透明性を確保した、委託先の選定を実施していきます。
③　転入職員を中心に契約行為や経理事務に関する基礎知識等についての研修を実施し、チェック体制を強化することにより、再発防止に努めていきます。
④会計規則を遵守して、適性な会計事務に努めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域における総合行政の推進）

(1)　県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行なわれている。

県民局の全面的な見直しが行なわれるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成17年度からは、総合行政をより効果的に進めることを目的として、従来の紀南県民局地域戦略会議等に加え紀南県民局部長連絡会議を設置して、県民局各部所間の連携の強化を図っています。

また、平成15年2月に提言された「紀南地域の振興策」の進行管理を目的として設置した紀南地域振興策推進庁内連絡会議では、紀南地域が一体となって地域課題に対応するため、事業の推進状況をはじめとして関係部局の情報の共有化を図っています。

2　取組の成果

アスベスト対策や防災対策、熊野庁舎耐震化及びバリアフリー改修工事など横断的な課題については、会議の開催により、各部所間における全体の情報共有や調整を図るとともに、県民局の方針及び指示事項が徹底され、総合行政の推進が図られました。

また、紀南地域の振興という総合行政として取り組む課題については、紀南地域振興策推進庁内連絡会議を年度内に9回開催し、総合的な観点からの進捗管理・調整を行うことができました。その中で、平成21年度のオープンを目指している紀南中核的交流施設の整備については、紀南中核的交流施設整備基本構想の策定に対して、関係部所間の調整機能を発揮することで地域としての役割を果たすことができました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度は組織改編に伴い県民局制度が廃止され、企画調整部の改編後の組織となる県民センターでは総合調整機能がなくなりますが、これまで総合行政の推進を図るために設置した各種会議については、新組織体制でのものに見直しを行い、引き続き各事務所間の横断的な連携がとれるようにしていきます。

また、本庁との連携を密にして、さらに東紀州対策として今回の組織改編で新たに設置される東紀州対策局（政策部内局）とも十分な連携を図り、それぞれが役割分担に応じて地域課題に対処できるようにしていきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり事業の検証）

(2) 生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようされたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）生活創造圏ビジョンについて

①紀南県民局においては、生活創造圏ビジョンの推進組織である「くまの・癒しとふれあいのまちづく推進委員会のもとに組織された１２の推進部会（現在は１１）において、熊野古道や農林体験、健康づくりなどそれぞれのテーマにそった取組みを、住民、行政協働のもと行ってきました。

②年２回の委員会の場で、活動主体である推進部会長や事務局からの活動報告をもとに、４名の学識経験者（県外２名・地元２名）および地元市町村長等の出席により、事業内容等の検証を行ってきました。また、各部会の情報共有と意見交換を目的に設置した部会長会議の場でも、随時、活動内容や課題等についての意見交換を行いました。

③各部会ごとに行った組織や取組み等に関するアンケート結果から「部会間の連携や地域住民のビジョンに対する認知度が低い要因として、情報共有や情報受発信の不足がある」との指摘があり、ビジョンのホームページを強化すると共に、この地域で利用アクセス数が格段に多い、ポータルサイト「くまどこ」とリンクさせ地域住民等への情報発信や共有を促進しました。

④本年度は平成１７年２月の全員協議会（生活創造圏ビジョン推進状況報告）において、「生活創造圏ビジョンのあり方について、合併後の市町村や地域住民と協議し、見直していく」旨の方針を報告したことから、市町村や住民（参画者）との意見交換やアンケート調査の実施等によりその検討を重ねました。

＊その結果、今までの取組を縦割りの県の施策として継続するもの、地域の自主的な取組に委ねるもの、経過措置として継続するもの、一定の成果を得て廃止するものなどに整理を行いました。

（2）市町村補助金および民間支援事業について

①生活創造圏づくり事業の推進に寄与する市町村等の事業や民間の取組みに対し補助を行っており、平成１７年度においては市町村等へ５件８，１６７千円、民間へは７件９５万円の補助を予定しています。

②これらの補助・助成の検証については、「生活創造圏づくり推進事業費補助金等調査要領」に基づき、ハード事業については現地調査を実施し、より成果検証の精度をあげることをめざしています。

③民間支援事業についても、同様に現地調査等を行い支援事業者に直接、成果の聞き取り等を行っています。実績・成果についてはビジョン委員会で報告し、検証・評価をうける予定です。

2　取組の成果

①委員会や部会長会議での検証や議論の中から、活動参加者の固定化、情報発信の不足、他部会活動内容の情報の必要性など、各部会のかかえる課題を洗い出し、共有することができました。

②見直しの議論をすすめる中で、再度、過去の取組を整理することにより、その成果や課題が再確認され、これからの地域づくりに活かせる取組の方向性が出せました。

平成18年度以降（取組予定等）

①平成１８年度については、ビジョン推進組織で実施することが必要と認められた事業を支援できるよう、経過措置として必要な予算措置を講じると共に、市町や民間団体等への円滑な移行に向けて、市町、地域住民と引き続き協議、調整を行います。

②平成１９年度以降については、県の主導的な役割を改め、地域が主体となった地域づくりの取組を補完・支援する役割に移行します。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域防災力の向上）

(3)　平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。

（企画調整部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

管内市町村の防災担当課及び警察・消防との間において、担当課長や担当者との連絡会議を随時開催し、防災対策事業にかかる情報共有及び意見交換などを行いました。また、12月2日に東紀州防災ネットワーク推進会議紀南部会を設置し、地域における課題に対処し地域に即した対策の検討を始めています。さらに、自主防災組織リーダー研修会、市町村が実施する津波避難計画策定のためのタウンウォッチングや防災講演会の支援など、市町村と連携を取りながら地元住民の参加を得て行っております。

また、初動体制の確立に向けては、大規模地震等の災害に迅速かつ的確に対応できるよう、マニュアルの整備を行い、緊急初動対策要員には適切な行動ができるよう研修会を実施しました。

2　取組の成果

地域住民が自主的に防災訓練を実施するようになり、地震防災講演会などにも積極的に参加いただくようになるなど、防災意識の高揚が進展しました。

また、大規模な地震が発生すると、行政や防災関係機関での即時対応が困難となるため、地域全体で防災対策について検討していく必要があり、そこで、地域住民や事業者、市町村、防災関係機関など多様な主体からなる「東紀州防災ネットワーク推進会議紀南部会」を設置することができ、地域特性を踏まえた防災対策の検討を開始しました。

平成18年度以降（取組予定等）

住民の防災意識の更なる高揚と地域防災力の向上を図るため、啓発活動を積極的に実施するとともに、市町が実施する事業に対しての支援も引き続き行っていきます。

また、東紀州防災ネットワーク推進会議紀南部会では、平成17年度に地域課題として抽出したテーマを専門的に協議する「災害時要援護者検討協議会」、「観光施設等における地震発生時の避難誘導対策協議会」等を組織し、関係する部会員と必要となる多様な主体の新たな参画を求め、協働して対応策を検討していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業執行に関する意見

(交通安全対策の充実)

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部・建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

①　春、夏、秋、年末の交通安全運動において、熊野市交通安全都市推進協議会、熊野警察署、三重交通、紀南県民局各部が連携して、交通安全キャンペーン・ミルミルウエーブを行いました。また、交通安全出動式、広報車によるパレードやＲ４２号沿いで行われたドライバーへの交通安全意識の啓発キャンペーンに参加しました。

②　交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことから、高齢者が自らの問題として積極的に交通安全活動に取り組めるよう、関係機関と連携し、高齢者の人材育成、活動体制づくり等を進めました。

イ．本年７月に地域住民、市町村担当者、県担当者によって構成される紀南地区高齢者交通安全活動指導者連絡協議会を起ち上げ、高齢者交通安全県民大会を開催するほか、高齢者の交通安全推進について話し合いました。

ロ．高齢者交通安全活動指導者研修会の開催により、交通安全意識の高揚を図るとともに、指導者の養成を図りました。

平成１７年９月２７日　　場所：紀伊自動車学校　　３７名参加

ハ．シルバー交通安全宣言（決意表明）を実施し、高齢者交通安全の意識の醸成・話題提供を行ないました。

平成１７年１１月２９日　　場所：丸山千枚田（熊野市）および飛雪の滝（紀宝町）　１５名参加（ビデオ収録）

ニ．高齢者交通安全県民大会を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図りました。

平成１７年１１月１５日　　場所：鵜殿村まなびの郷　１８６名参加

③　交通安全母親活動指導者研修会の開催により、子供や地域の交通安全意識の高揚につとめました。

平成１８年１月１０日　　場所：紀伊自動車学校　２４名参加

（建設部）

①　小・中学校等への通行者や付近の歩行者が危険な状況にある県管理道路については、歩道施設の整備などを行い、歩行者の安全確保に努めました。

②　熊野市交通安全都市推進協議会等を通じて市町村、警察等の関係機関と連携・調整を図り、防護柵・区画線等交通安全施設の設置等により、安全対策を進めてきました。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

各市町村や警察、熊野市交通安全都市推進協議会等と連携して、交通安全キャンペーンを行ったり、交通安全母親活動指導者研修会の開催等、交通安全意識の高揚につとめました。

特に、県下で交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことから、高齢者の交通安全対策についても取り組みました。

結果として、死者数は１６年４名から１７年４名と同じでしたが、高齢者の死者数が１６年２名か

ら１名に減少しました。

（建設部）

①一般県道鵜殿熊野線	紀宝町大里地内	歩道整備（L=110m）
国道３１１号	熊野市紀和町矢の川地内	歩道整備（L=18m）
国道３１１号	熊野市金山町地内	あんしん路肩整備（L=478m） 〔あんしん路肩：道路敷を利用した歩行空間の確保〕
国道３０９号	熊野市飛鳥町	歩道整備（L=28m）

②協議対応箇所

国道３１１号	熊野市有馬町	減速帯設置
国道３１１号	熊野市紀和町	ガードレール設置
国道１６９号他	建設部管内	区画線更新
一般県道鵜殿熊野線	御浜町引作	すべり止め舗装設置

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

各種取組が熊野市中心にかかわっているため、南牟婁郡の関係団体との連携強化を行います。
また、前年度に引き続き高齢者の交通安全活動を推進します。

（建設部）

①平成１７年度実施箇所の事業延伸を図り、歩行者の安全確保に努めていきます。

②平成１７年度に引き続き、熊野市交通安全都市推進協議会等を通じ、関係者、関係機関と連携を図り、交通安全対策を進めていきます。
また、建設部管理道路で交通事故が発生し、担当警察署から安全対策の必要性について、協議があった場合には、優先的に対応します。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業執行に関する意見

(青少年の健全育成)

(7)　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

(生活環境森林部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①管内における喫煙・深夜徘徊により警察に補導された青少年は増加しており、１７年度は喫煙・深夜徘徊の防止に重点を置いて青少年の健全育成に取り組みました。

イ．独自のチラシを作り街頭啓発を行った。

平成１７年７月５日・７月７日・１１月８日

場所：熊野市駅前地内・御浜町阿田和地内

ロ．立入調査員と補導員によるカラオケ・レンタルビデオ・コンビニ等への合同立入調査を２班編制で実施。

平成１７年７月１５日・平成１８年１月１１日

立入場所：熊野市内の業者

ハ．広報車による巡回広報啓発

平成１７年７月１４日・１１月１７日・１１月２２日

場所：熊野市・南牟婁郡一円

ニ．各市町村広報誌への喫煙・深夜徘徊防止を訴える広報記事の掲載と熊野市・南牟婁郡全世帯の独自チラシの折り込み配布。

８月号・１２月号

ホ．熊野市・南牟婁郡管内の各中学校・高等学校の生徒に、学校を通じて未成年の喫煙・深夜徘徊防止のチラシ配布。

平成１７年７月・１１月

②　イ．紀南青少年育成交流会を開催し、中学生の作文発表や指導者のワークショップ等を通じて、中学生のものの見方や考え方についての理解を深めるとともに、地域で青少年の健全育成にかかわっている人の情報交換と資質の向上を図りました。

平成１７年１２月１０日

場所：紀宝町鵜殿地区　　参加者：約５０名

③　イ．青少年が、自立心や社会規範を身につけていくため、青少年が自由に集まることが出来る居場所を設け、そこで行われる青少年活動を支援しています。

紀南おやこ劇場　　熊野市久生屋町

ボランティアグループ白夜後援会　　熊野市木本町

計２団体

2　取組の成果

平成１７年中に管内で警察に補導された非行少年の総数は、刑法犯２３人で前年より１７人、不良行為は８６９人で前年より２３人それぞれ減少しています。平成１５年度から喫煙防止を中心に青少年の健全育成に取り組んでおり、平成１７年は喫煙をした青少年は３８１人で前年より５２人減少したが、深夜徘徊は４０７人で前年より３９人増加しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１５年度から青少年の喫煙防止に取り組んだ結果、一定の成果が上がっているが、深夜徘徊が大幅に増加しているので、引き続きこちらも重点的に取組む必要があります。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(生活排水対策)

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3%と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5%、紀北12.6%などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

(生活環境森林部、農政商工部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

(生活環境森林部)

個人住宅等の合併処理浄化槽の設置補助事業を行うとともに、市町村に対しては次のメリットがあるので自らが設置の主体となって浄化槽の整備と維持管理を行う「浄化槽市町村整備事業」を行うよう推奨してきました。

・市町村主導で短期集中的な整備が可能となる。
・浄化槽の設置時における住民負担が軽減される。
・市町村が浄化槽の管理を行うので、浄化槽の保守点検・清掃・法令検査が徹底される。

また、地域の環境問題を生活者、事業者及び行政がともに考え行動する組織として設立した「かんきょう・みらい会議」の場を通じて普及啓発を行いました。

(農政商工部)

紀南県民局管内では1市2町において農業集落排水施設を計画しており、これらの関係市町に対して早期に事業を行うよう推奨してきました。(担当者会議の開催：2回)

2　取組の成果

(生活環境森林部)

個人の合併処理浄化槽の設置補助事業が行われ次のような結果となりました。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
管内計	１１．０%	１７．２%	２２．０%	２４．０%	２６．０%	２７．９%
熊野市	９．４%	１１．０%	１２．８%	１４．５%	１６．６%	１８．３%
御浜町	１５．７%	３５．４%	５０．３%	５１．９%	５３．５%	５５．５%
紀宝町	１０．９%	１４．１%	１５．９%	１８．２%	２０．５%	２２．２%
紀和町	１５．６%	２４．１%	２６．５%	３２．６%	３３．９%	３５．９%
鵜殿村	６．８%	８．２%	１０．１%	１２．１%	１４．０%	１６．６%
県平均	４９．３%	５３．４%	５７．２%	６０．５%	６３．２%	６５．３%

なお、17年度で整備した合併処理浄化槽の設置補助事業は次のとおりです。(見込み)

	熊野市(旧市内分)	熊野市(旧紀和分)	御浜町	紀宝町(旧町内分)	紀宝町(旧鵜殿分)
整備基数	292基	25基	69基	55基	30基
県費補助額	15,561千円	1,317千円	8,419千円	6,640千円	3,559千円

(農政商工部)

事業実施についての啓発は行っていますが、事業開始には至っていません。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

個人設置の合併処理浄化槽の設置補助事業を進める一方で、市町村が主体となって自ら取り組む「浄化槽市町村整備推進事業」の導入を強力に進めていきます。

イベントなどの住民参加事業で生活排水対策の説明会開催やチラシの配布など幅広く行い、地域住民への普及啓発活動も並行して進めていきます。

（農政商工部）

地域実情により、農業集落排水施設により整備できる市町に対しては、実施年度を早めるよう引き続き啓発するとともに、それ以外の方法により整備しなければならない市町については、関係機関と情報交換を行い、現状を改善していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(森林環境創造事業)

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810haで、前年度末と比較して944ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置付けた県内の森林45,000haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求め事業を推進されたい。

（生活環境森林部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

環境林を公的に管理する当事業の必要性について市町の理解を求めつつ、事業主体である森林組合などとの連絡を密にし、計画の段階から必要に応じて現地確認もしたうえで、事業が的確に実施できるよう内容等を審査することとしている。また、２０年かけて現在の森林を公益的機能の高い森林に誘導するための環境林整備計画について協議する森林管理協議会にも参画しました。

2　取組の成果

各市町の協力を得て、各市町で開催される森林管理協議会に参画し、森林環境創造事業のベースとなる環境林整備計画の内容を確認しつつ、事業を推進しました。

１７年度には、管内全市町で事業を実施しており、着手率は約１．５％増となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成１７年度に引き続き、市町、森林組合、森林所有者との連携を強化して事業の趣旨等について一層の理解を求め事業の推進に努めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（子育て支援機能の充実）

(11)　安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　市町村の次世代育成支援対策については、17年度から次世代育成支援行動計画に基づく取り組みが実施されていますが、その状況について情報交換する機会が少ないことから、各市町村を訪問し、担当者から事業の実施状況や今後の見通し等について聞き取りを行い、また、補助事業等について、市町村に情報提供を行いました。

・　未熟児等ハイリスク児の訪問指導　　23件（1月末現在）

・　管内市町村保育事業等実施状況

事　業　名	実施主体及び実施箇所数
地域子育て支援センター事業	熊野市　1箇所（補助事業） 御浜町　1箇所（町単独事業）
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ事業）	熊野市　1箇所
低年齢児保育推進事業	熊野市　1箇所

・　紀州児童相談所熊野駐在職員と連携して、管内市町村広域の要保護児童対策地域協議会の設立に向けて検討を行いました。

2　取組の成果

・　17年度の実施状況の聞き取りを行ったことにより、市町村が独自に取り組んでいる事業や新規事業の実施状況について詳細が確認できたほか、実施をしたいが利用者が少数のため実施できない事業があるなど取り組みにかかる問題点も認識できました。

・　御浜町の子育て支援センター事業は17年5月より事業を開始しています。

・　熊野市の放課後児童クラブ事業は17年7月より事業を開始しています。

平成18年度以降（取組予定等）

・　特別保育事業については、補助事業について市・町へ情報提供を行い、補助金の活用による事業の実施について働きかけていきます。（御浜町の地域子育て支援センター事業は、18年度より補助事業に移行する予定です。）

・　各市町の子育て支援担当者と情報交換を行う場を設け、こども家庭室と連携しながら、市町の意見・要望等を県の事業に反映していきたい。

・　市町村合併により支援行動計画の策定を再度行う町については、その状況を把握し、子育て支援センター事業等を早期に開始できるよう、支援していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（食品衛生監視指導）

(12)　平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　三重県食品衛生監視計画に基づき、監視・指導、収去検査を実施しました。
・　食の安全・安心監視グループ（南勢志摩保健福祉部）と合同で、食品衛生監視とともに食品の適正表示を点検しました。
・　食品関連事業者による自主衛生管理の取り組みを進めるため、衛生講習を開催するとともに、食品衛生指導員による食品営業者に対する巡回指導を支援しました。
・　１５、１６年度に続き、食の安全・安心アドバイザー養成講習を開催しました。
・　消費者・業者・行政の３者によるリスクコミュニケーションとして、食品衛生協会紀南支部と共催で食品衛生消費者懇談会を開催しました。

2　取組の成果

・　食品監視・指導実績及び食品衛生講習の実績は１２月末現在で次のようになっています。

【監視・指導実績】

ランク	件数	監視数	監視率
A	17	33	97%
B	58	53	91%
C	701	368	105%
D	672	333	149%
計	1,448	787	125%

【衛生講習実績】

対象者	回数	人数
消費者	4	104
事業者	13	199
給食関係	4	118
その他	2	34
計	23	455

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、三重県食品衛生監視計画に基づき、計画的・効率的な監視・指導ならびに食品検査を実施し違反食品の排除に努めるとともに、食品関係営業者による自主衛生管理の指導を行っていきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・　１６年度に引き続き、レジオネラ感染症防止等のために公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を実施しました。

・　理容組合総会時には、感染症予防対策を主とした衛生講習を実施し自主衛生管理の啓発に努めました。

2　取組の成果

・　平成１８年２月末現在の監視率は次のとおりです。

区分	興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計
施設数	1	94	11	80	108	35	329
監視件数	0	39	11	28	39	30	147
監視率	0.0%	41.5%	100.0%	35.0%	36.1%	85.7%	44.7%

・　理容組合総会時の衛生講習には６０数名の受講者がありました。

平成18年度以降（取組予定等）

感染症のリスクを考慮し、効果的・効率的な監視を実施することにより、引き続き衛生管理の指導啓発を続けていきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3％）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8％～96.4％と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど関係する他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。

（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（確保）

国の見直し及び県の基本構想を受け、合併後の熊野市の基本構想見直しとそれに関わる基本構想及び農業経営指標づくり等を支援しました。また、改善計画の期限が切れる認定農業者には再認定への働きかけを行うとともに、新たな認定候補者に対し経営改善計画の作成支援を行い確保に努めています。

（育成）

昨年に引き続き柑橘農業者（199経営体）に対しマルチ栽培の導入を呼びかけ、収益性の確保に努めました。また、資金借り入れや資金繰りの改善等の個別課題に対しては要望に応じた相談活動を行っています。また、集合研修会として、認定農業者を対象に経営パートナーに対する営農参加促進研修(H17.9月)やパソコン簿記講習会(H18.1月)を実施するとともに、3月には経営改善技術力のアップを目的とした普及指導員調査研究報告会の開催を計画をしています。

地産地消の推進を図るなかで、くまの木て海て市場常設店などの直販の場づくりに対し、支援を行っています。また、みかんのジュース加工を中心とした6次産業化を目指す法人の設立に向けた支援や地域の特色を活かした特産品づくりに係る研修会等を開催し、多様な農産物流通販売への参画を進めています。

2　取組の成果

・ 認定農業者数は１６年度末２２９名に対し、12月末現在２２５名となっています。
・ マルチ栽培みかん率は昨年の 23％から 29％に高まったものの、温州みかんの総販売額は前年比85.3％となり、農業者にとって大変厳しい現状となっているが、糖度にこだわった品質向上や新品種の導入促進等、産地戦略構築に向けて農業者の団結が強まっています。
・ 一部の農業者では、かんきつ搾汁を中心とした加工開発等、生産物に付加価値をつけた6次産業化への関心が高まっており、加工品による地域内外への消費拡大を目指して、中山間地域総合整備事業紀南地区活性化施設の活用による産品開発研究の組織化へと動いています。
・ 環境保全型志向農家による組織「熊野どいらいファーマーズ」（会員14名）が発足され、安全・安心な食べ物つくりと熊野ブランドの確立に向けて取組んでいます。

平成18年度以降（取組予定等）

○　地域担い手育成総合支援協議会の設立推進

農業経営基盤強化促進法に基づく市町基本構想見直しについては、18年1月に合併した紀宝町に支援を行います。併せて、各市町における担い手育成総合支援協議会の設立など認定農業者への支援推進体制づくりを推進します。

○　認定農業者への経営改善支援強化

中央農業改良普及センター及び農業研究部との連携による新技術の導入や、異業種との連携による生産物を活用した加工商品づくりとその販売促進や 6 次産業の開業にむけて技術導入や情報提供を図り、農業者の所得確保と安定経営への支援を進めます。

また、このことに関わる研修会、講習会を市町・ＪＡとの連携のもとで18年度も継続していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

(16)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・家族経営協定の締結推進

農村男女共同参画の先進地域である愛知県農村生活アドバイザー協会碧海支部から講師を招き、家族経営協定に関する講演会、演劇などの研修会を通して管内農業者に積極的な意識啓発を行いました。また、ＪＡかんきつ女性部会など農業者の集まる機会を活用し、啓発パンフレットなどを利用して制度の説明や推進を行いました。

・女性農業委員の登用推進

各市町へ女性農業委員登用について依頼するとともに、担当課長に対し男女共同参画の趣旨説明などの働きかけを行いました。

・農村女性アドバイザー新規認定者推進

管内市町の担当者及び管内農村女性アドバイザーの協力を得て、適任と思われる女性農業者に対し面談を行うなど強力に推進活動を行いました。

また、認定要領の年齢制限の緩和を関係部局に要望し、認定要領の改正が行われました。

・農村女性ネットワーク「いきいきネット紀州」活動支援

会員数３８名。女性農業者が活発的に活動できるよう知識・技術を習得し、お互いに情報交換や助け合える仲間つくりを促進するため、自主研修会、情報誌の作成・発行を支援しました。

2　取組の成果

・家族経営協定の締結推進

新規に１経営体で締結がされました。１２戸→１３戸（平成１８年２月時点締結数）（紀北４、紀南９）

・女性農業委員の登用推進

旧熊野市で改選が行われたところ、女性農業委員数は改選前と同数が確保されました。

女性農業委員数９名→９名（平成１８年２月時点：熊野市２名、御浜町３名、紀宝町４名）

・農村女性アドバイザー新規認定者推進

新たな認定には至らなかったが、候補たる農村女性の洗い出しがなされました。

農村女性アドバイザー数１０名→１０名（平成１８年２月現在：紀北３、紀南７）

・農村女性ネットワーク「いきいきネット紀州」活動支援

情報誌は年４回発行され、グループ内の交流・情報交換が図られました。また、地区グループごとに地域産品つくりや販売などの活動が活発化しました。

平成18年度以降（取組予定等）

家族経営協定の締結推進については、１７年度の取り組み活動を継続し、管内農業者への意識啓発や新規締結推進に努めます。また、女性農業委員登用についても引き続き推進活動を行います。

農村女性アドバイザー新規認定者推進については、１７年度の活動で候補者たる女性農業者の洗い出しが進んだことから、これら女性農業者を中心に引き続き推進活動を行い、新規認定を目指します。

農村女性ネットワーク「いきいきネット紀州」活動支援については、女性農業者の情報交換ネットワークの拡充を図るため、継続して活動支援を行います。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(観光振興)

(17)　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。

(農政商工部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

・各市町村観光担当課を訪問し、観光の取組状況及び課題等について意見交換や情報交換を行いました。

・熊野市観光公社が旅行業登録をしたことに伴い、広域的な滞在型旅行を進める基盤が整備されました。

・宿泊客の増加を図るために設立した紀南地域宿泊業者研究部会において、宿泊施設の受け入れ体制の整備や接遇向上に取り組みました。

2　取組の成果

・昨年の熊野古道の世界遺産登録を契機として、本年度は滞在型の観光振興を進めるなど、市町村が広域的な取り組みの必要性を認識し、情報を共有する体制が整いました。

・熊野市観光公社と連携することによって、市町村独自で企画していたイベント等について、継続的かつ広域的に取り組めるよう調整を行いました。

・紀南地域宿泊業者研究部会におけるサービス向上活動の取り組みによって、宿泊客の受け入れ体制の向上を図る意識が高まりました。

平成18年度以降（取組予定等）

・紀南地域広域で観光振興に取り組むため、「みえ熊野観光・商工推進連絡会」を核とした活動を推進するため、定期的に連絡会議を開催して情報交換・情報共有を図るとともに、熊野市観光公社等との連携を強化していきます。

・シャトルバスを活用した観光商品づくりや開発を推進し、熊野古道客を中心とした入込客の増加を図ります。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

平成１７年６月の制度改正により、測量、設計業務について、配置予定の技術者を入札前に確認する等、施工体制の適正化に努めています。

平成１７年１０月から工事、業務委託とも原則としてすべてのランクで電子入札が導入されました。電子入札は競争性、公正性、透明性の確保と向上に資する制度ですが、一方でＣランク業者を中心としてシステムに不慣れなことによる不安やミスが少なくないことから、全庁的な説明会の開催だけでなく、日常業務を通じての普及、啓発にも努めています。

また、総合評価方式については、建設部において本年度中に１件を試行実施し、その結果を受けて効果と問題点を検証します。

2　取組の成果

公募型指名競争入札の落札率

生活環境森林部	１件	９４．９％（前年度対象はなし）
建設部	５件	９２．２％（前年度対比　△２．６％）

地域公募型指名競争入札の落札率

生活環境森林部	３５件	８２．１％（前年度対比　△５．６％）
農政商工部	９件	９３．０％（前年度対比　＋２．８％）
建設部	６８件	８９．２％（前年度対比　＋３．８％）

平成18年度以降（取組予定等）

電子入札システムへの完全移行に伴い、競争性、透明性の高い入札制度の構築や調達業務の効率化・迅速化が確立しました。

それらシステムと併せ、配置予定技術者の資格要件や兼任状況及び工事費内訳書等の手作業によるチェックを一層厳正に行い、入札から契約までの事務の適正な運用に努めます。

総合評価落札方式の運用案件を拡大するなど、価格競争のみによらない入札方式を検討していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(県単公共工事の契約変更)

(19)　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査･計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

(生活環境森林部、農政商工部、建設部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

安易な設計変更を避けるため、当初設計の精度を高めるとともに、工事の執行伺い時においても積算内容の課内のチェックに努めました。工事発注後にやむを得ず契約変更するものについては、その理由を精査し、監督復命簿による課内でチェックを行うなどチェック体制の強化を図るとともに、増額幅が大きい場合は要領に定められた本庁協議を必ず受けるなど、適正な執行に努めました。

また、１１月から試行の三重県建設工事設計変更要領の遵守に努めました。

（農商商工部）

平成１７年度は、県単公共工事を行っていません。

（建設部）

（１）「三重県建設工事設計変更要領」の試行

・設計変更にかかるチェック体制強化のため、平成１７年１１月から試行されている上記要領に基づき、適正な執行ができるよう研修等を通じて関係職員に周知するとともに設計積算時のチェック機能の強化に努めました。

（２）現場技術業務委託の実施

・公共工事の適正な履行を確保するため、紀南建設部では平成１５年１０月から当業務委託制度の活用を図っています。

（３）三重県建設工事複数監督員制運営要領の適正な執行

・複数監督員制度により担当職員のみでなく複数制度とすることにより設計内容等について適正なチェックを図っています。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

やむを得ず契約変更するものについては、その都度決済を受けることにより、チェック機能が高まり、より適正な執行ができました。

	件数	増額変更	減額変更	変更なし
生活環境森林部	２５	１３（５２%）	１０（４０%）	２（８%）

（１８年２月現在）

（建設部）

・上記設計変更要領の研修会等により、設計変更の適正な執行に関する職員の取組意識は向上しています。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

十分な調査を行って当初設計の精度を高めるとともに、やむを得ず契約変更するものについては、引き続きその理由を精査し、課内チェックを加えるなどチェック体制を強化して、より適正な執行に努めます。

（農政商工部）

県単公共工事を実施する際には発注にかかる設計について、十分調査を行ったうえで安易な変更は行わないようにします。

（建設部）

・建設工事及び業務委託については、適正な執行を図るため、年度当初及び連絡会議等を通じて、各要領の確実な運用を指導、充実します。また契約後の変更を最小限に抑えるため、設計、積算時のチェック機能の強化に努めます。

・現場技術業務委託の制度活用を継続して行うことにより、現場の施工状況を的確に把握し、適正な執行に努めます。

・三重県建設工事複数監督員制度により、各職員の技術力向上を図るとともに、適正な執行に努めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(道路橋りょうの維持管理)

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。

(建設部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）計画的な補修・更新

鋼橋再塗装計画等に基づき、計画的な補修を実施しました

2　取組の成果

（1）計画的な補修・更新

・主要地方道　紀宝川瀬線　跡田橋　桁塗装

平成18年度以降（取組予定等）

（1）計画的な補修・更新

引き続き、鋼橋再塗装計画等に基づき、計画的な補修を実施していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(屋外広告物対策)

(21)　野外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。

(建設部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

屋外広告物データ（平成１６年度実態調査結果）を許可物件、違反物件、適用除外物件に仕分けを行いました。仕分けの結果、違反と判断される物件については、確認のための現地調査等を行っています。

2　取組の成果

屋外広告物データ（平成１６年度実態調査結果）の仕分けを行い、屋外広告物台帳の整理を行い、そのデータに基づき違反広告物の是正指導を行うことが可能となりました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、屋外広告物台帳に基づき違反物件の確認調査等を行い、違反広告物と判明した物件については、是正指導等の措置を行います。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ各県民局共通意見
1事務事業の執行に関する意見
(過年度未登記の処理)
(22)　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。
（農政商工部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（農政商工部）
　平成１５年度に作成した未登記案件の登記調査表をもとに、未登記解消の作業を進めました。
（建設部）
　平成１４年度から未登記対策推進事業により、土地の権利関係や未登記となっている原因を把握した「未登記調査表」をもとに、処理目標を立てて未登記の解消を進めました。

2　取組の成果
（農政商工部）
　未登記案件１８筆に対し、２筆の未登記解消を図りました。
（建設部）
　登記処理については、処理目標４９筆に対し、処理筆数は４７筆となる見込みです。

平成18年度以降（取組予定等）

（農政商工部、建設部）
　引き続き登記処理については、処理目標を立てて未登記の解消を進めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

(業務委託における随意契約の状況)

(23)　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9%（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6%）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。

(各部)

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

業務の性質上随意契約によらざるを得ないものについては、随意契約とする理由書を起案文書に添付して、その必要性を明確にしました。

また、事業担当者のほか工事庶務担当者による契約内容や随意契約をする理由の事前チェックに努めました。

2　取組の成果

随意契約が予定されている委託業務については、競争入札による契約ができないかを確認するとともに、やむを得ず随意契約を行う場合はその理由を詳細に記述することにより、以前よりも透明性を高めるよう努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

委託業務の内容から、随意契約によらざるを得ないものもあるが、引き続き競争入札による契約ができないか見直し等を行います。また、随意契約による場合は、第三者に説明できるようその必然的な理由を明記し、契約の透明性の向上に努めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（紀南地域の振興策の推進）

(1)　平成15年2月に提言された「紀南地域の振興策」に基づいて、集客交流、産業振興、健康長寿、スポーツ、生活環境など幅広い取組みについて、県民局各部、市町村、住民、関係団体など多様な主体により事業が進められているので、各主体間の情報交換を密にし、それぞれの役割分担を明確にすることによって、効率的、効果的な事業運営に努められたい。

また、現在整備計画が進められている紀南中核的交流施設や中山間地域活性化施設などの振興プロジェクトについては、集客交流や産業振興などの地域活性化に貢献するように、市町村、ＮＰＯ、住民等の幅広い参画と協働により進められたい。

（企画調整部、農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1実施した取組内容

紀南地域の振興策は、紀南地域の多くの主体が連携して推進する必要があることから、紀南地域振興協議会（会長：河上熊野市長）」を中心に事業推進にあたっています。そのため、県としては、県民局長を座長とし、県民局内の各部所、関係地域機関の長を構成員とした「紀南地域振興策推進庁内連絡会議」を設置し、事業推進にあたっての情報の共有化、進捗状況の確認、課題の協議等を行い、それぞれの組織の役割を明確にするとともに、市町村、民間等との横の連携、調整を行いながら、各事業を実施しています。（H18年1月現在で、８回開催済み）

一方、市町村、民間等との連携については、紀南地域振興協議会が中心となり、連携の調整を行うとともに、地域住民との連携についても、地域住民の参加する各種会議や地域イベントなどに積極的に参加し、情報の提供、情報収集等を行うなど効果的、効率的な事業推進に努めています。

また、現在計画を進めている紀南中核的交流施設の整備については、基本構想の策定、民間事業者の公募要項等の策定作業などの進捗にあわせ、市町村との協議、地域住民や団体等への説明、意見聞き取りなどを３０数回実施し、地域との協働により推進できるよう努めました。

紀南中核的交流施設の整備と併行して計画している「中山間活性化施設」「東紀州防災拠点施設」の整備についても、整備場所が隣接し、各施設との連携が重要であることから、県民局、県本庁担当部、市町村等関係者等による連絡会議を開催し、縦横の連携を密にするよう努めました。

2取組の成果

紀南地域振興策推進庁内連絡会議の開催により、県民局長の総括的な指揮が行き渡り、振興策の推進についての関係部所の共通認識が醸成され、会議ではそれぞれの立場からの意見交換が進み、関係する事業の横の連携が円滑となり、全体として県民局の役割を果たせたられたものと考えています。

また、紀南中核的施設についても、Ｈ１８年１月の民間事業者の公募の開始までの間、地域での調整等県民局としての役割を実施し、特に、中山間活性化施設との調整においては、地元住民、関係機関等との調整に苦慮していましたが、概ね調整ができ、事業の実施ができる段階へ進めることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

①「紀南地域の振興策」が、紀南地域の最も重要な施策であることを、県、市町、地域住民、団体等が再認識し、それぞれの役割を充分果たせるよう、密接な連携を取る必要があります。特に、合併が完了し、３市町の枠組みとなった状況の中で、市町の役割を充分果たしてもらえるよう、その調整を図るとともに、相乗効果が発揮できるよう効果的な事業の進行管理を行います。
また、県の組織の変更にともなう関係所属の横断的な連携・協力についても、引き続き、連携を密にして振興策の推進を図っていきます。

②紀南中核的施設の整備については、民間事業者の公募の段階になり、地域として紀南中核的交流施設と密接な連携ができるよう市町、既存団体等との調整を図るとともに、新しい事業の展開や組織の立ち上げ等を行い、特に、中山間活性化施設との連携については、関係部局と連携を密にしながら、市町、ＮＰＯ、住民等の幅広い参画と協働により事業を進めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1　事務事業の執行に関する意見

（熊野古道を活用した観光振興の推進）

(2)　観光振興については、住民、関係団体等と協働し自然体験メニューの提供や観光客の受入体制づくりなどに取り組んでいるが、熊野古道の世界遺産登録により古道への来訪客が増加しているので、これを契機として地域の活性化につながるように東紀州地域の自然、歴史、文化を生かした観光振興を一層推進されたい。

また、熊野古道の景観や周辺環境の保全と林業との調整などの課題もあることから、平成17年7月に改訂した「熊野古道アクションプログラム2」に基づいて、市町村、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携して、熊野古道の保全と活用に取り組まれたい。

（企画調整部、農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（企画調整部）

熊野古道の保全については、熊野だんだんの会、グリーンボランティア「熊野古道くまの」など、十数の住民団体を中心として、関係者が連携しながら熊野古道の景観や周辺環境の保護、保全活動に取り組みました。

また、熊野古道の活用については、熊野生活創造圏づくりの古道・イベントセンター推進部会との協働により、世界遺産登録1周年を祝うイベントとして、7月1日に紀和町（現熊野市）の通り峠・丸山千枚田でナイトウオークを実施するなど様々な活動を行いました。

（農政商工部）

・宿泊客の増加を図るために設立された紀南地域宿泊業者研究部会の議論や活動を通じて、宿泊施設の受け入れ体制の整備やサービスの向上を図りました。

2　取組の成果

（企画調整部）

熊野古道は、保全によって世界遺産としての価値が維持され、また、周辺の地域資源と連携して活用することで観光資源としての魅力が増すことになり、熊野古道への来客数は着実に増加しています。

（農政商工部）

・宿泊業者の受け入れ体制を整えるため、接遇向上研修を実施し、海山体験プログラムの作成や料理メニューの研究開発を行うなど、サービスの向上に取組ました。さらに滞在型施設や体験型施設を現地調査することにより、来訪者の受け入れ体制を整備することに対する認識を深めました。

これらの取組によって、滞在交流への意欲が高められるとともに、宿泊業者間のネットワークの構築が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

（企画調整部）

熊野古道への来客数の増加を、世界遺産の登録による一過性のものに終わらせないようにするため、引き続き関係者が連携して保全と活用に取り組み、来客者数の増加に繋げていきます。

（農政商工部）

・紀南地域宿泊業者研究部会活動を継続し、宿泊業者間の相互協力や情報共有により、自主的な宿泊客受け入れのためのサービス向上の取り組みについて、側面から支援していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

1事務事業の執行に関する意見

（新規就農者の受入体制整備）

(3)　紀南地域の主要農産物である柑橘類をはじめ、新規就農者の確保が課題となっており、地域担い手対策協議会を中心に確保に取り組んでいるが、平成16年度末の新規就業定着者数は、43人の目標に対して36人となっている。現在検討中の担い手支援システムの構築など関係機関が一体となった受入体制の強化に一層努められたい。　（農政商工部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

①　新規就農者確保のために県就業･就農促進フェアへの対応、市町、JA、三重県農林水産支援センター、地域農家等と連携を図り、就農に当っての農地、住居、研修受け入れ先の相談や紹介、就農支援資金の活用や事務手続き等の支援を行ってきました。

また､県農業大学校への入校や農業技術及び経営研修の紹介を行い入校及び受講促進に努めました。

②　紀南地域担い手支援システム構築の取組については､紀南地域農業担い手対策協議会を中心に協議検討を進めてきました。８月～９月にかけて空き農地や住居、研修受け入れ農家情報の調査を実施しました。

就農アドバイザーの機能や地図情報作成については､御浜町をモデル地区として地域内の指導農業士、青年農業士に補足調査を依頼し、アドバイザーの役割と地域情報の整理を行いました。

同時に、農業生産組織や団体の各種会合や個別対応の中で、支援機構について説明を行い、農業者の理解と協力が得られるよう就農促進啓発を図っております。

2　取組の成果

①　平成１７年度の新規就農者数は２名（18年１月末現在）

就農相談者数は９名でその内３名が紀南地域で研修中です。

農業大学校主催の基礎研修、経営研修等の受講者述べ１３名の実績となっています。

②　就農アドバイザーの機能を整理しそれに基づき、各市町における農業委員や指導農業士、青年農業士を中心に紀南地区で８４名（熊野市３２名、御浜町２７名、紀宝町２５名）の就農アドバイザーを認定しました。

さらに、収集した情報をM-GISを活用して空き農地、空き住居、研修受け入れ等の情報を地図情報として登録し、視覚的に情報を確認できるようにしています。

平成18年度以降（取組予定等）

①　個別対応による就農支援の促進

昨年度に引き続き関係機関との連携のもとに、個別対応の継続と各種就農支援相談の機会において紀南地域へ就農紹介に努めます。更に、進学進路の選択肢として県農業大学校への入校促進を図ります。

②　紀南地域就農支援機構の設置

御浜町外の熊野市、紀宝町の情報収集整理を行い、情報の精度を密にし活用を進めていきます。また、就農アドバイザーの活動の充実と促進を図ります。

更に､就農支援機構の設置向けて紀南地域農業担い手対策協議会農業部会を中心に各市町リーダー段階までの検討へと展開させていきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在1,243,915円（対前年度比62.4％）あり、前年度と比べて749,811円減少したものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（生活環境森林部、保健福祉部、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容

（生活環境森林部）

工事契約中の建設業者２社について破産宣告があり、支払済みであった工事の前払金については東日本建設業保証株式会社から返還されましたが、前払い金の支払日から返還日までの遅延利息が２社合計で５８９，１４５円発生しました。

１社については破産管財人による精算事務がなされたものの無配で精算終了となったため、平成17年１月１１日に５４５，１７０円の欠損処分を行いました。

（保健福祉部）

・生活保護返還金の未収入金

保健福祉部徴収管理事務推進機構の経理担当者と生活保護のケースワーカーの緊密な連携により、分納契約書に基づく返還を実施しました。

・新たな要返還金の発生防止

新規の保護開始時及び保護期間中における収入申告を始めとする諸義務についての指導を強化するとともに、課税台帳の調査等による収入状況の調査を行いました。また、町村役場や民生委員等関係機関との連携により生活状況の把握を行いました。これらの情報を定期的及び随時開催のケースワーカー会議等で共有して保護の適正実施を行い、要返還金の発生防止に取り組みました。

（建設部）

許可手数料の収納状況を把握するとともに、適宜督促を行い収納促進に努めました。

2　取組の成果

（生活環境森林部）

残る１社についても精算処理が進められましたが、平成１７年３月３０日に４３，９７５円の欠損処分を行いました。

（保健福祉部）

過年度未収金　３２１，３３６円のうち、１２０，０００円を収納しました。

（建設部）

現年度未収金　４，３８３円のうち、４，０８３円を収納しました。

平成18年度以降（取組予定等）

（生活環境森林部）

工事の発注に際し、指名業者の経営状況の把握に努め、請負契約等の相手方との連絡を密にするとともに建設部棟管内の他の発注機関との情報交換を行い発生防止に努めます。

（保健福祉部）

・生活保護返還金の未収入金

保健福祉部徴収管理事務推進機構の経理担当者と生活保護のケースワーカーの緊密な連携により、分納契約書に基づく返還を実施します。

（建設部）

許可手数料の収納状況を把握するとともに、滞納整理台帳を作成し、未収金の収納促進に努めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
ア　交通事故
公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。
（企画調整部、農政商工部、紀州家畜保健衛生所、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
・地域の交通安全啓発行動である「ミルミルウェーブ」への参加、「チャレンジ１２３」への参加を促進しました。
・県民局交通安全研修会を開催し、１６６名が参加しました。
・交通安全研修センターでの交通安全体験研修会に１５名を派遣しました。
・日常的な取組として「交通安全メールマガジン」の活用、各室での交通安全についての話し合い、職員の出張・帰省時の声かけなどを行いました。

2　取組の成果
・地域の交通安全啓発行動「ミルミルウェーブ」に参加することによって、日頃から交通安全運動に取り組むことの必要性を認識しました。
・交通安全研修会に参加し、交通安全に対する認識を深めました。
・交通安全研修センターでの交通安全体験シミュレーション等により、安全確認の徹底と予防運転の実践等を行い、安全運転の重要性を学びました。
・交通安全についての話し合い結果をまとめることにより、参加者の情報共有が図られ、交通安全に対する意識を高めることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

職員が各種の交通安全研修等に積極的に参加するとともに、各室での交通安全についての話し合いを引き続き実施していきます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(3)　公有財産の管理事務
イ　金品亡失
　庁舎出入口の扉の損傷等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

（紀州家畜保健衛生所、建設部）

講じた措置

平成17年度

1　実施した取組内容
（紀州家畜保健衛生所）
　公用車の運転ミスのため、庁舎出入口のガラス戸を破損させたものであるため、公用車の適正な使用について周知徹底しました。
（建設部）
　公用車の損傷を防止するため、職員の交通安全意識の高揚に努めるとともに、適正な管理・使用についても周知徹底しました。
　また、資材置場からの鋼矢板等の盗難事件が続発したことから、不用物品の売払処分を行いました。

2　取組の成果
（紀州家畜保健衛生所）
　当該事故以降は、１８年２月末現在で金品亡失は発生していません。
（建設部）
　１８年２月末現在、５件の金品亡失が発生しています。

平成18年度以降（取組予定等）

（紀州家畜保健衛生所）
　引き続き、公用車の適正な管理・使用に努めます。
（建設部）
　１７年度で金品亡失が多発した反省を踏まえ、取組のより一層の強化に努めます。

部局等名　紀南県民局

監査の結果

Ⅱ　県民局個別意見
2　財務等に関する意見
(4)　その他の監査項目
事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
1　未収金対策の状況
(1) 過年度発生の雑入（前払金剰余金利息）の未収金について、経過を整理・記録する等の取組なし
建設部
2　業務委託の実施状況（特命随意契約）
(1)　選挙啓発用看板作成取り付け委託の特命随意契約の理由不明確
企画調整部
(2)　広域人権まちづくり事業委託、人権行政推進事業委託の執行伺いに付いて書面で行うべきであった。予定価格未設定、見積書徴収なし、個人情報の適正管理に関する条項の未記載
生活環境森林部
3　その他
(1)　県庁舎等維持修繕費の支出において、検査・検収の記録なし
企画調整部
(2)　前渡資金（常時）３月分残金の精算遅延
生活環境森林部

講じた措置

平成17年度
1　実施した取組内容
〈1　未収金対策の状況〉
(1)　過年度発生の雑入（前払金剰余金利息）の未収金について、これまでの経緯を再調査、整理しました。
〈2　業務委託の実施状況（特命随意契約）〉
(1)　特命随意契約については、その理由について十分検討を行い、やむを得ない場合に限って行うこととし、平成１７年度に執行された衆議院議員総選挙の啓発用看板については、検討の結果、特命随意契約を行う理由が認められないため、複数業者から見積書を徴収し、契約を行いました。
(2)　指摘を受けた事項について、全て事務処理方法を改善しました。
〈3　その他〉
(1)　完成認定書又は物品検収調書の作成を省略したものについては、支出負担行為書に検査・検収年月日を必ず記載するよう周知徹底しました。
(2)　公図複写のための複写機使用料として支出した平成１６年度の常時資金残額の納付を処理期限である平成１７年３月３１日までに処理できず、返納決定・戻入処理が４月以降となったため、平成１７年度については、平成１８年３月３１日の処理期限内での処理を行います。

2　取組の成果
〈1　未収金対策の状況〉
(1)　年度内に経緯を記録した台帳を作成し、適正な債権管理を図ります。
〈2　業務委託の実施状況（特命随意契約）〉
(1)　平成１７年度に執行された衆議院議員総選挙の啓発用看板作成委託については、適正に契約事務を処理しました。
(2)　平成１７年度の当該業務については、適正に事務処理を行いました。
〈3　その他〉
(1)　支出負担行為書への検査・検収年月日の記載を徹底させ、検査・検収を行った旨とその年月日を明らかにしました。
(2)　年度末において前渡資金（常時資金）に残額が生じた場合は、処理期限（平成１８年３月３１日）内に事務処理を行います。

平成18年度以降（取組予定等）

〈1　未収金対策の状況〉

(1)　引き続き、配達証明の送付など債務者の所在確認に努めるとともに、その経過を台帳に整理していきます。

〈2　業務委託の実施状況（特命随意契約）〉

(1)　今後も、特命随意契約については、その理由を十分検討し、やむを得ない場合に限ることとします。

(2)　指摘された事項について留意のうえ、適正な事務執行に努めます。

〈3　その他〉

(1)　引き続き、支出負担行為書への検査・検収記録の記載を徹底していきます。

(2)　年度末において前渡資金（常時資金）に残額が生じた場合は、処理期限内に事務処理を行います。

監査委員公表第４号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第２項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果に基づいて平成18年３月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成18年５月12日

三重県監査委員　鈴　木　周　作
三重県監査委員　西　塚　宗　郎
三重県監査委員　吉　川　　実
三重県監査委員　秋　月　　功

監査の結果に基づいて講じた措置

施策名　（１１２）男女共同参画社会の実現

担当部局名　生活部

監査の結果

1　男女共同参画社会の実現のための総合的な施策の推進

施策の推進に当たっては、三重県男女共同参画基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、毎年男女共同参画審議会で評価し、審議会からの評価・提言を翌年度の施策に反映するなど、施策目的の実現に向けて着実に取り組まれているが、第一次実施計画では、目標年度である平成16年度時点で40項目の目標のうち、達成されている項目が半数となっているので、第二次実施計画（17～18年度）の目標の達成に向けて、関係部局と連携して効果的な施策展開により一層努められたい。

講じた措置（人権・男女共同参画・文化分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

第二次実施計画の策定にあたっては、平成16年に男女共同参画審議会から提言を受け、同提言に対する取組方針及び県議会からの意見等を全て反映させるとともに、庁内組織である男女共同参画推進会議において目標項目の見直しや目標値の設定を検討し、より具体的で実効性のある計画として平成17年4月からスタートしたところです。

課題の検証については、平成17年7月に男女共同参画推進会議幹事会を開催し、第一次実施計画の目標値の総括及び今後の取組方針を策定する中で行い、これらの検証をふまえ、総合行政により第二次実施計画の施策の推進を図りました。

2　取組の成果

具体的な取組の成果の一部としては、以下のとおりです。

(1)　11月にフレンテみえで開催しました男女共同参画フォーラムにおいては、第二次実施計画の推進をテーマに、県関係部局が連携して分科会等を主催し、今後の男女共同参画施策をどう進めていくか等を県、市町村、団体、事業者、県民等と意見交換し、関係部局及び関係者との協働及び取組の強化を図ることができました。

(2)　県機関の指定管理者制度導入にあたっての募集要項及び審査基準において、応募事業者の男女共同参画への取組状況の記載を求めるとともに（実績14施設）、男女共同参画室が実施した一般競争入札の際に試行的に男女共同参画の取組状況の報告を求めました（実績1件）。
これらにより、事業者等への男女共同参画への取組の動機付けとして、新たな取組となりました。

(3)　県の女性管理職登用に向けて、県の課長補佐級の女性職員にアンケートを実施し、登用にあたっての障壁等の分析を行い、あわせて、課長補佐級の女性職員を対象にしたチャレンジセミナーを開催することにより、人的ネットワークの形成やロールモデル（将来を描く際に参考となる人物像）に接する機会の提供を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　平成18年度に報告予定である男女共同参画審議会による評価・提言を受け、具体的な取組につなげ、第二次実施計画の着実な推進を図ります。

(2)　平成17年度改定された国の男女共同参画基本計画（第２次）受け、新しい施策等についての動向を見極めながら、県の基本計画についても、見直しを含め検討していきます。

(3)　平成17年度に全県職員を対象に実施した男女共同参画に関する意識調査の結果を踏まえ、県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められるよう、今後の施策や、職員の研修計画の内容を検討していきます。

施策名　（１１２）男女共同参画社会の実現

主担当部局名　生活部

監査の結果

２　職場における男女共同参画に向けての取組の促進

企業等組織における意思決定の場への女性の参画は徐々に進んできているものの、賃金格差の縮小などにはつながってはおらず、また、男女格差是正に取り組んでいる中小企業等が27.0%であるなど、男女が対等に働ける職場環境に十分にはなっていないので、職場環境のより一層の改善に向けて企業と行政が果たすべき役割を検討し、効果的な事業を展開されたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

採用、昇進、賃金等の男女間格差の解消に向け、

(1)　「男女雇用機会均等月間（6月）」に、三重労働局、（財）21世紀職業財団と連携し、県内企業の人事・労務管理者を対象にしたセミナーを開催しました。

(2)　「男女がいきいきと働いている企業表彰」を行うとともに、受賞企業による取組事例の発表などにより啓発を行いました。

(3)　三重県次世代育成支援行動計画が平成16年度に策定されたことから、中小企業を中心に一般事業主行動計画策定のためのチラシを配布したり、広報誌「三重の労働」で啓発記事を掲載しました。

(4)　労使コミュニケーション診断の実施により、企業の積極的な就労環境の整備などの意識啓発を行いました。

２　取組の成果

「男女がいきいきと働いている企業表彰」の受賞企業による取組発表を行い、そのアンケート結果をみると、参加者（企業関係者）からは、企業発展のためには女性の活用が必要、また女性の管理職登用等に取り組んでいきたいなど、これからの企業経営の参考になった（良かった）といった意見を多く得ました。これまでの受賞企業をはじめ参加企業からポジティブアクション（※）への取組意識がより強まりました。

※ポジティブアクション

積極的改善措置　男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、積極的に機会を提供することをいいます。

平成18年度以降（取組予定等）

男女間の賃金格差の要因としては、男女間の職階（部長、課長、係長などの役職）の差や勤続年数の差が大きく影響していると言われていることから、三重労働局など関係機関と連携しながら、賃金格差の縮小に向けて、より一層取組を進めていきます。

（主な取組）

(1)　男女雇用機会均等月間における県内企業の人事・労務管理者を対象にしたセミナー開催します。

(2)　男女がいきいきと働いている企業表彰を実施します。（ポジティブアクションの推進）

(3)　労使コミュニケーション診断を実施します。

施策名　（１１２）男女共同参画社会の実現

主担当部局名　生活部

監査の結果

３　仕事と家庭の両立に向けての支援

平成15年度「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、今後、男女共同参画を推進していくために力を入れていくべきものとして、「保育、介護の施設やサービスを充実する」と答えた人の割合が38.4%と最も高く、仕事と家庭の両立支援が求められているが、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施状況、介護施設の整備状況は全国に比較して遅れているので、子育てや介護に関する多様なニーズに対応できるよう、健康福祉部と連携して市町村の環境整備を促進されたい。

講じた措置（人権・男女共同参画・文化分野、健康福祉部　福祉・子育て分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　生活部では、市町村における男女共同参画に関する条例や基本計画の策定への支援を行うとともに、首長インタビューを実施し、市町村における取組の促進を図りました。また、関係部局との連携については、男女共同参画推進会議幹事会により情報交換・情報共有を図るとともに、事業の実施にあたっては、各部局との連携による取組を進めました。11月にフレンテみえで開催した男女共同参画フォーラムでは、健康福祉部、教育委員会事務局と連携して子育てに関する情報交換・交流を図る分科会を開催しました。

(2)　健康福祉部では、子育て支援サービスの充実に関して、延長保育や一時保育など特別保育を拡充するため、新たに次世代育成支援特別保育推進事業補助金により特別保育を実施する市町村の支援を行うとともに、放課後児童クラブの設置を促進するため、国補対象外の小規模なクラブに対する補助制度の延長や、小規模なクラブ立ち上げに必要な初度備品整備の支援を行いました。

また、介護施設の整備に関して、特別養護老人ホーム等の広域型施設の整備に補助を行うとともに、在宅生活を支援するために小規模多機能施設の整備に対する補助を実施しました。

２　取組の成果

(1)　条例制定や基本計画策定に向けた具体的な取組を行う市町が増えました。（条例設置：４市、制定中：1市、基本計画策定：13市町

(2)　延長保育、一時特定保育、休日保育を実施する保育園数の状況

	16年度	17年度見込
延長保育	107	127
一時・特定保育	40	55
休日保育	3	5

放課後児童クラブ　16年度　153か所　17年度見込　169か所

(3)　特別養護老人ホーム等の整備により、早期に入所が必要な方の入所が図られました。
また、個室ユニットケア型での整備により、入所者の生活の質（QOL）の向上が図られました。
なお、ショートステイ用居室を整備することで、安心して在宅生活ができるようになりました。

(4)　小規模多機能施設の整備により、要援護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　生活部では、引き続き市町の取組を支援するとともに、首長インタビューを実施することにより、そのリーダーシップの発揮にむけた働きかけを行います。

　また、国の男女共同参画基本計画（第二次）が策定されたことにともない、県の男女共同参画基本計画について、関係部局と連携のうえ、同計画の見直しも含め必要施策の検討を進めていきます。

(2)　健康福祉部では、平成17年度から実施している次世代育成支援特別保育推進事業補助金及び小規模放課後児童クラブへの支援策を実施し、市町の特別保育事業の拡充及び放課後児童クラブの設置を促進します。

　また、市町保育担当課との意見交換会、担当者会議を通じて特別保育事業の拡充及び放課後児童クラブ設置促進への理解を求めます。

　市町が整備する地域密着型サービス等の基盤整備が円滑に行うことができるよう、情報提供を引き続き行うとともに、広域型整備についても第3期介護保険事業支援計画に基づき整備を促進します。

施策名　（１１２）男女共同参画社会の実現

主担当部局名　生活部

監査の結果

４　配偶者暴力相談支援センターの相談体制の強化と情報提供の充実

平成16年度に配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談所）に寄せられたDV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）に関する相談・通報件数は1,049件で、相談・通報件数が増加してきており、外国人からの相談や、継続して相談を受けるケースなど、解決困難なケースも増えてきていることから、県のDV対策の拠点施設である配偶者暴力相談支援センターの相談体制の強化について検討されたい。

また、DVを受けたことがあると答えた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合が50.8%と平成12年度（51.6%）から改善されておらず、また、相談機関としての認知度は22.9%と警察（68.2%）に比べても低いので、支援内容などの情報提供を充実されたい。

講じた措置（人権・男女共同参画・文化分野、健康福祉部　福祉・子育て分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　健康福祉部では、平成16年のDV防止法の改正により、地方公共団体の責務として、DV防止とともに、被害者の自立支援を含めた適切な保護を図る責任があることが明確化され、そのための基本計画の策定が義務づけられました。県としては、基本計画の策定委員会を設置し、DVに関する周知・啓発から相談・保護・自立支援に至るまで、それぞれの体制をより充実させていくとともに、十分な支援が行えるようにしていくための基本計画を策定し、平成１７年度に策定しました。

なお、相談体制の強化については、本年度から女性相談所の職員を１名増員し相談体制の強化を図りました。

(2)　生活部では、DV防止法の趣旨、支援制度の内容等の浸透を図ることを目的に、市町村等との共催により「DV防止セミナー」を開催しました。

また、DV及び女性に対する暴力の防止を訴えかける内容のラジオスポットを制作し、女性に対する暴力をなくす運動期間中に放送しました。

さらに、DV防止及びDV被害にかかる相談支援の周知を図るため、DV防止啓発ハンドブックを作成し、行政機関の窓口や関係相談機関にて配布しました。

２　取組の成果

(1)　女性相談所の職員を１名増員し、相談体制の強化を図りました。

また、困難な相談等に的確に対応するための関係機関向けマニュアルを作成し、関係機関との連携を強化しました。

(2)　DV防止セミナーを四日市市と名張市の２ヶ所において開催しました。また、DV防止等の30秒ラジオスポット（２種類）を制作し、FM三重において70回放送したほか、DV防止啓発ハンドブックを10,000部作成・配布するなど、情報提供を充実しました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　健康福祉部では、平成17年度に策定されたDV防止及び被害者保護・支援基本計画を着実に実施していくことにより、相談体制等のより一層の強化を図っていきます。

(2)　生活部では、DVをはじめとする女性に対するあらゆる暴力防止のためのセミナーを開催します。

また、DVに関する相談機関周知のためのカード型相談機関一覧を多言語で作成配布するなど、引き続き情報提供の充実に努めます。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

１　学校経営品質の定着

平成16年度から、全ての県立学校と小中学校のモデル校で「学校経営品質」を導入し、学習者等顧客の立場を意識して学校自らが継続的な改善活動を行うことに取り組んでいる。

今後、取組の成果と課題を検証し、効果的な運用を図ることにより、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを推進されたい。

講じた措置（経営企画分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

（1）　研修の実施

①　外部講師による研修を、学校の各階層に応じて実施しました。

・県立及び小中学校校長、教頭を対象にしたリーダーシップ研修

・学校経営品質の推進者を対象とした推進者研修

・学校経営品質導入の趣旨や理念等の講演や演習を行う一般教職員研修

・次年度に取り組む予定の学校の推進者等を対象とした18年度取組予定校研修

②　学校現場等の要請に応じ、事務局推進者等による「出前研修」を実施しました。

（2）　県立学校教職員、県教委事務局職員をセルフアセッサー研修に派遣しました。

（3）　「学校経営品質」のロゴマークを作成しました。

（4）　「Will～学校経営品質なんでも通信」（20回）を発信しました。

（5）　自主的勉強会を組織化し、調査研究等を行いました。

（6）　「学校経営品質」実践事例交流会を開催し、先進的な取組を進めている学校の具体的な実践事例の発表や意見交換等を行いました。

（7）　英国において、学校教育の質の向上に著しい成果を上げ、英国女王より勲章を受けたことがNHKでも紹介されたシャロン元校長を招き、学校経営に関する講演会を開催しました。

２　取組の成果

（1）　約1,700名の教職員に外部講師等による研修を実施しました。

（2）　「出前研修」を171回実施しました。

（3）　「学校経営品質」実践事例交流会へ約400名、シャロン元校長の講演会に約650名の教職員等が参加しました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　考え方

平成17年度までを「学校経営品質になじむ段階」、18年度以降を「発展の段階」と位置付け、段階的に全教職員へ学校経営品質の考え方が浸透するよう取組を進めます。

そして、すべての公立学校が「気づき」により学校経営の「強み」を伸ばし、「弱み」を改善する活動に取り組み、学習者等のニーズに応じた教育活動が展開していくことができるようにします。

２　具体的な取り組み方法

（1）　外部講師による研修を実施します。

①　リーダーシップ研修（学校長、教頭）

②　推進者研修

③　一般教職員への研修

（2）　各学校への出前研修を実施します。

（3）　市町教育委員会職員への研修を実施します。

（4）　「学校経営品質」実践事例報告会を開催します。

地域別及び県全体での事例報告会や交流会を開催

（5）　その他

①　学校経営品質リーフレット、事例集等の作成

②　経営品質研究会の開催

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

２　県立高等学校の再編活性化

少子化の進行に伴う中学校卒業予定者の減少等に対応するため、「県立高等学校再編活性化計画」を策定し、第一次実施計画（平成１４年～１６年度）に基づき、県立学校の規模の適正化や活性化が進められ、１７年度からは、第二次実施計画（１７～１９年度）により再編活性化に取り組んでいるが、生徒、保護者、地域の意見等を十分勘案して、学校規模の適正化や活性化を図り魅力ある学校づくりに一層努められたい。

講じた措置（経営企画分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

（1）　1学年10学級以上の大規模校をなくすように努め、可能なところから8学級以下とするように取組みました。

（2）　1学年2学級以下の小規模校を含む地域など、県内7地域に「協議会」を設置して、地元の教育関係者や有識者等にも参加していただき、今後の高等学校の在り方について具体的な検討を行っています。なお、7地域のうち、伊賀・松阪・伊勢志摩の3地域については、各地域ごとに2つの分科会を設置して、地域の実情把握や再編活性化策の具体的な検討に努めています。

（3）　学習者の多様なニーズに対応するため、定通ネットワーク拠点校の整備を進めています。

２　取組の成果

（1）　大規模校の解消

平成18年度　津　10→9、松阪・上野　9→8

（参考）

平成17年度　津西　10→9、川越・四日市西・四日市工業・宇治山田 9→8

平成16年度　桑名　10→9

平成15年度　桑名　11→10、四日市・神戸・津東　10→9、桑名西・伊勢・名張西　9→8

（2）　小規模校の再編を進めるため、平成17年度から長島高校を尾鷲高校の分校としました。

（3）　学習者の多様なニーズに応え、高等学校を活性化させるため、平成18年度から四日市北高校と四日市高校通信制を統合し、定時制と通信制を併設した新しいタイプの高等学校を四日市北高校の校地に整備します。この新しい高校の校名は、広く県民から校名案を募り、地域関係者等からなる「新しい学校名検討委員会」で検討・審査された案を基に、「北星高等学校」と決定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　「県立高等学校再編活性化第二次実施計画」を着実に推進し、生徒の多様な学習ニーズに対応した高等学校の特色化・魅力化を進めていきます。

２　1学年9学級以上の大規模校の解消に取り組み、適正規模化を推進するとともに、小規模校については、引き続き、地域の「協議会」において、地元関係者等とも意見を交換しつつ、今後の高等学校教育の在り方や活性化方策について具体的に検討していきます。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

３　学力向上に向けた取組

基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図るため、平成15年度に小学校1年生、16年度から小学校1･2年生を対象に30人学級を実施し、17年4月から、中学校1年生についても35人学級を導入したところであるが、成果と課題を検証し、効果的な運用を図られたい。

また、平成15年度に、市町村が学力調査を実施する際の調査費用を補助する「学力フォローアップ推進事業」を創設し、15年度は8市町村が、16年度は16市町村が実施しているが、児童・生徒の学力向上のため、多くの小中学校において、児童生徒の学力の状況が把握され、その分析に基づく指導方法の工夫改善がなされるよう市町村教育委員会と連携し取り組まれたい。

講じた措置（教育支援分野、学校教育分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　平成17年度は、小学校１・２年生における30人学級（下限25人）に加え、中学校1年生で35人学級（下限25人）を実施し、基礎基本の学力の向上や不登校・問題行動などの減少に取り組み、生徒一人ひとりが充実した中学校生活を送ることができるようにしました。

(2)　また、少人数学級の対象とならない学校については、「少人数教育を支援する非常勤講師」210人を県単で措置し、少人数授業をはじめ、各学校の実態に即した独自の教育プランによるきめ細かな指導を積極的に支援しました。

(3)　「平成16年度三重県学力関係教育研究指定校実施報告集」を作成し、全市町村等教育委員会及び全小中学校に配付しました。

・配付時期：平成17年11月　・配付部数：2冊×50市町村等教育委員会、1冊×588小中学校

(4)　「平成17年度学力フォローアップ推進事業連絡協議会」を開催し、平成17年度に学力フォローアップ推進事業を実施している市町村が、取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の向上に対する取組のあり方について協議を行いました。

・期日：平成17年11月18日　・場所：県総合文化センター文化会館２階大会議室　・委員：28名

(5)　「平成17年度三重県教育研究指定校合同発表会」を開催し、平成17年度に文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。

・期日：平成18年1月31日　・場所：三重県津庁舎６階大会議室　・参加者：139名

２　取組の成果

(1)　この措置により、平成17年４月１日現在、小学校の30人以下学級数の割合が１年生で83.7%、２年生で89.0%となり、中学校の１年生の35人以下学級数の割合が98.2%となりました。

(2)　また、少人数学級実施校の保護者、校長、教諭及び児童生徒を対象に意識調査を実施した結果、特に次のような効果があったと評価されており、少人数教育の継続・充実の必要性が強くうかがわれました。

保護者（小中学校とも）

「学習理解度の向上や個に応じた授業等、学習面の効果」

「子ども同士の人間関係に関する効果」

校長等（小中学校とも）

「学習理解度の向上や個に応じた授業等、学習面の効果」

「暴力行為、不登校の減少や授業規律の確立等、生活面での効果」

(3)　学力フォローアップ推進事業実施校においては、全国的に広く実施されている到達度検査を用いて学力調査を実施し、その結果を全国平均と比較する等により、学校全体の傾向や個人の学習内容の定着状況を把握し、それをもとに「弱み」を克服するための指導が重点的に行われるようになりました。また、保護者に対して、調査結果、指導方法の工夫改善等について、学校だより、懇談会、家庭訪問等、多様な方法で説明が行われるようになりました。

(4)　学力調査を実施する市町村においては、委員会を設置して調査結果をもとに学力の定着や向上について検討し、その結果を各学校に提言するという取組が増えてきました。また、調査結果をホームページや広報等で公表する市町村も増えてきました。

(5)　学力フォローアップ推進事業の実施市町村数、実施学校率が増えてきました。

年度		H15	H16	H17
実施市町村数		8	16	19
実施学校率	小学校	25.9%	38.1%	47.4%
	中学校	28.7%	42.2%	48.2%

平成18年度以降（取組予定等）

1　小学校1・2年生における30人学級（下限25人）、中学校1年生で35人学級（下限25人）の継続実施を行います。

なお、小学校においては、各学校の実情に応じ、少人数授業などの拡大を図るため、教員の配置を拡充し、きめ細かな少人数教育を一層推進します。

また、中学校では、中学校1年生を対象としている35人学級（下限25人）を、各学校の実情に応じて、2年生あるいは3年生にも振り替えて実施できるよう、弾力化を図ります。

2　「平成17年度三重県学力関係教育研究指定校実施報告集」を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付します。

3　「平成18年度学力フォローアップ推進事業連絡協議会」を開催し、平成18年度に学力フォローアップ推進事業を実施する市町が、取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の向上に対する取組のあり方について協議を行うようにします。

4　「平成18年度三重県教育研究指定校合同発表会」を開催し、平成18年度に文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行うようにします。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

４　障害児教育の充実

特殊教育から特別支援教育への転換については、モデル地域を指定し、校内委員会の設置、巡回指導員や専門家チームによる助言・相談など支援体制の実践的研究を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの養成などに取り組んでいるが、盲・聾・養護学校の教員については、在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率が44.6%に止まっているので、保有率向上の取組を一層進められたい。

講じた措置（教育支援分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

従来から開設している養護学校教諭免許状講座（４講座）に加え、平成15年度から新たに開設した聾学校教諭免許状講座（２講座）を継続して開設し、養護学校教諭免許状のほか聾学校教諭免許状の保有率向上に努めました。

２　取組の成果

開設した６講座のうち４講座で定員を上回る受講希望者があり、現に県内の盲・聾・養護学校に勤務している教員を中心に受講を許可し、のべ203人（養護学校教諭免許状講座156人、聾学校教諭免許状講座47人）が特殊教育教諭免許状に係る単位を修得しました。

県立盲・聾・養護学校の教諭の中で、平成16年度に聾学校教諭免許状を新たに取得した者は７人、養護学校教諭免許状を新たに取得した者は35人となっていますが、平成15年度から開設している聾学校教諭免許状講座（２講座）が３年目になるため、養護学校教諭免許状のほか、今後、聾学校教諭免許状の保有率向上が見込まれます。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度には、これまで講師確保が困難等の理由で開設してこなかった盲学校教諭免許状講座３講座を新たに開設することにより、従来の６講座から８講座に拡充し、盲学校、聾学校及び養護学校教諭免許状の取得を可能とするなど、特別支援学校教諭免許状（仮称）創設の動向を見据えながら特殊教育教諭免許状の保有率向上を図っていきます。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

５　不登校児童生徒への対応

不登校児童生徒数は、平成14年度に前年度より減少したものの、その後微増傾向にあり、16年度は1,893人になっている。

スクールカウンセラーの配置や教育支援センターの指導員等による訪問指導など、児童生徒等の相談対応や学校復帰への支援を行っているが、専門的な相談・指導を受けていない児童生徒が656人いるので、その状況を把握し、引き続き相談体制の充実を図るとともに、訪問指導の拡充やフリースクール等民間施設との連携強化に取り組まれたい。

講じた措置（学校教育分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　市町村による不登校児童生徒への社会的自立をサポートする取組が広がるよう、不登校対策事業（訪問指導サポート事業及びフリースクール等民間施設との連携推進事業）を平成16年度より実施し、現在、訪問指導については７市１町の取組に対して県が必要経費の１／２を支援しています。

また、フリースクールとの連携については、フリースクールとの交流を実施し、教育支援センター通級生とともに児童生徒の社会的自立を育もうとする１市の取組に対して必要経費の１／２を支援しています。

(2)　社会の不登校に対する理解が拡がるようＨＰ等で広く一般にも公開して、県教育委員会主催の不登校フォーラム（平成18年１月実施）を開催し、フリースクールと協働して当日の運営を行うなど、連携を進めました。

(3)　スクーリングサポートネットワーク整備事業（以下ＳＳＮという）を実施し、教育支援センター等を中心とする19の地域スクーリング・サポート・センター（以下ＳＳＣという）を核として、各地域ネットワーク機能が充実するように努めています。

(4)　小児診療センターあすなろ学園と連携するなど、質・量ともに充実した指導員等の研修を13回実施するなどして、教育支援センター指導員等の資質向上を図っています。（訪問指導サポート事業及びＳＳＮ）

(5)　県総合教育センター（研修支援室）において、４人の臨床心理士を配置するなどして、県内の教育相談センター的機能の充実を図っています。

(6)　ＳＳＮ評価検討委員会及び推進協議会を開催し、不登校の現状把握及び今後の活動について検討しました。（評価検討委員会４回、推進協議会２回）

(7)　全小学校教頭等を対象にした教育相談に関する研修会を２回開催し、学級満足度調査に基づく児童理解及び学級運営改善に向けた取組の在り方について、研修を進めました。

２　取組の成果

(1)　各地域の教育支援センターが核となり、各地域での不登校への支援が充実してきています。通級生だけでなく、引きこもり傾向の子どもへの支援や学校への支援を行うことで、引きこもり支援から不登校の未然防止まで幅広く取り組まれるようになっています。

(2)　フリースクール等民間施設との連携が進み、フリースクール間の連携が始まるとともに、フリースクールの存在が社会に知られるようになってきました。

(3)　不登校フォーラムを始め、不登校に関する研修会や啓蒙の機会が拡がり、不登校に対する理解が深まってきています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　市町による不登校児童生徒への社会的自立をサポートする取組が広がるよう、不登校対策事業（訪問指導サポート事業及びフリースクール等民間施設との連携推進事業）を継続して実施します。

2　不登校への理解が深まるようフリースクール等民間施設と連携して、平成18年度についても、「不登校フォーラム」を開催します。

3　ＳＳＮを引き続き実施し、教育支援センター等を中心とする19の地域ＳＳＣを核として、各地域ネットワーク機能が充実するように努めていきます。

4　教育支援センター職員及び訪問指導員を対象として、小児診療センターあすなろ学園等と連携するなどして、質・量ともに充実した研修会を継続して実施します。

5　県総合教育センター（研修支援室）において、６人の臨床心理士を配置するなどして、県内の教育相談センター的機能の充実を図っていきます。

6　不登校状況になった児童生徒への復帰のための支援だけでなく、早期発見による未然予防を目的とした研修会及び調査研究を引き続いて実施します。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

６　学校施設の耐震化の促進

学校施設の耐震建物率は、平成17年４月１日現在、県立学校76.5%、公立小中学校73.4%と、全国平均を上回っているが、耐震診断未実施の棟数が、県立学校で106棟、公立小中学校で214棟ある。県立学校については、早急に耐震診断を実施し計画的に補強工事をするとともに、公立小中学校及び幼稚園の耐震化を促進されたい。

また、私立学校の平成16年12月１日現在の耐震建物率は54.8%で、耐震診断未実施の棟数が77棟あるので、耐震化の促進を図られたい。

講じた措置（教育支援分野、生活部人づくり・協働・国際分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

学校の耐震対策について

(1)　県立学校

耐震診断未実施の106棟のうち、渡り廊下などの小規模な建物について、平成17年度と平成18年度の２ヶ年で実施します。

(2)　公立小中学校

各市町は、平成14年度の文部科学省の通知に基づき、平成15～17年度までの３ヶ年で、耐震性が確認されていない非木造の２階建て以上または延床面積200㎡超の建物について、耐震診断を実施することとしています。その結果により補強工事も実施しています。

また、耐震改修事業については、国庫補助事業の活用を助言しています。

(3)　私立学校

私立小・中・高・養護学校の耐震化については、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費ともに国庫補助（私立高等学校等施設高機能化整備費）の対象となるので、補助制度の活用を促し、耐震化を促進しました。

私立高等学校に関しては、平成16年度から耐震診断費用について私立高等学校施設整備費補助金の補助対象に加え、耐震診断実施の促進を図るとともに、平成17年度から私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度を創設し、国庫補助の対象とならない耐震のための改築についても一定の補助を行なうことで耐震化を促進しました。

私立幼稚園の耐震化については、改築、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費用が国庫補助の対象となるので補助制度の周知を図りました。

２　取組の成果

学校の耐震対策について

(1)　県立学校

主要な校舎については、現在、平成18年度までの10ヶ年計画により、耐震化をすすめており、武道場等を含めた今年度末の耐震建物率は78.1%となります。

(2)　公立小中学校

耐震補強事業では、今年度、県内の小中学校で100棟の耐震補強工事を実施しており、耐震補強工事が困難で建替えを行うものも含めると、今年度末の耐震建物率は78.2%となります。

(3)　私立学校

国庫補助制度の活用により高等学校４校、中学校３校において校舎の耐震補強工事が実施されました。

私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度の活用等により２校で校舎の改築が実施されました。

私立幼稚園においては、本年度は工事は実施されませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

学校の耐震対策について

(1)　県立学校

引き続き、平成18年度までの10ヶ年計画に基づき校舎の耐震改修事業並びに平成17年度から着手した体育館の耐震改修事業を行うとともに、順次武道場等の耐震化を進めていきます。

(2)　公立小中学校

引き続き、各市町が平成14年度に策定した耐震診断実施計画に基づく進捗を図るための助言や国庫補助事業を活用した耐震改修事業の促進を働きかけていきます。

(3)　私立学校

国庫補助制度の活用により、延べ高等学校６校、延べ中学校４校、幼稚園１園で耐震補強工事が計画されています。

私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金制度の活用により、延べ５校で校舎等の改築が計画されています。

なお、耐震化計画のない私立学校については、耐震診断の実施及び耐震化工事が図られるよう制度等の啓発に努めていきます。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

7　不審者等に対する安全対策

学校における不審者等に対する安全対策については、学校独自の危機管理マニュアルが作成されていない学校や、防犯訓練等が実施されていない学校があるので、すべての学校で危機管理マニュアルが作成され、防犯訓練等により、マニュアルの有効性を検証し、随時改善が図られるように取り組まれたい。

講じた措置（学校教育分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　講習会等の開催

①　学校の安全教育担当者を対象に安全対応能力の向上と防犯訓練や通学安全マップ作成の推進を図るための講習会を開催しました。

②　各教育事務所ごとに、幼児児童生徒の安全確保のための不審者侵入時に備えた防犯訓練等の防犯教室実技研修会を８回開催しました。

③　学校安全ボランティアの養成講習会を津市、鈴鹿市、伊勢市で開催しました。

(2)　三重県警察本部生活安全部長からの書簡を受けて、各学校に「学校への不審者侵入時に備えた防犯訓練」や「子どもを対象とする犯罪被害防止の防犯教室」の充実を図りました。

(3)　「地域ぐるみの安全で安心な学校安全体制整備事業」により、13市町において15人のスクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）による学校内外の巡回指導を実施しました。

(4)　モデル地域（津市）において、学校安全ボランティア（スクールガード）組織の結成及び防犯パトロールや地域安全マップの作成などの実践的な取組を実施しました。

2　取組の成果

(1)　本年度、防犯訓練等の実施状況（平成17年12月末現在）は、幼稚園66.7%、小学校73.0%、中学校49.4%、高等学校39.2%、盲・聾・養護学校50.0%となっており、各学校においては、防犯訓練等の実践的な取組が進められています。

(2)　学校独自の危機管理マニュアルの作成状況（平成16年度）は、幼稚園83.8%、小学校92.6%、中学校87.0%、高等学校75.0%、盲・聾・養護学校78.6%となっており、安全確保のための学校独自の危機管理マニュアルの作成及び検証や改善への取組が進められています。

(3)　小学校における安全対策（平成18年2月20日現在）の状況は、学校安全ボランティアによるパトロールの実施70.1%、通学安全マップの作成：75.4%となっています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　地域社会全体で学校安全に取組む体制を一層整備し、安全で安心できる学校が確立されるよう働きかけていきます。

「平成18年度地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、県内29市町の全小学校418校を対象として、40人のスクールガード・リーダーを委嘱し、学校の巡回指導と評価等を実施する予定です。

2　モデル地域において、学校安全ボランティアによるパトロールや地域安全マップの作成などに取り組み、地域ぐるみの安全対策を推進していきます。

3　防犯教室講習会を開催し、指導者の育成を図るとともに、各学校においては警察等関係機関と連携した防犯訓練等を実施できるよう、防犯対策の推進強化を図っていきます。

4　「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく指針により、学校や地域の実情に応じた安全対策の取組がハード・ソフト両面において行われるよう一層働きかけていきます。

施策名　（１２２）学校教育の充実

主担当部局名　教育委員会

監査の結果

８　児童生徒の勤労観・職業観の育成

平成16年度高校卒業者の就職率は、96.2%であるが、就職後１年以内の離職率は、24.5%、３年以内の離職率は46.6%と高い率となっている

平成15年度から、高校生キャリア・アップセミナーや就職先への訪問、キャリア教育を推進するための教員研修等を実施しているが、取組の効果を検証しながら、関係部局と連携し、事業者、地域の協力を得て、進路指導の充実や児童生徒の勤労観・職業観の育成に努められたい。

講じた措置（学校教育分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育を実施しました。

(1)　生徒が主体的に進路選択ができる能力や態度を育成するためのキャリア・アップセミナーを実施しました。

１・２年生対象：19校　　３年生対象：16校

(2)　教員の進路指導力の向上を図るため、小中高の教員を対象としたキャリア・カウンセリング研修会を実施しました。また、カウンセリング講座「自分の夢発見プログラム」を高校（１校）で実施しました。

キャリア・カウンセリング研修：基礎編80名参加、専門編：30名参加

カウンセリング講座　　：36名参加

(3)　未内定者、フリーターが多く見込まれる高校（地域）に、生徒の進路相談や求人開拓を実施しました。キャリア・アドバイザー７名を配置しました。

(4)　就職した生徒の離職を防止するための事業所訪問を実施しました。

訪問事業所数　2,700社（予定）

(5)　高校生の勤労観・職業観を育成するため、県立高等学校35校でインターンシップを実施しました。

２　取組の成果

(1)　生徒がキャリア・アップセミナーに参加し、「なぜ働くのか。」「社会に出て働くとはどういうことか。」「学校と社会はどう違うのか。」などをテーマとした講話を聞くことにより、働くことへの動機づけが高まり、生徒の勤労観・職業観の育成につながりました。

(2)　教員がキャリア・カウンセリング研修会に参加することにより、教員のカウンセリングスキルの向上につながり、生徒に対するきめ細かな指導・援助や生徒自身の可能性・適性についての自覚が深まりました。

(3)　キャリア・アドバイザーの配置により、未内定者、フリーターの減少につながりました。

(4)　就職後の教員の事業所訪問により、生徒の早期離職防止に効果がありました。

(5)　インターンシップを実施することで、参加した生徒が職業や仕事についての具体的・現実的理解、働くことの意義などの勤労観・職業観の育成はもとより、自己の可能性や適性の理解、自己有用感の獲得などが実現できました。

平成18年度以降（取組予定等）

社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育を実施します。

(1)　生徒が主体的に進路選択ができる能力や態度を育成するためのキャリア・アップセミナーを実施します。

１・２年生対象：20校　　３年生対象：20校

(2)　教員の進路指導力を向上させるため、小中高の教員を対象としたキャリア・カウンセリング研修会を実施します。

基礎編150名予定（小中高各50名）参加、専門研修：50名予定（小中高）

(3)　未内定者、フリーターが多く見込まれる高校（地域）に、生徒の進路相談や求人開拓を実施するキャリア・アドバイザーを配置します。

(4)　就職した生徒の離職を防止するための事業所訪問を実施します。

訪問事業所数　2,700社（予定）

(5)　高校生の勤労観・職業観を育成するため、県内35校でインターンシップを実施します。

施策名　（１２４）高等教育機関の充実と連携

主担当部局名　生活部

監査の結果

１　高等教育機関の知的資源活用策の計画的な取組の推進

高等教育機関の知的資源活用の方策等について、平成16年3月、「高等教育機関の知的資源活用事業報告書」を作成している。

平成16年度、産業人材育成講座を開設し、大学の資源を就労能力開発へ活用する事業展開につながっているが、今後、報告書にまとめられた高等教育機関の知的資源の活用策がより一層具体化されるよう、計画的に取り組まれたい。

講じた措置（勤労・生活分野、総合企画局政策企画分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　産業人材育成講座「就職しま専科」を県内５大学で開催しました。
- 四日市大学、鈴鹿国際大学、三重大学、三重中京大学、皇學館大学で開催
- 第２期（平成17年４月～６月）、第３期（平成17年７月～９月）、第４期（平成17年９月～12月）、第５期（平成18年１月～３月）を開講

(2)　「みえアカデミックセミナー」を県内14の高等教育機関で開催しました。（平成17年７月～）

(3)　県の各部局における高等教育機関との連携事業の調査を行い（平成17年６月）、調査結果に基づき、「大学等高等教育機関データブック」を作成しました。（平成17年10月）
- 高等教育機関の現状、高等教育機関の概要、地域との連携状況等の内容で構成
- 120部作成し、各市町村、各高等教育機関、庁内各部に配布

(4)　三重大学社会連携課と、知的資源活用のあり方等の意見交換を行いました。（平成17年９月５日）
また、三重大学と合同で金沢大学及び石川県庁へ事例調査を行いました。（平成17年11月16・17日）

(5)　「大学等連携ポータルサイト」を県ホームページ内に開設するとともに、「大学サロンみえ」コーナーを社団法人三重県情報通信基盤整備協会の運営する三重県ポータルサイト「みえりあ」内に設置いただき、情報発信に取り組みました。（平成18年２月）

(6)　大学の研究者や事務スタッフが「地域での今後の大学のあり方」を自由に意見交換する「大学サロンみえ」を立ち上げました。（平成18年３月 ）

２　取組の成果

(1)　産業人材育成講座「就職しま専科」の受講者数
- 第２期～第５期で合計319名が受講

(2)　「みえアカデミックセミナー」の受講者数
- 平成17年７月13日から８月２日までの間、14の高等教育機関におけるセミナーの開催に加え、11月末まで移動講座を開催しました。（2,365名）

(3)　各部局における高等教育機関の知的資源の活用状況を概ね把握することができました。また、庁内各室及び関係機関に情報提供を行いました。

（参考）県外高等教育機関を含め133の連携事業（うち29件が共同研究事業）

平成18年度以降（取組予定等）

１　関係各部において、若年者の円滑な就職支援、生涯学習の推進に引き続き取り組んでいきます。
- 「就職しま専科」の開講、「みえアカデミックセミナー」の開催

２　「三重県知的財産戦略ビジョン」や「みえの文化力指針」の推進との連携を図ります。

施策名　（１２４）高等教育機関の充実と連携

主担当部局名　生活部

監査の結果

２　高等教育機関との連携強化のための事業展開のあり方の見直し

この施策の基本事業「高等教育機関との連携強化」では、総合企画局が窓口となって共同研究を実施していたが、共同研究をきっかけに人的交流が進むなどの成果は認められるものの、共同研究成果が施策へ直接反映されておらず、今後の方向性を検討するため、平成17年度は休止している。

一方、県の各部局や機関においては個別課題を解決するために、様々な形で高等教育機関と連携しており、高等教育機関においても、民間企業等との共同研究や地域との連携のための取組が進められてきているので、この施策における高等教育機関との連携強化のための事業展開のあり方を見直されたい。

講じた措置（総合企画局政策企画分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

（1）　県の各部局における高等教育機関との連携状況の調査を行い、調査結果に基づき、「大学等高等教育機関データブック」を作成しました。（平成17年10月）

【前記『１　高等教育機関の知的資源活用策の計画的な取組の推進』１－(3)と同じ】

（2）　県内高等教育機関（14機関）で構成する三重県高等教育機関ネットワーク会議のあり方、県との連携のあり方について意向調査を行うとともに、主要な高等教育機関（６機関）を個別に訪問し、大学の置かれている状況等について意見交換を行いました。（平成17年６月～７月）

（3）　三重県高等教育機関ネットワーク会議を開催し以下の意見交換を行いました。

（平成17年７月25日　ＪＡ健保会館　13機関が出席）

・平成17年度高等教育機関との連携に係る事業について

・三重県高等教育機関ネットワーク会議の今後のあり方について

・高等教育機関と地域との連携及び高等教育機関の相互の連携等について

（4）　庁内関係室と高等教育機関との連携状況について意見交換を行いました。

（平成17年９月　生活部国際室、県立図書館他）

（5）　県と三重大学との懇談会を２回開催しました。

（平成17年９月25日　県庁内プレゼンテーションルーム　出席者：知事、三重大学学長他）

（平成18年２月７日　県庁内プレゼンテーションルーム　出席者：知事、三重大学学長他）

（6）　「大学等連携ポータルサイト」・「大学サロンみえ」コーナーを設置しました。（平成18年２月）

【前記『１　高等教育機関の知的資源活用策の計画的な取組の推進』１－(5)と同じ】

２　取組の成果

（1）　平成16年度の共同研究の成果発表として、三役への報告会を開催しました。

（平成17年８月19日　県庁内プレゼンテーションルーム　２テーマを報告）

（2）　各部局における高等教育機関の知的資源の活用状況を概ね把握しました。また、庁内各室及び関係機関に情報提供を行いました。

【前記『１　高等教育機関の知的資源活用策の計画的な取組の推進』２－(3)と同じ】

（3）　各部局や高等教育機関との意見交換や事例調査の成果を、今後の連携強化や次期戦略計画における施策検討に活用していきます。

平成18年度以降（取組予定等）

１　三重大学など主要な高等教育機関との懇談会、三重県高等教育機関ネットワーク会議、大学サロンみえなどの開催を通じて一層の連携強化を図りながら、県と高等教育機関の連携のあり方を検討します。（年数回程度開催）

２　高等教育機関との連携に向け、窓口機能を強化する必要があることから、庁内の連携事業状況把握、高等教育機関への情報発信に努めます。（通年）

施策名　（１２４）高等教育機関の充実と連携

主担当部局名　生活部

監査の結果

３　高等教育機関の充実のための事業展開のあり方の見直し

少子化が進行する中、県内高校の卒業者数は平成４年３月をピークに減少しており、大学等進学率は上昇しているが、県内大学・短大への入学者数は10年４月をピークに減少傾向にある。

この施策の基本事業「高等教育機関の充実」では、私立大学の学科新設等の際、施設整備補助金を交付する事業を当該年度のみ創設し、高等教育機関の充実を図ってきたが、平成11年度以降、助成の対象となる私立大学の施設整備がなく、独自の事務事業が実施されていないので、高等教育機関を充実させるための事業展開のあり方を見直されたい。

講じた措置（人づくり・協働・国際分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

大学は、学術研究の中心的役割を担うとともに、優れた人材の養成機関として、県政の進展に寄与することが見込まれることから、学部の新設を含む私立大学が設置される場合に、これまで地元自治体との連携のもとで、県は一定の補助を行ってきたところです。

平成19年４月には四日市看護医療大学（仮称）を、また、平成20年４月には鈴鹿医療科学大学に薬学部を設置するため、各学校法人において諸準備が進められているところです。

新大学は、県内の看護師不足の中で専門性の高い看護師の確保に大きく寄与することが見込まれることから、県としての適切な支援のあり方について検討をしたところです。

２　取組の成果

平成18年度予算において、四日市看護医療大学（仮称）への施設整備補助金を予算計上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降も県としての適切な支援のあり方について検討するとともに、「高等教育機関の充実と連携」を推進するためのより適切な県の主担当部局についても併せて検討していきます。

施策名　（２１１）地域の実情に応じた多様な雇用支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

1　雇用機会の拡大に向けた取組の推進

平成17年3月末現在の三重県内の有効求人倍率は1.26と全国平均0.91に比べて高い水準にあるものの、県北部地域と南部地域における雇用機会の地域間格差は年々拡大しているので、今後も市町村、企業、団体等の協力を得て、地域の実情に応じた有効な対策を講じられたい。

また、地域振興、産業政策と連携した雇用機会の創出など、より実効性のある施策を展開されたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

有効求人倍率の低い県南部地域を対象とする三重県南部地域雇用機会増大計画を作成し、地域の市町村、商工会議所、商工会など地域振興、産業政策を担う団体とともに運営する三重県南部地域雇用促進協議会において、国から委託を受けて以下の事業を実施しました。

「地域提案型雇用創造促進事業」（国10/10）

(1)　人材高度化研修（企業在職者及び求職者を対象とする各種の研修）
- ①ものづくり講演会（ものづくりの新技術、アイデアなどに関する講演会）
- ②地域特産品開発・販売チャレンジ事業（地域特産品の開発・販売手法に関する研修会）
- ③新技術開発研修会（魚の動きを止める針刺し技術に関する研修会）
- ④産地から食卓まで顔の見えるシステム「トレーサビリティシステム」づくり研修会（製造から販売までの製品管理に関する研修会）
- ⑤建設業の新分野展開研修会（建設業者の農業分野進出に必要なノウハウなどの研修会）
- ⑥高度技術者育成研修（高度技術者を企業にアドバイザーとして派遣）
- ⑦外国人観光客もてなし講座（外国人のもてなしに必要なマナーなどの講座）
- ⑧外国語教室（英語、中国語の講座）

(2)　高度人材紹介（新分野展開などを予定する企業への高度人材の紹介）

(3)　企業合同就職説明会（企業と求職者の出会いの場の提供）

(4)　雇用関係事業案内
（雇用関係の事業全般の案内を行なう「雇用対策事業インフォメーションセンター」の設置）

2　取組の成果

(1)　人材高度化研修　　開催回数47回、利用者数683人

(2)　高度人材紹介　　利用企業数21社

(3)　企業合同就職説明会　利用企業数173社　利用求職者数571人

(4)　雇用関係事業案内　　事業利用勧奨及び問い合わせ応対　6,131件）

※当該事業利用企業への就職者数　　H18.3月末　　371人

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、三重県南部地域雇用促進協議会において、「地域提案型雇用創造促進事業」を実施していきます。

また、県事業として、求職者を対象として企業見学会を開催するとともに、近畿大学工業高等専門学校を会場として、若年者を対象とした産業人材育成講座「就職しま専科」を開講し、求職者のすみやかな就職を促進します。

施策名　（２１１）地域の実情に応じた多様な雇用支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

２　「おしごと広場みえ」の機能充実

若年未就職者に対しては、「おしごと広場みえ」を拠点として職業相談、職業紹介、カウンセリングなどが行われており、平成16年度の利用件数は14,858件と前年度の6,349件に比べて大幅に増加している。今後もより多くの若年者が利用できるよう効果的な情報提供を行い、拠点施設としての役割を果たされたい。

また、利用者の増加に伴い、相談内容の多様化・複雑化も予想されることから、相談体制の充実について検討するとともに、若者の視点に立ったサービスを提供するため、NPOなど多様な主体による運営についても検討されたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

平成16年度から運営している「おしごと広場みえ」の機能を充実させるため、併設する三重学生職業相談室の開所時間を19時まで延長するとともに、県内4箇所で出張相談（地域ジョブカフェ）を実施し、職業相談や情報提供等の充実を図りました。

(1)　出張相談（地域ジョブカフェ）の実施
(2)　ふるさと就職セミナーの開催
(3)　若年者早期就職セミナーの開催
(4)　各種キャリア形成セミナーの開催
(5)　大学生等のインターンシップの推進

２　取組の成果

「おしごと広場みえ」の支援体制の充実や出張相談（地域ジョブカフェ）の開始、関係機関と連携した広報等により、相談件数は前年度に比較して大幅に増加しています。また「おしごと広場みえ」の多様な主体による運営形態の導入については、国などの関係機関との連携体制、付加するサービス機能、個人情報の取り扱い、費用対効果などの課題があり、今後も継続した検討が必要です。

(1)　おしごと広場みえの来場者数24,471名（昨年同期　13,317名）
(2)　出張相談（地域ジョブカフェ）の利用者数499名（うちカウンセリング件数229名）
(3)　ふるさと就職セミナー（3回開催）　参加企業649社　来場者1,407名
(4)　若年者早期就職支援セミナーの開催　32回　315名
(5)　各種キャリア形成セミナーの開催
　模擬面接会254名、ビジネスマナーセミナー161名、OBOGに聞く仕事体験談22名、
　ﾘﾗｸｾﾞｰｼｮﾝｾﾐﾅｰ64名、じぶん発見セミナー115名
(6)　大学生等のインターンシップ実施者数280名

平成18年度以降（取組予定等）

より多くの若者が利用できるよう、ニーズに応じたセミナーの開催や相談員のスキルアップを図りながら、国・教育委員会及び大学と連携して効果的な情報提供を行います。

相談内容の多様化や複雑化を踏まえ、若年者の就労支援を行うNPO等関係機関と連携・協議体制を取りながら、いわゆるニートと呼ばれる若年者を対象に情報提供や短期間の就労体験を実施します。

施策名　（２１１）地域の実情に応じた多様な雇用支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

３　新規学校卒業者の離職対策の推進

県内の大学・高校の新規学校卒業者の就業後３年以内の離職割合は、それぞれ33.9%、46.6%と高く、フリーター等が増加する傾向にあり、雇用支援としての取組だけでは解決が困難な状況となってきているので、大学、教育委員会などと連携した離職防止対策により一層取り組まれたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

新規高卒就職者の就業状況を把握し離職防止を図るための就職先企業訪問を実施しました。

学生・生徒が在学中に就業体験（インターンシップ）を行うことにより、自己の職業適性や将来設計について考える機会を得ることができ、主体的な職業選択やキャリア形成とともに、就職後の職場への適応力や定着率の向上が見込まれています。

そのため、産官学と地域社会が連携して一人でも多くの学生・生徒が就業体験を行えるよう、若年者の職業意識の形成・啓発を図りました。

２　取組の成果

(1)　新規高卒就職者の離職防止のための企業訪問　2,700社
(2)　高校におけるインターンシップの実施者数　35校　4,789名
(3)　大学等におけるインターンシップの実施者数　280名
(4)　大学等におけるインターンシップ事前研修会　193名参加
(5)　大学等におけるインターンシップ事後研修会　52名参加
(6)　中学・高校・大学等における職業講話実施回数
　　中学７校　高校３校　大学等８校　のべ3,200名聴講

平成18年度以降（取組予定等）

若年者の職場適応能力や定着率の向上を図るため、今後とも一人でも多くの学生・生徒がインターンシップを体験できるよう、教育委員会や大学就職担当者との定期的な情報交換を行い、より一層連携して効果的なプログラムの構築・実践に取り組みます。

また、引き続き新規高卒就職者の離職防止のための企業訪問を行います。

施策名　（２１１）地域の実情に応じた多様な雇用支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

４　障害者雇用の促進

平成16年6月1日現在における県内の一般民間企業の障害者雇用率は1.46%で、法定雇用率1.8%を達成しておらず、未達成企業の割合は54.1%となっているので、障害者雇用を促進するため、企業等への啓発により一層取り組まれたい。

また、16年4月1日から運用している障害者多数雇用企業等からの物品調達優遇制度について、発注件数などの成果を検証するとともに、制度の普及に努められたい。

講じた措置　（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

三重労働局、県内ハローワーク、(社)三重県障害者雇用促進協会、(社）三重県社会保険労務士会等と連携して、下記のとおり障害者の雇用促進に取り組みました。

(1)　職業相談、啓発・広報の実施

①雇用相談員による職業相談
②障害者ワークフェアの実施（障害者雇用優良事業所表彰等）
③街頭啓発
④社会保険労務士等による障害者雇用支援制度等の企業へのPR

(2)　企業への働きかけ、職業能力開発の実施

①公正採用選考研修会の開催
②津高等技術学校でのIT訓練（期間1年間）の実施
③短期職場実践訓練事業の実施
④職場適応訓練事業の実施
⑤障害生徒職域開発促進事業の実施　⑥第3回障害者技能競技大会の開催
⑦障害者就職面接会の開催
⑧障害者多数雇用企業からの物品等調達優遇制度の運用
⑨障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施　⑩社会保険労務士による求人情報の収集

(3)　物品等調達優遇制度の普及啓発

①社会保険労務士を活用した普及啓発
②各種セミナー・研修会へ参加する企業へのPRビラの配付

２　取組の成果

(1)　職業相談、啓発・広報

①職業相談件数（1,729件）
②障害者ワークフェア参加者数134名、障害者雇用優良事業所知事表彰1社
③街頭啓発（県内各地街頭キャラバン）
④社会保険労務士等による障害者雇用支援制度等の企業へのPR実施167件

(2)　企業への働きかけ、職業能力開発

①公正採用選考研修会参加者数（四日市市外4会場　278事業所）
②津高等技術学校OA事務科（身体障害者対象）受講者数9名
③短期職場実践訓練受講者数11名（うち5名就職）
④職場適応訓練受講者数3名
⑤障害生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数延べ100名
⑥障害者就職面接会参加者数｛桑名市外5会場（企業143社、求職者615名）
⑦障害者多数雇用企業からの物品等調達優遇制度による発注額　約270件　約24,700千円
登録企業数　9社　：　登録授産施設数　20施設
⑧障害者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数18人（うち4名就職）
⑨社会保険労務士による求人情報の収集　1件

平成18年度以降（取組予定等）

（社）三重県雇用開発協会、（社）三重県社会保険労務士会、三重労働局、県内ハローワーク等と連携して、職業相談、啓発・広報の実施や企業への働きかけ、職業能力開発の実施等障害者の雇用促進の取組を継続して実施します。

障害者多数雇用企業等からの物品等調達優遇制度の普及については、制度の利用促進に向けて各部局等へのPR、また、登録企業・登録施設数の増加に向けたPRを継続して実施するとともに、ITを活用した障害者の在宅就業への支援を実施します。

施策名　（２１２）職業能力の開発と勤労者生活の支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

1　職業能力開発支援の充実

県では、就職に直結する職業能力開発の支援が行われており、県が実施又は支援する職業訓練への参加者数は年々増加している。

しかし、就業意識・就業形態の多様化、労働力の流動化など、雇用環境を取り巻く情勢が変化している中、職業能力開発は、企業主導型から勤労者が自己の意思で行うキャリアアップ型の能力開発への移行が予想されているので、今後は、こうした傾向も踏まえ、個人、企業、行政の役割を考慮の上、企業ニーズ、県民ニーズに応じた職業能力開発の支援に取り組まれたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　事業の実施について

①　再就職に有利な資格・免許取得に対する助成を行い、早期の就職を支援する求職者資格サポート事業を引き続き実施しました。

平成17年度は、助成対象者数を増やし、年間を通じて事業実施できるように制度の改善を図るとともに、受講者のニーズ調査に基づき対象資格を追加するなど利用者の利便を図りました。

②　企業等において短期の職場訓練を行い、当該企業等での雇用に結びつける短期職場実践訓練事業を引き続き実施ました。

③　津高等技術学校に付設する人材開発センターにおいて、職場で必要とされる技術・技能のレベルアップのためのセミナーを実施しました。

④　三重県職業能力開発協会を通じて、技能検定や能力開発に関する情報提供など企業ニーズに応じたキャリア形成支援を推進しました。

(2)　支援制度の周知について

職業能力開発支援事業の制度について、各公共職業安定所が実施する事業主会議や雇用相談員を通じた、事業主・求職者双方への周知に努めました。

(3)　新規事業の実施について

熟練技能者の後継者の育成や技能の継承を推進するため、優れた技術と技能を兼ね備えた人材を育成することを目的に高度熟練技能者を講師とする研修会を実施しました。

2　取組の成果

(1)　短期職場実践訓練事業の訓練修了者の就職率は80%、求職者資格取得サポート事業の資格取得者の就職率は69%と順調に推移しました。

(2)　技能・技術に対する関心や理解が深まり、技能体験学習の参加者数、技能検定合格者数も平成16年度に比べて増加しました。

技能体験学習参加者数　1,739人
技能検定合格者数　3,031人

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　県政だより等による制度の紹介、関係機関の発行する機関誌への記事の掲載依頼、就職面談会やハローワーク来所時の企業や求職者への説明等、支援制度のより一層のPRに引き続き取り組んでいきます。

(2)　事業修了者へのアンケート調査等により、引き続きニーズ把握に努め、制度の改善を図っていきます。

(3)　製造業においては、若年者の技能離れや熟練技能者の高年齢化により、今後ますます後継者不足が深刻化することから技能の向上と継承に向け、技能検定制度の推進や表彰、技能体験講座の開催などに引き続き取り組んでいきます。

(4)　三重労働局、公共職業安定所、三重県職業能力開発協会等関係機関と連携を密にし、企業・県民のニーズに応じた職業能力開発の一層の充実に取り組んでいきます。

施策名　（２１２）職業能力の開発と勤労者生活の支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

２　津高等技術学校の充実

津高等技術学校では、企業の求める人材を育成しており、平成15年度からは、県内への液晶関連企業の進出に伴い、液晶関連の知識、品質管理、環境等の分野を強化した液晶関連カリキュラムを実施するなど、対応に努めているが、訓練生は年々減少しているので、定員に満たない学科については、今後も学科改編を行うなどの対応をとり、訓練生の確保に努め、唯一の県立公共職業訓練校としての役割を果されたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　これまで中高等学校の新卒者に限定していた入校案内を、既卒者も視野に入れショッピングセンターでのパンフレット配布、ラジオ版「おしごと広場みえ」に技術学校指導員が出演し同校のＰＲを直接県民に呼びかける等、広報手法の多様化を図りました。

(2)　平成16年度に引続き、国家検定制度である技能検定３級（３職種）の在校中取得により、「津高等技術学校」の価値創造に取組みました。

(3)　県・県技能士会主催の「ものづくりフェア」に出展し、小中学生など低年齢層への技術学校の認知度の向上に努めました。

(4)　平成18年度入校選抜試験から一定の合格基準を満たした受験生については、出願時の希望科以以外でも、定員を満たしていない「科」があれば入校できる新たな仕組みを設けました。

(5)　修了生の就職先訪問を引き続き実施し、事業主の訓練ニーズの把握や修了生との面談などのアフターケアを行い「生徒・企業満足度」の把握と改善に取り組みました。

(6)　産業界のニーズに対応した訓練科として、メタルクラフト科の新設に向けた、金属加工系の訓練科の再編に取り組みました。

２　取組みの成果

(1)　平成18年度の入校者数は、改編したメタルクラフト科への応募者数は増加したものの、45名にとどまりました。

(2)　技能検定３級試験の結果、電子機器組立で14名、機械保全で５名、建築大工で２名が合格しました。

(3)　在校中の勤労観の醸成や修了後のアフターケアを充実させた結果、平成15・16年度修了生の就職後６ヶ月時点の職場定着率は、２年続けて90%を超えました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　訓練科の創設について

「メタルクラフト科」の円滑な訓練開始に向け、訓練カリキュラムの検討などに取り組みます。

２　技能検定等について

在校中に「技能検定２級」取得を目指すとともに、三重県技能競技大会へ参加し、上位入賞と同時に技能五輪全国大会参加への出場を目指すこと等により、「高い技能レベルの学校」として評価されることによって、PR効果が発揮されるよう取り組みます。

施策名　（２１２）職業能力の開発と勤労者生活の支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

３　中小企業における就労環境整備の推進

「平成16年度中小企業賃金等実態調査」によると、県内の中小企業の81.0%が育児休業制度を規定しているなど、多くの中小企業で仕事と家庭の両立支援のための制度が整備されているが、県の労働・生活相談室に寄せられる相談内容は、賃金未払、退職金、解雇に関するものが大半を占めており、基本的な部分での問題が依然として残っているので、労働団体や経営者協会など関係団体の協力を得て、中小企業勤労者の就労環境の整備に向けた取組を充実されたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　健全な労使関係の構築のため、労働団体や経営者協会など関係団体と連携し、各種団体が開催する会議や研修会において労働に関する諸制度について労働・生活相談室に寄せられた事例を基に、説明や情報提供をおこなうとともに、労使コミュニケーション診断（RCS）に関する普及・啓発を実施しました。

(2)　仕事と家庭の両立を実現するため、労働組合、経営者団体と行政で構成する「みえ雇用創出会議」に「多様な働き方を促進するための調査・研究」事業を委託し、ライフスタイルに応じた多様な働き方（短時間勤務制度・在宅勤務等）について、県内事業所の実態及び労働者の意識調査を実施するとともにモデル事業所の事例紹介等を行う事業を実施しました。

(3)　平成18年2月には、県内で短時間勤務制度を導入している企業等の事例紹介やシンポジウムを開催し、県内事業所への普及・啓発に努めました。

２　取組の成果

(1)　県内の企業（2,850社）及び労働者（3,000人）に対し多様な働き方の導入状況や意識等についてアンケート調査を実施。企業調査では回答のあった663社（回答率23.4%）の内、1割強（11.8%）の事業所で短時間勤務制度が導入されているものの、8割近く（78.9%）の事業所で導入の予定がないとしています。

一方、労働者の意識調査では2割強（23.0%）が短時間勤務制度を希望するとの回答となっているものの、子どもが未就学時には約4割、介護を必要とする家族がいる時期では5割超（54.9%）が短時間勤務制度を希望するとの回答でした。

(2)　事業主等を対象に啓発を実施することによって、労働相談、RCS に対する認識を深め、また、企業に RCS を受診していただくことにより、労使が協力して職場環境の改善や業績向上を目指していく協働意識が形成された。　　RCS の実績：15社（18年1月末現在）

平成18年度以降（取組予定等）

１　平成17年度に実施した「多様な働き方を促進するための調査・研究」を活用し、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援対策等の普及・啓発を含め多様化する雇用・就労環境の整備促進を目的に、男女雇用均等法（ポジティブアクション）、育児・介護休業法（仕事と家庭の両立支援）、次世代育成支援対策推進法（少子化対策）、パートタイム労働法・ワークシェアリング（多様な働き方の促進）等について複合的な広報や普及・啓発を進め、新しい時代の雇用・就労環境整備を促進することで勤労者のワーク・ライフバランス（個人の価値観や状況にあわせた「仕事と生活」の調和）の実現を図っていきます。

２　就労者の立場に立った環境整備のためには、企業に RCS のメリットを理解していただくことが必要であることから、1社でも多くの企業が RCS を受診していただけるよう、労働団体や経営者協会など関係団体とより一層連携を密にし、その普及・啓発に努めていきます。

施策名　（２１２）職業能力の開発と勤労者生活の支援

主担当部局名　生活部

監査の結果

４　中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置促進

中小企業勤労者の福利厚生を充実させる組織である中小企業勤労者福祉サービスセンターは、中勢、松阪、伊勢・志摩・度会の３地域に設置されているが、県内全域はカバーしていないので、勤労者の生活・福祉の向上に取り組んでいる三重県労働者福祉協議会などの協力を得て、中小企業の多い北勢地域など未設置地域の市町に対して引き続き設置を働きかけられたい。

講じた措置（勤労・生活分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

県内の市町村に対しては、県が作成した設置促進にかかるパンフレットを送付し、周知に努めるとともに地域の実情把握を行いました。

また、既存の中勢地域、伊勢・鳥羽・度会地域及び松阪市の各中小企業勤労者福祉サービスセンターへの新規加入について、それぞれの近隣市町へ働きかけを行いました。

２　取組の成果

新規設立については、いずれの市町からも財政上非常に厳しいとの回答の中、既存のサービスセンターのある近隣市町では、ニーズ調査を行っていただくなど加入に向けた行政及び関係団体の話し合いが行われました。

平成18年度以降（取組予定等）

既存のサービスセンターの基礎を強化し、近隣市町へも一層の情報発信を行いながら、加入を促し、未設置地域の加入につながっていくような働きかけを続けていきます。

未設置の市関係者からは、必要性は理解できるが、ニーズ把握が困難といった課題も出されたので、既存のサービスセンターとも協力しながら、ニーズ調査等の検討も行っていきます。

また、勤労者の生活・福祉の向上に取り組んでいる三重県労働者福祉協議会、各地域の地区労働者福祉協議会等に対しても地域における機運の醸成に向けた協力を働きかけていきます。

施策名　（２２３）農林水産業を支える生産・経営基盤の充実

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

1　農林水産業の担い手の確保

農林水産業のさまざまな役割を維持・増進するため、次代の農林水産業を支える担い手の育成や経営体の経営力強化のほか、関係団体の事業活動の促進、農業基盤・水産基盤の整備に取り組んでいる。

こうした中、特に農業・林業・水産業それぞれの主たる担い手の確保については、当初見込みを大きく下回り、平成22年度の目標達成は困難な状況であるので、施策の目的に向けて、その要因を分析し、効果的な施策展開を図られたい。

講じた措置（担い手・基盤整備分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　農業では、平成17年3月に国から出された新たな食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、農業構造の核となる自立経営体の育成方向を示す「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を平成17年12月19日に見直しました。その中で、「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造」の目標として、認定農業者等の農業経営体が県農用地区域の農用地に占める経営農地の割合を60％程度（目標年度：平成32年度）に設定し、今回の基本方針の目標年度となる平成27年度の目標としては、県農業の現状を踏まえ、農用地利用集積率を50％程度、認定農業者等の育成目標を3,400経営体と設定し、市町村基本構想の見直しや地域における支援体制の整備（地域担い手育成総合支援協議会の設置）等を進めています。

(2)　漁業では、平成17年11月に「三重県漁業の担い手確保・育成に関する基本方針」を策定し、市町村・関係団体に通知しました。この中で、水産業の振興や漁村地域の活性化を図るためには、若い漁業就業者を毎年安定して確保・育成することが不可欠であることから、その核となるべき青年漁業者が中心となって意欲的な取り組みを行う漁業者グループ（中核的漁業者協業体）の漁業経営改善計画や漁村女性の起業化グループが行う経済活動計画を、関係機関・団体が集中的に支援していくこととしました。

また、地域漁業者のリーダーとして後継漁業者を指導する青年・指導漁業士の認定や活動支援、漁村の生活と漁業関連の経済性向上を図る漁村女性グループの活動支援や漁村女性アドバイザーの認定を行うなど、経営体の確保・育成に努めました。

2　取組の成果

(1)　12月までに認定農業者数が21経営体増加し、特定農業法人も1法人増加しました。

(2)　地域担い手育成総合支援協議会が7協議会設立されました。

(3)　中核的漁業者協業体の新規認定はありませんでしたが、平成14年から認定を受けた５つの中核的漁業者協業体が更に活性化するよう支援しました。この中で、より一層の改善に取り組むための計画変更を一件認定しました。

(4)　青年漁業士２名、指導漁業士１名、漁村女性アドバイザー５名を新たに認定しました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　市町村基本構想の見直しを進めるとともに地域担い手育成総合支援協議会の立ち上げを早急に進め、地域の課題に応じて、認定農業者等の担い手に対して重点的・総合的に支援する体系を整備し、自立経営体や経営改善に意欲的な農業者への支援を行っていきます。

(2)　水産業普及指導活動を通して、漁村の青年・女性の経済活動等への取り組みを指導支援し、地域漁業の推進者となる青年・指導漁業士を認定し、その活動を支援します。また、今まで取り組みが難しかった漁村女性グループの活動を立ち上げ、漁村女性の起業化グループや漁村女性アドバイザーの認定を進めます。

(3)　漁船乗組員等のスキルアップを図る免許講習会の開催を支援します。

(4)　関係機関・団体等との連携で漁業の魅力を引き出し、生活者の優遇など後継者が安心して着業できるルールづくりや漁業経営モデルの構築等に取り組みます。

施策名　（２２３）農林水産業を支える生産・経営基盤の充実

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

２　農林水産支援センターの支援強化

財団法人三重県農林水産支援センターは、県の農林水産業の担い手の確保・育成等の実施機関として多くの役割を担い、利用者へのワンストップサービスを提供している。

しかし、平成16年度は一般会計で約25百万円、特別会計の強化資金で約48百万円の赤字で、今後も厳しい経営が予想されるので、農林水産支援センターの役割を踏まえ、組織体制や財政面での課題への対応を含めた中期計画の早急な策定とその実施に対して支援・指導を行われたい。

講じた措置（担い手・基盤整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

支援センターが担っている機能を十分発揮できる健全な経営を早急に構築するため、関係部局（総務局、環境森林部、農水商工部）により経営健全化ＷＧを立ち上げ、長期保有農地の解消、基金の取り扱い、事業の創設などの検討を行うとともに、財団のあり方や県の支援策等を整理しました。

この結果を踏まえ、効果的かつ効率的な事業の組み立て（経営戦略計画）、事業を円滑に行える人員・組織体制の整備（組織計画）、財務の健全化（経営収支計画）の方向を明確にした中期計画（平成17年度～21年度の５ヶ年間）を本年度中に策定するよう指導しました。

２　取組の成果

基金の取り崩しによる財務改善、長期保有農地の計画的な解消策等を盛り込んだ中期計画が、理事会で承認されました。

平成18年度以降（取組予定等）

支援センターにおいては、中期計画に基づき、未登記処理受託など事業を段階的に見直すとともに、長期保有農地の計画的な解消や、基金の取り崩しによる財務改善など、自らが可能な限りの経営改善と機能強化に取り組みます。

県においては、農業構造の改革を促進するため、地域における集落営農システムの確立に向けて、支援センターの持つ農地プロデュースの専門性を活かし、地域の取り組みを促進する事業を新たに創設し、支援センターの機能強化を支援します。

施策名　（２２３）農林水産業を支える生産・経営基盤の充実

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

３　農業大学校の改革と成果の検証

農業大学校については、平成12年度からの改革成果の検証を行うために設置した「三重県農業大学校検討委員会」により、教育課程の見直し等に関して提言が出されているので、その提言を踏まえ、今後の在り方について検討されたい。

また、16年度卒業生の就農率は２年課程・１年課程合わせて33％にとどまっており、特に卒業後すぐに就農をめざす人を対象とする１年課程でも低下傾向にあるので、その向上に努めるとともに、２年課程卒業生については、一定期間の後就農する場合が少なくないので、卒業後の就農状況を定期的に把握し、農業大学校の成果の検証に生かされたい。

講じた措置（担い手・基盤整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

農大検討委員会の提言を受け、農業大学校改善検討会議（担い手室・農業大学校職員により構成）を４回開催しました。

専修学校化について長野県に視察を実施し他県の状況を調査、検討しました。

２　取組の成果

検討の結果平成18年度から養成科２年課程に畜産コースを新設すること、農業大学校を専修学校とすることになりました。

平成18年度入校予定者は定員40名を上回ることになり、昨年までの改革の成果が現れています。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き学生募集方法やカリキュラム内容等の改善に取り組み学生の就農意欲の喚起を図るとともに、関係機関との連携を強化し、卒業後の就農率向上に繋げていきます。

また、現状の就農率は卒業直後の状況であるため、卒業後の経過年数と就農動向の関連について同窓会活動などを通じて調査分析し、実質的な就農状況の把握に努めていきます。

施策名　（２２３）農林水産業を支える生産・経営基盤の充実

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

４　漁協合併の促進支援

漁業協同組合の再編については、三重県漁協大会の運動方針及び県の「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」では、平成20年４月までに３漁協とすることを目標とし、合併に向けた取組を進めているが、漁協数は14年度から46漁協という状況なので、経営の合理化・強化が図られるよう、関係団体と連携して一層効果的に取り組まれたい。

講じた措置（担い手・基盤整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

合併の実現が遅れている地区（伊勢湾北、伊勢湾南、紀州北、紀州南）を含め県内８地区に区分して問題点を検討しました。

伊勢湾南地区においては、合併に向けて合併推進協議会、小委員会において協議を重ねました。

尾鷲地区においては合併小委員会を再開しました。

２　取組の成果

伊勢湾南地区においては、平成17年11月９日に開かれた関係漁協臨時総会で関係６漁協中５漁協が合併を可決したことから、平成18年４月１日に可決漁協間で新漁協（名称：伊勢湾漁協）が誕生する運びになりました。

尾鷲地区の合併小委員会が定期的に開催され、合併基本要件等が検討されるようになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　３漁協構想に向けて合併推進の環境づくりを行い、合併推進協議会の未設置地区については設置を進めていきます。

２　課題の１つに被合併漁協間の財務格差があり、財務格差解消に向けての支援として、系統団体に支援チームを形成し、被合併漁協の債権回収についての支援体制を確立していきます。また、財務要改善漁協に対しては、既に樹立させた経営改善計画を達成させ経営の立ち直る方向を見出せながら合併へ誘導していきます。

３　組合員資格審査については合併参加条件を整える上でも早期に実施する必要があることから常例検査等による指摘を踏まえた改善指導を行い、法定要件を欠くことが懸念される漁協に対しては、解散か早期合併を指導していきます。

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

1　「三重地震対策アクションプログラム」の推進

県民、市町村、県等の果たすべき役割を明確にした三重県地震対策推進条例を平成16年4月に施行するとともに、15年3月に策定した「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、緊急度の高い地震対策から計画的に取り組んでおり、アクションプログラムに定められた全355項目の具体的なアクションの内の337項目について16年度末までに着手し、三重県地震対策会議や三重県防災事業推進委員会等で各事業の進捗管理が行われている。

しかし、県民の防災意識の向上、避難体制の確立、自主防災組織の活性化など引き続き取り組むべき課題もあることから、今後とも「三重地震対策アクションプログラム」に基づく地震対策を市町村や関係機関等と連携して計画的、重点的に推進されたい。

講じた措置（防災危機管理分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

・　国の中央防災会議が発表した地震被害想定結果に基づき、新たな知見による三重県の地震被害想定調査結果を公表しました。
・　市町村等地震対策協議会を３回開催し、平成17年度事業等について、意見交換、情報共有等を行いました。
・　県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオを活用した啓発、県内各地での市町との共催による地震防災講演会・シンポジウムの開催、防災啓発冊子の全戸配布などを行いました。
・　地域の防災力を高めるため、防災コーディネーター育成講座を開催し、地域の防災に関するリーダーとなるべき人材の育成を行いました。
・　地域防災力向上の重要な役割を果たす市町防災担当者や企業防災担当者の防災力向上を目指すため、昨年度に引き続き防災教育センターによる研修を実施しました。
・　３県民局において、地域の防災力を担う多様な主体が連携する新たな組織を立ち上げ、地域の防災力向上のための取組に着手しました。
・　観光地の避難対策マニュアルを市町及び商工関係団体に配布し、観光地における避難対策の取組を呼びかけました。
・　市町に対し、次のような支援を実施しました。
　①　住民参加による津波避難計画策定（全沿岸市町）
　②　自主防災組織の育成及び活性化の促進
　③　地域特性に応じた市町の提案による地震対策事業の実施

2　取組の成果

・　三重地震対策アクションプログラムの進行管理を行い、適切な地震対策を推進することで、各アクション項目の実効性を確保することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

三重地震対策アクションプログラム及び県民しあわせプランの重点プログラムに基づき、昨年度までの事業に加え、新規事業にも着手し、地震対策を強化していきます。

・　平成19年度以降の地震対策の取組方針を検討し、第２次地震対策アクションプログラムを策定します。（新規）
・　県民の地震防災意識の向上を図るために、テレビ・ラジオによる普及啓発、県内各地での地震防災講演会の開催等を行います。（継続）
・　市町等に対し、次のような支援を行います。
　①　地域防災力の向上によって地震災害による被害の軽減を目指すため、緊急地域総合防災推進事業補助金により、地域の実情に応じた地震対策を支援します。（継続）
　②　迅速な避難を促すため、緊急避難路整備事業補助金により、国の補助対象外の避難路・避難地の整備を支援します。（継続）
　③　津波来襲時に高台等の避難場所を確保できない地域の解消を図るため、津波ステーション整備事業補助金により、一時避難施設の整備を支援します。（継続）
　④　避難所の耐震診断とともに耐震化を促進するため、緊急避難所（公共的施設）耐震化促進整備事業補助金により、耐震化補助のない公共的な避難所の耐震化を支援します。（継続）

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

２　初動体制の確立

県の防災力の向上を図るため、総合防災訓練をはじめとする各種の訓練を県民、防災関係機関等と連携して実施している。

しかし、災害対策本部等が設置された際の所掌業務を約２割の職員が把握しておらず、また、独自の取組や地方災害対策部を設置する上での課題の検証と対応が行われていない県民局が見受けられる。

非常参集訓練の結果の検証などを基に初動体制の確立に向けた課題について全庁的に点検し、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が確保されるよう努められたい。

講じた措置（防災危機管理分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　情報伝達訓練（事前通知せず）

春の定期異動後、新体制における連絡体制の確認及び早期有事即応体制の確立を目的として、４月27日午後10時から全職員を対象とした情報伝達訓練を実施しました。

(2)　職員参集訓練（事前通知せず）

即応力の向上を目的とし、突発的災害時における職員の対応人員の確保について検証するため、９月１日午前６時30分から、２時間30分以内に各庁舎へ参集可能な職員を対象とした実動の参集訓練を実施しました。

上記訓練に際し、参集した職員を対象として各部局・県民局の各所属単位で、初動対応マニュアルの確認・検討、関係機関等との連携訓練（想定を含む）を実施し、職員が所属する各班毎の所掌業務の理解・把握の向上に努めました。

(3)　緊急初動対策要員

上記要員を対象として、11月に12庁舎において

○　研修（東海・東南海・南海地震について、緊急初動対策要員制度について、緊急初動対策要員の任務）

○　災害対策本部設置訓練（総括班設置訓練、通信機器の設置等）

を実施しました。

２　取組の成果

上記の３項目の取組により、各職員の防災意識を向上させ、もって組織の有事即応力の向上に努めました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き下記の訓練等を実施し、職員の防災意識の向上を図るとともに、初動体制の確立に努めます。

○　情報伝達訓練（事前通知せず・春の定期異動後、可能な限り速やかな時期）

○　職員参集訓練（事前通知せず・上記以後年末迄の時期）

○　緊急初動対策要員の研修及び訓練（上記同様の時期）

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

３　県民の防災意識の向上

避難場所の周知度が高まるなど地震防災対策強化地域における「自助」の意識等は徐々に進んでいるが、一方で紀伊半島南東沖地震の際に避難をした人が僅かであったなどの課題も残っている。

県民一人ひとりの防災に対する意識が向上し、適切な行動を取れることが防災対策を推進する上で不可欠であるので、県民の防災意識の向上に市町村等と連携して引き続き取り組まれたい。

講じた措置（防災危機管理分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

・　県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオによる定時番組を作成し、毎週テーマを変えて、地震対策をはじめとする様々な防災対策に関する啓発を実施しました。
・　制作したテレビ番組については、県内のケーブルテレビ各社に提供し、再度放送しました。
・　市町との共催により、県内約30カ所において、地震防災に関する学識経験者や先進地の防災リーダー、語り部などによる地震防災講演会・シンポジウムを開催しました。
・　全面カラー32頁で、地震に関する知識や様々な地震対策についての解説がされている防災啓発冊子「地震防災ガイドブック」と県内の震度予測、主要地点の津波の到達時間と高さ、主要な活断層の位置などを掲載した「わが家の防災情報シート」を全戸に配布しました。
・　県政だよりに、毎月「防災一口コラム」を掲載しました。
・　地震体験車を様々な地域での取組の際に活用し、地震の怖さを体験してもらいました。
・　住民参加による津波避難計画づくりは、平成17年度末までに、192地区／約360地区で取り組みました。

２　取組の成果

・　防災に関する県民意識調査の結果、自宅の家具を固定している人の割合、自宅付近の指定避難場所を知っている人の割合は、少しずつ増加しています。
・　防災に関する県民意識調査の結果、防災啓発冊子の配布により、非常持ち出し品をまとめた人35.9%、食料・水の備蓄を始めた人30.1%など、県民の取組が促進されました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオによる定時番組を作成し、毎週テーマを変えて、地震対策をはじめとする様々な防災対策に関する啓発を実施します。（継続）
・　市町との共催により、県内約30ヵ所において、地震防災に関する学識経験者や先進地の防災リーダー、語り部などによる地震防災講演会・シンポジウムを開催します。（継続）
・　県政だよりに、毎月「防災一口コラム」を掲載します。（継続）
・　地震体験車を様々な地域での取組の際に活用し、地震の怖さを体験してもらいます。（継続）
・　「県民防災の日（仮称）」の制定により記念事業や交流の場を設けるほか、県内外の先進的な防災の取組を調査し紹介していきます。（新規）
・　住民参加による津波避難計画づくりは、平成18年度末までに、全沿岸地区で取組に着手します。（継続）

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

4　地域における防災力の向上

自主防災組織率は、平成16年度には88.6%で全国第５位となっており、自主防災組織訓練等実施率も徐々に向上している。

地震等大規模な災害が発生した際には、交通の遮断や断水、電話の不通等が予想され、被害拡大の軽減・防止のためには地域住民による初期の防災活動が最も効果的であることから、市町村と協働して自主防災組織の組織率を高めるとともに、より実効性のある組織づくり、訓練等実施率の向上など、自主防災組織の活性化を図られたい。

また、消防団については、団員の減少、サラリーマン化傾向にあるが、非常時において地元の事情に詳しい消防団は大きな力となることから、市町村等と連携して引き続き消防団の活性化対策を講じるとともに、企業や事業所における防災組織への働きかけを行い、災害発生時の支援体制の充実に努められたい。

講じた措置（防災危機管理分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

・　自主防災組織の活性化を図るため、「自主防災組織活性化委員会」を開催し、同委員会において自主防災リーダーハンドブックや啓発ビデオを作成しました。また、県内７地区で開催した自主防災リーダー研修会は、地域の防災体制の指導的な役割を担う消防団との連携を図るため、消防団員との協働により実施しました。なお、市町に対しては、地域特性に応じた独自のカリキュラムにより自主防災リーダーの育成に努めるよう働きかけました。

・　消防団については、三重県消防協会に設置した「消防団のあり方に関する委員会」により、平成17年７月に消防団のあり方及び消防団員の確保等についての提言がなされ、これらを基に消防団員に対する研修や教育、消防団員の活動をテレビ、ラジオでＰＲするなど、活性化対策に取り組みました。

2　取組の成果

・　自主防災リーダーハンドブック及びビデオを自主防災組織に配布し、活動の徹底を図りました。また、７地域で開催した自主防災リーダー研修会は合計1,000名以上、県庁で開催した全体研修会は200名の参加を得ました。

・　三重県消防大会での消防団員雇用事業所２社に対する知事表彰や、ＦＭ三重、三重テレビ等において放送した消防団活動ＰＲ番組をビデオ化し、市町、消防本部、県民局等に配布し消防団員の確保を図りました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　地域防災力向上のために実施している「三重県防災教育センター」研修では、消防学校を会場とするほか、県内９会場において地域防災教育センターを開設し、自主防災組織・消防団・地元に密着した企業等の地域防災連携を図ります。

・　消防団については、「消防団のあり方に関する委員会」報告に基づき、今後も消防団員の確保や活性化対策に取り組みます。

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

５　市町村の防災力の向上

平成15年度に県内全市町村を対象に実施した市町村の防災力診断調査では、市町村により77.3から13.4までの格差が見受けられたことから、県・有識者で構成する防災力向上アドバイザーを市町村に派遣するなどの支援を行っているが、市町村合併が進展する中で、合併後の新市町において地域の実情や特性に即した防災力の向上が図られるように支援されたい。

講じた措置（防災危機管理分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

・　防災力診断の結果等を踏まえ、地域特性や市町村合併後の実情に即した支援を行いました。また、希望する市町には、防災力向上アドバイザーによる改善策のアドバイスを実施しました。

・　地域の防災力向上のため、消防学校に「三重県防災教育センター」を開設し、市町防災担当者等に対する研修を実施しました。また、「みえ防災コーディネーター育成講座」の開講により、地域で活動する防災リーダーを育成しました。

・　県民しあわせプランの重点プログラムとして、新たに「緊急地域防災力推進事業」を実施し、各地域における多様な主体が連携してネットワークを築き、地域の特性に応じた防災風土（文化）を育て上げるため、地域や市町の住民が主体となった事業にシフトしていく仕組みづくりを進めました。

２　取組の成果

・　市町に対する支援を行うことにより、地域において、住民参画による津波避難計画の策定やハザードマップの作成、災害時要援護者や観光客等を含めた避難所運営の検討等が進んでいます。

・　市町職員に対する「三重県防災教育センター」研修は管理職・一般職を対象に４回実施し、毎回30～50名の参加を得ました。また、みえ防災コーディネーターには64名を認定し、地域活動を進めています。

・　地域における防災ネットワークの構築については、東紀州・伊勢志摩・三泗地域を重点地域としてそれぞれの問題点について協議が行われているところです。

平成18年度以降（取組予定等）

・　市町防災力診断については、各市町の防災力を検証するため、平成18年度に再度これを実施します。

・　県内９地域において地域防災教育センターを開設します。

・　県内の沿岸部約350地域においては、住民参画による津波避難計画を平成18年度末までに全地域で完了するよう取り組みます。

・　「緊急地域防災力推進事業」に加え、新たに「みえの防災活力支援事業」を創設し、県内外の特色ある防災活動の情報発信のほか、「県民防災の日（仮称）」の制定に取り組み、減災に向けた県民活動の活性化を図ります。

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

6　防災情報の伝達と県民への情報提供

災害時に防災関係機関における情報伝達を的確に行うため、防災行政無線の再整備や防災情報システムの運用を行っており、平成16年度に発生した災害時に指摘された防災情報の伝達や被災情報収集にかかる課題についても改善に向けて検討・着手されているが、今後も訓練等を通じて課題等の把握と改善に努められたい。

また、災害発生時に県民への迅速・的確な情報提供を行うため、防災情報提供プラットフォーム（ＢＩＲＤ）などの整備を進めているが、今後さらに市町村、報道関係機関と連携し、災害発生時の情報提供に万全を期されたい。

講じた措置（防災危機管理分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

・　防災情報提供プラットフォームで使用している回線の増強をおこない、県民への情報提供手段である「防災みえ.jp」へのアクセスがより早くなるようにしました。
・　平成16年度に改修した防災情報システムを使用して訓練を実施しました。
・　防災行政無線の更新に伴い、新しい防災通信ネットワークの整備を実施しました。
・　「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する三重県連絡会」を設置し、市町、放送事業者及び県が連携した災害時の情報伝達の在り方について検討しました。
・　エフエム三重や日本放送協会をはじめとする放送事業者の災害図上訓練への参加を図り、県民への知事の呼びかけや被害情報の提供など災害広報の連携について訓練を実施しました。

2　取組の成果

・　回線の増強により、アクセス集中時におけるアクセス速度が向上しました。
・　新しい防災情報システムに対する習熟度が上がりました。
・　避難に関する情報をはじめとする防災情報の県民への提供について、各機関の情報提供の役割及び情報伝達経路について確認を図りました。
・　災害時の情報提供について放送事業者との連携要領を向上しました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　防災情報提供プラットフォームにおいては、多言語化を図る等、県民がより情報を得やすくなるようにしていきます。
・　新しい防災情報システムの習熟度がさらにあがるよう継続して訓練を実施していきます。
・　新しい防災通信ネットワークの利用の習熟度を上げるよう研修を行っていきます。
・　今後も「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する三重県連絡会」を通じて、県民へのより迅速かつ的確な避難に関する情報の提供のあり方について、検討を進めていきます。
・　引き続き、放送事業者の災害図上訓練への参加を促し、報道機関を活用した県民への迅速かつ的確な災害情報の提供について訓練を実施していきます。

施策名　（３１１）防災対策の推進

主担当部局名　防災危機管理局

監査の結果

7　木造住宅等の耐震化の促進

平成15年度から「待ったなし！耐震化プロジェクト事業」として木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助を実施しているが、16年度における補助の実績は耐震診断が目標8,000戸に対して4,018戸、耐震改修が目標100戸に対して41戸と目標に達していない。

地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも住宅の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

講じた措置（県土整備部　住まい政策分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

木造住宅の耐震診断件数や耐震補強件数は、目標に達していない状況であるため、普及啓発活動を積極的に行う必要があると考え、下記の取り組みを行いました。

①　地域住民向け普及イベントの開催
- 「大型店舗等での住宅耐震キャンペーンと住宅相談窓口設置」（11回）
- 「地震防災講演会でパンフレット等配布と相談窓口対応」（23回）
- 「出前トークの開催」（５回）

②　配布物等による普及啓発
- チラシ、パンフレットの印刷、ポスターの作成印刷
- 県政だよりでの周知

③　マスコミとの協働
- 三重テレビ等のテレビ番組制作への協力（防災危機管理局と連携）（13回）
- ＦＭ三重等のラジオ番組制作への協力（広報広聴室、防災危機管理局と連携）（８回）
- 県内主要６紙の新聞広告への掲載（広報広聴室、防災危機管理局と連携）（２回）

④　防災教育による普及
- 小中学校における住宅耐震を含んだ防災教育（教育委員会と連携）（24校）

⑤　専門家養成と協働
- 耐震診断や耐震補強の技術者向け講習会開催（５回）
- 耐震ネットワークを構築し、コーディネーターを養成する研修会開催（２地区）
- 住宅改修（耐震・バリアフリー化のための）アドバイザー講習会開催（１回）

⑥　市町との連携
- 担当者会議の開催（４回）
- 取組強化のための市の幹部への働きかけ（７市）

⑦　産・学・官との連携
- 今年度から、産（建築士等の団体、ＮＰＯ）、学（三重大学）、官（県と市町）で「三重県木造住宅耐震化推進会議」を設置して、「施策・認定」「診断」「補強」「広報」のワーキンググループで、費用軽減につながる新たな補強工法の検討や効率的な県内の広報活動統一化などの検討を行っています。

2　取組の成果

平成17年度の防災に関する意識調査（平成17年10月）によると、県民の東海・東南海・南海地震への関心度は「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせると93%となり、大地震に対する関心が高いものの、耐震診断や補強までの行動には至っていない結果となっています。

(1)　木造住宅耐震診断支援

平成17年度は目標を8,000戸とし、年度当初から全市町村（47/47）で事業に取り組みました。年度末までに3,064戸の診断を行い累計で10,875戸となりました。

(2)　木造住宅耐震補強補助

平成17年度は29市町中22市町が事業に取り組み、年度末までに120戸の補強補助を行い今年度目標125戸にもう一歩でした。

平成18年度以降（取組予定等）

実績をあげている市町において、自治会や自主防災組織のような特定多数の方に直接説明会を開催するなどの取組がなされていることから、その手法を他の市町にも働きかけます。

同様に、特定多数の方への働きかけが期待できる企業、事業所においても、住宅耐震化の必要性を直接従業員に説明できる場を設けるなどの協力を依頼します。自治会や企業、事業所などへの説明にあたっては、建築士などの耐震コーディネーターや建築士会などの関係団体と協働で取り組みます。

平成17年度に産・学・官で設置した「三重県木造住宅耐震化推進会議」において、耐震診断を受けた方を対象に行ったアンケート調査（平成17年度末集計）を分析して、効果的な普及方法を検討するとともに、同会議で研究をしている費用軽減につながる簡易な補強方法の研究成果（平成17年度末報告）を実際の補強に活かせるように検討をします。

また、昨年度取り組んできた以下の普及啓発事業に引き続き取り組むなど情報提供に努めます。

① 地域住民向け普及イベントの開催
② 配布物等による普及啓発
③ マスコミとの協働
④ 防災教育による普及
⑤ 専門家養成と協働
⑥ 市町との連携
⑦ 産・学・官との連携

施策名　（３１２）治山・治水・海岸保全対策の推進

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

1　ハザードマップなどのソフト対策の推進

近年、局所的・短時間の豪雨の頻度が高くなっており、本県でも平成16年の台風21号により、宮川村や紀北町などで甚大な被害が発生した。土砂災害や洪水などを防ぐハード（施設）整備については着実に進んでいるものの、土砂災害保全率の伸び率が年1%未満であるなど、早期の進捗は見込めず、減災に資するハザードマップ（被害想定区域や避難所等を示した地図）や土砂災害情報相互通報システムなどのソフト対策の重要性が増している。ハザードマップは市町村を通じて作成されるが、平成16年度で作成済みの市町村は、土砂災害分が29、洪水分が15であるので、引き続き作成の促進に取り組むとともに、他のソフト対策にも計画的に取り組まれたい。

また、東南海・南海地震などによる津波被害が懸念される熊野灘沿岸部において、防潮扉等の自動化を進めているが、迅速な閉鎖による背後地の防護は重要であるので、計画的に整備を進められたい。

講じた措置（流域整備分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

（河川室）

・　著しい進捗が見込めないハード（施設）整備を補完するためのソフト対策については、洪水時に流域住民が迅速に避難できるよう市町が作成する洪水ハザードマップ作成支援のため、浸水想定区域図を作成しました。

（砂防室）

・　ソフト対策については、新たに３町でハザードマップの作成を行うとともに、土砂災害情報相互通報システムの整備を実施しました。

・　いなべ市藤原町で土砂災害警戒区域の指定を行うなど、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進めました。

（港湾・海岸室）

・　津波に対して避難等のソフト対策を支援し、津波等の被害を軽減するための大型防潮扉の閉鎖操作自動化を進めました。

2　取組の成果

（河川室）

・　ソフト対策の取組成果としては、浸水想定区域図作成事業（重点プログラム）や平成17年度に新規創設された国庫補助事業により、８河川（相川、外城田川、相合川、中ノ川、五十鈴川、木津川、服部川、柘植川）の浸水想定区域図を作成し、４市（津市、伊勢市、鈴鹿市、伊賀市）へ提供し、平成17年度は、旧久居市で洪水ハザードマップが作成されました。

（砂防室）

・　ソフト対策では、土砂災害情報相互通報システム整備事業により2,628箇所の土砂災害危険箇所で整備を図り、累計７市町、5,272箇所で情報共有が行えるようになりました。また、旧北勢町、旧員弁町、旧大内山村でハザードマップの作成を行い、旧市町村単位で累計32市町村のハザードマップの作成を行いました。

また、土砂災害に対する意識を向上させるため、研修や出前トークなどの実施、広報等による情報の提供などにより、周知・啓発を図りました。

・　いなべ市藤原町の２地区（17箇所）で土砂災害警戒区域の指定を行いました。

（港湾・海岸室）

・　津波等の被害を軽減するための対策である大型防潮扉の閉鎖操作自動化について、尾鷲港他10港　25基の整備を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

（河川室）

ソフト対策については、平成18年度も引き続き市町の洪水ハザードマップ作成が進むよう、５河川の浸水想定区域図を作成し、４市町に提供する予定です。

（砂防室）

ソフト対策については、防災危機管理局と連携しながら、土砂災害情報相互通報システム整備事業により、平成18年度までに土砂災害危険箇所8,205箇所（15市町）で土砂災害に関する情報の共有化を進めます。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定については、基礎調査を実施し、約700箇所で指定を行うように進めます。

この他にも土砂災害に対する意識の向上を図るため、引き続き研修や出前トークなどを実施し、周知・啓発を図ってまいります。

なお、土砂災害ハザードマップの作成は平成18年度以降、砂防事業での作成ができなくなるため、市町が防災マップを作成する際に、土砂災害危険箇所も記載するように働きかけます。

（港湾・海岸室）

津波に対して避難等のソフト対策を支援し、津波等の被害を軽減するための大型防潮扉の閉鎖操作自動化について、整備基数累計80基を目指して41基の整備を進めます。

また、防潮扉の管理体制については、関係市町と協働し、適切な管理に努めていきます。

施策名　（３１２）治山・治水・海岸保全対策の推進

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

２　海岸保全施設の耐震性確保の計画的な推進

東南海・南海地震の発生が懸念される状況の中で、高潮・津波等を第一線で防護する海岸保全施設の耐震性の確保を図るため、詳細調査が必要な保全施設を抽出する目的で、液状化判定を含む簡易点検に着手している。

平成16年度までに点検済みの231.8kmのうち、46%に当たる107.0km区間で危険度が高いと判定されているが、これらの区間については、計画的に詳細調査を実施されたい。また、簡易点検が未実施の163.7km区間については、優先度を考慮のうえ、計画的・重点的に点検を実施されたい。

講じた措置（県土整備部　流域整備分野、農水商工部　担い手・基盤整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

（港湾・海岸室）

簡易耐震点検結果や津波シミュレーション結果等を踏まえ、今後優先的に詳細な調査や整備を行う必要性が高い箇所の絞り込み作業を進めました。

また、海岸整備アクションプログラムや海岸保全基本計画への位置づけを行い整備に向けた計画立案のため関係機関との調整を進めました。

（水産基盤室）

平成15年度に行った点検調査以外の地区（55地区）について津波危機管理対策事業及び県単漁港改良事業（調査）で調査を実施しました。

（農業基盤室）

過去に事業実施した海岸について、防護人口の有無等を調査しました。

２　取組の成果

（港湾・海岸室）

今後優先的に詳細な調査や整備を行う必要性が高い箇所の絞り込みを行うとともに、抽出された箇所を踏まえた、海岸整備アクションプログラムや海岸保全基本計画の見直し作業に着手し、平成18年度の早期完了を目途に作業中です。

（水産基盤室）

三重県下の漁港海岸の調査結果に基づき、浸水人口、到達時間を総合的に勘案したアクションプログラム作成の為の基礎資料を作成しました。

（農業基盤室）

調査した背後地の状況により、耐震調査の必要性と優先順位を明確にしました。

平成18年度以降（取組予定等）

（港湾・海岸室）

見直しを行った海岸整備アクションプログラムや海岸保全基本計画を踏まえて、耐震化を視野に入れた調査、整備に向けた計画立案、整備を進めていきます。

（水産基盤室）

関係市町及び関係部局と調整を図りアクションプログラム等を作成し、施設整備等のハード対策と避難路の確保、情報の提供・伝達のソフト対策を組み合わせた総合的な対策を進めてまいります。

（農業基盤室）

農地海岸における海岸保全施設については、重要課題対応枠予算等を活用しながら、全ての海岸について防護人口の有無を調査し、緊急度の高い施設から耐震点検を実施することにより、今後、計画的な地震対策につなげてまいりたい。

施策名　（３１２）治山・治水・海岸保全対策の推進

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

３　総合的な治山対策の推進

木材価格の長期的な低迷などによる林業採算性の悪化から、間伐などの手入れが不足した森林が全国的に増えており、土砂流出防止機能や水源涵養機能など、森林の持つ公益的機能が低下する傾向にある。本県でも、平成16年の台風21号により、宮川村で甚大な土砂災害が発生するなど、災害を防止する機能の低下した森林の増加が危惧されている。

災害に強い森林づくりを進めるため、治山事業の前提となる保安林指定の拡大や、間伐等の森林整備と治山ダム等の施設整備を併せた総合治山事業（県内７地区で実施中）を引き続き行うなど、総合的な治山対策を進められたい。

講じた措置（環境森林部　森林・林業分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　国庫補助治山事業

水源かん養機能の回復・向上を図るため、重要な水源地上流の荒廃森林を対象に、荒廃地等の復旧整備と併せて機能が低下した周辺森林の整備を総合的に実施しました。

・水源流域広域保全事業、水源流域地域保全事業を３市１町の４地区で実施しました。

(2)　県単治山事業

新規事業として、山地災害を未然に防止するため、人家等に近接した崖地等の山腹崩壊危険地の保全対策を緊急に実施するとともに、森林の機能が低下した林分について、間伐等の森林整備を併せて３市６町１村で実施しました。

・（新）人家等保全防災機能強化緊急対策事業
林地崩壊防止施設11箇所、森林の整備80ha

(3)　保安林指定

平成17年度末保安林指定面積　90,800ha（予定）

２　取組の成果

荒廃した森林の復旧や、山崩れ・土石流などの山地災害の危険箇所の整備により、森林の保全に寄与し、地域住民が安全で安心して暮らせる生活環境を確保しました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　国庫補助治山事業

引き続き、水源流域広域保全事業、水源流域地域保全事業を３市１町の４地区で実施するとともに、森林の持つ水土保全機能を高度に発揮するため、民有林と国有林を一体とした全体計画が策定されている流域において、施設の整備と併せて周辺森林の整備を実施予定です。

・特定流域総合治山事業を１市１町の２地区で実施予定

(2)　県単治山事業

引き続き、人家等保全防災機能強化緊急対策事業を４市６町において、林地の保全対策を17箇所、森林整備を85ha実施予定です。

(3)　保安林指定

平成18年度保安林の指定面積の目標を91,000haとし、引き続き保安林指定の拡大を推進します。

施策名　（３４３）生活保障の確保

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

1　生活保障の確保と自立支援

生活保護については国の制度に則って実施されており、高齢化の進行、産業構造の転換等により、県内においても保護率が上昇している。保護世帯のうち高齢者世帯、傷病・障害者世帯は86.4%を占めており、職員には保護の決定や自立支援について福祉を中心に他施策・制度にかかる幅広い知識が求められている。

適切な保護が行われるよう、研修等を充実しさらに職員の資質の向上を図るとともに、市福祉事務所との連携を図り、監査室による監査等を充実されたい。

また、国では、被保護者の自立を促進するため、平成17年度から自立支援プログラムを導入している。県においても、それぞれの世帯に応じた処遇、助言等を行うなど適切な支援を行うとともに、ハローワーク等国や県の雇用担当部局と連携を強化し、被保護者の就労を支援されたい。

講じた措置（福祉・子育て分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

（1）　研修、監査等の実施

①　生活保護施行事務監査→事務所の適正な運営を確保するため年1回の監査指導を実施。

②　事務所運営支援→監査結果への対応確認、制度運用の助言等のため年1回運営支援を実施。

③　各種研修会の開催→新任現業員研修（平成17年5月24日・25日）
中堅現業員研修（同10月4日）、査察指導員研修（同11月14日）
障害者自立支援法研修会（平成17年12月20日）

④　自立支援プログラムへの取組指導→事務所運営基本方針ヒアリング時に併せて実施。（5月）

⑤　生活保護受給者等就労支援事業の説明会→
当該ハローワーク事業の活用を査察指導員に促しました。（平成17年7月1日）

（2）　自立支援への取組（自立支援プログラムに関する生活保護制度運営研究会の開催）

福祉事務所へ情報を提供し自立支援への取組を促すことを目的として、被保護者に対する支援の実施手順等を定める個別支援プログラムについて検討を行い、資料を作成しました。

（5福祉事務所職員が参加（県2、市3）、平成17年8月～平成18年1月までの間で6回開催）

2　取組の成果

監査、運営支援および運営基本方針ヒアリングは、県内全21事務所に対して実施。

研修へは、新任42名、中堅23名、査察25名、障害者自立支援41名、就労支援27名が参加。

制度運営研究会において5種類の個別支援プログラム要綱(例)を作成し、福祉事務所へ提供。

平成18年度以降（取組予定等）

適切な保護が実施されるよう、福祉事務所職員研修、福祉事務所監査等を実施するとともに、適宜適切な情報の提供、関連する他制度の改正に応じた必要な研修を実施して行きます。

また、被保護者の就労支援については、三重労働局との連携を継続し、生活保護受給者等就労支援事業の活用等に取り組みます。

施策名　（３４３）生活保障の確保

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

２　生活保護費の不正受給の防止

生活保護費については、平成16年度に19件8,204,939円の不正受給が発生しており、また、資力発生、不正受給等による生活保護費返還金の未収金額は73,240,703円となっている。

生活保護の受給者に対する制度の周知徹底、申請時や保護開始後の的確な訪問調査・収入調査による世帯の実態把握により、保護費の過払いや不正受給を防止するとともに、返還金が生じた場合は、速やかに徴収するなど債権管理を的確に行われたい。

講じた措置（福祉・子育て分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当ＧＬ会議等の機会を通じ、各福祉事務所に受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施および保護決定事務への慎重な対応等について指導するとともに、債権設定・徴収への適切な対応について確認等を行いました。

(1)　生活保護施行事務監査→事務所の適正な運営を確保するため年１回の監査指導を実施。

(2)　事務所運営支援→監査結果への対応確認、制度運用の助言等のため年１回運営支援を実施。

(3)　各種研修会の開催→新任現業員研修（平成17年5月24日・25日）
中堅現業員研修（同10月4日）、査察指導員研修（同11月14日）

(4)　生活保護担当ＧＬ会議（県福祉事務所対象）→3回実施
（平成17年5月27日、同9月27日、平成18年2月20日）

(5)　債権管理事務担当者会議の開催→政策企画室審査Ｇが開催。返還金の債権管理等について的確な対応を指示。（平成17年4月28日、同11月24日）

２　取組の成果

平成17年度未収金状況（現年度分）：35件、 8,439,172円〔平成18年1月末現在〕

平成16年度未収金状況（現年度分）：49件、14,394,371円

平成18年度以降（取組予定等）

生活保護の不正受給については、各種の機会を活用し、引き続き次の事項の周知徹底を図ります。

(1)　生活保護制度における被保護者の権利と義務の周知徹底

(2)　保護の新規申請時における扶養調査、預貯金調査等の適正実施の徹底

(3)　収入申告書の定期・随時徴収と課税台帳との突合の徹底

(4)　資産申告の徹底（保護台帳、自主的内部点検での整理）

(5)　現業員の日常的な訪問活動による生活実態の把握とそれに係る査察指導の進行管理の徹底

返還金の債権管理については、福祉事務所において的確な対応がなされるよう、健康福祉企画室審査Ｇと連携して取り組みます。

施策名　（３４３）生活保障の確保

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

３　福祉医療費助成制度の充実

福祉医療費助成制度は、県独自の事業として心身障害者、乳幼児等に対する医療費助成を実施しており、市町村と協議しながら国の医療制度改革等環境変化に合わせた制度改正を行っているが、補助の対象者や内容、基準等については県内市町村で差があるので、今後とも実施主体である市町村と制度のあり方について継続的に検討を行われたい。

講じた措置（福祉・子育て分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

健康福祉部と県内市町の代表で構成している福祉医療費助成制度改革検討会（作業部会含む）を４回開催し、次の事項について検討を行いました。

［開催状況：検討会　平成17年10月31日（久居庁舎）、12月1日（津庁舎）、12月20日（津庁舎）
作業部会　平成18年1月24日（津庁舎）］

・医療制度改革や障害者自立支援法の制定等に伴う福祉医療費助成制度のありかたについて

・少子化を踏まえた乳幼児医療費助成制度のありかたについて

２　取組の成果

(1)　福祉医療費助成制度改革検討会で、平成20年度の医療制度改革の時期を目途に、医療制度改革等の福祉医療費助成制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、18～19年度で制度改革を検討することが決定されました。

(2)　乳幼児医療費助成制度の対象者を、入院について、平成18年9月1日から、義務教育就学前まで拡大することとしました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成２０年度を目途に、次のような予定で制度改革を進めます。

・平成１８～１９年度　福祉医療費助成制度改革検討会での検討、関係者との調整

・平成２０年度　医療制度改革の時期に併せて福祉医療費助成制度改革を実施

施策名　（３４３）生活保障の確保

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

４　福祉医療事業協力交付金の見直し

福祉医療費助成制度における各医療機関の協力に対し、制度の促進と円滑な実施を目的に県医師会等に定額補助を行っている。

前回行政監査（平成15年度）の意見により補助対象事業の明確化が図られたが、今後さらに事業の成果を把握し、透明性の確保、効率的な補助金の活用を図られたい。

講じた措置（福祉・子育て分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　交付金の交付目的等の更なる明確化を図るため、平成１７年９月に交付要領の改正を行い、交付目的、交付対象経費、交付対象事業等を詳細に規定しました。

(2)　交付対象者が提出する実施計画や実績報告等について、交付対象事業と実施事業の対応が明確となるよう記載の方法を交付対象者に指導しました。

２　取組の成果

交付要領の改正や実績報告書等の交付対象事業と実施事業の対応の明確化により、事業の成果の把握と透明性の確保が進み、交付金の活用の充実が図られることとなります。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度の交付要領の改正の趣旨を踏まえ、適正な事業の推進と成果の向上を、交付対象者に指導します。

施策名　（３４４）高齢者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

1　介護保険制度の健全な運営の促進

介護保険制度の導入後5年が経過し、要介護（支援）認定者が急増している。介護保険施設・事業所は年々増加し、平成17年4月1日現在で県内には1,920施設・事業所がある。

県では施設・事業所に対し指導・監督を行っているが、介護報酬の不適正受給事業者は16年度には152事業者と15年度の約1.8倍となっている。高齢者が安心してサービスを受けられるよう、市町村等と連携・協力し、施設・事業所の指導・監督体制をさらに強化されたい。

また、介護保険財政安定化基金を設置し、保険料の不足等が生じた場合に市町村等保険者に貸付等を行っているが、16年度には貸付団体数、金額が7団体、314,030千円と大幅に増えているので、介護保険制度の健全で円滑な運営を促進されたい。

なお、17年6月には介護保険法が改正され、介護保険施設における居住費用等の給付の見直しとともに、18年度からは介護予防重視型システムへの転換等が予定されている。法の改正に伴う事業の再編等に対しては、利用者の立場に立った円滑な対応が図られるよう、市町村や社会福祉法人等の支援を強化されたい。

講じた措置（長寿・障害分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　施設・事業所所在地の市町村と合同で実地指導を実施し、施設・事業所の指導及び監視の強化を行いました。

(2)　介護保険財政の適正運営を行う基礎となる第３期市町介護保険事業計画（H18～20）策定のための技術的助言として、全ての保険者に対して３回にわたるヒアリングを実施しました。

(3)　介護保険を円滑に運営していくため、新しい介護保険制度の核となる地域包括支援センターの設置に関する技術的助言や、市町が整備、指定及び監査指導を行うこととなる地域密着型サービスの事業者に関する指定事務や実地指導等の実務を、保険者に対し指導助言を行いました。

2　取組の成果

自立支援に沿った適正サービスの提供及び不正請求防止に寄与するとともに、次期３か年の安定した保険財政運営の基礎を確立しました。

平成18年度以降（取組予定等）

今年度に引き続き保険者と連携した施設・事業所の指導及び監視の強化に努めるとともに、地域包括支援センターの円滑な運営を図り、実効ある介護予防を実施し、保険給付費の抑制に繋げていきます。

このため、新予防給付マネジメント研修、地域包括支援センター職員研修及び同センターのリーダー職員養成のための研修を実施するとともに、県内の各地域包括支援センター間の情報の共有及び同センターの機能の向上（職員の資質向上を含む）を図るため、県が地域包括支援センター間の情報共有の場を設置し、３か年については、県が事務局を設置・運営していきます。

施策名　（３４４）高齢者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

２　介護サービス基盤の整備促進

「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護サービス施設等の整備を進めているが、要介護認定者の増加とともに特別養護老人ホームの入所申込者が年々増加し、平成16年度には12,079人となっている。

実態調査の実施、特別養護老人ホームの整備、入所基準に基づく入所の適正化等により、19年度には早急に入所を必要とする待機者は解消するとの見通しを立てているが、高齢者が安心してそれぞれに応じた適切なサービスを受けることができるよう、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備を促進されたい。

また、居宅サービスの利用者の割合が増加しているので、援護を必要とする高齢者が在宅で安心して生活できるよう、市町村における居宅サービスの充実、向上を支援されたい。

講じた措置（長寿・障害分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　特別養護老人ホーム等の広域型施設について、次のとおり整備を促進しました。

特別養護老人ホーム等13施設630床、ショートステイ用居室6施設100床

個室ユニットケア型への改修1施設100床

(2)　平成18年度に整備する特別養護老人ホーム等の広域型施設の整備方針を6月17日に公表し、事前審査会及び選定会議を開催して整備施設を決定しました。

特別養護老人ホーム等10施設496床、ショートステイ用居室6施設88床

在宅生活を支援するために小規模多機能施設の整備及び住宅改修に対して補助を行いました。

小規模多機能施設：4か所に補助、住宅改修：20市町に補助

２　取組の成果

(1)　特別養護老人ホーム等の整備により、早期に入所が必要な方の入所が図られました。また、個室ユニットケア型での整備により、入所者一人ひとりの生活を尊重したケアの推進が図られました。なお、ショートステイ用居室を整備することで、安心して在宅生活ができるようになりました。

小規模多機能施設の整備により、要援護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようになりました。また、住宅改修により安心して在宅生活ができるようになりました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　市町が整備する地域密着型サービス等の基盤整備が円滑に行うことができるよう、情報提供を引き続き行うとともに、広域型整備についても第３期介護保険事業支援計画に基づき整備を促進します。

２　在宅サービスを支援するために、ショートステイ用居室の整備を引き続き行っていきます。また、ショートステイ用居室の稼働率を向上させ、増大する当該サービスの需要に資するため、パソコン、携帯電話いずれでも利用可能な、ショートステイ空床検索システムを構築します。

施策名　（３４４）高齢者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

３　介護サービスにかかる情報提供の充実

苦情・相談窓口の設置等利用者の保護を図っているが、介護サービスの質を向上し、利用者が適切なサービスを選択するためには、介護サービス事業者に関する情報提供が重要である。

県では10分野33事業者において介護サービス情報の公表のモデル事業を実施するとともに、独自に「みえ福祉第三者評価」を実施し、評価結果等をホームページ等において公表しているが、施設の受審についてさらに促進するとともに、監査室が行う法人監査結果等についても、利用者の立場に立った情報提供に積極的に取り組まれたい。

講じた措置（長寿・障害分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　介護サービス情報の公表のモデル事業について、訪問看護3事業所、居宅介護支援事業所3事業所、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）3事業所で実施しました。また、来年度から本格実施に向けて制度の施行準備に努めました。

(2)　みえ福祉第三者評価について、介護老人福祉施設10施設、介護老人保健施設9施設の評価を7評価機関（株式会社3機関、ＮＰＯ法人2機関、財団法人1機関、社会福祉法人1機関）で実施しました。

(3)　平成16年度の指導監査結果について、県ホームページにより情報提供を17年10月に実施しました。

２　取組の成果

(1)　平成16年度から実施した介護サービス情報の公表のモデル事業は、本年度の3サービス9事業所を含め9サービス33事業所となりました。また、来年度からの本格実施のための指定調査機関及び指定情報公表センター等の準備を整えました。

(2)　「みえ福祉第三者評価」については、平成15年度の制度発足からの累計受審施設は、全介護老人福祉施設95施設中39施設(受審率41.1%)、全介護老人保健施設55施設中20施設(受審率36.4%)となりました。

(3)　指導監査結果の内容を情報提供することによって、事業者等に対する適正化の理解及び利用者が受けるサービスを検討する資料提供ができました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　介護サービス情報の公表のモデル事業は、訪問リハビリ、通所リハビリ、認知症対応型共同生活介護、介護療養型医療施設の4サービスにおいて実施を計画しています。

また、平成18年度から介護サービス情報の公表の本格実施に取り組むこととしており、訪問介護事業他8サービスから、順次取り組みを拡大していきます。

(2)　「みえ福祉第三者評価」は、平成18年度以降も、制度のＰＲや事業者団体等を通じての受審促進を行い、介護サービスの質の向上を図っていきます。

(3)　指導監査結果について、情報提供の内容を検討し、県ホームページにて18年10月に公表します。

施策名　（３４４）高齢者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

４　高齢者の社会参加の促進

みえ長寿社会大学の開催や老人クラブ活動の支援等を行っているが、高齢者が増えているので、教育委員会や国・県の雇用担当部局等と連携・協力し、住民にとってより身近な存在である市町村との役割分担を前提に、多様な社会参加の場や機会の拡大を促進されたい。

講じた措置（福祉・子育て分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　県社会福祉協議会に委託し、老人クラブやスポーツ関係団体等と連携のうえ以下の事業を実施しました。

・みえ長寿社会大学の開催

・みえ高齢者健康文化祭の開催

・全国健康福祉祭「福岡大会」への選手団派遣（157名）　　等

(2)　老人クラブ活動の支援については、市町との役割分担の下、単位老人クラブ、市町老人クラブ連合会に補助を行う全市町に対して補助を行いました。

また、平成15年度から老人クラブへの補助金の一部を、市町の指導・審査のもと、世代間交流などの地域貢献事業を行う単位老人クラブに、重点的に配分しています。

２　取組の成果

(1)　平成17年9月にみえ長寿社会大学14期生（225名）が卒業し、新たに長寿社会推進協力員となり、「明るく楽しい地域社会づくり」の推進に貢献しています。また、同年10月には15期生が入学し、18年9月まで290名の高齢者が学んでいます。

(2)　市町との役割分担の考えの下、市町が指導・審査を行った単位老人クラブの地域貢献事業は、117単位老人クラブが各1事業を実施することとなり、１９市町に対する助成を行いました。

(3)　みえ高齢者健康文化祭は、同種の取組が、県老人クラブ連合会において開催されていることから、事業の効率的運営、県と関係団体の役割分担の観点から17年度をもって廃止することとしました。

平成18年度以降（取組予定等）

高齢者の社会参加をより一層推進するため、市町等関係機関との連携の下、事業内容を精査し、適正な事業実施に努めます。

具体的には、みえ長寿社会大学について、民間における生涯学習活動の取組の活発化などから、18年9月（15期生卒業）をもって廃止し、代わって、18年10月から、弱体化した地域コミュニティを再生するため、高齢者の知識や活力を地域の課題解決に活かす取組を新たに開始します。

この新規事業（地域貢献シニア参画支援事業）の実施にあたっては、その目的である高齢者の地域貢献をより効果的に実施するため、活動のための環境づくり、仕組みづくり等について、教育委員会、市町、社会福祉協議会等との連携を十分に図っていくこととします。

施策名　（３４５）障害者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

1　障害者に対する支援の充実

措置費から、障害者がサービスを選択できる支援費制度へ移行し、2年が経過した。

県は「三重県障害者プラン」に基づき、グループホームや小規模作業所等の整備促進、障害者ケアマネジメント従事者等の人材育成、市町村や社会福祉法人等によるサービスの提供を支援し、デイサービスにかかる構造改革特別区域の認定、高次脳機能障害者や自閉症・発達障害者等への相談支援等を行っているが、国では、障害者の能力や適性に応じた地域での生活、社会参加を進めるため、障害者自立支援法などによる施策の見直しが進んでいる。

障害者が自ら適切なサービスを選択し、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さらに相談体制を充実するとともに、市町村や関係団体と連携・協力し、障害者が必要とするサービスを適切に受給できるよう支援されたい。

講じた措置（長寿・障害分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別により縦割りで、実施方法、実施主体がまちまちになっている障害者の相談支援体制の充実を図るため、16年度後半から検討を行ってきました。17年度には、障害者自立支援法の下での県の役割、市町村の役割と相談支援体制のあり方をまとめ、各圏域ごとに、各市町との具体的な協議に入りました。

18年度には相談がまとまった地域から順次、新体制での相談支援を開始する予定です。

2　取組の成果

17年度に、検討の結果作成しました３障害の相談支援体制案を圏域ごとに市町に提示し、各県民局保健福祉部が市町との意見を調整し、実施の方向を協議しています。

障害者自立支援法で規定されている市町の一次相談支援機能と県の専門的、広域的な相談支援機能を合わせ持った圏域ごとの相談支援体制の必要性については、市町の基本的な了解も得られ、具体的な実施方法の協議をしています。

平成18年度以降（取組予定等）

９箇所の障害保健福祉圏域において、早期に相談支援体制の確立に努めます。

施策名　（３４５）障害者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

２　障害者の就労支援

障害者にとって就労は重要な課題である。身体障害者総合福祉センターにおけるIT訓練の実施、障害者多数雇用事業所等に対する優先発注制度の創設等により障害者の雇用を促進するとともに、企業の協力を得て一般事業所での授産活動や介護ヘルパーの資格取得等職域の開拓を行っているが、さらに企業や関係団体と協力を深め、国や県の雇用担当部局と連携し、安定的な雇用につなげていくなど障害者の障害の程度と能力に応じた就労を支援されたい。

講じた措置（長寿・障害分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

16年度から知的障害者のヘルパーの資格取得を目指した取組をモデル的に開始し、就労に結びつけることができましたが、介護保険法の17年改正等で「介護従事者は介護福祉士の資格者中心」の方向となり、3級ヘルパーの資格そのものの有効性を含め制度変更が予想されるため、17年度中途で内容を一部変更し、「知的障害者就労支援講座」として実施しています。

また、施設外授産の事業についても、就業生活支援センター等関係機関の意見も聞き、障害者自立支援法による影響を配慮した内容に一部を改め、「就労サポートモデル事業」として、平成17年度後半からモデル的に行うこととしました。

２　取組の成果

「知的障害者就労支援講座」は、希望者も多く、研修修了後就労につながるような実習をしているところです。また、内容を改めた施設外授産事業については、説明会を開催し、支援希望者を募ったところ予想を上回る応募がありました。就労を希望する障害者は、現在「授産施設」「作業所」に予想外に潜在化（入所者の約半数が一般就労経験者）していることがわかりました。

平成18年度以降（取組予定等）

一般就労で失敗し、「授産施設」等に滞留している障害者の方々が、もう一度就労に向けた挑戦ができるような取組をしていきます。就労が特に困難な知的障害者や精神障害者の一般就労を支援する、「就労支援講座」、「施設外授産」（就労サポートモデル事業）等のモデル的な取組を引き続き実施し、ハローワーク、就業生活支援センター、授産施設等とともに障害者が「もっと働ける社会に」を目指す障害者自立支援法の理念を実現する取組を行っていきます。

施策名　（３４５）障害者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

３　障害者の地域生活支援施策の充実

障害者が地域で生活していくためには、住居の確保、生活、就業等への支援、相談機関の充実、救急時の医療ケア体制の整備等が必要である。

精神障害者福祉分野において、県では、こころの健康センターや各保健所において相談や訪問指導、県民への啓発を行うとともに、精神科救急医療体制等の整備を図っているが、精神障害者のための地域生活支援センター等社会復帰施設の整備や、ホームヘルプサービス等居宅生活支援事業の取組が進んでいない状況にある。市町村や病院、社会福祉法人、関係団体等との役割分担を明確にするとともに、連携・協力して、精神障害者や家族が安心して地域で生活できるよう、施策を充実されたい。

講じた措置

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　精神障害者の在宅福祉施策は、これまで国が入院医療中心の政策をとっていたこともあり立ち後れていますが、17年度は、東紀州地域に地域生活支援センターと福祉ホームの施設整備の補助を行いました。

(2)　市町村担当者会議において、精神障害者の居宅生活支援事業について一層の取り組みを要請しました。

２　取組の成果

(1)　東紀州地域に建設を進めていた地域生活支援センターと福祉ホームは平成１７年10月にオープンし、社会復帰施設の空白地帯は、南勢志摩地域のみとなりました。

(2)　市町村におけるホームヘルプサービス等居宅生活支援事業の取り組みは、市町村合併のため、昨年度とは単純に比較できませんが、利用者からのニーズがないため今年度実績の見込みのない市町は、3町に減少しました。

平成18年度以降（取組予定等）

地域生活支援センターを中核とした地域生活の基盤整備を進めてきたところですが、昨年成立した障害者自立支援法により、精神障害者の福祉サービスは大きく変わることとなりました。精神障害者の福祉サービスも身体障害者や知的障害者と一元化され、原則的にホームヘルプサービスなどは、障害者ホームヘルプ事業者（支援費の事業者）からサービスの提供を受けられることとなります。一方、地域生活支援センターは国庫補助制度が廃止（１８年９月末）とされ、これからの相談支援等福祉サービスの実施主体は市町となりました。新しい法体系の下、今後もサービスの低下がないよう情報収集に努め、市町との連携・協力や必要な支援の中で、精神障害者や家族が安心して地域で生活できるよう、施策を推進していきます。

施策名　（３４５）障害者保健福祉の推進

主担当部局名　健康福祉部

監査の結果

４　障害者の社会参加環境づくりの促進

「三重県地域福祉推進計画」に基づき、ガイドヘルパーや点訳・朗読奉仕員の養成、障害者スポーツ大会等を実施し、市町村が行う障害者の地域での生活や社会参加を促進する障害者社会参加促進事業を支援している。障害者の社会参加を促進するためには、より身近な存在である市町村の役割が重要であるので、役割分担を明確にし、障害者が地域社会の一員として生活し、社会参加しやすい環境づくりをさらに促進されたい。

また、点字図書館、盲人センターについては、「三重県視覚障害者支援センター」として指定管理者制度を導入するが、センターの利便性や機能が向上するよう、障害者のニーズの把握、関係団体等との連携を十分に図られたい。

講じた措置（長寿・障害分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

障害者社会参加促進事業に関しては、広域的な見地に立って行う事業は県が実施し、地域の特性に応じて行うべき事業は、障害者にとってより身近な市町村が実施するという役割分担の考えの下、事業の推進に努めました。

具体的には、

(1)　手話通訳者等の派遣事業について、全市町が事業に取り組むための、モデル要綱の作成や説明会などの開催。

(2)　聴覚障害者の社会参加の担い手である要約筆記奉仕員の養成講座について、地域のニーズに基づく、人材を早期に確保するための養成期間の見直し。（２年間から１年間に短縮）

などの取組を行い、効果的な事業の実施に努めました。

２　取組の成果

(1)　手話通訳者等の派遣事業については、平成１８年１０月の障害者自立支援法の施行に合わせ、新たに実施する市町ができる見込みであり、障害者にとってより身近な地域での取組が進んでいます。

(2)　障害者のニーズに対応するよう各種事業を実施しました。特に養成研修では要約筆記奉仕員２０名、手話通訳者１７名が新たに修了し、地域での活動が期待されています。

平成18年度以降（取組予定等）

１　障害者の自立と社会参加に向けての基礎的条件を保証するため、障害者社会参加促進事業を引き続き実施していくとともに、障害者にとってより身近な市町で実施されることが望ましい事業については、役割分担を明確にし、地域での取組を支援していきます。

２　平成18年度から新たに事業を開始する「視覚障害者支援センター」については、指定管理者と連携し、視覚障害者の福祉を推進するための拠点としての機能を果たすよう、適切な事業運営に取り組みます。

施策名　（４１２）大気環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

１　地球温暖化防止に向けた取組の推進

地球温暖化防止に向けて、「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して取り組んでいるが、「温室効果ガス」の9割以上を占める二酸化炭素について、県内の平成14年度における排出量は、1990年（平成2年）に比べ14%増加しており、全国の増加率（11%）を上回っている。

県内の経済状況の影響もあり、二酸化炭素排出量が大きく増加していることから、これまでの取組を検証し、課題・問題点を分析・整理して、より効果的に削減が行われるよう具体的な仕組みの構築に向けて取組を進められたい。

特に、民生部門が43%、運輸部門が40%と著しく増加しているので、実効性ある対策を早急に講じるとともに、企業や県民一人ひとりに対し一層の理解を求め、具体的行動が促進されるように取り組まれたい。

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　平成12年3月に策定した「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」に基づき、大規模事業所に対する削減計画の策定の義務付けや太陽光発電等の新エネルギーの導入促進等の取組を進めてきました。

(2)　京都議定書の発効を受けて国が策定した「京都議定書目標達成計画」の考え方と整合を計り、また、今後、削減に向けてさらに実効性を高め、進行管理が適切に行えるよう、チャレンジ6の見直し作業を進めています。

(3)　増加傾向の大きい民生、運輸部門については、三重県地球温暖化防止活動推進センターや地域協議会と連携し、地球温暖化防止活動推進員等を活用しながら、普及・啓発活動を進めています。

・推進員委嘱人数　58名

・推進員が実施したイベント出展、出前講座などによる普及・啓発者数
　延べ約4,700名（H18.3.15現在）

・省エネラベルキャンペーン参加家電販売店　151店舗

(4)　平成17年11月からは、スーパーマーケット等の事業者の協力のもとに、参加者が店頭でサービスの提供を受けることができる新しいエコポイントシステムを、これまでの県が支援金を支給する方法と並行して実施し、家庭における電気使用量等の削減の取組を進めています。

２　取組の成果

県内の二酸化炭素排出量は、1999年（平成11年）以後、わずかですが減少傾向にあり、2003年度（平成15年度）は、前年の2002年度（平成14年度）と比較して約１％（※）減少しました。

※　（今後、算定方法の変更により、数値の変動の可能性があります。）

平成18年度以降（取組予定等）

１　三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネラベルキャンペーンの実施など、県民への普及・啓発や情報提供等を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員を活用して地域での二酸化炭素削減運動を進めます。

２　平成17年度から始めた新しいエコポイントシステムの普及を図るなど、電気等の使用量の削減活動等の自主的な二酸化炭素排出削減活動をより一層促進します。

３　市町村、住民、各種団体、事業者等が構成員となり、地域において地球温暖化対策に取り組む「地域協議会」の設立を促進します。

４　新エネルギーの導入促進等を担当する部局と連携をとりながら、地球温暖化対策の取組を総合的に実施することにより、増加傾向にある民生、運輸部門における実践的な取組を促進します。

施策名　（４１２）大気環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

２　アスベスト対策の推進

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、アスベスト飛散対策会議を設置し、各部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

吹付けアスベストについては、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進し、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携を強化して取り組むとともに、県民の不安解消のための健康相談への対応などアスベスト対策の進行管理を的確に行われたい。

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　アスベスト飛散対策会議の開催

アスベスト調査の結果や対策の実施状況に関して情報共有や意見交換を行うとともに、進行管理に努めました。

(2)　建築物の調査等

県有施設のアスベスト除去を進めたほか、市町村施設、学校、病院、社会福祉施設、民間建築物等の吹付けアスベスト等の使用状況を調査し、対策の実施を働きかけました。

(3)　建築物解体現場等への立入検査

大気汚染防止法に基づきアスベストの除去作業等の届出があった全施設について、県が立入検査及び周辺環境調査を行いました。

(4)　事業者に対する支援

アスベスト対策に取組む中小事業者に必要となる資金を融通するため、三重県中小企業融資制度の環境保全資金融資の対象に「吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置」を追加し、平成17年11月1日から実施しました。

２　取組の成果

県・市町施設、学校、病院、社会福祉施設などにおけるアスベスト使用の実態把握が進み、アスベスト除去・封じ込め・囲い込み等のばく露防止対策が実施されています。

建物解体現場については、3月末で、43現場への立入検査及び周辺環境調査を実施し、これまでに周辺環境調査の結果が判明している26現場では、その全てが、県が判断基準として準用している特定粉じん発生施設の敷地境界基準を満足していることを確認しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度の取り組みを継続するとともに、以下の取り組みを行います。

(1)　平成18年3月に大気汚染防止法施行令等が改正され、全ての建築物のアスベスト除去作業等について届出が必要になったことから、新たに規制の対象となる小規模な作業現場の立入検査と周辺環境調査を必要に応じ実施します。

(2)　アスベストによる健康被害の発生を未然に防止するため、一般環境大気中のアスベストの調査を行います。

施策名　（４１２）大気環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

３　自動車排出ガス対策の推進

県内の大気環境測定局（27 局）では、二酸化硫黄等の大気環境の状況を常時監視、測定しているが、平成16年度測定結果においては、11年度から環境基準を達成していなかった二酸化窒素等が達成したことにより二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について環境基準を達成している。

しかし、二酸化窒素については、環境基準を達成しているものの、自動車排出ガス測定局（27 局のうち 6 局）すべてで県の環境保全目標を達成していないので、一層排出量削減対策を推進されたい。

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

（1）　大気環境の状況の把握等

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するために、自動車走行量調査、窒素酸化物、粒子状物質の排出量調査を実施しています。

（2）　自動車排出窒素酸化物等の削減への取り組み

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOｘ・PM法）に基づく「事業者の自動車使用管理計画」について、事業者への計画策定指導、計画実施状況報告の指導、計画実施状況の確認などを行っています。

（3）　低公害車の普及促進

天然ガス自動車やNOｘ・PM低減装置を導入する事業者に対し経費の一部を補助するとともに、三重県中小企業融資制度（環境保全資金）により排出基準適合車に代替する事業者への融資を行っています。

・天然ガス自動車補助　　平成17年度実績　　6社10台15,210千円
・ＮＯｘ・ＰＭ低減装置補助　　〃　　1社2台500千円
・車両代替への融資　　平成17.4～ 12実績　70件 76台 556,534千円

（4）　平成15年度に関係機関と連携して策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（総量削減計画）に基づき、関係機関において、交通流円滑化対策、道路網の体系的整備、普及啓発等の取り組みを実施しています。

２　取組の成果

上記の取り組みのほか、平成15年10月から実施されている自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の車種規制により、古いディーゼル自動車等が順次更新され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量は漸減しています。

・ＮＯｘ　H9 5,199.0t→H16 3,473.2t（実績）　：（中間目標値）H17　2,384t
・ＰＭ　H9　770.6t→H16　385.1t（実績）　：（中間目標値）H17　202t

平成18年度以降（取組予定等）

平成17年度に引き続き、大気環境の状況の把握、自動車使用管理計画の策定指導、低公害車の普及促進等の排出量削減対策を進めていきます。

また、国が行う自動車の排ガス規制や自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による車種規制は、窒素酸化物等の削減を進めるための、主要な対策であることから、規制の効果が十分に得られるよう、その適正かつ確実な実施について、国と共に普及啓発に努めます。

施策名　（４１３）水環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

1　河川・海域の水質改善

県内河川の水質は改善傾向にあり、平成16年度の環境基準(BOD)達成率は80.3%と高い数値になったが、全国の達成率(15年度87.4%)よりも低いものとなっている。また、伊勢湾など海域における環境基準(COD)の達成率が25.0%と低いので、これまで実施してきた事業を検証し、事業展開方法等を検討されたい。

特に、伊勢湾の水質改善を図るため、平成14年10月から第5次水質総量規制が導入されているが、5水域のうち3水域で環境基準(COD)が達成されていないので、総量規制対策の着実な実施に努められたい。

※河川(BOD)－宮川など46河川61水域のうち49水域で達成

海域(COD)－伊勢湾（5水域）、英虞湾、五ヶ所湾、尾鷲湾の4海域8水域のうち伊勢湾の2水域で達成

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　昭和55年から導入された水質総量規制及び生活排水処理対策等によりCOD負荷量を着実に低減し、伊勢湾流域で発生するCOD負荷量（三重県内のみ）は、昭和54年の52t/日から平成13年の40t/日まで低減しました。平成14年からは窒素及び燐負荷量を新たに対象項目として加えた第5次水質総量規制を実施しており、一層の汚濁負荷削減に努めてまいりました。

(2)　目標の進捗管理、成果の確認のため、公共用水域の調査（河川77地点、海域24地点を国土交通省等と分担して実施）及び発生負荷量の調査を実施しました。

(3)　工場・事業場からの排水による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく規制対象事業場に対して立入検査を行い、排出基準の遵守状況や施設の使用状況等を把握するとともに、必要な改善指導を行いました。(規制対象工場・事業場数　1,059、立入検査339件　平成16年度)

(4)　環境基準が達成されない大きな原因が生活排水に起因していることから、生活排水処理施設の早期の整備が必要です。このため、水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域においては、重点プログラムとして、浄化槽や農業集落排水施設の集中的な整備を図りました。

また、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めるため、関係各部と連携を図りつつ、各市町村から示された基本計画をもとに、三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム）の見直しを行いました。

(5)　特に伊勢湾の水質改善については、伊勢湾に関係する全ての自治体が共通認識を持ち取り組んでいくことが重要であることから、国及び関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立しました。

2　取組の成果

(1)　生活排水処理アクションプログラムの見直し作業により、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進する意識づけを市町村に対して行えました。

(2)　「伊勢湾再生推進会議」が設立されたことにより、国と関係自治体が一体となって負荷低減や水質改善等に取り組む体制が整いました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　引き続き、水質総量規制を計画的に実施し、COD、窒素、燐負荷量の削減の取組を進めます。また、第6次水質総量規制の施行に向けた総量規制基準の設定や総量削減計画の策定を行います。

2　公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、工場・事業場からの汚濁負荷量の削減を図ります。

3　生活排水処理施設の整備については，平成17年度に見直した三重県生活排水処理施設整備計画に基づき，市町や関係各部との連携を図りつつ，目標とする整備率の達成に向けた進行管理を行います．

4　総合的見地から伊勢湾における水質の改善を図るために、国や関係自治体等と連携した「伊勢湾再生推進会議」において、具体的な事業を含めた向こう10年間を目途とした「伊勢湾再生行動計画」を策定します。

施策名　（４１３）水環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

2　生活排水対策処理施設の整備促進

平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3％と前年度から2.1ポイント増加したが、県民局管内別に整備率をみると北勢81.5％、紀北12.6％と地域較差がある。

現在、平成9年3月に策定した生活排水処理施設整備計画の見直し作業が行われているが、今後も市町村と連携し、関係部局が総合行政で取り組むことにより、地域の実情に応じた整備を早急に推進されたい。

特に、東紀州地域は、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも整備促進を図られたい。

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　生活排水対策については、人口の集中している地域において下水道による整備を重点的に進めてきましたが、下水道整備計画のない地域では生活排水の処理の遅れが見られます。

このため，水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域においては、重点プログラムとして浄化槽や農業集落排水施設の集中的な整備を図りました。

(2)　三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）については、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めるため、関係各部と連携を図りつつ各市町村から示された基本計画をもとに見直しを実施しました。

(3)　東紀州地域における生活排水処理施設の整備については、下水道や集落排水施設といった集合処理施設の整備計画があるものの、他の地域に比べて生活排水処理施設の整備率が低いことから、面的な整備や公共用水域の水質改善が早期に期待できる浄化槽市町村整備推進事業の推進について市町村と協議を行いました。また、ＰＦＩ手法による浄化槽の整備事業を実施している自治体の事例について、市町とともにベンチマーキングを行い、導入に伴う効果や課題等について検討を行いました。

2　取組の成果

生活排水処理アクションプログラムの見直し作業により、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進する意識付けを市町村に対して行えました。

その結果、県内2町において、平成18年度にＰＦＩ導入可能性調査を実施する運びとなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　生活排水処理施設の整備については、平成17年度に見直した生活排水処理施設整備計画に基づき、市町や関係各部との連携を図りつつ、目標とする整備率の達成に向けた進行管理を行います。

2　水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域においては、重点プログラムとして浄化槽や農業集落排水施設の集中的な整備を実施します。

3　今後の浄化槽設置整備事業については、浄化槽が良好な水環境の保全のために確実に寄与できるよう、市町が浄化槽を設置し適正に維持管理の行える市町村設置型の整備を推進します。

施策名　（４１３）水環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

３　水環境保全の取組の促進

県民の水環境に対する関心は高まっており、住民による自主的な取組や宮川流域ルネッサンス事業など河川の流域を一体とした住民・事業者・行政の協働による取組が一部の地域で行われているが、水環境の保全・改善を図るためには、各地域での取組が重要であることから、こうした協働による取組を一層促進されたい。

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　環境基準の類型指定を行った熊野川水系大又川の流域において、地域住民及び県・市職員を交えた勉強会を５会場で開催し、延べ160余名の住民の参加を得て、水質汚濁の大きな要因となっている生活排水対策等についての理解を深めました。

(2)　広く水環境保全意識の向上を図るとともに、環境教育や環境学習の推進を図ることを目的に、環境省及び国土交通省とタイアップし、市町村、学校等との協働で、主に小・中学生を対象にした水生生物による身近な河川の水質調査を行い、20河川52地点で延べ1,234人の参加を得ることができました。

また、県独自の取組として、参加者を「みえ・川の健康診断士」として認定するとともに、調査結果については、「河川水質マップ」を作成し、参加団体、各市町、小・中学校等へ配布しました。

２　取組の成果

(1)　各勉強会において、地域の生活排水対策等について活発な議論が行われ、それぞれが生活排水対策に対する理解を深めることができました。

(2)　水生生物による河川の水質調査における「みえ・川の健康診断士」の認定や「河川水質マップ」の作成によって、身近な水に対する関心を高めてもらうなど水環境の保全・改善に関する意識の啓発を図ることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　水系別の水質保全に係る連絡協議会において、市町村を通じて地域のニーズを把握することにより協働による取組を進めていきます。

２　水生生物による河川の水質調査を充実させることによって、身近な水環境に対しての関心を高め、水環境保全意識の醸成を図ります。

施策名　（４１３）水環境の保全

主担当部局名　環境森林部

監査の結果

4　伊勢湾の再生

伊勢湾の再生に当たって、伊勢湾再生ビジョン（平成13年3月策定）及びアクションプログラム（14～16年度）に基づき取組が行われているが、伊勢湾文化の保存等多様な取組を含んでいるものの、計画の進行管理が一部の事業にとどまっている。

伊勢湾再生ビジョンの実現を図るためには、事業全体の進行管理や事業実施部局との連絡・調整、相互の連携等に積極的に関わるなど、関係部局の連携を強化して取り組まれたい。

講じた措置（地球環境・生活環境分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　各部局の取り組む伊勢湾再生に資する事業の進行管理について、平成16年度までは「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に示された戦略プログラムの水質改善に重点を置いた関連事業の進行管理のみを行ってきました。

しかしながら、「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」で提案された伊勢湾再生に向けた基本的な取組等を具体化し、全庁的な連携のもと各種取組を着実に推進していく必要があることから、庁内の関係部局で組織する「伊勢湾再生連絡調整会議」（17年6月、11月に開催）の場を通じ、17年9月に「第二次伊勢湾再生アクションプログラム」（平成17～18年度）を策定するとともに、伊勢湾再生に係る連絡調整、情報交換等を行いました。

(2)　伊勢湾再生には、県境を越えた広域的な取組が不可欠であることから、8月に国と関係自治体等の事務レベルで組織する「伊勢湾再生連絡調整会議」（17年8月、10月に開催）を設立し、今年2月に「伊勢湾再生推進会議」を設立しました。

2　取組の成果

(1)　「第二次伊勢湾再生アクションプログラム」の策定にあたっては、庁内の「伊勢湾再生連絡調整会議」の場を活用しながら、事業関係部局が、伊勢湾再生という視点でそれぞれの事業を再認識することができました。

(2)　伊勢湾に関係する全ての自治体が、伊勢湾の保全・再生に向け共通認識を持ち取り組んでいくことが重要であることから、国と関係自治体等で組織する「伊勢湾再生推進会議」が設立されたことにより、一体となって伊勢湾の再生に取り組む体制が整いました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　総合的見地から伊勢湾における環境の保全・再生を効果的に実現していくために、「伊勢湾再生推進会議」において、具体的な事業を含めた向こう10年間を目途とした「伊勢湾再生行動計画」を策定します。

2　「第二次伊勢湾再生アクションプログラム」については、「県民しあわせプラン」戦略計画と連動させ、庁内の「伊勢湾再生連絡調整会議」の場を活用しながら進行管理を行っていきます。

3　庁内の「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催し、連絡調整や情報交換等を行いながら、伊勢湾再生に向けた事業が、部局を越えて連携し相乗的な効果が図れるよう取り組みます。

施策名　（４４１）土地の計画的な利用の促進

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

1　地籍調査の推進

(1)　市町村等の調査実施に対する支援の検討

本県の地籍調査の進捗率は、平成16年度末現在で6.9%にとどまり、全国47都道府県中45番目となっている。

地籍調査は、公共工事の円滑な実施、速やかな災害復旧などに欠かせないものであるが、進捗率が毎年0.1%程度しか向上していないことから、これまでの市町村等の調査に対する支援方法を見直すことが必要である。

調査の支援に当たっては、地域のニーズを的確に把握するとともに、優先的に実施すべき地域を重点化するなど、支援の方法を工夫し、効率的・効果的に調査が進むよう検討されたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　地籍調査を実施することにより、公共事業において用地調査等の負担軽減及び財産管理の負担軽減になることから、公共事業関係部局の担当者会議等において、担当職員の意識を高めるため、必要性とメリットについて説明を実施しました。

(2)　市町の要求を的確に把握し、事業費の確保に努めました。

2　取組の成果

(1)　重点プログラム事業の公共事業関連地域において、地籍調査の推進を図りました。

(2)　公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。

(3)　各市町の要望に応えるだけの事業費を確保し、事業の推進を図りました。

平成18年度以降（取組予定等）

地籍調査実施にあたり、公共事業関連における優先的に実施する地域の設定については、市町の意向を考慮しながら、公共事業関連部署との連携を強化し、地籍調査の効果的な推進を図っていきます。

市町の要求を的確に把握し、公共事業関連部署とも充分協議しながら、事業費の確保を図っていきます。

施策名　（４４１）土地の計画的な利用の促進

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

1　地籍調査の推進

(2) 調査未実施の市町村への働きかけの強化

地籍調査の取組状況は県内の市町村によって大きく異なっている。

調査を実施する市町村は増加してきているものの、これまで調査が全く実施されていない市町村が平成17年11月1日現在で、41市町村中11市町村あることから、地籍調査の必要性や効果などについて理解が得られるよう、機会をとらえて説明を行い、より多くの市町村で調査が実施されるよう取り組まれたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　未実施市町村の企画、用地、財産管理関連担当者と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明を行いました。

(2)　県の公共事業担当者会議（２会議）等において、地籍調査の必要性及び効果の説明を行い、未実施市町村に実施の働きかけを行いました。

(3)　事業実施市町村で構成する三重県国土調査推進協議会の協力を得て、実施市町村から未実施市町村あて、地籍調査の必要性及び効果を説明し着手への働きかけを行いました。

2　取組の成果

(1)　平成17年度に１村が事業に新規着手しました。

(2)　平成18年度から１市が事業を再開します。

(3)　平成18年度から新たに１町が協議会に入会し、事業の実施に向けて職員の研修を開始します。

平成18年度以降（取組予定等）

1　公共関連部署との連携を強化することにより、市町への働きかけを強化し、地籍調査の効果的な推進を図っていきます。

2　未実施市町の企画、用地、財産管理関連担当者と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明を行うと共に、ニーズ把握にも努めていきます。

施策名　（４４１）土地の計画的な利用の促進

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

2　土地取引の届出制度に関する周知啓発の充実

調和のとれた土地利用を進めるため、一定面積以上の土地取引を行う際に義務付けられている土地取引の届出制度については、平成15年度の届出率が約73％にとどまっていることから、適正に届出が行われるよう、制度についての周知啓発をさらに充実されたい。

また、届出率の全国平均が約70％にとどまっていることから、国に対しても制度の周知啓発について充実されるよう働きかけられたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　届出遅延、無届けの案件について、注意文書を発すると伴に、国作成のリーフレットも同時に送付し、再発防止に向け周知を図りました。

(2)　無届けと思われる案件に対して、土地取引に係る照会を行い、周知方法などについての意見を求めました。

(3)　土地取引届出制度の問い合わせについて的確に対応するなど遅延防止に努めました。

(4)　国においても、全国的に届出率が低迷しているため、これまでの土地取引関係団体への制度の周知、及び無届取引防止リーフレットの作成により無届対策の強化に加え、全国宅地建物取引業協会連合会等に協力要請の文書依頼を行いました。

2　取組の成果

一定面積以上の土地取引には、契約後2週間以内に届出が必要となることを、リーフレット等により周知啓発を図るなどの取組を実施しましたが、全県下事後届出制となり、契約締結の制限（事前届出制においては、届出から６週間は契約締結の制限を受ける）がなくなったこともあり、平成１７年度は、約 58％にとどまり、届出率の向上にはいたりませんでした。平成１８年度以降も引き続き、根気よく届出制度の周知啓発を行っていきます。

平成18年度以降（取組予定等）

1　県内の土地取引関係団体に届出制度の周知を図ります。

2　市町及び法務局等とも協力し、届出制度の周知を図ります。

3　行政機関のリーフレットや県広報により、県民にも広く周知を図っていきます。

施策名　（４４１）土地の計画的な利用の促進

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

3　適切な指標の検討

本施策の目標指標は、「県土に占める自然的土地利用面積の割合」と定められているが、指標名が具体的に何を指すものなのか、どのような数値が適正であるのかが分かりにくいものとなっている。

施策に目標の達成度や各事業の進捗状況が的確に表せる指標を用いて、施策の取組状況について分かりやすく示すことができるよう検討されたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

現在の施策目標が、民間事業者等の開発行為に依存することが多いため、県の事業により目標が設定できるものに、「次期戦略計画」「次期三重県国土利用計画」の策定を踏まえ、目標設定の検討を行いました。

2　取組の成果

「次期戦略計画」「次期三重県国土利用計画」の策定も踏まえ議論を重ねましたが、目標の達成度や進捗状況が的確に表せるまでの指標を確定することはできませんでした。

平成18年度以降（取組予定等）

「次期三重県国土利用計画」、「次期戦略計画」の策定の段階において、施策の目標として達成度や進捗状況を表せる分かりやすい指標を確定します。

施策名　（４４２）水資源の確保と効率的な総合利用

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

1　県内の水需給に関する状況の明確化

県内の水資源利用については、平成4年3月に策定された「水資源総合利用の基本方向」に沿って進められている。

しかし、策定から10年以上が経過し、水需要の伸びは予測を下回り、開発されたものの利用されていない水量もあり、地域ごとに需給量が見直されている状況にあることから、県内の水需給に関する状況について適切な時期に総括し、確保されている水源の状況や需要の見込みなどについて明らかにされたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　木曽川水系については、平成１６年６月に閣議決定された「木曽川水系水資源開発基本計画」において、平成２７年度を目標年次とした県内の水需給見込みを明らかにしました。

(2)　淀川水系については、環境森林部において関係市の需要量調査を実施しているが、その業務と連携し、フルプランの見直し作業に向けて取り組みました。

2　取組の成果

「木曽川水系水資源開発基本計画」の改訂では、三重県としては新たな水源開発はありませんでしたが、近年の降雨状況により流況が変化し、水源ダムの利水安全度が低下してきており、地域の実情に即した安定的な水の利用を可能にすることが必要であると議論され、河口堰で開発された水は渇水対策用に必要であると位置づけています。

平成18年度以降（取組予定等）

1　利水安全度を考慮した水源確保の必要性を、県民や関係市町に判りやすく説明していくとともに、その利用方法についても検討を進めます。

2　現在進められている川上ダム計画については、関係機関と協議し連携を取りながら、適正な需要予測を行い、水資源開発を進めていきます。

3　中南勢地域においても、利水安全度を考慮した水需給について、検討を進めていきます。

施策名　（４４２）水資源の確保と効率的な総合利用

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

２　未利用水源の有効活用の検討

将来の工業用水の需要に備えて確保されている長良川河口堰等の水源については、当面、工業用水としての新たな利用が見込めない状況となっている。

庁内では、水資源の開発利用に関する諸課題の方向性を協議する場として、県の関係部局長で構成する「水資源関係部長会議」が設置されているが、未利用水源の有効活用については十分議論されていない状況にあるので、新たな需要開拓や利用方法などに関する協議を行い、今後の未利用水源の活用に対する取組方針を明らかにされたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　部長会議等での検討

未利用水の利活用、財政負担の軽減、現在実施中の事業の計画変更への対応など水資源に関する諸課題について、水資源関係部長会議（1回）、室長会議（10回）を開催するとともに、下部組織としてのワーキンググループ（未利用水、費用負担、計画変更）（延べ27回）で、具体的な方策等を検討しました。

(2)　未利用水の環境用水への有効利用の可能性について

県民局の協力を得て、木曽岬町内で平成15、16年度の検討結果を踏まえ、引き続き試験放流を実施しました。

２　取組の成果

(1)　水源確保にかかる財政負担軽減について

水資源機構と協議を行い、平成17年度に長良川河口堰等の一部繰上償還（10億円）を行いました。これにより、将来支出する額が約3億8千万円節減されました。

(2)　需要開拓に向け、企業の設備拡張等に対応する工業用水供給をセットした取り組みの方向を検討することにしました。

平成18年度以降（取組予定等）

長良川河口堰等の未利用水源について、引き続き、環境用水への有効利用等の方策について検討を進めていきます。また、水資源開発基本計画（フルプラン）も考慮に入れて、新規需要開拓、用途間転用、利水安全度等多方面から検討を進め、可能なところから具体的な有効活用方策を検討していきます。

施策名　（４４２）水資源の確保と効率的な総合利用

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

3　安心できる水を安定して供給する取組

三重県民意識基礎調査や一万人アンケートの結果から、「飲料水の供給」に満足している人の割合は、それぞれ55%、60%に達していることから、県民のニーズを概ね満たしていると考えられる。

ただし、三重県民意識基礎調査においては、飲料水の質に満足していない割合が30%以上存在していることから、最終供給者である市町と連携し、不満要因の分析を行うとともに、水道水の質の向上に継続して取り組まれたい。

講じた措置（環境部地球環境・生活環境分野　及び　企業庁事業分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

質の高い水道水が供給されることを目指し、「三重県水道水質管理計画」に基づき市町と連携して水道水質管理の徹底や水源水質の監視を行いました。また、「同計画」については、計画目標年度が平成１７年度であることから、これまでの取組成果や環境の変化等を踏まえ、市町と協働して見直しを行いました。

加えて、三重県水道協会内に設置された「水道水質管理委員会」に参画し、市町と協働して水道水源保全の啓発や水道水質担当者に対する研修を実施しました。

「飲料水の質に満足していない要因」として、以前よりカルキ臭が指摘されています。カルキ臭の原因となる残留塩素については送水中に減少することから、送水管路が長い企業庁では管路末端での塩素切れを防止するための追加塩素注入施設を管路の途中に設置するなどの対策を行いました。また、異臭味対策として粉末活性炭注入装置の設置等も行いました。

「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」を三重県企業庁、(社)三重県建設業協会、(社)三重県測量設計業協会の三者で締結し、災害発生時の早期給水復旧に備えた対策を講じました。

2　取組の成果

県内では、平成１７年度において、油の不法投棄等の外的要因による水質障害が３件発生しましたが、迅速な住民周知と応急給水等により住民生活への影響は最小限に抑えることができました。また、浄水処理等に起因した水質障害については発生していません。

企業庁では、追加塩素注入装置の設置や粉末活性炭注入装置の設置等により、カルキ臭の解消や異臭味対策等の水質改善を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き、「水道水質管理委員会」等の取り組みにより、水道水質の一層の向上に努めます。

企業庁では、追加塩素注入装置の設置や粉末活性炭注入装置の設置等を継続するとともに、今後の浄水技術の進展にあわせた水質の改善に努めていくとともに、現在、水質検査結果や最新の水質に関する情報をホームページで公開していますが、水質に対する不安感を払拭するために、新たな情報についてもトピックスとして公開するなど、広く県民に対して周知する方法について検討します。

施策名　（４４２）水資源の確保と効率的な総合利用

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

4 水資源に関する啓発活動

県では、「水の週間」（8月第1週）に合わせて水資源に関する啓発活動が行われているが、ポスター等の掲示や作文コンクールの作品募集などに限定されている。

今後、国や市町等と連携し、水資源の有限性、貴重さなどについて、さらに県民の理解が深まるよう啓発の取組を推進されたい。

講じた措置（県土交通分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

作文コンクールについては、国土交通省主催の全国コンクールに加え、平成１７年度から新たに琵琶湖・淀川水系流域賞作文コンクールに参加し、近畿圏各府県と連携しより地域に密着した広報活動を行いました。また、事前の募集活動を積極的に行う一方、受賞作品を作文集として県内中学校に配布し成果の広報に努めました。

また、ポスター・懸垂幕等の掲示だけでなく、水資源に係る小冊子の配布を市町村・県地域機関を通じて積極的に行いました。

なお、平成１７年度末より、ホームページによる「水の週間」の広報を開始しました。

2　取組の成果

活動が広報活動であるため成果の測定が困難ですが、作文コンクールについては募集活動を数度に分けて行ったため、参加者が平成１６年度に比較し倍増しました（２２１編⇒４２７編）。

また、作文制作に当たり、水資源に係る自由研究について学年を挙げて取り組む学校も現れています。

平成18年度以降（取組予定等）

広報活動の種類を増やすのではなく、現在行っている広報活動を深めていく方向で、インターネットを利用した広報を検討しています。

具体的には、国土交通省による水の週間の広報ホームページ掲載にあわせて、県内市町と連携して同時期にホームページに掲載する手法や、作文コンクールの受賞作品について、作文集配布だけでなくホームページにも掲載する取り組みを行う予定です。

施策名　（５２４）県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

主担当部局　総合企画局

監査の結果

1　広聴体制の充実

「一万人アンケート」、「三重県民意識基礎調査」、「県民の声相談室」、「知事と語ろう本音でトーク」等多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組が行われている。また、県に寄せられるさまざまな意見・提案を「県民の声データベースシステム」で集積し、庁内ＬＡＮや部長会議等で情報共有するなど、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。

県民からの意見・提案を施策の展開等に生かすことは重要であるので、それぞれの制度について、より県民が利用しやすい制度とするための検討を行うとともに、広聴機能の有用性やシステムの活用等について職員への周知を一層図られたい。

講じた措置（経営企画分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　多様な方法で収集した県民からの意見については、広聴広報・情報マネジメントのPLAN-DO-SEEサイクルに反映させる広聴体制の取組を進めています。

(2)　県民の声データベースシステム（以下、県民の声ＤＢＳ）の利用を促進するため、職員対象の県民の声ＤＢＳ説明会を延べ15回実施するとともに、広聴広報会議でも周知・啓発を行いました。

(3)　県民の声を県施策に反映させるため、各部局による県民の声への対応を的確に行うためのチェックを強化するとともに、毎月の部長会議へ県民の声データを情報提供しています。

(4)　県民の声への対応について、施策への反映区分の内部進行管理（フォロー）の整備を進めています。

2　取組の成果

(1)　県民の声データのチェックを強化したことにより、部局内における県民の声データの情報共有化や施策への反映が進むなど、県民の声ＤＢＳ運営の改善が図られました。

(2)　平成14年度から17年度までに3,913件の県民の声が蓄積され、昨年度に各部局へ配付した県民の声台帳の作成ソフトを利用して県民の声を分析するなど、県民の声データの活用が軌道に乗り始めました。

(3)　総務局において、県民の声を受けた事務改善に取り組むため、県職員応対満足度アンケート調査を実施するなど、県民の声データの活用がみられました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　広聴広報・情報マネジメントを進めるため、「一万人アンケート」、「県民の声相談室」等様々な方法で県民からの意見を県施策へ総合的に生かせるよう取り組んでいきます。

2　県民の広聴に対するニーズは多様で、インターネットの普及など情報システムも時代とともに変化してきており、それぞれの広聴システムの内容の見直しを、適宜・適切に行うように努めます。

3　県の各所属で受け付けた県民の声が、県民の声ＤＢＳにすべて集約されるよう、一層の普及啓発やシステムの改良を行うなど、各所属に対しシステムへの入力や活用がしやすい環境整備に努めます。

4　18年度以降の改善に向けて、①県民の声の種別（提案意見、苦情要望、照会、相談など）の見直し②県民の声データについて、「よくある質問・意見」別データベースの作成、公表などの事項について検討を進めます。

施策名　（５２４）県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

主担当部局名　総合企画局

監査の結果

2　個人情報の適正管理の強化

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護条例の改正、個人情報適正管理指針の策定、情報適正管理マニュアルの改定を行うとともに、職員説明会などを通じ個人情報の適正な管理について周知に努めているが、平成16年度から17年度にかけて、県立高校等においてパソコン等の盗難による個人情報の流出が発生しているので、個人の権利利益を守り、県政運営に支障をきたさないよう、引き続き個人情報の適正管理の強化と流出の再発防止に取り組まれたい。

講じた措置（生活部経営企画分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　職員を対象とした改正個人情報保護条例説明会、学校職員を対象とした研修会、市町村や民間団体等からの要請による出前トーク等を通じて個人情報保護制度を周知し、個人情報の適切な取扱いや危機管理意識の一層の醸成を図ってきました。

(2)　県及び委託事業者が個人情報の漏えい防止等適正な管理のために必要な措置を講じることについて、努力義務から義務規定化、職員や委託業務従事者等への罰則規定を設けるなどを内容とする改正個人情報保護条例を、平成17年10月1日から施行しました。

(3)　個人情報の漏えい防止等適正な管理のために必要な措置を講じることを義務規定としたことに伴い、平成17年9月21日、個人情報の管理体制や保護対策などを定めた「個人情報適正管理指針」を策定するとともに、情報の適正管理や漏えい時等の対応を定めた「情報適正管理マニュアル」を一部改正しました。

(4)　改正個人情報保護条例の施行に伴い、個人情報の基本的な取扱方法をルール化した「個人情報取扱いのルール」と「個人情報適正管理指針」等をわかりやすく解説した「個人情報保護ハンドブック」を作成して各所属に配付し、個人情報の適正な取扱いについて周知しました。

2　取組の成果

(1)　職員を対象とした研修会等を延べ79回開催し、参加者約3,700人に対して個人情報保護制度を周知しました。

(2)　各部局においては、独自に研修会を開催したり、職員向けの取扱冊子やＣＤ－Ｒを作成したり、個人情報取扱事務の委託方法を見直したりするなど、個人情報の適正管理に対する認識や危機管理意識が高まりつつあります。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　職員や学校職員を対象とした各種研修会、市町や民間団体等への出前トーク等を通じて個人情報保護制度を周知し、個人情報の適切な取扱いや危機管理意識の一層の醸成を図ります。

(2)　平成18年4月1日から公安委員会及び警察本部長を個人情報保護条例の実施機関に加え、引き続き個人情報保護条例の適正な運用を図ります。

施策名　（５２４）県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

主担当部局名　総合企画局

監査の結果

3　情報公開制度の運用

情報公開制度の周知やインターネットによる情報公開請求の開始などにより、平成16年度の開示請求者は延べ6,891人と、15年度の4,239人から大幅に増加している。また、不服申立て件数についても16年度85件と、前年度に比べ大幅に増加している。

そのため、情報公開審査会の答申が大幅に遅れているので、情報公開条例に定める努力規定に基づき、早期の答申が可能となるよう対策を検討されたい。

講じた措置（生活部経営企画分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

情報公開審査会においては、平成12年6月から2部会制を実施して審査会の開催回数を増やし、調査審議の迅速化を図っています。

また、各部会においては、できる限りの複数事案の並行審理、同種の異議申立て事案の一括処理などにより、早期答申に努めています。

2　取組の成果

平成17年度においては38件の答申を行っており、これまでに比べ答申件数が増えています。

	（審査会開催回数）	（答申件数）
平成11年度	11回	18件
平成12年度	21回	12件
平成13年度	21回	22件
平成14年度	22回	24件
平成15年度	24回	28件
平成16年度	23回	26件
平成17年度	24回	38件

平成18年度以降（取組予定等）

18年度においても、部会制を実施し、できる限りの複数事案の並行審理、同種の異議申立て事案の一括処理などにより、早期答申に努めます。

施策名　（５２４）県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

主担当部局名　総合企画局

監査の結果

４　電子会議室による県民参加の推進

県民の県政参加を促すためインターネットを活用した電子会議室「ｅ－デモ会議室」に加えて、平成16年度から「ネットで県民参画」に取り組んでいる。

「ｅ－デモ会議室」は、平成14年度の運用開始以来3年が経過し、登録者数は増加しつつあるが参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの取組の成果を検証し、事業運営のあり方について検討されたい。

また、「ネットで県民参画」については、議論された県民の意見等が県政に適切に反映できるような仕組みの構築を図られたい。

講じた措置（経営企画分野）

平成17年度

１　成果の検証について

ｅ－デモ会議室におけるこれまでの取組成果の検証を行ってきたところ、その成果と課題は次のとおりでした。

⑴　成果：アクセス数など定量的な実績は、他府県（対象9府県中、回答のあった6県）との比較では高い水準にあり、一方「目的に沿った成果」としては、住民主体の活動展開や団体の結成、行政への提言などにつながったものが3年間で16件ありました。

⑵　課題：一方で成果につながらない会議室が大半を占めました。その要因として、

①参加者が少なく固定化したり、意見がまとまらない、趣旨不明確な投稿を排除できないなど、議論が成立しにくいこと

②行政批判や質問攻めを招くなどから、行政の積極的な参画が得られにくいこと

③費用対効果の点からも成果に比して費用が割高とみられること

などがあり、全体として満足な事業成果を挙げたとはいいにくいと考えています。

平成18年度以降（取組予定等）

１　今後の望ましい見直し方向について

今後もＩＴの可能性は拡大し、活用のあり方を考えていくべきですが、ｅ－デモ（電子会議室）自体は、ネット上の特性などから広聴ツールとしては一定の限界があります。一方、民間による電子上の安全なコミュニケーションの場がすでに実現しており、広聴以外の要素（県民どうしの場）は、県の関与の必要性が薄れています。

２　ｅ－デモ会議室の見直し案について

⑴　「ネットで県民参画」は、電子会議室が持っている制約（議論のための情報共有が途中参加者との間では困難であるなど）を極力少なくする一方、ＩＴの特性（時間と場所の制約がなく、低コストで幅広い県民参加を実現できることなど）を生かして発展的に見直し、「ＩＴ広聴事業」を創設します。

⑵　県民どうしの議論の場（ｅ－デモ会議室）は廃止します。

⑶　ｅ－デモジュニアについても、当初意図した青少年の場でなくなっている実態や、運営上、セキュリティ確保に一定の負担もあることなどから同様に廃止します。

３　事業の概要について

ＩＴ広聴事業は、次の2つの事業から成り立っています。

⑴　ｅ－コメント：県が設定する一定のテーマに、県民からご意見、ご提案や取組事例などを募集、幅広く意見をいただき、これを参考にしながら県の事業を進めるものです。

⑵　ｅ－モニター：あらかじめ登録いただいた県民（モニター）に、一定の行政課題について、簡易、迅速に一定の県民意向の傾向を把握するための、電子アンケートのしくみです。

施策名　（５２５）ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

1　産業面での情報基盤の利活用推進

県内の情報ネットワークは、CATV網の整備が進んだことから、全国でも上位の充実度となっている。また、一万人アンケートによる満足度も向上している。

しかし、情報サービス業の事業所数は全国的に低位にあり、県内産業の育成の面からは、ネットワークの整備が成果として十分表れていない。

県内の情報産業が活性化し県民がその効果を享受できるよう、関係部局との連携を強化し、今後の取組を検討されたい。

講じた措置（情報化推進分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　県内10カ所にアクセスポイントを有する広域・高速ネットワークの「三重Ｍ－ＩＸ」を、企業・団体等に無料で開放する「三重Ｍ－ＩＸ開放事業」を実施しました。

また、全ての都道府県等にアクセスポイントを有する研究開発用超高速ネットワークのＪＧＮⅡと三重Ｍ－ＩＸを接続し、他の都道府県等との間での実証実験等を可能にしました。

(2)　三重Ｍ－ＩＸを利用してネットビジネスを創出する法人に、その経費を助成する「ネットビジネス支援事業」を実施しました。

2　取組の成果

(1)　三重Ｍ－ＩＸ開放事業は、直接接続が31件の他、プロバイダー経由等での間接接続の利用者もあります。また、回線容量に対する通信量は、平均で40～50%、ピークで80%程度となっています。

(2)　ネットビジネス支援事業は、32件の申請があり、4件を採択しました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　三重Ｍ－ＩＸについては、継続して事業を進めるとともに、より一層の利用拡大を目指します。

なお、当事業は平成20年度までの継続事業であり、平成21年度以降の施策についての検討も行っていきます。

2　ネットビジネス支援事業は、平成17年度で終了しますが、採択した各事業について、補助事業年度後5年間はその事業化の状況について把握し、産業支援センター等の関係機関と連携しながら地域情報によるネットビジネスの展開を支援していきます。

施策名　（５２５）ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

２　県の各情報システムに対する総合的支援の充実

これまで、県が運営している各情報システムのうち、各部局の特定業務用に独自に開発・運用されている情報システムについては全庁的な実態が把握されておらず、県組織全体として最適な情報システムのあり方を検討することが困難であった。

平成17年6月に策定された「三重県ＩＴ利活用の基本方針」に基づき、各情報システムの詳細を把握し、開発、運用、調達等の各段階で、経済性・効率性・セキュリティなどについて総合的な観点から検討・支援を行い、県組織全体のシステムの最適化が図れるよう取り組まれたい。

講じた措置（情報化推進分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　三重県ＩＴ利活用の基本方針の策定

6月に、ＩＴの利活用を「県民しあわせプラン」の推進手段としてとらえ、県民サービスの向上や総合的な観点での情報化の推進をめざす「三重県ＩＴ利活用の基本方針」を策定しました。

(2)　情報システムに関する実態調査

7月に情報セキュリティ及び契約の概要を把握するために、三重県の情報システムに関する実態調査を実施しました。

(3)　ＩＴ投資の検討

ＩＴ投資の最適化などに向けた開発ガイドラインなどの作成、仕組や体制などの検討、各部局のシステム開発に係る支援などの検討に関して、平成１８年度当初予算編成時において、外部専門家のアドバイスを受けて情報関連予算のヒアリングを試行しました。

(4)　先進自治体の調査

ＩＴ投資の最適化などの取組を行っている他の自治体の調査を行いました。

２　取組の成果

情報システムに関する実態調査や先進自治体の調査などの結果を踏まえつつ、ＩＴ投資の各種ガイドライン、ＩＴ投資検討の仕組、体制などの検討を開始しました。

試行的な情報関連予算ヒアリングを行い、要件定義段階での検討項目や見積作成ガイドラインなどのプロトタイプを作成することができましたが、この試行の反省点を整理する必要があります。

また、県の情報システムの実態に関しては、概ねの傾向は把握できたが、今後、必要に応じて追加調査を行うことなども含めて、継続的な情報システムの把握を行っていく必要があります。

平成18年度以降（取組予定等）

全庁的な情報システムの把握については、継続的に行っていくため、情報システムの管理システムを構築する予定です。

また、ＩＴ投資の検討に関しては、企画、予算要求、発注などのＩＴ調達のプロセスの整理を、情報関連予算ヒアリングの反省点なども踏まえて行うとともに、利便性、セキュリティ、コストのバランスを図ることによって、県全体の情報システムの最適化に向けた方向性を整理し、そのための仕組や体制づくりを目指します。

施策名　（５２５）ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

3　情報セキュリティの水準向上への取組推進

県庁本庁舎の停電による各情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムへの不正アクセスやウイルスの侵入などを防止するハード面での対策を強化するとともに、個人情報の漏洩などを未然に防止するための職員への意識啓発や能力向上などソフト面の対策を充実し、情報セキュリティの水準向上を図られたい。

講じた措置（情報化推進分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　三重県電子情報安全対策基準の改正
(2)　公開サーバ管理状況の再確認
(3)　本庁ネットワーク機器向けの非常用電源の確保
(4)　教育・訓練等

2　取組の成果

(1)　三重県電子情報安全対策基準の改正

特にプライバシー性の高い個人情報の管理については、管理簿の作成を義務づける、施錠管理を徹底する、職場外への持ち出しを制限するなど、より厳格な管理を行うこととしました。

(2)　公開サーバ管理状況の再確認

再確認で洗い出されたリスクの高いサーバを対象に脆弱性診断を実施しました。（24 システム実施）

(3)　本庁ネットワーク機器向けの非常用電源の確保

本庁のネットワーク機器の停止による主要システム（電子見積システム、電子調達システム等）の停止を防止するため、本庁ネットワーク機器に対して非常用電源から給電されるよう改修を行いました。

(4)　教育・訓練等

情報セキュリティ責任者向け情報セキュリティ研修　87.8%（462/526 名）
情報セキュリティ実施手順作成研修（情報システム担当者向け）　87.5%（98/112 名）
全職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング）35.0%（2,233/6,379 名）

平成18年度以降（取組予定等）

改正三重県電子情報安全対策基準の定着化を図るため、引き続き情報セキュリティ研修に取り組むとともに、情報システム等を対象とした内部監査を試行的に実施します。

また、三重県電子情報安全対策基準の改正に併せて、情報セキュリティ実施手順の見直し、整備を図ります。

施策名　（５２５）ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

4　市町村との連携によるITを活用した行政サービスの取組推進

電子申請・届出システムなど、ＩＴを活用した行政サービスの充実に当たっては、市町村における情報化推進が求められることから、平成17年3月に策定された「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」に基づき、市町村と連携し、住民の利便性向上につながる県内全体の情報化を推進されたい。

講じた措置（情報化推進分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

県内の全市町村が会員となっている（財）三重県市町村振興協会において共同化推進委員会を設置し、その下に共同での実施を検討するシステム毎にワーキンググループ（ＷＧ）を設置し、希望する市町村とともに検討を行っています。

三重県は委員会及び全てのＷＧに参画するとともに積極的に支援を行っています。

（括弧内は参加市町数。平成18年3月末）

- デジタル地図ＷＧ（20市町）：9回開催
- 電子申請ＷＧ（25市町）：12回開催
- 電子入札ＷＧ（11市町）：12回開催
- 施設予約サブＷＧ（12市町）：5回開催

＊　三重県主催

三重県電子自治体推進連絡協議会：7回開催　　三重県と全市町村の情報担当課長で組織

（上記の取り組みを報告し、情報を共有するとともに議論を進めています。）

2　取組の成果

(1)　デジタル地図作成については、ＷＧで協議を行い、また全市町村への訪問調査などにより、共同で整備を行うデジタル地図の仕様案を取りまとめ、共同化内容について合意を得られました。

合意案により意向調査を行った結果、全ての市町で共同作成の合意が得られ、平成18年度より事業化に着手する予定であったが、平成18年度当初予算において三重県分の負担金が確保できなかったため、早期の事業開始に向け協議を継続します。

(2)　電子申請システムについては、検討を重ねた結果、県システムを機能拡張して共同化を行う等システム仕様面等での合意は得られました。

合意案により意向調査を行った結果、共同実施について多くの賛同は得られましたが、先行して実施している他都府県等においてあまり利用されていないことなどから、共同構築に否定的な市町村が複数あったため、当初計画していた平成18年度の事業開始を一旦見送り、活用される電子申請のありかたを継続して検討することとなりました。

(3)　電子入札、施設予約の各システムについては、各市町の状況が異なるため、今後も検討を継続し、平成19年度開始の予定となりました。

(4)　共同化を進める上で必要となる共同運営組織については、検討を行った結果、契約主体となりうる法人格があるなど責任の明確化や安定的な事業の継続性等の観点から総合的に判断すると、一部事務組合による運営が望ましいとの結論となりました。具体的な組織としては、短期間で組織を構築する必要性などから全ての市町村が参加している既存の一部事務組合（三重県自治会館組合）において共同化を進めることで合意が得られたため、必要な手続きを進めることとします。

平成18年度以降（取組予定等）

1　共同運営組織

共同運営組織の設立については、一部事務組合であるため、参加自治体全ての議決が必要です。このため、規約改正の成立を待って自治会館組合において共同化事務処理を開始する予定です。

2　デジタル地図共同整備

デジタル地図作成にかかる事業着手ついては、市町負担分にかかる三重県市町村振興協会基金の活用の決定、自治会館組合の規約改正における市町の議決及び三重県分にかかる負担金予算の確保が必要なことから、引き続き協議を継続し早期の共同化事業開始を目指すこととします。

3　その他共同化システム

電子申請、電子入札、施設予約等の各システムについては、平成17年度に引き続いて検討を継続し、早期の共同化実施を目指すこととします。なお、検討については、一部事務組合の議決を経て共同化組織が設立されるまでの間は、平成17年度から継続して（財）三重県市町村振興協会で検討を実施し、議決後は自治会館組合に引き継いで検討を進める予定です。

平成17年度にはＷＧを設置して検討するところまでは行っていませんが、総合文書管理システムや統合型ＧＩＳなどについても希望する市町があれば、共同運営組織において共同化の議論を開始することとします。

県としても、業務の効率化や住民利便性の向上に資すると思われることから積極的に支援し参加していくこととしたいと考えています。

施策名　（５２５）ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

主担当部局名　地域振興部

監査の結果

５　志摩サイバーベース・プロジェクトの検証

平成12年に着手された志摩サイバーベース・プロジェクトについては、その後の環境変化等により、投資された行政資源に見合う効果が発現されていない状況となっている。

16年度中に、サイバーベースセンターの閉鎖や志摩サイバーベース推進協議会の解散など、プロジェクトの見直しが行われているが、これまでのプロジェクトの取組の成果や課題について総括的な検証を行うとともに、プロジェクトの推進役として設立された(株)サイバーウェイブジャパンに対する県関与のあり方について検討されたい。

講じた措置（情報化推進分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

志摩サイバーベース・プロジェクトは、①志摩地域への光海底ケーブルの陸揚げを契機に、②ＣＡＴＶ網の普及状況を生かして、高速大容量のネットワーク（三重Ｍ－ＩＸ）を整備するとともに、ネットビジネス・サービスを促進し、地域経済の活性化、地域振興を図ってきました。

プロジェクトのうち、①を契機にした国際ＩＸ構想は課題が多く早期実現がむずかしい状況で、志摩地域へのＩＴ企業の集積は困難であったため、志摩サイバーベース推進協議会は解散し、志摩サイバーベースセンターも入居率が低いため平成16年度末で閉鎖しました。

しかし、②による県域の情報化推進策として、三重Ｍ－ＩＸ開放事業などによるネットビジネス・サービスの促進を継続しています。

また、（株）サイバーウェイブジャパンについては、ネットビジネス・サービスの基盤となるネットワーク事業とｉＤＣ事業に特化して経営の健全化を進めました。

２　取組の成果

プロジェクトの見直しにより、早期実現の難しい国際ＩＸ構想を中心とする事業は抑え、志摩地域も含めた県下全域を対象とするネットビジネスの普及等、地域情報化施策は継続しています。

平成18年度以降（取組予定等）

１　県域の情報化施策として、

(1)　三重Ｍ－ＩＸについては、継続して事業を進めるとともに、より一層の利用拡大を目指します。

なお、当事業は平成20年度までの継続事業であり、平成21年度以降の施策についての検討も行っていきます。

(2)　ネットビジネス支援事業は、平成17年度で終了しますが、採択した各事業について、補助事業年度後5年間はその事業化の状況について把握し、産業支援センター等の関係機関と連携しながら地域情報によるネットビジネスの展開を支援していきます。

(3)　（株）サイバーウェイブジャパンについては、当面は経営の安定に努めるとともに、県関与のあり方についても今後の業界動向や経営状況を見極めながら検討していきます。

施策名　（５３２）快適で豊かな農山漁村づくり

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

1　中山間地域における事業の推進

中山間地域において若者人口の減少や高齢化が進むとともに耕作放棄地が増加する中にあって、地域の生活環境等の向上を図るため、生産基盤や生活環境基盤を整備したり、都市との交流を進めるため、体験施設等の整備や地域づくりを促進しているが、中山間対策事業の一層効果的な推進に努められたい。

また、目標指標について、施策の効果をより適切に検証できる指標を検討されたい。

講じた措置（観光・地域づくり分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

中山間地域の活性化を図るため、以下の事業を実施しました。

(1)　中山間地域総合整備事業
（ほ場整備などの生産基盤整備や集落道などの生活環境整備等：4地域）

(2)　ふるさと水と土ふれあい事業
（土地改良施設を活用した親水水路の整備：1地域）

(3)　新グリーンツーリズム総合推進事業
（体験交流施設の整備：3地域、交流イベントの実施や受け入れ体制の整備等　6地域）

(4)　心豊かな里づくり支援事業
（県内先進地域での現地研究会や地域づくり研修会等の開催：9回、モデル地域への支援：4地域）

2　取組の成果

上記の事業実施を通じて、

(1)　中山間地域の活性化に対する住民意欲の向上

(2)　農業生産の効率化、生活環境の改善

(3)　都市との交流の促進

が図られました。

また、目標指標については、施策の効果をより的確に反映できるよう、新たな指標についての検討を開始しました。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度以降についても、中山間地域の活性化を積極的に促進するため、引き続き生活環境及び生産基盤の整備を進めるとともに、市町等が取り組む都市との交流に関する取組を支援していきます。

また、市町、地域との連携を強化し、効果的、効率的な事業実施に努めていきます。

なお、目標指標については、平成19年度以降の次期戦略計画に合わせて、施策の効果をより的確に反映できる指標に変更するよう検討を進めていきます。

施策名　（５３２）快適で豊かな農山漁村づくり

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

2　山村振興特別対策事業による施設の活用促進

山村振興特別対策事業では、地域の特性を生かした農林漁業の振興や、都市との交流を促進するため、農林水産物の処理加工施設や生産物直売・食材供給施設、住民センター等の整備に対して支援しているが、施設の利用が当初計画の目標を大きく下回っているものがある。

そのため、ＰＲによる施設の活用を促進するとともに、計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう、市町村に対し助言・支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努められたい。

講じた措置（観光・地域づくり分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　施設の管理運営状況を把握するため、平成11年度以降に整備が完了した施設について、平成16年度の利用率等の実績を調査し、利用率等低迷の原因、改善策の実施状況等を把握しました。

(2)　平成16年度の利用率等の実績が、当初計画の70％未満である施設について、平成17年度上半期の実績を調査し、平成17年度に実施予定の改善策の実施状況等について把握しました。

(3)　利用率等が当初計画の 50％未満で推移している等抜本的な改善が必要な施設を重点改善施設として指定し、事業主体に対し改善策の提案等助言を行うとともに、利用計画の変更、改善計画の作成を支援しました。

(4)　平成17年度上半期実績調査の対象施設のうち、重点改善施設以外の施設について、３年後の改善目標と改善目標を達成するための具体的な取組を明らかにした改善方針を作成するよう指示しました。

(5)　平成18年度新規承認希望地区の事業計画の作成にあたり、施設の必要性、利用計画、期待する事業効果等について事業主体と協議し、事業効果が十分発現されるよう助言を行いました。

2　取組の成果

(1)　施設の効果的・効率的な利用について、事業主体の意識の向上を図ることができました。

(2)　平成18年度以降の利用率の改善等、事業効果の発現に向けた取組の内容を具体化することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

1　山村振興特別対策事業で整備した施設の利用率等管理運営状況を把握するため、定期的に調査を実施します。

2　改善計画、改善方針を作成した施設に対し、改善目標の達成状況の進行管理を行います。

3　利用率等調査の結果、改善がみられない施設については、事業主体に対し新たな改善策の検討や利用計画の見直し等を行うよう指示するとともに、改善策の提案や助言等を行います。

4　事業計画の承認にあたり、施設の必要性、利用計画、期待される効果等のほか、利用者ニーズの把握等について審査を行います。

施策名　（５３２）快適で豊かな農山漁村づくり

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

3　農用地の多面的機能の確保

耕作放棄地の増加により農地の水源涵養・洪水防止等の多面的機能の低下が懸念されている地域において、協定に基づき５年以上継続される農業生産活動に対して中山間地域等直接支払交付金が支払われている。

平成16年度の対象農地面積に対する協定の締結面積は1,270haで、締結率は65％であるが、締結率80％以上の市町村が９市町村ある一方で、20％未満の市町村も８市町村あるなど、地域によって大きな差が出ているので、締結率の低い地域については、その要因を分析し、事業の一層の推進を図られたい。

講じた措置（観光・地域づくり分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

中山間地域等直接支払交付金は、平成17年度から第２期目として５ヵ年間継続実施され、それに伴い制度の内容が見直されました。

制度の見直しについては、集落の自立的・継続的な生産体制の整備を進めるための「集落マスタープラン」の策定が義務付けられるとともに、交付金単価についても取組内容の程度による段階的交付の仕組みにするなど大きな改正となりました。

このことから、平成17年度当初に県内各地域において市町村職員を対象に説明会を開催するなど、制度の周知と取組促進に努めてきました。

2　取組の成果

平成17年度の協定締結面積は1,250haとなり、前年度から若干の減少となりましたが、締結率については交付対象面積が減少したことにより前年度を上回る71％となりました。

協定締結面積の減少は、市町村合併による市町の取組方針の未決定や集落の高齢化の進行などが要因となっています。

また、取組市町ごとの締結率は、対象農地を有する14市町の内、締結率80％以上の市町は６市町となり、20％未満の市町は１町のみとなりました。

平成18年度以降（取組予定等）

引き続き本制度の積極的な活用に向けて、市町等に働きかけていくとともに、制度改正に伴い交付金単価が取組内容の程度による段階的交付となったことから、事業効果の高いレベルの取り組みとなるよう事業推進を図っていくこととします。

施策名　（５３２）快適で豊かな農山漁村づくり

主担当部局名　農水商工部

監査の結果

４　住民が主体となった地域づくりの推進

心豊かな里づくり支援事業では、地産地消の一環として平成16年度から３カ年、研究会・現場研修やモデル地域への支援を行いながら、農林水産物やサービスを県民に体験したり味わってもらったりできる地域（里）づくりを推進している。

16年度は３地区（勢和村・宮川村・伊賀市）のモデル地域で実施しているが、住民が主体となった活動として定着するとともに、他の地域にも取組が広がるよう推進されたい。

講じた措置（観光・地域づくり分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　地域住民が主体となった魅力的な交流の地域（里）づくりを進めるため、県内各地の地域住民等を対象に意欲向上、取り組み手法の学習を目的とした研究会、研修会を合わせて９回開催しました。

(2)　地域（里）づくりに関する様々な情報を発信するため、ＨＰを開設するとともに、関係者に対して定期的にメールマガジンを発行しました。

(3)　都市住民と地域（里）をつなげるため、地域（里）づくりに関する都市住民の意見を直接入手するためのモニター交流会を５地域で開催するとともに、都市部における地域（里）の伝統料理をモデル的に提供する農村出張レストランを開催しました。

(4)　農林漁業体験民宿の開業を促進するため、開業の手引きを関係部局と連携して作成しています。

(5)　モデル地域への支援については４地域（いなべ市、大台町、伊勢市、伊賀市）で行いました。

２　取組の成果

研究会、研修会の開催の結果、参加者に地域（里）づくりに関する多くの知識を得ていただくことが出来ました。

また、出席者のほとんどが継続した研究会等の開催を希望しているなど、地域（里）づくりの意欲醸成につながりました。

これらの様々な取組により、心豊かな里づくりに取り組む地域（里）の連携を図るネットワークの登録団体が33団体となり、地域住民主体の活動が県内全体に着実に拡大しています。

平成18年度以降（取組予定等）

平成18年度は重点プログラムの最終年度となることから、以下のとおり取り組みます。

(1)　意欲向上、取り組み手法の学習を目的とした研究会等を引き続き開催し、地域住民主導の地域（里）づくりを積極的に支援して行きます。

(2)　心豊かな里づくりに取り組む地域（里）のネットワークを拡大し、地域の連携を強化して行きます。

(3)　農林漁業体験民宿の開業促進や地域の特色を生かした郷土料理の提供など、地域にとって経済効果の高い取組を推進し、魅力ある地域（里）づくりを支援して行きます。

(4)　心豊かな里づくりに関する県内各地の取組を都市に重点的に発信することにより、都市との交流を積極的に拡大して行きます。

施策名　（５５４）港湾の整備

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

1　港湾ビジョンの検討

県内の港湾は、四日市港（指定特定重要港湾）、津松阪港及び尾鷲港（重要港湾）、その他17港（地方港湾）の計20港あり、その規模・性格は大きく異なっている。港湾の利用は背後地の経済・社会状況の影響を強く受け、予測するのは困難な面があるが、整備には多額の費用と長い期間を要するため、重点的・長期的な取組が必要である。

四日市港管理組合が「政策推進プラン」において管理運営の具体的な方向性を打ち出しているが、県においても港湾全体の整備・運営についてのビジョンを検討されたい。

講じた措置（流域整備分野）

平成17年度

1　実施した取組内容

(1)　他県で策定されている「港湾ビジョン」（港湾の取り組み方針等）を調査しました。
・インターネットで公開されている他県の情報を収集。

(2)　三重県が管理する19港湾の現状、取り扱い貨物、利用実績などを調査しました。
・20年間の取り扱い貨物、利用船舶等を整理した。（昭和58年(1983)～平成15年(2003)）

(3)　伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会（幹事会）へ出席して、意見交換を実施しました。
・平成17年度は、２回の幹事会へ出席。

2　取組の成果

(1)　四日市港も含めた三重県の港湾ビジョン策定のために、他県の情報や伊勢湾スーパー中枢港湾の取り組み状況を見つつ、県が管理する19港湾と四日市港との情報を共有することができました。

(2)　県が管理する19港湾の現在から過去20年間の利用状況などを整理することができました。

平成18年度以降（取組予定等）

港湾は、地域の活力ある産業活動や地域間の活発な交流を支えるために必要な施設であり、県内だけではなく中部地域との連携を視野に入れた整備を図る必要があります。

四日市港は名古屋港と共に伊勢湾スーパー中枢港湾に指定されたことから、「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会」を設置し、伊勢湾スーパー中枢港湾としての目標を設定し、この目標を達成するための具体的な取組を検討しているところです。

今後は、伊勢湾スーパー中枢港湾の動向を見つつ、国が策定を予定している中部地域港湾連携方針と整合を図りながら、三重県が管理する19の港湾のそれぞれの特徴や利用状況を勘案して、四日市港とも連携して、三重県で管理している19港湾の基本的な方向性（「港湾ビジョン」（案））を策定する予定です。

施策名　（５５４）港湾の整備

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

２　四日市港との連携

四日市港は、入港船舶総トン数で県内港湾の74%、海上出入貨物量で84%を占め、本施策の相当部分を占めている。「四日市港振興調整会議」などを活用し、四日市市と県で構成する四日市港管理組合との連携をさらに深め、本施策の効果的な推進を図られたい。

講じた措置（流域整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　総合企画局と連携して、四日市港振興調整会議を開催し、県と四日市港の整備運営にかかる戦略的方針について意見交換や情報の共有を行い、県と四日市港管理組合の連携を進めました。

（平成17年９月９日　場所　県庁内会議室）

・四日市港の港勢、航路サービス、ポートサービス、コンテナ貨物流動調査 等

また、四日市港に完成した次世代高規格コンテナターミナルについて、現地説明会を開催し、施策連携を行うための情報共有を図りました。（平成18年２月14日　場所　四日市港管理組合）

(2)　港湾の整備に係る施策目標である「入港船舶総トン数」の情報や動向について、四日市港管理組合と連絡調整を実施しました。

・数値目標の速報値や今後の予想　等

２　取組の成果

(1)　四日市港についての「入港船舶総トン数」については、的確な伸びを示しています。

平成15年度予想値　5,870万トン　平成15年度実績値　5,755万トン（達成率 98.0%）

平成16年度予想値　5,920万トン　平成16年度実績値　5,912万トン（達成率 99.9%）

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　四日市港振興調整会議等を活用し、四日市港管理組合の戦略方針について、関係セクションとともに検討するなど情報共有や施策の方向性の調整を行い、県と管理組合の連携をさらに深めます。

また、県・市・管理組合の三者による調整の場も活用していきます。

(2)　四日市港が、伊勢湾スーパー中枢港湾として国際競争力を強化し、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービスの実現を目指すことで、地域の物流高度化や効率化が進み、三重県の北勢地域だけでなく、中南勢や東紀州地域の産業・経済活動がさらに活性化され、取扱量が増えるよう、四日市港との連携をさらに深めていきます。

施策名　（５５４）港湾の整備

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

３　港湾計画等の見直し

尾鷲港の港湾計画の改訂作業中であるが、現計画の策定時（平成３年）からの社会経済情勢の変化を踏まえ、費用対効果を重視した内容を検討されたい。また、鳥羽港の二期工区の計画についても、伊勢・志摩の地域づくりとの整合を図るとともに、費用対効果を勘案して検討されたい。

講じた措置（流域整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

【尾鷲港】

平成15年度に長期的視野に立った尾鷲港の整備構想を検討することを目的に立ち上げた「尾鷲港長期構想検討委員会（学識者、港湾利用者、地域住民、行政関係者で構成）」の第３回委員会開催に向けて以下の取組を行いました。

・地震・津波対策の検討　・港を活かした観光交流に関する検討　・将来ゾーニングの検討
・港湾利用者へのヒアリング、アンケート調査など

【鳥羽港】

一期工区の小型船だまりと港湾緑地の整備を進めました。また、二期工区着手に向けて、事業効果がより発揮されるよう港湾利用者や関係者の意見を聞きながら進めることができる協議会等の設立を地元鳥羽市に要請しました。

２　取組の成果

【尾鷲港】

・　尾鷲港の将来ゾーニングなどの検討に資する情報収集を行うなどし、第３回長期構想検討委員会開催に必要な資料を作成しました。
・　第３回長期構想検討委員会開催に向けて行政関係者で構成される第３回幹事会を平成18年２月に開催しました。
・　第３回長期構想検討委員会を平成18年３月に開催し、将来ゾーニングなど長期構想に関する検討を行うことが出来ました。

【鳥羽港】

・　鳥羽市において、市民や各種団体の合意形成の場として、また、市民の意見集約の場として位置づけた「（仮称）とばみなと・まちづくり会議」の立ち上げが検討されており、同会議に向けて第１回市民協議会が平成17年９月に設立されました。

平成18年度以降（取組予定等）

【尾鷲港】

港湾整備の基本方針、施設計画、費用対効果の検討などについて長期構想検討委員会で検討し、港湾計画の改訂案を策定します。

港湾計画改定案を三重県港湾審議会及び国の交通政策審議会に諮り、平成18年度に港湾計画の改訂を目指します。

【鳥羽港】

鳥羽市と連携して、「（仮称）とばみなと・まちづくり会議」を設立していきます。

施策名　（５５４）港湾の整備

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

４　工作物の無許可占用や放置艇等の対策

津松阪港や宇治山田港などの港湾において、工作物の無許可占用やプレジャーボートの放置が見られ、指導や対策が進んでいないので、法令に違反する場合は適切に指導するとともに、法令に違反しない場合であっても、管理上支障のある放置艇等への実効ある対策について、市町村や他の公共物管理者等と協働して推進されたい。

講じた措置（流域整備分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

(1)　津松阪港の無許可占用工作物２件のうち１件については、話合いでの解決を目指すことを確認し、４月、７月、９月、10月、12月に協議を行いました。

もうひとつの物件については、当初は撤去の意思がないので頻繁に来訪し説得を行いました。

(2)　宇治山田港については、会社の倒産により工作物が占用許可を受けていない状況でありましたが、占用申請希望者を探していたところ、該当者が見つかり、占用許可を行いました。

(3)　プレジャーボート対策については、宇治山田港において、小型船舶検査機構を通じて船舶（放置艇）の所有者調査を実施しました。

県の港湾管理、河川管理、漁港管理、四日市港管理組合の担当者で構成するプレジャーボート対策研究会（事務局：港湾・海岸室）において、岩手県での放置艇対策のベンチマーキングを行いました。

宇治山田港での地元NPO団体などを対象に放置艇の問題点などについてヒアリングを実施しました。

２　取組の成果

(1)　津松阪港の工作物の１件については、協議の結果、平成18年１月末に自主撤去されました。

残るもう一件の工作物についても、引き続き指導を続けた結果、１件が自主撤去したという状況の変化から、話し合いに応じるようになり、撤去に向けての意向を示すようになってきました。

(2)　宇治山田港の工作物は、平成17年９月６日から占用許可を行い、解消しました。

(3)　所有者調査により787隻の放置艇が宇治山田港に存在し、内598隻の所有者が判明しました。これら放置艇の問題点が主に公共水域の秩序への影響であることを地元でのヒアリングにより把握することができましたので、他県で行われている係留許可制度、条例をベンチマーキングし、今後の三重県における対策の参考とすることができました。

平成18年度以降（取組予定等）

(1)　津松阪港の残った１件については、撤去に向けての意向を示してきたことから早期の撤去を目指し、話し合いを継続します。

(2)　宇治山田港は、プレジャーボートがもっとも多く、また、地元に対策協議会が設置されるなど放置艇対策に積極的であることから、同港を対象に地域一体となって、今後の対策を検討し、その成果を見て順次拡大して取り組んでいきます。

宇治山田港においては、所有者調査の結果を踏まえ、放置艇所有者等関係者へのアンケート調査等を実施します。

また、プレジャーボート対策研究会においてはベンチマーキングの成果を踏まえ、県内の漁港・港湾の現状に応じた船舶の係留施設の利用に関するルールづくり等を検討していきます。

施策名　（５５５）基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

１　公共事業の効果的・効率的な執行

公共事業予算が減少する状況の中で、事業の効果的・効率的な執行が一層重要になっているが、本県では、各部局からなる公共事業総合推進本部（事務局：県土整備部）で、事業評価、入札・契約制度、ＩＴ化など公共事業に関わる取組を庁内横断的に行っている。

特に、事前評価により同一分野内での各事業を点数化し、予算の優先順位付けを行うことは、全国的に先駆的な取組と認められる。また、コスト縮減及びＩＴ化についても、それぞれアクションプログラムに沿って計画的に進められている。

今後とも、採択の透明性・公平性・客観性の向上を図るため、事業評価制度を一層充実させるとともに、電子システムの有効活用などにより、公共事業の効果的・効率的な執行に資する仕組みづくりを推進されたい。

講じた措置（公共事業総合政策分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

公共事業評価システムにおいて、継続事業の順位づけにかかる重点化評価結果の分析と検証、及び新規事業の個別評価にかかる熟度評価要件の充実による優先手法の見直しなど、予算枠の制約の中での予算づけの整合を図るため、評価システムの改善に取り組みました。

また、自然景観、文化、快適性など環境面の評価機能を充実させるため実施したＣＶＭ（仮想評価法）による県民アンケート調査結果を基に個別事業の事例分析による検証を行い、環境面の効果（便益）を評価する手法をシステムに導入する取組を進めました。

公共事業のＩＴ化（ＣＡＬＳ／ＥＣ）については、地域研修会の開催等を通じて受注業者への普及・啓発を行い、平成17年10月から電子入札の全面適用を行うとともに、電子納品も適用範囲の拡大（２千万～３千万の工事と追加拡大）を行いました。

２　取組の成果

公共事業の合理的な評価、事業間の優先順位決定などの政策判断を行うため、事業の効率性が高い事業であっても、円滑な事業執行の環境が整っているかどうかを判断する「熟度評価」をシステムにとり入れ、熟度が低い事業については優先度を下げるよう評価機能の改善を図りました。結果は概ね評価結果どおりの予算付けとなりました。

また、評価結果、電子入札の案件公告・結果についても逐次ホームページによる情報提供を行い、公共事業の客観性、透明性の向上に寄与することが出来ました。

平成18年度以降（取組予定等）

１　公共事業評価システムにおいて、地域係数等の評価指標の改善による機能強化を進め、客観性、透明性を確保し、信頼性の向上を更に図るとともに、事前・事中（再）・事後の各評価システムの連携による評価サイクルが更に有効に機能するよう努めます。

２　次に、公共工事のコスト縮減対策に関しては、16年度から取り組んでいる「第３次行動計画」では、計画から維持管理に亘るすべてのプロセスにおいてコストの観点から見直しを行い、事業便益の早期発現効果や環境付加の低減などを加味した総合的なコスト縮減対策を進めます。

３　公共事業のＩＴ化については、平成17年度構築した「公共事業情報統合データベース」を活用して、電子納品等のＣＡＬＳ／ＥＣの取組により電子化された公共事業情報の有効活用に取り組みます。

施策名　（５５５）基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

２　入札・契約制度の継続的な改善

競争の促進、透明性の確保等を目的として、平成14年に定めた「入札及び契約制度改善への指針」により、地域公募型指名競争入札の導入等、改善の取組が行われ、また、「品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、新たな入札方式が試行されている。

限られた予算を有効に活用するため、適正な価格での契約と事業の品質確保は一層重要になっているので、入札・契約制度の改善に継続的に取り組まれたい。

また、地域機関の県単公共工事については、16年度契約件数の67.1%が増額変更されており、その中には設計時の適切な調査・計上に努めるべきもの、別途発注を検討すべきもの等が見受けられる。安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、調査精度の向上等を図るとともに、変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に資する仕組みづくりに努められたい。

講じた措置（公共事業総合政策分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

①　入札・契約制度の改善については「品質確保の促進に関する法律」の施行と合わせ、昨年度から実施している『総合評価落札方式（建設工事）』や『プロポーザル方式（建設コンサルタント業務）』の試行継続と新たに『簡易総合評価方式（建設工事）』の試行を行い、制度の改善に向けて取り組みました。

〈新たな入札方式の試行〉（平成18年３月末）

平成17年度　総合評価落札方式試行件数（標準型）　３件
総合評価落札方式試行件数（簡易型）　13件
プロポーザル方式試行件数（委託業務）７件

②　設計変更にかかるチェック体制の強化策として発注機関の指名審査会を活用することを規定した「三重県建設工事設計変更要領（案）」を策定し、平成17年４月に担当者との意見交換会、同年10月に説明会を各地域機関において開催し、その内容の周知を図ってまいりました。さらに、同年11月１日から同要領の試行を行い、年度内に効果の検証を行う予定です。

２　取組の成果

①　新たな入札方式の試行では、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に向けて取り組みましたが、本格実施に向けては引き続き対象業務の試行拡大や効果について検証が必要です。

②　策定した「三重県建設工事設計変更要領（案）」の意見交換会及び説明会を通じて、設計変更の実態を周知することにより、職員の設計変更に対する意識向上が図られました。

平成18年度以降（取組予定等）

①　「公共工事の品質確保に関する法律」の基本的な方針に基づき、入札契約制度の改善及び発注関係事務の環境整備に取り組みます。具体的には、総合評価落札方式の試行件数を重ね、課題整理を行うとともに、競争性、透明性を高めるため専門工事など特殊な工事における指名競争入札を競争性・透明性の高い公募型指名競争入札方式等に拡大していきます。

②　平成17年11月１日から試行している「三重県建設工事設計変更要領」の効果の検証結果を受けて、平成18年度の本運用に向けて見直しを行い、設計変更の適正化を図ります。

施策名　（５５５）基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

主担当部局名　県土整備部

監査の結果

３　公共用地未登記筆の早期処理

昭和50年代以前に発生した、県土整備部所管公共用地の未登記筆処理を進めており、平成16年度では331筆処理したが、残存筆が6,054筆ある。16年度に全筆のカルテ作成（未登記各筆の再把握）と処理の難易度分析が完了し、17年度以降5カ年で1,000筆処理する目標である。

財産の適正管理の点で、未登記筆は早期に処理すべきであるので、残存筆の状況・難易度に応じて、計画的・効率的に登記処理を進められたい。

講じた措置（公共事業総合政策分野）

平成17年度

１　実施した取組内容

・　平成14年度に「未登記対策推進事業」の創設による予算の大幅増と、各建設部に未登記担当者の明確な位置づけを行って以来、従前の10倍以上の未登記処理を行ってきましたが、引き続き平成17年度も処理目標（県土整備部全体で200筆）を定め、毎月の進捗管理を行うなど目標達成に向けた取り組みを行いました。

・　未登記処理に当たっては、平成16年度で作成が完了した「カルテ（未登記土地調査表）」（案件毎に権利関係等を調査したもの）の分析結果により定めた「平成17年度以降の処理方針」に沿って、登記処理難度が低いものを優先などしながら処理効果が上がる取り組みを行いました。

・　各建設部の未登記担当者を対象とした専門家講師による「研修会」を開催して職員の不動産登記知識の向上や、「担当者会議」を随時開催するなど本庁と地域機関が一体となった取り組みを行いました。

２　取組の成果

・　処理の設定と研修会（７月１日開催）の実施など本庁と地域機関が一体となった取り組みにより、18年３月末現在で255筆の未登記処理を行いました。

平成18年度以降（取組予定等）

・　適正な財産管理及び未登記を原因とするトラブル防止のため、今後も引き続き計画的な未登記の解消に努めます。

・　平成18年度の処理目標は17年度と同程度の200筆を予定しています。

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1箇月　3,000円
1箇年　36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
http://www.pref.mie.jp/

平成18年5月12日発行
津市広明町13番地
三　重　県
印刷・販売　株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431

R70 古紙配合率70%の再生紙を使用しています